

厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業)

平成26年度 総括研究報告書

墓地埋葬行政をめぐる
社会環境の変化等への対応の在り方に関する研究

平成26年度 総括研究報告書

平成27年 3月

研究代表者 浦川 道太郎

早稲田大学法学学術院 教授

公益社団法人 全日本墓園協会 特別研究員

目 次

要 旨

第1章 本研究の目的・意義	9
第2章 我が国、47都道府県別必要“墳墓”数将来推計	
2-1 需要算定の解説	13
2-2 我が国、47都道府県別必要“墳墓”数将来推計－推計方法－	17
2-3 2014年度全国地区別推計結果（大阪府方式・森岡方式）	25
第3章 我が国における公営墓地実態調査	
3-1 墓地等における遺（焼）骨にかかわる施設の現況調査（概要）	75
3-2 我が国における公営墓地実態調査	111
第4章 我が国における公営墓地使用条例・規則について（整理・分析）	
4-1 墓地霊園条例の研究	123
4-2 我が国における公営墓地使用条例・規則について－モデル条例試案	137
第5章 （公営墓地所管部署である）市の担当者ヒアリング経緯	
5-1 ヒアリング実施において想定される地方都市の抱える課題の整理	143
5-2 地方公共団体へのヒアリング	145
第6章 （主に公営墓地における）無縁改葬の現状	151
第7章 研究で得られた知見と考察、提言	
7-1 研究で得られた知見と考察、提言	161
7-2 他の法令等との比較と地方分権化に伴う墓埋法運用の課題	162
謝 辞	165
関連資料	
① 我が国における公営墓地使用条例・規則について 条例の規定研究	171
② X市Y市Z市の担当者とのヒアリング概要	209
③ 47都道府県別の人口が最も少ない市を対象とした将来推計結果 （大阪式+森岡式）	235

厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）
平成26年度統括研究報告書

墓地埋葬行政をめぐる社会環境の変化等への対応の在り方に関する研究

研究代表者：浦川 道太郎 早稲田大学法学学術院教授、
公益社団法人 全日本墓園協会特別研究員

要約 多死社会を迎えるわが国であるが、平成24年4月、墓地経営等の権限がすべての市区に委譲されるという大きな局面を迎えた。公共の福祉に資するための墓地行政として、地方自治体はどのような基準や方向性をもって、新たな方策を取り得るのだろうか。個々の地域における墓地ニーズをふまえながら、今後も人口減少状態が続くことを考慮し、見直すべき課題とその対応策（広域による共同連合の方向性等）を明らかにする。

1 研究の概要

墓地埋葬行政は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成24年4月）により、墓地経営等の権限がすべての市区に委譲された。住民に対しより身近な行政主体によって運営されることとなり、地方公共団体は地域の実情にきめ細かに対応した行政運用が求められる。また墓地埋葬では、様々な住民の意識、宗教的な感情、私権と、公衆衛生等の公共の福祉との調和を図らなければならない。これらの問題の対応には、環境や都市計画行政、まちづくり等、他の行政部門との調整・連携の必要性がある。

平成25年度の特例研究事業では、墓地の許可に際して、周辺住民との調整、環境・都市計画・まちづくりとの調整、用地の取得・立地条件等ごとの各地方公共団体の対応策に検証を加え、どのような対応策が有効なのかをまとめたが、ここでの議論は墓地の許可にかかわる問題に留まった。

こうした問題に加え、各々の地方公共団体には墓地を提供する第一義的な責務が委ねられている（地方公共団体が参照できる直近の国の知見である「墓地経営・管理の指針」（平成12年12月6日付生衛発第1764号厚生省生活衛生局長通知、「2-（2）」等に拠る）。

即ち、地方行政は墓地の許可を行うと共に、墓地の供給主体でもあり、両側面からの議論の必要性が浮かび上がった。

このため、墓地埋葬をめぐる環境の変化の中、本研究においては、地方公共団体が地域で直面する種々の課題とこれらに対する対応について、

- ① 公営墓地の供給状況：公営墓地と民営墓地、各々、行政施策上、何らかの調整・整合性に留意しているか否か。
- ② とりわけ、公営墓地においては多様な形態の施設（いわゆる「合葬墓」、樹木葬やなど）が設けられている。本研究ではこの実態を明らかにし、公営墓地の供給のあり方の多様化が、社会環境の変化等に応じ、これを的確に反映させたものとなっているかを検討する。

- ③ 他方で民営墓地（の許可の申請）にどのように対応しているかを調査、集約・整理し、これらの態様や関係性を分析する。

以上の検討を通じ、各地方公共団体が、地域の実情に即した許可と供給についての整合性をもちながら墓地埋葬行政を円滑に進めるための基本的な視座や知見（資料の集積を含む）を得る。

研究分担者

小松初男	虎の門法律事務所 弁護士
奥村龍一	東京都健康安全研究センター 広域監視部建築物監視指導課ビル衛生検査係 係長
柴田總三郎	公益財団法人東京都公園協会 専門調査員
渡邊裕一	大阪市環境局事業部斎場霊園担当 課長代理
横田睦	公益社団法人全日本墓園協会 主任研究員

2 研究目的

「墓地、埋葬等に関する法律」施行後65年が経過し、社会環境の変化のなか、墓地埋葬行政をめぐる各地方公共団体が直面する課題と対応策について検討する必要性が出てきた。

本研究では、平成25年時の特別研究「地方公共団体の墓地の許可条例の整理（許可条件の整理と類型化）」の成果に基づき、各地方自治体の行政施策を分析し、下記3点を軸に、環境変化及び地域の実情に応じた各地方公共団体の墓地埋葬行政の運用に資するために、各地方公共団体が直面する課題と対応策の整理・分析を行う。

- ① 民営墓地の許可に高い制約を求める行政施策の実施：墓地需要数を満足させ得るだけの公営墓地の供給しているのか。
- ② 民営墓地の許可を行う行政施策の採用：許可に際し、具体的にどのような条件を設けているのか。
- ③ 公営墓地と民営墓地の役割分担の必要性に関して、地方自治体の基準、考え方の違いを明らかにし、どのような条件下において、新たな方策（無縁改葬等の再整備、合葬墓、樹木葬等・その他）の採用が可能となるのか。

3 研究方法

- ① 地方公共団体を対象としたアンケート調査と情報収集を行い、整理・分析を行う。
 - ・墓地埋葬行政における課題と対応に関する情報収集
 - ・各地方公共団体における許可条例と供給されている公営墓地の調査
- ② アンケート結果をふまえ、参考となる対応事例を有する地方公共団体の担当者に対し、地方公共団体に対するヒアリング調査（制度的な対応の内容、これらの検討の経過、調整や住民等への説明の過程、課題や苦慮した点および課題克服のためのポイント、他行政との関係、対応後の反応等）の実施。

4 研究結果考察

- ① 墓地埋葬行政における課題と対応に関する情報収集として、全国47都道府県別に「今後、必要とされる墳墓等施設に関する値」の将来推計を行った。本報告書では、既往の算定方法

のなかから、数多くの報告書等で用いられ、一定の検証・評価がなされている2つの方法を用いた。

人口減少が顕著な道府県における状況では、死亡者が発生しても、火葬、納骨を行う同居人が存在していない状態が既に顕在化している。現在、人口が集中している都府県においても、20年後の将来、2050年には同様の状況に至ると想定されることが明らかとなった。

② 各地方公共団体の許可条例と供給されている公営墓地の実態を明らかにするために、公営墓地の現状とその使用規則（使用条例）についての調査を行った。特に公営墓地においては、昭和23年以降からこれまで、「墓地経営一管理の指針等について」（平成12年12月6日生衛発第1764号）（以下「指針等」と略）をはじめとする、厚生労働省（旧「厚生省」時を含む）の方針「墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則」が貫かれてきた。しかし、調査によって、三分の一近くの「市」では公営墓地が整備されていないことが明らかとなった。昨年の研究においても、公営と民営（墓地）との役割分担の必要性を指摘したが、その課題の重要性がさらに確認された。

③ 公営墓地において定められている使用規則（使用条例）は、「指針等」で示されている「墓地使用権型標準契約約款」と必ずしも整合性が認められなかった。確かに公営墓地における使用権の発生は契約に拠るものではないが、その経営一管理の実態は民営墓地と大きく変わるものではない。よって、個々の地域における墓地ニーズをふまえながら、今後も人口減少状態が続くことを考慮し、常に見直すべき課題～たとえば、管理料を一括して徴収することの妥当性・合理性について、など～に取り組むべきである。

④ 地方公共団体でのヒアリングの結果、次のことが導かれた。

- ・個人墓や共同墓地については、一貫して抑制的な対応が墓地行政の施策とされてきた（「個人墓地の疑義について」（昭和27年10月25日衛発第1025号等に拠る））。
- ・都市部以外の地方での公営墓地の経営・管理において、並行して考慮されるべきなのは、宗教法人や公益法人による民営墓地ではなく、むしろ個人墓や集落・共同墓地としての民営墓地である。

よって、公営墓地の経営・管理においては、個人墓や集落・共同墓地の存在を前提とした合理的な行政施策の確立が求められる。

5 結論

墓地埋葬等をめぐる状況は地域によって異なるとはいえ、少なからぬ地方公共団体において、公営墓地の整備が行われていない実情が明らかとなった。墓地設置に対する周辺地域の住民の意識を考慮すると、個人墓や集落・共同墓地の存在を前提とした合理的な行政施策の確立が求められる。

以上をふまえ、地域の墓地ニーズを把握した上で、既存のコミュニティを基盤とした墓地をいかに行政施策に取り入れるか、今後の対応を考えていく必要がある。

第 1 章

1. 本研究の目的・意義

墓地埋葬行政は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 24 年 4 月）により、墓地経営等の権限がすべての市区に委譲された。これにより、墓地埋葬行政は住民に対しより身近な行政主体によって運営されることとなるとともに、地方公共団体は地域の実情にきめ細かく対応した墓地埋葬行政の運用が求められている。また墓地埋葬では、さまざまな住民の意識、宗教的な感情、私権と公衆衛生等の公共の福祉との調和を図らなければならない。

これらの問題への対応には、環境や都市計画、まちづくり等の他の行政部門との調整・連携の不可欠である。本研究と関連する平成 25 年度の特別研究事業では、墓地設置の許可に際して、周辺住民との調整、環境・都市計画・まちづくりとの調整、用地の取得・立地条件等ごとの各地方公共団体の対応策に検証を加え、どのような対応策が有効なのかをまとめたが、ここでの議論は墓地設置の許可にかかわる問題点に留まっていた。

ところで、地方公共団体にはこれまでも墓地を提供する第一義的な責務が委ねられている（地方公共団体が参照できる直近の国の見解である「墓地経営・管理の指針」（平成 12 年 12 月 6 日付生衛発第 1764 号厚生省生活衛生局長通知、「2-（2）」等に拠る）。即ち、地方公共団体は、上記の墓地設置の許可を行う行政機関であるとともに、墓地の供給主体でもあり、墓地埋葬行政を考える場合には、両側面からの検討の必要性が浮かび上がっているのである。

さらに、社会に目を転じると、住民の中からは樹木葬や撒骨などへの関心が高まっているほか、地域によっては墓地不足が指摘されるとともに、いわゆる「嫌悪施設」として墓地の設置に反対する住民運動も存在している。その意味において、墓地埋葬行政は、市民の墓地埋葬に対する意識の変化についても留意しなければならない。

本研究においては、墓地埋葬をめぐる環境の変化の中で、地方公共団体が地域で直面する種々の課題とこれらに対する対応について、次の各点に特に焦点を当てて検討することにした。

- ①公営墓地の供給状況；公営墓地と民営墓地、各々、行政施策上、何らかの調整・整合性に留意しているか否か。
- ②とりわけ、公営墓地においては多様な形態の施設（いわゆる「合葬墓」、樹木葬やなど）が設けられている。公営墓地の供給のあり方の多様化が、社会環境の変化等に応じ、これを的確に反映させたものとなっているか。

また、併せて、以下の点も検討することにした：

- ③民営墓地（の許可の申請）にどのように対応しているかを調査、集約・整理し、これらの態様や他の行政課題との関係性にどのように対応しているか。

本研究では、以上の諸点の検討を通じ、各地方公共団体が、地域の実情に即した墓地の許可と供給についての整合性をもちながら墓地埋葬行政を円滑に進めるための基本的

な視座や知見（資料の集積を含む）を得ることとした。

本研究においては、具体的には、全国の地方公共団体（市・特別区）に対して墓園の整備状況に関するアンケートを実施することで基礎的データを収集・分析するとともに、さらに昨年実施した大都市圏である東京都及び近郊の市に関する実地調査を踏まえて、さらに地方都市についてヒアリングを行い、墓地行政に対する取組みとその課題について調査することとした。

具体的には第1章として「研究の目的、目標設定と意義」をまとめた。次いで第2章で「我が国、47都道府県別必要“墳墓”数将来推計」として、推計方法・考え方の概要。具体的な推計方法についての解説。そして、これに伴う我が国と47都道府県の推計作業とその結果をまとめた。これにより、今日の人口減が墓地への影響の顕在化するまでのタイムラグの存在を確認することが出来た。そして、第3章「我が国における公営墓地実態調査」では、公営（市営）墓地の有無と無縁状況について調査・分析の結果をまとめた。墓地、埋葬等に関する法律の解説、通知、通達、では「原則として墓地は地方公共団体に拠らねばならない」と繰り返し述べられているが、その実態は大きくかけ離れている事実が明らかとなった。

これら調査を踏まえて、各々の市営墓地の使用規則・条例を収集し、その分析を行ったのが第4章「我が国における公営墓地使用条例・規則について（整理・分析）」であり、これと並行して現地のヒアリング調査を行った（第5章）。また、行政実務の視点から第6章の「（主に公営墓地における）無縁改葬の現状」をまとめ、最後に第7章として「研究で得られた知見と考察、提言」とした。

本研究は、これまで実施されることがなかった墓地埋葬行政の実態を明らかにするものであり、なお究明すべき部分はあるものの、わが国の墓地と埋葬に関わる新たな知見を加えるものといえよう。

第 2 章

2. 我が国、47都道府県別必要“墳墓”数将来推計

2-1 需要算定の解説（概略）

（1）墓地の需要算定について

現在の超高齢社会、核家族化の進展などを踏まえると、今後、墓地需要が更に高まることが予測される。一方で、人口減少社会が到来しており、ある時期をピークとして墓地需要は減少していくことも予想される。

そのような状況の中、今後の新たな墓地のあり方等に係る検討にあたっては、我が国及び47都道府県における今後の墓地需要の動向を十分に把握することが重要である。

本調査報告書では、我が国全体と47都道府県毎の墳墓の必要数の推計算定（将来必要とされる墳墓等の数を推計）を実施した（既存の区画に分かれたお墓、納骨堂、合葬式墓地なども含む）。

推計にあたっては、「大阪府方式」と「森岡方式」という2つの推計方法を用いており、それぞれの具体的な推計方法については別途掲載している。それぞれの推計方法には特徴があり、その特徴を踏まえた分析が必要となる。それぞれの推計方法の概要は以下のとおりである。

なお、ここではある県の推計結果を示すこととし、47都道府県の推計結果については、まとめて掲げている。

【大阪府方式】

「死亡者」の発生に着目して、既存の“墓”等を考慮せず、「死亡者」＝新たに墓を求めなければならぬという考え方を前提とした推計方法。算出に当たっては、「定着係数」、「傍系世帯率」「取得希望世帯率」を考慮しており（この3条件の適格性については東京工業大学研究室にて検証済）、つまり、「死亡者が発生した世帯のうち、現居住地において定住することを志向した世帯において死亡者が発生した場合に墳墓が必要となる」という考え方である。このことから、「死亡者」数が増え続ける限り、その必要数は際限無く増え続けるという結果になることを認識しておく必要がある。

なお、本調査報告書では、算定に必要な「定着係数」、「傍系世帯率」「取得希望世帯率」は、熊本県で実施された県民アンケート等の結果に基づき設定している。

【森岡方式】

世帯数の変化に着目し、それら世帯において、死亡者が発生した際、既存の“墓”等を考慮し、その既存の“墓”に納骨されない、新たに墓を求めることになる世帯数を考慮した方法である。

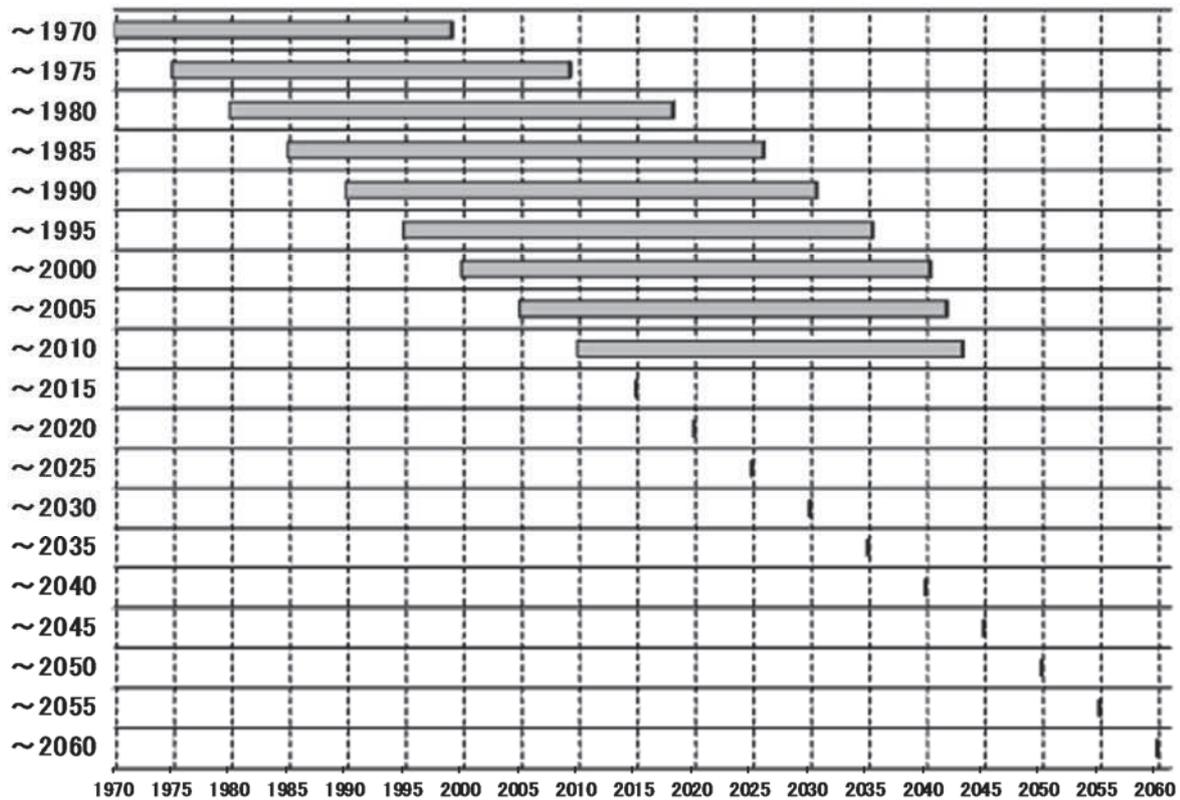
具体的には、まずは基準年次の世帯は、全て墓の既取得者と仮定し、それ以後、新たに生ずる世帯は、全て墓の潜在的需要者とする。そして、新たに生じた世帯は「一定期間」内で需要が顕在化していく。「一定期間」については、世帯成立時の死亡率及び一世帯当たりの人員数から推定し、「一定期間」で除して年平均需要数を算出する。なお、現在及び将来の墓の必要数は、過去（基準年次以降）新たに発生した世帯による需要数の累積によって示される。従って、世帯数が減少したとしても、過去において増加した世帯による需要が継続することになる。こうした過去からの長期的スパンを需要数を必要数に反映させ得ることが出来るのが本方式の特徴である。

①大阪府方式による算定結果

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数
2005～2010	1,842,000	0.0098	18,052	0.818	0.273	4,031	0.229	3,382	3,706
2010～2015	1,809,000	0.0112	20,261	0.818	0.273	4,525	0.229	3,795	4,160
2015～2020	1,766,000	0.0130	22,958	0.818	0.273	5,127	0.229	4,301	4,714
2020～2025	1,712,000	0.0148	25,338	0.818	0.273	5,658	0.229	4,746	5,202
2025～2030	1,649,000	0.0163	26,879	0.818	0.273	6,002	0.229	5,035	5,519
2030～2035	1,582,000	0.0177	28,001	0.818	0.273	6,253	0.229	5,245	5,749
2035～2040	1,510,000	0.0188	28,388	0.818	0.273	6,339	0.229	5,318	5,829
2040～2045	1,441,277	0.0196	28,249	0.818	0.273	6,308	0.229	5,292	5,800
2045～2050	1,375,682	0.0200	27,514	0.818	0.273	6,144	0.229	5,154	5,649
2050～2055	1,313,072	0.0205	26,918	0.818	0.273	6,011	0.229	5,042	5,527
2055～2060	1,253,311	0.0215	26,946	0.818	0.273	6,017	0.229	5,048	5,532
<参考値>									
2060	1,196,270	0.0225	26,916	0.818	0.273	6,011	0.229	5,042	5,526

②森岡方式による算定結果

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	420,039	24,391	3.90	0.0088	29.1	838
1975	459,022	38,983	3.60	0.0081	34.3	1137
1980	502,823	43,801	3.44	0.0076	38.2	1147
1985	551,628	48,805	3.25	0.0075	41.0	1190
1990	575,227	23,599	3.12	0.0079	40.6	581
1995	596,614	21,387	2.98	0.0083	40.4	529
2000	645,000	48,386	2.88	0.0086	40.4	1198
2005	664,000	19,000	2.77	0.0098	36.8	516
2010	672,000	8,000	2.69	0.0112	33.2	241
2015	669,000	-3,000	2.64	0.0130	29.1	-103
2020	660,000	-9,000	2.59	0.0148	26.1	-345
2025	647,000	-13,000	2.55	0.0163	24.1	-539
2030	630,000	-17,000	2.51	0.0177	22.5	-756
2035	612,990	-17,010	2.46	0.0188	21.6	-788
2040	596,439	-16,551	2.42	0.0196	21.1	-784
2045	580,335	-16,104	2.37	0.0200	21.1	-763
2050	564,666	-15,669	2.33	0.0205	20.9	-750
2055	549,420	-15,246	2.28	0.0215	20.4	-747
2060	534,586	-14,834	2.24	0.0225	19.8	-749



年間必要墳墓数の推移	
(1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数 6,298 墳墓(=1137+1147+1190+581+529+1198+516)	(7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数 2,484 墳墓(=529+1198+516+241)
(2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数 5,402 墳墓(=1147+1190+581+529+1198+516+241)	(8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数 1,955 墳墓(=1198+516+241)
(3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数 5,402 墳墓(=1147+1190+581+529+1198+516+241)	(9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数 0 墳墓
(4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数 4,255 墳墓(=1190+581+529+1198+516+241)	(10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数 0 墳墓
(5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数 4,255 墳墓(=1190+581+529+1198+516+241)	(11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数 0 墳墓
(6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数 3,065 墳墓(=581+529+1198+516+241)	(参考値)2060年の年間必要墳墓数 0 墳墓

③算定結果の分析

大阪府方式では、2035～2040年頃まで墳墓需要は増加し、その後は一定の需要を保ちながら緩やかに減少していくという結果となっている。なお、「定着係数」－「その地に住み続けたい」と答えた者の割合は「資料」にて掲げた通り、0.75～0.85。「傍系世帯率」－「引き継がねばならない“お墓”はない」と答えた者の割合は「資料」にて掲げた通り、0.25～0.35。「取得希望世帯率」－「“お墓”等を求めることを考えている」と答えた者の割合は「資料」にて掲げた通り、0.20～0.30。である（なお、前頁、上記に掲げた推計（例示）では、「定着係数」は0.818。

「傍系世帯率」は0.273。「取得希望世帯率」は0.229。と仮定した上で作業を行っている)。

また、森岡方式でも一定の需要が見込まれるものの、人口減少に伴う世帯数の減少により、2015～2020年をピークに暫時減少してゆく。世帯数は2015年から減少をはじめめるものの、過去における増加世帯による需要数の“溜まり”があることから、需要数が目立って減少の程度は2030年、ないし2035年の15から20年後のという結果となっている。

前述のとおり、それぞれの推計方法には特徴があり、一概に分析の結論を述べることはできないものの、今後の死亡者の数の増加により、墳墓需要は更に高まり、一方でそれを支えていく世帯が減少するという傾向を分析することができる。

今回の推計により、墳墓需要の高まりと世帯数の減少という、2つの相反する動向を見ることができた。今後は、それらの動向に対する行政及び社会の対応が、改めて求められていると考えられる。

2-2 我が国、47都道府県別必要“墳墓”数将来推計－推計方法－

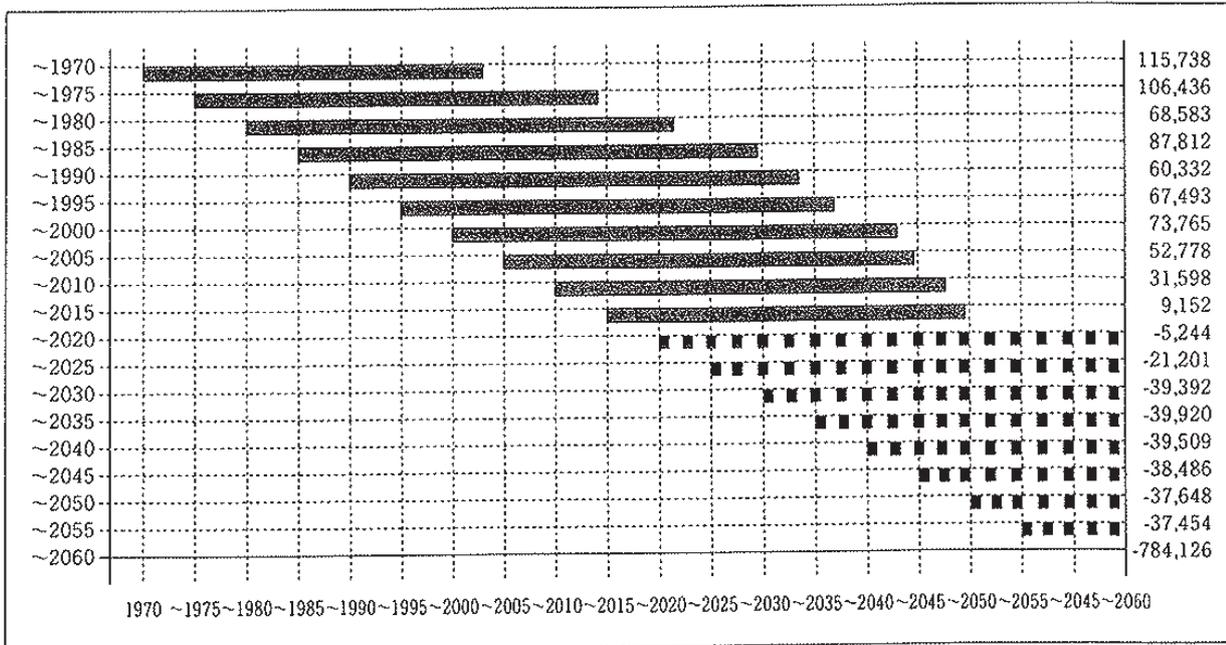
全国

■森岡方式（表一・算定の考え方、方法、詳細は後掲参照のこと）

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発生期間	単年度あたりの需要数
1970	27,098,226	3,819,343	3.88	0.0077	33.5	115,738
1975	31,270,506	4,172,280	3.59	0.0071	39.2	106,436
1980	34,123,576	2,853,070	3.48	0.0069	41.6	68,583
1985	38,039,984	3,916,408	3.30	0.0068	44.6	87,812
1990	40,670,475	2,630,491	3.14	0.0073	43.6	60,332
1995	43,498,444	2,827,969	2.98	0.0080	41.9	67,493
2000	46,781,000	3,282,556	2.71	0.0083	44.5	73,765
2005	49,061,000	2,280,000	2.60	0.0089	43.2	52,778
2010	50,287,000	1,226,000	2.53	0.0102	38.8	31,598
2015	50,600,000	313,000	2.48	0.0118	34.2	9,152
2020	50,439,000	-161,000	2.43	0.0134	30.7	-5,244
2025	49,839,000	-600,000	2.39	0.0148	28.3	-21,201
2030	48,803,000	-1,036,000	2.36	0.0161	26.3	-39,392
2035	47,797,017	-1,005,983	2.32	0.0171	25.2	-39,920
2040	46,821,146	-975,871	2.27	0.0178	24.7	-39,509
2045	45,874,385	-946,761	2.23	0.0182	24.6	-38,486
2050	44,955,775	-918,610	2.19	0.0187	24.4	-37,648
2055	44,064,380	-891,395	2.14	0.0196	23.8	-37,454
2060	27,362,497	16,701,883	2.28	0.0205	21.3	-784,126

数字上マイナスではあるが、これは墳墓の減少等を示すものではない。これを推計上、どの様に扱うべきなのかは現在、検討の対象となっている段階であり、ここではその扱いについては留保することとする。

需要発生期間と単年度あたりの需要数 表一 2



全国における年間需要数の推移

- ① 2005年～2010年の間の年間必要墳墓数
517,199墳墓 (=106,436+68,583+87,812+60,332+67,493+73,765+52,778)
- ② 2010年～2015年の間の年間必要墳墓数
548,797墳墓 (=106,436+68,583+87,812+60,332+67,493+73,765+52,778+31,598)
- ③ 2015年～2020年の間の年間必要墳墓数
451,513墳墓 (=68,583+87,812+60,332+67,493+73,765+52,778+31,598+9,152)
- ④ 2020年～2025年の間の年間必要墳墓数
451,513墳墓 (=68,583+87,812+60,332+67,493+73,765+52,778+31,598+9,152)
- ⑤ 2025年～2030年の間の年間必要墳墓数
451,513墳墓 (=68,583+87,812+60,332+67,493+73,765+52,778+31,598+9,152)
- ⑥ 2030年～2035年の間の年間必要墳墓数
295,118墳墓 (=60,332+67,493+73,765+52,778+31,598+9,152)
- ⑦ 2035年～2040年の間の年間必要墳墓数
234,786墳墓 (=67,493+73,765+52,778+31,598+9,152)
- ⑧ 2040年～2045年の間の年間必要墳墓数
167,293墳墓 (=73,765+52,778+31,598+9,152)
- ⑨ 2045年～2050年の間の年間必要墳墓数
93,528墳墓 (=52,778+31,598+9,152)
- ⑩ 2050年～2055年の間の年間必要墳墓数
0墳墓
- ⑪ 2055年～2060年の間の年間必要墳墓数
0墳墓
(参考値) 2060年の年間必要墳墓数
0墳墓

森岡方式による具体的算定事例 (「全国」の場合)

- ① 1970年から75年の世帯増加数は $(\overset{75\text{年の世帯数}}{31,270,506} - \overset{70\text{年の世帯数}}{27,098,226}) = 4,172,280$ 世帯とすると、1975年に成立した世帯が全ての墳墓を取得する期間は
[1 / (1975年の1世帯あたりの員数) × (1975年度の死亡率)]
 $1 / (3.59 \times 0.0071) = 39.2$ ～ほぼ40年後の2015年までだと思われる。
また、この間の平均需要は $(4,172,280 \div 39.2) = 106,436$ 墓所・墳墓となる。

以下、同じ要領で

- ② 1975年から80年の世帯増加数は $(\overset{80\text{年の世帯数}}{34,123,576} - \overset{75\text{年の世帯数}}{31,270,506}) = 2,853,070$ 世帯。
これらが全ての墳墓を取得する期間は、 $1 / (3.48 \times 0.0069) = 41.6$ ～ほぼ40年後の2020年まで。
また、この間の平均需要は $(2,853,070 \div 41.6) = 68,583$ 墓所・墳墓となる。

- ③ 1980年から85年の世帯増加数は $(38,039,984 - 34,123,576) = 3,916,408$ 世帯。
 これらが全ての墳墓を取得する期間は、 $1 / (3.30 \times 0.0068) = 44.6$ ～ほぼ45年後の2030年
 まで。
 また、この間の平均需要は $(3,916,408 \div 44.6) = 87,812$ 墓所・墳墓となる。
- ④ 1985年から90年の世帯増加数は $(40,670,475 - 38,039,984) = 2,630,491$ 世帯。
 これらが全ての墳墓を取得する期間は、 $1 / (3.14 \div 0.0073) = 43.6$ ～ほぼ45年後の2035年
 まで。
 また、この間の平均需要は $(2,630,491 \div 43.6) = 60,332$ 墓所・墳墓となる。
- ⑤ 1990年から95年の世帯増加数は $(43,498,444 - 40,670,475) = 2,827,969$ 世帯。
 これらが全ての墳墓を取得する期間は、 $1 / (2.98 \times 0.0080) = 41.9$ ～ほぼ40年後の4035年
 まで。
 また、この間の平均需要は $(2,827,969 \div 41.9) = 67,493$ 墓所・墳墓となる。
- ⑥ 1995年から2000年の親族世帯増加数は $(46,781,000 - 43,498,444) = 3,282,556$ 世帯。
 ⑦ 2000年から2005年の親族世帯増加数は $(49,061,000 - 46,781,000) = 2,280,000$ 世帯。
 ⑧ 2005年から2010年の親族世帯増加数は $(50,287,000 - 49,061,000) = 1,226,000$ 世帯。
 ⑨ 2010年から2015年の親族世帯増加数は $(50,600,000 - 50,287,000) = 313,000$ 世帯。
 ⑩ 2015年から2020年の親族世帯増加数は $(50,439,000 - 50,600,000) = -161,000$ 世帯。
 ⑪ 2020年から2025年の親族世帯増加数は $(49,839,000 - 50,439,000) = -600,000$ 世帯。
 ⑫ 2025年から2030年の親族世帯増加数は $(48,803,000 - 49,839,000) = -1,036,000$ 世帯。
 ⑬ 2030年から2035年の親族世帯増加数は $(47,797,017 - 48,803,000) = -1,005,983$ 世帯。
 ⑭ 2035年から2040年の親族世帯増加数は $(46,821,146 - 47,797,017) = -975,871$ 世帯。
 ⑮ 2040年から2045年の親族世帯増加数は $(45,874,385 - 46,821,146) = -946,761$ 世帯。
 ⑯ 2045年から2050年の親族世帯増加数は $(44,955,775 - 45,874,385) = -918,610$ 世帯。
 ⑰ 2050年から2055年の親族世帯増加数は $(44,064,380 - 44,955,775) = -891,395$ 世帯。
 ⑱ 2055年から2060年の親族世帯増加数は $(27,362,497 - 44,064,380) = -16,701,883$ 世帯。

(⑥～⑱の需要発生期間、単年度あたりの需要数については①～⑤と同じ要領で計算する。表-1を参照のこと)

森岡方式の概要

- 〈1〉ある基準年次の世帯は、全て墳墓の既所得者であると仮定する
- 〈2〉それ以後、新たに生ずる世帯は、全て墳墓の潜在的需要者とし、それら世帯は【一定期間】内に需要が顕在化し、墳墓の取得に至る
- 〈3〉その【一定期間】は、世帯成立時の死亡率及び一世帯あたりの人員数から推定する（この場合、死亡率及び一世帯あたりの人員数は変わらぬものと仮定する）
- 〈4〉新たに成立した世帯数（即ち、新たに生じた世帯による墳墓総需要数）を先に求めた【一定期間】で除して年平均需要数を求める
- 〈5〉求めるべき現在及び将来の墳墓需要数は、過去（【ある基準年次】以降）新たに発生した世帯による需要数の累積によって示される

以上の考え方に従い、 a 年における墳墓需要数を求めるものとする。

この場合、 $a-40$ 年（40年前）における世帯は全て墳墓の既取得者であると仮定して、これを起点に考える¹⁾。ここで新たに生ずる世帯数は5年毎に得られる²⁾とすると（ $a-40$ ）年～（ $a-35$ ）年の間に増加した親族世帯； $h1 [a-35]$

その世帯の一世帯あたりの人員数； $p1 [a-35]$

（ $a-35$ ）年当時の死亡率； $n1 [a-35]$

とすると、1世帯あたりに必ず1人の死亡者が発生するには？

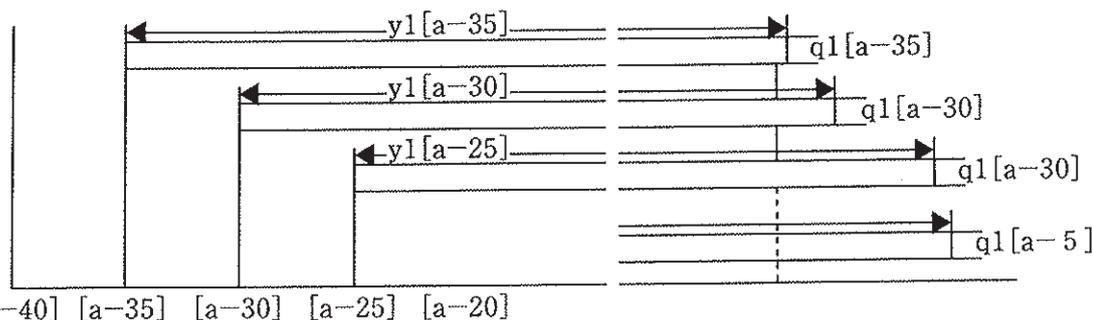
$y1 [a-35] = 1 / (n1 [a-35] \cdot p1 [a-35])$ 年間かかると考えられる。

即ち、新たに発生した世帯（ $h1 [a-35]$ ）は、 $y1 [a-35]$ 年をかけて、全て墳墓需要に転ずると考えられる（2人目以降は死亡者については埋葬先が既に確保されているのだから、需要には結び付かない）。

また、 $y1 [a-35]$ 年間の平均需要数（ $q1 [a-35]$ ）は $q1 [a-35] = h1 [a-35] / y1 [a-35]$

$$= h1 [a-35] \cdot p1 [a-35] \cdot n1 [a-35]$$

a 年における墳墓需要数 [Q1] は、（ $a-40$ ）以降発生した世帯による上記の手順により求められる墳墓需要数の累積値³⁾となる（下図）。 $q1 [a-35] + q1 [a-30] + q1 [a-25] + \dots + q1 [a-5] = Q1$



- 注； 1) 40年前を起点としたことに特段の根拠は無い。統計値が得られること、また、新たに成立した世帯が全て需要に至るには、概ね30～40年かかること等を踏まえて決定した
- 2) 5年毎の間隔としたことにも特段の根拠は無い。国勢調査を通じて統計値が得られるのは5年間隔であること、また、あまり間隔を縮めてしまうと算定作業が複雑になること等を踏まえて決定した
- 3) 過去生じた世帯による墳墓需要の発生期間が a 年に及ばなければ、当然 a 年の需要を求めるにあたり合算すべき対象とはならない

大阪府方式の概要

本算定は墳墓が求められる状況を【分家より生じた新しい世帯の内、現居住地において定住することを志向し、なおかつそうした世帯において死亡者が発生した場合に墳墓が必要とされる】と仮定している。

具体的な算定作業としては

- 〈1〉 計画対象になる一般世帯 (Hi) に対して、
- 〈2〉 死亡者の発生する世帯の割合 (mi) を乗じる
- 〈3〉 意識調査等による永住意志、居住者の本籍地・転入時期等から定着志向係数 (s) を設定し、一般世帯数に乗じることで定着志向のある一般世帯数を求める
- 〈4〉 同じく意識調査から墳墓購入希望の有無、即ち、墳墓必要率 (p) を設定し、定着志向のある世帯に乗じて必要墳墓数 (Qip) を求める
- 〈5〉 あるいは、出生順位別出生率 (全国人口動態統計)、あるいは意識調査より傍系世帯率 (r) を設定し、定着志向のある世帯に乗じることで必要墳墓数 (Qir) を求める
- 〈6〉 墳墓必要率と傍系世帯率に拠る式から必要墳墓数 (Qi) を設定する

$$Q_{ip} = H_i \cdot s \cdot p \cdot m_i \quad \sim\sim\sim \text{第1式}$$

$$Q_{ir} = H_i \cdot s \cdot r \cdot m_i \quad \sim\sim\sim \text{第2式}$$

$$Q_i = (Q_{ip} + Q_{ir}) / 2 \quad \sim\sim\sim \text{第3式}$$

凡例； Qi ; i年の必要墳墓数 Hi ; i年の一般世帯数
 s ; 定着志向係数 p ; 墳墓必要率
 r ; 傍系世帯率 mi ; i年の死亡者発生世帯率

但し、1世帯で1年間に2人以上の死亡者が出ることは無いものとしてi年の死亡者数を Yi とすると、 $m_i = Y_i / H_i$ となるから

$$Q_{ip} = H_i \cdot s \cdot p \cdot Y_i / H_i \quad \sim\sim\sim \text{第'1式}$$

$$Q_{ir} = H_i \cdot s \cdot r \cdot Y_i / H_i \quad \sim\sim\sim \text{第'2式} \quad \text{より } H_i \text{ は消去される}$$

$$Q_{ip} = s \cdot p \cdot Y_i \quad \sim\sim\sim \text{第"1式}$$

$$Q_{ir} = s \cdot r \cdot Y_i \quad \sim\sim\sim \text{第"2式}$$

$$Q_i = (Q_{ip} + Q_{ir}) / 2 \quad \sim\sim\sim \text{第 3式}$$

過去における意識調査結果 (例)

報告書名	定着係数	傍系世帯率	取得希望率
大阪府土木部「墓地現況調査報告書」(昭和39年)	70.9	32.8	28.9
神奈川県々民部県民課 (昭和58年)	77.0	—	26.0
東京都情報連絡室 (昭和62年)	—	36.6	19.3
東京都・(財)東京市政調査会 (昭和62年)	63.9	45.2	16.4
神奈川県衛生部環境衛生課 (昭和63年)	88.1	47.6	33.0
横浜市衛生局「横浜市墓地問題研究会報告書」(平成元年)	71.6	—	32.9
埼玉県々民部「埼玉県政世論調査報告書」(平成2年)	70.5	67.5	45.2
堺市衛生部「堺市墓地に関する市民意識調査報告書」(平成2年)	83.0	42.3	25.2
山形県企業局「公園墓地に関する需要調査報告書」(平成4年)	90.8	28.8	27.2

仙台市環境保全局「仙台市墓地問題懇談会報告書」(平成4年)	87.1	48.9	35.9
川崎市環境保全局「市営霊園のあり方に関する調査報告書」(平成4年)	66.2	47.8	43.5
愛知県衛生部「墓地問題等検討専門家会議報告書」(平成5年)	80.3	38.5	30.5
神戸市衛生局「神戸市墓地に関する市民意識調査」(平成5年)	82.6	37.2	55.0
神奈川県衛生局「墓地に関する県民意識調査報告書」(平成6年)	75.4	34.6	30.9
大牟田市建設局「市営墓地のこれからのあり方について」(平成7年)	75.9	23.9	21.5
佐倉市経済環境部「市営霊園についての市民意識調査」(平成11年)	96.4	53.6	37.4
さいたま市「市葬祭施設等調査報告書」(平成14年)	86.7	37.1	25.4
宝塚市「墓地に関する市民意識調査」(平成15年)	77.2	31.5	—
習志野市「墓地に関するアンケート」(平成17年)	69.9	28.6	36.3
東京都生活文化局「都政モニターアンケート〈東京都の霊園〉」(平成17年)	70.0	41.0	24.9
相模原市「墓地に関するアンケート」(平成19年)	70.3	49.0	32.7
静岡市「お墓」に関するアンケート(平成20年)	—	38.7	29.6
(財)東京都市町村自治調査会(調査報告研究報告書)(平成23年)	92.7	34.6	22.1

以上の推計に必要な係数の設定について、「予測される総人口が減少することに伴い、墓地に対する意識も変わるのではないか。そうした場合であったとしても、墓地需要の各係数が今後ほとんど変わらないといえるのであろうか。」という質問が頻繁に寄せられていますので、以下にそうした点の考え方をまとめます。

様々な物事を予測する際の基本として、斉一性(自然の一様性)という原理があり、普遍的に共有されている考え方があります。もし、今までに知られていない現象が発見された場合、それを説明するために、その都度、新たな法則や原理を導入しさえすれば、その納得や合意を得ることは簡単になります。

しかし、あえてそうしたことをできるだけ控えることで様々な物事を予測する際の基本が進歩してきました。事実、過去の墓地に関する調査においても、ある地方公共団体では1950年代以降、人口、世帯数など、墓地需要の基礎となる数値が長期にわたり減少をしていた状況で意識調査を行ったところ、人口集約地における調査結果があまり変化の無い値が得られた、と報告されています。

つまり、墓地需要は単に人口や世帯数は重要な要因ではあるものの、それらの変動のみによって影響を受けるものではないことが明らかになったと考えられます。

したがって、上記のような質問についても「わかりません」と答えるのが誠意ある回答となると考えられます。

さらに、我が国全体が均等に人口の減少するのではなく、人口過疎地から人口集約地へと人口が流入しつつ、全体的な人口変動を迎えることになることを忘れてはなりません。そうした場合、人口集約地における地方公共団体や墓園の関係者はその変動（具体的には、人口過疎地における地方公共団体や、墓園の関係者の対応）を見ながら、具体的な対応を考えてもよいのではないのでしょうか。

■大阪府方式（算定の考え方、方法、詳細については前掲参照のこと）

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	2,280,000	0.0089	1,137,144	0.75	0.35	298,500	0.25	213,215	255,858	517,199
2010～2015	1,226,000	0.0102	1,297,195	0.75	0.35	340,514	0.25	243,224	291,869	548,797
2015～2020	313,000	0.0118	1,480,109	0.75	0.35	388,529	0.25	277,520	333,025	451,513
2020～2025	-161,000	0.0134	1,644,622	0.75	0.35	431,713	0.25	308,367	370,040	451,513
2025～2030	-600,000	0.0148	1,765,152	0.75	0.35	463,352	0.25	330,966	397,159	451,513
2030～2035	-1,036,000	0.0161	1,855,139	0.75	0.35	486,974	0.25	347,839	417,407	295,118
2035～2040	-1,005,983	0.0171	1,892,696	0.75	0.35	496,833	0.25	354,881	425,857	234,786
2040～2045	-975,871	0.0178	1,892,932	0.75	0.35	496,895	0.25	354,925	425,910	167,293
2045～2050	-946,761	0.0182	1,859,998	0.75	0.35	488,249	0.25	348,750	418,500	93,528
2050～2055	-918,610	0.0187	1,836,983	0.75	0.35	482,208	0.25	344,434	413,321	0
2055～2060	-891,395	0.0196	1,851,137	0.75	0.35	485,923	0.25	347,088	415,506	0

<参考値>

2060	-16,701,883	0.0205	1,163,635	0.75	0.35	305,454	0.25	218,182	261,818	0
------	-------------	--------	-----------	------	------	---------	------	---------	---------	---

【都道府県別の墳墓需要数例】

- *：世帯数、人口数などについては「国立社会保障・人口問題研究所」編集による「日本の世帯数の将来推計（都道府県別将来推計2012年3月）」「日本の将来推計人口（平成20年1月推計）」「都道府県別将来推計人口（平成25年3月推計）」のデータに基づいた。発行された年は異なるものの、何れも平成22年における国勢調査結果に基づく各種推計確定値については、現在においてもその作業が進められているところである。
- *：ちなみに、平成2年の国勢調査結果に基づく推計結果については、有限責任中間法人全国優良石材店の会「全国墳墓需要数将来推計」（平成8年）で報告済みである。同推計では森岡

方式の算定「結果」のほか、ここでは、地区別で行った「樹系図方式」による結果を都道府県別にまとめているので参考にされたい。また平成7年の国勢調査結果に基づく推計結果については日本石材産業協会「日本人のお墓」（平成15年）で報告済みである。

〔各項目の見方〕

- ①；「年代」～国勢調査年を基準として5年間隔とした。
- ②；「世帯数」～1970年から2010年までは国勢調査結果。2015年以降は2010年の国勢調査結果に基づき、厚生労働省の人口問題研究所が推計を行った将来推計値による。
- ③；「増加数」～5年間をスパンに置いた世帯の増加数。
- ④；「世帯員数」～1970年から2010年までは国勢調査結果。2015年以降は2010年の国勢調査結果に基づき、厚生労働省の人口問題研究所が推計を行った将来推計値による。
- ⑤；「死亡率」～1970年から2010年までは国勢調査結果。2015年以降は2010年の国勢調査結果に基づき、厚生労働省の人口問題研究所が推計を行った将来推計値による。
- ⑥；「需要期間」～森岡方式に基づいて推計した結果。③；「増加数」～5年間毎の増加世帯数が墳墓需要に転じてゆく期間。具体的な推計手法については、1130～1134ページの「森岡方式」に関する説明を参照のこと。
- ⑦；「単需要数」～ $\langle \text{増加（世帯）数} \rangle \div \langle \text{需要期間} \rangle$
ここでの森岡方式による算定は、過去及び将来における増加世帯が必要に転じる期間における、年あたりの（需要）数を示した計算結果を示したに過ぎない。
したがって、各々の都道府県で明らかとなった「需要期間」および「単需要数」に基づき、「全国」をはじめとする各地区で示した様な作業（1130ページを参照）をさらに行わなければ、今年あるいは将来の需要数は得られない。
- ⑧；「死亡者数」～ $\langle \text{死亡率} \rangle \times \langle \text{人口数} \rangle$
- ⑨；「傍系世帯」～例えば、住民意識調査などで「あなたは（先祖代々からの）お墓を守らなくてはなりませんか？」といった質問に対して「いいえ」と応えた世帯。即ち、新たにお墓を求めねばならない立場にあることを意味する。「傍系世帯率」を係数として求めた墓地需要数とも言える。ここでは過去の調査実績を踏まえて、0.40と仮定した。また、「定着係数」を同様に実績から、0.75として、これらを⑧に掛け合わせた結果、得られた数値が傍系世帯による需要である。
- ⑩；「取得希望」～正しくは「取得希望率」を係数として求めた墳墓需要数。ここでいう「取得希望率」とは、住民意識調査などを通して「お墓を求めたいと考えていますか？」といった質問に「はい」と応えた割合。ここでの「取得希望率」は⑨で述べたことと同様過去の調査実績を踏まえ、0.30と仮定した。⑧の「取得希望率」、に⑨で触れた「定着係数」を掛け合わせて得られる数値。
- ⑪；「墳墓需要数」～ここで用いた大阪府方式（前掲参照）では、⑨で得られた値と、⑩で得られた値の平均値を墳墓需要と考えている。ここでは過去の算定結果にさかのぼって示したが、それは、個々の墓地（霊園）や石材店において、過去の業務実績との比較を踏まえた上で、現在及び将来の展望を類推し得るのではないか、ということを意図して明示することとした。

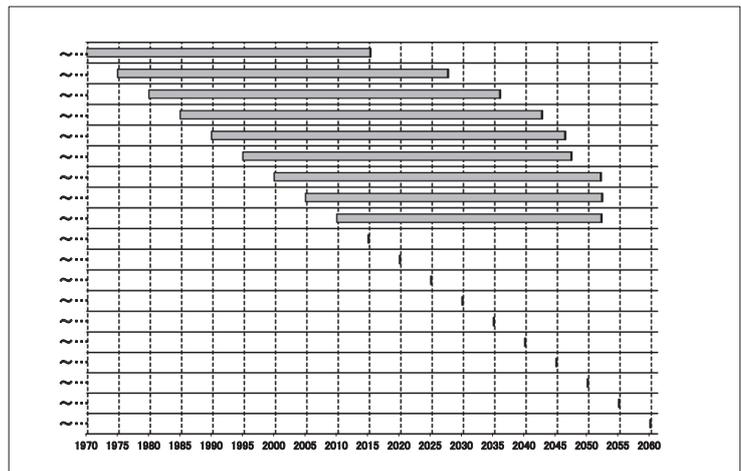
2-3 2014 年度全国地区別推計結果（大阪府方式・森岡方式）

北海道必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	係世帯率	係世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	5,628,000	0.0089	50,089	0.774	0.183	7,095	0.170	6,591	6,843	22,411
2010～2015	5,513,000	0.0102	56,233	0.774	0.183	7,965	0.170	7,399	7,682	22,506
2015～2020	5,360,000	0.0118	63,248	0.774	0.183	8,959	0.170	8,322	8,640	22,506
2020～2025	5,166,000	0.0134	69,224	0.774	0.183	9,805	0.170	9,108	9,457	18,901
2025～2030	4,937,000	0.0148	73,068	0.774	0.183	10,349	0.170	9,614	9,982	18,901
2030～2035	4,684,000	0.0161	75,412	0.774	0.183	10,682	0.170	9,923	10,302	15,062
2035～2040	4,413,000	0.0171	75,462	0.774	0.183	10,689	0.170	9,929	10,309	15,062
2040～2045	4,157,679	0.0178	74,007	0.774	0.183	10,482	0.170	9,738	10,110	11,878
2045～2050	3,917,130	0.0182	71,292	0.774	0.183	10,098	0.170	9,381	9,739	8,837
2050～2055	3,690,498	0.0187	69,012	0.774	0.183	9,775	0.170	9,081	9,428	6,527
2055～2060	3,476,979	0.0196	68,149	0.774	0.183	9,653	0.170	8,967	9,310	0
<参考値>										
2060	3,275,813	0.0205	67,154	0.774	0.183	9,512	0.170	8,836	9,174	0

北海道必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	1,358,996	163,296	3.62	0.0062	45.3	3605
1975	1,561,298	202,302	3.27	0.0058	52.7	3839
1980	1,739,574	178,276	3.08	0.0058	56.0	3184
1985	1,915,016	175,442	2.89	0.0060	57.7	3041
1990	2,015,275	100,259	2.73	0.0065	56.4	1778
1995	2,043,138	27,863	2.65	0.0072	52.4	532
2000	2,278,000	234,862	2.50	0.0077	52.1	4508
2005	2,369,000	91,000	2.38	0.0089	47.3	1924
2010	2,373,000	4,000	2.32	0.0102	42.2	95
2015	2,338,000	-35,000	2.29	0.0118	37.0	-946
2020	2,281,000	-57,000	2.27	0.0134	32.9	-1733
2025	2,206,000	-75,000	2.24	0.0148	30.2	-2483
2030	2,113,000	-93,000	2.22	0.0161	28.0	-3321
2035	2,024,254	-88,746	2.18	0.0171	26.8	-3311
2040	1,939,235	-85,019	2.14	0.0178	26.2	-3245
2045	1,857,787	-81,448	2.11	0.0182	26.1	-3121
2050	1,779,760	-78,027	2.07	0.0187	25.8	-3024
2055	1,705,010	-74,750	2.04	0.0196	25.0	-2990
2060	1,633,400	-71,610	2.01	0.0205	24.3	-2947



北海道における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
22,411 墳墓(=3605+3839+3184+3041+1778+532+4508+1924)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
22,506 墳墓(=3605+3839+3184+3041+1778+532+4508+1924+95)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
22,506 墳墓(=3605+3839+3184+3041+1778+532+4508+1924+95)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
18,901 墳墓(=3839+3184+3041+1778+532+4508+1924+95)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
18,901 墳墓(=3839+3184+3041+1778+532+4508+1924+95)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
15,062 墳墓(=3184+3041+1778+532+4508+1924+95)

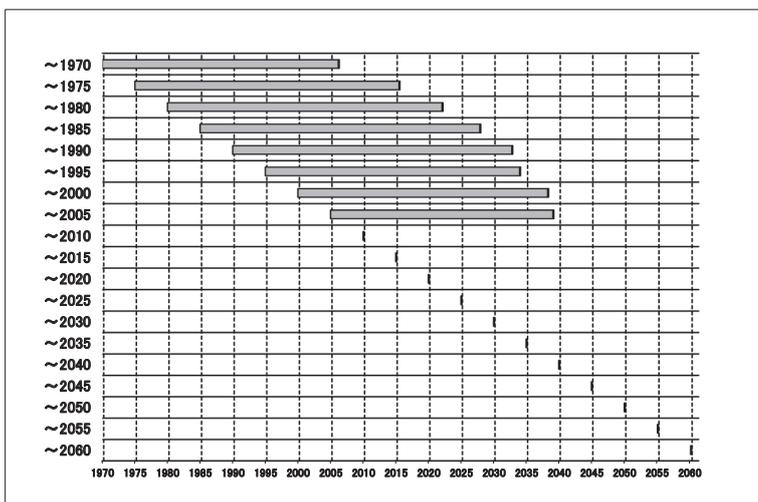
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
15,062 墳墓(=3184+3041+1778+532+4508+1924+95)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
11,878 墳墓(=3041+1778+532+4508+1924+95)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
8,837 墳墓(=1778+532+4508+1924+95)
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
6,527 墳墓(=4508+1924+95)
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

青森県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	1,437,000	0.0104	14,945	0.774	0.183	2,117	0.170	1,966	2,042	5,285
2010～2015	1,386,000	0.0119	16,493	0.774	0.183	2,336	0.170	2,170	2,253	4,288
2015～2020	1,330,000	0.0138	18,354	0.774	0.183	2,600	0.170	2,415	2,507	4,288
2020～2025	1,266,000	0.0157	19,876	0.774	0.183	2,815	0.170	2,615	2,715	3,300
2025～2030	1,196,000	0.0173	20,691	0.774	0.183	2,931	0.170	2,723	2,827	2,430
2030～2035	1,124,000	0.0188	21,131	0.774	0.183	2,993	0.170	2,780	2,887	1,729
2035～2040	1,051,000	0.0200	21,020	0.774	0.183	2,977	0.170	2,766	2,872	1,251
2040～2045	982,741	0.0208	20,441	0.774	0.183	2,895	0.170	2,690	2,792	0
2045～2050	918,915	0.0213	19,573	0.774	0.183	2,772	0.170	2,575	2,674	0
2050～2055	859,235	0.0219	18,817	0.774	0.183	2,665	0.170	2,476	2,571	0
2055～2060	803,431	0.0230	18,479	0.774	0.183	2,617	0.170	2,431	2,524	0
＜参考値＞										
2060	751,251	0.0241	18,105	0.774	0.183	2,564	0.170	2,382	2,473	0

青森県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	335,405	36,079	4.12	0.0068	36.2	997
1975	375,404	39,999	3.80	0.0065	40.5	988
1980	412,036	36,632	3.60	0.0066	42.1	870
1985	442,096	30,060	3.38	0.0069	42.9	701
1990	453,425	11,329	3.20	0.0073	42.8	265
1995	461,713	8,288	3.02	0.0085	39.0	213
2000	504,000	42,287	2.93	0.0089	38.3	1104
2005	509,000	5,000	2.82	0.0104	34.1	147
2010	509,000	0	2.72	0.0119	30.9	0
2015	501,000	-8,000	2.65	0.0138	27.3	-293
2020	488,000	-13,000	2.59	0.0157	24.6	-528
2025	472,000	-16,000	2.53	0.0173	22.8	-702
2030	451,000	-21,000	2.49	0.0188	21.4	-981
2035	431,607	-19,393	2.44	0.0200	20.5	-946
2040	413,048	-18,559	2.38	0.0208	20.2	-919
2045	395,287	-17,761	2.32	0.0213	20.2	-879
2050	378,290	-16,997	2.27	0.0219	20.1	-846
2055	362,024	-16,266	2.22	0.0230	19.6	-830
2060	346,457	-15,567	2.17	0.0241	19.1	-815



青森県における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
5,285 墳墓(=997+988+870+701+265+213+1104+147)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
4,288 墳墓(=988+870+701+265+213+1104+147)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
4,288 墳墓(=988+870+701+265+213+1104+147)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
3,300 墳墓(=870+701+265+213+1104+147)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
2,430 墳墓(=701+265+213+1104+147)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
1,729 墳墓(=265+213+1104+147)

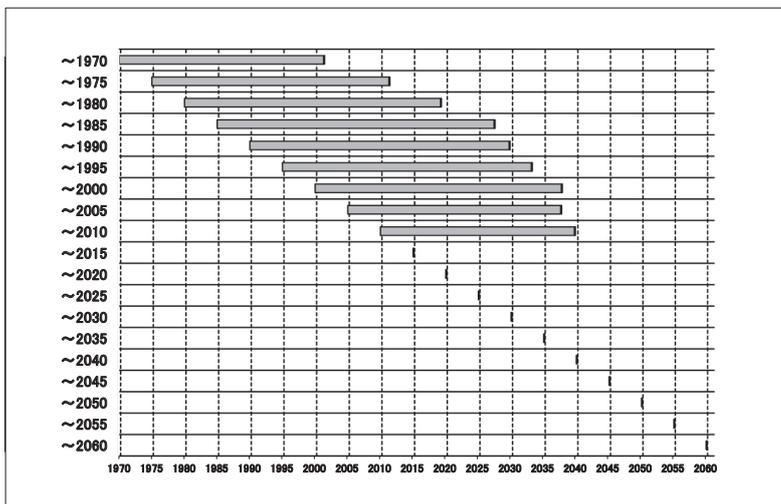
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
1,251 墳墓(=1104+147)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

岩手県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	1,385,000	0.0106	14,681	0.774	0.183	2,079	0.170	1,932	2,006	4,107
2010～2015	1,342,000	0.0121	16,238	0.774	0.183	2,300	0.170	2,137	2,218	4,208
2015～2020	1,292,000	0.0140	18,088	0.774	0.183	2,562	0.170	2,380	2,471	3,348
2020～2025	1,234,000	0.0159	19,621	0.774	0.183	2,779	0.170	2,582	2,680	2,608
2025～2030	1,171,000	0.0176	20,610	0.774	0.183	2,919	0.170	2,712	2,816	2,608
2030～2035	1,106,000	0.0191	21,125	0.774	0.183	2,992	0.170	2,780	2,886	1,512
2035～2040	1,040,000	0.0203	21,112	0.774	0.183	2,990	0.170	2,778	2,884	1,122
2040～2045	977,939	0.0211	20,635	0.774	0.183	2,923	0.170	2,715	2,819	0
2045～2050	919,581	0.0216	19,863	0.774	0.183	2,813	0.170	2,614	2,714	0
2050～2055	864,705	0.0222	19,196	0.774	0.183	2,719	0.170	2,526	2,622	0
2055～2060	813,104	0.0233	18,945	0.774	0.183	2,683	0.170	2,493	2,588	0
＜参考値＞										
2060	764,582	0.0244	18,656	0.774	0.183	2,642	0.170	2,455	2,549	0

岩手県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	320,586	24,118	4.15	0.0077	31.3	771
1975	351,798	31,212	3.83	0.0072	36.3	860
1980	380,807	29,009	3.64	0.0070	39.2	740
1985	411,675	30,868	3.42	0.0069	42.4	728
1990	426,288	14,613	3.27	0.0077	39.7	368
1995	441,144	14,856	3.09	0.0085	38.1	390
2000	475,000	33,856	2.98	0.0089	37.7	898
2005	479,000	4,000	2.89	0.0106	32.6	123
2010	482,000	3,000	2.78	0.0121	29.7	101
2015	477,000	-5,000	2.71	0.0140	26.4	-189
2020	466,000	-11,000	2.65	0.0159	23.7	-464
2025	453,000	-13,000	2.58	0.0176	22.0	-591
2030	436,000	-17,000	2.54	0.0191	20.6	-825
2035	419,868	-18,312	2.48	0.0203	19.9	-920
2040	404,333	-17,543	2.42	0.0211	19.6	-895
2045	389,373	-16,806	2.36	0.0216	19.6	-857
2050	374,966	-16,100	2.31	0.0222	19.5	-826
2055	361,092	-15,424	2.25	0.0233	19.1	-808
2060	347,732	-14,776	2.20	0.0244	18.6	-794



岩手県における年間必要墳墓数の推移

(1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数

4,107 墳墓 (=860+740+728+368+390+898+123)

(2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数

4,208 墳墓 (=860+740+728+368+390+898+123+101)

(3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数

3,348 墳墓 (=740+728+368+390+898+123+101)

(4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数

2,608 墳墓 (=728+368+390+898+123+101)

(5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数

2,608 墳墓 (=728+368+390+898+123+101)

(6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数

1,512 墳墓 (=390+898+123+101)

(7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数

1,122 墳墓 (=898+123+101)

(8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓 (=33)

(参考値)2060年の年間必要墳墓数

0 墳墓

宮城県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

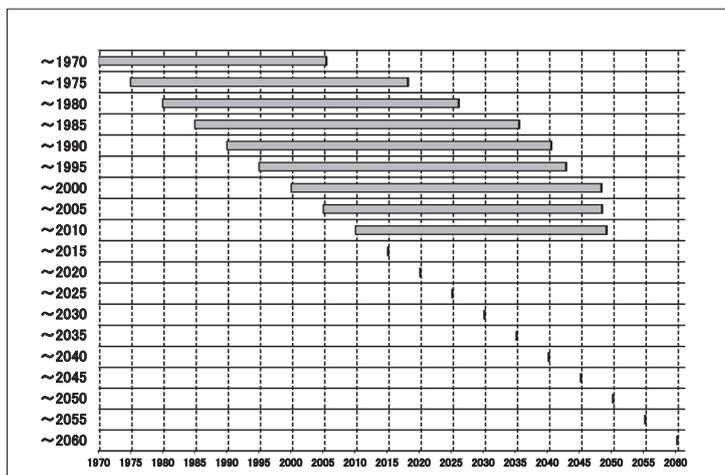
年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	2,360,000	0.0084	19,824	0.774	0.183	2,808	0.170	2,608	2,708	10,755
2010～2015	2,334,000	0.0096	22,406	0.774	0.183	3,174	0.170	2,948	3,061	9,486
2015～2020	2,291,000	0.0111	25,430	0.774	0.183	3,602	0.170	3,346	3,474	9,486
2020～2025	2,231,000	0.0126	28,111	0.774	0.183	3,982	0.170	3,699	3,840	7,715
2025～2030	2,158,000	0.0139	29,996	0.774	0.183	4,249	0.170	3,947	4,098	7,715
2030～2035	2,074,000	0.0151	31,317	0.774	0.183	4,436	0.170	4,121	4,278	6,319
2035～2040	1,982,000	0.0160	31,712	0.774	0.183	4,492	0.170	4,173	4,332	6,319
2040～2045	1,894,081	0.0167	31,631	0.774	0.183	4,480	0.170	4,162	4,321	4,946
2045～2050	1,810,062	0.0171	30,952	0.774	0.183	4,384	0.170	4,073	4,228	2,804
2050～2055	1,729,770	0.0176	30,444	0.774	0.183	4,312	0.170	4,006	4,159	0
2055～2060	1,653,040	0.0184	30,416	0.774	0.183	4,308	0.170	4,002	4,155	0

<参考値>

2060	1579713	0.0193	30,488	0.774	0.183	4,318	0.170	4,012	4,165	0
------	---------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---

宮城県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要完現期間	単年度あたりの需要数
1970	429,469	57,614	4.15	0.0068	35.4	1628
1975	505,816	76,347	3.74	0.0062	43.1	1771
1980	570,009	64,193	3.56	0.0061	46.0	1396
1985	639,197	69,188	3.36	0.0059	50.4	1373
1990	692,436	53,239	3.20	0.0062	50.4	1056
1995	744,218	51,782	3.04	0.0069	47.7	1086
2000	832,000	87,782	2.84	0.0073	48.2	1821
2005	859,000	27,000	2.75	0.0084	43.3	624
2010	873,000	14,000	2.67	0.0096	39.0	359
2015	873,000	0	2.62	0.0111	34.4	0
2020	866,000	-7,000	2.58	0.0126	30.8	-227
2025	854,000	-12,000	2.53	0.0139	28.4	-423
2030	835,000	-19,000	2.48	0.0151	26.7	-712
2035	816,630	-18,370	2.43	0.0160	25.7	-715
2040	798,664	-17,966	2.37	0.0167	25.3	-710
2045	781,093	-17,571	2.32	0.0171	25.2	-697
2050	763,909	-17,184	2.26	0.0176	25.1	-685
2055	747,103	-16,806	2.21	0.0184	24.6	-683
2060	730,667	-16,436	2.16	0.0193	24.0	-685



宮城県における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
10,755 墳墓(=1628+1771+1396+1373+1056+1086+1821+624)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
9,486 墳墓(=1771+1396+1373+1056+1086+1821+624+359)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
9,486 墳墓(=1771+1396+1373+1056+1086+1821+624+359)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
7,715 墳墓(=1396+1373+1056+1086+1821+624+359)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
7,715 墳墓(=1396+1373+1056+1086+1821+624+359)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
6,319 墳墓(=1373+1056+1086+1821+624+359)

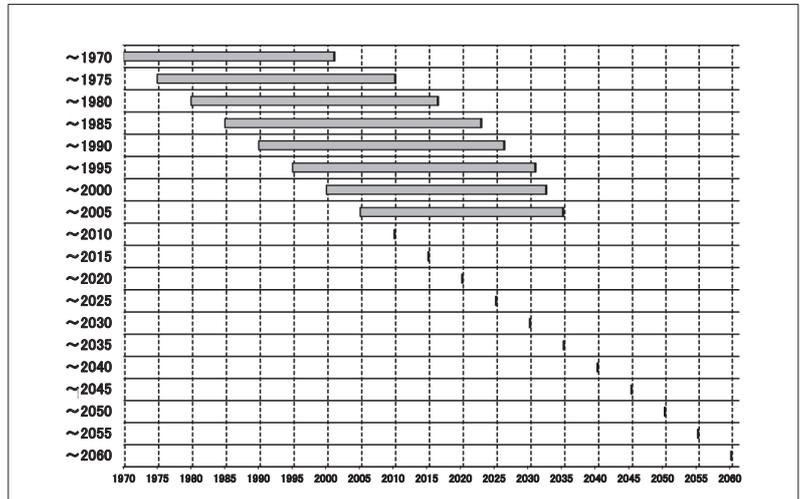
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
6,319 墳墓(=1373+1056+1086+1821+624+359)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
4,946 墳墓(=1056+1086+1821+624+359)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
2,804 墳墓(=1821+624+359)
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
(参考値) 墳墓
0

秋田県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	1,146,000	0.0114	13,064	0.774	0.183	1,850	0.170	1,719	1,785	2,852
2010～2015	1,094,000	0.0131	14,331	0.774	0.183	2,030	0.170	1,886	1,958	2,852
2015～2020	1,037,000	0.0152	15,762	0.774	0.183	2,233	0.170	2,074	2,153	2,220
2020～2025	975,000	0.0173	16,868	0.774	0.183	2,389	0.170	2,219	2,304	1,698
2025～2030	911,000	0.0191	17,400	0.774	0.183	2,465	0.170	2,289	2,377	1,213
2030～2035	847,000	0.0208	17,618	0.774	0.183	2,495	0.170	2,318	2,407	1,001
2035～2040	783,000	0.0221	17,304	0.774	0.183	2,451	0.170	2,277	2,364	0
2040～2045	723,836	0.0230	16,648	0.774	0.183	2,358	0.170	2,191	2,274	0
2045～2050	669,142	0.0235	15,725	0.774	0.183	2,227	0.170	2,069	2,148	0
2050～2055	618,581	0.0241	14,908	0.774	0.183	2,112	0.170	1,962	2,037	0
2055～2060	571,841	0.0253	14,468	0.774	0.183	2,049	0.170	1,904	1,976	0
<参考値>										
2060	528,632	0.0265	14,009	0.774	0.183	1,984	0.170	1,843	1,914	0

秋田県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	290,385	19,842	4.17	0.0077	31.1	638
1975	312,567	22,182	3.85	0.0074	35.1	632
1980	331,552	18,985	3.71	0.0074	36.4	522
1985	349,876	18,324	3.53	0.0075	37.8	485
1990	357,557	7,681	3.37	0.0082	36.2	212
1995	370,779	13,222	3.14	0.0089	35.8	369
2000	388,000	17,221	3.06	0.0101	32.4	532
2005	391,000	3,000	2.93	0.0114	29.9	100
2010	388,000	-3,000	2.82	0.0131	27.1	-111
2015	379,000	-9,000	2.74	0.0152	24.0	-375
2020	365,000	-14,000	2.67	0.0173	21.6	-648
2025	350,000	-15,000	2.60	0.0191	20.1	-746
2030	332,000	-18,000	2.55	0.0208	18.9	-952
2035	315,068	-16,932	2.49	0.0221	18.2	-930
2040	299,000	-16,068	2.42	0.0230	18.0	-893
2045	283,751	-15,249	2.36	0.0235	18.0	-847
2050	269,280	-14,471	2.30	0.0241	18.0	-804
2055	255,547	-13,733	2.24	0.0253	17.6	-780
2060	242,514	-13,033	2.18	0.0265	17.3	-753



秋田県における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
2,852 墳墓 (= 632+522+485+212+369+532+100)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
2,852 墳墓 (= 632+522+485+212+369+532+100)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
2,220 墳墓 (= 522+485+212+369+532+100)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
1,698 墳墓 (= 485+212+369+532+100)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
1,213 墳墓 (= 212+369+532+100)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
1,001 墳墓 (= 369+532+100)

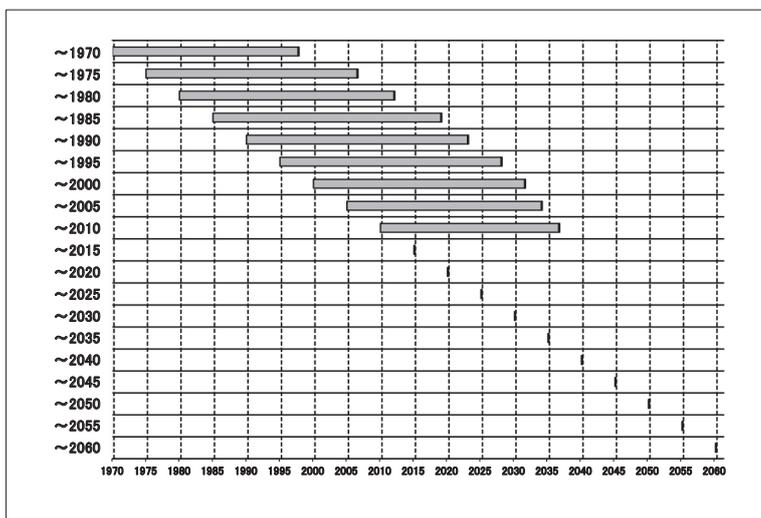
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

山形県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	1,216,000	0.0109	13,254	0.774	0.183	1,877	0.170	1,744	1,811	3,315
2010～2015	1,178,000	0.0125	14,725	0.774	0.183	2,086	0.170	1,938	2,012	2,944
2015～2020	1,134,000	0.0145	16,443	0.774	0.183	2,329	0.170	2,164	2,246	2,402
2020～2025	1,084,000	0.0165	17,886	0.774	0.183	2,533	0.170	2,353	2,443	1,942
2025～2030	1,032,000	0.0182	18,782	0.774	0.183	2,660	0.170	2,471	2,566	1,630
2030～2035	979,000	0.0198	19,384	0.774	0.183	2,746	0.170	2,551	2,648	956
2035～2040	925,000	0.0210	19,425	0.774	0.183	2,751	0.170	2,556	2,654	226
2040～2045	873,979	0.0219	19,140	0.774	0.183	2,711	0.170	2,518	2,615	0
2045～2050	825,772	0.0224	18,497	0.774	0.183	2,620	0.170	2,434	2,527	0
2050～2055	780,224	0.0230	17,945	0.774	0.183	2,542	0.170	2,361	2,451	0
2055～2060	737,188	0.0241	17,766	0.774	0.183	2,516	0.170	2,338	2,427	0
＜参考値＞										
2060	696,526	0.0253	17,622	0.774	0.183	2,496	0.170	2,319	2,407	0

山形県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	278,426	15,240	4,30	0.0084	27.7	550
1975	297,243	18,817	4,02	0.0079	31.5	597
1980	314,579	17,336	3,91	0.0080	32.0	542
1985	330,211	15,632	3,77	0.0078	34.0	460
1990	340,521	10,310	3,65	0.0083	33.0	312
1995	362,761	22,240	3,37	0.0090	33.0	674
2000	376,000	13,239	3,31	0.0096	31.5	420
2005	385,000	9,000	3,16	0.0109	29.0	310
2010	391,000	6,000	3,01	0.0125	26.6	226
2015	390,000	-1,000	2,91	0.0145	23.7	-42
2020	385,000	-5,000	2,82	0.0165	21.5	-233
2025	378,000	-7,000	2,73	0.0182	20.1	-348
2030	367,000	-11,000	2,67	0.0198	18.9	-582
2035	357,091	-9,909	2,59	0.0210	18.4	-539
2040	347,450	-9,641	2,52	0.0219	18.1	-533
2045	338,069	-9,381	2,44	0.0224	18.3	-513
2050	328,941	-9,128	2,37	0.0230	18.3	-499
2055	320,060	-8,881	2,30	0.0241	18.0	-493
2060	311,418	-8,642	2,24	0.0253	17.6	-491



山形県における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
3,315 墳墓 (=597+542+460+312+674+420+310)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
2,944 墳墓 (=542+460+312+674+420+310+226)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
2,402 墳墓 (=460+312+674+420+310+226)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
1,942 墳墓 (=312+674+420+310+226)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
1,630 墳墓 (=674+420+310+226)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
956 墳墓 (=420+310+226)

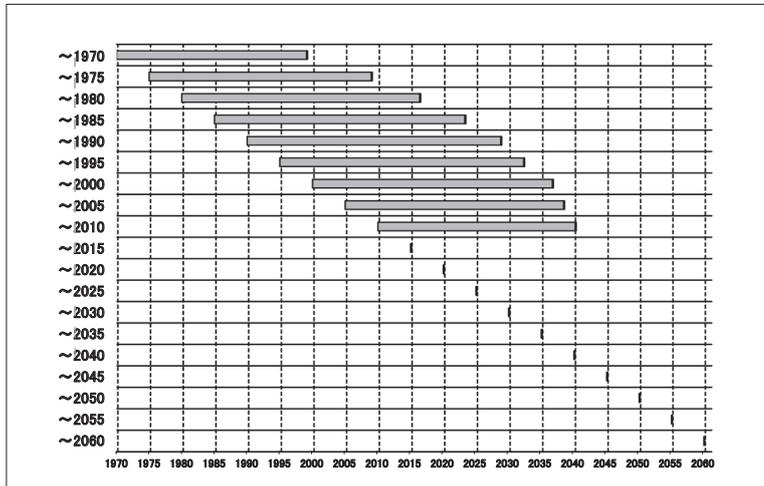
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
226 墳墓
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

福島県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	2,091,000	0.0101	21,119	0.774	0.183	2,991	0.170	2,779	2,885	7,116
2010～2015	2,039,000	0.0116	23,652	0.774	0.183	3,350	0.170	3,112	3,231	6,142
2015～2020	1,976,000	0.0134	26,478	0.774	0.183	3,750	0.170	3,484	3,617	6,142
2020～2025	1,902,000	0.0152	28,910	0.774	0.183	4,095	0.170	3,804	3,949	5,066
2025～2030	1,821,000	0.0168	30,593	0.774	0.183	4,333	0.170	4,025	4,179	3,926
2030～2035	1,737,000	0.0183	31,787	0.774	0.183	4,502	0.170	4,183	4,342	3,152
2035～2040	1,649,000	0.0194	31,991	0.774	0.183	4,531	0.170	4,209	4,370	2,116
2040～2045	1,565,458	0.0202	31,622	0.774	0.183	4,479	0.170	4,161	4,320	298
2045～2050	1,486,149	0.0207	30,763	0.774	0.183	4,357	0.170	4,048	4,203	0
2050～2055	1,410,858	0.0213	30,051	0.774	0.183	4,256	0.170	3,954	4,105	0
2055～2060	1,339,381	0.0223	29,868	0.774	0.183	4,231	0.170	3,930	4,080	0
＜参考値＞										
2060	1,271,525	0.0234	29,754	0.774	0.183	4,214	0.170	3,915	4,065	0

福島県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	447,579	35,764	4.24	0.0081	29.1	1229
1975	490,837	43,258	3.92	0.0075	34.0	1272
1980	530,008	39,171	3.76	0.0073	36.4	1076
1985	573,668	43,660	3.58	0.0073	38.3	1140
1990	603,712	30,044	3.44	0.0075	38.8	774
1995	642,356	38,644	3.23	0.0083	37.3	1036
2000	686,000	43,644	3.10	0.0088	36.7	1189
2005	707,000	21,000	2.96	0.0101	33.4	629
2010	716,000	9,000	2.85	0.0116	30.2	298
2015	715,000	-1,000	2.76	0.0134	27.0	-37
2020	708,000	-7,000	2.69	0.0152	24.5	-286
2025	695,000	-13,000	2.62	0.0168	22.7	-573
2030	677,000	-18,000	2.57	0.0183	21.3	-845
2035	659,398	-17,602	2.50	0.0194	20.6	-854
2040	642,254	-17,144	2.44	0.0202	20.3	-845
2045	625,555	-16,699	2.38	0.0207	20.3	-823
2050	609,291	-16,264	2.32	0.0213	20.2	-805
2055	593,449	-15,842	2.26	0.0223	19.8	-800
2060	578,019	-15,430	2.20	0.0234	19.4	-795



福島県における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
7,116 墳墓 (=1272+1076+1140+774+1036+1189+629)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
6,142 墳墓 (=1076+1140+774+1036+1189+629+298)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
6,142 墳墓 (=1076+1140+774+1036+1189+629+298)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
5,066 墳墓 (=1140+774+1036+1189+629+298)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
3,926 墳墓 (=774+1036+1189+629+298)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
3,152 墳墓 (=1036+1189+629+298)

- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
2,116 墳墓 (=1189+629+298)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
298 墳墓
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

茨城県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

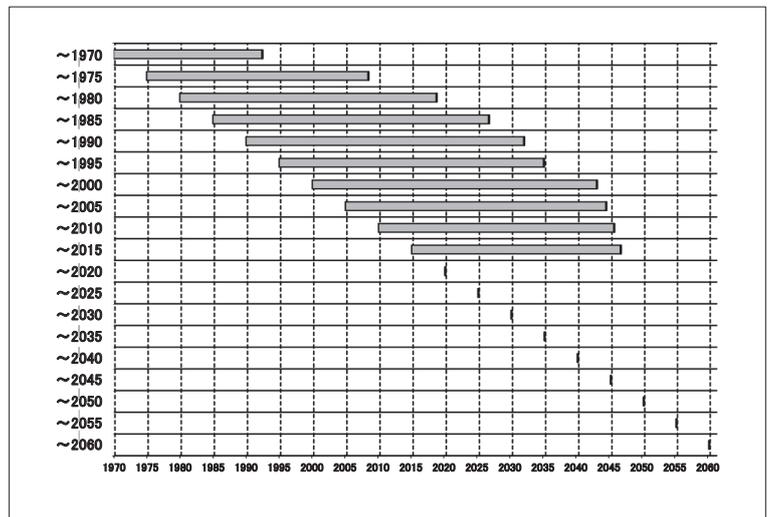
年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	2,975,000	0.0088	26,180	0.774	0.183	3,708	0.170	3,445	3,576	13,427
2010～2015	2,935,000	0.0101	29,644	0.774	0.183	4,199	0.170	3,901	4,050	11,633
2015～2020	2,873,000	0.0117	33,614	0.774	0.183	4,761	0.170	4,423	4,592	11,823
2020～2025	2,790,000	0.0133	37,107	0.774	0.183	5,256	0.170	4,883	5,069	9,720
2025～2030	2,690,000	0.0147	39,543	0.774	0.183	5,601	0.170	5,203	5,402	9,720
2030～2035	2,577,000	0.0160	41,232	0.774	0.183	5,840	0.170	5,425	5,633	7,504
2035～2040	2,451,000	0.0170	41,667	0.774	0.183	5,902	0.170	5,483	5,692	3,578
2040～2045	2,331,161	0.0177	41,262	0.774	0.183	5,844	0.170	5,429	5,637	3,578
2045～2050	2,217,181	0.0181	40,131	0.774	0.183	5,684	0.170	5,280	5,482	866
2050～2055	2,108,774	0.0186	39,223	0.774	0.183	5,556	0.170	5,161	5,358	0
2055～2060	2,005,667	0.0195	39,111	0.774	0.183	5,540	0.170	5,146	5,343	0

<参考値>

2060	1,907,602	0.0204	38,915	0.774	0.183	5,512	0.170	5,120	5,316	0
------	-----------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---

茨城県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	500,576	60,315	5.50	0.0081	22.4	2693
1975	583,076	82,500	4.16	0.0072	33.4	2470
1980	664,457	81,381	3.92	0.0066	38.7	2103
1985	756,629	92,172	3.76	0.0064	41.6	2216
1990	829,549	72,920	3.56	0.0067	41.9	1740
1995	916,775	87,226	3.39	0.0074	39.9	2186
2000	984,000	67,225	3.03	0.0077	42.9	1567
2005	1,029,000	45,000	2.89	0.0088	39.3	1145
2010	1,053,000	24,000	2.79	0.0101	35.5	676
2015	1,059,000	6,000	2.71	0.0117	31.5	190
2020	1,056,000	-3,000	2.64	0.0133	28.5	-105
2025	1,042,000	-14,000	2.58	0.0147	26.4	-530
2030	1,016,000	-26,000	2.54	0.0160	24.6	-1057
2035	991,616	-24,384	2.47	0.0170	23.8	-1025
2040	967,817	-23,799	2.41	0.0177	23.4	-1017
2045	944,589	-23,228	2.35	0.0181	23.5	-988
2050	921,919	-22,670	2.29	0.0186	23.5	-965
2055	899,793	-22,126	2.23	0.0195	23.0	-962
2060	878,198	-21,595	2.17	0.0204	22.6	-956



茨城県における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
13,427 墳墓 (=2470+2103+2216+1740+2186+1567+1145)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
11,633 墳墓 (=2103+2216+1740+2186+1567+1145+676)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
11,823 墳墓 (=2103+2216+1740+2186+1567+1145+676+190)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
9,720 墳墓 (=2216+1740+2186+1567+1145+676+190)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
9,720 墳墓 (=2216+1740+2186+1567+1145+676+190)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
7,504 墳墓 (=1740+2186+1567+1145+676+190)

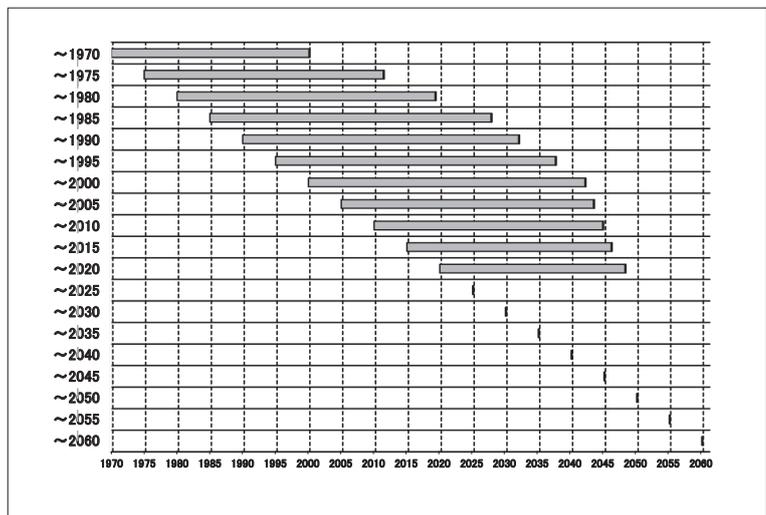
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
3,578 墳墓 (=1567+1145+676+190)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
3,578 墳墓 (=1567+1145+676+190)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
866 墳墓 (=676+190)
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓 (=873+432+62)
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓 (=873+432+62)
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

栃木県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	2,017,000	0.0091	18,355	0.774	0.183	2,600	0.170	2,415	2,507	8,292
2010～2015	2,006,000	0.0104	20,862	0.774	0.183	2,955	0.170	2,745	2,850	8,953
2015～2020	1,978,000	0.0120	23,736	0.774	0.183	3,362	0.170	3,123	3,243	7,721
2020～2025	1,934,000	0.0136	26,302	0.774	0.183	3,725	0.170	3,461	3,593	6,772
2025～2030	1,879,000	0.0150	28,185	0.774	0.183	3,992	0.170	3,709	3,850	6,772
2030～2035	1,816,000	0.0163	29,601	0.774	0.183	4,193	0.170	3,895	4,044	5,579
2035～2040	1,744,000	0.0173	30,171	0.774	0.183	4,273	0.170	3,970	4,122	4,366
2040～2045	1,674,855	0.0180	30,147	0.774	0.183	4,270	0.170	3,967	4,118	2,998
2045～2050	1,608,451	0.0184	29,595	0.774	0.183	4,192	0.170	3,894	4,043	460
2050～2055	1,544,680	0.0189	29,194	0.774	0.183	4,135	0.170	3,841	3,988	0
2055～2060	1,483,437	0.0198	29,372	0.774	0.183	4,160	0.170	3,865	4,013	0
＜参考値＞										
2060	1,424,622	0.0208	29,632	0.774	0.183	4,197	0.170	3,899	4,048	0

栃木県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	370,267	44,315	4.15	0.0080	30.1	1472
1975	428,013	57,746	3.87	0.0071	36.4	1586
1980	469,488	41,475	3.74	0.0068	39.3	1055
1985	520,536	51,048	3.54	0.0066	42.8	1193
1990	571,473	50,937	3.35	0.0071	42.0	1213
1995	629,737	58,264	3.13	0.0075	42.6	1368
2000	666,000	36,263	3.01	0.0079	42.1	861
2005	705,000	39,000	2.86	0.0091	38.4	1016
2010	728,000	23,000	2.76	0.0104	34.8	661
2015	739,000	11,000	2.68	0.0120	31.1	354
2020	742,000	3,000	2.61	0.0136	28.2	106
2025	740,000	-2,000	2.54	0.0150	26.2	-76
2030	730,000	-10,000	2.49	0.0163	24.6	-407
2035	720,510	-9,490	2.42	0.0173	23.9	-397
2040	711,143	-9,367	2.36	0.0180	23.5	-399
2045	701,898	-9,245	2.29	0.0184	23.7	-390
2050	692,773	-9,125	2.23	0.0189	23.7	-385
2055	683,767	-9,006	2.17	0.0198	23.3	-387
2060	674,878	-8,889	2.11	0.0208	22.8	-390



栃木県における年間必要墳墓数の推移

(1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数

8,292 墳墓 (=1586+1055+1193+1213+1368+861+1016)

(2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数

8,953 墳墓 (=1586+1055+1193+1213+1368+861+1016+661)

(3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数

7,721 墳墓 (=1055+1193+1213+1368+861+1016+661+354)

(4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数

6,772 墳墓 (=1193+1213+1368+861+1016+661+354+106)

(5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数

6,772 墳墓 (=1193+1213+1368+861+1016+661+354+106)

(6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数

5,579 墳墓 (=1213+1368+861+1016+661+354+106)

(7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数

4,366 墳墓 (=1368+861+1016+661+354+106)

(8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数

2,998 墳墓 (=861+1016+661+354+106)

(9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数

460 墳墓 (=354+106)

(10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(参考値)2060年の年間必要墳墓数

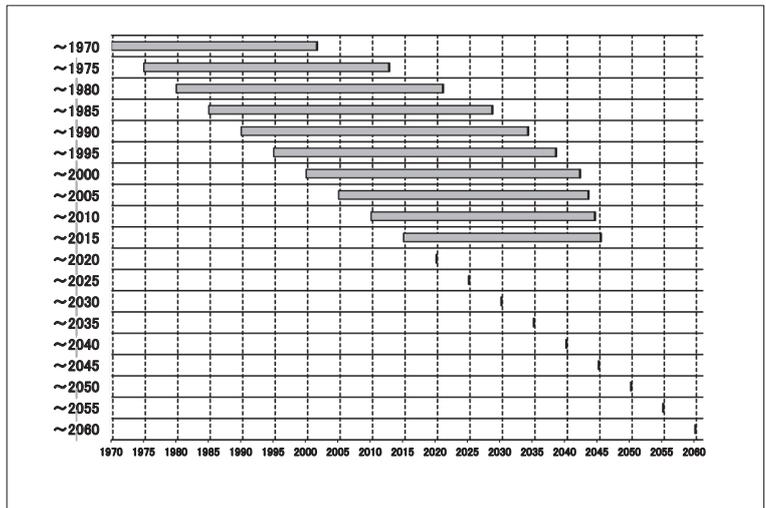
0 墳墓

群馬県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	2,024,000	0.0093	18,823	0.774	0.183	2,666	0.170	2,477	2,571	7,852
2010～2015	2,001,000	0.0107	21,411	0.774	0.183	3,033	0.170	2,817	2,925	8,230
2015～2020	1,961,000	0.0124	24,316	0.774	0.183	3,444	0.170	3,199	3,322	6,787
2020～2025	1,908,000	0.0141	26,903	0.774	0.183	3,811	0.170	3,540	3,675	6,787
2025～2030	1,845,000	0.0156	28,782	0.774	0.183	4,077	0.170	3,787	3,932	5,741
2030～2035	1,776,000	0.0170	30,192	0.774	0.183	4,276	0.170	3,973	4,125	4,412
2035～2040	1,699,000	0.0181	30,752	0.774	0.183	4,356	0.170	4,046	4,201	3,389
2040～2045	1,625,338	0.0188	30,556	0.774	0.183	4,328	0.170	4,021	4,174	2,182
2045～2050	1,554,870	0.0192	29,854	0.774	0.183	4,229	0.170	3,928	4,078	33
2050～2055	1,487,457	0.0197	29,303	0.774	0.183	4,151	0.170	3,856	4,003	0
2055～2060	1,422,967	0.0206	29,313	0.774	0.183	4,152	0.170	3,857	4,004	0
＜参考値＞										
2060	1,361,273	0.0216	29,403	0.774	0.183	4,165	0.170	3,869	4,017	0

群馬県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	398,609	45,496	4.06	0.0078	31.6	1440
1975	454,262	55,653	3.79	0.0070	37.7	1476
1980	497,152	42,890	3.64	0.0067	41.0	1046
1985	555,087	57,935	3.42	0.0067	43.6	1329
1990	600,222	45,135	3.24	0.0070	44.1	1023
1995	652,611	52,389	3.03	0.0076	43.4	1207
2000	691,000	38,389	2.93	0.0081	42.1	912
2005	724,000	33,000	2.80	0.0093	38.4	859
2010	737,000	13,000	2.72	0.0107	34.4	378
2015	738,000	1,000	2.66	0.0124	30.3	33
2020	733,000	-5,000	2.60	0.0141	27.3	-183
2025	724,000	-9,000	2.55	0.0156	25.1	-359
2030	708,000	-16,000	2.51	0.0170	23.4	-684
2035	692,424	-15,576	2.45	0.0181	22.6	-689
2040	677,191	-15,233	2.40	0.0188	22.2	-686
2045	662,293	-14,898	2.35	0.0192	22.2	-671
2050	647,723	-14,570	2.30	0.0197	22.1	-659
2055	633,473	-14,250	2.25	0.0206	21.6	-660
2060	619,537	-13,936	2.20	0.0216	21.0	-664



群馬県における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年間の年間必要墳墓数
7,852 墳墓 (=1476+1046+1329+1023+1207+912+859)
- (2)2010～2015年間の年間必要墳墓数
8,230 墳墓 (=1476+1046+1329+1023+1207+912+859+378)
- (3)2015～2020年間の年間必要墳墓数
6,787 墳墓 (=1046+1329+1023+1207+912+859+378+33)
- (4)2020～2025年間の年間必要墳墓数
6,787 墳墓 (=1046+1329+1023+1207+912+859+378+33)
- (5)2025～2030年間の年間必要墳墓数
5,741 墳墓 (=1329+1023+1207+912+859+378+33)
- (6)2030～2035年間の年間必要墳墓数
4,412 墳墓 (=1023+1207+912+859+378+33)

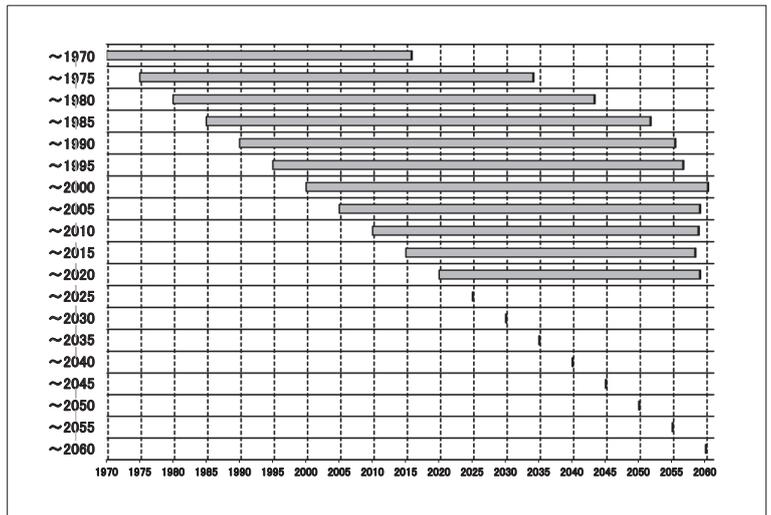
- (7)2035～2040年間の年間必要墳墓数
3,389 墳墓 (=1207+912+859+378+33)
- (8)2040～2045年間の年間必要墳墓数
2,182 墳墓 (=912+859+378+33)
- (9)2045～2050年間の年間必要墳墓数
33 墳墓
- (10)2050～2055年間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

埼玉県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	7,054,000	0.0069	48,673	0.774	0.183	6,894	0.170	6,404	6,649	33,280
2010～2015	7,082,000	0.0079	55,948	0.774	0.183	7,925	0.170	7,362	7,643	35,489
2015～2020	7,035,000	0.0091	64,019	0.774	0.183	9,068	0.170	8,424	8,746	36,733
2020～2025	6,923,000	0.0103	71,307	0.774	0.183	10,100	0.170	9,383	9,741	30,786
2025～2030	6,752,000	0.0114	76,973	0.774	0.183	10,903	0.170	10,128	10,515	30,786
2030～2035	6,527,000	0.0124	80,935	0.774	0.183	11,464	0.170	10,649	11,057	30,786
2035～2040	6,258,000	0.0132	82,606	0.774	0.183	11,700	0.170	10,869	11,285	25,168
2040～2045	6,000,086	0.0137	82,201	0.774	0.183	11,643	0.170	10,816	11,230	25,168
2045～2050	5,752,802	0.0140	80,539	0.774	0.183	11,408	0.170	10,597	11,003	21,882
2050～2055	5,515,709	0.0144	79,426	0.774	0.183	11,250	0.170	10,451	10,850	21,882
2055～2060	5,288,388	0.0151	79,855	0.774	0.183	11,311	0.170	10,507	10,909	18,392
＜参考値＞										
2060	5,070,435	0.0158	80,113	0.774	0.183	11,347	0.170	10,541	10,944	1,833

埼玉県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	973,127	292,277	3.83	0.0057	45.8	6382
1975	1,305,172	332,045	3.60	0.0047	59.1	5618
1980	1,513,172	208,000	3.51	0.0045	63.3	3286
1985	1,745,952	232,780	3.33	0.0045	66.7	3490
1990	2,027,970	282,018	3.12	0.0049	65.4	4312
1995	2,356,485	328,515	2.95	0.0055	61.6	5333
2000	2,470,000	113,515	2.81	0.0059	60.3	1883
2005	2,631,000	161,000	2.68	0.0069	54.1	2976
2010	2,739,000	108,000	2.59	0.0079	48.9	2209
2015	2,793,000	54,000	2.52	0.0091	43.4	1244
2020	2,810,000	17,000	2.46	0.0103	39.1	435
2025	2,793,000	-17,000	2.42	0.0114	36.0	-472
2030	2,739,000	-54,000	2.38	0.0124	33.6	-1607
2035	2,686,959	-115,038	2.33	0.0132	31.6	-3640
2040	2,635,907	-110,206	2.28	0.0137	30.3	-3637
2045	2,585,825	-105,578	2.22	0.0140	29.6	-3567
2050	2,536,694	-101,143	2.17	0.0144	28.8	-3512
2055	2,488,497	-96,895	2.13	0.0151	27.5	-3523
2060	2,441,216	-92,826	2.08	0.0158	26.2	-3543



埼玉県における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
33,280 墳墓(=6382+5618+3286+3490+4312+5333+1883+2976)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
35,489 墳墓(=6382+5618+3286+3490+4312+5333+1883+2976+2209)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
36,733 墳墓(=6382+5618+3286+3490+4312+5333+1883+2976+2209+1244)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
30,786 墳墓(=5618+3286+3490+4312+5333+1883+2976+2209+1244+435)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
30,786 墳墓(=5618+3286+3490+4312+5333+1883+2976+2209+1244+435)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
30,786 墳墓(=5618+3286+3490+4312+5333+1883+2976+2209+1244+435)

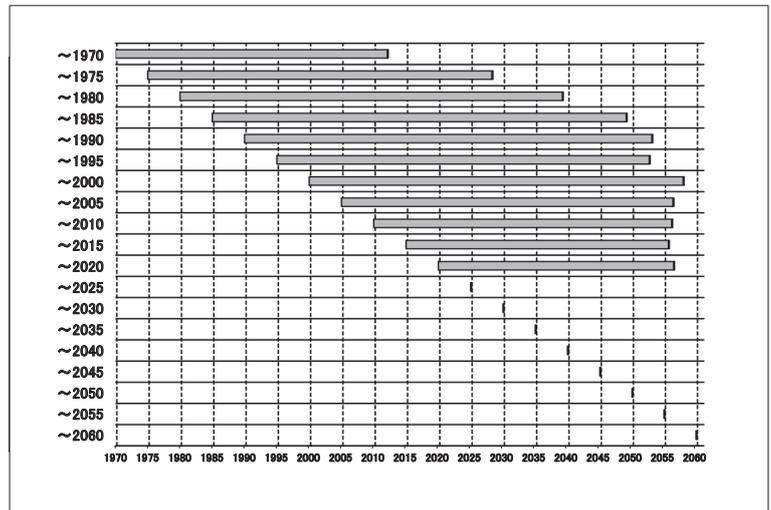
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
25,168 墳墓(=3286+3490+4312+5333+1883+2976+2209+1244+435)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
25,168 墳墓(=3286+3490+4312+5333+1883+2976+2209+1244+435)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
21,882 墳墓(=3490+4312+5333+1883+2976+2209+1244+435)
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
21,882 墳墓(=3490+4312+5333+1883+2976+2209+1244+435)
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
18,392 墳墓(=4312+5333+1883+2976+2209+1244+435)
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
1,833 墳墓

千葉県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	6,056,000	0.0074	44,814	0.774	0.183	6,348	0.170	5,897	6,122	30,519
2010～2015	6,108,000	0.0085	51,918	0.774	0.183	7,354	0.170	6,831	7,093	32,424
2015～2020	6,087,000	0.0098	59,653	0.774	0.183	8,449	0.170	7,849	8,149	27,865
2020～2025	6,008,000	0.0111	66,689	0.774	0.183	9,446	0.170	8,775	9,110	28,194
2025～2030	5,879,000	0.0123	72,312	0.774	0.183	10,242	0.170	9,515	9,879	28,194
2030～2035	5,706,000	0.0134	76,460	0.774	0.183	10,830	0.170	10,061	10,445	22,970
2035～2040	5,498,000	0.0142	78,072	0.774	0.183	11,058	0.170	10,273	10,665	22,970
2040～2045	5,297,582	0.0148	78,404	0.774	0.183	11,105	0.170	10,316	10,711	19,456
2045～2050	5,104,470	0.0151	77,077	0.774	0.183	10,917	0.170	10,142	10,530	19,456
2050～2055	4,918,397	0.0155	76,235	0.774	0.183	10,798	0.170	10,031	10,415	15,894
2055～2060	4,739,107	0.0162	76,774	0.774	0.183	10,874	0.170	10,102	10,488	7,843
＜参考値＞										
2060	4,566,353	0.0170	77,628	0.774	0.183	10,995	0.170	10,214	10,605	0

千葉県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	853,318	232,273	3,77	0.0063	42.1	5517
1975	1,131,739	278,421	3.54	0.0053	53.3	5224
1980	1,339,745	208,006	3.45	0.0049	59.2	3514
1985	1,568,063	228,318	3.25	0.0048	64.1	3562
1990	1,797,429	229,366	3.05	0.0052	63.1	3635
1995	2,052,215	254,786	2.89	0.0060	57.7	4416
2000	2,164,000	111,785	2.74	0.0063	58.0	1927
2005	2,304,000	140,000	2.63	0.0074	51.4	2724
2010	2,392,000	88,000	2.55	0.0085	46.2	1905
2015	2,431,000	39,000	2.50	0.0098	40.7	958
2020	2,443,000	12,000	2.46	0.0111	36.5	329
2025	2,427,000	-16,000	2.42	0.0123	33.6	-476
2030	2,383,000	-44,000	2.39	0.0134	31.2	-1410
2035	2,340,106	-100,086	2.35	0.0142	29.2	-3428
2040	2,297,984	-95,882	2.31	0.0148	27.9	-3437
2045	2,256,620	-91,855	2.26	0.0151	27.2	-3377
2050	2,216,001	-87,997	2.22	0.0155	26.3	-3346
2055	2,176,113	-84,302	2.18	0.0162	24.9	-3386
2060	2,136,943	-80,761	2.14	0.0170	23.6	-3422



千葉県における年間必要墳墓数の推移

(1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数

30,519 墳墓(=5517+5224+3514+3562+3635+4416+1927+2724)

(2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数

32,424 墳墓(=5517+5224+3514+3562+3635+4416+1927+2724+1905)

(3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数

27,865 墳墓(=5224+3514+3562+3635+4416+1927+2724+1905+958)

(4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数

28,194 墳墓(=5224+3514+3562+3635+4416+1927+2724+1905+958+329)

(5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数

28,194 墳墓(=5224+3514+3562+3635+4416+1927+2724+1905+958+329)

(6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数

22,970 墳墓(=3514+3562+3635+4416+1927+2724+1905+958+329)

(7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数

22,970 墳墓(=3514+3562+3635+4416+1927+2724+1905+958+329)

(8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数

19,456 墳墓(=3562+3635+4416+1927+2724+1905+958+329)

(9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数

19,456 墳墓(=3562+3635+4416+1927+2724+1905+958+329)

(10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数

15,894 墳墓(=3635+4416+1927+2724+1905+958+329)

(11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数

7,843 墳墓(=1927+2724+1905+958+329)

(参考値)2060年の年間必要墳墓数

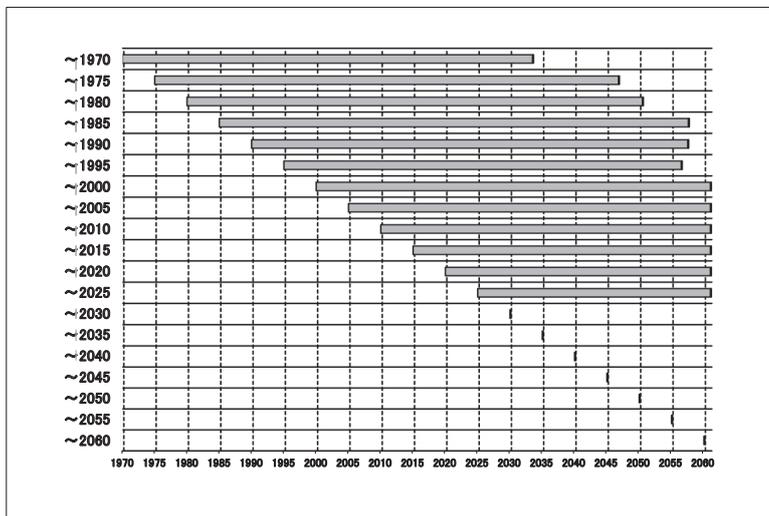
0 墳墓

東京都必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	12,577,000	0.0076	95,585	0.774	0.183	13,539	0.170	12,577	13,058	43,619
2010～2015	12,906,000	0.0087	112,282	0.774	0.183	15,904	0.170	14,774	15,339	49,582
2015～2020	13,059,000	0.0101	131,896	0.774	0.183	18,682	0.170	17,355	18,018	52,873
2020～2025	13,104,000	0.0115	150,696	0.774	0.183	21,345	0.170	19,829	20,587	54,883
2025～2030	13,047,000	0.0127	165,697	0.774	0.183	23,470	0.170	21,802	22,636	55,511
2030～2035	12,905,000	0.0138	178,089	0.774	0.183	25,225	0.170	23,433	24,329	55,511
2035～2040	12,696,000	0.0147	186,631	0.774	0.183	26,435	0.170	24,557	25,496	47,580
2040～2045	12,490,385	0.0153	191,103	0.774	0.183	27,068	0.170	25,145	26,107	47,580
2045～2050	12,288,100	0.0156	191,694	0.774	0.183	27,152	0.170	25,223	26,188	47,580
2050～2055	12,089,091	0.0160	193,425	0.774	0.183	27,397	0.170	25,451	26,424	41,328
2055～2060	11,893,305	0.0168	199,808	0.774	0.183	28,301	0.170	26,291	27,296	38,597
＜参考値＞										
2060	11,700,690	0.0176	205,932	0.774	0.183	29,169	0.170	27,097	28,133	26,694

東京都必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	3,371,570	503,600	3.15	0.0050	63.5	7931
1975	3,820,472	448,902	2.90	0.0048	71.8	6252
1980	4,013,022	192,550	2.78	0.0051	70.5	2731
1985	4,488,493	475,471	2.60	0.0053	72.6	6549
1990	4,693,621	205,128	2.47	0.0060	67.5	3039
1995	4,836,000	142,379	2.39	0.0068	61.5	2315
2000	5,371,000	535,000	2.25	0.0071	62.6	8546
2005	5,747,000	376,000	2.19	0.0076	60.1	6256
2010	6,069,000	322,000	2.13	0.0087	54.0	5963
2015	6,224,000	155,000	2.10	0.0101	47.1	3291
2020	6,308,000	84,000	2.08	0.0115	41.8	2010
2025	6,332,000	24,000	2.06	0.0127	38.2	628
2030	6,314,000	-18,000	2.04	0.0138	35.5	-507
2035	6,295,058	-18,942	2.02	0.0147	33.7	-562
2040	6,276,173	-18,885	1.99	0.0153	32.8	-576
2045	6,257,344	-18,829	1.96	0.0156	32.7	-576
2050	6,238,572	-18,772	1.94	0.0160	32.2	-583
2055	6,219,856	-18,716	1.91	0.0168	31.2	-600
2060	6,201,196	-18,660	1.89	0.0176	30.1	-620



東京都における年間必要墳墓数の推移

(1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数

43,619 墳墓(=7931+6252+2731+6549+3039+2315+8546+6256)

(2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数

49,582 墳墓(=7931+6252+2731+6549+3039+2315+8546+6256+5963)

(3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数

52,873 墳墓(=7931+6252+2731+6549+3039+2315+8546+6256+5963+3291)

(4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数

54,883 墳墓(=7931+6252+2731+6549+3039+2315+8546+6256+5963+3291+2010)

(5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数

55,511 墳墓(=7931+6252+2731+6549+3039+2315+8546+6256+5963+3291+2010+628)

(6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数

55,511 墳墓(=7931+6252+2731+6549+3039+2315+8546+6256+5963+3291+2010+628)

(7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数

47,580 墳墓(=6252+2731+6549+3039+2315+8546+6256+5963+3291+2010+628)

(8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数

47,580 墳墓(=6252+2731+6549+3039+2315+8546+6256+5963+3291+2010+628)

(9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数

47,580 墳墓(=6252+2731+6549+3039+2315+8546+6256+5963+3291+2010+628)

(10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数

41,328 墳墓(=2731+6549+3039+2315+8546+6256+5963+3291+2010+628)

(11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数

38,597 墳墓(=6549+3039+2315+8546+6256+5963+3291+2010+628)

(参考値)2060年の年間必要墳墓数

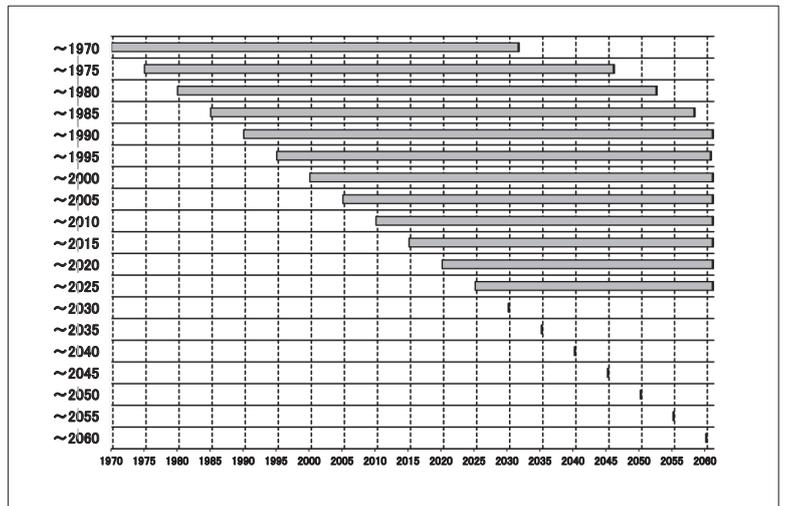
26,694 墳墓(=8546+6256+5963+3291+2010+628)

神奈川県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	8,792,000	0.0068	59,786	0.774	0.183	8,468	0.170	7,867	8,167	36,429
2010～2015	8,962,000	0.0078	69,904	0.774	0.183	9,901	0.170	9,198	9,550	39,587
2015～2020	9,018,000	0.0090	81,162	0.774	0.183	11,496	0.170	10,679	11,088	41,463
2020～2025	8,993,000	0.0102	91,729	0.774	0.183	12,993	0.170	12,070	12,531	42,579
2025～2030	8,896,000	0.0113	100,525	0.774	0.183	14,239	0.170	13,227	13,733	42,839
2030～2035	8,737,000	0.0123	107,465	0.774	0.183	15,222	0.170	14,140	14,681	42,839
2035～2040	8,525,000	0.0131	111,678	0.774	0.183	15,818	0.170	14,695	15,256	36,597
2040～2045	8,318,144	0.0136	113,127	0.774	0.183	16,024	0.170	14,885	15,454	36,597
2045～2050	8,116,307	0.0139	112,817	0.774	0.183	15,980	0.170	14,844	15,412	36,597
2050～2055	7,919,368	0.0143	113,247	0.774	0.183	16,041	0.170	14,901	15,471	31,206
2055～2060	7,727,208	0.0150	115,908	0.774	0.183	16,417	0.170	15,251	15,834	28,106
＜参考値＞										
2060	7,539,710	0.0157	118,373	0.774	0.183	16,767	0.170	15,576	16,171	22,714

神奈川県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	1,476,803	383,866	3.46	0.0047	61.5	6242
1975	1,859,030	382,227	3.28	0.0043	70.9	5391
1980	2,083,455	224,425	3.21	0.0043	72.4	3100
1985	2,478,160	394,705	2.97	0.0046	73.2	5392
1990	2,817,902	339,742	2.80	0.0050	71.4	4758
1995	3,161,951	344,049	2.67	0.0057	65.7	5237
2000	3,318,000	156,049	2.56	0.0060	65.1	2397
2005	3,550,000	232,000	2.48	0.0068	59.3	3912
2010	3,718,000	168,000	2.41	0.0078	53.2	3158
2015	3,806,000	88,000	2.37	0.0090	46.9	1876
2020	3,853,000	47,000	2.33	0.0102	42.1	1116
2025	3,863,000	10,000	2.30	0.0113	38.5	260
2030	3,832,000	-31,000	2.28	0.0123	35.7	-868
2035	3,801,344	-30,656	2.24	0.0131	34.1	-899
2040	3,770,933	-30,411	2.21	0.0136	33.3	-913
2045	3,740,766	-30,167	2.17	0.0139	33.2	-909
2050	3,710,840	-29,926	2.13	0.0143	32.8	-912
2055	3,681,153	-29,687	2.10	0.0150	31.7	-936
2060	3,651,704	-29,449	2.06	0.0157	30.9	-953



神奈川県における年間必要墳墓数の推移

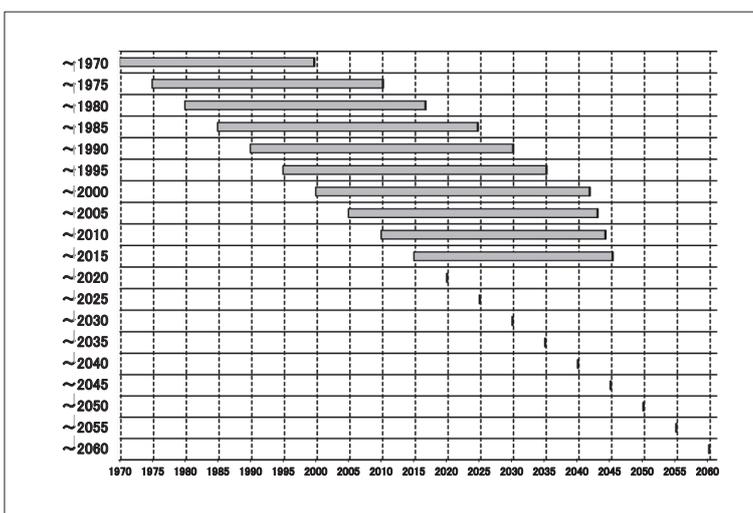
- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
36,429 墳墓 (=6242+5391+3100+5392+4758+5237+2397+3912)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
39,587 墳墓 (=6242+5391+3100+5392+4758+5237+2397+3912+3158)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
41,463 墳墓 (=6242+5391+3100+5392+4758+5237+2397+3912+3158+1876)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
42,579 墳墓 (=6242+5391+3100+5392+4758+5237+2397+3912+3158+1876+1116)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
42,839 墳墓 (=6242+5391+3100+5392+4758+5237+2397+3912+3158+1876+1116+260)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
42,839 墳墓 (=6242+5391+3100+5392+4758+5237+2397+3912+3158+1876+1116+260)
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
36,597 墳墓 (=5391+3100+5392+4758+5237+2397+3912+3158+1876+1116+260)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
36,597 墳墓 (=5391+3100+5392+4758+5237+2397+3912+3158+1876+1116+260)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
36,597 墳墓 (=5391+3100+5392+4758+5237+2397+3912+3158+1876+1116+260)
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
31,206 墳墓 (=3100+5392+4758+5237+2397+3912+3158+1876+1116+260)
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
28,106 墳墓 (=5392+4758+5237+2397+3912+3158+1876+1116+260)
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
22,714 墳墓 (=4758+5237+2397+3912+3158+1876+1116+260)

山梨県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	885,000	0.0095	8,408	0.774	0.183	1,191	0.170	1,106	1,149	3,385
2010～2015	872,000	0.0109	9,505	0.774	0.183	1,346	0.170	1,251	1,298	3,531
2015～2020	853,000	0.0126	10,748	0.774	0.183	1,522	0.170	1,414	1,468	3,009
2020～2025	829,000	0.0143	11,855	0.774	0.183	1,679	0.170	1,560	1,620	2,599
2025～2030	802,000	0.0158	12,672	0.774	0.183	1,795	0.170	1,667	1,731	2,060
2030～2035	772,000	0.0172	13,278	0.774	0.183	1,881	0.170	1,747	1,814	2,060
2035～2040	739,000	0.0183	13,524	0.774	0.183	1,916	0.170	1,779	1,848	1,610
2040～2045	707,411	0.0190	13,441	0.774	0.183	1,904	0.170	1,769	1,836	1,127
2045～2050	677,172	0.0194	13,137	0.774	0.183	1,861	0.170	1,729	1,795	33
2050～2055	648,226	0.0199	12,900	0.774	0.183	1,827	0.170	1,697	1,762	0
2055～2060	620,517	0.0209	12,969	0.774	0.183	1,837	0.170	1,706	1,772	0
＜参考値＞										
2060	593,992	0.0219	13,008	0.774	0.183	1,842	0.170	1,712	1,777	0

山梨県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	188,149	16,478	3.96	0.0085	29.7	555
1975	207,692	19,543	3.69	0.0077	35.2	555
1980	222,754	15,062	3.54	0.0077	36.7	410
1985	244,167	21,413	3.36	0.0075	39.7	539
1990	262,195	18,028	3.20	0.0078	40.1	450
1995	281,598	19,403	3.03	0.0082	40.2	483
2000	308,000	26,402	2.88	0.0083	41.8	632
2005	320,000	12,000	2.77	0.0095	38.0	316
2010	325,000	5,000	2.68	0.0109	34.2	146
2015	326,000	1,000	2.62	0.0126	30.3	33
2020	323,000	-3,000	2.57	0.0143	27.2	-110
2025	319,000	-4,000	2.51	0.0158	25.2	-159
2030	311,000	-8,000	2.48	0.0172	23.4	-342
2035	303,536	-7,464	2.43	0.0183	22.5	-332
2040	296,251	-7,285	2.39	0.0190	22.0	-331
2045	289,141	-7,110	2.34	0.0194	22.0	-323
2050	282,202	-6,939	2.30	0.0199	21.8	-318
2055	275,429	-6,773	2.25	0.0209	21.3	-318
2060	268,819	-6,610	2.21	0.0219	20.7	-319



山梨県における年間必要墳墓数の推移

(1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数

3,385 墳墓 (= 555+410+539+450+483+632+316)

(2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数

3,531 墳墓 (= 555+410+539+450+483+632+316+146)

(3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数

3,009 墳墓 (= 410+539+450+483+632+316+146+33)

(4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数

2,599 墳墓 (= 539+450+483+632+316+146+33)

(5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数

2,060 墳墓 (= 450+483+632+316+146+33)

(6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数

2,060 墳墓 (= 450+483+632+316+146+33)

(7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数

1,610 墳墓 (= 483+632+316+146+33)

(8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数

1,127 墳墓 (= 632+316+146+33)

(9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数

33 墳墓 (= 623+337+192+90+32)

(10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(参考値)2060年の年間必要墳墓数

0 墳墓

富山県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

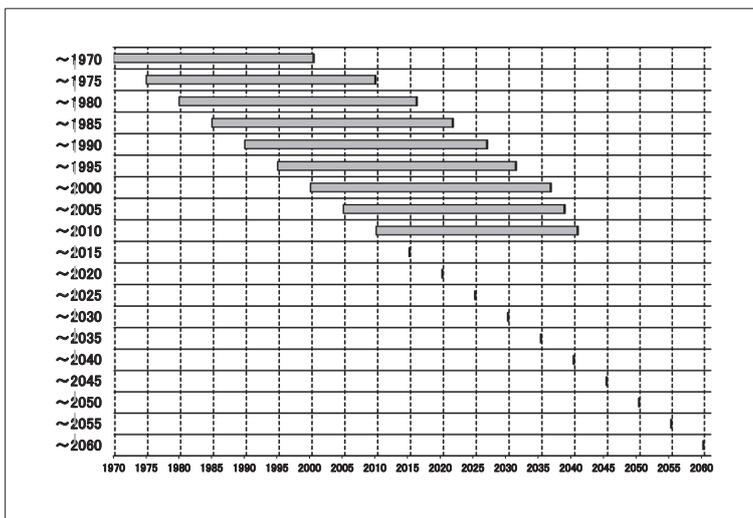
年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	1,112,000	0.0099	11,009	0.774	0.183	1,559	0.170	1,449	1,504	3,509
2010～2015	1,090,000	0.0113	12,317	0.774	0.183	1,745	0.170	1,621	1,683	3,115
2015～2020	1,058,000	0.0131	13,860	0.774	0.183	1,963	0.170	1,824	1,893	3,115
2020～2025	1,019,000	0.0149	15,183	0.774	0.183	2,151	0.170	1,998	2,074	2,699
2025～2030	975,000	0.0165	16,088	0.774	0.183	2,279	0.170	2,117	2,198	2,221
2030～2035	929,000	0.0179	16,629	0.774	0.183	2,355	0.170	2,188	2,272	1,846
2035～2040	880,000	0.0190	16,720	0.774	0.183	2,368	0.170	2,200	2,284	1,175
2040～2045	833,584	0.0198	16,505	0.774	0.183	2,338	0.170	2,172	2,255	229
2045～2050	789,617	0.0202	15,950	0.774	0.183	2,259	0.170	2,099	2,179	0
2050～2055	747,969	0.0208	15,558	0.774	0.183	2,204	0.170	2,047	2,125	0
2055～2060	708,517	0.0218	15,446	0.774	0.183	2,188	0.170	2,032	2,110	0

<参考値>

2060	671,146	0.0228	15,302	0.774	0.183	2,167	0.170	2,013	2,090	0
------	---------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---

富山県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	244,399	19,324	4.11	0.0080	30.4	636
1975	266,082	21,683	3.94	0.0073	34.8	623
1980	281,083	15,001	3.85	0.0072	36.1	416
1985	298,586	17,503	3.69	0.0074	36.6	478
1990	312,401	13,815	3.53	0.0077	36.8	375
1995	336,701	24,300	3.25	0.0085	36.2	671
2000	356,000	19,299	3.15	0.0087	36.5	529
2005	370,000	14,000	3.01	0.0099	33.6	417
2010	377,000	7,000	2.89	0.0113	30.6	229
2015	377,000	0	2.81	0.0131	27.2	0
2020	374,000	-3,000	2.72	0.0149	24.7	-121
2025	369,000	-5,000	2.64	0.0165	23.0	-217
2030	359,000	-10,000	2.59	0.0179	21.6	-463
2035	348,948	-10,052	2.52	0.0190	20.9	-481
2040	339,177	-9,771	2.46	0.0198	20.5	-477
2045	329,680	-9,497	2.40	0.0202	20.6	-461
2050	320,449	-9,231	2.33	0.0208	20.6	-448
2055	311,476	-8,973	2.27	0.0218	20.2	-444
2060	302,755	-8,721	2.22	0.0228	19.8	-440



富山県における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
3,509 墳墓(=623+416+478+375+671+529+417)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
3,115 墳墓(=416+478+375+671+529+417+229)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
3,115 墳墓(=416+478+375+671+529+417+229)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
2,699 墳墓(=478+375+671+529+417+229)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
2,221 墳墓(=375+671+529+417+229)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
1,846 墳墓(=671+529+417+229)

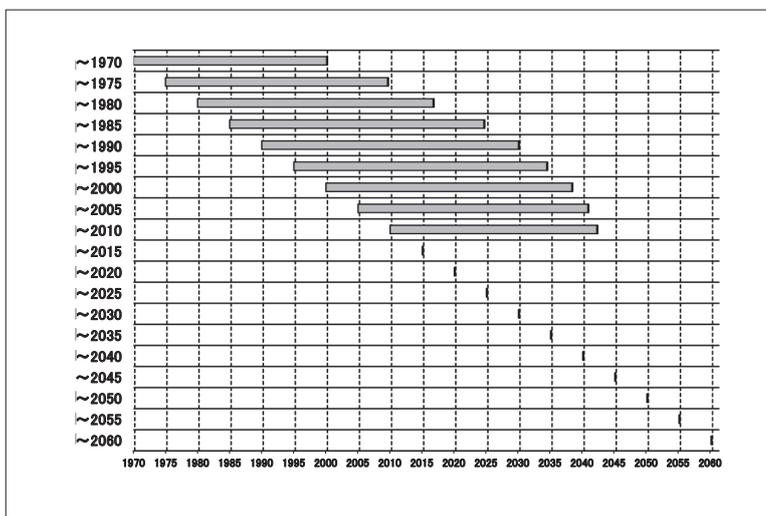
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
1,175 墳墓(=529+417+229)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
229 墳墓
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

長野県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	2,196,000	0.0099	21,740	0.774	0.183	3,079	0.170	2,861	2,970	7,746
2010～2015	2,155,000	0.0113	24,352	0.774	0.183	3,449	0.170	3,204	3,327	6,620
2015～2020	2,095,000	0.0131	27,445	0.774	0.183	3,887	0.170	3,611	3,749	6,620
2020～2025	2,021,000	0.0149	30,113	0.774	0.183	4,265	0.170	3,962	4,114	5,586
2025～2030	1,941,000	0.0165	32,027	0.774	0.183	4,536	0.170	4,214	4,375	4,300
2030～2035	1,858,000	0.0179	33,258	0.774	0.183	4,711	0.170	4,376	4,543	3,398
2035～2040	1,770,000	0.0190	33,630	0.774	0.183	4,763	0.170	4,425	4,594	2,298
2040～2045	1,686,168	0.0198	33,386	0.774	0.183	4,729	0.170	4,393	4,561	801
2045～2050	1,606,306	0.0202	32,447	0.774	0.183	4,596	0.170	4,269	4,433	0
2050～2055	1,530,227	0.0208	31,829	0.774	0.183	4,508	0.170	4,188	4,348	0
2055～2060	1,457,751	0.0218	31,779	0.774	0.183	4,501	0.170	4,181	4,341	0
＜参考値＞										
2060	1,388,708	0.0228	31,663	0.774	0.183	4,485	0.170	4,166	4,326	0

長野県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	484,970	36,763	3.91	0.0085	30.1	1221
1975	530,358	45,388	3.71	0.0078	34.6	1312
1980	568,303	37,945	3.59	0.0076	36.7	1034
1985	619,239	50,936	3.41	0.0074	39.6	1286
1990	655,332	36,093	3.25	0.0077	40.0	902
1995	698,666	43,334	3.06	0.0083	39.4	1100
2000	756,000	57,334	2.93	0.0089	38.3	1497
2005	778,000	22,000	2.82	0.0099	35.8	615
2010	784,000	6,000	2.75	0.0113	32.2	186
2015	779,000	-5,000	2.69	0.0131	28.4	-176
2020	769,000	-10,000	2.63	0.0149	25.5	-392
2025	754,000	-15,000	2.57	0.0165	23.6	-636
2030	734,000	-20,000	2.53	0.0179	22.1	-905
2035	714,182	-19,818	2.48	0.0190	21.2	-935
2040	694,899	-19,283	2.43	0.0198	20.8	-927
2045	676,137	-18,762	2.38	0.0202	20.8	-902
2050	657,881	-18,256	2.33	0.0208	20.6	-886
2055	640,118	-17,763	2.28	0.0218	20.1	-884
2060	622,835	-17,283	2.23	0.0228	19.7	-877



長野県における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
7,746 墳墓 (= 1312+1034+1286+902+1100+1497+615)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
6,620 墳墓 (= 1034+1286+902+1100+1497+615+186)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
6,620 墳墓 (= 1034+1286+902+1100+1497+615+186)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
5,586 墳墓 (= 1286+902+1100+1497+615+186)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
4,300 墳墓 (= 902+1100+1497+615+186)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
3,398 墳墓 (= 1100+1497+615+186)

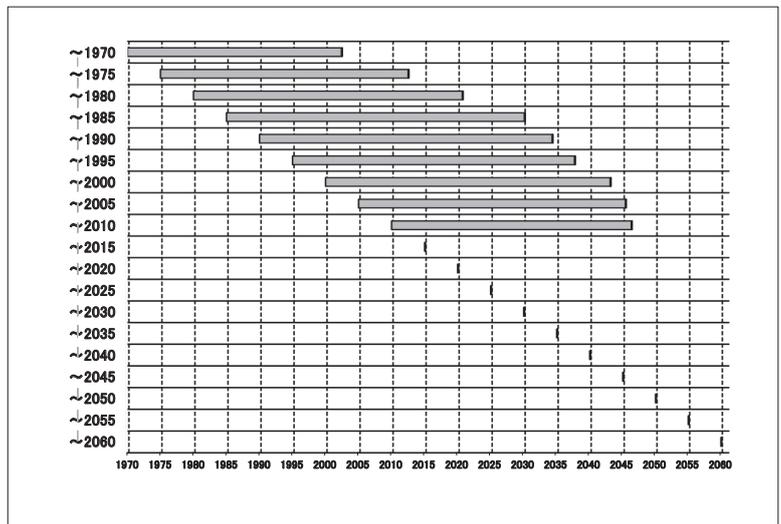
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
2,298 墳墓 (= 1497+615+186)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
801 墳墓 (= 615+186)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

石川県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	1,174,000	0.0089	10,449	0.774	0.183	1,480	0.170	1,375	1,427	4,332
2010～2015	1,155,000	0.0102	11,781	0.774	0.183	1,669	0.170	1,550	1,609	4,442
2015～2020	1,128,000	0.0118	13,310	0.774	0.183	1,885	0.170	1,751	1,818	3,468
2020～2025	1,093,000	0.0134	14,646	0.774	0.183	2,074	0.170	1,927	2,001	3,468
2025～2030	1,053,000	0.0148	15,584	0.774	0.183	2,207	0.170	2,051	2,129	2,814
2030～2035	1,009,000	0.0161	16,245	0.774	0.183	2,301	0.170	2,138	2,219	2,814
2035～2040	960,000	0.0171	16,416	0.774	0.183	2,325	0.170	2,160	2,243	1,632
2040～2045	913,380	0.0178	16,258	0.774	0.183	2,303	0.170	2,139	2,221	1,125
2045～2050	869,024	0.0182	15,816	0.774	0.183	2,240	0.170	2,081	2,161	506
2050～2055	826,822	0.0187	15,462	0.774	0.183	2,190	0.170	2,034	2,112	0
2055～2060	786,669	0.0196	15,419	0.774	0.183	2,184	0.170	2,029	2,106	0
＜参考値＞										
2060	748,466	0.0205	15,344	0.774	0.183	2,173	0.170	2,019	2,096	0

石川県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	242,583	23,003	3.96	0.0078	32.4	710
1975	279,117	36,534	3.70	0.0072	37.5	974
1980	305,745	26,628	3.56	0.0069	40.7	654
1985	337,267	31,522	3.36	0.0066	45.1	699
1990	358,678	21,411	3.18	0.0071	44.3	483
1995	380,339	21,661	3.00	0.0078	42.7	507
2000	407,000	26,661	2.90	0.0080	43.1	619
2005	423,000	16,000	2.78	0.0089	40.4	396
2010	427,000	4,000	2.70	0.0102	36.3	110
2015	426,000	-1,000	2.65	0.0118	32.0	-31
2020	423,000	-3,000	2.58	0.0134	28.9	-104
2025	416,000	-7,000	2.53	0.0148	26.7	-262
2030	404,000	-12,000	2.50	0.0161	24.8	-484
2035	392,688	-11,312	2.44	0.0171	24.0	-471
2040	381,693	-10,995	2.39	0.0178	23.5	-468
2045	371,006	-10,687	2.34	0.0182	23.5	-455
2050	360,618	-10,388	2.29	0.0187	23.4	-444
2055	350,521	-10,097	2.24	0.0196	22.8	-443
2060	340,706	-9,815	2.20	0.0205	22.2	-442



石川県における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
4,332 墳墓(=974+654+699+483+507+619+396)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
4,442 墳墓(=974+654+699+483+507+619+396+110)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
3,468 墳墓(=654+699+483+507+619+396+110)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
3,468 墳墓(=654+699+483+507+619+396+110)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
2,814 墳墓(=699+483+507+619+396+110)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
2,814 墳墓(=699+483+507+619+396+110)

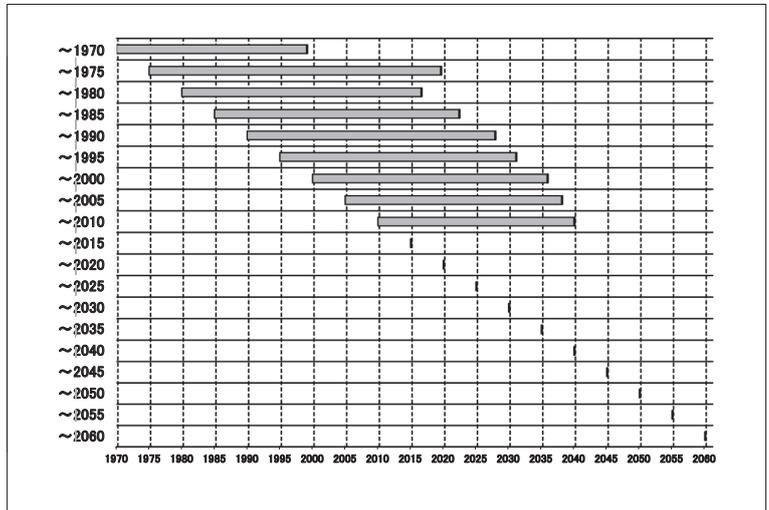
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
1,632 墳墓(=507+619+396+110)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
1,125 墳墓(=619+396+110)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
506 墳墓(=396+110)
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

新潟県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	2,431,000	0.0101	24,553	0.774	0.183	3,478	0.170	3,231	3,354	7,201
2010～2015	2,366,000	0.0116	27,446	0.774	0.183	3,888	0.170	3,611	3,749	7,568
2015～2020	2,286,000	0.0134	30,632	0.774	0.183	4,339	0.170	4,031	4,185	7,568
2020～2025	2,193,000	0.0152	33,334	0.774	0.183	4,721	0.170	4,386	4,554	4,792
2025～2030	2,092,000	0.0168	35,146	0.774	0.183	4,978	0.170	4,625	4,801	4,122
2030～2035	1,986,000	0.0183	36,344	0.774	0.183	5,148	0.170	4,782	4,965	3,417
2035～2040	1,875,000	0.0194	36,375	0.774	0.183	5,152	0.170	4,786	4,969	2,157
2040～2045	1,770,204	0.0202	35,758	0.774	0.183	5,065	0.170	4,705	4,885	0
2045～2050	1,671,265	0.0207	34,595	0.774	0.183	4,900	0.170	4,552	4,726	0
2050～2055	1,577,856	0.0213	33,608	0.774	0.183	4,760	0.170	4,422	4,591	0
2055～2060	1,489,668	0.0223	33,220	0.774	0.183	4,705	0.170	4,371	4,538	0
<参考値>										
2060	1406409	0.0234	32,910	0.774	0.183	4,661	0.170	4,330	4,496	0

新潟県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	542,289	39,364	4.24	0.0081	29.1	1353
1975	594,462	52,173	3.03	0.0074	44.6	1170
1980	653,247	58,785	3.79	0.0072	36.6	1606
1985	678,295	25,048	3.61	0.0074	37.4	670
1990	705,002	26,707	3.47	0.0076	37.9	705
1995	750,501	45,499	3.22	0.0086	36.1	1260
2000	792,000	41,499	3.13	0.0089	35.9	1156
2005	813,000	21,000	2.99	0.0101	33.1	634
2010	824,000	11,000	2.87	0.0116	30.0	367
2015	821,000	-3,000	2.78	0.0134	26.8	-112
2020	811,000	-10,000	2.70	0.0152	24.4	-410
2025	794,000	-17,000	2.63	0.0168	22.6	-752
2030	771,000	-23,000	2.58	0.0183	21.2	-1085
2035	747,870	-23,130	2.51	0.0194	20.5	-1128
2040	725,434	-22,436	2.44	0.0202	20.3	-1105
2045	703,671	-21,763	2.38	0.0207	20.3	-1072
2050	682,561	-21,110	2.31	0.0213	20.3	-1040
2055	662,084	-20,477	2.25	0.0223	19.9	-1029
2060	642,221	-19,863	2.19	0.0234	19.5	-1019



新潟県における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
7,201 墳墓(=1170+1606+670+705+1260+1156+634)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
7,568 墳墓(=1170+1606+670+705+1260+1156+634+367)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
7,568 墳墓(=1170+1606+670+705+1260+1156+634+367)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
4,792 墳墓(=670+705+1260+1156+634+367)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
4,122 墳墓(=705+1260+1156+634+367)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
3,417 墳墓(=1260+1156+634+367)

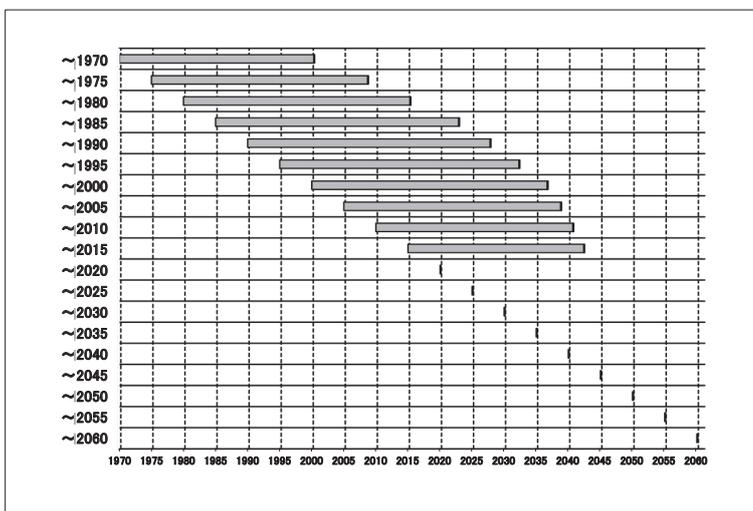
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
2,157 墳墓(=1156+634+367)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

福井県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	822,000	0.0096	7,891	0.774	0.183	1,118	0.170	1,038	1,078	2,427
2010～2015	807,000	0.0110	8,877	0.774	0.183	1,257	0.170	1,168	1,213	2,152
2015～2020	788,000	0.0127	10,008	0.774	0.183	1,418	0.170	1,317	1,367	2,225
2020～2025	763,000	0.0144	10,987	0.774	0.183	1,556	0.170	1,446	1,501	1,929
2025～2030	736,000	0.0159	11,702	0.774	0.183	1,657	0.170	1,540	1,599	1,472
2030～2035	707,000	0.0173	12,231	0.774	0.183	1,732	0.170	1,609	1,671	1,211
2035～2040	676,000	0.0184	12,438	0.774	0.183	1,762	0.170	1,637	1,699	740
2040～2045	646,359	0.0192	12,410	0.774	0.183	1,758	0.170	1,633	1,695	268
2045～2050	618,018	0.0196	12,113	0.774	0.183	1,716	0.170	1,594	1,655	0
2050～2055	590,920	0.0201	11,877	0.774	0.183	1,682	0.170	1,563	1,623	0
2055～2060	565,010	0.0211	11,922	0.774	0.183	1,689	0.170	1,569	1,629	0
<参考値>										
2060	540,236	0.0221	11,939	0.774	0.183	1,691	0.170	1,571	1,631	0

福井県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	179,384	9,890	4.03	0.0082	30.3	326
1975	195,223	15,839	3.85	0.0077	33.7	470
1980	205,672	10,449	3.78	0.0075	35.3	296
1985	222,975	17,303	3.61	0.0073	37.9	457
1990	232,848	9,873	3.48	0.0076	37.8	261
1995	250,424	17,576	3.23	0.0083	37.3	471
2000	258,000	7,576	3.21	0.0085	36.7	206
2005	267,000	9,000	3.08	0.0096	33.8	266
2010	273,000	6,000	2.96	0.0110	30.7	195
2015	275,000	2,000	2.87	0.0127	27.4	73
2020	274,000	-1,000	2.78	0.0144	25.0	-40
2025	272,000	-2,000	2.71	0.0159	23.2	-86
2030	266,000	-6,000	2.66	0.0173	21.7	-276
2035	260,946	-5,054	2.59	0.0184	21.0	-241
2040	255,988	-4,958	2.52	0.0192	20.7	-240
2045	251,124	-4,864	2.46	0.0196	20.7	-235
2050	246,353	-4,771	2.40	0.0201	20.7	-230
2055	241,672	-4,681	2.34	0.0211	20.3	-231
2060	237,080	-4,592	2.28	0.0221	19.8	-232



福井県における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
2,427 墳墓 (=470+296+457+261+471+206+266)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
2,152 墳墓 (=296+457+261+471+206+266+195)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
2,225 墳墓 (=296+457+261+471+206+266+195+73)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
1,929 墳墓 (=457+261+471+206+266+195+73)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
1,472 墳墓 (=261+471+206+266+195+73)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
1,211 墳墓 (=471+206+266+195+73)

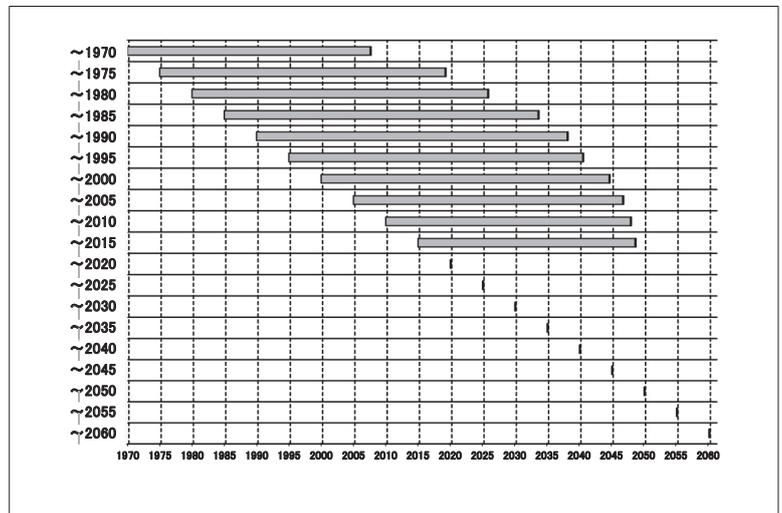
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
740 墳墓 (=206+266+195+73)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
268 墳墓 (=195+73)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

静岡県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	3,792,000	0.0085	32,232	0.774	0.183	4,565	0.170	4,241	4,403	13,378
2010～2015	3,771,000	0.0097	36,579	0.774	0.183	5,181	0.170	4,813	4,997	14,354
2015～2020	3,712,000	0.0112	41,574	0.774	0.183	5,889	0.170	5,470	5,679	14,711
2020～2025	3,623,000	0.0127	46,012	0.774	0.183	6,517	0.170	6,054	6,286	12,085
2025～2030	3,511,000	0.0140	49,154	0.774	0.183	6,962	0.170	6,468	6,715	12,085
2030～2035	3,384,000	0.0152	51,437	0.774	0.183	7,286	0.170	6,768	7,027	10,534
2035～2040	3,242,000	0.0161	52,196	0.774	0.183	7,393	0.170	6,868	7,131	8,345
2040～2045	3,105,959	0.0168	52,180	0.774	0.183	7,391	0.170	6,866	7,128	6,597
2045～2050	2,975,626	0.0172	51,181	0.774	0.183	7,249	0.170	6,734	6,992	2,964
2050～2055	2,850,762	0.0177	50,458	0.774	0.183	7,147	0.170	6,639	6,893	0
2055～2060	2,731,138	0.0186	50,799	0.774	0.183	7,195	0.170	6,684	6,940	0
<参考値>										
2060	2616534	0.0195	51,022	0.774	0.183	7,227	0.170	6,713	6,970	0

静岡県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	737,446	105,278	4.03	0.0066	37.6	2800
1975	853,515	116,069	3.77	0.0060	44.2	2626
1980	924,542	71,027	3.64	0.0060	45.8	1551
1985	1,030,942	106,400	3.43	0.0060	48.6	2189
1990	1,115,007	84,065	3.25	0.0064	48.1	1748
1995	1,214,504	99,497	3.05	0.0072	45.5	2187
2000	1,279,000	64,496	2.95	0.0076	44.6	1446
2005	1,347,000	68,000	2.82	0.0085	41.7	1631
2010	1,384,000	37,000	2.72	0.0097	37.9	976
2015	1,396,000	12,000	2.66	0.0112	33.6	357
2020	1,396,000	0	2.60	0.0127	30.3	0
2025	1,384,000	-12,000	2.54	0.0140	28.1	-427
2030	1,359,000	-25,000	2.49	0.0152	26.4	-947
2035	1,334,538	-24,462	2.43	0.0161	25.6	-956
2040	1,310,516	-24,022	2.37	0.0168	25.1	-957
2045	1,286,927	-23,589	2.31	0.0172	25.2	-936
2050	1,263,762	-23,165	2.26	0.0177	25.0	-927
2055	1,241,014	-22,748	2.20	0.0186	24.4	-932
2060	1,218,676	-22,338	2.15	0.0195	23.9	-935



静岡県における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
16,178 墳墓(=2800+2626+1551+2189+1748+2187+1446+1631)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
14,354 墳墓(=2626+1551+2189+1748+2187+1446+1631+976)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
14,711 墳墓(=2626+1551+2189+1748+2187+1446+1631+976+357)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
12,085 墳墓(=1551+2189+1748+2187+1446+1631+976+357)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
12,085 墳墓(=1551+2189+1748+2187+1446+1631+976+357)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
10,534 墳墓(=2189+1748+2187+1446+1631+976+357)

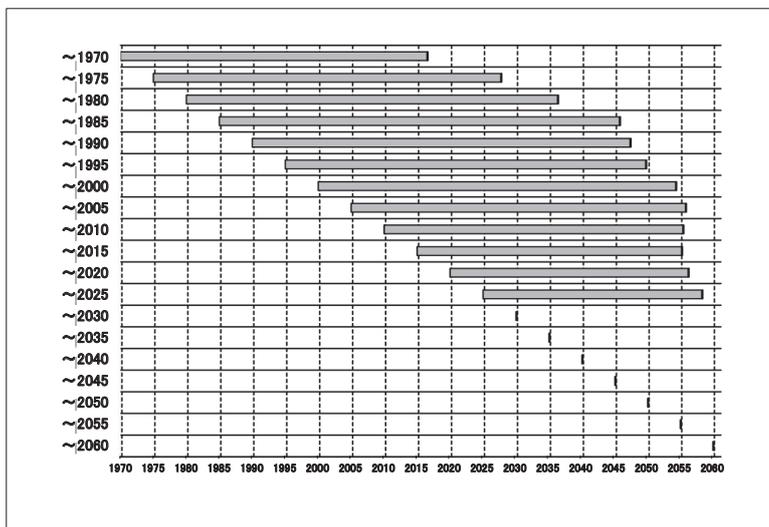
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
8,345 墳墓(=1748+2187+1446+1631+976+357)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
6,597 墳墓(=2187+1446+1631+976+357)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
2,964 墳墓(=1631+976+357)
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

愛知県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	7,255,000	0.0074	53,687	0.774	0.183	7,604	0.170	7,064	7,334	30,725
2010～2015	7,367,000	0.0085	62,620	0.774	0.183	8,870	0.170	8,240	8,555	33,302
2015～2020	7,392,000	0.0098	72,442	0.774	0.183	10,261	0.170	9,532	9,896	34,969
2020～2025	7,359,000	0.0111	81,685	0.774	0.183	11,570	0.170	10,748	11,159	30,738
2025～2030	7,276,000	0.0123	89,495	0.774	0.183	12,676	0.170	11,776	12,226	31,369
2030～2035	7,152,000	0.0134	95,837	0.774	0.183	13,575	0.170	12,610	13,092	26,680
2035～2040	6,991,000	0.0142	99,272	0.774	0.183	14,061	0.170	13,062	13,562	26,680
2040～2045	6,833,624	0.0148	101,138	0.774	0.183	14,325	0.170	13,308	13,817	24,065
2045～2050	6,679,791	0.0151	100,865	0.774	0.183	14,287	0.170	13,272	13,779	24,065
2050～2055	6,529,421	0.0155	101,206	0.774	0.183	14,335	0.170	13,317	13,826	13,300
2055～2060	6,382,436	0.0162	103,395	0.774	0.183	14,645	0.170	13,605	14,125	10,158
<参考値>										
2060	6,238,760	0.0170	106,059	0.774	0.183	15,022	0.170	13,955	14,489	0

愛知県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	1,336,530	258,416	3.77	0.0057	46.5	5557
1975	1,583,615	247,085	3.58	0.0053	52.7	4689
1980	1,730,815	147,200	3.48	0.0051	56.3	2615
1985	1,979,233	248,418	3.23	0.0051	60.7	4093
1990	2,160,791	181,558	3.06	0.0057	57.3	3169
1995	2,352,400	191,609	2.90	0.0063	54.7	3503
2000	2,523,000	170,600	2.79	0.0066	54.3	3142
2005	2,724,000	201,000	2.66	0.0074	50.8	3957
2010	2,841,000	117,000	2.59	0.0085	45.4	2577
2015	2,908,000	67,000	2.54	0.0098	40.2	1667
2020	2,956,000	48,000	2.49	0.0111	36.2	1326
2025	2,977,000	21,000	2.44	0.0123	33.3	631
2030	2,971,000	-6,000	2.41	0.0134	31.0	-194
2035	2,965,058	-5,942	2.36	0.0142	29.8	-199
2040	2,959,128	-5,930	2.31	0.0148	29.3	-202
2045	2,953,210	-5,918	2.26	0.0151	29.3	-202
2050	2,947,304	-5,906	2.22	0.0155	29.1	-203
2055	2,941,409	-5,895	2.17	0.0162	28.4	-208
2060	2,935,526	-5,883	2.13	0.0170	27.6	-213



愛知県における年間必要墳墓数の推移

(1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数

30,725 墳墓 (=5557+4689+2615+4093+3169+3503+3142+3957)

(2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数

33,302 墳墓 (=5557+4689+2615+4093+3169+3503+3142+3957+2577)

(3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数

34,969 墳墓 (=5557+4689+2615+4093+3169+3503+3142+3957+2577+1667)

(4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数

30,738 墳墓 (=4689+2615+4093+3169+3503+3142+3957+2577+1667+1326)

(5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数

31,369 墳墓 (=4689+2615+4093+3169+3503+3142+3957+2577+1667+1326+631)

(6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数

26,680 墳墓 (=2615+4093+3169+3503+3142+3957+2577+1667+1326+631)

(7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数

26,680 墳墓 (=2615+4093+3169+3503+3142+3957+2577+1667+1326+631)

(8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数

24,065 墳墓 (=4093+3169+3503+3142+3957+2577+1667+1326+631)

(9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数

24,065 墳墓 (=4093+3169+3503+3142+3957+2577+1667+1326+631)

(10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数

13,300 墳墓 (=3142+3957+2577+1667+1326+631)

(11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数

10158 墳墓 (=3957+2577+1667+1326+631)

(参考値)2060年の年間必要墳墓数

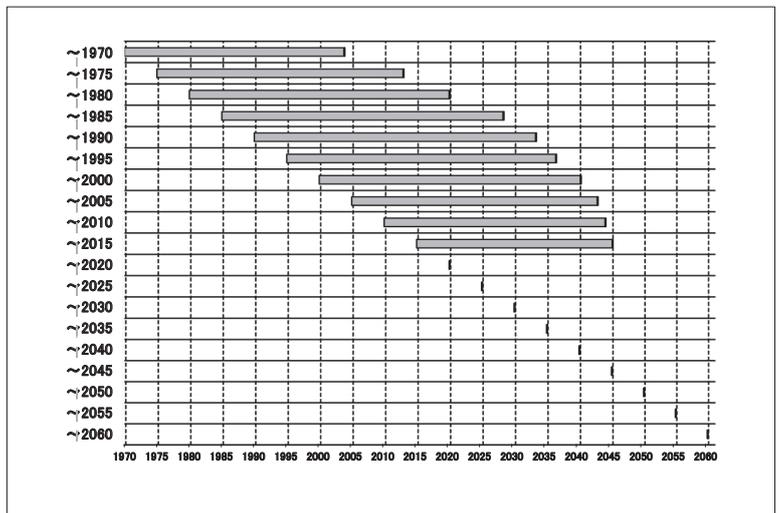
0 墳墓

岐阜県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	2,107,000	0.0089	18,752	0.774	0.183	2,656	0.170	2,467	2,562	7,120
2010～2015	2,083,000	0.0102	21,247	0.774	0.183	3,009	0.170	2,796	2,903	7,502
2015～2020	2,041,000	0.0118	24,084	0.774	0.183	3,411	0.170	3,169	3,290	6,177
2020～2025	1,984,000	0.0134	26,586	0.774	0.183	3,766	0.170	3,498	3,632	5,176
2025～2030	1,917,000	0.0148	28,372	0.774	0.183	4,019	0.170	3,733	3,876	5,176
2030～2035	1,842,000	0.0161	29,656	0.774	0.183	4,201	0.170	3,902	4,051	3,982
2035～2040	1,761,000	0.0171	30,113	0.774	0.183	4,265	0.170	3,962	4,114	3,175
2040～2045	1,683,562	0.0178	29,967	0.774	0.183	4,245	0.170	3,943	4,094	2,016
2045～2050	1,609,529	0.0182	29,293	0.774	0.183	4,149	0.170	3,854	4,002	66
2050～2055	1,538,752	0.0187	28,775	0.774	0.183	4,076	0.170	3,786	3,931	0
2055～2060	1,471,087	0.0196	28,833	0.774	0.183	4,084	0.170	3,794	3,939	0
＜参考値＞										
2060	1,406,398	0.0205	28,831	0.774	0.183	4,084	0.170	3,794	3,939	0

岐阜県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	421,640	43,276	4.00	0.0074	33.8	1280
1975	474,351	52,711	3.82	0.0069	37.9	1391
1980	514,393	40,042	3.73	0.0067	40.0	1001
1985	566,089	51,696	3.55	0.0065	43.3	1194
1990	601,015	34,926	3.40	0.0068	43.3	807
1995	649,008	47,993	3.18	0.0076	41.4	1159
2000	678,000	28,992	3.11	0.0080	40.2	721
2005	710,000	32,000	2.97	0.0089	37.8	847
2010	723,000	13,000	2.88	0.0102	34.0	382
2015	725,000	2,000	2.82	0.0118	30.1	66
2020	723,000	-2,000	2.74	0.0134	27.2	-74
2025	715,000	-8,000	2.68	0.0148	25.2	-317
2030	701,000	-14,000	2.63	0.0161	23.6	-593
2035	686,980	-14,020	2.56	0.0171	22.8	-615
2040	673,240	-13,740	2.50	0.0178	22.5	-611
2045	659,775	-13,465	2.44	0.0182	22.5	-598
2050	646,580	-13,195	2.38	0.0187	22.5	-586
2055	633,648	-12,932	2.32	0.0196	22.0	-588
2060	620,975	-12,673	2.26	0.0205	21.6	-587



岐阜県における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
7,120 墳墓(=1391+1001+1194+807+1159+721+847)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
7,502 墳墓(=1391+1001+1194+807+1159+721+847+382)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
6,177 墳墓(=1001+1194+807+1159+721+847+382+66)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
5,176 墳墓(=1194+807+1159+721+847+382+66)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
5,176 墳墓(=1194+807+1159+721+847+382+66)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
3,982 墳墓(=807+1159+721+847+382+66)

- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
3,175 墳墓(=1159+721+847+382+66)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
2,016 墳墓(=721+847+382+66)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
66 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

三重県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

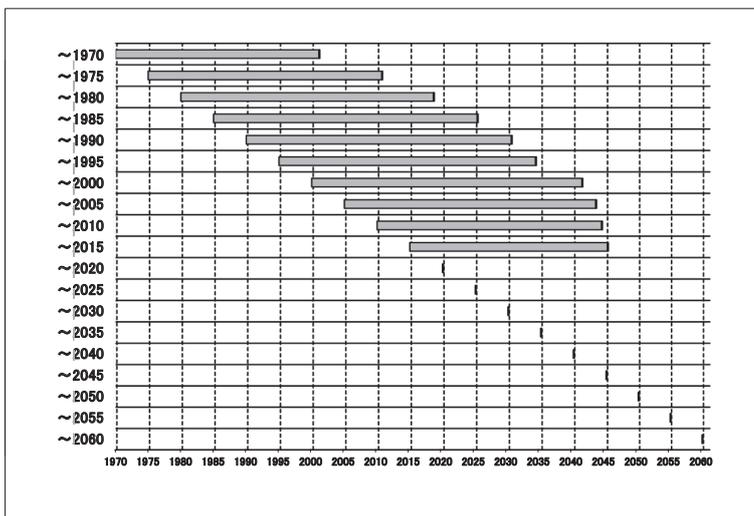
年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	1,867,000	0.0094	17,550	0.774	0.183	2,486	0.170	2,309	2,398	7,384
2010～2015	1,854,000	0.0108	20,023	0.774	0.183	2,836	0.170	2,635	2,735	7,763
2015～2020	1,823,000	0.0125	22,788	0.774	0.183	3,228	0.170	2,998	3,113	6,649
2020～2025	1,779,000	0.0142	25,262	0.774	0.183	3,578	0.170	3,324	3,451	5,858
2025～2030	1,725,000	0.0157	27,083	0.774	0.183	3,836	0.170	3,564	3,700	5,858
2030～2035	1,666,000	0.0171	28,489	0.774	0.183	4,035	0.170	3,749	3,892	4,937
2035～2040	1,600,000	0.0182	29,120	0.774	0.183	4,125	0.170	3,832	3,978	2,644
2040～2045	1,536,615	0.0189	29,042	0.774	0.183	4,114	0.170	3,821	3,967	2,644
2045～2050	1,475,741	0.0193	28,482	0.774	0.183	4,034	0.170	3,748	3,891	99
2050～2055	1,417,278	0.0198	28,062	0.774	0.183	3,975	0.170	3,692	3,834	0
2055～2060	1,361,131	0.0208	28,312	0.774	0.183	4,010	0.170	3,725	3,868	0

<参考値>

2060	1,307,209	0.0218	28,497	0.774	0.183	4,036	0.170	3,750	3,893	0
------	-----------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---

三重県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	384,009	33,395	3.87	0.0083	31.1	1074
1975	427,326	43,317	3.69	0.0076	35.7	1213
1980	457,872	30,546	3.60	0.0072	38.6	791
1985	507,088	49,216	3.40	0.0073	40.3	1221
1990	544,844	37,756	3.25	0.0076	40.5	932
1995	586,422	41,578	3.07	0.0083	39.2	1061
2000	635,000	48,578	2.92	0.0083	41.3	1176
2005	673,000	38,000	2.77	0.0094	38.4	990
2010	686,000	13,000	2.70	0.0108	34.3	379
2015	689,000	3,000	2.65	0.0125	30.2	99
2020	687,000	-2,000	2.59	0.0142	27.2	-74
2025	680,000	-7,000	2.54	0.0157	25.1	-279
2030	668,000	-12,000	2.49	0.0171	23.5	-511
2035	655,308	-12,692	2.44	0.0182	22.5	-564
2040	642,857	-12,451	2.39	0.0189	22.1	-563
2045	630,643	-12,214	2.34	0.0193	22.1	-553
2050	618,661	-11,982	2.29	0.0198	22.1	-542
2055	606,906	-11,755	2.24	0.0208	21.5	-547
2060	595,375	-11,531	2.20	0.0218	20.9	-552



三重県における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
7,384 墳墓(=1213+791+1221+932+1061+1176+990)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
7,763 墳墓(=1213+791+1221+932+1061+1176+990+379)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
6,649 墳墓(=791+1221+932+1061+1176+990+379+99)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
5,858 墳墓(=1221+932+1061+1176+990+379+99)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
5,858 墳墓(=1221+932+1061+1176+990+379+99)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
4,937 墳墓(=932+1061+1176+990+379+99)

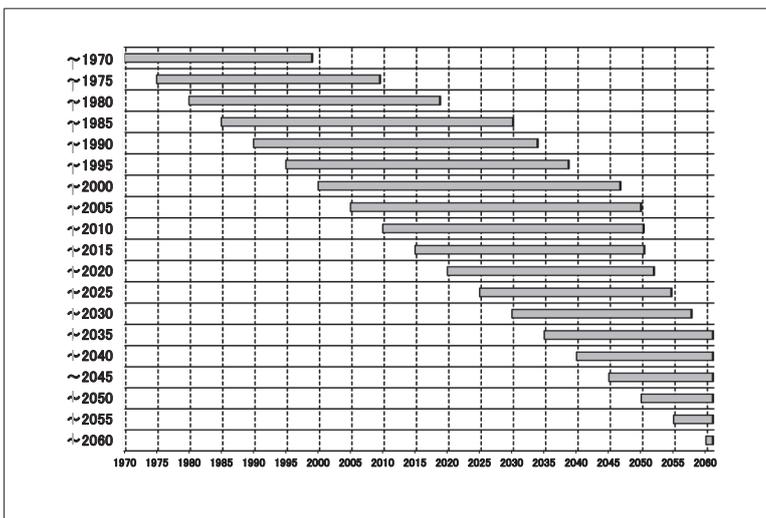
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
2,644 墳墓(=1176+990+379+99)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
2,644 墳墓(=1176+990+379+99)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
99 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

滋賀県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	1,380,000	0.0077	10,626	0.774	0.183	1,505	0.170	1,398	1,452	6,303
2010～2015	1,401,000	0.0088	12,329	0.774	0.183	1,746	0.170	1,622	1,684	5,736
2015～2020	1,406,000	0.0102	14,341	0.774	0.183	2,031	0.170	1,887	1,959	6,047
2020～2025	1,401,000	0.0116	16,252	0.774	0.183	2,302	0.170	2,138	2,220	5,543
2025～2030	1,388,000	0.0128	17,766	0.774	0.183	2,516	0.170	2,338	2,427	5,579
2030～2035	1,368,000	0.0139	19,015	0.774	0.183	2,693	0.170	2,502	2,598	5,815
2035～2040	1,341,000	0.0148	19,847	0.774	0.183	2,811	0.170	2,611	2,711	4,245
2040～2045	1,314,533	0.0154	20,244	0.774	0.183	2,867	0.170	2,664	2,766	3,386
2045～2050	1,288,588	0.0157	20,231	0.774	0.183	2,866	0.170	2,662	2,764	3,447
2050～2055	1,263,155	0.0161	20,337	0.774	0.183	2,881	0.170	2,676	2,778	1,608
2055～2060	1,238,224	0.0169	20,926	0.774	0.183	2,964	0.170	2,753	2,859	340
<参考値>										
2060	1,213,785	0.0177	21,484	0.774	0.183	3,043	0.170	2,827	2,935	368

滋賀県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	210,564	18,914	4.05	0.0085	29.0	652
1975	246,367	35,803	3.87	0.0075	34.5	1038
1980	278,057	31,690	3.79	0.0068	38.8	817
1985	319,515	41,458	3.58	0.0062	45.1	919
1990	350,673	31,158	3.45	0.0066	43.9	710
1995	390,837	40,164	3.27	0.0070	43.7	919
2000	439,000	48,163	3.06	0.0070	46.7	1031
2005	478,000	39,000	2.89	0.0077	44.9	869
2010	497,000	19,000	2.82	0.0088	40.3	471
2015	508,000	11,000	2.77	0.0102	35.4	311
2020	518,000	10,000	2.70	0.0116	31.9	313
2025	525,000	7,000	2.64	0.0128	29.6	236
2030	526,000	1,000	2.60	0.0139	27.7	36
2035	527,578	1,578	2.54	0.0148	26.6	59
2040	529,161	1,583	2.48	0.0154	26.2	60
2045	530,748	1,587	2.43	0.0157	26.2	61
2050	532,340	1,592	2.37	0.0161	26.2	61
2055	533,937	1,597	2.32	0.0169	25.5	63
2060	535,539	1,602	2.27	0.0177	24.9	64



滋賀県における年間必要墳墓数の推移

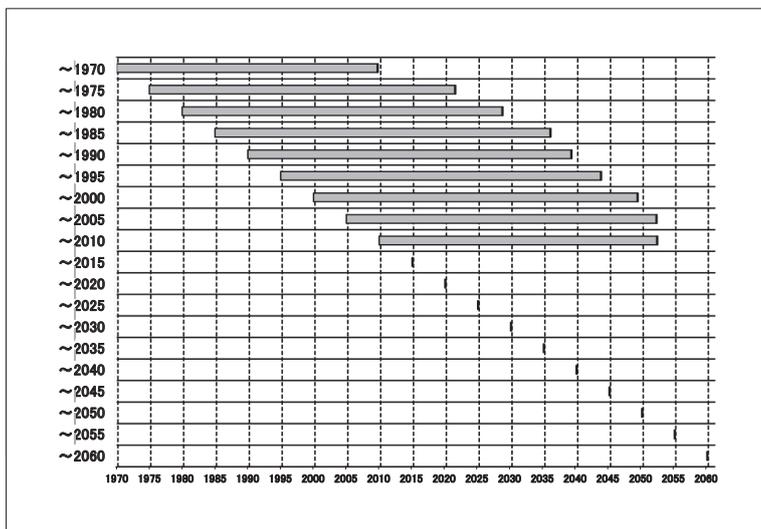
- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
6,303 墳墓(=1038+817+919+710+919+1031+869)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
5,736 墳墓(=817+919+710+919+1031+869+471)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
6,047 墳墓(=817+919+710+919+1031+869+471+311)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
5,543 墳墓(=919+710+919+1031+869+471+311+313)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
5,579 墳墓(=919+710+919+1031+869+471+311+313+236)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
5,815 墳墓(=919+710+919+1031+869+471+311+313+236+36)
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
4,245 墳墓(=919+1031+869+471+311+313+236+36+59)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
3,386 墳墓(=1031+869+471+311+313+236+36+59+60)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
3,447 墳墓(=1031+869+471+311+313+236+36+59+60+61)
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
1,608 墳墓(=471+311+313+236+36+59+60+61+61)
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
340 墳墓(=36+59+60+61+61+63)
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
368 墳墓(=59+60+61+61+63+64)

京都府必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	2,648,000	0.0085	22,508	0.774	0.183	3,188	0.170	2,962	3,075	12,049
2010～2015	2,629,000	0.0097	25,501	0.774	0.183	3,612	0.170	3,355	3,484	10,099
2015～2020	2,590,000	0.0112	29,008	0.774	0.183	4,109	0.170	3,817	3,963	10,099
2020～2025	2,533,000	0.0127	32,169	0.774	0.183	4,556	0.170	4,233	4,395	10,099
2025～2030	2,459,000	0.0140	34,426	0.774	0.183	4,876	0.170	4,530	4,703	7,764
2030～2035	2,372,000	0.0152	36,054	0.774	0.183	5,107	0.170	4,744	4,925	6,217
2035～2040	2,274,000	0.0161	36,611	0.774	0.183	5,186	0.170	4,817	5,001	6,217
2040～2045	2,180,049	0.0168	36,625	0.774	0.183	5,188	0.170	4,819	5,003	3,792
2045～2050	2,089,980	0.0172	35,948	0.774	0.183	5,092	0.170	4,730	4,911	2,988
2050～2055	2,003,632	0.0177	35,464	0.774	0.183	5,023	0.170	4,666	4,845	1,322
2055～2060	1,920,851	0.0186	35,728	0.774	0.183	5,061	0.170	4,701	4,881	0
＜参考値＞										
2060	1,841,490	0.0195	35,909	0.774	0.183	5,086	0.170	4,725	4,906	0

京都府必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	587,477	88,689	3.60	0.0070	39.7	2234
1975	696,070	108,593	3.31	0.0065	46.5	2335
1980	771,412	75,342	3.16	0.0065	48.7	1547
1985	857,424	86,012	2.97	0.0066	51.0	1687
1990	893,733	36,309	2.86	0.0071	49.2	738
1995	932,867	39,134	2.74	0.0075	48.7	804
2000	1,015,000	82,133	2.60	0.0078	49.3	1666
2005	1,064,000	49,000	2.49	0.0085	47.2	1038
2010	1,076,000	12,000	2.44	0.0097	42.3	284
2015	1,072,000	-4,000	2.42	0.0112	36.9	-108
2020	1,062,000	-10,000	2.39	0.0127	32.9	-304
2025	1,041,000	-21,000	2.36	0.0140	30.3	-693
2030	1,013,000	-28,000	2.34	0.0152	28.1	-996
2035	985,649	-27,351	2.31	0.0161	26.9	-1017
2040	959,036	-26,613	2.27	0.0168	26.2	-1016
2045	933,142	-25,894	2.24	0.0172	26.0	-996
2050	907,947	-25,195	2.21	0.0177	25.6	-984
2055	883,432	-24,515	2.17	0.0186	24.8	-989
2060	859,579	-23,853	2.14	0.0195	24.0	-994



京都府における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
12,049 墳墓 (= 2234+2335+1547+1687+738+804+1666+1038)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
10,099 墳墓 (= 2335+1547+1687+738+804+1666+1038+284)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
10,099 墳墓 (= 2335+1547+1687+738+804+1666+1038+284)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
10,099 墳墓 (= 2335+1547+1687+738+804+1666+1038+284)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
7,764 墳墓 (= 1547+1687+738+804+1666+1038+284)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
6,217 墳墓 (= 1687+738+804+1666+1038+284)

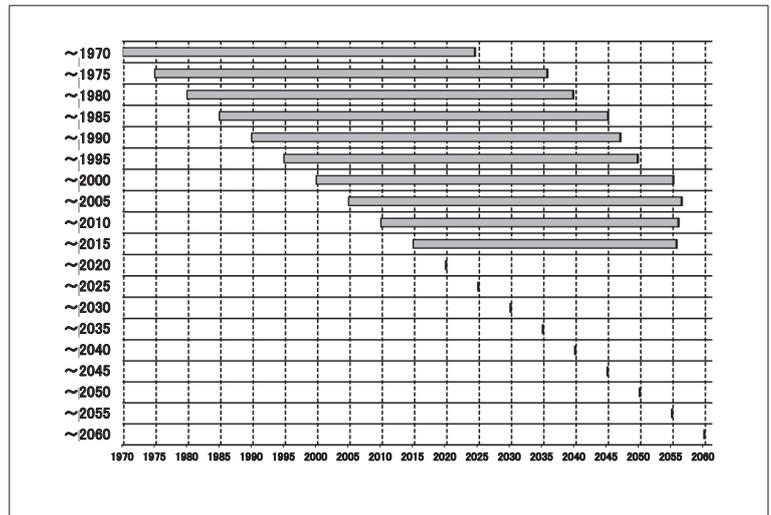
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
6,217 墳墓 (= 1687+738+804+1666+1038+284)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
3,792 墳墓 (= 804+1666+1038+284)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
2,988 墳墓 (= 1666+1038+284)
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
1,322 墳墓 (= 1038+284)
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

大阪府必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	8,817,000	0.0079	69,654	0.774	0.183	9,866	0.170	9,165	9,516	33,636
2010～2015	8,736,000	0.0091	79,498	0.774	0.183	11,260	0.170	10,460	10,860	35,049
2015～2020	8,582,000	0.0105	90,111	0.774	0.183	12,764	0.170	11,857	12,310	35,172
2020～2025	8,358,000	0.0119	99,460	0.774	0.183	14,088	0.170	13,087	13,587	35,172
2025～2030	8,072,000	0.0131	105,743	0.774	0.183	14,978	0.170	13,914	14,446	27,279
2030～2035	7,741,000	0.0143	110,696	0.774	0.183	15,679	0.170	14,565	15,122	27,279
2035～2040	7,378,000	0.0152	112,146	0.774	0.183	15,885	0.170	14,756	15,320	27,279
2040～2045	7,032,022	0.0158	111,106	0.774	0.183	15,737	0.170	14,619	15,178	19,101
2045～2050	6,702,268	0.0162	108,577	0.774	0.183	15,379	0.170	14,287	14,833	19,101
2050～2055	6,387,977	0.0166	106,040	0.774	0.183	15,020	0.170	13,953	14,486	8,890
2055～2060	6,088,425	0.0174	105,939	0.774	0.183	15,005	0.170	13,939	14,472	8,890
＜参考値＞										
2060	5,802,919	0.0182	105,613	0.774	0.183	14,959	0.170	13,897	14,428	0

大阪府必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	2,110,946	430,188	3.40	0.0054	54.5	7893
1975	2,461,976	351,030	3.23	0.0051	60.7	5783
1980	2,604,953	142,977	3.16	0.0053	59.7	2395
1985	2,883,169	278,216	2.97	0.0056	60.1	4629
1990	3,039,638	156,469	2.83	0.0062	57.0	2745
1995	3,194,819	155,181	2.69	0.0068	54.7	2837
2000	3,455,000	260,181	2.55	0.0071	55.2	4713
2005	3,591,000	136,000	2.46	0.0079	51.5	2641
2010	3,656,000	65,000	2.39	0.0091	46.0	1413
2015	3,661,000	5,000	2.34	0.0105	40.7	123
2020	3,624,000	-37,000	2.31	0.0119	36.4	-1016
2025	3,545,000	-79,000	2.28	0.0131	33.5	-2358
2030	3,430,000	-115,000	2.26	0.0143	30.9	-3722
2035	3,316,810	-113,190	2.22	0.0152	29.6	-3824
2040	3,207,355	-109,455	2.19	0.0158	28.9	-3787
2045	3,101,512	-105,843	2.16	0.0162	28.6	-3701
2050	2,999,162	-102,350	2.13	0.0166	28.3	-3617
2055	2,900,190	-98,972	2.10	0.0174	27.4	-3612
2060	2,804,484	-95,706	2.07	0.0182	26.5	-3612



大阪府における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年間の年間必要墳墓数
33,636 墳墓 (= 7893+5783+2395+4629+2745+2837+4713+2641)
- (2)2010～2015年間の年間必要墳墓数
35,049 墳墓 (= 7893+5783+2395+4629+2745+2837+4713+2641+1413)
- (3)2015～2020年間の年間必要墳墓数
35,172 墳墓 (= 7893+5783+2395+4629+2745+2837+4713+2641+1413+123)
- (4)2020～2025年間の年間必要墳墓数
35,172 墳墓 (= 7893+5783+2395+4629+2745+2837+4713+2641+1413+123)
- (5)2025～2030年間の年間必要墳墓数
27,279 墳墓 (= 5783+2395+4629+2745+2837+4713+2641+1413+123)
- (6)2030～2035年間の年間必要墳墓数
27,279 墳墓 (= 5783+2395+4629+2745+2837+4713+2641+1413+123)

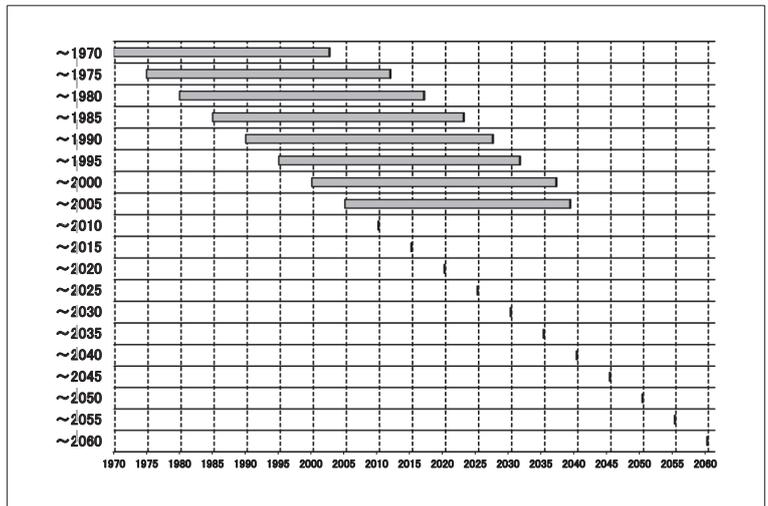
- (7)2035～2040年間の年間必要墳墓数
27,279 墳墓 (= 5783+2395+4629+2745+2837+4713+2641+1413+123)
- (8)2040～2045年間の年間必要墳墓数
19,101 墳墓 (= 4629+2745+2837+4713+2641+1413+123)
- (9)2045～2050年間の年間必要墳墓数
19,101 墳墓 (= 4629+2745+2837+4713+2641+1413+123)
- (10)2050～2055年間の年間必要墳墓数
8,890 墳墓 (= 4713+2641+1413+123)
- (11)2055～2060年間の年間必要墳墓数
8,890 墳墓 (= 4713+2641+1413+123)
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

和歌山県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	1,036,000	0.0109	11,292	0.774	0.183	1,599	0.170	1,486	1,543	2,377
2010～2015	994,000	0.0125	12,425	0.774	0.183	1,760	0.170	1,635	1,697	2,377
2015～2020	949,000	0.0145	13,761	0.774	0.183	1,949	0.170	1,811	1,880	1,726
2020～2025	898,000	0.0165	14,817	0.774	0.183	2,099	0.170	1,950	2,024	1,360
2025～2030	846,000	0.0182	15,397	0.774	0.183	2,181	0.170	2,026	2,103	1,358
2030～2035	793,000	0.0198	15,701	0.774	0.183	2,224	0.170	2,066	2,145	1,064
2035～2040	738,000	0.0210	15,498	0.774	0.183	2,195	0.170	2,039	2,117	736
2040～2045	686,815	0.0219	15,041	0.774	0.183	2,130	0.170	1,979	2,055	0
2045～2050	639,180	0.0224	14,318	0.774	0.183	2,028	0.170	1,884	1,956	0
2050～2055	594,848	0.0230	13,682	0.774	0.183	1,938	0.170	1,800	1,869	0
2055～2060	553,591	0.0241	13,342	0.774	0.183	1,890	0.170	1,756	1,823	0
＜参考値＞										
2060	515,196	0.0253	13,034	0.774	0.183	1,846	0.170	1,715	1,781	0

和歌山県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	279,918	24,141	3.61	0.0085	32.6	741
1975	303,874	23,956	3.44	0.0079	36.8	651
1980	317,366	13,492	3.35	0.0081	36.9	366
1985	333,199	15,833	3.22	0.0082	37.9	2
1990	344,155	10,956	3.08	0.0087	37.3	294
1995	356,078	11,923	2.92	0.0094	36.4	328
2000	380,000	23,922	2.82	0.0096	36.9	648
2005	383,000	3,000	2.70	0.0109	34.0	88
2010	378,000	-5,000	2.63	0.0125	30.4	-164
2015	368,000	-10,000	2.58	0.0145	26.7	-375
2020	356,000	-12,000	2.52	0.0165	24.1	-498
2025	340,000	-16,000	2.49	0.0182	22.1	-724
2030	323,000	-17,000	2.46	0.0198	20.5	-829
2035	306,850	-16,150	2.41	0.0210	19.8	-816
2040	291,508	-15,342	2.36	0.0219	19.3	-795
2045	276,933	-14,575	2.31	0.0224	19.3	-755
2050	263,086	-13,847	2.26	0.0230	19.2	-721
2055	249,932	-13,154	2.21	0.0241	18.8	-700
2060	237,435	-12,497	2.17	0.0253	18.2	-687



和歌山県における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
2,377 墳墓(=651+366+2+294+328+648+88)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
2,377 墳墓(=651+366+2+294+328+648+88)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
1,726 墳墓(=366+2+294+328+648+88)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
1,360 墳墓(=2+294+328+648+88)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
1,358 墳墓(=294+328+648+88)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
1,064 墳墓(=328+648+88)

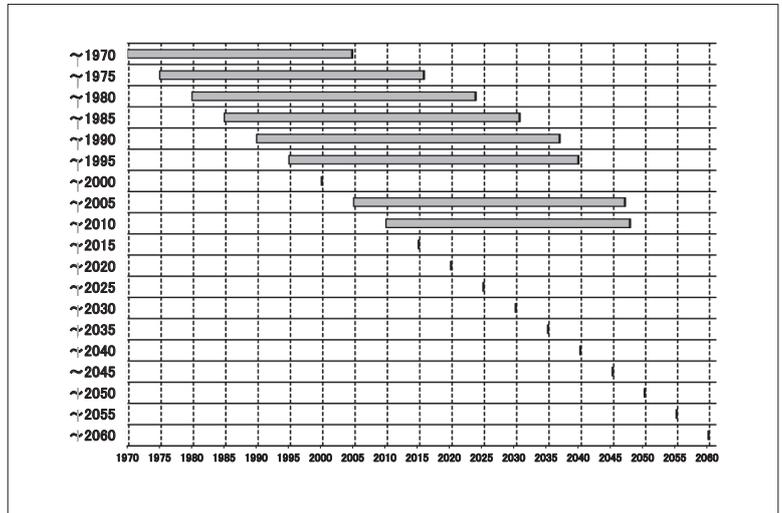
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
736 墳墓(=648+88)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

奈良県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	1,421,000	0.0084	11,936	0.774	0.183	1,691	0.170	1,571	1,631	7,422
2010～2015	1,389,000	0.0096	13,334	0.774	0.183	1,889	0.170	1,754	1,822	7,535
2015～2020	1,349,000	0.0111	14,974	0.774	0.183	2,121	0.170	1,970	2,046	7,535
2020～2025	1,298,000	0.0126	16,355	0.774	0.183	2,317	0.170	2,152	2,234	6,256
2025～2030	1,240,000	0.0139	17,236	0.774	0.183	2,441	0.170	2,268	2,355	5,248
2030～2035	1,175,000	0.0151	17,743	0.774	0.183	2,513	0.170	2,335	2,424	5,248
2035～2040	1,104,000	0.0160	17,664	0.774	0.183	2,502	0.170	2,324	2,413	4,169
2040～2045	1,037,290	0.0167	17,323	0.774	0.183	2,454	0.170	2,279	2,367	435
2045～2050	974,611	0.0171	16,666	0.774	0.183	2,361	0.170	2,193	2,277	435
2050～2055	915,720	0.0176	16,117	0.774	0.183	2,283	0.170	2,121	2,202	0
2055～2060	860,387	0.0184	15,831	0.774	0.183	2,242	0.170	2,083	2,163	0
<参考値>										
2060	808,398	0.0193	15,602	0.774	0.183	2,210	0.170	2,053	2,131	0

奈良県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	228,461	40,567	3.90	0.0074	34.7	1169
1975	280,630	52,169	3.71	0.0066	40.8	1279
1980	324,765	44,135	3.62	0.0063	43.8	1008
1985	373,989	49,224	3.43	0.0064	45.6	1079
1990	411,215	37,226	3.29	0.0065	46.8	795
1995	542,608	131,393	3.15	0.0071	44.7	2939
2000	485,000	-57,608	2.98	0.0072	46.6	-1236
2005	501,000	16,000	2.84	0.0084	41.9	382
2010	503,000	2,000	2.76	0.0096	37.7	53
2015	499,000	-4,000	2.70	0.0111	33.4	-120
2020	490,000	-9,000	2.65	0.0126	29.9	-301
2025	476,000	-14,000	2.61	0.0139	27.6	-507
2030	457,000	-19,000	2.57	0.0151	25.8	-736
2035	438,720	-18,280	2.52	0.0160	24.8	-737
2040	421,171	-17,549	2.46	0.0167	24.3	-722
2045	404,324	-16,847	2.41	0.0171	24.3	-693
2050	388,151	-16,173	2.36	0.0176	24.1	-671
2055	372,625	-15,526	2.31	0.0184	23.5	-661
2060	357,720	-14,905	2.26	0.0193	22.9	-651



奈良県における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
7,422 墳墓(=1279+1008+1079+795+2939+382)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
7,535 墳墓(=1279+1008+1079+795+2939+382+53)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
7,535 墳墓(=1279+1008+1079+795+2939+382+53)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
6,256 墳墓(=1008+1079+795+2939+382+53)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
5,248 墳墓(=1079+795+2939+382+53)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
5,248 墳墓(=1079+795+2939+382+53)

- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
4,169 墳墓(=795+2939+382+53)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
435 墳墓(=382+53)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
435 墳墓(=382+53)
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

兵庫県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

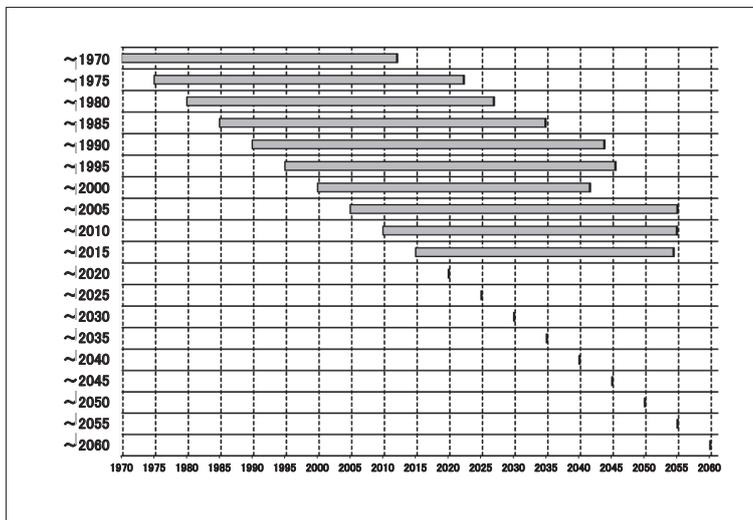
年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	5,591,000	0.0076	42,492	0.774	0.183	6,019	0.170	5,591	5,805	22,865
2010～2015	5,564,000	0.0087	48,407	0.774	0.183	6,856	0.170	6,369	6,613	23,889
2015～2020	5,482,000	0.0101	55,368	0.774	0.183	7,842	0.170	7,285	7,564	19,889
2020～2025	5,355,000	0.0115	61,583	0.774	0.183	8,723	0.170	8,103	8,413	19,889
2025～2030	5,193,000	0.0127	65,951	0.774	0.183	9,341	0.170	8,678	9,010	16,136
2030～2035	5,007,000	0.0138	69,097	0.774	0.183	9,787	0.170	9,092	9,439	14,100
2035～2040	4,799,000	0.0147	70,545	0.774	0.183	9,992	0.170	9,282	9,637	10,994
2040～2045	4,599,641	0.0153	70,375	0.774	0.183	9,968	0.170	9,260	9,614	10,994
2045～2050	4,408,563	0.0156	68,774	0.774	0.183	9,741	0.170	9,049	9,395	5,509
2050～2055	4,225,423	0.0160	67,607	0.774	0.183	9,576	0.170	8,896	9,236	3,132
2055～2060	4,049,891	0.0168	68,038	0.774	0.183	9,637	0.170	8,952	9,295	0

<参考値>

2060	3,881,651	0.0176	68,317	0.774	0.183	9,677	0.170	8,989	9,333	0
------	-----------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---

兵庫県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	1,233,225	177,980	3.60	0.0066	42.1	4228
1975	1,410,740	177,515	3.41	0.0062	47.3	3753
1980	1,506,238	95,498	3.33	0.0064	46.9	2036
1985	1,660,915	154,677	3.14	0.0064	49.8	3106
1990	1,774,925	114,010	3.00	0.0062	53.8	2119
1995	1,894,963	120,038	2.87	0.0069	50.5	2377
2000	2,035,000	140,037	2.73	0.0088	41.6	3366
2005	2,129,000	94,000	2.63	0.0076	50.0	1880
2010	2,175,000	46,000	2.56	0.0087	44.9	1024
2015	2,184,000	9,000	2.51	0.0101	39.4	228
2020	2,171,000	-13,000	2.47	0.0115	35.2	-369
2025	2,139,000	-32,000	2.43	0.0127	32.4	-988
2030	2,088,000	-51,000	2.40	0.0138	30.2	-1689
2035	2,037,888	-50,112	2.35	0.0147	28.9	-1734
2040	1,988,979	-48,909	2.31	0.0153	28.3	-1728
2045	1,941,244	-47,735	2.27	0.0156	28.2	-1693
2050	1,894,654	-46,590	2.23	0.0160	28.0	-1664
2055	1,849,182	-45,472	2.19	0.0168	27.2	-1672
2060	1,804,802	-44,380	2.15	0.0176	26.4	-1681



兵庫県における年間必要墳墓数の推移

(1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数

22,865 墳墓(=4228+3753+2036+3106+2119+2377+3366+1880)

(2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数

23,889 墳墓(=4228+3753+2036+3106+2119+2377+3366+1880+1024)

(3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数

19,889 墳墓(=3753+2036+3106+2119+2377+3366+1880+1024+228)

(4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数

19,889 墳墓(=3753+2036+3106+2119+2377+3366+1880+1024+228)

(5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数

16,136 墳墓(=2036+3106+2119+2377+3366+1880+1024+228)

(6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数

14,100 墳墓(=3106+2119+2377+3366+1880+1024+228)

(7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数

10,994 墳墓(=2119+2377+3366+1880+1024+228)

(8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数

10,994 墳墓(=2119+2377+3366+1880+1024+228)

(9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数

5,509 墳墓(=2377+1880+1024+228)

(10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数

3,132 墳墓(=1880+1024+228)

(11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(参考値)2060年の年間必要墳墓数

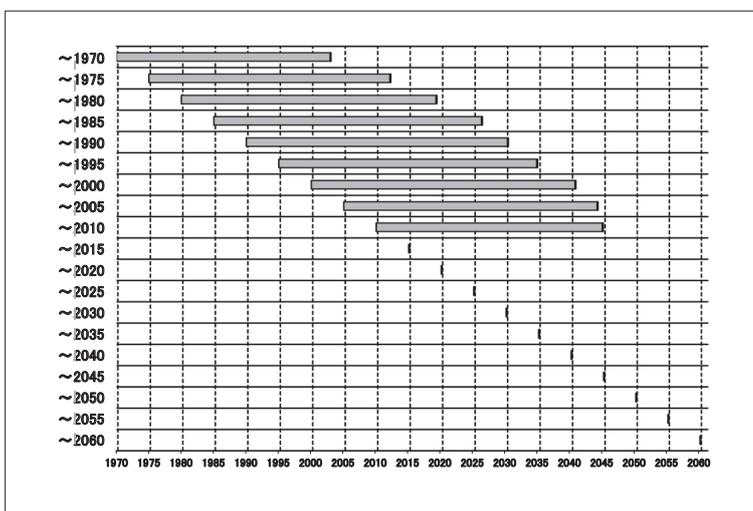
0 墳墓

岡山県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	1,957,000	0.0095	18,592	0.774	0.183	2,633	0.170	2,446	2,540	7,208
2010～2015	1,942,000	0.0109	21,168	0.774	0.183	2,998	0.170	2,785	2,892	7,524
2015～2020	1,910,000	0.0126	24,066	0.774	0.183	3,409	0.170	3,167	3,288	5,927
2020～2025	1,864,000	0.0143	26,655	0.774	0.183	3,775	0.170	3,507	3,641	5,040
2025～2030	1,808,000	0.0158	28,566	0.774	0.183	4,046	0.170	3,759	3,902	5,040
2030～2035	1,746,000	0.0172	30,031	0.774	0.183	4,254	0.170	3,951	4,103	3,867
2035～2040	1,677,000	0.0183	30,689	0.774	0.183	4,347	0.170	4,038	4,192	2,485
2040～2045	1,610,727	0.0190	30,604	0.774	0.183	4,335	0.170	4,027	4,181	2,485
2045～2050	1,547,073	0.0194	30,013	0.774	0.183	4,251	0.170	3,949	4,100	0
2050～2055	1,485,934	0.0199	29,570	0.774	0.183	4,188	0.170	3,891	4,040	0
2055～2060	1,427,212	0.0209	29,829	0.774	0.183	4,225	0.170	3,925	4,075	0
＜参考値＞										
2060	1,370,810	0.0219	30,021	0.774	0.183	4,252	0.170	3,950	4,101	0

岡山県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	439,799	48,720	3.71	0.0082	32.9	1481
1975	499,032	59,233	3.50	0.0077	37.1	1597
1980	533,814	34,782	3.40	0.0075	39.2	887
1985	582,128	48,314	3.24	0.0075	41.2	1173
1990	607,668	25,540	3.11	0.0080	40.2	635
1995	637,334	29,666	2.96	0.0085	39.7	747
2000	690,000	52,666	2.83	0.0087	40.6	1297
2005	724,000	34,000	2.70	0.0095	39.0	872
2010	735,000	11,000	2.64	0.0109	34.8	316
2015	735,000	0	2.60	0.0126	30.5	0
2020	730,000	-5,000	2.55	0.0143	27.4	-182
2025	721,000	-9,000	2.51	0.0158	25.2	-357
2030	706,000	-15,000	2.47	0.0172	23.5	-638
2035	691,174	-14,826	2.43	0.0183	22.5	-659
2040	676,659	-14,515	2.38	0.0190	22.1	-657
2045	662,449	-14,210	2.34	0.0194	22.0	-646
2050	648,538	-13,911	2.29	0.0199	21.9	-635
2055	634,919	-13,619	2.25	0.0209	21.3	-639
2060	621,586	-13,333	2.21	0.0219	20.7	-644



岡山県における年間必要墳墓数の推移

(1)2005～2010年間の年間必要墳墓数

7,208 墳墓 (= 1597+887+1173+635+747+1297+872)

(2)2010～2015年間の年間必要墳墓数

7,524 墳墓 (= 1597+887+1173+635+747+1297+872+316)

(3)2015～2020年間の年間必要墳墓数

5,927 墳墓 (= 887+1173+635+747+1297+872+316)

(4)2020～2025年間の年間必要墳墓数

5,040 墳墓 (= 1173+635+747+1297+872+316)

(5)2025～2030年間の年間必要墳墓数

5,040 墳墓 (= 1173+635+747+1297+872+316)

(6)2030～2035年間の年間必要墳墓数

3,867 墳墓 (= 635+747+1297+872+316)

(7)2035～2040年間の年間必要墳墓数

2,485 墳墓 (= 1297+872+316)

(8)2040～2045年間の年間必要墳墓数

2,485 墳墓 (= 1297+872+316)

(9)2045～2050年間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(10)2050～2055年間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(11)2055～2060年間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(参考値)2060年の年間必要墳墓数

0 墳墓

鳥取県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

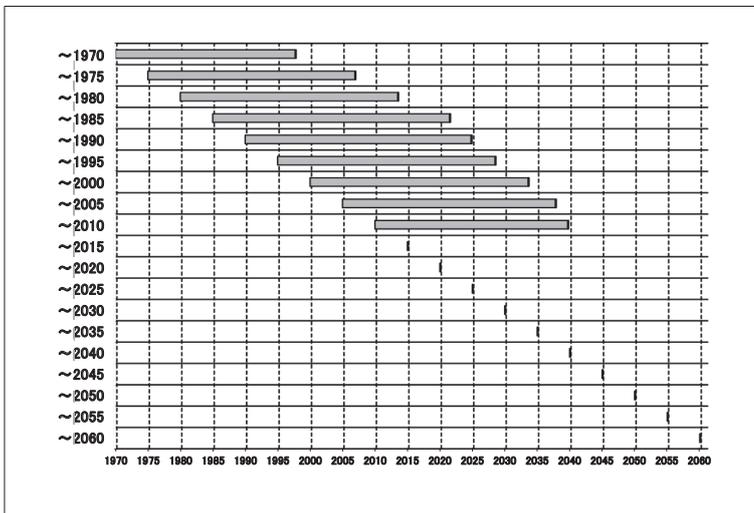
年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	607,000	0.0105	6,374	0.774	0.183	903	0.170	839	871	2,027
2010～2015	596,000	0.0120	7,152	0.774	0.183	1,013	0.170	941	977	1,726
2015～2020	580,000	0.0139	8,062	0.774	0.183	1,142	0.170	1,061	1,101	1,419
2020～2025	561,000	0.0158	8,864	0.774	0.183	1,256	0.170	1,166	1,211	1,419
2025～2030	540,000	0.0175	9,450	0.774	0.183	1,339	0.170	1,243	1,291	997
2030～2035	518,000	0.0190	9,842	0.774	0.183	1,394	0.170	1,295	1,345	715
2035～2040	495,000	0.0202	9,999	0.774	0.183	1,416	0.170	1,316	1,366	375
2040～2045	473,021	0.0210	9,933	0.774	0.183	1,407	0.170	1,307	1,357	0
2045～2050	452,018	0.0215	9,718	0.774	0.183	1,376	0.170	1,279	1,328	0
2050～2055	431,948	0.0221	9,546	0.774	0.183	1,352	0.170	1,256	1,304	0
2055～2060	412,769	0.0232	9,576	0.774	0.183	1,356	0.170	1,260	1,308	0

<参考値>

2060	394,441	0.0243	9,585	0.774	0.183	1,358	0.170	1,261	1,309	0
------	---------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---

鳥取県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	140,900	9,837	3.93	0.0092	27.7	355
1975	153,735	12,835	3.69	0.0085	31.9	402
1980	164,021	10,286	3.60	0.0083	33.5	307
1985	172,828	8,807	3.51	0.0078	36.5	241
1990	179,133	6,305	3.38	0.0085	34.8	181
1995	188,567	9,434	3.18	0.0094	33.5	282
2000	200,000	11,433	3.07	0.0097	33.6	340
2005	209,000	9,000	2.90	0.0105	32.8	274
2010	212,000	3,000	2.81	0.0120	29.7	101
2015	211,000	-1,000	2.75	0.0139	26.2	-38
2020	210,000	-1,000	2.67	0.0158	23.7	-42
2025	206,000	-4,000	2.62	0.0175	21.8	-183
2030	202,000	-4,000	2.56	0.0190	20.6	-194
2035	197,556	-4,444	2.51	0.0202	19.7	-226
2040	193,210	-4,346	2.45	0.0210	19.4	-224
2045	188,959	-4,251	2.39	0.0215	19.5	-218
2050	184,802	-4,157	2.34	0.0221	19.3	-215
2055	180,736	-4,066	2.28	0.0232	18.9	-215
2060	176,760	-3,976	2.23	0.0243	18.5	-215



鳥取県における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
2,027 墳墓 (= 402+307+241+181+282+340+274)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
1,726 墳墓 (= 307+241+181+282+340+274+101)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
1,419 墳墓 (= 241+181+282+340+274+101)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
1,419 墳墓 (= 241+181+282+340+274+101)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
997 墳墓 (= 282+340+274+101)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
715 墳墓 (= 340+274+101)

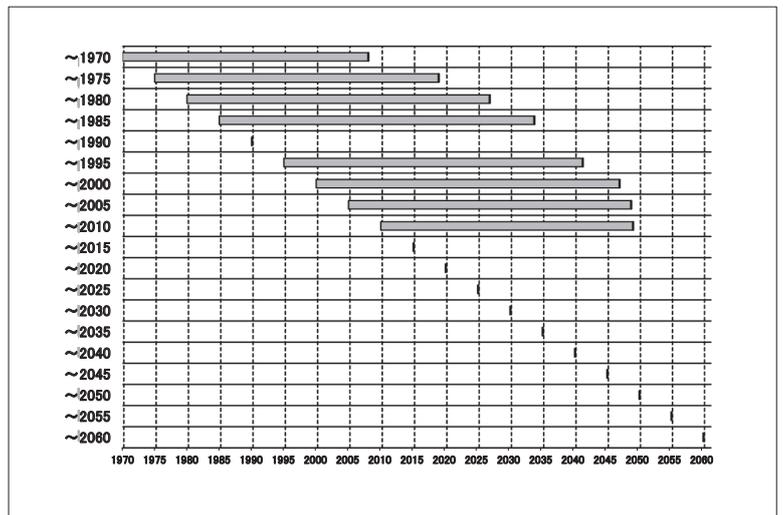
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
375 墳墓 (= 274+101)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

広島県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	2,877,000	0.0090	25,893	0.774	0.183	3,668	0.170	3,407	3,537	12,446
2010～2015	2,842,000	0.0103	29,273	0.774	0.183	4,146	0.170	3,852	3,999	10,313
2015～2020	2,784,000	0.0119	33,130	0.774	0.183	4,693	0.170	4,359	4,526	10,313
2020～2025	2,706,000	0.0135	36,531	0.774	0.183	5,174	0.170	4,807	4,991	8,026
2025～2030	2,613,000	0.0149	38,934	0.774	0.183	5,515	0.170	5,123	5,319	8,026
2030～2035	2,509,000	0.0162	40,646	0.774	0.183	5,757	0.170	5,348	5,553	6,708
2035～2040	2,393,000	0.0172	41,160	0.774	0.183	5,830	0.170	5,416	5,623	3,673
2040～2045	2,282,363	0.0179	40,854	0.774	0.183	5,787	0.170	5,376	5,581	3,673
2045～2050	2,176,841	0.0183	39,836	0.774	0.183	5,642	0.170	5,242	5,442	2,613
2050～2055	2,076,198	0.0188	39,033	0.774	0.183	5,529	0.170	5,136	5,332	0
2055～2060	1,980,208	0.0197	39,010	0.774	0.183	5,525	0.170	5,133	5,329	0
<参考値>										
2060	1,888,656	0.0206	38,906	0.774	0.183	5,511	0.170	5,119	5,315	0

広島県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	669,574	90,791	3.46	0.0076	38.0	2389
1975	769,984	100,410	3.30	0.0069	43.9	2287
1980	831,678	61,694	3.19	0.0067	46.8	1318
1985	979,506	147,828	3.02	0.0068	48.7	3035
1990	974,038	-5,468	2.87	0.0072	48.4	-113
1995	1,023,019	48,981	2.74	0.0079	46.2	1060
2000	1,096,000	72,981	2.63	0.0081	46.9	1556
2005	1,131,000	35,000	2.54	0.0090	43.7	801
2010	1,141,000	10,000	2.49	0.0103	39.0	256
2015	1,135,000	-6,000	2.45	0.0119	34.3	-175
2020	1,120,000	-15,000	2.42	0.0135	30.6	-490
2025	1,097,000	-23,000	2.38	0.0149	28.2	-816
2030	1,064,000	-33,000	2.36	0.0162	26.2	-1260
2035	1,032,080	-31,920	2.32	0.0172	25.1	-1272
2040	1,001,118	-30,962	2.28	0.0179	24.5	-1264
2045	971,084	-30,034	2.24	0.0183	24.4	-1231
2050	941,951	-29,133	2.20	0.0188	24.2	-1204
2055	913,692	-28,259	2.17	0.0197	23.4	-1208
2060	886,281	-27,411	2.13	0.0206	22.8	-1202



広島県における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
12,446 墳墓(=2389+2287+1318+3035+1060+1556+801)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
10,313 墳墓(=2287+1318+3035+1060+1556+801+256)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
10,313 墳墓(=2287+1318+3035+1060+1556+801+256)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
8,026 墳墓(=1318+3035+1060+1556+801+256)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
8,026 墳墓(=1318+3035+1060+1556+801+256)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
6,708 墳墓(=3035+1060+1556+801+256)

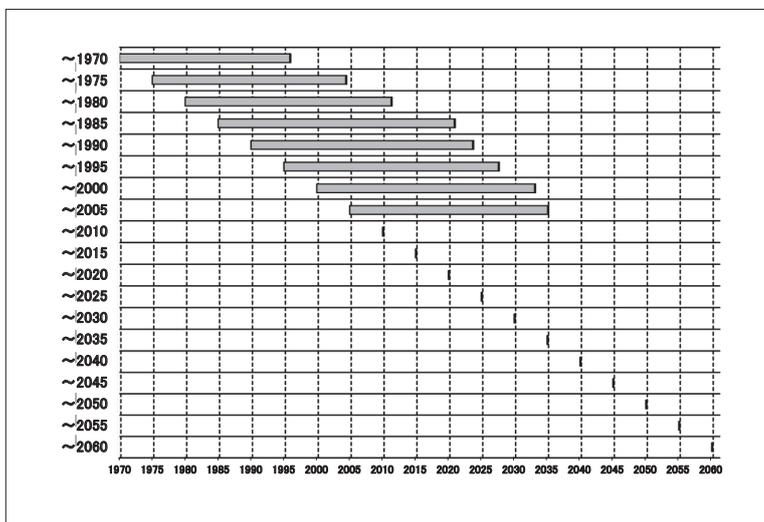
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
3,673 墳墓(=1060+1556+801+256)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
3,673 墳墓(=1060+1556+801+256)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
2,613 墳墓(=1520+822+238)
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

島根県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	742,000	0.0116	8,607	0.774	0.183	1,219	0.170	1,133	1,176	1,603
2010～2015	717,000	0.0133	9,536	0.774	0.183	1,351	0.170	1,255	1,303	1,603
2015～2020	688,000	0.0154	10,595	0.774	0.183	1,501	0.170	1,394	1,447	1,227
2020～2025	656,000	0.0175	11,480	0.774	0.183	1,626	0.170	1,511	1,568	1,227
2025～2030	622,000	0.0193	12,005	0.774	0.183	1,700	0.170	1,580	1,640	734
2030～2035	588,000	0.0210	12,348	0.774	0.183	1,749	0.170	1,625	1,687	519
2035～2040	554,000	0.0223	12,354	0.774	0.183	1,750	0.170	1,626	1,688	66
2040～2045	521,966	0.0232	12,110	0.774	0.183	1,715	0.170	1,593	1,654	0
2045～2050	491,784	0.0237	11,655	0.774	0.183	1,651	0.170	1,534	1,592	0
2050～2055	463,348	0.0244	11,306	0.774	0.183	1,601	0.170	1,488	1,545	0
2055～2060	436,556	0.0256	11,176	0.774	0.183	1,583	0.170	1,471	1,527	0
＜参考値＞										
2060	411,313	0.0268	11,023	0.774	0.183	1,561	0.170	1,450	1,506	0

島根県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	195,522	6,789	3.83	0.0101	25.9	262
1975	205,797	10,275	3.62	0.0094	29.4	349
1980	217,553	11,756	3.51	0.0091	31.3	376
1985	231,795	14,242	3.36	0.0083	35.9	397
1990	235,014	3,219	3.26	0.0091	33.7	96
1995	242,007	6,993	3.07	0.0100	32.6	215
2000	257,000	14,993	2.96	0.0102	33.1	453
2005	259,000	2,000	2.86	0.0116	30.1	66
2010	259,000	0	2.77	0.0133	27.1	0
2015	255,000	-4,000	2.70	0.0154	24.1	-166
2020	248,000	-7,000	2.65	0.0175	21.6	-324
2025	240,000	-8,000	2.59	0.0193	20.0	-400
2030	230,000	-10,000	2.56	0.0210	18.6	-538
2035	220,800	-9,200	2.51	0.0223	17.9	-514
2040	211,968	-8,832	2.46	0.0232	17.5	-505
2045	203,489	-8,479	2.42	0.0237	17.4	-487
2050	195,349	-8,140	2.37	0.0244	17.3	-471
2055	187,535	-7,814	2.33	0.0256	16.8	-465
2060	180,034	-7,501	2.28	0.0268	16.4	-457



島根県における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
1,603 墳墓 (= 376+397+96+215+453+66)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
1,603 墳墓 (= 376+397+96+215+453+66)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
1,227 墳墓 (= 397+96+215+453+66)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
1,227 墳墓 (= 397+96+215+453+66)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
734 墳墓 (= 215+453+66)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
519 墳墓 (= 453+66)

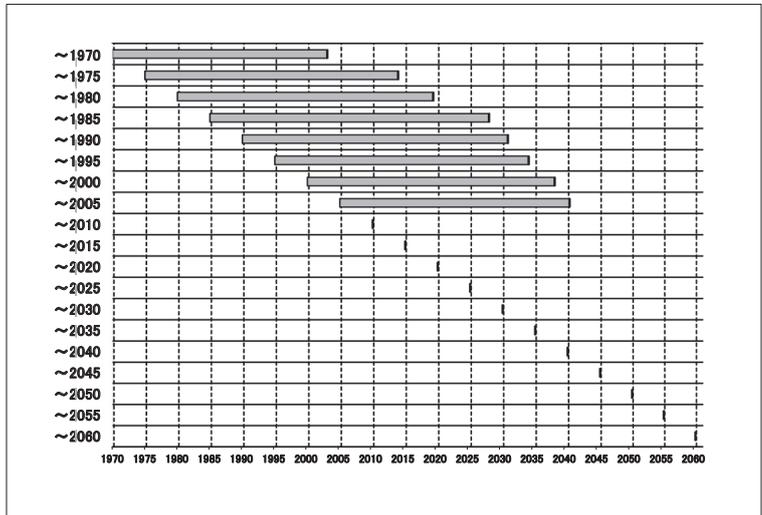
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
66 墳墓
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

山口県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	1,493,000	0.0112	16,722	0.774	0.183	2,369	0.170	2,200	2,284	4,501
2010～2015	1,444,000	0.0128	18,483	0.774	0.183	2,618	0.170	2,432	2,525	4,501
2015～2020	1,387,000	0.0148	20,528	0.774	0.183	2,908	0.170	2,701	2,804	3,480
2020～2025	1,321,000	0.0168	22,193	0.774	0.183	3,143	0.170	2,920	3,032	2,752
2025～2030	1,250,000	0.0186	23,250	0.774	0.183	3,293	0.170	3,059	3,176	2,752
2030～2035	1,178,000	0.0202	23,796	0.774	0.183	3,371	0.170	3,131	3,251	1,852
2035～2040	1,103,000	0.0215	23,715	0.774	0.183	3,359	0.170	3,120	3,240	1,164
2040～2045	1,032,775	0.0224	23,134	0.774	0.183	3,277	0.170	3,044	3,160	198
2045～2050	967,021	0.0229	22,145	0.774	0.183	3,137	0.170	2,914	3,025	0
2050～2055	905,453	0.0235	21,278	0.774	0.183	3,014	0.170	2,800	2,907	0
2055～2060	847,805	0.0246	20,856	0.774	0.183	2,954	0.170	2,744	2,849	0
<参考値>										
2060	793,828	0.0258	20,481	0.774	0.183	2,901	0.170	2,695	2,798	0

山口県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	410,805	29,128	3,56	0.0085	33.0	883
1975	450,504	39,699	3,34	0.0077	38.9	1021
1980	479,114	28,610	3,22	0.0079	39.3	728
1985	517,745	38,631	3,03	0.0077	42.9	900
1990	534,584	16,839	2,88	0.0085	40.8	413
1995	545,292	10,708	2,73	0.0094	39.0	275
2000	582,000	36,708	2,63	0.0100	38.0	966
2005	589,000	7,000	2,53	0.0112	35.3	198
2010	581,000	-8,000	2,49	0.0128	31.4	-255
2015	566,000	-15,000	2,45	0.0148	27.6	-543
2020	547,000	-19,000	2,41	0.0168	24.7	-769
2025	524,000	-23,000	2,39	0.0186	22.5	-1022
2030	498,000	-26,000	2,37	0.0202	20.9	-1244
2035	473,598	-24,402	2,33	0.0215	20.0	-1220
2040	450,392	-23,206	2,29	0.0224	19.5	-1190
2045	428,323	-22,069	2,26	0.0229	19.3	-1143
2050	407,335	-20,988	2,22	0.0235	19.2	-1093
2055	387,376	-19,959	2,19	0.0246	18.6	-1073
2060	368,395	-18,981	2,15	0.0258	18.0	-1055



山口県における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
4,501 墳墓 (= 1021+728+900+413+275+966+198)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
4,501 墳墓 (= 1021+728+900+413+275+966+198)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
3,480 墳墓 (= 728+900+413+275+966+198)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
2,752 墳墓 (= 900+413+275+966+198)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
2,752 墳墓 (= 900+413+275+966+198)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
1,852 墳墓 (= 413+275+966+198)

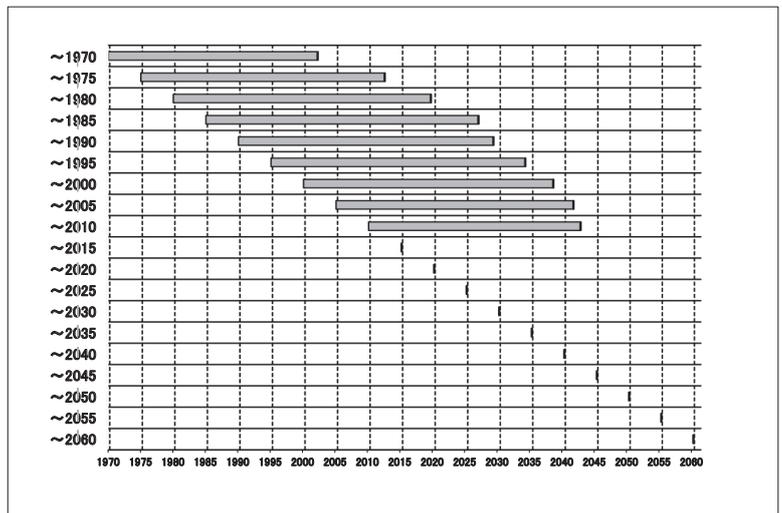
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
1,164 墳墓 (= 966+198)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
198 墳墓
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

香川県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	1,012,000	0.0102	10,322	0.774	0.183	1,462	0.170	1,358	1,410	3,559
2010～2015	991,000	0.0117	11,595	0.774	0.183	1,642	0.170	1,526	1,584	3,590
2015～2020	963,000	0.0135	13,001	0.774	0.183	1,841	0.170	1,711	1,776	2,843
2020～2025	927,000	0.0153	14,183	0.774	0.183	2,009	0.170	1,866	1,938	2,367
2025～2030	887,000	0.0169	14,990	0.774	0.183	2,123	0.170	1,972	2,048	2,367
2030～2035	846,000	0.0184	15,566	0.774	0.183	2,205	0.170	2,048	2,126	1,464
2035～2040	802,000	0.0195	15,639	0.774	0.183	2,215	0.170	2,058	2,136	1,060
2040～2045	760,288	0.0203	15,434	0.774	0.183	2,186	0.170	2,031	2,108	361
2045～2050	720,746	0.0208	14,992	0.774	0.183	2,123	0.170	1,973	2,048	0
2050～2055	683,260	0.0214	14,622	0.774	0.183	2,071	0.170	1,924	1,998	0
2055～2060	647,724	0.0224	14,509	0.774	0.183	2,055	0.170	1,909	1,982	0
<参考値>										
2060	614,036	0.0235	14,430	0.774	0.183	2,044	0.170	1,899	1,971	0

香川県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	238,010	21,034	3.71	0.0084	32.1	655
1975	265,964	27,954	3.52	0.0076	37.4	747
1980	284,774	18,810	3.42	0.0074	39.5	476
1985	305,767	20,993	3.28	0.0073	41.8	502
1990	321,453	15,686	3.12	0.0082	39.1	401
1995	337,227	15,774	2.95	0.0087	39.0	404
2000	364,000	26,773	2.81	0.0093	38.3	699
2005	376,000	12,000	2.69	0.0102	36.4	330
2010	377,000	1,000	2.63	0.0117	32.5	31
2015	372,000	-5,000	2.59	0.0135	28.6	-175
2020	365,000	-7,000	2.54	0.0153	25.7	-272
2025	356,000	-9,000	2.49	0.0169	23.8	-378
2030	344,000	-12,000	2.46	0.0184	22.1	-543
2035	332,304	-11,696	2.41	0.0195	21.3	-549
2040	321,006	-11,298	2.37	0.0203	20.8	-543
2045	310,092	-10,914	2.32	0.0208	20.7	-527
2050	299,549	-10,543	2.28	0.0214	20.5	-514
2055	289,364	-10,185	2.24	0.0224	19.9	-512
2060	279,526	-9,838	2.20	0.0235	19.3	-510



香川県における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
3,559 墳墓(=747+476+502+401+404+699+330)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
3,590 墳墓(=747+476+502+401+404+699+330+31)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
2,843 墳墓(=476+502+401+404+699+330+31)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
2,367 墳墓(=502+401+404+699+330+31)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
2,367 墳墓(=502+401+404+699+330+31)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
1,464 墳墓(=404+699+330+31)

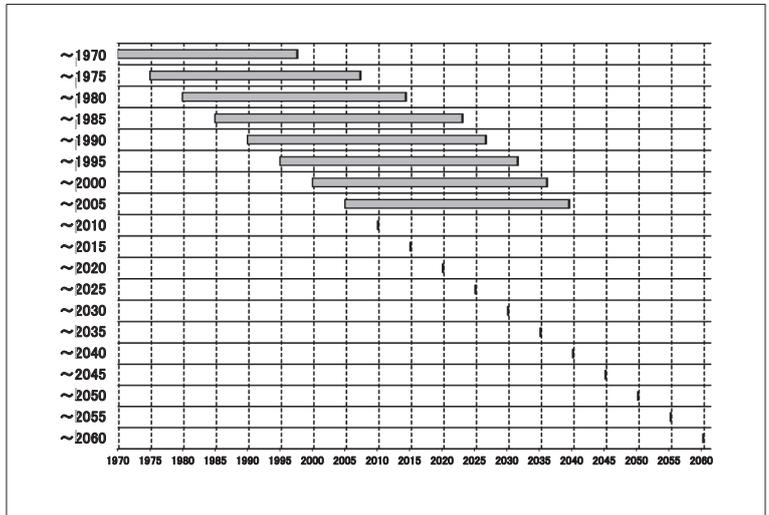
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
1,060 墳墓(=699+330+31)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
361 墳墓(=330+31)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

徳島県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	810,000	0.0107	8,667	0.774	0.183	1,228	0.170	1,140	1,184	2,746
2010～2015	788,000	0.0123	9,692	0.774	0.183	1,373	0.170	1,275	1,324	2,173
2015～2020	762,000	0.0142	10,820	0.774	0.183	1,533	0.170	1,424	1,478	1,761
2020～2025	730,000	0.0161	11,753	0.774	0.183	1,665	0.170	1,546	1,606	1,761
2025～2030	696,000	0.0178	12,389	0.774	0.183	1,755	0.170	1,630	1,692	1,398
2030～2035	659,000	0.0194	12,785	0.774	0.183	1,811	0.170	1,682	1,747	1,116
2035～2040	622,000	0.0206	12,813	0.774	0.183	1,815	0.170	1,686	1,750	844
2040～2045	587,077	0.0214	12,563	0.774	0.183	1,779	0.170	1,653	1,716	0
2045～2050	554,115	0.0219	12,135	0.774	0.183	1,719	0.170	1,597	1,658	0
2050～2055	523,004	0.0225	11,768	0.774	0.183	1,667	0.170	1,548	1,608	0
2055～2060	493,640	0.0236	11,650	0.774	0.183	1,650	0.170	1,533	1,592	0
＜参考値＞										
2060	465,924	0.0247	11,508	0.774	0.183	1,630	0.170	1,514	1,572	0

徳島県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	201,410	13,066	3.81	0.0095	27.6	473
1975	219,903	18,493	3.56	0.0087	32.3	573
1980	234,040	14,137	3.43	0.0085	34.3	412
1985	247,845	13,805	3.29	0.0080	38.0	363
1990	258,149	10,304	3.14	0.0087	36.6	282
1995	268,075	9,926	2.98	0.0092	36.5	272
2000	288,000	19,925	2.86	0.0097	36.0	553
2005	298,000	10,000	2.72	0.0107	34.4	291
2010	298,000	0	2.64	0.0123	30.8	0
2015	293,000	-5,000	2.60	0.0142	27.1	-185
2020	287,000	-6,000	2.54	0.0161	24.5	-245
2025	279,000	-8,000	2.49	0.0178	22.6	-354
2030	269,000	-10,000	2.45	0.0194	21.0	-476
2035	259,316	-9,684	2.40	0.0206	20.2	-479
2040	249,981	-9,335	2.35	0.0214	19.9	-469
2045	240,982	-8,999	2.30	0.0219	19.9	-452
2050	232,307	-8,675	2.25	0.0225	19.8	-438
2055	223,944	-8,363	2.20	0.0236	19.3	-433
2060	215,882	-8,062	2.16	0.0247	18.7	-431



徳島県における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
2,746 墳墓(=573+412+363+282+272+553+291)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
2,173 墳墓(=412+363+282+272+553+291)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
1,761 墳墓(=363+282+272+553+291)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
1,761 墳墓(=363+282+272+553+291)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
1,398 墳墓(=282+272+553+291)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
1,116 墳墓(=272+553+291)

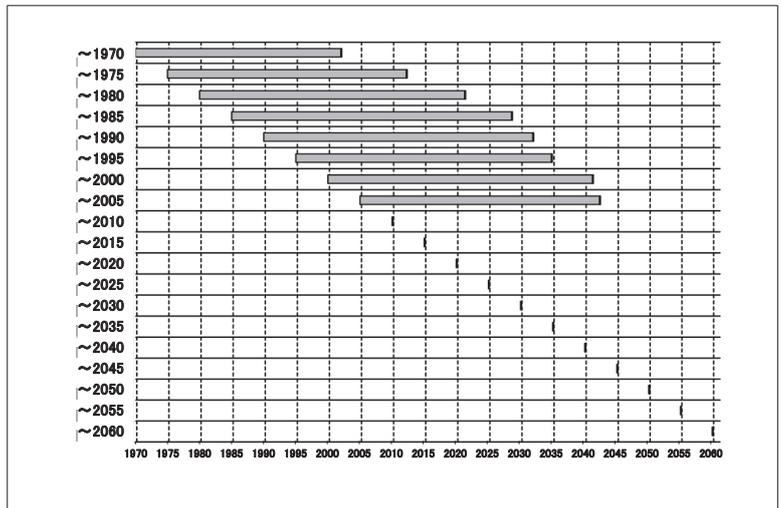
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
844 墳墓(=553+291)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

愛媛県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	1,468,000	0.0106	15,561	0.774	0.183	2,204	0.170	2,048	2,126	4,907
2010～2015	1,429,000	0.0121	17,291	0.774	0.183	2,449	0.170	2,275	2,362	4,907
2015～2020	1,380,000	0.0140	19,320	0.774	0.183	2,737	0.170	2,542	2,639	3,802
2020～2025	1,323,000	0.0159	21,036	0.774	0.183	2,980	0.170	2,768	2,874	3,802
2025～2030	1,260,000	0.0176	22,176	0.774	0.183	3,141	0.170	2,918	3,029	3,052
2030～2035	1,195,000	0.0191	22,825	0.774	0.183	3,233	0.170	3,003	3,118	2,215
2035～2040	1,127,000	0.0203	22,878	0.774	0.183	3,240	0.170	3,010	3,125	1,425
2040～2045	1,062,869	0.0211	22,427	0.774	0.183	3,177	0.170	2,951	3,064	1,425
2045～2050	1,002,388	0.0216	21,652	0.774	0.183	3,067	0.170	2,849	2,958	0
2050～2055	945,348	0.0222	20,987	0.774	0.183	2,973	0.170	2,761	2,867	0
2055～2060	891,554	0.0233	20,773	0.774	0.183	2,942	0.170	2,733	2,838	0
＜参考値＞										
2060	840,821	0.0244	20,516	0.774	0.183	2,906	0.170	2,699	2,803	0

愛媛県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	382,956	29,895	3.59	0.0087	32.0	934
1975	424,059	41,103	3.36	0.0080	37.2	1105
1980	455,052	30,993	3.23	0.0075	41.3	750
1985	491,539	36,487	3.06	0.0075	43.6	837
1990	510,897	19,358	2.91	0.0082	41.9	462
1995	523,949	13,052	2.79	0.0090	39.8	328
2000	565,000	41,051	2.64	0.0092	41.2	996
2005	581,000	16,000	2.53	0.0106	37.3	429
2010	578,000	-3,000	2.47	0.0121	33.5	-90
2015	567,000	-11,000	2.43	0.0140	29.4	-374
2020	553,000	-14,000	2.39	0.0159	26.3	-532
2025	534,000	-19,000	2.36	0.0176	24.1	-788
2030	512,000	-22,000	2.33	0.0191	22.5	-978
2035	491,008	-20,992	2.30	0.0203	21.4	-981
2040	470,877	-20,131	2.26	0.0211	21.0	-959
2045	451,571	-19,306	2.22	0.0216	20.9	-924
2050	433,057	-18,514	2.18	0.0222	20.7	-894
2055	415,302	-17,755	2.15	0.0233	20.0	-888
2060	398,275	-17,027	2.11	0.0244	19.4	-878



愛媛県における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
4,907 墳墓(=1105+750+837+462+328+996+429)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
4,907 墳墓(=1105+750+837+462+328+996+429)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
3,802 墳墓(=750+837+462+328+996+429)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
3,802 墳墓(=750+837+462+328+996+429)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
3,052 墳墓(=837+462+328+996+429)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
2,215 墳墓(=462+328+996+429)

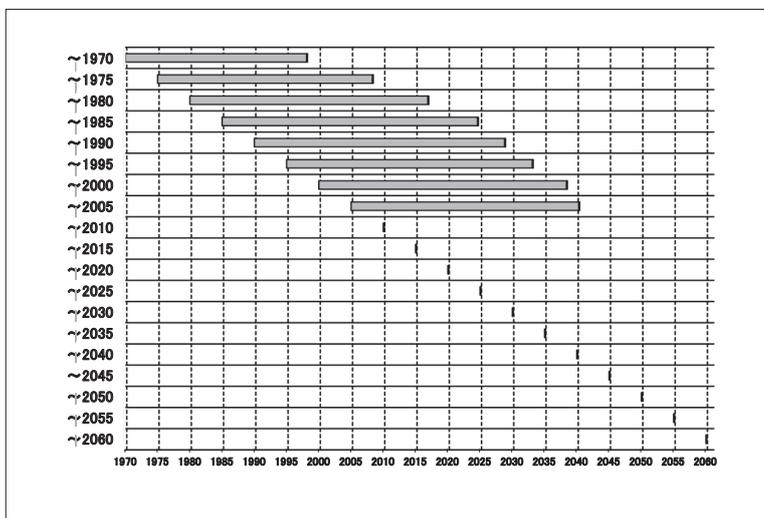
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
1,425 墳墓(=996+429)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
1,425 墳墓(=996+429)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

高知県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	796,000	0.0115	9,154	0.774	0.183	1,297	0.170	1,204	1,251	2,500
2010～2015	771,000	0.0132	10,177	0.774	0.183	1,441	0.170	1,339	1,390	1,876
2015～2020	742,000	0.0153	11,353	0.774	0.183	1,608	0.170	1,494	1,551	1,876
2020～2025	708,000	0.0174	12,319	0.774	0.183	1,745	0.170	1,621	1,683	1,473
2025～2030	671,000	0.0192	12,883	0.774	0.183	1,825	0.170	1,695	1,760	1,091
2030～2035	634,000	0.0209	13,251	0.774	0.183	1,877	0.170	1,744	1,810	907
2035～2040	596,000	0.0222	13,231	0.774	0.183	1,874	0.170	1,741	1,808	783
2040～2045	560,278	0.0231	12,942	0.774	0.183	1,833	0.170	1,703	1,768	113
2045～2050	526,697	0.0236	12,430	0.774	0.183	1,761	0.170	1,636	1,698	0
2050～2055	495,128	0.0242	11,982	0.774	0.183	1,697	0.170	1,577	1,637	0
2055～2060	465,452	0.0254	11,822	0.774	0.183	1,674	0.170	1,556	1,615	0
<参考値>										
2060	437,554	0.0266	11,639	0.774	0.183	1,649	0.170	1,531	1,590	0

高知県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	230,663	14,665	3,30	0.0108	28.1	522
1975	251,448	20,785	3,10	0.0097	33.3	624
1980	266,315	14,867	3,01	0.0090	36.9	403
1985	281,430	15,115	2,90	0.0087	39.6	382
1990	288,577	7,147	2,77	0.0093	38.8	184
1995	293,289	4,712	2,65	0.0099	38.1	124
2000	319,000	25,711	2,55	0.0102	38.4	670
2005	323,000	4,000	2,46	0.0115	35.3	113
2010	321,000	-2,000	2,40	0.0132	31.6	-63
2015	314,000	-7,000	2,36	0.0153	27.7	-253
2020	304,000	-10,000	2,33	0.0174	24.7	-405
2025	292,000	-12,000	2,30	0.0192	22.6	-531
2030	280,000	-12,000	2,26	0.0209	21.2	-566
2035	267,960	-12,040	2,22	0.0222	20.3	-593
2040	256,438	-11,522	2,18	0.0231	19.9	-579
2045	245,411	-11,027	2,15	0.0236	19.7	-560
2050	234,858	-10,553	2,11	0.0242	19.6	-538
2055	224,759	-10,099	2,07	0.0254	19.0	-532
2060	215,094	-9,665	2,03	0.0266	18.5	-522



高知県における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
2,500 墳墓(=624+403+382+184+124+670+113)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
1,876 墳墓(=403+382+184+124+670+113)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
1,876 墳墓(=403+382+184+124+670+113)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
1,473 墳墓(=382+184+124+670+113)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
1,091 墳墓(=184+124+670+113)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
907 墳墓(=124+670+113)

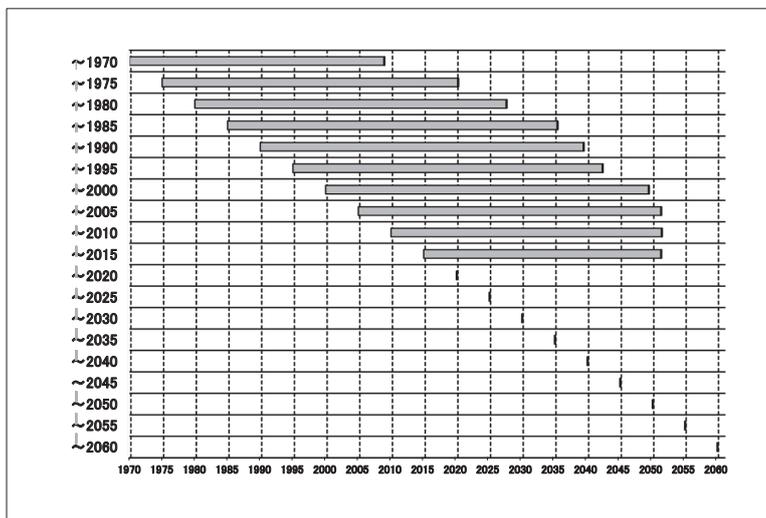
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
783 墳墓(=670+113)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
113 墳墓
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

福岡県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	5,050,000	0.0085	42,925	0.774	0.183	6,080	0.170	5,648	5,864	22,348
2010～2015	5,034,000	0.0097	48,830	0.774	0.183	6,916	0.170	6,425	6,671	20,319
2015～2020	4,977,000	0.0112	55,742	0.774	0.183	7,895	0.170	7,335	7,615	20,429
2020～2025	4,884,000	0.0127	62,027	0.774	0.183	8,786	0.170	8,162	8,474	20,429
2025～2030	4,759,000	0.0140	66,626	0.774	0.183	9,437	0.170	8,767	9,102	16,771
2030～2035	4,609,000	0.0152	70,057	0.774	0.183	9,923	0.170	9,218	9,571	13,669
2035～2040	4,440,000	0.0161	71,484	0.774	0.183	10,125	0.170	9,406	9,766	13,669
2040～2045	4,277,197	0.0168	71,857	0.774	0.183	10,178	0.170	9,455	9,816	8,472
2045～2050	4,120,363	0.0172	70,870	0.774	0.183	10,038	0.170	9,325	9,682	6,736
2050～2055	3,969,280	0.0177	70,256	0.774	0.183	9,951	0.170	9,244	9,598	2,665
2055～2060	3,823,737	0.0186	71,122	0.774	0.183	10,074	0.170	9,358	9,716	0
＜参考値＞										
2060	3,683,531	0.0195	71,829	0.774	0.183	10,174	0.170	9,451	9,813	0

福岡県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	1,050,985	112,760	3.67	0.0070	38.9	2899
1975	1,216,338	165,353	3.40	0.0065	45.2	3658
1980	1,364,001	147,663	3.23	0.0065	47.6	3102
1985	1,518,580	154,579	3.05	0.0065	50.4	3067
1990	1,623,805	105,225	2.89	0.0070	49.4	2130
1995	1,705,903	82,098	2.78	0.0076	47.3	1736
2000	1,907,000	201,097	2.63	0.0077	49.4	4071
2005	1,985,000	78,000	2.54	0.0085	46.3	1685
2010	2,021,000	36,000	2.49	0.0097	41.4	870
2015	2,025,000	4,000	2.46	0.0112	36.3	110
2020	2,012,000	-13,000	2.43	0.0127	32.4	-401
2025	1,985,000	-27,000	2.40	0.0140	29.8	-906
2030	1,943,000	-42,000	2.37	0.0152	27.8	-1511
2035	1,902,197	-40,803	2.33	0.0161	26.7	-1528
2040	1,862,251	-39,946	2.30	0.0168	25.9	-1542
2045	1,823,144	-39,107	2.26	0.0172	25.7	-1522
2050	1,784,858	-38,286	2.22	0.0177	25.4	-1507
2055	1,747,376	-37,482	2.19	0.0186	24.5	-1530
2060	1,710,681	-36,695	2.15	0.0195	23.9	-1535



福岡県における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
22,348 墳墓(=2899+3658+3102+3067+2130+1736+4071+1685)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
20,319 墳墓(=3658+3102+3067+2130+1736+4071+1685+870)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
20,429 墳墓(=3658+3102+3067+2130+1736+4071+1685+870+110)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
20,429 墳墓(=3658+3102+3067+2130+1736+4071+1685+870+110)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
16,771 墳墓(=3102+3067+2130+1736+4071+1685+870+110)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
13,669 墳墓(=3067+2130+1736+4071+1685+870+110)

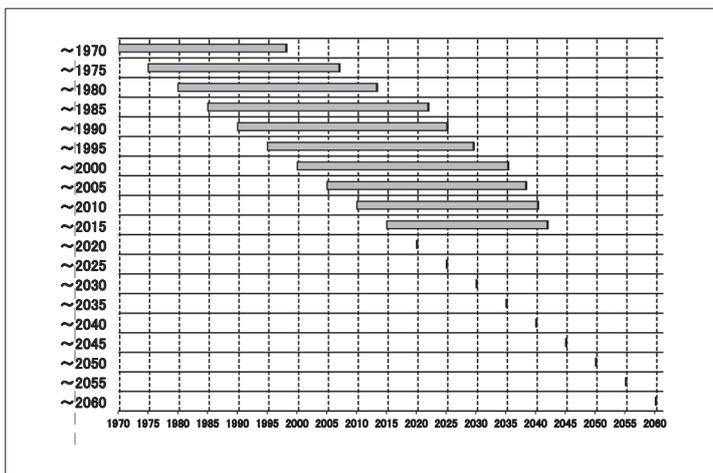
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
13,669 墳墓(=3067+2130+1736+4071+1685+870+110)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
8,472 墳墓(=1736+4071+1685+870+110)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
6,736 墳墓(=4071+1685+870+110)
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
2,665 墳墓(=1685+870+110)
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

佐賀県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	866,000	0.0099	8,573	0.774	0.183	1,214	0.170	1,128	1,171	2,646
2010～2015	850,000	0.0113	9,605	0.774	0.183	1,360	0.170	1,264	1,312	2,386
2015～2020	829,000	0.0131	10,860	0.774	0.183	1,538	0.170	1,429	1,484	1,938
2020～2025	804,000	0.0149	11,980	0.774	0.183	1,697	0.170	1,576	1,637	1,938
2025～2030	775,000	0.0165	12,788	0.774	0.183	1,811	0.170	1,683	1,747	1,477
2030～2035	744,000	0.0179	13,318	0.774	0.183	1,886	0.170	1,752	1,819	864
2035～2040	712,000	0.0190	13,528	0.774	0.183	1,916	0.170	1,780	1,848	864
2040～2045	681,376	0.0198	13,491	0.774	0.183	1,911	0.170	1,775	1,843	202
2045～2050	652,070	0.0202	13,172	0.774	0.183	1,866	0.170	1,733	1,799	0
2050～2055	624,024	0.0208	12,980	0.774	0.183	1,839	0.170	1,708	1,773	0
2055～2060	597,184	0.0218	13,019	0.774	0.183	1,844	0.170	1,713	1,779	0
＜参考値＞										
2060	571,499	0.0228	13,030	0.774	0.183	1,846	0.170	1,714	1,780	0

佐賀県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	195,020	7,483	4.19	0.0085	28.1	266
1975	208,627	13,607	3.91	0.0080	32.0	425
1980	224,783	16,156	3.75	0.0080	33.3	485
1985	241,786	17,003	3.57	0.0076	36.9	461
1990	250,178	8,392	3.43	0.0083	35.1	239
1995	263,089	12,911	3.22	0.0090	34.5	374
2000	278,000	14,911	3.15	0.0090	35.3	422
2005	286,000	8,000	3.03	0.0099	33.3	240
2010	291,000	5,000	2.92	0.0113	30.3	165
2015	292,000	1,000	2.84	0.0131	26.9	37
2020	290,000	-2,000	2.77	0.0149	24.2	-83
2025	286,000	-4,000	2.71	0.0165	22.4	-179
2030	281,000	-5,000	2.65	0.0179	21.1	-237
2035	275,380	-5,620	2.59	0.0190	20.3	-277
2040	269,872	-5,508	2.52	0.0198	20.0	-275
2045	264,475	-5,397	2.47	0.0202	20.0	-270
2050	259,186	-5,289	2.41	0.0208	19.9	-266
2055	254,002	-5,184	2.35	0.0218	19.5	-266
2060	248,922	-5,080	2.30	0.0228	19.1	-266



佐賀県における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
2,646 墳墓 (=425+485+461+239+374+422+240)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
2,386 墳墓 (=485+461+239+374+422+240+165)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
1,938 墳墓 (=461+239+374+422+240+165+37)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
1,938 墳墓 (=461+239+374+422+240+165+37)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
1,477 墳墓 (=239+374+422+240+165+37)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
864 墳墓 (=422+240+165+37)

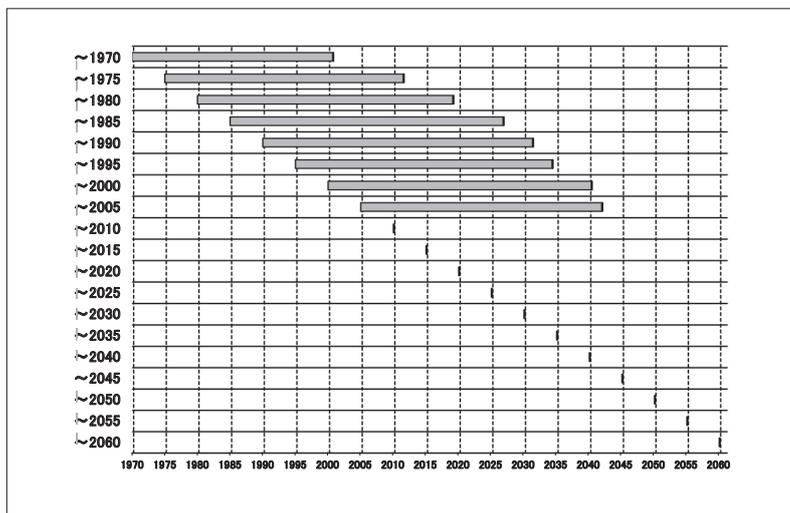
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
864 墳墓 (=422+240+165+37)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
202 墳墓 (=165+37)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

長崎県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	1,479,000	0.0101	14,938	0.774	0.183	2,116	0.170	1,966	2,041	4,081
2010～2015	1,431,000	0.0116	16,600	0.774	0.183	2,351	0.170	2,184	2,268	4,081
2015～2020	1,379,000	0.0134	18,479	0.774	0.183	2,617	0.170	2,431	2,524	3,283
2020～2025	1,319,000	0.0152	20,049	0.774	0.183	2,840	0.170	2,638	2,739	2,492
2025～2030	1,255,000	0.0168	21,084	0.774	0.183	2,986	0.170	2,774	2,880	2,492
2030～2035	1,187,000	0.0183	21,722	0.774	0.183	3,077	0.170	2,858	2,967	1,615
2035～2040	1,117,000	0.0194	21,670	0.774	0.183	3,069	0.170	2,851	2,960	1,039
2040～2045	1,051,128	0.0202	21,233	0.774	0.183	3,007	0.170	2,794	2,901	1,039
2045～2050	989,141	0.0207	20,475	0.774	0.183	2,900	0.170	2,694	2,797	0
2050～2055	930,809	0.0213	19,826	0.774	0.183	2,808	0.170	2,609	2,708	0
2055～2060	875,917	0.0223	19,533	0.774	0.183	2,767	0.170	2,570	2,668	0
＜参考値＞										
2060	824,262	0.0234	19,288	0.774	0.183	2,732	0.170	2,538	2,635	0

長崎県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	390,861	18,091	3.88	0.0084	30.7	589
1975	420,004	29,143	3.60	0.0076	36.5	798
1980	450,940	30,936	3.41	0.0075	39.1	791
1985	487,597	36,657	3.19	0.0075	41.8	877
1990	501,901	14,304	3.03	0.0080	41.3	346
1995	510,951	9,050	2.89	0.0088	39.3	230
2000	543,000	32,049	2.79	0.0089	40.3	795
2005	552,000	9,000	2.68	0.0101	36.9	244
2010	550,000	-2,000	2.60	0.0116	33.2	-60
2015	541,000	-9,000	2.55	0.0134	29.3	-307
2020	527,000	-14,000	2.50	0.0152	26.3	-532
2025	509,000	-18,000	2.47	0.0168	24.1	-747
2030	488,000	-21,000	2.43	0.0183	22.5	-933
2035	467,992	-20,008	2.39	0.0194	21.6	-926
2040	448,804	-19,188	2.34	0.0202	21.2	-905
2045	430,403	-18,401	2.30	0.0207	21.0	-876
2050	412,756	-17,647	2.26	0.0213	20.8	-848
2055	395,833	-16,923	2.21	0.0223	20.3	-834
2060	379,604	-16,229	2.17	0.0234	19.7	-824



長崎県における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
4,081 墳墓(=798+791+877+346+230+795+244)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
4,081 墳墓(=798+791+877+346+230+795+244)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
3,283 墳墓(=791+877+346+230+795+244)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
2,492 墳墓(=877+346+230+795+244)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
2,492 墳墓(=877+346+230+795+244)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
1,615 墳墓(=346+230+795+244)

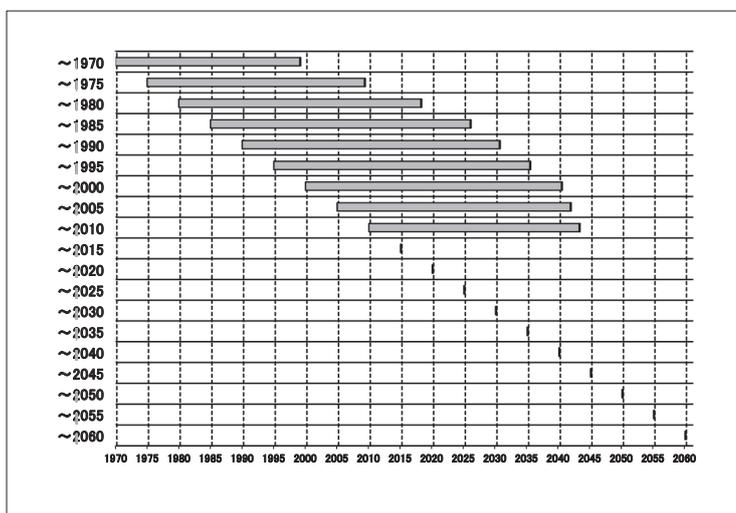
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
1,039 墳墓(=795+244)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
1,039 墳墓(=795+244)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

熊本県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	1,842,000	0.0098	18,052	0.774	0.183	2,557	0.170	2,375	2,466	6,298
2010～2015	1,809,000	0.0112	20,261	0.774	0.183	2,870	0.170	2,666	2,768	5,402
2015～2020	1,766,000	0.0130	22,958	0.774	0.183	3,252	0.170	3,021	3,136	5,402
2020～2025	1,712,000	0.0148	25,338	0.774	0.183	3,589	0.170	3,334	3,461	4,255
2025～2030	1,649,000	0.0163	26,879	0.774	0.183	3,807	0.170	3,537	3,672	4,255
2030～2035	1,582,000	0.0177	28,001	0.774	0.183	3,966	0.170	3,684	3,825	3,065
2035～2040	1,510,000	0.0188	28,388	0.774	0.183	4,021	0.170	3,735	3,878	2,484
2040～2045	1,441,277	0.0196	28,249	0.774	0.183	4,001	0.170	3,717	3,859	1,955
2045～2050	1,375,682	0.0200	27,514	0.774	0.183	3,897	0.170	3,620	3,759	0
2050～2055	1,313,072	0.0205	26,918	0.774	0.183	3,813	0.170	3,542	3,677	0
2055～2060	1,253,311	0.0215	26,946	0.774	0.183	3,817	0.170	3,546	3,681	0
<参考値>										
2060	1,196,270	0.0225	26,916	0.774	0.183	3,812	0.170	3,542	3,677	0

熊本県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	420,039	24,391	3.90	0.0088	29.1	838
1975	459,022	38,983	3.60	0.0081	34.3	1137
1980	502,823	43,801	3.44	0.0076	38.2	1147
1985	551,628	48,805	3.25	0.0075	41.0	1190
1990	575,227	23,599	3.12	0.0079	40.6	581
1995	596,614	21,387	2.98	0.0083	40.4	529
2000	645,000	48,386	2.88	0.0086	40.4	1198
2005	664,000	19,000	2.77	0.0098	36.8	516
2010	672,000	8,000	2.69	0.0112	33.2	241
2015	669,000	-3,000	2.64	0.0130	29.1	-103
2020	660,000	-9,000	2.59	0.0148	26.1	-345
2025	647,000	-13,000	2.55	0.0163	24.1	-539
2030	630,000	-17,000	2.51	0.0177	22.5	-756
2035	612,990	-17,010	2.46	0.0188	21.6	-788
2040	596,439	-16,551	2.42	0.0196	21.1	-784
2045	580,335	-16,104	2.37	0.0200	21.1	-763
2050	564,666	-15,669	2.33	0.0205	20.9	-750
2055	549,420	-15,246	2.28	0.0215	20.4	-747
2060	534,586	-14,834	2.24	0.0225	19.8	-749



熊本県における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
6,298 墳墓(=1137+1147+1190+581+529+1198+516)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
5,402 墳墓(=1147+1190+581+529+1198+516+241)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
5,402 墳墓(=1147+1190+581+529+1198+516+241)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
4,255 墳墓(=1190+581+529+1198+516+241)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
4,255 墳墓(=1190+581+529+1198+516+241)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
3,065 墳墓(=581+529+1198+516+241)

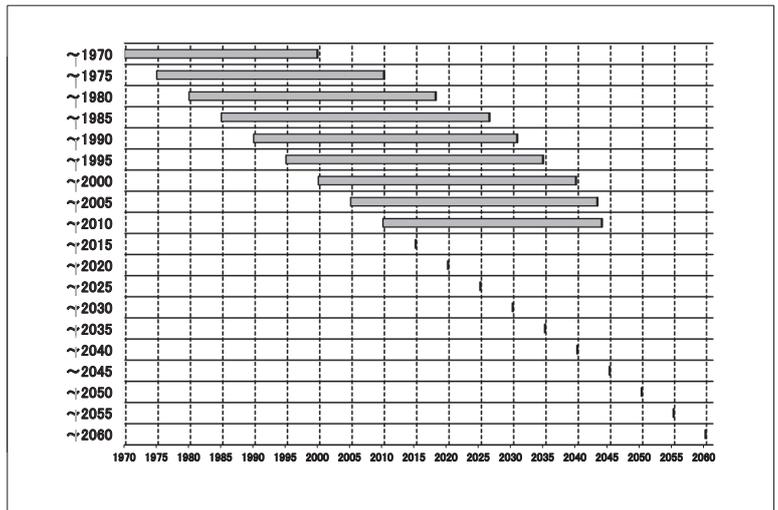
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
2,484 墳墓(=529+1198+516+241)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
1,955 墳墓(=1198+516+241)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

大分県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	1,210,000	0.0101	12,221	0.774	0.183	1,731	0.170	1,608	1,670	4,334
2010～2015	1,186,000	0.0116	13,758	0.774	0.183	1,949	0.170	1,810	1,879	4,364
2015～2020	1,154,000	0.0134	15,464	0.774	0.183	2,190	0.170	2,035	2,113	3,330
2020～2025	1,115,000	0.0152	16,948	0.774	0.183	2,401	0.170	2,230	2,315	2,564
2025～2030	1,070,000	0.0168	17,976	0.774	0.183	2,546	0.170	2,365	2,456	2,564
2030～2035	1,022,000	0.0183	18,703	0.774	0.183	2,649	0.170	2,461	2,555	1,799
2035～2040	971,000	0.0194	18,837	0.774	0.183	2,668	0.170	2,479	2,573	1,196
2040～2045	922,545	0.0202	18,635	0.774	0.183	2,639	0.170	2,452	2,546	371
2045～2050	876,508	0.0207	18,144	0.774	0.183	2,570	0.170	2,387	2,479	0
2050～2055	832,768	0.0213	17,738	0.774	0.183	2,512	0.170	2,334	2,423	0
2055～2060	791,211	0.0223	17,644	0.774	0.183	2,499	0.170	2,322	2,410	0
<参考値>										
2060	751,728	0.0234	17,590	0.774	0.183	2,491	0.170	2,314	2,403	0

大分県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	297,748	22,041	3.73	0.0090	29.8	740
1975	334,039	36,291	3.43	0.0083	35.1	1034
1980	363,238	29,199	3.28	0.0080	38.1	766
1985	394,903	31,665	3.10	0.0078	41.4	765
1990	409,347	14,444	2.96	0.0083	40.7	355
1995	419,174	9,827	2.83	0.0089	39.7	248
2000	452,000	32,826	2.70	0.0093	39.8	825
2005	465,000	13,000	2.60	0.0101	38.1	341
2010	466,000	1,000	2.55	0.0116	33.8	30
2015	459,000	-7,000	2.51	0.0134	29.7	-236
2020	450,000	-9,000	2.48	0.0152	26.5	-340
2025	437,000	-13,000	2.45	0.0168	24.3	-535
2030	423,000	-14,000	2.42	0.0183	22.6	-619
2035	408,618	-14,382	2.38	0.0194	21.7	-663
2040	394,725	-13,893	2.34	0.0202	21.2	-655
2045	381,304	-13,421	2.30	0.0207	21.0	-639
2050	368,340	-12,964	2.26	0.0213	20.8	-623
2055	355,816	-12,524	2.22	0.0223	20.2	-620
2060	343,718	-12,098	2.19	0.0234	19.5	-620



大分県における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
4,334 墳墓(=1034+766+765+355+248+825+341)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
4,364 墳墓(=1034+766+765+355+248+825+341+30)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
3,330 墳墓(=766+765+355+248+825+341+30)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
2,564 墳墓(=765+355+248+825+341+30)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
2,564 墳墓(=765+355+248+825+341+30)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
1,799 墳墓(=355+248+825+341+30)

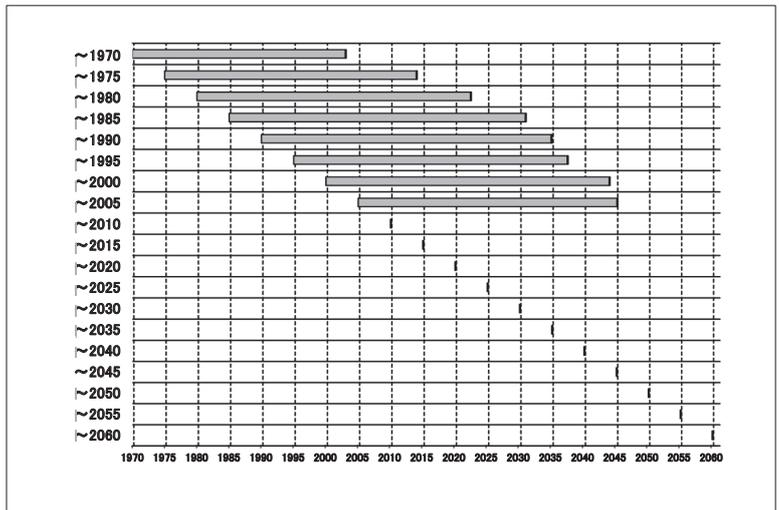
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
1,196 墳墓(=825+341+30)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
371 墳墓(=341+30)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

宮崎県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	1,153,000	0.0097	11,184	0.774	0.183	1,584	0.170	1,472	1,528	4,027
2010～2015	1,127,000	0.0111	12,510	0.774	0.183	1,772	0.170	1,646	1,709	4,027
2015～2020	1,095,000	0.0128	14,016	0.774	0.183	1,985	0.170	1,844	1,915	3,176
2020～2025	1,055,000	0.0145	15,298	0.774	0.183	2,167	0.170	2,013	2,090	3,176
2025～2030	1,010,000	0.0160	16,160	0.774	0.183	2,289	0.170	2,126	2,208	2,346
2030～2035	962,000	0.0174	16,739	0.774	0.183	2,371	0.170	2,203	2,287	2,346
2035～2040	912,000	0.0185	16,872	0.774	0.183	2,390	0.170	2,220	2,305	1,361
2040～2045	864,599	0.0193	16,687	0.774	0.183	2,364	0.170	2,196	2,280	1,134
2045～2050	819,661	0.0197	16,147	0.774	0.183	2,287	0.170	2,125	2,206	299
2050～2055	777,059	0.0202	15,697	0.774	0.183	2,223	0.170	2,065	2,144	0
2055～2060	736,671	0.0212	15,617	0.774	0.183	2,212	0.170	2,055	2,133	0
<参考値>										
2060	698,382	0.0222	15,504	0.774	0.183	2,196	0.170	2,040	2,118	0

宮崎県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	277,472	19,779	3.65	0.0083	33.0	599
1975	310,670	33,198	3.37	0.0076	39.0	851
1980	345,847	35,177	3.23	0.0073	42.4	830
1985	375,218	29,371	3.07	0.0071	45.9	640
1990	390,730	15,512	2.93	0.0076	44.9	345
1995	400,365	9,635	2.81	0.0084	42.4	227
2000	437,000	36,635	2.68	0.0085	43.9	835
2005	449,000	12,000	2.57	0.0097	40.1	299
2010	449,000	0	2.51	0.0111	35.9	0
2015	442,000	-7,000	2.48	0.0128	31.5	-222
2020	432,000	-10,000	2.44	0.0145	28.3	-353
2025	419,000	-13,000	2.41	0.0160	25.9	-502
2030	403,000	-16,000	2.39	0.0174	24.0	-667
2035	387,686	-15,314	2.35	0.0185	23.0	-666
2040	372,954	-14,732	2.32	0.0193	22.3	-661
2045	358,782	-14,172	2.28	0.0197	22.3	-636
2050	345,148	-13,634	2.25	0.0202	22.0	-620
2055	332,032	-13,116	2.22	0.0212	21.2	-619
2060	319,415	-12,617	2.19	0.0222	20.6	-612



宮崎県における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
4,027 墳墓(=851+830+640+345+227+835+299)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
4,027 墳墓(=851+830+640+345+227+835+299)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
3,176 墳墓(=830+640+345+227+835+299)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
3,176 墳墓(=830+640+345+227+835+299)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
2,346 墳墓(=640+345+227+835+299)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
2,346 墳墓(=640+345+227+835+299)

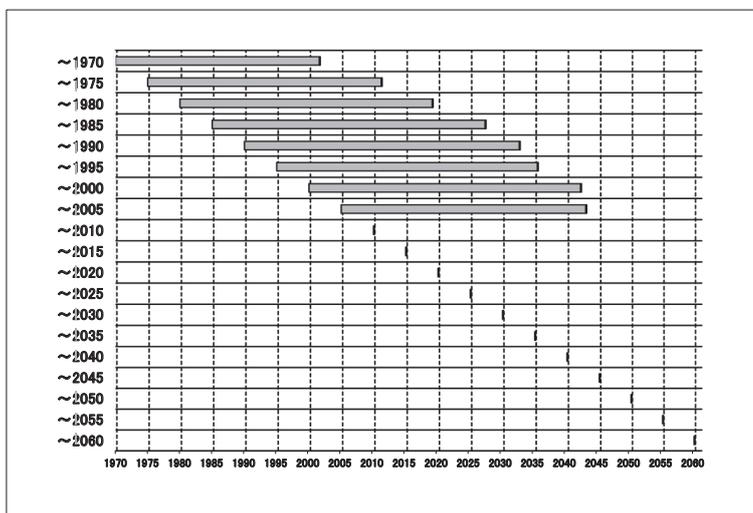
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
1,361 墳墓(=227+835+299)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
1,134 墳墓(=835+299)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
299 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

鹿児島県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	1,753,000	0.0109	19,108	0.774	0.183	2,706	0.170	2,514	2,610	5,621
2010～2015	1,708,000	0.0125	21,350	0.774	0.183	3,024	0.170	2,809	2,917	5,621
2015～2020	1,656,000	0.0145	24,012	0.774	0.183	3,401	0.170	3,159	3,280	4,488
2020～2025	1,595,000	0.0165	26,318	0.774	0.183	3,728	0.170	3,463	3,595	3,253
2025～2030	1,529,000	0.0182	27,828	0.774	0.183	3,942	0.170	3,662	3,802	3,253
2030～2035	1,460,000	0.0198	28,908	0.774	0.183	4,095	0.170	3,804	3,949	2,012
2035～2040	1,389,000	0.0210	29,169	0.774	0.183	4,132	0.170	3,838	3,985	1,599
2040～2045	1,321,453	0.0219	28,940	0.774	0.183	4,099	0.170	3,808	3,954	1,425
2045～2050	1,257,191	0.0224	28,161	0.774	0.183	3,989	0.170	3,705	3,847	0
2050～2055	1,196,054	0.0230	27,509	0.774	0.183	3,896	0.170	3,620	3,758	0
2055～2060	1,137,890	0.0241	27,423	0.774	0.183	3,884	0.170	3,608	3,746	0
<参考値>										
2060	1,082,554	0.0253	27,389	0.774	0.183	3,879	0.170	3,604	3,742	0

鹿児島県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	497,546	23,428	3.37	0.0094	31.6	741
1975	538,570	41,024	3.10	0.0089	36.2	1133
1980	586,863	48,293	2.94	0.0087	39.1	1235
1985	639,362	52,499	2.78	0.0085	42.3	1241
1990	656,944	17,582	2.67	0.0088	42.6	413
1995	663,972	7,028	2.58	0.0096	40.4	174
2000	714,000	50,028	2.50	0.0095	42.1	1188
2005	723,000	9,000	2.42	0.0109	37.9	237
2010	718,000	-5,000	2.38	0.0125	33.6	-149
2015	701,000	-17,000	2.36	0.0145	29.2	-582
2020	679,000	-22,000	2.35	0.0165	25.8	-853
2025	654,000	-25,000	2.34	0.0182	23.5	-1064
2030	628,000	-26,000	2.32	0.0198	21.8	-1193
2035	602,880	-25,120	2.30	0.0210	20.7	-1214
2040	578,765	-24,115	2.28	0.0219	20.0	-1206
2045	555,614	-23,151	2.26	0.0224	19.8	-1169
2050	533,389	-22,225	2.24	0.0230	19.4	-1146
2055	512,053	-21,336	2.22	0.0241	18.7	-1141
2060	491,571	-20,482	2.20	0.0253	18.0	-1138



鹿児島県における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年間の年間必要墳墓数
5,621 墳墓(=1133+1235+1241+413+174+1188+237)
- (2)2010～2015年間の年間必要墳墓数
5,621 墳墓(=1133+1235+1241+413+174+1188+237)
- (3)2015～2020年間の年間必要墳墓数
4,488 墳墓(=1235+1241+413+174+1188+237)
- (4)2020～2025年間の年間必要墳墓数
3,253 墳墓(=1241+413+174+1188+237)
- (5)2025～2030年間の年間必要墳墓数
3,253 墳墓(=1241+413+174+1188+237)
- (6)2030～2035年間の年間必要墳墓数
2,012 墳墓(=413+174+1188+237)

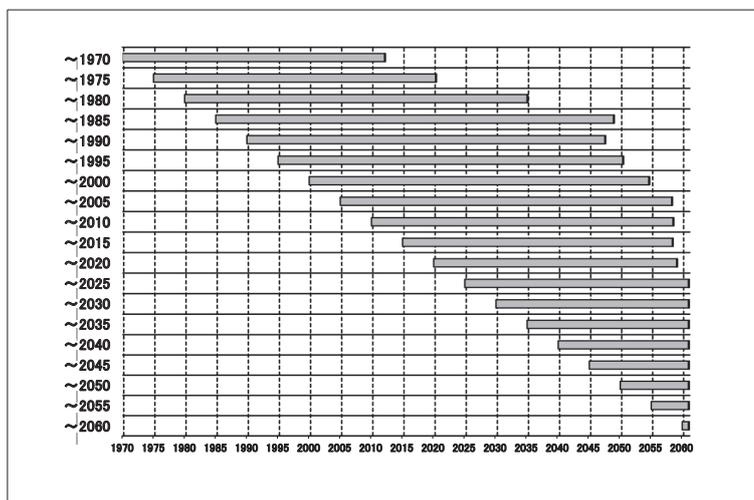
- (7)2035～2040年間の年間必要墳墓数
1,599 墳墓(=174+1188+237)
- (8)2040～2045年間の年間必要墳墓数
1,425 墳墓(=1188+237)
- (9)2045～2050年間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

沖縄県必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	1,362,000	0.0067	9,125	0.774	0.183	1,292	0.170	1,201	1,247	5,544
2010～2015	1,394,000	0.0077	10,734	0.774	0.183	1,520	0.170	1,412	1,466	6,245
2015～2020	1,416,000	0.0089	12,602	0.774	0.183	1,785	0.170	1,658	1,722	5,688
2020～2025	1,429,000	0.0101	14,433	0.774	0.183	2,044	0.170	1,899	1,972	5,864
2025～2030	1,433,000	0.0112	16,050	0.774	0.183	2,273	0.170	2,112	2,193	6,253
2030～2035	1,431,000	0.0122	17,458	0.774	0.183	2,473	0.170	2,297	2,385	6,550
2035～2040	1,422,000	0.0130	18,486	0.774	0.183	2,618	0.170	2,432	2,525	6,172
2040～2045	1,413,057	0.0135	19,076	0.774	0.183	2,702	0.170	2,510	2,606	6,491
2045～2050	1,404,170	0.0138	19,378	0.774	0.183	2,745	0.170	2,550	2,647	6,815
2050～2055	1,395,339	0.0142	19,814	0.774	0.183	2,806	0.170	2,607	2,707	5,991
2055～2060	1,386,563	0.0149	20,660	0.774	0.183	2,926	0.170	2,718	2,822	4,935
＜参考値＞										
2060	1,377,842	0.0156	21,494	0.774	0.183	3,044	0.170	2,828	2,936	2,676

沖縄県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	241,810	47,684	4.32	0.0055	42.1	1,133
1975	254,685	12,875	4.01	0.0055	45.3	284
1980	292,447	37,762	3.71	0.0049	55.0	687
1985	333,576	41,129	3.48	0.0045	63.9	644
1990	362,998	29,422	3.28	0.0053	57.5	512
1995	394,999	32,001	3.11	0.0058	55.4	578
2000	440,000	45,001	3.00	0.0061	54.6	824
2005	487,000	47,000	2.80	0.0067	53.3	882
2010	521,000	34,000	2.68	0.0077	48.5	701
2015	546,000	25,000	2.59	0.0089	43.4	576
2020	564,000	18,000	2.53	0.0101	39.1	460
2025	578,000	14,000	2.48	0.0112	36.0	389
2030	588,000	10,000	2.43	0.0122	33.7	297
2035	597,996	9,996	2.38	0.0130	32.3	309
2040	608,162	10,166	2.32	0.0135	31.9	319
2045	618,501	10,339	2.27	0.0138	31.9	324
2050	629,016	10,515	2.22	0.0142	31.7	332
2055	639,709	10,693	2.17	0.0149	30.9	346
2060	650,584	10,875	2.12	0.0156	30.2	360



沖縄県における年間必要墳墓数の推移

(1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数

5,544 墳墓(=1133+284+687+644+512+578+824+882)

(2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数

6,245 墳墓(=1133+284+687+644+512+578+824+882+701)

(3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数

5,688 墳墓(=284+687+644+512+578+824+882+701+576)

(4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数

5,864 墳墓(=284+687+644+512+578+824+882+701+576+460)

(5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数

6,253 墳墓(=687+644+512+578+824+882+701+576+460+389)

(6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数

6,550 墳墓(=687+644+512+578+824+882+701+576+460+389+297)

(7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数

6,172 墳墓(=644+512+578+824+882+701+576+460+389+297+309)

(8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数

6,491 墳墓(=644+512+578+824+882+701+576+460+389+297+309+319)

(9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数

6,815 墳墓(=644+512+578+824+882+701+576+460+389+297+309+319+324)

(10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数

5,991 墳墓(=578+824+882+701+576+460+389+297+309+319+324+332)

(11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数

4,935 墳墓(=882+701+576+460+389+297+309+319+324+332+346)

(参考値)2060年の年間必要墳墓数

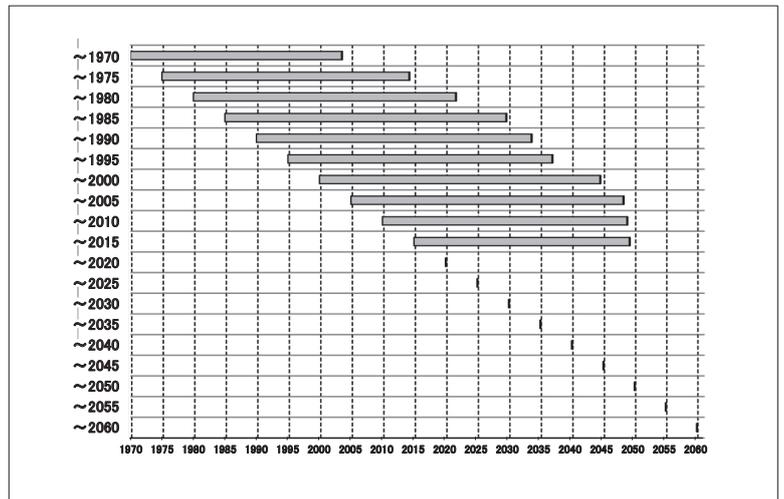
2,676 墳墓(=389+297+309+319+324+332+346+360)

全国必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	127,769,000	0.0089	1,137,144	0.774	0.183	161,067	0.170	149,625	155,346	517,199
2010～2015	127,178,000	0.0102	1,297,195	0.774	0.183	183,737	0.170	170,685	177,211	548,797
2015～2020	125,433,000	0.0118	1,480,109	0.774	0.183	209,646	0.170	194,753	202,199	451,513
2020～2025	122,733,000	0.0134	1,644,622	0.774	0.183	232,948	0.170	216,399	224,673	451,513
2025～2030	119,267,000	0.0148	1,765,152	0.774	0.183	250,020	0.170	232,259	241,139	382,930
2030～2035	115,226,000	0.0161	1,855,139	0.774	0.183	262,766	0.170	244,099	253,432	295,118
2035～2040	110,684,000	0.0171	1,892,696	0.774	0.183	268,085	0.170	249,041	258,563	234,786
2040～2045	106,344,476	0.0178	1,892,932	0.774	0.183	268,119	0.170	249,072	258,595	167,293
2045～2050	102,197,680	0.0182	1,859,998	0.774	0.183	263,454	0.170	244,739	254,096	93,528
2050～2055	98,234,361	0.0187	1,836,983	0.774	0.183	260,194	0.170	241,710	250,952	0
2055～2060	94,445,740	0.0196	1,851,137	0.774	0.183	262,199	0.170	243,573	252,886	0
<参考値>										
2060	90,823,475	0.0205	1,163,635	0.774	0.183	164,820	0.170	153,111	158,965	0

全国必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	27,098,226	3,819,343	3.88	0.0077	33.5	115,738
1975	31,270,506	4,172,280	3.59	0.0071	39.2	106,436
1980	34,123,576	2,853,070	3.48	0.0069	41.6	68,583
1985	38,039,984	3,916,408	3.30	0.0068	44.6	87,812
1990	40,670,475	2,630,491	3.14	0.0073	43.6	60,332
1995	43,498,444	2,827,969	2.98	0.0080	41.9	67,493
2000	46,781,000	3,282,556	2.71	0.0083	44.5	73,765
2005	49,061,000	2,280,000	2.60	0.0089	43.2	52,778
2010	50,287,000	1,226,000	2.53	0.0102	38.8	31,598
2015	50,600,000	313,000	2.48	0.0118	34.2	9,152
2020	50,439,000	-161,000	2.43	0.0134	30.7	-5,244
2025	49,839,000	-600,000	2.39	0.0148	28.3	-21,201
2030	48,803,000	-1,036,000	2.36	0.0161	26.3	-39,392
2035	47,797,017	-1,005,983	2.32	0.0171	25.2	-39,920
2040	46,821,146	-975,871	2.27	0.0178	24.7	-39,509
2045	45,874,385	-946,761	2.23	0.0182	24.6	-38,486
2050	44,955,775	-918,610	2.19	0.0187	24.4	-37,648
2055	44,064,380	-891,395	2.14	0.0196	23.8	-37,454
2060	27,362,497	-16,701,883	2.28	0.0205	21.3	-784,126



全国における年間必要墳墓数の推移

(1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数

517,199 墳墓 (=106436+68583+87812+60332+67493+73765+52778)

(2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数

548,797 墳墓 (=106436+68583+87812+60332+67493+73765+52778+31598)

(3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数

451,513 墳墓 (=68583+87812+60332+67493+73765+52778+31598+9152)

(4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数

451,513 墳墓 (=68583+87812+60332+67493+73765+52778+31598+9152)

(5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数

382,930 墳墓 (=87812+60332+67493+73765+52778+31598+9152)

(6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数

295,118 墳墓 (=60332+67493+73765+52778+31598+9152)

(7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数

234,786 墳墓 (=67493+73765+52778+31598+9152)

(8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数

167,293 墳墓 (=73765+52778+31598+9152)

(9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数

93,528 墳墓 (=52778+31598+9152)

(10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(参考値)2060年の年間必要墳墓数

0 墳墓

第 3 章

3 我が国における公営墓地実態調査

3-1 墓地等における遺（焼）骨にかかわる施設の現況調査（概要）

1 調査目的

民営墓地の許可に高い制約を求め、原則、許可が行い得ない行政施策実施している場合、当該地方公共団体における墓地需要数を満足させ得るだけの公営墓地の供給しているのか。比較的、民営墓地の許可を行う行政施策を採用している場合、許可に際し具体的にどのような条件が設けられているか。公営墓地と民営墓地の役割分担を意識しているか、という観点も含め、これらを基軸として、地方公共団体を対象としたアンケート調査、資料提供の依頼を行い、これらを整理した上で、分析を行う。

2 調査事項

公営墓地の有無及び、「有る」場合の運営状況

3 調査主体

公益社団法人 全日本墓園協会

4 調査概要

- ① 調査 期間；平成26年9月12日～10月12日
- ② 調査 対象；全国の市及び特別区（790団体）
- ③ 調査 方法；アンケート票の郵送。回収についても郵送。
- ④ 有効回答数；321団体（980墓地）

※「321団体」のうち、105団体からは「(公営墓地) 無」との回答であった。

5 回収率 32.8%

6 質問事項

- ①；墓地等施設名称
- ②；管理状況
- ③；墓地（等に関する施設の）所在地（交通アクセス）
- ④；墓地等施設が設けられた年（もしくは貴市のものとなった年）
- ⑤；（現計画の）総区画（もしくは収容可能遺（焼）骨）数
- ⑥；貸付済（「施設」の場合、収容済遺（焼）骨）数
- ⑦；使用者・遺（焼）骨委託者の条件
- ⑧；1区画あたりの面積（主なもののみ）
- ⑨；区画内の墳墓に関する規制
- ⑩；使用料
- ⑪；管理料；墓地内にある施設
- ⑫；いわゆる「無縁墳墓」の有無と整理 等

開設年について

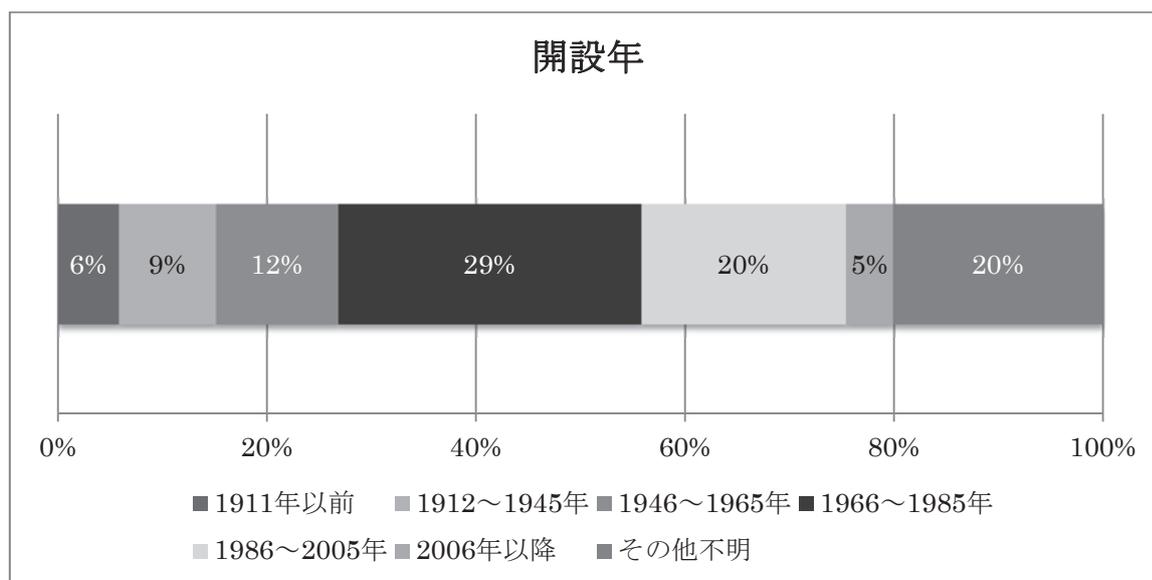
墓地の開設年

墓地等施設が設けられた時期、または市の施設となった時期については、「1966～1985年」が29%と最も高く、次いで「1986～2005年」が20%となっている。

一方、「その他不明」も20%ある。これについては市が計画して造成した墓地のほかに、古くから地域で利用されてきた墓地等の管理を引き継いでいるケースが多数あるからと考えられる。これらの墓地については、開設年や区画数など詳細が不明となっているケースも見受けられる。

【開設年、または市の施設となった時期】

1911年以前	1912～1945年	1946～1965年	1966～1985年	1986～2005年	2006年以降	その他不明
55	88	111	276	186	43	191
6%	9%	12%	29%	20%	5%	20%



(現計画の) 総区画 (もしくは収容可能遺 (焼) 骨) 数

墓地の総区画数

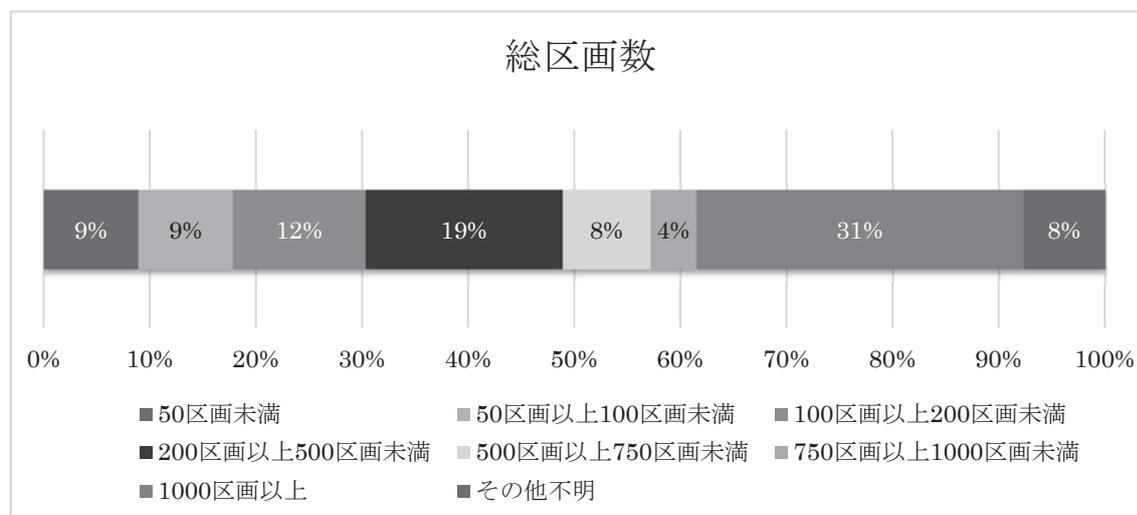
現計画における、墓地の総区画 (収容可能な遺 (焼) 骨) 数については、「1,000 区画以上」が 31% と最も高い割合となった。続く、「200 区画以上 500 区画未満」19%と比較しても 12 ポイントの差があるように、公営墓地においては大型の墓地が多い結果となった。

1,000 区画以上の内訳

さらに最も割合の高かった 1,000 区画以上の墓地の詳細をみると、「1,000 区画以上 1,500 区画未満」23%、「1,500 区画以上 2,000 区画未満」が 16%となり、4 割程度が 2,000 区画未満に納まる。一方、「5,000 区画以上」は 24%となった。

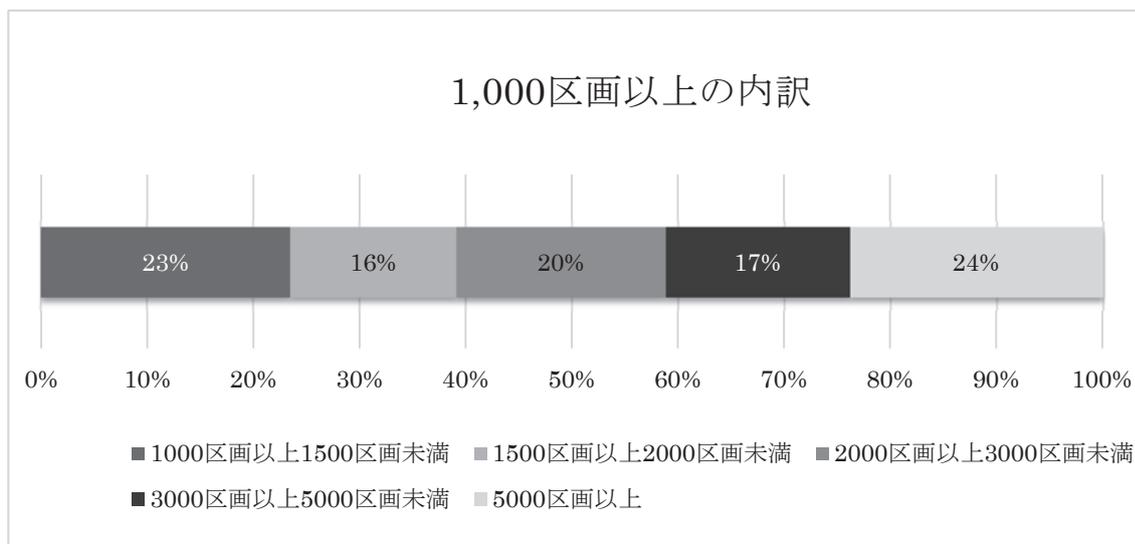
【総区画数】

50 区画未満	50 区画以上 100 区画未満	100 区画以上 200 区画未満	200 区画以上 500 区画未満	500 区画以上 750 区画未満	750 区画以上 1,000 区画未満	1,000 区画以上	その他不明	合計
85	85	119	177	79	41	294	73	953
9%	9%	12%	19%	8%	4%	31%	8%	100%



【1,000 区画以上 (294 件) の内訳】

1,000 区画以上 1,500 区画未満	1,500 区画以上 2,000 区画未満	2,000 区画以上 3,000 区画未満	3,000 区画以上 5,000 区画未満	5,000 区画以上	合計
69	46	58	51	70	294
23%	16%	20%	17%	24%	100%



参考 平成 20 年度調査との比較

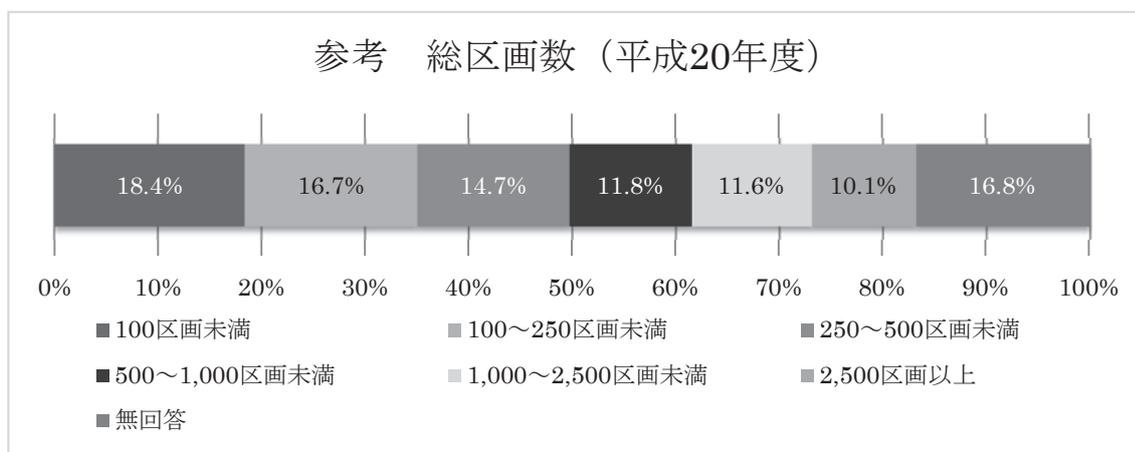
参考までに、平成 20 年に行った「全国公営霊園実情調査」の調査結果と比較する。

設問の内容、有効回答数も異なるため単純な比較は注意が必要だが、試みに「100 区画未満」をみると、本調査では 18%（「50 区画未満」および「50 区画以上 100 区画未満」の割合の合計）であるのに対し、前回調査で「100 区画未満」は 18.4%と大きな差異は見られない。

一方、「1,000 区画以上」では、本調査では最も割合の高い 31%であるのに対し、前回調査では 21.7%（「1,000～2,500 区画未満」および「2,500 区画以上」の割合の合計）となり、前回調査の結果と比較しても約 9 ポイント増加している。

なお、本調査において平成 21 年以降開設の墓地は 34 件あり、うち 16 件と約半数が「1,000 区画以上」となっている。

【参考 平成 20 年度調査における総区画数】

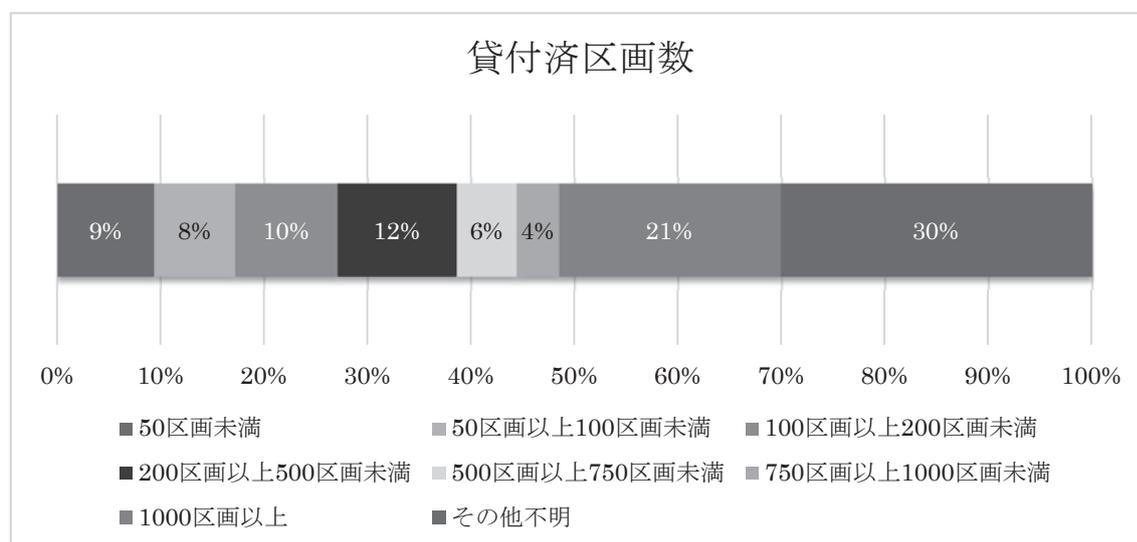


貸付済（「施設」の場合、収容済遺（焼）骨）数について

すでに貸付済（「施設」の場合、収容済遺（焼）骨）の区画数については、把握できている限りにおいては「1,000区画以上」という回答が21%と最も高い割合を占めている。しかし、特に注目すべきは、「不明」が30%を占めている点であろう。これは名目上は公営墓地ではあるが、実際の管理は使用者等に任されている、それぞれの地域において古くから使用されている墓地等も含まれているからと思われる。

【貸付済区画数】

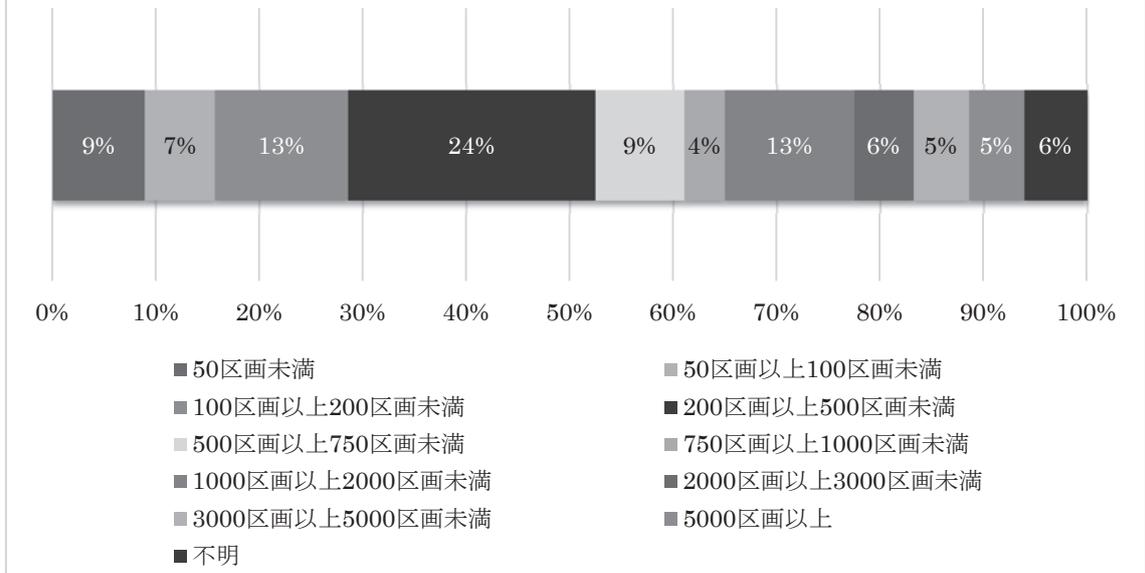
50区画未満	50区画以上100区画未満	100区画以上200区画未満	200区画以上500区画未満	500区画以上750区画未満	750区画以上1000区画未満	1,000区画以上	その他不明	合計
89	75	94	110	55	39	204	287	953
9%	8%	10%	12%	6%	4%	21%	30%	100%



【総区画数別に見た、貸付済み区画数不明の回答】

50区画未満	50区画以上100区画未満	100区画以上200区画未満	200区画以上500区画未満	500区画以上750区画未満	750区画以上1,000区画未満	1,000区画以上2,000区画未満	2,000区画以上3,000区画未満	3,000区画以上5,000区画未満	5,000区画以上	不明	合計
25	19	36	67	24	11	35	16	15	15	17	280
9%	7%	13%	24%	9%	4%	13%	6%	5%	5%	6%	100%

総区画数に対する貸付済区画数不明分



管理状況について

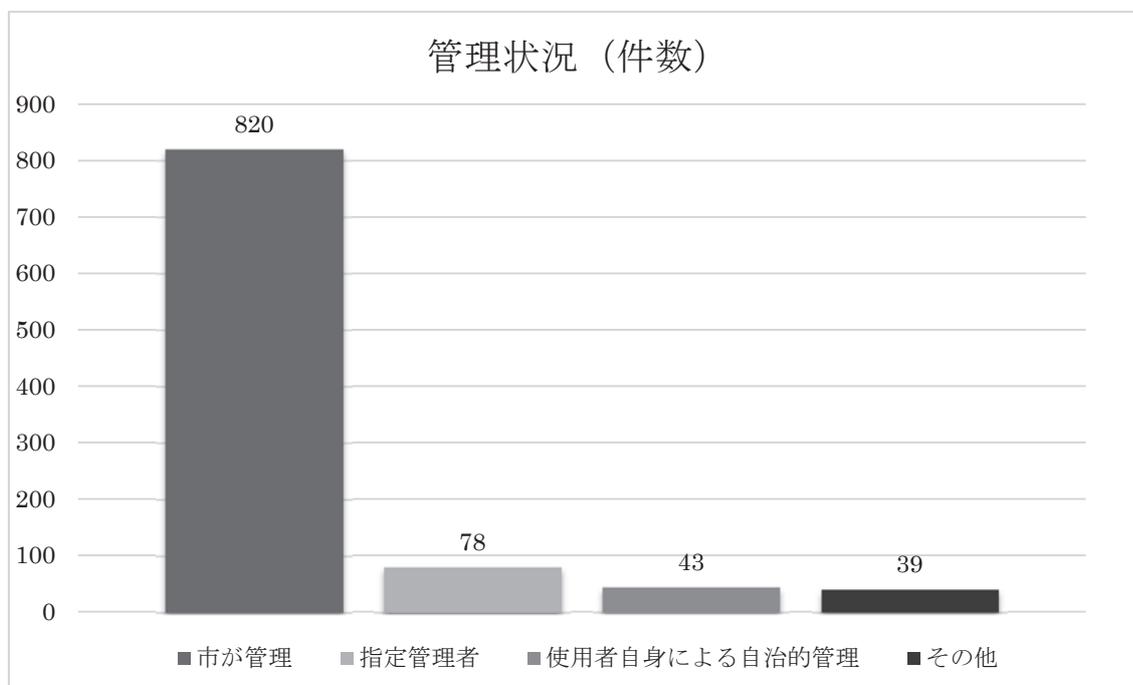
墓地の管理状況

墓地の管理状況を知るため、その管理者について尋ねた。墓地によって管理者が異なる場合もあり、同じ市から複数の回答が寄せられるケースも見受けられた。

これによると、「市が管理」が最も多く、820件、続いて「指定管理者」が78件、「使用者自身による自治的管理」が43件となっており、そのほとんどが市によって管理されていることが分かる。また自由回答からは、管理業務の委託先として自治会や事業者をあげる回答があったほか、「一部市内寺社管理地有り」と宗教法人にゆだねるケースも見受けられた。

【管理状況】

市が管理	指定管理者	使用者自身による自治的管理	その他	合計
820	78	43	39	980



【その他（自由回答）抜粋】

市管理だが一部市内寺社管理地有り
業者に管理業務を委託
指定管理者ではない第3セクターに委託
業務委託
七ヶ浜町が管理
墓地組合
通常の維持管理は使用者個人

地元行政区への委託
墓地公園のある地元行政区に業務委託
各霊園組合が管理（市は区画販売、台帳管理のみ）
西川自治会
仲内地区共同墓地管理組合
川戸地区共同墓地管理組合
環境経済部環境管理課
一部事務組合による管理（構成市：印西・白井）
立川・昭島・国立聖苑組合が運営する公営火葬場（一部事務組合）
一部事務組合（特別地方公共団体）管理
一般社団法人直営
富士市振興公社へ管理業務を委託
水道料は市が負担
（公財）卯塚緑地公園協会（所有・管理）
墓地組合
一般財団法人 川西市都市整備公社
地元管理人有
墓園内の園路および公衆トイレの清掃管理のみ行う
宇茂佐墓園内の道路と隣接する緑のネットワーク公園の管理を行う
久具自治会
松原自治会

(最寄駅からの) 交通アクセス

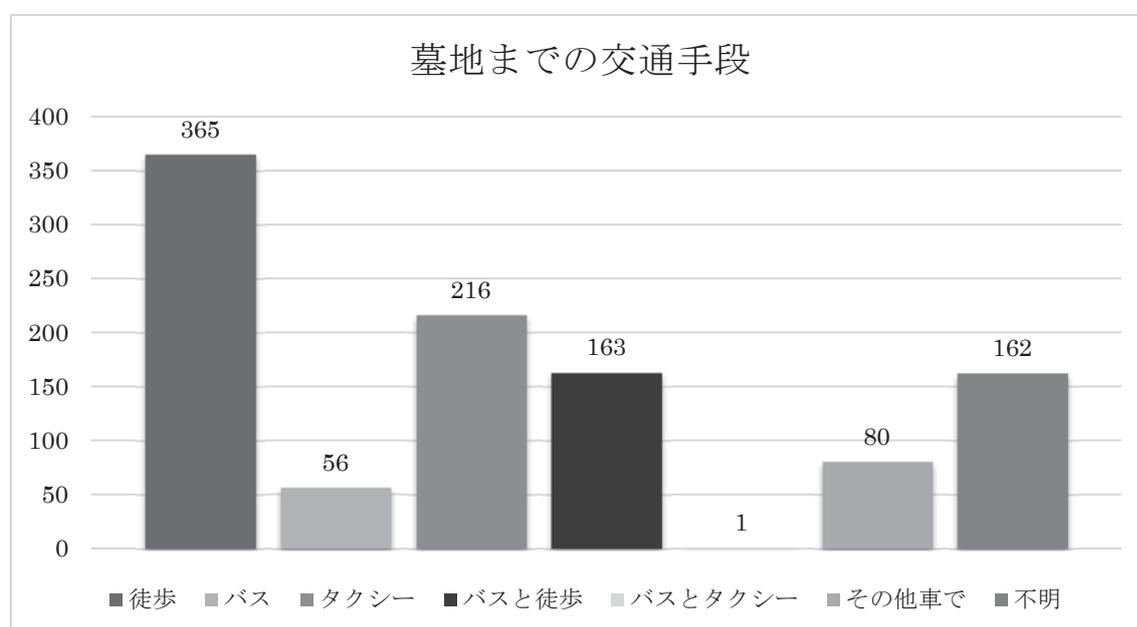
交通アクセス

最寄駅から墓地までの交通アクセスについて複数回答で尋ねた。

「徒歩」が最も多く 365 件、次いで「タクシー」216 件となっている。所要時間については、「徒歩」平均が 15.6 分、「バス」平均が 20.3 分となる。またタクシーを使用した際の料金については平均 2,225 円となっている。

【墓地までの交通手段】

徒歩	バス	タクシー	バスと徒歩	バスとタクシー	その他車で	不明
365	56	216	163	1	80	162



【徒歩・バスを利用した場合の平均時間および、タクシーを利用した際の料金平均】

徒歩平均	15.6 分
バス平均	20.3 分
タクシー料金平均	2,225 円

【具体的回答 (自由記述) 抜粋】

地下鉄駅から
バス停より
JR 夕張駅より
JR 清水沢駅よりバスで 25 分、そこからタクシーで 1000 円程度
JR 沼の沢駅からバス、そこから徒歩で 10 分

JR 滝の上えきから、タクシーで
最寄りバス停より徒歩 5 分
車で 10 分
車で 15 分
車で 20 分
紋別バスターミナルから
バス停「歌志内休場入口」より徒歩
17km
6km
4km
32km
最寄りバス停より
最寄り駅より
教育大前より車で 8 分
中央バス八幡町入口より車で 6 分
中央バス八幡町入口より車で 10 分
別府中央より車で 11 分
青森駅より
浪岡駅より
南郷 I.C から車で 10 分
登米市役所（迫庁舎）から
車で 14 分
鳴子温泉駅から
大館市役所から車で 5 分
大館市比内総合支所から車で 15 分
田代総合支所から車で 10 分
JR 天童駅から車で 10 分
タクシーで 15 分
車で 20 分
車で 5 分
東北本線矢吹駅より
東北本線泉崎駅、または水郡線里白石駅より
車で 20 分
最寄り駅より車で 15 分
福島駅東口からバス。下車後徒歩
水郡線常陸太田駅よりタクシーで 35 分
新治駅より車で 10 分

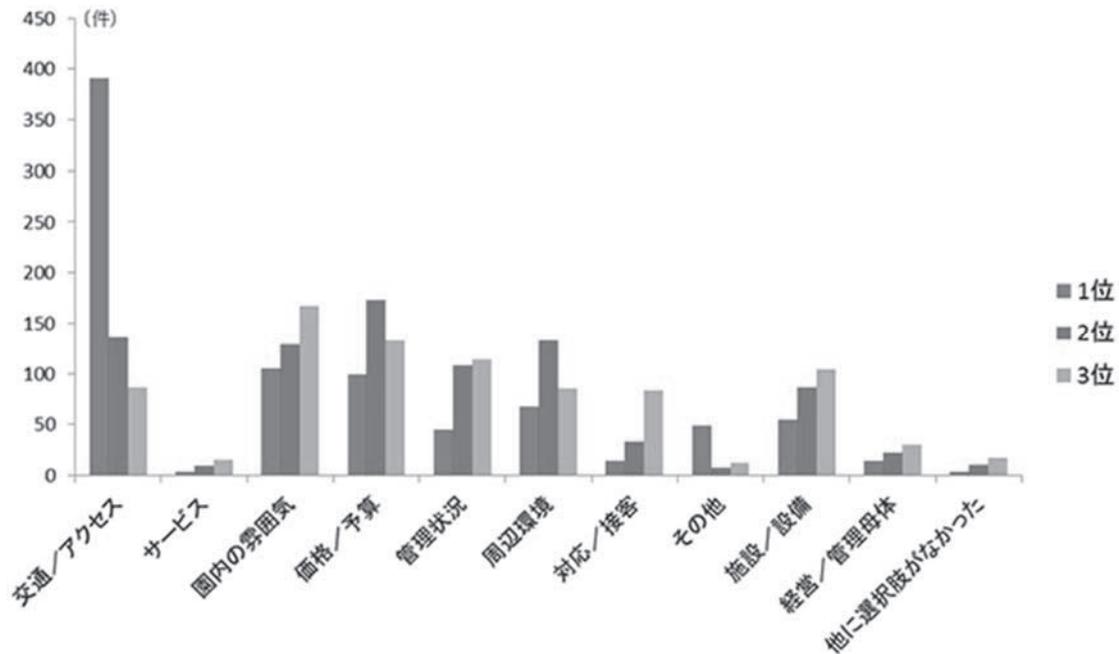
最寄り駅より
最寄りバス停より
大宮駅から
浦和美園から
浦和駅
南浦和駅から
京浜東北線西川口駅よりバス、バスを下車して徒歩
東上線柳瀬川駅より
津田沼駅よりバス、下車後
タクシーで15分
小室駅より
四街道駅から千葉内陸バス
姉ヶ崎駅発バス、その後徒歩
現在の最寄り駅は京王相模原線、よみうりランド駅および稲城駅であるが区画整理事業の区域内であるため、開苑時のバス等の状況は不明
南武線津田山駅下車
あざみ野駅からバス、下車後徒歩
長岡駅よりバス⇒徒歩
来迎寺駅より
バス停より徒歩
車で20分
車で15分
JR身延線東花輪駅より
上田駅からタクシーで10分
上田駅から
西上田駅から
最寄りバス停より
臼田駅より
車で15分
公共交通機関を使っでの来園は不向きと考える
富士宮駅から車で30分
富士宮駅から車で15分
市中心部より車で40分ほどかかる場所のため、自家用車以外での交通手段は適していない
自家用車
車で5分
タクシーで約15分

松阪駅より車で15分
吹田駅より
東淀川駅より
タクシーで15分
タクシーで10分
最寄りバス停より
タクシーで20分
タクシーで5分
馬路駅より車で3分
仁万駅から車で11分
(タクシー7分)
林の市から車で8分
車で30分
船(10分)→徒歩5分
中津駅より車で25分
中津駅より車で15分
日豊本線西都城駅よりタクシーで15分
日豊本線都城駅からタクシーで10分
日豊本線西都城駅よりタクシーで15分
JR延岡駅よりタクシー
利用者は自家用車を利用
日向市駅東口から中山崎ま
種子屋久農業組合バス停より
西之表港から
垂水中央バス停より
海潟バス停より
元垂水バス停より
川内駅からタクシーで30分
鹿島港から
志布志駅から車で8分
バス停より
市役所から5分
名護市字宮里のバスターミナルより
佐良浜漁港から車で15分
伊良部漁港から車で5分
市役所平良庁舎より車で10分

参考 霊園墓地選択のポイントとホンネ ～お墓を選んだ本当の理由から～

参考までに、株式会社鎌倉新書が行った調査「第6回お墓の消費者全国実態調査」（アンケート対象：2014年1月1日から2014年12月31日までに「いいお墓」から資料請求されて、お墓を建立された方。有効回答者数：848人）より、霊園墓地選択のポイントを掲載する。この調査によっても、消費者が霊園墓地を選ぶ際に交通アクセスを重視する傾向が高いことが分かる。

[霊園を選んだポイント]



出典：

株式会社鎌倉新書 いいお墓「第6回お墓の消費者全国実態調査」

URL：http://www.e-ohaka.com/research/research_1501/research_02.html

遺（焼）骨委託者の条件について

遺（焼）骨委託者の条件

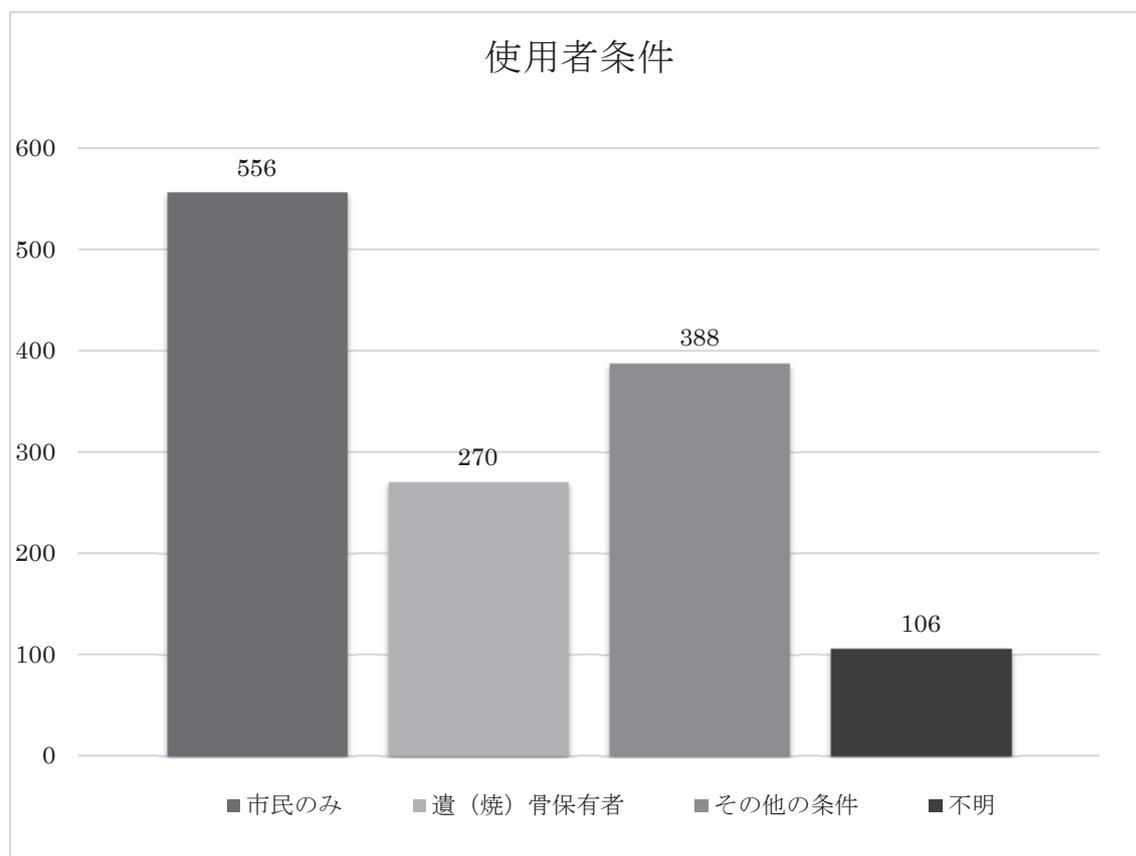
遺（焼）骨委託者の条件について尋ねた（複数回答）。これによると、市民のみに使用を許可しているケースが 556 件ともっとも多い結果になった。

「その他の条件」と回答した 388 件について、その内訳を整理してみると「(該当する市に) 本籍、または住所を有する」という条件を設けているという回答が 226 件と最も多い。次いで「一定期間以上在住」51 件となった。墓地の供給が住民（元住民を含む）を対象としたサービスであることが確認できる。

なお、申し込みについてはこのように居住条件を付けているが、継承者については不問とするケースが多々見られる。

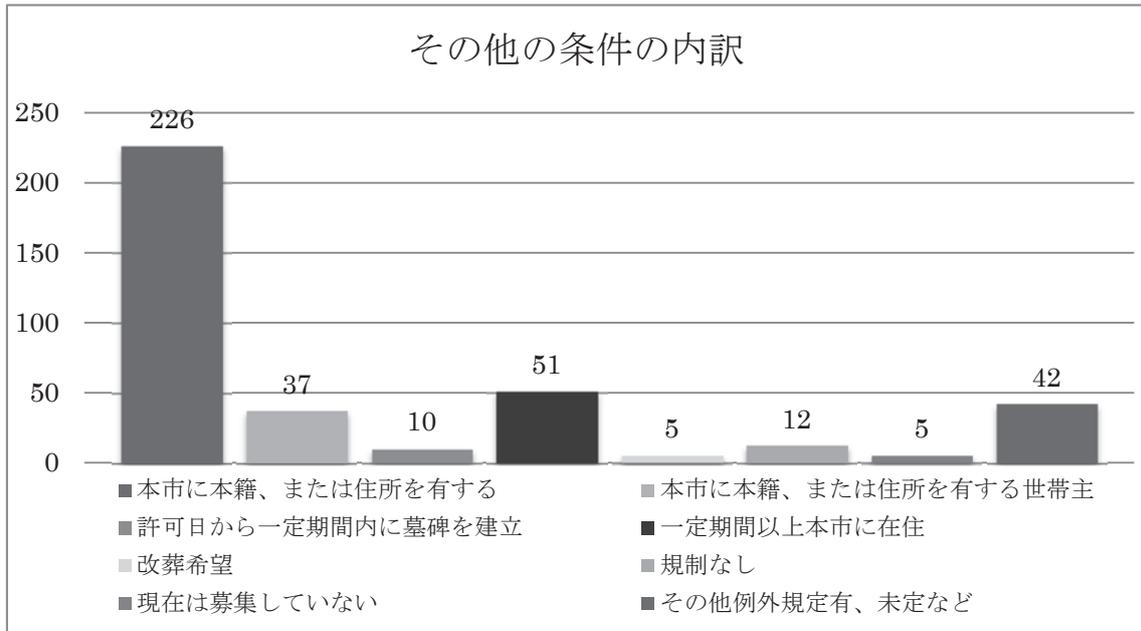
【使用者条件】

市民のみ	遺（焼）骨保有者	その他の条件	不明
556	270	388	106



【その他条件について】

本市に本籍、または住所を有する	本市に本籍、または住所を有する世帯主	許可日から一定期間内に墓碑を建立	一定期間以上本市に在住	改葬希望	規制なし	現在は募集していない	その他例外規定有、未定など
226	37	10	51	5	12	5	42



【その他の条件について（抜粋）】

貸出時は市民であったがその後転出した場合も有
市営になる以前の使用者
市民および市長が特に認めたもの
当初申請は市民のみ、承継後は不問
<ul style="list-style-type: none"> ・市民または本籍が青森市 ・同一世帯で市営霊園を使用していない
市内に墓地を有していない
市に住所、または本籍を有するもの
過去、現在において、三沢市に住所または本籍を有している方
<ul style="list-style-type: none"> ・市に本籍を有する方 ・将来市に住所を有する見込みの方など
焼骨を所有している者、もしくは使用許可から2年以内に墳墓を設置する意思があると認められるもの
使用開始時に市に住民登録または本籍を置く者
市内に住所または本籍を有する方、かつ、遺骨（焼骨）を有する方

<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市に住所または本籍を有する方 ・遺骨があり埋蔵する墳墓がない方 ・秋田市に住所がある方を保証人として届け出ができる方
市外承継者を含む
市民でかつ、埋蔵していない配偶者または2親等以内の焼骨保有者
市民でない場合、市内の代理人を選任の必要あり
但し承継者については市外在住でも許可する
条件なし
<ul style="list-style-type: none"> ・本市に引き続き1年以上居住し住民基本台帳に登録のあるもの ・本市に本籍を有するものでかつその代理人となる2親等以内の成年者が本市に居住し住民基本台帳に登録のあるもの ・それらのいずれの場合も祭祀を主宰すべきもの
使用者およびその家族が使用する墳墓を持っていない
<ul style="list-style-type: none"> ・本市に引き続き6か月以上住所を有する ・上記のほかに市長が事由があると認めたとき
65歳以上の方
市税を完納している
3年以上市在住者かつ他の市営墓地使用者でないこと
市外可（残数に余裕有の場合）
市税及び国民健康保険税の完納
本市に本籍または住所を有するもの、および寺院、宗教団体がその檀徒、または信徒の利用に供するもの
当初使用資格条件として本市に住所を有するもの、または本市以外に住所を有するもので、被埋葬者が本市住民であるもの等
市民に限らず申し込みができる
市民以外も使用できる
<ul style="list-style-type: none"> ・同一世帯のものがほかに市営墓地を使用していない ・6か月以内に墓碑を建立
祭祀主催者、墓地非保有者
最初の使用者となるものは1年以上市民であることが条件
改葬を希望している者
本市に1年一年以上居住し、住民登録があること
市民もしくは死亡前、引き続き1年以上市内在住
市内在住の遺骨保持者は通年受付、その他の人は年1回の募集・抽選
利用許可を出してから3年以内に墓を建てること
所有権の移転については現所有者からの相続に限る
利用許可日から1年以内に墓石の建立が可能な方
平瀬ダム●●（保障？）対象者

事業関係者
高知東部自動車に伴う事業による墓の移転
新規以外は旧使用者の親族
市に本籍または住所を有するもので、納骨堂を有しないもの

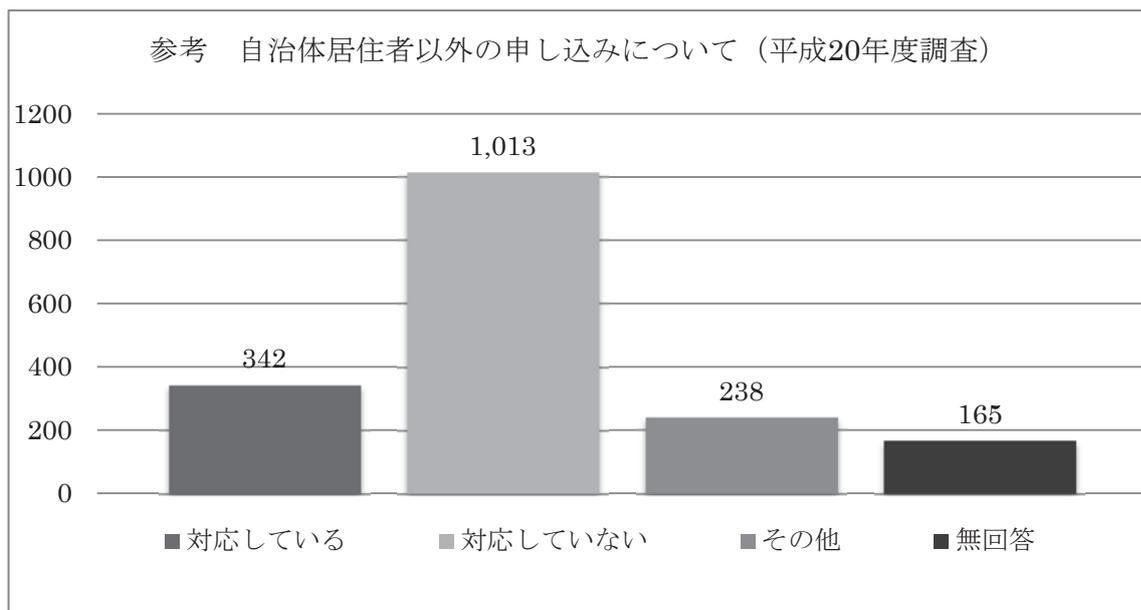
参考 平成 20 年度調査との比較

参考までに、平成 20 年に行った「全国公営霊園実情調査」の調査結果と比較する。

前回の調査では、該当する自治体以外に居住する人からの申し込みについて尋ねているが、この際「対応していない」は 56.7%で、「対応している」は 20.8%と 2 割程度という結果となっている。ただし、「その他」13.3%の中には、やはり条件付きで対応しているとの回答がある。

【参考 平成 20 年度調査における自治体居住者以外の申し込みについて】

対応している	対応していない	その他	無回答
342	1,013	238	165
20.8%	56.7%	13.3%	9.2%



1 区画あたりの面積について

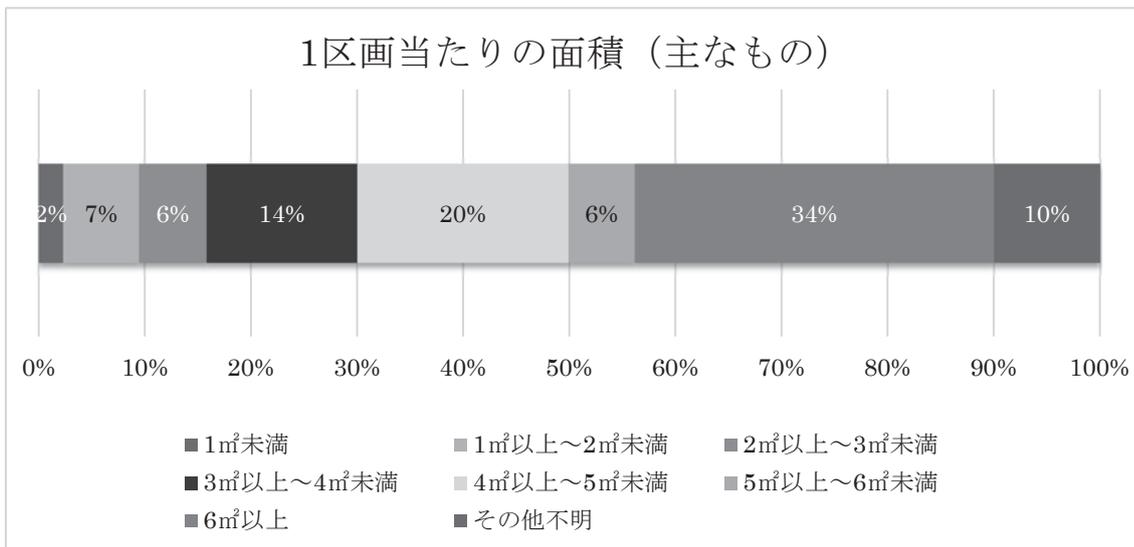
1 区画当たりの面積

区画あたりの面積については、「6 m²以上」が34%と最も高い割合を占めている。一方、近年都市部の墓地で見られるような「1 m²未満」は2%という結果になった。

次に、「6 m²以上」と回答した323件の墓地について詳細を見ると、「6 m²以上7 m²未満」が56%と半数以上となった。さらに「10 m²以上20 m²未満」も2割以上あることが分かる。

【区画当たりの面積（主なもの）】

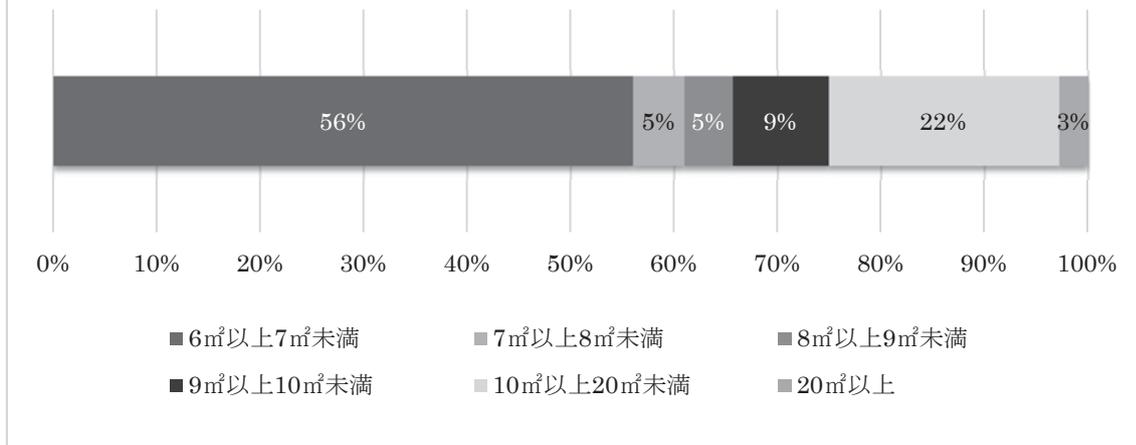
1 m ² 未満	1 m ² 以上 ～ 2 m ² 未満	2 m ² 以上 ～3 m ² 未 満	3 m ² 以上 ～4 m ² 未 満	4 m ² 以上 ～ 5 m ² 未満	5 m ² 以上 ～ 6 m ² 未満	6 m ² 以上	その他 不明	合計
22	68	61	135	190	59	323	95	953
2%	7%	6%	14%	20%	6%	34%	10%	100%



【6 m²以上の墓地の内訳】

6 m ² 以上7 m ² 未満	7 m ² 以上8 m ² 未満	8 m ² 以上9 m ² 未満	9 m ² 以上10 m ² 未満	10 m ² 以上20 m ² 未満	20 m ² 以上	合計
181	16	15	30	72	9	323
56%	5%	5%	9%	22%	3%	100%

6㎡以上の墓地323件の内訳



参考 平成20年度調査との比較

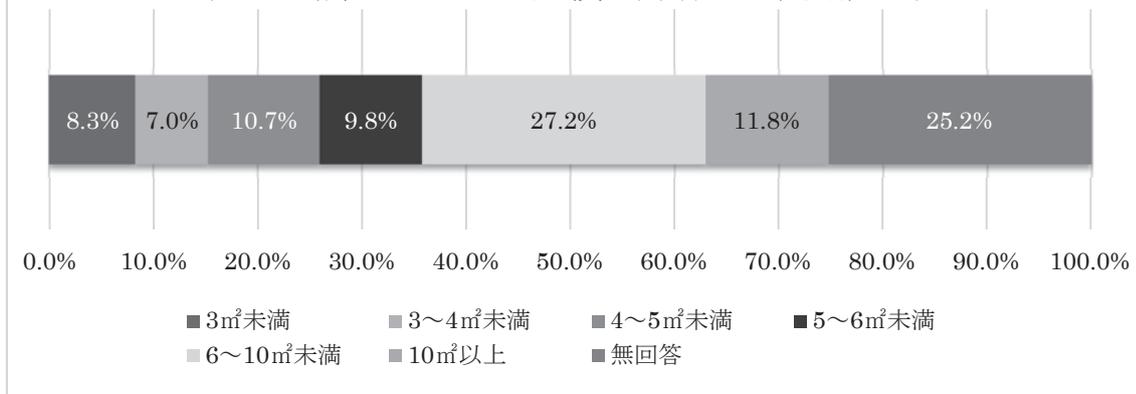
参考までに、平成20年度調査の中で普通墓所の区画面積の結果を見ると、普通墓所の1区画の面積で最も多いのも「6～10㎡未満」で27.2%、「10㎡以上」11.8%を加えると39%と、およそ4割が「6㎡以上」となる。今回の調査結果の34%と比べると、今回の結果の方がややポイントは下がっている。

一方、「3㎡未満」の区画については、今回の結果「3㎡未満」を合算した15%と比較して、前回調査では8.3%と、今回の調査の方が小規模な区画の割合が高いことが分かる。

【参考 1区画の面積（平成20年度調査）】

3㎡未満	3～4㎡未満	4～5㎡未満	5～6㎡未満	6～10㎡未満	10㎡以上	無回答
148	125	191	176	486	211	451
8.3%	7.0%	10.7%	9.8%	27.2%	11.8%	25.2%

普通墓所の1区画の面積（平成20年度調査）



建立墳墓に対する規制

建立墳墓に対する規制の有無

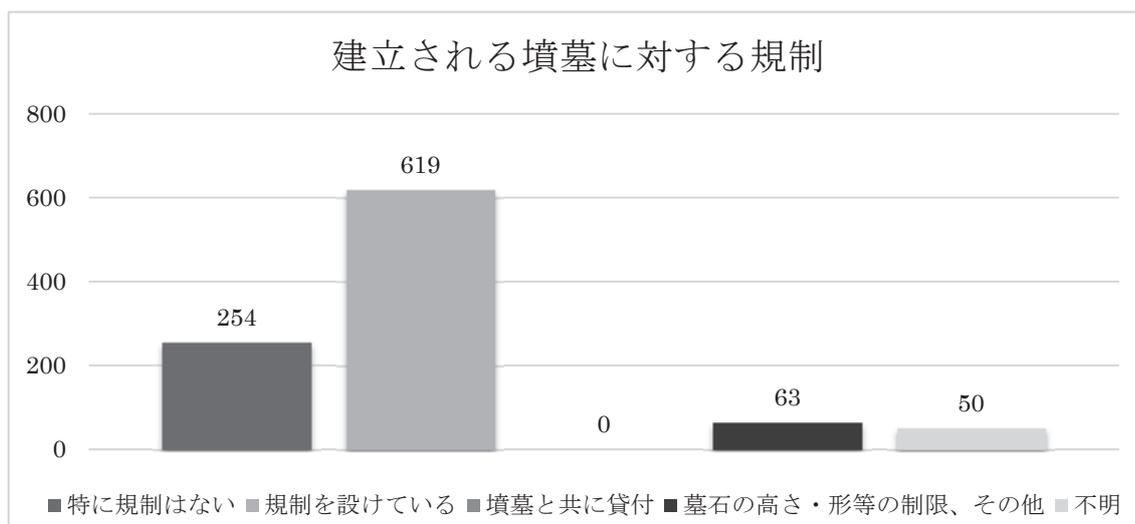
墓地に建立する墳墓について規制を設けているか否かについて尋ねた（複数回答）。

この結果を見ると「規制を設けている」は619件で、「特に規制はない」254件の倍以上という結果になった。一方、「墳墓と共に貸与」は0件だが、自由回答にて芝生墓所に関しては「墳墓と共に貸与」という回答もあった。

「その他」具体的な規制の内容についてはさまざまであるが、中でも墓石の高さ制限に関するものが多数見受けられた。さらに、高さだけでなく幅等にも制限を設けているケース、規格墓というところもある。また、1区画内に建立する墳墓の数に言及するものもあった。

【建立墳墓に対する規制（複数回答）】

特に規制はない	規制を設けている	墳墓と共に貸付	墓石の高さ・形等の制限、その他	不明
254	619	0	63	50



【その他 自由回答（抜粋）】

・使用面積は9平米以内とすること
・その他墓地条例施行規則第6条を参照のこと
499区画のうち同一の墓石形状に規制された区画が293、ほかの206区画は規制なし
墳墓の高さ3m内、盛土30cm内
高さ制限
墓碑等高さ2m以内、外柵0.6m以内、樹木1.5m以内
規制墓所と自由墓所がそれぞれある
自由区画と規制区画がある

<ul style="list-style-type: none"> ・墓碑等の高さ 2m 以内、外柵の高さ 60cm 以内、盛土の高さ 30cm 以内 ・墓誌の高さ 1.2m 以内、幅 90cm 以内、塔婆の幅 1m 以内等
<p>囲いの高さ 1m 以内、盛土、地面から 0.3m 以内、土留は石材、またはコンクリート等 樹木は地面から 2m 以内</p>
<p>墓碑およびこれに類するものの高さを 3m 以内とする</p>
<p>墓碑、香炉、花立てはカロートの上部、高さ 60cm 以内、幅 60cm、奥行き 80cm とする など</p> <p>墓碑の表示、原則墓地の利用許可を受けたものの姓 その他</p>
<p>芝生墓地は墳墓と共に貸与。ふつう墓地は規制を設ける予定</p>
<p>墓碑の企画あり</p>
<p>高さ、地上 2.1m 以内</p>
<p>高さ、地上 2.5m 以内</p>
<p>高さ、地上 2.0m 以内</p>
<p>一部区画は墓石の企画を統一</p>
<p>基礎の総高 2.5m 以内、隣接境界線との間隔、0.2m 以上</p>
<p>運営規約による</p>
<p>高さが地上より 2m 以内であること</p>
<p>現存する墓石の専有面積以内での建替えのみ承認している</p>
<p>家名および建立者表示が使用者またはその直系親族であること</p>
<p>建立や改造時に事前に届け出が必要</p>
<p>墓石の高さ、面積、建立者名は使用者で、表面＝使用者の氏名、その他文字</p>
<p>墓碑の高さは通路地盤面より 2.0m 以内</p>
<p>規制のない区域と規制のある区域がある</p>
<p>石、規格共に統一している</p>
<p>1 区画 1 基。高さ、奥行き幅員の制限有</p>
<p>1 区画に 1 基</p>
<p>墳墓の高さ 2.8m、囲障の高さ 0.8m 以内</p>
<p>墳墓の高さ、2.8m 以内</p>
<p>墓の形を統一</p>

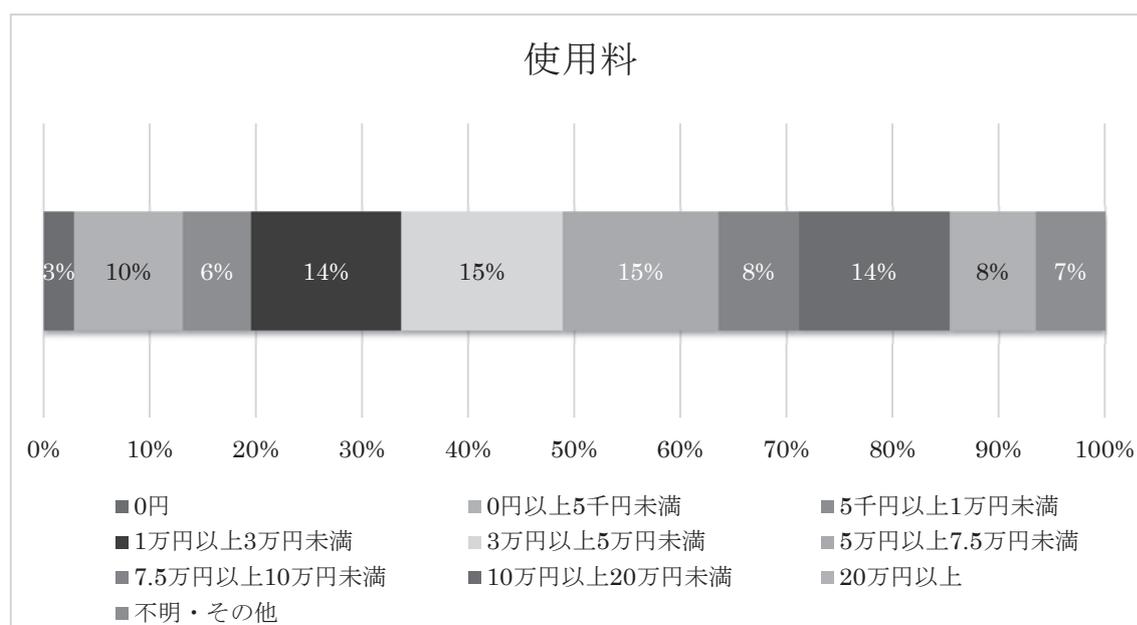
使用料について

墓地の使用料

使用料については、「3万円以上5万円未満」「5万円以上7.5万円未満」がそれぞれ15%とほぼ同じ割合となった。また3%ではあるが、「0円」という回答もある。全体を通じて何らかの規則性があるというわけではなく、立地条件や墓地開設の経緯、開設にかかった費用などによるものと思われる。

【使用料】

0円	0円以上5千円未満	5千円以上1万円未満	1万円以上3万円未満	3万円以上5万円未満	5万円以上7.5万円未満	7.5万円以上10万円未満	10万円以上20万円未満	20万円以上	不明・その他	合計
27	98	61	135	145	140	72	135	78	62	953
3%	10%	6%	14%	15%	15%	8%	14%	8%	7%	100%

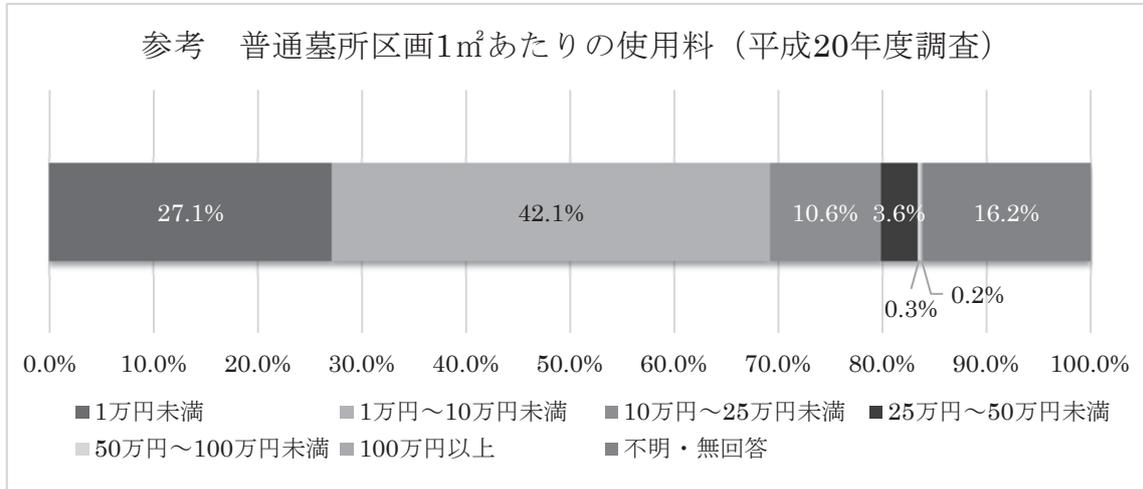


参考 平成20年度調査

平成20年度に行った調査の結果から、普通墓所の使用料をしてみる。1平方メートルあたりの使用料で、最も高い割合を占めているのが「1万円～10万円未満」で42.1%となっている。次いで「1万円未満」が27.1%となる。また、50万円を超えるものも見受けられたが、その割合は1%に満たない。

【参考 1㎡あたりの普通墓所の使用料（平成20年度調査）】

1万円未満	1万円～10万円未満	10万円～25万円未満	25万円～50万円未満	50万円～100万円未満	100万円以上	不明・無回答
485	752	190	64	5	3	289
27.1%	42.1%	10.6%	3.6%	0.3%	0.2%	16.2%



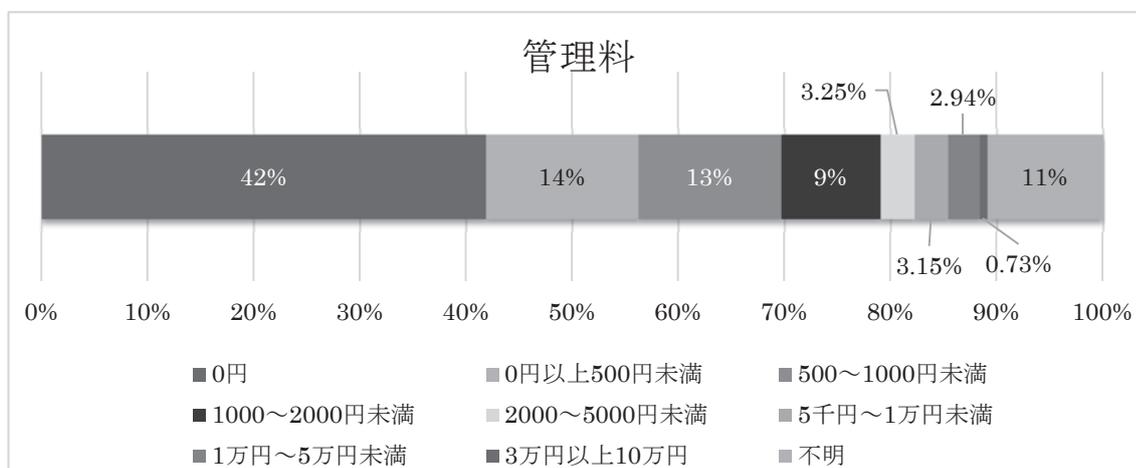
管理料について

墓地の管理料

墓地の管理料については、「0円」という回答が最も高い割合を示しており、4割を超える結果となった。次いで「0円以上500円未満」が14%、「500円以上1,000円未満」が13%と、管理費を徴収していないケースも含め、約7割が「管理料は1,000円に満たない」という結果となった。

【管理料】

0円	0円以上500円未満	500～1000円未満	1000～2000円未満	2000～5000円未満	5千円～1万円未満	1万円～5万円未満	3万円以上10万円	不明	合計
399	137	128	89	31	30	28	7	104	953
42%	14%	13%	9%	3.25%	3.15%	2.94%	0.73%	11%	100%



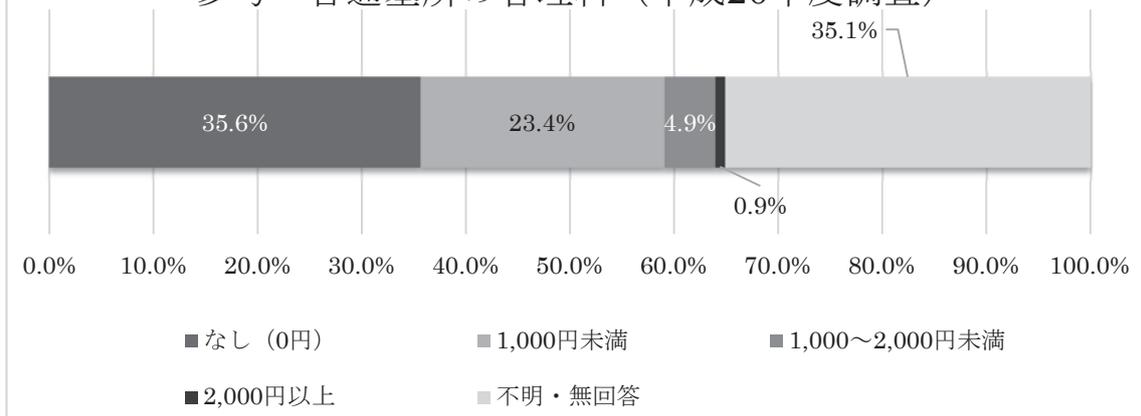
参考 平成20年度調査

平成20年度の調査結果から、普通墓所の管理料については下記の通りとなっている。やはり今回の調査と同様、「なし(0円)」の占める割合が最も高く35.6%となっている。次いで「1,000円未満」が23.4%となっており、合計で59%と約6割が「1,000円に満たない」額となる。今回の調査結果と比較すると、管理料1,000円未満の割合は増加傾向にあるといえよう。

【普通墓所の管理料 平成20年度調査】

なし(0円)	1,000円未満	1,000～2,000円未満	2,000円以上	不明・無回答
637	419	88	16	628
35.6%	23.4%	4.9%	0.9%	35.1%

参考 普通墓所の管理料（平成20年度調査）



墓地内にある施設

墓地内にある施設

墓地内にどのような施設があるかを複数回答で尋ねた。

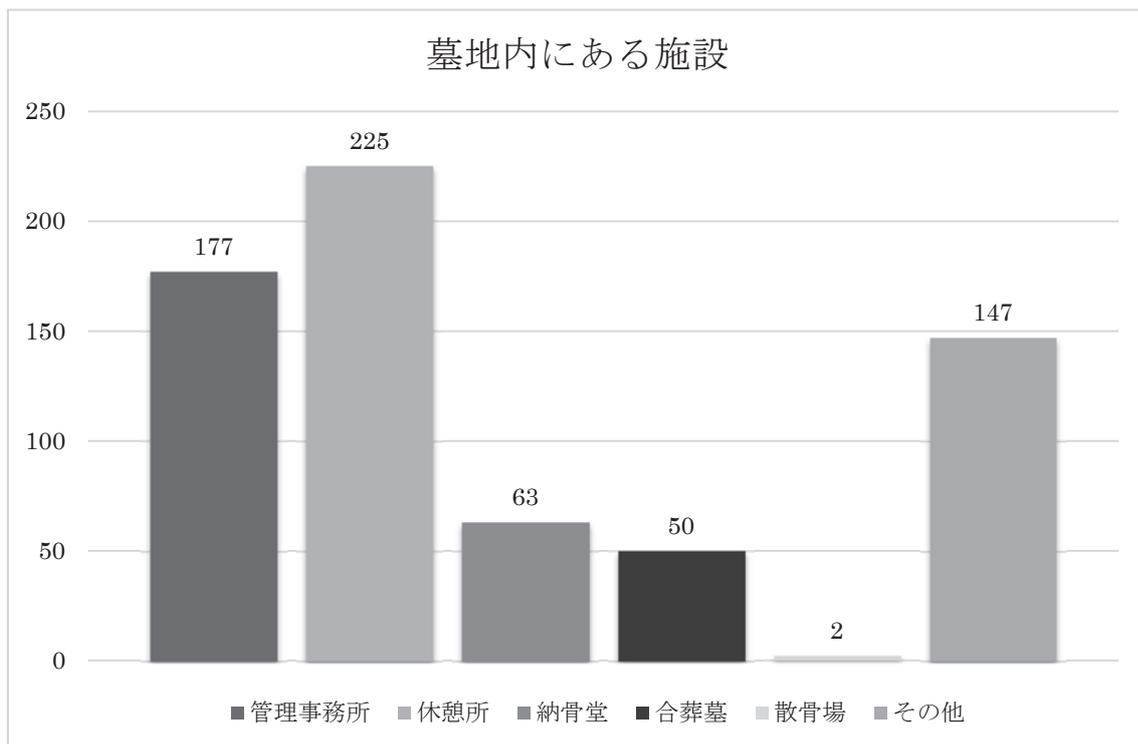
最も多い回答は「休憩所」で 225 件となっている。一方、供養に関する施設としては、「納骨堂」が 63 件、「合葬墓」が 50 件という結果である。

「その他」の自由記述の回答の中でも、「あずまや」等は数多く見られた。また「無縁供養塔」等も散見された。

なお、参考までに平成 20 年度に行った調査では、「納骨堂」の開設年についての回答が 75 件、「合葬墓」の開設年についての回答が 16 件となっている。これらの数字をそれぞれの施設の数と仮定すると、今回の調査結果では「合葬墓」の件数は前回調査よりだいぶ多いと言えよう。

【墓地内にある施設】

管理事務所	休憩所	納骨堂	合葬墓	散骨場	その他
177	225	63	50	2	147



【その他（自由回答）】

水道、駐車場
無縁供養塔

区画および給水設備のみ
・無縁墓碑（身元不明の行旅死亡人や市内在住者で身寄りがなく埋葬等を行う扶養義務者がいない場合の遺骨を収蔵する施設
トイレ、慰霊堂（無縁骨用）
あずまや
供養塔↓ ・行旅死亡人で身元不明人 ・相続人及び扶養義務者のない死亡人 ・無縁墳墓の改葬に伴う納骨
無縁仏慰霊塔
無縁塔
斎場
倉庫、トイレ
礼拝堂
葬祭センター 平成4年度建設 市管理
仏舎利塔、トイレ、車庫、物置、給水場、駐車場（166台）
トイレ兼物置、給水場、駐車場（49台）、四阿
無縁塔
水汲み場
管理棟、駐車場、東屋、水屋
祭場
駐車場、広場、公園、緑地
駐車場、東屋
水汲み場
トイレ、水道、駐車場、東屋
あずまや、線香点火台
無縁墳墓
野外休憩所
無縁合葬墓（無縁化した墓所の改葬先）
水道布設
駐車場、上水道
地藏堂、忠霊碑
中央広場
駐車場、トイレ、水汲み、児童広場、庭園
木桶置き場
納骨堂の待合棟
ゴミ集積所、水汲み場、トイレ

水汲み場、ごみ集積所、屋根付きベンチ
公衆トイレ、駐車場
ゴミ集積所、水汲み場、
トイレ、駐車場
集会所、駐車場
参拝室、記名板
無縁塚（供養塔）
動物納骨堂、ロシア兵墓地、無縁塔、上品寺、花店
トイレ、池、ベンチ他
地元の村の既設墓地
近くに斎場の事務所あり
駐車場、トイレ、給水
トイレ、花がらコンテナ、給水場
無縁供養塔
無縁墳墓の納骨敷地を整備
共同墓碑
トイレ、芝生広場、遊具、駐車場
トイレ、多目的広場、芝生広場、桜の園、駐車場
トイレおよび倉庫
慰霊塔（無縁仏）
遊具、広場
井戸小屋
無縁納骨堂
無縁墓地

【参考 納骨堂・合葬墓の開設年（平成 20 年度調査）】

	1911 年（明治）以 前	1912～1945 年 （戦前）	1946～1988 年 （戦後）	1989 年 （平成）以降～
納骨堂	0	2	49	24
合葬墓	1	0	3	12

今後、墓地内に整備を検討している施設について

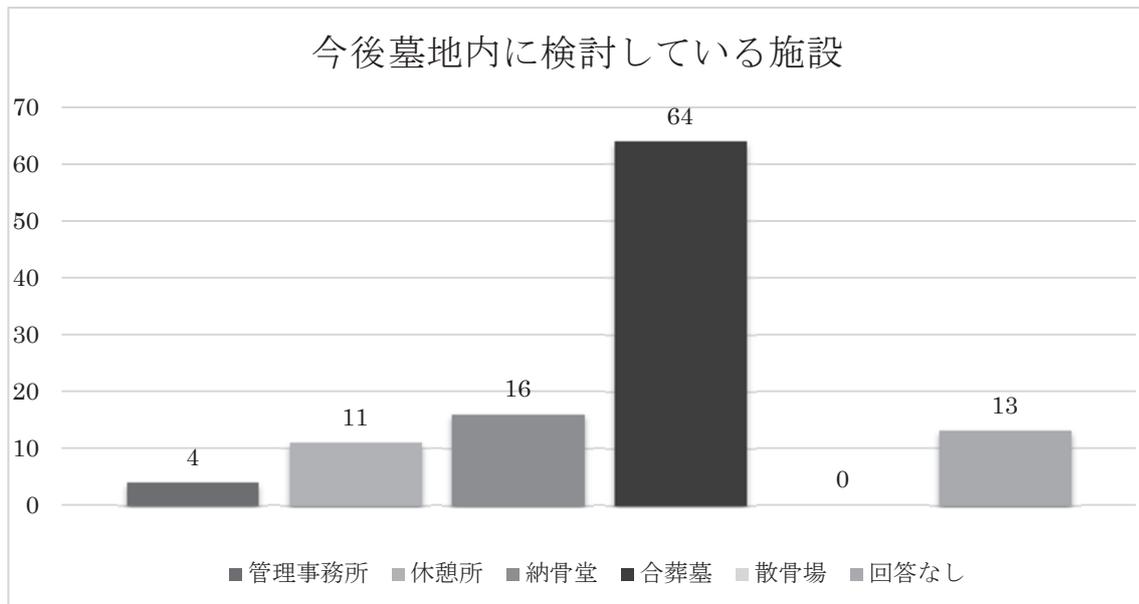
今後、墓地内に整備を検討している施設

今後、墓地内に整備を検討している施設について複数回答で尋ねた。合葬墓（いわゆる永代供養墓）が64件と最も多く、次いで納骨堂16件と続くが、散骨場については0件という結果になった。また、遺骨の収容ではなく、墓地を訪れる利用者に向けた施設としては、休憩所が11件となっている。

「その他」の回答に、具体的な施設の内容について自由回答で尋ねたところ、やはり合葬墓に類する施設とする回答が散見したが、樹林墓地とする回答は1件のみであった。また、「東日本大震災身元不明犠牲者の供養塔」という回答も寄せられた。

【今後墓地内に検討している施設】

管理事務所	休憩所	納骨堂	合葬墓	散骨場	回答なし
4	11	16	64	0	13



【その他（具体的に）】

合同納骨塚
トイレ
無縁の碑
東日本大震災身元不明犠牲者の供養塔
看板設置、給水場設置
0.16ha 170区画の整備計画をしている
駐車場増設
樹林墓地、堅穴式合祀墓
墓地区画 250基増設予定

駐車場
あずまや、トイレ
植栽が枯れたところをコンクリート舗装工事を行う
共同墓碑
無縁墳墓の整理（改葬）を行うために共同納骨堂を設ける必要がある。 ただし、納骨堂の設置場所については現在墓地がある永田町になるか別の場所になるかは未定

無縁墳墓の整理について

無縁墳墓の整理経験の有無

無縁墳墓の有無と整理については、「整理したことがない」は78%となった。

一方、「整理したことがある」は6%で、整理を「検討している」12%を加えても2割にも満たない結果となった。

「整理をしたことがある」場合、墓地の開設から改葬までの平均年数は54.93年、また会葬区画数の平均は178区画、無縁化率は4.6%となっている。

改葬後の遺骨および墓石の取り扱い

また、整理後の遺骨の扱いについては、「合祀墓への改葬」というように無縁の遺骨を収蔵する施設へ移すといった回答が大半を占めている。ただし、合祀とするか、骨壺で保管するかはそれぞれの自治体や、施設の性格によるようである。

次に改葬後の墓石については、「施設内の一画に移す」というように、特定の場所に移して保管する場合と、「委託した石材店で処分」というように処分を行う場合と、概ね2通りに分かれている。また、「悼石のみ保管」という回答も見られた。

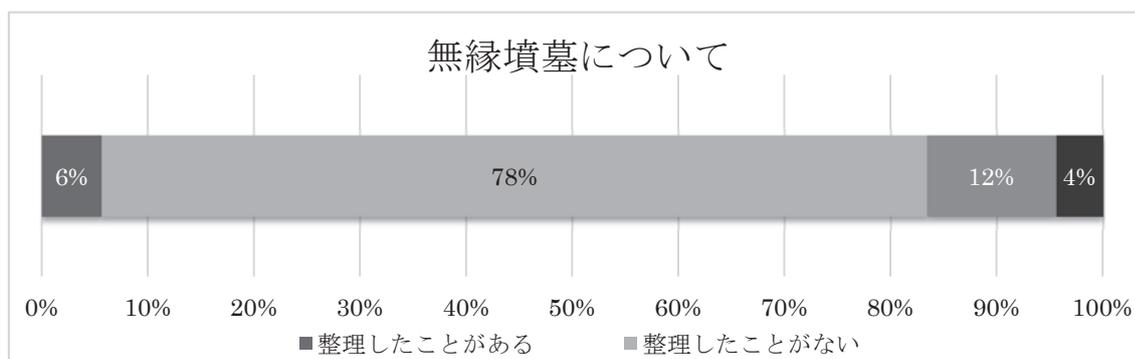
改葬の具体的な検討内容

改葬を「検討している」という回答に対し、具体的な検討内容を質問したところ、取り組みへの進捗度合いは「無縁墓地区画の把握」という段階から、すでに無縁合葬墓を完成させ「平成26年から無縁改葬開始（アンケート回答時は改葬件数は0件）」といったすでに動き出しているところまで、さまざまである。

これらを見ると、「承継者不明の墓地」があらわれて、先行事例を参考に検討を進め、改葬可能な施設を造り、改葬実施に至る流れが見える。

【無縁墳墓の有無と整理（全国）】

整理したことがある	整理したことがない	検討している	回答なし	合計
54	741	116	42	953
6%	78%	12%	4%	100%



【整理した場合の、改葬までの平均年数・改葬区画数平均・無縁化率】

墓地開設後、改葬までの平均年数	54.93 年
改葬区画数平均	178 区画
無縁化率	4.6%

【整理後の遺骨の扱い（自由記述）抜粋】

未設置のものについて行った
新庄墓園無縁塔に保管
霊園内の無縁納骨堂に一時保管
浜見台霊園内の無縁納骨堂に一時保管
埋蔵なし
無縁墓に骨壺で保管
中里村墓地「寂光碑」に埋葬
改葬した
不明
管理は別で行っている
無縁墓に保管
市営の無縁墓へ保管
岐阜市大洞墓地に改葬
合葬している
沼上霊園内無縁慰霊碑地下へ埋蔵
八事霊園内無縁塚に移す
無縁塔に移転
未着手
なし
市斎場で火葬の上、同墓地内の納骨堂に収納
南霊園内の慰霊塔に改葬
北霊園内の慰霊塔に改葬
本市に移管前に実施しており不明
記録なし
一か所に集積
同霊園内に改葬
合祀墓へ改葬
無縁の合葬墓へ納骨した
改葬し、壺に入れ埋設

東部自動車道路の建設（国交省）の際に衣笠地区の集団墓地が企業地に入り、無縁墳墓の調整をした。
遺骨は納骨堂へ入れた
埋葬
納骨として納める（無縁仏）
墓地内の無縁塔に改葬
散骨式の墓設定
市営無縁堂に保管

【整理後の墓石の扱い（自由記述）抜粋】

未設置のものについて行った
新庄墓園内に保管
霊園内の万霊塔脇に一時保管
浜見台霊園内の万霊塔脇に一時保管
産廃として処分
委託した石材店で処分
一か所に集められている
施設内の一面に移す
同霊園内の一面に移す
岐阜市大洞墓地に移転
合葬している隣地にまとめてある
石材業者へ委託し、撤去処分
竿石を八事霊園内無縁塚に移す
処分
未着手
なし（更地になっている区画のみ対象とした）
同墓地内の一か所に集約
園外処分
無縁塚付近に整理し安置
墓地内の無縁塔に移動
一か所に集積
同霊園内に移転
竿石のみ一か所へ集積
墓石業者へ委託
業者に処分を依頼
埋設敷地の外へ並べて置いた
墓石は納骨堂の外側へ並べて置いた

墓石は再度立て直ししている
コンクリート舗装した上に並べる
墓地内に安置
元々墓石がなかった
竿石のみ墓地内に保管、ほかはすべて廃棄処分

その他、補足すべき事項

アンケートの最後に、自由回答形式で補足事項を記入してもらった。

【その他（自由回答）抜粋】

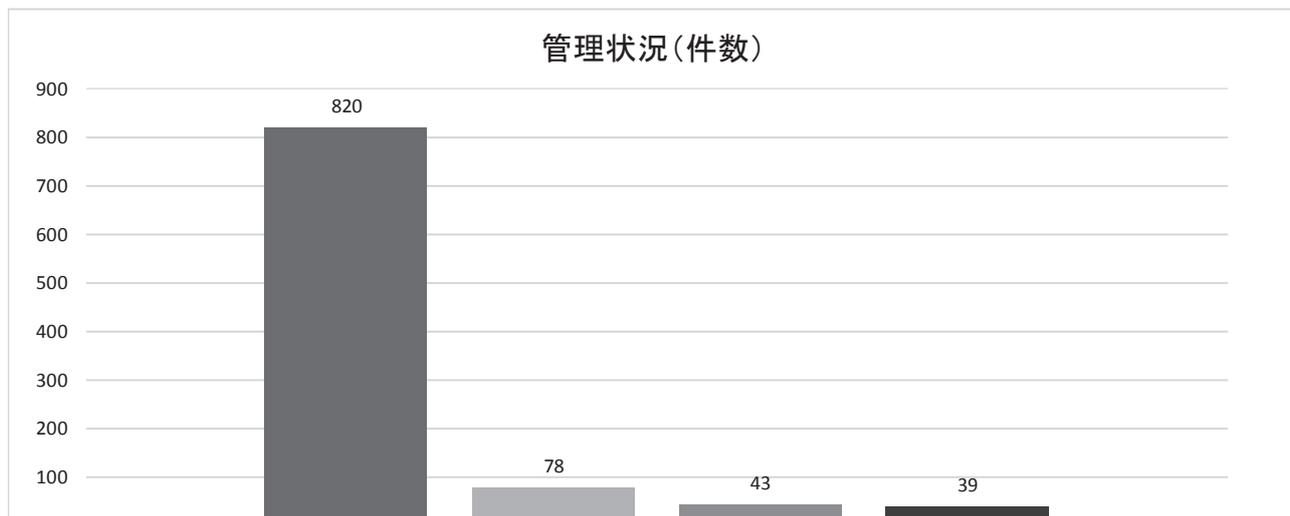
今年増設工事を行い、新たに 12000 体収納可能な施設となった。（現行 6600 体）
新規使用はできないこととする（墓地条例第 3 条）
H27 年度から指定管理導入予定。担当部署が市民課になる予定。
現在未販売
当墓地は東日本大震災で壊滅的な被害を受けたため、新規申し込みの受け付けは行っていない。神栖市居切第二墓地への移転をすすめている。
当墓地は東日本大震災で壊滅的な被害を受けた、神栖市居切墓地の使用者の移転用墓地として新規造成し、供用開始日の平成 25 年 7 月 1 日から 5 年以内の移転をお願いしている。
合葬式墓地（通常合葬墓）・・・納骨棟についての内容
合葬式墓地（直接合葬墓）についての内容
市営霊園全体について記載
※貸付後、返還を受けたものあり
※「公営 稲城・府中メモリアルパーク」は現在整備中であり、平成 27 年夏ごろの開苑を予定している。
※稲城市有の墓地の有無：1 か所（共同墓地、1478 m ² （公簿）旧多磨村村時代の一村共有地）
三浦記：⑫のウの回答に（身寄りのない者のお骨を一時的に預かるもの）との記述有
無縁用の区画 2 区がある
平成 27 年度 4 月以降に造成分 116 区を販売の予定
無縁墳墓はあるが（1 区画）整理したことはない
無縁墳墓はあるが整理したことはない
無縁墳墓はあるが整理したことはない（1 区画）
墓地内の施設について身元不明の無縁仏の供養塔はあります。ただし、市営墓地内で整理したことはありません。
土葬式墓地のため募集停止
墓地の管理について
墓地内の整備、水道は墓地使用者による管理組合による。
墓地の使用許可、改葬、埋葬許可証の管理は大田市
無縁墓の情報については資料が整理されておらず、把握が困難である

<ul style="list-style-type: none"> ・西墓地は 1997 年、隣接地に建設。管理は西と一括して行っている。 ・無縁墓の情報については資料が整理されておらず、把握が困難である
無縁墓の情報については資料が整理されておらず、把握が困難である
川東新墓地は 1987 年に隣接地に建設、川東墓地と一括で管理
<p>三浦記：</p> <p>墓地 1 区画の面積は新規の場合は 10 平米以下、となっているが、古い区画は許可当時の規定による。</p> <p>との記述が面積のところに書かれている。</p>
<p>※本土区域</p> <p>※織細復興区整理事業に伴う移転</p>
<p>※本土区域</p> <p>※第 1 墓地の残区画減少に伴う増設</p>
<p>※本土区域</p> <p>※住民要望</p>
<p>※島嶼区域</p> <p>※県道拡幅に伴う移転（離島振興事業）</p>
<p>使用料、管理料については、現在、墓地の使用者調査を行っており、使用者台帳がきちんと整備されたら、徴収を行う予定。</p>
<p>当該調査敷地はもともと名護市の事業（道路拡張工事等）による代替・売買地として扱われており、確認できる中で最も古い資料が昭和 57 年 4 月 14 日付の土地売買取引の手続きとなる。</p>
<p>宇茂佐墓園の取り扱いについては、宇茂佐墓園における墓地使用基準、および、宇茂佐墓園における墓地使用基準細則にも続くものとする。</p> <p>当該墓苑の整備開始当初の工事契約日が平成 8 年 6 月 28 日付となっている。</p>

3-2 我が国における公営墓地実態調査

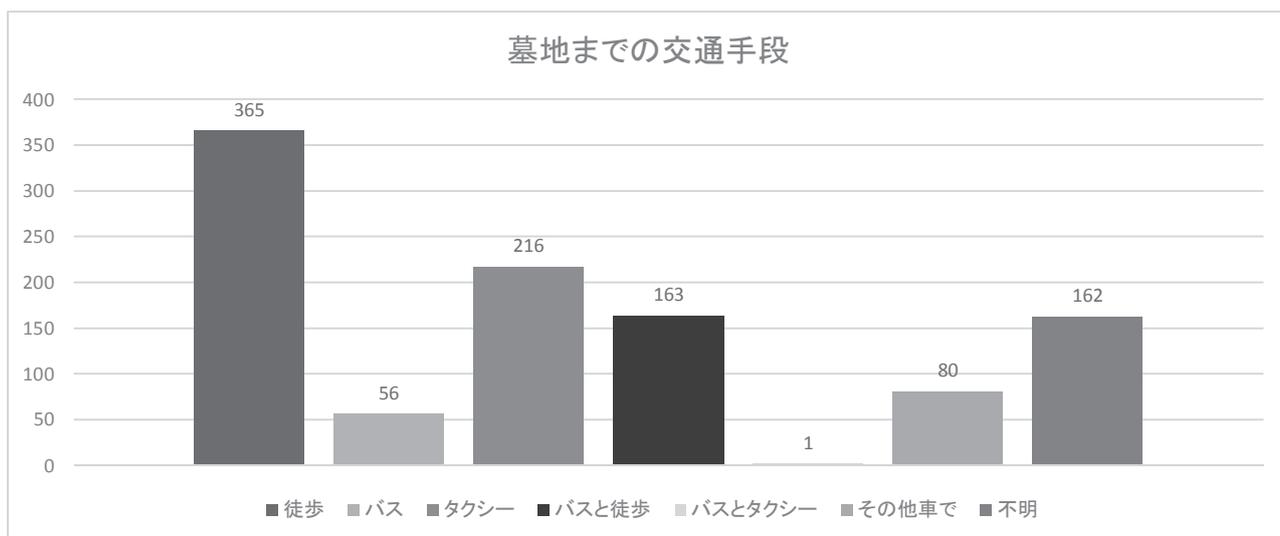
2.管理状況(複数回答があり、重複しているものがある)

市が管理	指定管理者	使用者自身による自治的管	その他	合計
820	78	43	39	980



4-交通手段

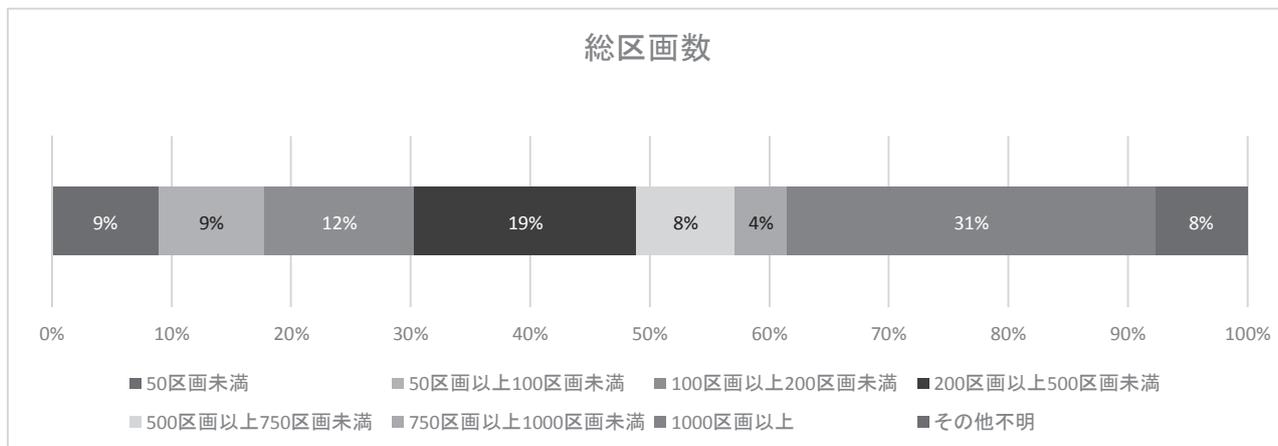
徒歩	バス	タクシー	バスと徒歩	バスとタクシー	その他車で	不明
365	56	216	163	1	80	162



徒歩平	15.6分
バス平均	20.3分
タクシー 料金平	2225円

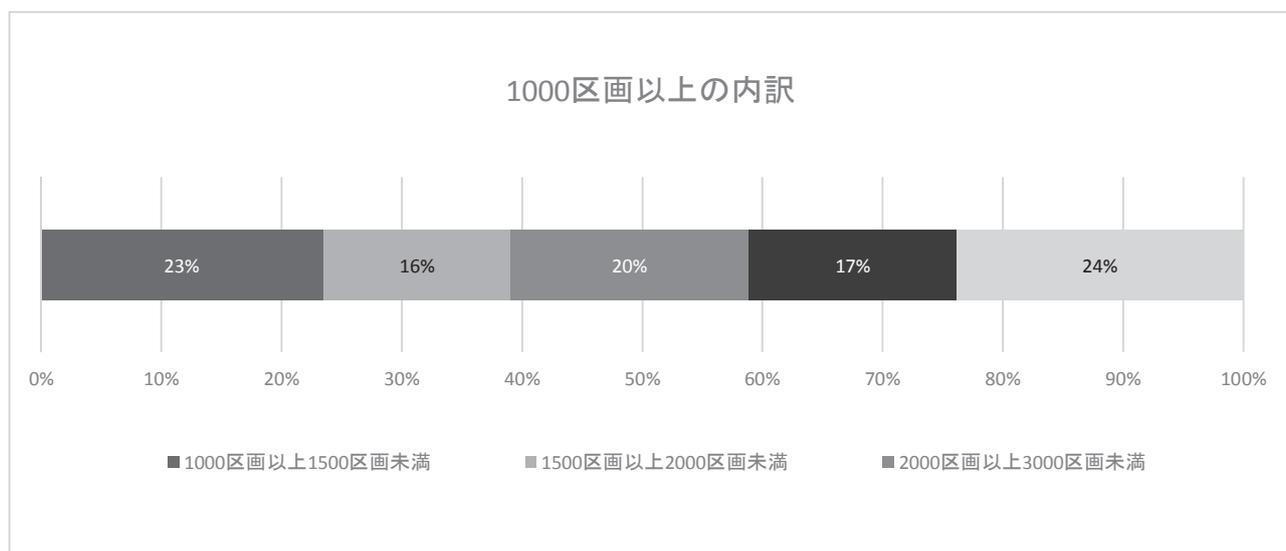
6-1.総区画数

50区画未満	50区画以上100区画未満	100区画以上200区画未満	200区画以上500区画未満	500区画以上750区画未満	750区画以上1000区画未満	1000区画以上	その他不明	合計
85	85	119	177	79	41	294	73	953
9%	9%	12%	19%	8%	4%	31%	8%	1



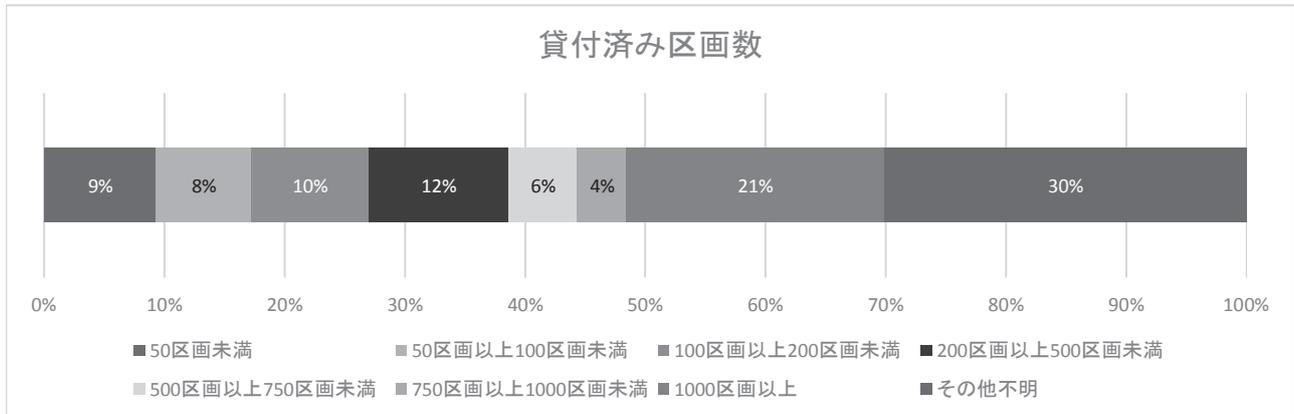
1000区画以上(294件)の内訳

1000区画以上1500区画未満	1500区画以上2000区画未満	2000区画以上3000区画未満	3000区画以上5000区画未満	5000区画以上	合計
69	46	58	51	70	294
23%	16%	20%	17%	24%	100%



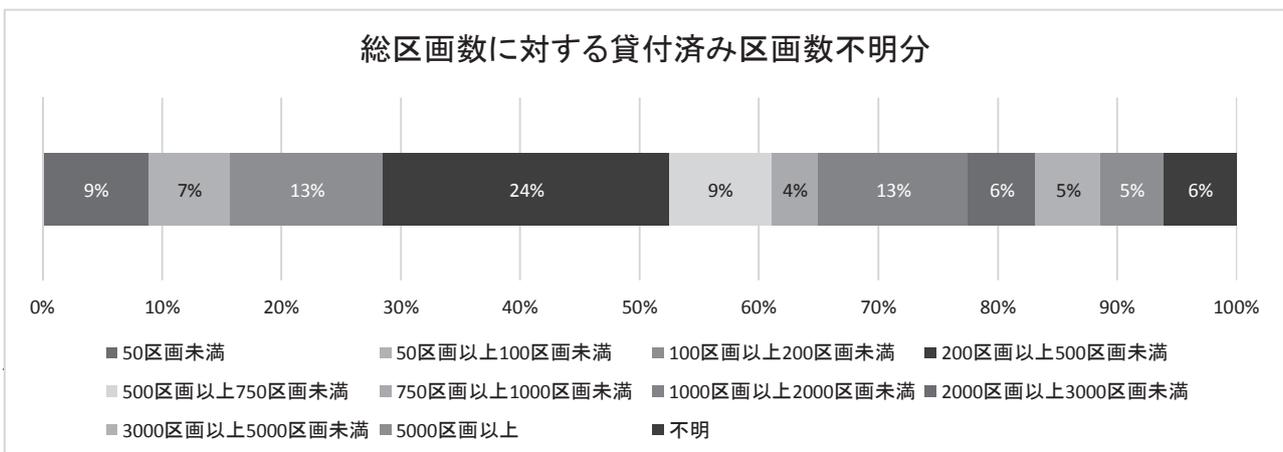
6-2.貸付区画数

50区画未満	50区画以上100区画未満	100区画以上200区画未満	200区画以上500区画未満	500区画以上750区画未満	750区画以上1000区画未満	1000区画以上	その他不明	合計
89	75	94	110	55	39	204	287	953
9%	8%	10%	12%	6%	4%	21%	30%	100%



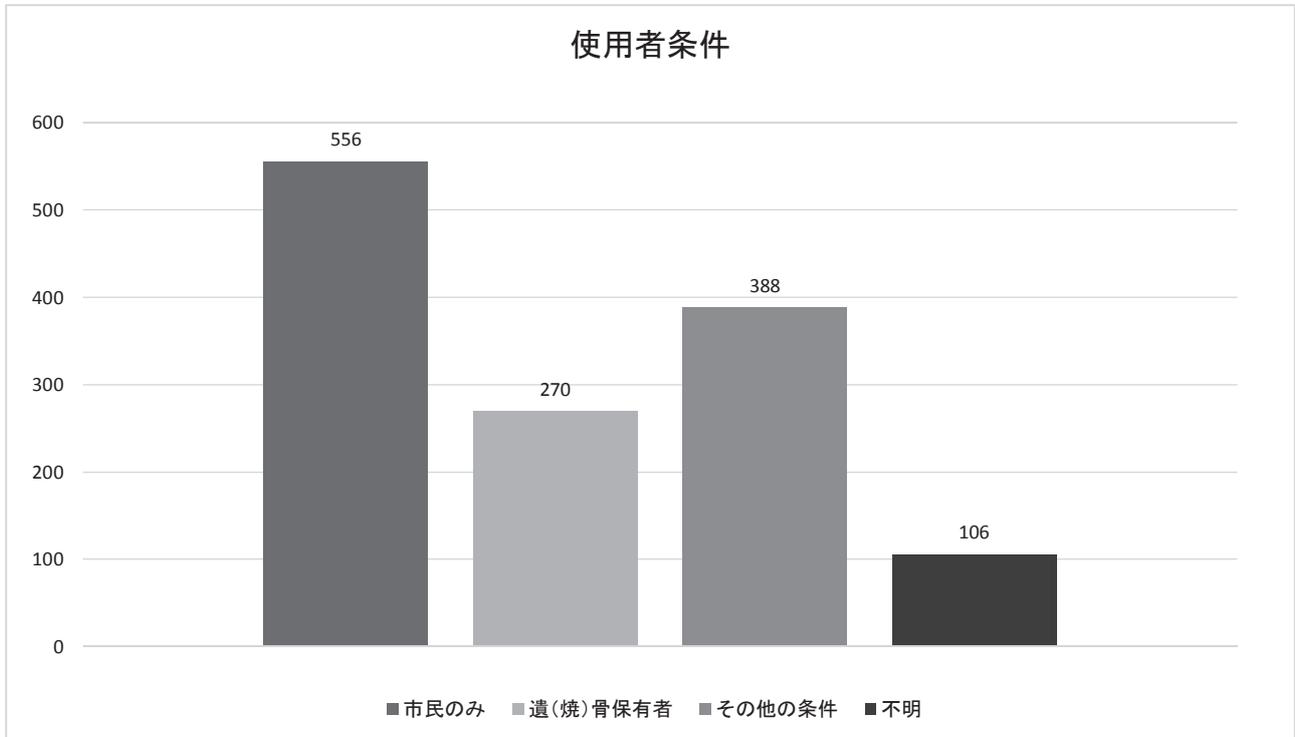
総区画数別に見た、貸付済み区画数不明の回答

50区画未満	50区画以上100区画未満	100区画以上200区画未満	200区画以上500区画未満	500区画以上750区画未満	750区画以上1000区画未満	1000区画以上2000区画未満	2000区画以上3000区画未満	3000区画以上5000区画未満	5000区画以上	不明	合計
25	19	36	67	24	11	35	16	15	15	17	280
9%	7%	13%	24%	9%	4%	13%	6%	5%	5%	6%	100%



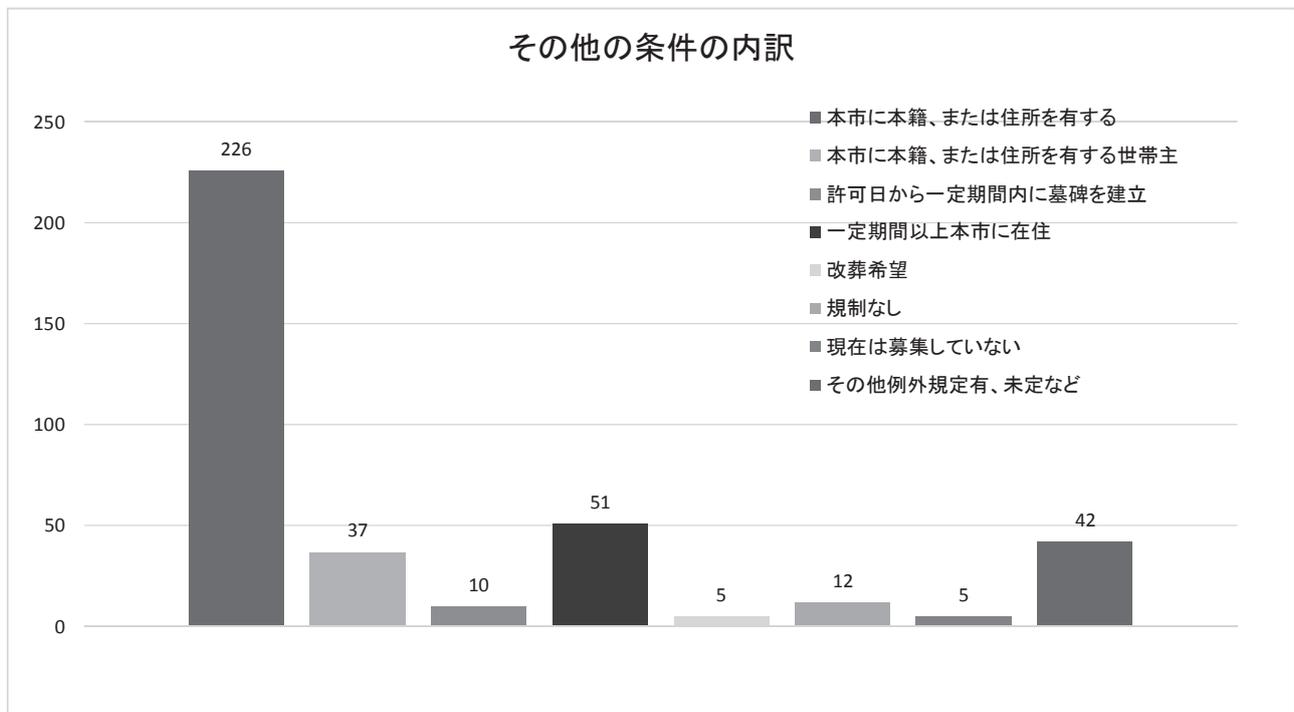
7-使用者条件

市民のみ	遺(焼)骨 所有者	その他の 条件	不明
556	270	388	106



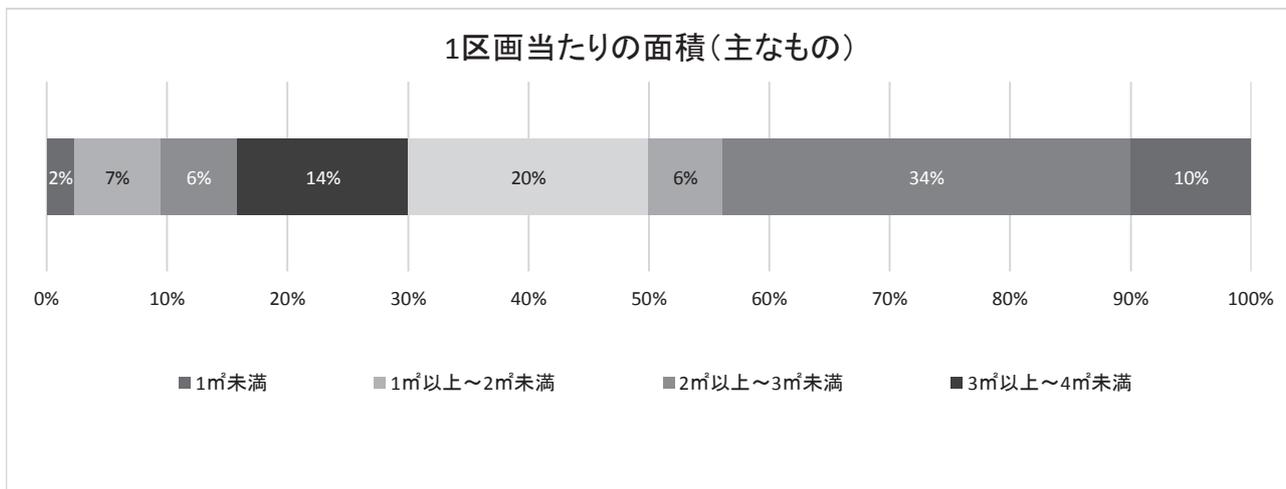
その他条件について

本市に本籍、または住所を有する	本市に本籍、または住所を有する世帯主	許可日から一定期間内に墓碑を建立	一定期間以上本市に在住	改葬希望	規制なし	現在は募集していない	その他例外規定有、未定など	合計
226	37	10	51	5	12	5	42	388



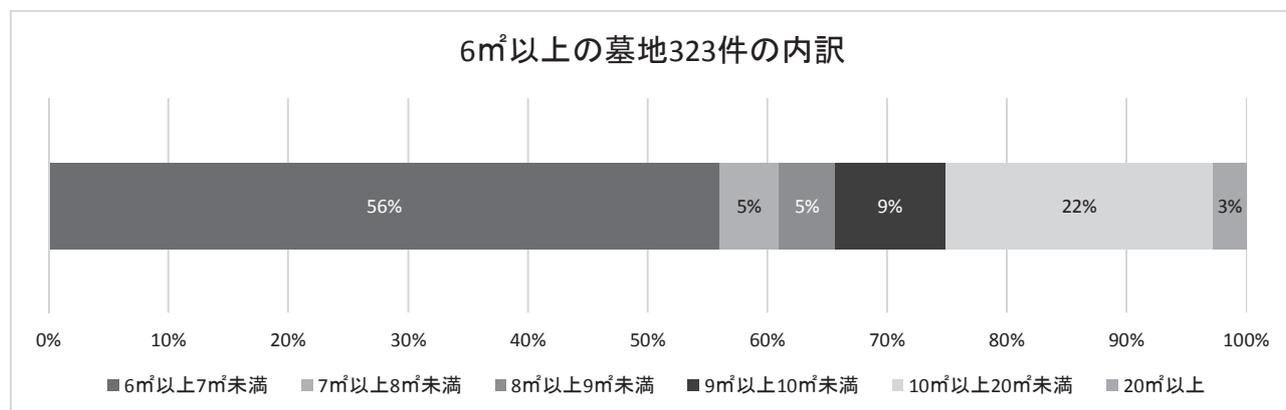
8-1区画当たりの面積(主なもの)

1㎡未満	1㎡以上 ～2㎡未	2㎡以上 ～3㎡未	3㎡以上 ～4㎡未	4㎡以上 ～5㎡未	5㎡以上 ～6㎡未	6㎡以上	その他不 明	合計
22	68	61	135	190	59	323	95	953
2%	7%	6%	14%	20%	6%	34%	10%	100%



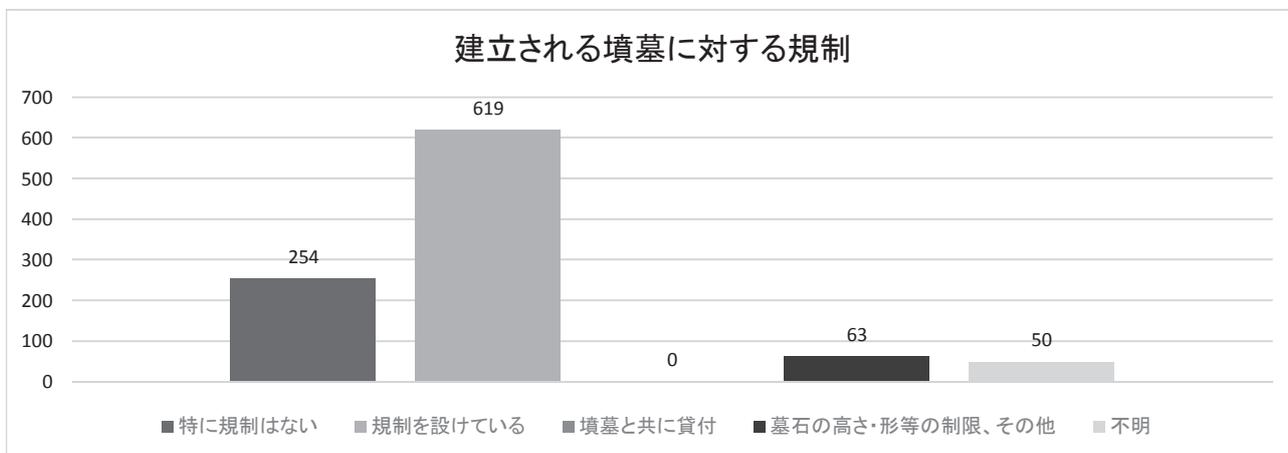
6㎡以上の基地の内訳(323件のうち)

6㎡以上7㎡未満	7㎡以上8㎡未満	8㎡以上9㎡未満	9㎡以上10㎡未満	10㎡以上20㎡未満	20㎡以上	合計
181	16	15	30	72	9	323
56%	5%	5%	9%	22%	3%	100%



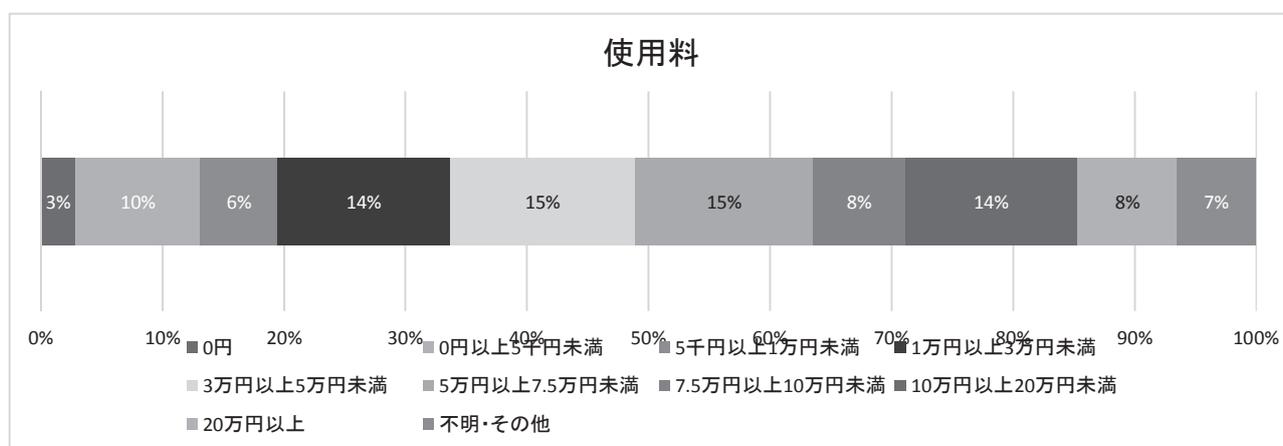
9-建立墳墓に対する規制(重複回答あり)

特に規制はない	規制を設けている	墳墓と共に貸付	墓石の高さ・形等の制限、その他	不明
254	619	0	63	50



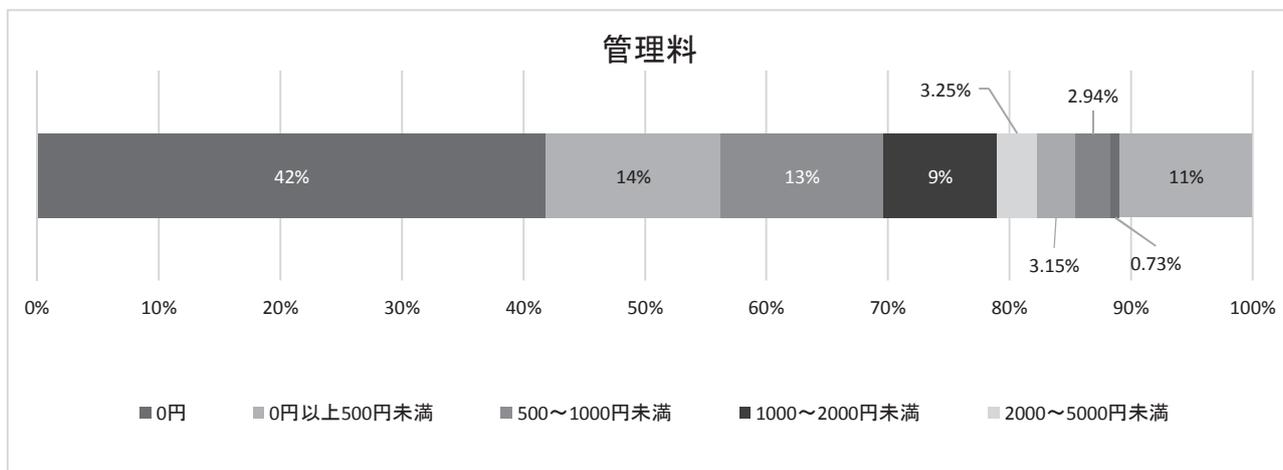
10-使用料

0円	0円以上5千円未満	5千円以上1万円未満	1万円以上3万円未満	3万円以上5万円未満	5万円以上7.5万円未満	7.5万円以上10万円未満	10万円以上20万円未満	20万円以上	不明・その他	合計
27	98	61	135	145	140	72	135	78	62	953
3%	10%	6%	14%	15%	15%	8%	14%	8%	7%	100%



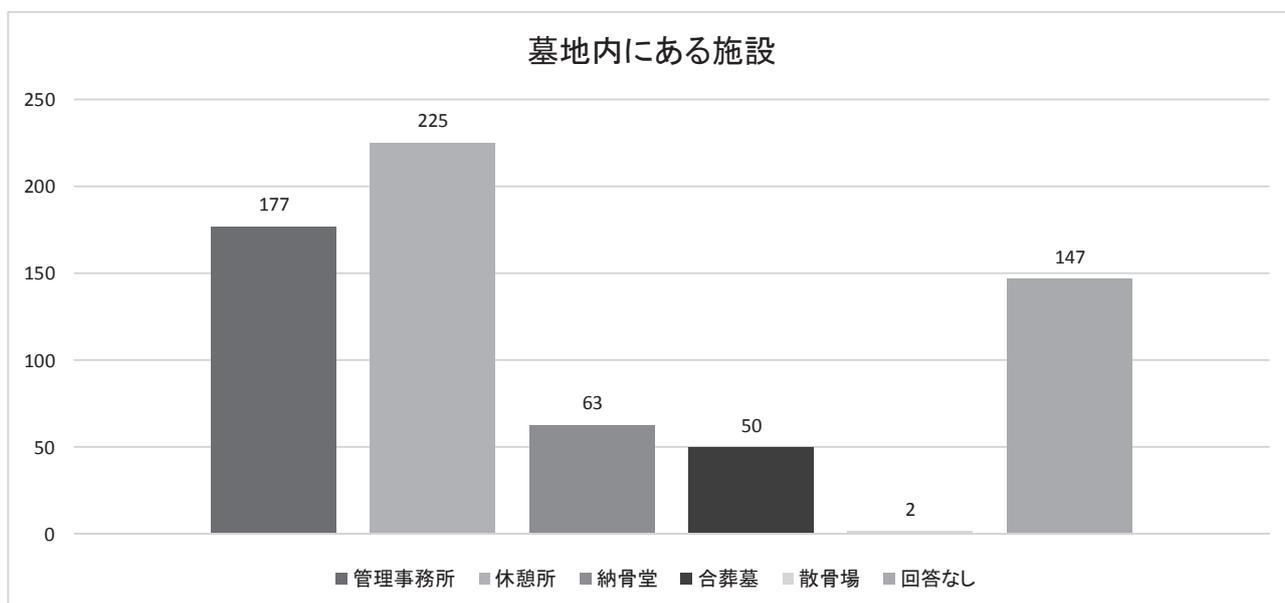
11-管理料

0円	0円以上 500円未 満	500～ 1000円未 満	1000～ 2000円未 満	2000～ 5000円未 満	5千円～1 万円未満	1万円～5 万円未満	3万円以 上10万円	不明	合計
399	137	128	89	31	30	28	7	104	953
42%	14%	13%	9%	3.25%	3.15%	2.94%	0.73%	11%	100%



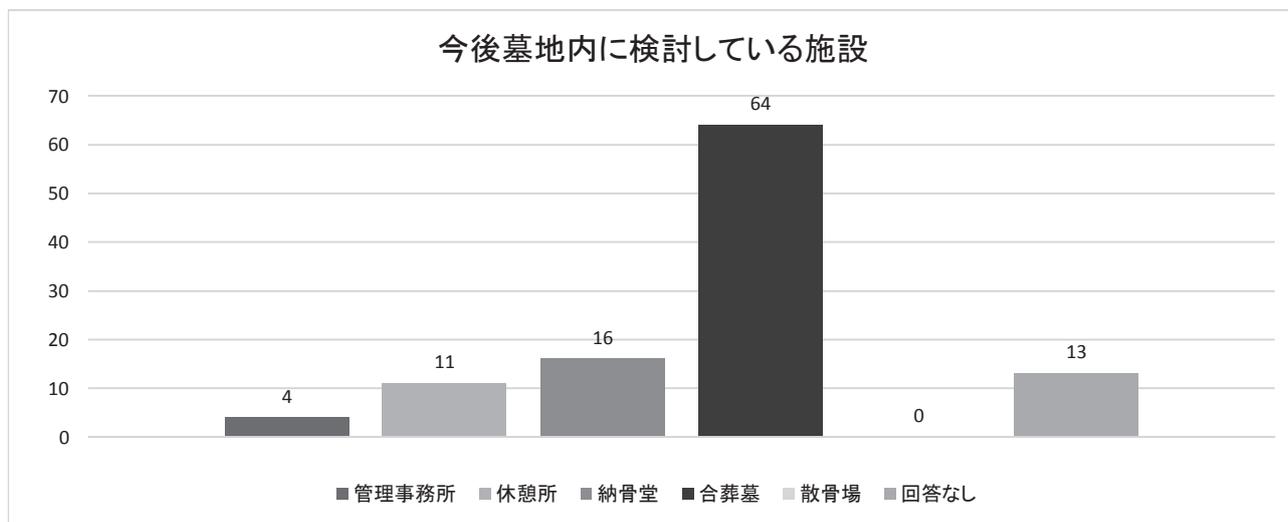
12-墓地内にある施設(複数回答可)

管理事務所	休憩所	納骨堂	合葬墓	散骨場	回答なし
177	225	63	50	2	147



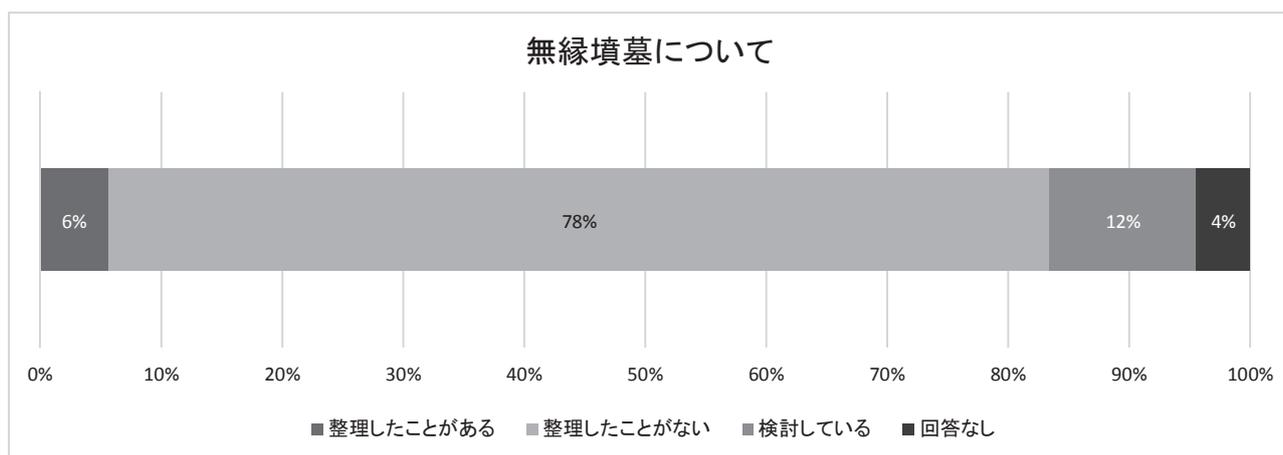
13-今後墓地内に検討している施設(複数回答可)

管理事務所	休憩所	納骨堂	合葬墓	散骨場	回答なし
4	11	16	64	0	13



14.無縁墳墓の有無

整理したことがある	整理したことがない	検討している	回答なし	合計
54	741	116	42	953
6%	78%	12%	4%	100%



墓地開設後、改葬 までの平均年数
54.93年
改葬区画数平均
178区画
無縁化率
4.6%

第 4 章

4 我が国における公営墓地使用条例・規則について（整理・分析）

4-1 墓地霊園条例の研究

はじめに

当研究会は、全国の墓地霊園の設置・管理に関する規定のあり方を研究するため、全国の市に宛て、墓地霊園の設置・管理に関する条例及び同施行規則（以下「条例等」という。）の送付を要請した。これに対応してご送付いただいた市条例等は、北は北海道紋別市から南は沖縄県名護市まで、合計236件に上った。ご多用の中、資料の送付等にご尽力下さった市のご担当者の皆様には、深甚なる感謝の意を表するものである。

ただし、そのうち3件は条例ではなく市内の公益法人が経営する霊園の使用規則であったため、本研究の対象からは除外している。

以下は、収集できた貴重な233件の条例等に関する主な内容の分析・比較・考察の結果である。

4-1-1 市長に広範な裁量権を認める一般条項を規定するもの

（1）条項の内容

文言の違いはあるものの、墓地霊園使用权の制限につき、市長の広範な裁量権を定める条項を規定する条例は、233件中195件で全体の約84%に及ぶ。その規定の代表的なものは、「市長は、墓地の維持管理上必要な制限（若しくは条件）を付し、又は必要と認める処置を命ずることができる。」というものである。また、これに加えて、「市長は、墓園の経営上又は改良事業施行のためやむを得ないときは、使用者に対し相当の期間を定め、埋葬場所の移転（若しくは返還）を命ずることができる。」と規定し、市長に必要な応じた墓所の変更権や返還請求権を規定するものがある。

これらの規定は、市長の命令により使用者の墓所使用权の喪失や変更をもたらすものであるが、後に検討する条例上の要件に該当する場合に市長が墓地使用权を喪失させる使用权の取り消し処分とは異なるものであることを念のため指摘する。このような市長の命令については、いかに公益上の必要がある場合とはとはいえ、一旦設定した墓地使用权を市長が一方的に喪失させ、あるいは変更することは権利侵害の程度が大きく、市長の裁量権の逸脱や濫用と解される場合もあり得る。その点を配慮してか、大半の条例では、上記権限を認める規定に続けて、「埋葬場所の移転を命じた場合は、これに代わる替地を指定し、かつ、移転によって通常生ずる損害を補償しなければならない。」として、使用者の権利に配慮し負担を軽減する趣旨の規定を設けている。

(2) 地方の特色

各地方別の収集できた条例数と、市長に広範な裁量条項を規定する条例数の内訳と割合は以下の通りである。傾向としては、関東、東北、九州でその割合が高い。北海道、中部、近畿は比較的低く、市長の広い裁量権を規定することに謙抑的な傾向がうかがわれる。

さらに各県での顕著な内訳を紹介すれば、送付された市条例のうち、関東地方(30件)、秋田県(10件)、長野県(12件)、愛知県(12件)、山口(8件)は、すべて程度の差こそあるものの、上記の裁量条項を規定している。これに対して、新潟県内から送付を受けた市条例は4条例であるが、いずれも市長の広範な裁量を認める条項を置いていない。

地方名	収集できた条例数	裁量条項のある条例数	割合
北海道	18	14	78%
東北	37	35	95%
関東	30	30	100%
中部	54	40	74%
近畿	35	25	71%
中国・四国	33	27	82%
九州・沖縄	26	24	92%
総計	233	195	84%

(3) 市長に代替執行措置を認める条項

また、後述するように市長に墓地使用権の取消権を規定する条例は、ほぼ100%であるが、加えて使用権が取り消された場合には使用者に墓地の返還や原状回復義務を命じ、「使用者がこれを行わない場合には市長がこれを行い、その費用を使用者から徴収する。」との規定を設けるものが相当数見受けられた。

使用権を取り消されるほど管理をおろそかにする使用者であれば、原状回復命令に従わないケースは容易に想定されることである。市長の代替執行権と、その費用については税金から支出するのではなく使用者にその負担を課する旨の規定を置くことは、必要かつやむを得ないところであり、使用許可の取消と原状回復義務に一定の実効性をもたらすと言える。しかしながら。このような措置は、行政代執行法に基づき行なわれるべきであり(同法第1条)、条例の当該規定に基づき実施できるかは疑問である。また、墓所の収去(墓石類の撤去明渡し)までは可能であるとしても、祭祀の対象である墓石類や遺骨の処分が代替執行になじむものであるかどうか、議論の余地があるのではないかと。

2 墓地使用権利者の資格に関する規定

(1) 一般的な例

ほぼすべての条例に墓地使用権の取得の資格に関する規定が置かれているが、「墓地を利用しようとする者は、本市に住所を有する者でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。」という規定が最もシンプルで、一般的である。これに加えて「現に焼骨を保有する」ことや「祭祀の主宰者であること」「〇年以上市内に住所を有すること」を規定する例も多く見られる。なお、外国人の使用を念頭に置き、「外国人登録により本市の外国人登録原票に登録されている者」を許可要件に明示している条例も散見されることを付言する。

さらに、「祭祀を承継する者がいること。」という要件を規定するものも少なからず見受けられる。上記と同様、使用者が音信不通となってしまう事態を防ごうとする趣旨の規定であり、相応の意味のあるところである。しかしながら、核家族化、少子化が進む現在において、いささか使用者に厳しい規定となりつつある。むしろ、跡継ぎの無い市民が墓地使用が可能になるよう、現状に即した条例の整備が望まれるのではないかと。

また、「市長は墓地の管理上必要と認めるときは、使用許可をする際にその使用について条件を付することができる。」との規定を置く場合も多い。これは、多少問題の場合でも、使用不許可とはせずに、ケースバイケースで対応しようとの姿勢によるものであろう。

なお、利用者の資格として「本市に本籍を有する」ことを規定するところもある。しかしながら、住民であることに加えて戸籍まで同市にあることを要件とすることにどの程度の意義があるか疑問である。市民であることに加えて更なる条件を付するとすれば、市民としての一定期間の実績を有すること、すなわち市内に数年間の住所を有し居住する者であることで十分なのではないかと。

(2) 特異な要件を設けている例

ア 荒れ墓地の防止のための規定

公営、民営を問わず、過疎化や少子化の進行、お墓離れの風潮に伴い、使用者や祭祀承継人への連絡が不能となり、管理費の滞納や墓所の植栽等の管理が行なわれないいわゆる「荒れ墓地」の増加は悩みのためである。検討対象となった条例等でも、これらの事態を防ぐためと思われる条項を設けている例は多い。

イ 保証人を要求する例

その中で、岩手県及び山形県の一部の市では、墓地使用の申込の要件として、「独立の生計を営む相続人もしくは縁故者を保証人として定めなければならない。」という条項を規定

している。管理料の支払い請求権を保全しかつ荒廃する墓所の増加を防ぐため、相当な効果があると思われる。しかしながら、保証人を確保できない者も少なくないことから、これを厳格に運用すれば市民の墓地使用权取得に関する過度な制限ないし差別的取扱いとなるのではないか。その他の市では、同様な規定をするところは見受けられないが、このようなことに配慮してのものかと思われる。

むしろ、市内に住所を有することを許可を受ける資格とし、使用者の住所連絡先等が変更した場合には速やかに届け出る旨規定し、市外に転居する場合には、その転居先を届け出ることを義務づけることである程度の効果はあると思われる。また、使用者が市外に転居する場合には、市内に居住する者を代理人に選任すべしとする条項を設ける例が少なくない。市内に居住する者（石材業者等の法人などを含む）を管理料の支払や市からの通知や連絡窓口とすることで、使用者への通知・連絡方法の確保を図ろうとするものであり、前述したように使用許可の条件として保証人を確保させるよりも、使用者への負担がすくなく妥当な方法と言えよう。

なお、条例の中には「市長は、墓所を使用しようとする者が次の各号に該当するものであるときは、墓地の使用許可をしてはならない。」と規定し、①市内に住所を有しない者、②すでに墓所を有している者又はその者と同一世帯員である者、③市内に永住する考えがないと認められる者がそれに該当すると規定する例も散見される。①②の規定はともかくとして、「市内に永住する考えがないと認められる」ことの認定は何を根拠にするのであろうか。保証人を要求するケースと同様、使用权者が音信不通となる不都合を回避する趣旨の規定であろう。しかしながら、居住移転の自由は憲法の保障するところであり、また、当該目的達成のため、より使用許可申請者に負担の少ない方法もあり得るところである。永住を条件として市民の墓地使用权を制限することの合理性には疑問がある。この規定により不許可となった申込者の納得が得られるよう、慎重な運用が望まれる。

ウ 納税義務の履行を条件とする例

さらに、「市税や国民健康保険税を完納している者」という要件を定める例も少なからず見られる。国民（市民）にとって、納税義務は基本的な義務でありこれを怠る者にサービスを提供しないという姿勢は理解しうるところである。また、納税の義務すら怠っている者であれば、将来管理料を滞納する可能性は高く、一応の合理性は認められる。しかしながら、一度事業を失敗し破産宣告を受け、債務の免責を受けて再出発を図ろうとする者でも納税の免責は受けられない例は多く、これらの者達にも墓地使用の途を閉ざすことは行き過ぎの感を覚える。このような不都合を回避するべく、市長の特別の理由による措置が望まれるところである。

(3) 法人の使用を認めている例

これは、特に条例中に明記されていることではないが、後述するように墓地使用权の消滅に関する規定の中に、「墓地使用者が法人である場合で、当該法人が解散しその後〇年間を経過しても承継の申し出がないとき。」という事項を規定するものが散見される。この規定から、条例に当該条項を規定する市では、法人の墓地使用权を認めていると推測される。また、特殊なケースではあるが、特定の宗教名を明示して、墓所使用の区画を定める趣旨と思われる条項を規定する市がある。

また、墓地使用を許可する対象が法人ではなく自然人であることを要件とする条例は見当たらない。また、市長が特別な事情があると認める場合には墓地使用を許可する旨の条項を規定する条例は多い。

以上のことからすれば、条例中に法人の墓地使用を念頭に置いて規定がない場合であっても、市長の裁量により、営利非営利を問わず、法人に墓地使用が認められる場合は十分にあり得るところであろう。

ただし、憲法89条が「公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、・・・これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と規定している。市が宗教法人に市営墓地・霊園の使用を許可するに当たっては、慎重な姿勢で臨む必要がある。

3 許可取消しの要件に関する主な規定

(1) 取消事由の規定例

ほぼすべての条例で、市長が墓地霊園の使用許可の取り消しができる場合を規定している。その要件として一般的なものは、①許可を受けた使用目的以外の目的に使用したとき、②墓所使用权を譲渡又は転貸した（ないしは担保に供した）とき、③使用料を納付しないとき、④管理料を〇年以上滞納したとき、⑤使用許可を受けて〇年経過しても使用又は施設を設置しないとき、という規定である。

他に、「法令、又はこの条例若しくは条例に基づく規則に違反したとき」という広範な取消事由を規定する例も少なくない。しかしながら、墓地使用权の取消は、使用者にとって重要な権利を喪失させる処分であることから、些細な条例や施行規則違反を理由とする場合、その効力が争われる場合を想定して、慎重な判断が必要である。

(2) 取消事由となる管理料の不払期間と使用不開始期間

ア 取消事由として規定される管理料の不払い期間は、「許可を受けた日から3年を経過したとき」との定めが圧倒的に多い。

イ 次に、取消事由と規定される墓所の使用や墓所に施設を設置しない期間は、2年間は圧倒的多数を占める。

(3) 特殊な取消し事由の例

使用者の10年程度の行方不明を、墓地使用权の取消事由とし、墓地を取り消した場合には市長が無縁改葬手続を取ることができるとするケースがある。しかしながら、後述するように、墓地使用权の消滅事由を定め、その場合に市長が無縁改葬手続を行うことができると規定するケースの方が極めて多く、上記のような定めはごく少数派である。

4 使用权の消滅を規定する条項

(1) 消滅事由に関する規定

ア 規定する条例と代表的な消滅事由

検討対象となった233条例のうち、約60%にあたる140条例が、使用权の消滅事由を規定している。消滅事由の代表的なものは、以下の2つである。

- ① 使用者が死亡し、祭祀を主宰（承継）する者がいないとき
- ② 使用者が行方不明となり他に祭祀を主宰（承継）する者がいないとき

140条例では、大半が①②の両方、あるいは①か②のいずれかを規定している。その内訳は、以下の通りである。

① ②ともに規定しているもの	106件（約75.7%）
①のみ規定しているもの	4件（約2.9%）
②のみ規定しているもの	29件（約20.7%）
① ②いずれも規定していないもの	1件（約0.7%）

結局、233条例のうち①を規定するものは合計110条例、②を規定するものは合計135条例に上る。

ちなみに、使用权の消滅に関する規定を置かない条例であっても、そのうちの相当数が、②の事由を墓地使用权の消滅事由ではなく、「墓地使用許可の取消事由」としていることを付言する。

イ 認定基準を定めていない条例

また、上記①②を規定する条例で、「利用者死亡後の祭祀承継人の不存在」の認定基準、「使用者行方不明後の祭祀主催者の不存在」の認定基準を定めていないものが相当数ある。この場合、その都度市長が判断することとなるが、行政の公平性を担保し、恣意的認定を避ける意味では、一定の認定基準を定めておく方が望ましい。ましてや、後述するように、使用权の消滅が、市長による墳墓の改葬処理を可能にする条例である場合には、不当

な認定がなされたことが権利者にとって回復し難い不利益を招来することになることから、なおさらである。

ウ 条例の定める認定基準

前記①にいう「祭祀を主宰（承継）する者がいない」こと、②にいう「行方不明となり、祭祀を主宰（承継）する者がいない」ことの判断は、市長が行うこととなる。この事由のみを定める条例も少なからず存在するが、その認定をフリーハンドとすることは恣意的認定がなされる懸念がある。そのためか、多くの条例はその任意基準として一定の年限を規定している。

すなわち、前記①の「使用者死亡」の規定では、「使用者が死亡した日から〇年を経過しても祭祀承継者がいないとき」と定めるものであり、文言の違いこそあれ前記①を規定する110条例のうち、50%にあたる55条例がこのような規定を行っている。この55条例のうち、死亡後5年とするものが27例、3年とするものが16例で大半を占め、その他、2年が6例、10年が5例、7年が1例あり、平均は4.58年である。

次に、前記②の「使用者行方不明」の規定では、「使用者が所在不明となり〇年を経過したとき」と定めるのが一般的であり、文言の違いこそあれ、前記②を規定する135条例のうち130条例がこのような規定を行っている。前記①の場合より年限の規定を設けるケースが圧倒的に多いのは、墓地使用权の重要性に鑑み、単に「使用者の行方不明」がしばらく続いた程度では墓地使用权を消滅させるべきではないとの配慮によるものであろう。この130条例が定める年限は、10年とするのが67例で半数以上を占め、その他、7年が40例、5年が12例、20年が5例、3年が4例、8年が2例あり、平均は8.75年である。

年限を10年、20年とする条例は、墓地使用权の民法での消滅時効を想定した場合、債権と解すれば10年（167条1項）、物権と解すれば20年（同条2項）であることを念頭においたものと思われる。

では、7年間の所在不明を要件とする条例が10年に次いで相当数あるのは何故か。民法では普通失踪宣告として、人が7年間生死不明である場合には、利害関係人の請求により家庭裁判所が失踪宣告をすることができ、この場合、当該人は期間満了時に死亡したものとみなす規定がある（30条1項、31条）。使用者の権利が消滅する行方不明の期間として7年以上とする場合が相当数ある理由は、この民法の規定を念頭に置いたものではないかと思料する。7年を規定する40条例中21条例が、「使用者の死亡による消滅」規定のみを設け死亡後の年限に関する規定を置いていないのは、それとの符合に配慮する趣旨かとも思われるが、残り19条例は「死亡後〇年を経過したとき」との規定を別に設

けている。慎重の上にも慎重を期すとの趣旨であろうか。

(2) 使用権が消滅した場合の墳墓の処理

墓地使用権の消滅に関する規定に続き、使用権が消滅した場合には、市長が当該墳墓を改葬処理できる旨の規定が置かれている事例が多い。その詳細は、後述するとおりである。

5 使用権の消滅による改葬に関する条項

(1) 使用権の消滅後の改葬に関する規定を設けているケース

文言や規定の仕方の違いはあるものの検討対象となった233条例中約65%にあたる151条例が、墓地使用権の消滅に伴う墳墓の改葬処理に関する規定を設けている。その規定の仕方は様々であるが、13件を除く138件は、概ね次の2パターンに分類される。

- A 市長の使用許可の取り消し規定のみを設け、取消による使用権の消滅を理由として、市長が当該墳墓を改葬することができるとするもの（36条例）
- B 使用に居る使用許可の取り消し規定のほか、前述した使用権の消滅に関する規定を設け、使用権の消滅に該当する場合に、市長が当該墳墓を改葬することができるとするもの（102条例）

そして、これらの中でも、①使用権が消滅した場合には、「市長は無縁墳墓と認め改葬することができる」ないしは、「市長は無縁墳墓に改葬することができる」と規定する場合と、②表現上「無縁改葬」という文言を使用せず、「市長は、当該墳墓、埋葬された死体、埋蔵された焼骨等を改葬し、移転することができる」との規定を置く場合があり、さらに子細に検討すると、②の規定は、別途「無縁改葬」に関する規定を置かない場合が大半であるが、中には、③「改葬後〇年を経過した場合には、市長（ないしは管理者、筆者註）は、無縁墳墓として処理することができる。」という、別途無縁改葬処理に関する規定を置く場合が見られる。

(2) 前記Aの規定の趣旨

前記Aパターンにより現実に強制的な改葬を実施する場合、以下の注意が必要と考える。すなわちこのように規定する趣旨は、市長の使用許可の取り消しにより墓地使用権は消滅したのであるから、使用者には原状回復義務があり、使用者がこれを履行しない場合には、市長がこれを行い、墳墓の解消処理を行うことができるというものであろう。しかも、この場合にはその費用を使用者から徴収する旨を規定しているケースも多い。

確かに、使用者が所在不明となり〇年を経過したときなど、前述のように多くの場合墓地使用権の消滅事由とされているものが取消事由として規定されてこれに該当する場合

や、墓地使用权の譲渡転貸、管理料の長年にわたる不払いなど、墓地使用の継続を認めがたい重大な違背がある場合であれば、やむを得ないところであろう。しかしながら、使用許可の取消し事由には、「偽りその他不正の手段により使用許可を受けたことが判明したとき」や「管理手数料を滞納したとき」および「この条例又はこれに基づく規則に違反したとき」など、その悪質性の程度に幅のある違背事由も多い。比較的軽微な違背を行なった場合でも、その違背を理由として使用許可を取消し、しかも直ちに市長が改葬措置をとるとすれば、公権力の行使として行き過ぎの感を禁じ得ない。このような場合、改善可能な違背事由であれば使用者側に一定の期間の催告をして改善を求めたうえで、これに応じない場合に使用許可の取消しに及ぶことや、許可取消しはやむを得ないとしても、まずは使用者本人が原状回復措置をなし得る期間を設ける等の配慮が必要であろう。

(3) 無縁改葬処理に関するその他の留意点

上記のような改葬規定を設け、使用权の消滅した墳墓を無縁として処理しうることを規定する条例でも、無縁処理の内容を明確に規定しているものは皆無と言える。精々、「市長は墓地、埋葬に関する法律施行規則に従い、無縁改葬を行なうことができる、」旨定める例が散見される程度である。しかし、同施行規則は市町村長の無縁改葬許可を受けるための規定であり、無縁改葬手続を実施するにあたり縁故者への公告を適正に実施するなど慎重に行なおうとする趣旨であると思われるものの、そもそも条例で市長ができるとされた行為につき、同施行規則に従うよう定めることは屋上屋を重ねるという感無きにしもあらずである。

また、上記施行規則に従った無縁改葬処理を行なった場合であっても、そのことから直ちに改葬処理に関する刑事責任はともかくとして民事上の責任を免れるという結論にはならないことも留意されるべきである。たとえば、墓地使用权の承継人が存在するにもかかわらず、その調査を怠りあるいは存在を見落とすなどして無縁改葬処理を行なった場合には、承継人に損害賠償請求権が認められる場合があり得るところである。

さらに、無縁改葬としてどこまでの処理が可能かも留意されるべきである。なぜならば、墓地使用权は市長の許可により付与されるものであるから、許可が取り消されたり使用权の消滅規定により、使用者においては墓地を使用することはできなくなるとは言える。しかしながら、使用者が施行した墓石類や遺骨の所有権は依然として所有者（使用权者）にあり、使用权は消滅しても、これらの所有権まで消滅することにならない。しかも、民法では所有権は消滅時効にかからないとされ、使用しない期間が長期間経過してもそれが直ちに消滅事由とはならない。そのため、市長は墓地使用权の消滅に伴う墳墓の撤去の処理はできても、墓石類の廃棄処分や遺骨の（無縁）合祀処分まではできないのではないかと

の見解も有力である。

とはいえ、永久に墓石類や焼骨を市で保管せねばならないというのも不合理である。この点の法律論を論じることは控えるが、その様な見地から、墓地使用権の消滅後一定期間を経た後に市長が無縁改葬処理を行なうことができる旨定める例は、慎重を期しつつかかる処理を行なうことを念頭に置いた規定であり、妥当性を有するのではないかと考える。

6 使用料の還付に関する条項

(1) 規定を設けているケース

検討対象となった233条例中、墓地使用料の還付に関する規程を設けているのは約87パーセントにあたる202件である。そのうち全く還付しない旨を定めるものは24件(約12%)、一定の場合にその全部又は一部の還付を行なう旨を定めるものは178件(約88%)である。

(2) 還付しない旨の規定の合理性

宗教法人が経営する霊園のケースであるが、墓地使用権の返還が争点を巡る裁判例として、京都地裁平成19年6月29日判決(刊行判例集未掲載)がある。事案を紹介すれば、Aは、墓地経営主体である宗教法人Yに14年前に65万円を支払い墓地使用権を取得していたが墓所内に墓石類を設置しないまま死亡したところ、Aの相続人で祭祀を承継したXが、他所に墓所を求めることにして墓地使用契約を解除し65万円の使用料の返還を求めたところ、Y側が使用規則に規定がないことなどからこれを拒絶したため、XがYの不当利得であるとして、65万円の支払いを請求したというものである。一審の簡易裁判所は、Yが14年間墓地使用契約に拘束されていたことを考慮して、Yに対し請求金額の4割にあたる26万円の支払いを命じた。しかしながら、この控訴審である京都地裁は、本件墓地使用契約は永続的ないし永代的な使用権を設定する契約であるとしつつ、本件墓地使用料は使用期間に対応した対価ではなく墓地使用権設定に対する対価とみなすのが相当であり、Yがこれを承諾しAが使用料を納付したことで双方の債務は履行済みであると判示して、Xの請求を棄却した。墓地使用料の返還に関する裁判例としては、現在のところ、この判決のほか公に紹介されているものは無いようである。

この京都地裁判決は、墓地使用契約の本質論に立脚したものであり、一定の説得力があるものと思われる。しかしながら、常にこのように解することの合理性には疑問が残る。本件のような10年を超える期間経過後返却ではなく、契約後数ヶ月、あるいは1年以内に墓地として使用しないまま返却を受けた場合でも数十万円に上る(民営霊園では100万円を超える場合も珍しくはない)墓地使用料を一切返却する必要はないと解することは、

当事者間の公平の観点から疑問なしとしない。とはいえ、返却不要とする前記裁判例が存在すること、及び公営墓地の墓地使用料が民営墓地の場合に比して相当低額であることなどから、墓地使用料は墓地使用許可の対価であるとして、これを返却しないと規定する前期条例にも、相応の合理性が認められよう。

(3) 還付を認める規定の内容

墓地使用料の還付を認めている条例は、前述のとおり178例であるが、その規定の仕方は様々である。条例の規定で「市長が相当と認める場合」に使用料の全部または一部を還付するとのみ規定し、条例施行規則においても明確な基準を設けていないものは40件ほど認められるが、極めて少数派である。行政の公平性の見地からは、残り138条例のように、使用料返還の可否に関する市長の認定や還付金額につき何らかの基準を設けることが望ましい。

この還付のための基準を定めている138条例の規定の仕方であるが、使用許可を受けてからの墓地の返還までの期間を定め、その場合に既払いの使用料の一定割合を還付する旨を定める規定が大半を占める。中でも、未使用のままの返還の場合には、使用料全額を還付する旨規定する条例も少数ではあるが存在する。また、条例の規定の中で簡潔に還付の基準を定めるケースが61例ある。それらのうちでは、後述するような施行規則に定めるような詳細な基準を定める場合もあるが数例であり、多くの場合使用はごく大まかな基準を設けている。なかでも、許可を受けたときから2年または3年以内に返還した場合には既納使用料の5割を還付するとの規定が多い。

還付を規定する条例のうちで最も多いのが、条例では、本文では「既納の墓地使用料は還付しない。」と規定したうえで、「ただし、市長が特に認めた場合には（ないしは特別の理由があると認めた場合には）この限りではない。」と規定する場合と、本文において還付することのみを規定したうえで、還付金額の基準に関しては、条例の施行規則で規定する場合である。このような規定の仕方でも、墓地使用料の一部の還付を認める条例が、還付を認める78例で全体の5割以上を占める。そして、施行規則においては、還付の基準を別表として定めるケースが多い。その規定内容は誠に様々であり、ここにその内容をまとめて述べることはできない。以下に、その多様性の理解に供すべく、そのいくつかを以下に掲載する。

1年以内に使用場所の全部を返還したとき	既納使用料の3分の2
1年を超え3年以内に使用場所の全部を返還したとき	既納使用料の2分の1
3年を超えて使用場所の全部を返還したとき	既納使用料の3分の1

10年未満	未使用の場合 100分の80	既使用の場合 100分の40
10年以上 15年未満	未使用の場合 100分の60	既使用の場合 100分の30
15年以上	未使用の場合 100分の40	既使用の場合 100分の20

未使用の場合 既納使用料の 5分の4の額	既使用の場合 既納使用料の 5分の3の額
----------------------------	----------------------------

	未使用の場合	既使用の場合
3年以内の場合	既納使用料及び管理料の3分の2の額	既納使用料及び管理料の3分の1の額
3年を超え5年以内の場合	既納使用料及び管理料の2分の1の額	既納使用料及び管理料の4分の1の額
5年を超える場合		既納使用料及び管理料の6分の1の額

ア 使用許可を受けた日から1年以内に基所を返還した場合	使用料100分の90
イ 使用許可を受けた日から1年を超えて5年以内に基所を返還した場合	使用料100分の70
ウ 使用許可を受けた日から5年を超えて10年以内に基所を返還した場合	使用料100分の50
エ 使用許可を受けた日から10年を超えて基所を返還した場合	使用料100分の50

使用許可を受けた日から3年以内に霊域を返還した場合	使用料の100分の50
使用許可を受けた日から3年を超え5年以内に霊域を返還した場合	使用料の100分の30
使用許可を受けた日から5年を超え25年以内に霊域を返還した場合	使用料の100分の10

使用許可を受けた後1年以内に基地の全部を使用することなく返還したとき	使用料の7割
使用許可を受けた後1～2年以内に基地の全部を使用することなく返還したとき	使用料の3割
使用許可を受けた後2～3年以内に基地の全部を使用することなく返還したとき	使用料の1割

墓園使用年数	墓所に焼骨の埋蔵又は石碑等の建設をしている場合	墓所に焼骨の埋蔵又は石碑等の建設をしていない場合
3年未満	50%	80%
3年以上 10年未満	30%	60%
10年以上 20年未満	10%	50%
20年以上	0%	50%

* なお、残念ながら市によっては条例のみを送付いただき、その施行規則までの送付が得られない場合も相当数にのぼる。この場合でも、可能な限り当該市のインターネット・ホームページで施行規則の有無とその内容を調査して検討に加えているが、若干の調査漏れがあり得ることを付言する。

7 罰則を定めている条例

(1) 規定を設けているケース

地方自治法14条3項は、「普通地方公共団体は、・・・その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁固、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を設けることができる。」と規定する。これに基づき検討対象となった233条例中の約27%にあたる、63条例が、罰則規定を設けている。

(2) 規定の内容

罰則規定を設けている上記63条例中、懲役・禁固・罰金・科料等の刑罰規定を設けるものは皆無であり、定めるのは行政罰である過料である。過料を科す事由として最も多いものは、①許可を受けずに墓地を使用した場合であり、それに②墓地の使用権を譲渡・転貸した場合、③墓所を許可を受けた目的外に使用したとき、を規定する場合も多い。なお、極めて少数ではあるが、霊園内の施設や樹木を故意に損傷した場合の過料処罰を定めるケースがある。通常の刑罰法令でも処罰が可能であり、民事での損害賠償も可能である。市の施設に加えられた損害につき、その一部なりとも速やかに回復するための措置なのであろうか。この場合に、市が過料の定めを規定する意義にはいささかの疑問がある。

次に、過料の金額の定めは、多くの場合、複数の事由を定める場合でも一律であり、前記地方自治法の規定を念頭に置いたのであろうか、「5万円以下の過料を科する。」とするものが圧倒的多数である。他に少数ながら、2万円以下、1万円以下、を規定する例があり、特異なケースとしては2000円以下と極めて定額を規定する例がある。

なお、10例に満たない程度ではあるが、不正な行為により使用料又は管理料の徴収を免れた場合、「その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。」との規定を設けている例がある。地方自治法228条2項が、「詐欺、その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えるときは、5万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。」と規定することに習ったものであろう。ただし、上記地方自治法の規定により、過料は5万円以下でなければならないところ、当該条例では「5万円を限度とする」との文言を明記しているものもあるが、明記していないケースの方が多い。まず起こりえないであろうが、万一の法律違反の過料制裁を防止するため、条例中に明記しておくことが望ましい。

8 結 語

以上、検討対象となった233件の市の墓地条例につき、主として市長の裁量権に関する規定、使用許可取消しの要件、使用権の消滅規定、無縁改葬に関する規定、使用料の還付に関する規定、罰則規定、に焦点を当てて、縷々分析と比較検討を行ってきた。条例の中には、特殊な規定の仕方をするものも散見され、限られた時間の中での各規定内容の集計やパーセンテージの算出であることから、再度原資料に当たって子細に見再検証すれば、若干の修正を要する場合もありうるであろう。また、いくつか、法的側面から検討を加え、

試みたコメントのなかには、独断と浅薄さを覚えるものも少なくない。加えて、上記の比較検討テーマの外にも、市長の裁量権の規定の仕方に関する内容の比較検討や、使用許可の要件の比較検討、他の条例に見られない特殊な条項の検討など、有意義と思われるテーマは多い。その様な意味で、今回の研究に不十分な点があることは否めない。

しかしながら、全国の市条例のうち200件を超える条例の分析と比較検討はこれまでに例のない試みである。この母数であれば、全国の市の墓園条例の規定の標準的な内容とそのバリエーションを認識し、また全国的な規定の仕方の傾向を知る一助になり得るものと自負する。

なお、本研究のまとめに代えて、また、これら多くの条例の分析・比較・考察の結果抽出できた内容を念頭にモデル条例試案を末尾に添付する。最低限必要と思われる条項を提示したつもりであるが、これで十分な内容というほどのものではなく、各地の実情に応じ付加修正されて然るべきと考える。

本研究が、添付のモデル条例試案ともども、各市において条例の制定、改訂に携わる方々や全国の墓地霊園行政に携わる皆様への今後のご参考になれば幸いである。

4-2 我が国における公営墓地使用条例・規則についてーモデル条例試案

平成〇〇年〇月〇日

条例第〇〇〇号

〇〇市霊園の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定¹に基づき、〇〇市営霊園（以下「霊園」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。²

- (1) 霊園 墓所及びその周辺の緑地並びに敷地内に設ける附帯施設の総称
- (2) 墓所 墳墓を設けるために市長が指定した区画
- (3) 墳墓 焼骨を理蔵する施設

(霊園の設置)

第3条 公共の福祉及び公衆衛生の向上に資するため、本市に霊園を設置しその名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
〇〇霊園	〇〇市△△町1丁目2番地
××霊園	〇〇市××町3丁目4番地

(墓地の使用目的)

第4条 墓所は、墳墓の用に供するものとし、その目的以外に使用してはならない。

(使用の許可)

第5条 墓所を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の申請をすることができる者は、次の各号のいずれの要件をも満たさなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた者については、この限りでない。³

- (1) 本市の住民基本台帳に引続き6か月以上登載され、現に本市に居住している者
- (2) 現に埋蔵（改葬を含む）するべき焼骨を所持し、墳墓を必要としている者

3 市長は、第1項の許可をするにあたり、管理上必要な条件を付することができる。⁴

4 市長は 第1項の許可をした場合には使用許可証を交付する。

¹ 地方公共団体に対し、公の施設の設置及び管理に関する事項は条例で定めなければならない旨規定する条項である。これに加えて墓地・埋葬等に関する法律を」摘示する例もある。

² 解釈上疑義を生じさせないため、主要な用語の定義規定は重要である。

³ 市営霊園である以上、墓所の使用は市民（しかも焼骨を所持する者）が優先されるべきであり、合理的な制限であろう。特別な事由については、行政の平等原則や裁量権の濫用・逸脱に留意しつつ、市長が判断することとなる。

⁴ 地方税の滞納ある場合、滞納の解消を条件とすること等が考えられる。

5 市長は、その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるときは、墓地使用を許可しない⁵。

（代理人の選定）⁶

第6条 使用者が市内に住所を有しないとき、又は有しなくなったときは、速やかに、市内に居住する代理人を選定して市長に届け出なければならない。代理人を 変更したときも同様とする。

2 前項に規定する代理人は、使用者の代わりにその義務を負わなければならない。

（使用料の納付）

第7条 使用者は、別表1に定める墓所使用料（以下「使用料」という。）を、使用許可の際に全額納付しなければならない。

（使用料の還付）

第8条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、使用許可を受けてから1年以内に未使用のまま墓所を返還した場合には、市長は、既納使用料に50%を乗じた額を還付することができる。⁷

（管理料の納付）

第9条 使用者は、墓地の管理に必要な経費として、規則で定める管理料⁸を納付しなければならない。

（使用料等の減免）

第10条 市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料及び管理料の納付を減額し、又は免除することができる。⁹

（譲渡等の禁止）

第11条 使用者は、墓所を使用する権利（以下「使用权」という。）を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

（墳墓等の設置、改造）

第12条 使用者は、墓所に墳墓を設置し、又は改造しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 墳墓は、規則で定める基準に適合しなければならない。

（管理上の措置等）

第13条 市長は、使用者に対し、墓所の設備及びその管理並びに維持について、管理上必要な措置を命ずることができる。

2 前項の場合で、墓所の移転や区画の変更を伴う場合には、市長は使用者に対して相当な補償を行なう。

⁵ 民間の契約書では、暴力団排除条項を入れることが一般化しつつある。公営墓地の設置・管理条例で規定されている例はわずかだが、今後検討されるべきであろう。ただし、厳格な適用は、公衆衛生等別な問題を生じさせるおそれがあるので注意を要する。

⁶ 後日使用者が所在不明となり、荒れ墓地化や管理料の滞納を回避するための条項である。この条項と、第19条の規定とで所期する目的は相当程度達せられるのではないか。当初から保証人を付することを条件とする例もあるが、一般に保証人確保は困難を伴う。目的は相当であるが、手段として行き過ぎの感がある。

⁷ 還付に関してはこのほかにも、様々な規定の仕方があること、一切還付しない旨の規定にも合理性が認められ得ることは、本文で指摘したとおりである。

⁸ このほか、手数料を一括して定める条例のなかで規定する場合もある

⁹ 民営霊園に比べ、使用料、管理料はさほど高額ではないが、資力の乏しい市民に配慮した規定であり、多くの条例に見られる規定である。

(使用権の承継)

第14条 使用権は、使用者の死亡その他の理由により、当該使用者に代わり祭祀の主宰者となった者が、市長の許可を得ることのよりこれを承継することができる。

- 2 前項の規定により、使用権を承継しようとする者は、原因発生後速やかに前項の許可を申請しなければならない。
- 3 市長は、第1項の許可をした場合には、使用権承継許可証を交付する。

(使用権の取消し)

第15条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、墓所の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (2) 使用権を譲渡し、転貸し、又は担保に供したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 使用者が管理料を滞納し、その期間が3年を超えたとき。
- (5) その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により使用許可の取消しを行なった場合には、その旨を使用者に通知する。

(原状回復義務)

第16条 使用者は前条の規定により使用許可を取り消されたときは、直ちに当該墓所を現状に復し、市長に返還しなければならない。

- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長はこれを執行し、使用者に対してその費用を徴収する。¹⁰

(使用権の消滅)

第17条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用権は消滅する。¹¹

- (1) 使用者が死亡した日から5年を経過しても主宰者がいないとき。
- (2) 使用者が住所不明となり7年を経過したとき。

- 2 前項の規定により使用権が消滅したときは、市長は、当該墳墓等を改葬し、又は移転することができる。

- 3 市長は、前項の規定により改葬し、又は移転しようとするときは、その1月前までにその旨を規則に定める方法により告示しなければならない。¹²

(使用者の住所等の変更)

第18条 使用者は、第5条第4項の使用許可証又は第14条第3項の使用権承継許可証¹³(以下「許可証」という。)の記載事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければ

¹⁰ 使用許可の取消に実効性をもたせるためか、このような規定を置く例は多い。しかしながら、このような措置は、行政代執行法に基き執行されるべきであり(同法第1条)、条例を根拠とすることには無理があるのではないか。また、法律に基づく代執行が可能な場合でも、遺骨の処分まで代替性を認め得るかどうかは、議論のあるところである。

¹¹ 検討対象となった条例中、死亡の場合には5年、行方不明の場合には7年と規定する例が最も多かったが、相当のバリエーションがあることは本文で指摘したとおりである。

¹² 無縁改葬の規定である。「墓地、埋葬等に関する法律施行規則」では、一般の無縁改葬には1年間の掲示を義務づけているが、使用権が消滅した以上、必ずしも1年もの期間をおく必要はないであろう。他に、この規則に定める方法により改葬する旨規定する例がある。しかし、同規則の規定は市町村長に改葬等の許可を得るための規定である。市長が自らの措置に許可を申請する意義に疑問があるが、同規則に定める措置に準拠して無縁改葬の手続をより慎重に行なう趣旨であれば理由なしとしない。なお、この規定により墳墓の改葬(収去明け渡し)は可能としても、さらに墓石類や遺骨の処分をもなし得るかにつき議論があることは、本文中に指摘したとおりである。

¹³ 許可証の体裁や記載事項については、規則で定めておくことが望ましい。また、記載事項の変更があった場合に逐次届出の義務を課すことで、使用者不明となる事態をある程度回避できよう。

ならない。

(許可証の再交付)

第19条 使用者は、許可証を損傷し、又は紛失したときは、速やかに市長に申請し、許可証の再交付を受けなければならない。

(罰則)¹⁴

第20条 次の各号に該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条又は第5条の規定に違反して墓所を使用した者
- (2) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けた者
- (3) 使用权を譲渡し又は墓所を転貸した者

2 詐欺その他の不正な手段により使用料又は管理料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。ただし、当該5倍に相当する金額が5万円を超えるときは、5万円の過料に処する。

(規則への委任)¹⁵

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

¹⁴ 規定に実効性を保たせるため、重要な違反に過料を科すことはやむを得ない措置であろう。2項は、地方自治法228条3項に依拠した規定である。同条項では「詐欺」となっているが、「詐偽」の文言を使用する例もある。いずれも「だまして免れる」趣旨と理解して良いであろう。

¹⁵ 条例のほか、施行規則を規定するのが一般的である。使用許可申請手続、墓碑等の建設申請手続、様式使用許可証の様式、住所等の変更届出様式等、条例規定の細目を規定している。使用料の還付基準は、還付申請手続とともに、条例中ではなく規則で定められる例が圧倒的に多い。

第5章

5 (公営墓地所管部署である) 市の担当者ヒアリング経緯

5-1 ヒアリング実施において想定される地方都市の抱える課題の整理

公営墓地には、自治体が開設したものと地域の共同墓地の土地について寄付を受けたいわゆる「村墓地」がある。

前者の墓地は、自治体が永代使用料と管理料を徴収し、受益者負担を原則として運営されているものが大半である。

「村墓地」については、地方自治法第 236 条の 6 の「その旧慣による」との規定により定められた条例により、地元の墓地管理委員会、町会等による管理が認められている。

具体的には、地元の管理組織が会則を作り、個々の墓地使用者から管理料を徴収して、それを日常の管理経費・墓地整備経費に充てている。また、新たに墓地使用者を募集する際にも地元住民を対象に募集を行っている。

そのため、こうした墓地では、公平・公正の観点から税の投入がし難い状況にある。

これらの墓地の土地の所有権は自治体にあるが、個々の墓地区画の占有権は個々の使用者にあり、墓地の共有部分（通路、塀等）の占有権は地元管理組織にある。したがって、墓地内で事故が起こった場合（塀が倒壊した場合など）の責任の所在は、第一次的に、個々の墓地区画については個々の墓地使用者に、共用部分については地元管理組織にあると考えている。

ここで問題となるのは、塀等が傷んでいる場合にはいずれが補修の責任を負うかであるが、上記の考え方を前提にすれば、地元の管理組織に補修の責任があるということになり、地元管理組織を指導して補修させるべきである。ただ、地元管理組織に予算がないなどの場合、訴訟となれば二次的に自治体に対して責任が追及されることがないとは言いきれない。そのような場合には、自治体が補修すべきであろう。

上記のように、墓地の管理組織がしっかりしているとは限らない。管理組織がしっかりしている墓地では、管理料を徴収し、日常の維持管理を行い、且つ、墓地整理等により新たな墓地使用者を募集し使用料収入を得るなど、潤沢な予算を有し、施設の整備、改修を行っている。一方、管理組織の活動が活発でない墓地においては、光熱水費の支払いが精いっぱいという墓地もあるが、いずれの墓地の管理組織の役員も高齢者が多く、中心的な役員が死亡等すれば組織の運営そのものが成り立たなくなる。

そうなると、霊園の日常管理が行われなくなり、光熱水費はもとより塀等の改修についても自治体の責任において実施しなければならなくなる。こうした旧慣墓地の管理には、安定した管理組織が不可欠である。

そこで、NPO法人などによるコミュニティビジネス（CB）やソーシャルビジネス（SB）の活用により墓地の清掃や管理料の徴収、墓地、埋葬等に関する法律に関わる各種手続きの受けなどの日常管理を行わせることにより安定的な管理運営ができるのではないかと。

ある自治体で墓地の使用者調査を行った際に、縁故者に墓地の使用意思確認を照会したところ、親族ではあるが何十年も連絡を取っていない、そのような親族は知らない、あるいは、墓があることを知らなかったという理由により使用権を放棄するケースがあった。

CB等の活用で盆や彼岸の墓参者集中時あるいは定期的に墓地内で催し物を開催するなど使用

者間あるいは地域住民との交流の促進につながる。それにより子や孫が墓地に親しむことにより墓参につながっていくのではないか。そして、若い世代が墓地に関心を寄せることで管理組織に参加することにつながる可能性もある。

管理組織の活動が、役員個人の資質によるところが大きい現状を考えると、CB/SBを利用することにより管理組織の安定的運営を行うことも一つの方法である。ただし、管理組織の自主性は重んじつつ、組織の運営が非営利性と永続性を確保するものとなるよう一定の自治体の関与は必要であると考えます。

これらの議論を前提に、研究会ではX市Y市Z市へのヒアリングを行った。

5-2 地方公共団体へのヒアリング

研究会で全国47都道府県と各々における人口減少の激しい市（巻末：関連資料に掲げた）を検討した結果、中国地方にある瀬戸内海に面した3つの地方公共団体に対して、以下のとおりヒアリングを行った。ここではX～Z市のヒアリングの要約のうち、さらにポイントを絞ったものを掲げた。詳しくは本文「要約」を参考としていただきたい。

なお、実際のヒアリングが研究会研究員が複数と、御協力いただいた各市の担当者複数で行われた。ただ、それら各々の発言を議事録化してしまうと通読する上で困難であると思われたので、本章の「要約」の他、研究会側と各市側の一問一答形式にリライト処理を行ったものを、巻末の「関連資料」に掲げたので、併せて通読していただき、地方の墓地行政の抱える問題に対する理解を深めていただきたい。

X市へのヒアリングー市庁舎内（12.02.2014）

Y市へのヒアリングー市庁舎内（12.02.2014）

Z市へのヒアリングー市庁舎内（12.03.2014）

ヒアリング結果を踏まえた考察

【X市要約】 - X市に送った「貴市における墓地等に関する『遺（焼）骨にかかわる施設』の現況調査票」のアンケートによると、市営墓地ではこれまで無縁墳墓の処理をしたことはないとの回答だった。それを踏まえ現状の墓地の変化について聞くと、市（環境推進課）の担当者は目視での確認と断った上で「無縁の墓は多少増えていると感じる」と話した。そのため市では墓地台帳で住所が確認できたところに限り、郵送による連絡をとるなどの調査をスタートさせた。住所が確認できないところについては、墓地にプレートを設置して墓地使用者の連絡を待つことにしている。研究班は、墓埋法第3条の「官報に掲載し、かつ、墳墓に立て札を1年間掲示するなどをして連絡がないと、無縁化と判断し無縁墳墓処置を取る」自治体が多いことを伝え、その手続きを進めるか確認したところ、市側は把握することが主目的で「連絡がつけば改葬、または返還までの流れなどを直接話したい」と調査の狙いを示した。

X市では、平成20年に造成した市営墓地は平成25年にすべて埋まっている。そのため墓地が必要となった住民に対しては返還墓地を利用することで対応している。差し迫った状況ではないが、これも無縁化墓地の調査を始めた理由の一つにもなっている。また墓地所有者の継承者の子らが遠方で生活の基盤を築き、墳墓を移したいとする改葬は市営墓地に限ると、平成23年度は4区画、平成24年度が8区画、平成25年度が18区画と、返還墓地が年々増えてきた。平成26年度は11月末現在で11区画あった。「このような返還墓地があり、新しい墓地の造成は考えていない」と市担当者は説明した。

ところでX市では、今後の墓地政策で一番のネックは墳墓の無縁化の進展と考えている。その対応策

として研究班では管理料の徴収を提案した。「管理者が誰かということや、管理されている状態がどうかということをつかりやすくするには、年間の管理料を取っていくというやり方が必要。名目的な金額でもいい。いくらかでも管理料を納めることで管理者をトレースしていくとか、追いかけていき、管理していく。たぶん1割近くは払わないと推測できるが、9割は徴収できる。たとえ、1,000円の管理料であっても、その徴収を通じて使用者の所在がつかめる」と強調し、実施しなかったことで発生する費用と対比させ相当のプラスなると指摘した。「葉書きを出して届いていれば管理者はいると考えられ、葉書が戻ってきたらこれは無縁になりつつあると判断できる」と研究班は言葉を加えた。

〈Y市要約〉 - Y市に送った「貴市における墓地等に関する『遺（焼）骨にかかわる施設』の現況調査票」のアンケート結果などを踏まえ、市（環境政策課環境衛生係）の担当者に墓地の取り組みや基本的な考え方などを聞いた。そして浮上したのが個人墓地の取り扱いだった。

まず、「みなし市営墓地」について聞いた。土地としては市有地なのだが、さまざまな経緯から古くから住む住民が独自に管理する集落や財産区が持っていた墓地、あるいは土地の所有がはっきりしない共有入会地にある墓地などがいわゆる「みなし市営墓地」で、市担当者は次のように話した。

「条例によって公の施設として位置付けられている墓地は18カ所あり、こうした墓地は地元が管理しているため当市としてはノータッチです。条例には使用料や管理料の規定はあるが、実際にいくら徴収しているかというのは把握してない」ただ一部だが、地元の管理組合と委託契約を交わしている墓地もある。一方で高齢化の進展もあって管理しきれなくなっている地域もあるという。「組合の高齢化が進んでいますから、中には毎年相談に来られるところもある。その時には台帳の整理を促すなど、と一定の助言をしている。高齢で台帳整理も難しいのが実情」と市担当者は話す。また市で引き取ってほしいというところもあるが、そもそも土地の所有者は市なのだからだから、新たな地縁団体などを探す必要もあり、悩ましい部分とした。

Y市の墓地行政で最大の問題は個人墓の対応だという。過去の許可件数では650カ所となっているが、警察が所管していた昭和23年以前の台帳ではほぼ500カ所以上あったことを把握している。ただし地区名は全部変更され、その台帳では場所もよく分からない状況だ。

「今は条例で個人墓を認めないようにしているが、合併前は個人墓が認められていた地域がある。そのあたりでうまく調整できてないところがあり、認めていくことも必要になってくると思っている。そういったときに承継という制度がないので、その方が亡くなったらまた新規に墓地の許可を取得するという把握が難しい部分があり、個人墓を認めるに当たってネックになっている」と市担当者は説明したが、山側に住む住民の中には昔からの慣習で個人墓を無断で造っていることも多いのが実情という。市議会の一般質問でも個人墓の緩和を促す発言もされているとのことであった。

〈Z市要約〉 - 市営墓地として市が管理しているところは現在4カ所ある。それぞれ118区画、77区画、105区画、388区画ある。研究班はこの4カ所の市営墓地の中で、無縁となっている墳墓の状況について聞いた。市担当者は「とくに増えていない」と明確に答え、これまでの墓地管理の経緯を次

のように示した。

「市営墓地などはずっと環境整備課が担当していたわけではなく、部署がいろいろと変わってきた経緯がある。環境整備課に移ってから各市営墓地の使用状況をきっちり調査している。それ以後は適正に管理し運営している。また、もともとは県で墓地の使用に関する許可権限を持っていた関係もあり、こちらの方できちっとした管理ができなかった状況もあった」Z市では庁内の移管にともなって、市営墓地の一斉調査を実施。「居住地や継承者、相続対象者などを追いかけて、ほとんどの方からご回答をいただいた。それ以降は1年おきぐらいにチェックし特段の問題点は発生していない」という。

続いて研究班は市営墓地の改葬について聞いた。市からの転出や、「承継者が高齢で子どもがなく、将来的に管理できなくなる可能性がある」などの相談は増えているか聞いた。市担当者は「市営墓地に関しては年に1件、2件ほどだ。核家族化ということで、子どもたちが都会に働きに行き、いわゆる『墓じまい』をどうすればいいかという相談がある。その場合、改葬の手続きをしてご返還いただくという流れをご説明している」と話し、「例えばT墓苑は現在35区画空いており、募集は随時受け付けをしている。その他の墓苑のKの2箇所に関してはほとんど空きがない状態で、空きが出たら再整備をして分譲募集をかける。U墓地は施設が古いため、周囲のブロックなどの補修をして年に数カ所の募集をかけている状況」

研究班は「古い墓地で数カ所の募集ができるというのは、そこはいわゆる返還というか、使用权を戻す方が多いということか」と水を向けた。市担当者は「今年は特に多かった」と応じ、「悩んでいた方はたぶん今までもずっとおられたと思っている。ただ最近ではテレビや新聞などのマスコミから墓の話題などが発信され、そのため改葬などに関してどのような方法があるか模索していると感じている。将来的にこれから増える可能性があるのか、それとも一過性なのか経緯を見守っていきたい」と個人的な見解として述べた。

もともとは昔からの村落共同体や財産区などで持っていた墓地で、最終的に名義上は市所有の土地になったものの、墓地の管理としては昔同様に集落、村落でやっている、いわゆる「みなし市営墓地」の存在を研究班は聞いた。「大きいところでは市街地の中に2カ所ある。山際の方には10～20区画の小規模な墓地が点在し、合わせるとかなりの数になる。また底地自体が市所有のものでない墓地も含めると相当数ある」と市担当者は把握しきれない状況を伝えた。

研究班の「このような『みなし墓地』や個人墓からの改葬許可の時には、どのような対応をしているか」との問いに、市担当者は「改葬に関しては、申請者に納骨されている方の証明などをしていただく形で書面として出している。具体的には、『親族の誰々がこちらに納骨されている』ということを申請者に一筆書いていただく。証明書や許可証はとくに取っていない」とした。ただし、証明書や許可書を提出してもらおうかどうかは、今後の課題とも話した。

以 上

第 6 章

6 (主に公営墓地における) 無縁改葬の現状

1 墓地の需要と供給

大都市首都圏では、昭和 30 年代、40 年代の急激な人口集中によるⅡ世である「団塊の世代」が、社会の第一線を退き始めているが、現在の棲家がふるさとであり、先代のように出身地に戻る習慣もなく、身近に墓地が必要と考えて、自宅近くにお墓を求める墓地の「都心回帰現象」が顕著になっている。

また、高齢化の進行に伴う死亡数の増加は、大都市圏のみならず中小都市においても墓地の需要圧力として、今後増すものと考えられる。

しかし、大都市はもとより、その他の都市においても特に広大な用地を必要とする新設墓地の供給は、下記の理由で容易なものではない。

- ① 一般的に公共用地が不足しており用地の確保が困難であり、
- ② 墓地は嫌忌施設と考える住民を説得する。 等

様々な問題が待ち構えている。特に、平成 24 年以降、地方分権により、「市」の権限が増し、墓地の経営許可権限が、都道府県から市へ移管され、「市」が市営霊園として許可を受ける側と許可を与える側の二つの立場に立ち「嫌忌施設と考える住民」への対応がより困難となっている場合が多いのではないだろうか。

横浜市でのメモリアルグリーンのように「墓地の新設用地の取得」と「周辺住民の要望との一致」がみられるのは、非常にまれなことである。

従って、既存霊園の活用が重要な要素となってきている。それは、墓地の再活用であり、墓所の返還促進と無縁墳墓の積極的な整理による従来型墓所の再貸付及び集合型墓地の新設であると考えられる。

以下、墓所の返還促進と無縁墳墓の積極的な整理について考察することとしたい。

2 既存墓地の再活用

(1) 既存墓地の利用（再貸付、集約型墓地の設置）

平成 26 年 3 月『地域における墓地埋葬行政をめぐる課題と地域と調和した対応に関する研究報告書』（以下、「平成 25 年度報告書」と言う。）によると、「希望するお墓の形態」従来型（和型・洋型・芝生型）の墓地は、約 8 割の方とまだまだ多く、集約型墓地（合葬型、樹林樹木）は、約 2 割で、既存墓地の再活用は重要課題である。

一般に、再活用可能な空きとなる墓所は、「使わなくなった墓所の返還」と「無縁墳墓の整理」により生みだされる。

(2) 使わなくなった墓所の返還

墓所が使われなくなる主な原因は、①遠隔地へ転居し、墓参が困難になり転居先で墓所を求めた。②承継者のいないため、外に永代供養の墓を求めた。などであろう。

しかし、墓所の返還（契約等の解消）は、実は簡単ではない。それは、下記のように多額の費用を要する「原回復義務」が伴う。

(参考) 埋蔵施設等の原状回復

東京都霊園条例第16条には、「使用者は、埋蔵施設の全部若しくは一部・・・を使用しなくなったときは、直ちに知事に届け出るとともに、当該施設を原状に回復しなければならない。ただし、知事が特別な事情があると認めるときは、②原状に回復することを要しない。」と規定されている。

原状回復義務は、霊園側が設置した『墓石、カロート』を活用する『芝生型』や『壁型』ならば、遺骨を改葬することで足り、大きな費用負担は伴わないが、和型等の従来型ならば、遺骨の改葬と墓石を撤去し、更地にする費用が発生する。

原状回復費用 全国墓園協会が、会員から徴したアンケートによると4㎡墓所の原状に復する費用は、10万円から45万円とされている。

この金額は、ご先祖のお墓を建てようという積極的な状況であればともかく、上記①及び②の状態に有る者や年金生活等の世帯にとっては、かなりの負担額である。

一方、毎年の管理料は、公営霊園の場合少し幅があるとしても4㎡程度の墓所ならば、2,000円～10,000円程度であり、管理料を徴していない市などもある。

このように、原状回復費用と安価な管理料のギャップ*があり、返還すべき状況にあっても、原状回復費用と管理料の額を考えもう少し様子を見たいというのは当然の心情である。

また、生活困窮者にとって、多額の原状回復費用は負担できるかとなると、疑問を呈さざるを得ない。このような場合、遺骨の改葬は別として、上記東京都の条例但し書きのように、特別な場合、更地の状態に戻す「原状回復」を伴わない「現状のまま返還」制度を設定している自治体もある。

*原状回復費用と安価な管理料のギャップ

例えば東京都では、一般墓所の管理料の㎡単価が、年610円（平成27年1月現在）、区画面積3～4㎡の墓所が多く、年2、3千円なら原状回復費用よりはるかに安い。

しかし、躊躇しているうちに、使用者が亡くなり、結局は無縁化していくこととなる。

後に触れるが、従前に比較し、無縁改葬手続きは簡素化されたとは言え、手続きに伴う期間は、数年必要であり、無縁墳墓の整理にもかかる費用はばかにならない。

したがって、このような状況の解決策として返還促進策をとり、無縁化を防ぐ方法を考えていかなければならない。

(3) 返還促進策

繰り返すが、返還理由として「墓所を守っていくのが困難である。」と言うことであり、具体的な理由として①承継すべき者がいない。②墓地が自宅から遠距離であり、近くに墓をもちたい。であろう。

これらの理由を持つ者として、「i 遺骨の改葬先がない。ii 費用負担が大きい、」が、悩む原因であり、このことの解決が返還促進策となる。

「i 遺骨の改葬先がない。かつ、自らの墓が亡くなってしまう。」への解決策としては、合葬墓地の活用が良いと思われる。この実例として、

・特例改葬制度・・・首都圏S市

条例で以下の場合の合葬墓地への改葬を認めている。

一般墓所から改葬しようとする者

以下の規定により、一般墓所を返還する者

- ① 墓石付芝生墓所の試用期間満了したとき
- ② 一般墓所を使用する必要がなくなったとき

・施設変更制度・・・首都圏T市

T市の場合もう少し明確に無縁墳墓化を避けるためと規定している。

「・・・埋蔵施設の利用者について、当該使用者が死亡した場合において当該使用者の地位を承継する者がいないと認める場合は、当該使用者からの申し出により、使用する施設を・・・合葬施設に変更することができる。」

お墓を守っていくことが難しくなったにもかかわらず、埋葬されている遺骨の改葬先がない、自分や配偶者も入るお墓がない使用者のための制度であり、現在使用しているお墓を原状回復して返還を条件として合葬墓地を活用するもの。

遺骨の改葬先として、また使用者及び配偶者の将来の埋葬先として合葬墓地へ施設を変更するので、施設変更制度と言われている。

使用者のみならず、T市にとっても墓所の返還促進策として、有効なもので、毎年この制度により

- ① 4百近い空き墓所が発生し、次に貸付け可能な墓所として市民に提供でき、
- ② 近い将来発生する無縁墳墓の発生を避けられる一石二鳥の優れた制度である。

「ii 費用負担が大きい、」への解決策としては、

・「現状のまま返還」に代表されるように、遺骨の改葬は使用者の役割として、原状回復費用を利用者に負担させないことである。現状のまま返還には、生活困窮者と言う条件が付されている。

そのため、多くの利用者には該当しない。全ての使用者に該当させるとされれば、税金の投入であり住民の理解が得られるか。

再貸付による使用料収入との比較も必要であり、墓地需要と使用料収入の検討も重要である。ただし、霊園の経営・管理には、企業会計的視点が必要である。

原状回復義務の軽減を図ることにより、経済的理由により返還を渋っていた使用者に早期返還を進めることが可能となる。もちろん、返還工事費用の支出となるが、

- ①無縁化を防げ、事務費用・時間の省力化が図れ、
- ②霊園使用待機者への早期貸付が可能となる。
- ③無縁化すれば、貸付のための原状回復工事は元々市営霊園の経営者負担である。

このような考えをもとに、積極的な「墓所返還」を図り、毎年一定数の貸付墓所を確保している自治体がある。

墓地需要の強い弱い差はあるが、後々の無縁墳墓整理事務の手間と費用、原状回復費用を勘

案すると妥当な判断であると考える。

また、個々に使用者が返還工事をする場合の費用より、自治体がまとめて工事を行うことにより原状回復費用を抑えることは可能である。

3 無縁墳墓の整理

(1) 無縁墳墓問題の歴史

(2) 使用許可の取消から無縁墳墓整理まで

使用許可の取消と無縁墳墓整理とは同一のものではないが、一連の処理と考えざるを得ない。

・取り消し事由

各自治体それぞれの霊園条例において使用許可の取消の規定を設けているが、東京都の霊園条例を例にとってみよう。

霊園条例第 21 条（使用許可の取消し等）

知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、埋蔵施設又は収蔵施設の利用者に対し、この条例の規定によってした許可若しくは承認を取り消し、又は行為の中止、原状回復その他当該施設の適正な使用の確保のために必要な措置を命ずることができる。

一 （省略）

二 第 13 条第 1 項の管理料を 5 年間納めないとき。

三～五（省略）

代表的な取り消し事由に「管理料の滞納」がある。東京都の場合、5 年間納めないときとされているが、自治体により 3 年から 10 年とされている。

なお、使用許可の取消から無縁墳墓整理までの流れは、次の通りである。

①請求書の返戻

②使用者の在籍調査（住所調査・・・公用請求）

本籍地への調査が有効で、戸籍の付票を取れば、現住所の確認も可能である。

この場合の注意事項として、戸籍筆頭者の把握も重要である。公用調査の回答として、「筆頭者が分からなければ確認できない。」というケースが見受けられる。

③使用者住所の判明・・・支払の督促

④使用者死亡

⑤戸籍調査と縁故者の確認・・・承継指導

⑥使用許可の取消・・・不利益処分

(参考) 不利益処分

不利益処分の関連法規は次のとおりである。

行政手続法

第 13 条（不利益処分をしようとする場合の手続）

行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従いこの章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見

陳述のための手続を取らなければならない。

- 一 次のいずれかに該当するとき 聴聞
 - イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき
- 以下略

第 15 条（聴聞の通知の方式）

行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
 - 二 不利益処分の原因となる事実
 - 三 聴聞の期日及び場所
 - 四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- 以下略

第 18 条（文書等の閲覧）

本文略

（3）墓地埋葬法施行規則 3 条の注意点

- 規則 3 条は墓地管理者による無縁墳墓の改葬規定であり、申請に当たっては、必ず改葬先の墓地を準備しておかなければならない。所謂「無煙塚」である。合葬墓地等が考えられるが、縁故者による遺骨の返還などが考えられるので、当初から合祀することはできないと考えるべきである。当該地方公共団体の条例により「不朽の容器に入れて保存すべき」との規定もある。
- 規則 3 条は、行政法規であり、行政上の形式要件を定めたものであり、私人間の権利義務関係について定めたものではない。つまり、規則 3 条では、埋蔵遺骨の改葬ができるだけで、墓地使用权及び墓石等の所有権に関する民法上の義務関係について消滅を確定してゆくためには、他の方法を取らなければならない。
- 規則 3 条は、無縁墳墓の改葬について定めたものであり、改装後の焼骨の祭祀義務はないものとするべきである。

（4）墓地埋葬法施行規則 3 条による手続き

①無縁墳墓の改葬許可申請書

墓地法第 10 条による墓地の経営許可を受けた墓地経営者又は管理者

②改葬許可申請書の提出先

当該墳墓（死体又は焼骨の現に存する）所在地の市町村長

③改装許可申請の条件

改葬許可の申請にあたっては、無縁墳墓（墳墓又は納骨堂）に埋葬された死体

又は埋蔵された焼骨に関して、縁故者等（縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者）の有無を確認するため、事前に次の事を行う。

- ・官報へ死亡者の本籍・氏名・墓所使用者等を掲載し、縁故者等は1年以内に申し出るべき旨公告する。
- ・無縁墳墓等の見やすい場所に立札を設置し縁故者等、は1年以内に申し出るべき旨掲示する。
- ・官報と立札の記載内容は同一であること。

④提出書類

ア 改葬許可申請書

- ・死亡者の本籍、住所、氏名及び性別
- ・死亡年月日
- ・埋葬又は火葬の場所
- ・埋葬又は火葬の年月日
- ・改葬の理由、改装の場所（改葬先）
- ・申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は収蔵委託者との関係

なお、死亡者の本籍、住所、氏名及び性別、死亡年月日などが不明の場合「不詳」との表示でも可とされている。

イ 添付書類

- ・無縁墳墓の写真及び位置図
- ・掲載された官報の写しと立札の写真
- ・期間中に申し出がなかった旨を記載した書面（聴聞調書・報告書等）
- ・その他市町村長が特に必要と認めた書類

(5) 無縁墳墓整理事務の流れ

- ①対象者の決定、調査整理墓等の作成
- ②現地調査
- ③立札の設置・掲示
- ③官報への掲載
- ④在籍調査・・・使用者の存否及び親族を戸籍謄本により調査
- ⑤存命使用者への管理料の請求
- ⑥縁故者への承継指導
- ⑦取消対象者名簿の作成
- ⑧聴聞会の資料作成と関係者（名あて人：使用者・縁故者）への通知
- ⑨聴聞会
- ⑩使用許可の取消
- ⑪無縁改葬手続き
- ⑫改葬工事

以上の様な流れを持って無縁改葬がなされると考えるのが、一般的と思われるが、使用許

可を受けたものが死亡すると許可は当然消滅し、縁故者の有無にかかわらず不利益処分には該当しないとして、「聴聞→不利益処分」は使用者のみ（従って、上記名あて人は使用者）が該当するとしている自治体もある。

(6) 所有権と時効→20年後の合葬

無縁の焼骨等の保管については、下記のように、各市・区の条例は様々であるが、保存期限については言及されていない。

親族への返還を考慮に置き、丁寧な保管を求めているが、無期限でこのような保管方法を取るのには、多くの無縁塚を設置せざるを得ず、市民の了解を得られるとは考えられない。また、今後積極的に無縁墳墓の整理を進めていく上で、いずれ「無縁塚」から「合葬墓」へ進めていかなければならない。

そこで、時効による所有権の主張を想定し、一定期間、20年程度個別に保管しておけば、問題が生じないと考えられる。

(参考条文：民法 所有権と時効)

第206条

所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。

第162条

20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。

(参考)

無縁の焼骨等の保管等

無縁の焼骨等の保管等については、各地方公共団体で、「墓地等の構造設備基準及び管理の基準等に関する条例」等により規定されている。

(例1 F市)

第22条 墓地又は納骨堂の経営者は、無縁の焼骨等を発掘し、又は収容したときは、これらを当該墓地又は納骨堂の一定の場所に保管しなければならない。

2 前項の場合において、墓地又は納骨堂の経営者は、焼骨等の発掘又は収容の場所及び年月日その他必要な事項を記録しておかなければならない。

(例2 K区)

第14条 墓地又は納骨堂の管理者は、無縁の焼骨等を次に定めるところにより保管しなければならない。

(1) 無縁の焼骨を発掘し、又は収容したときは、一体ごとに陶器等不朽性の容器に納め、その容器には、死亡者の氏名、死亡年月日及び改葬年月日その他必要な事項を記載しておくこと。

(2) 無縁の遺体又は遺骨(焼骨を除く。)を発掘したときは、火葬に付す等適正な処置をした後、前号に定めるところにより保管すること。

第 7 章

7 研究で得られた知見と考察、提言

多死社会を迎える我が国であるが、平成24年4月、墓地経営等の権限がすべての市区に委譲されるという大きな局面を迎えた。公共の福祉に資するための墓地行政においては、地方自治体は今後どのような基準や方向性をもって、新たな方策を取り得るのだろうか。個々の地域における墓地ニーズをふまえながら、今後も人口減少状態が続くことを考慮し、見直すべき課題とその対応策（広域による共同連合の方向性等）について述べることで本研究の提言としたい。

7-1 研究で得られた知見と考察、提言

① 墓地埋葬行政における課題と対応に関する情報収集として、全国47都道府県別に、今後必要とされる墳墓等施設に関する将来推計を行った。本報告書では、既往の算定方法のなかから、数多くの報告書等で用いられ、検証・評価がなされている2つの方法を使用した。その結果、人口減少が顕著な道府県では、既に、死亡者が発生しても、これを火葬、納骨を行う同居人は存在していない状態が顕在化している状況が、現在、人口が集中している都府県においても、将来20年後（2050年）には同様の状況に至ると想定されることが明らかとなった。

② 次に、各地方公共団体における公営墓地の現状の調査とその使用規則（使用条例）について調査を行った。

これまでの厚生労働省（旧「厚生省」時も含む）においては、昭和23年以降、「墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則」という方針が貫かれてきた。その方針は「墓地経営・管理の指針等について」（平成12年12月6日 生衛発第1764号）（以下「指針等」と略）においても、あらためて明確化された。

しかしながら、今回の調査結果では、3分の一近い市において、公営墓地が整備されていないことが明らかとなった。昨年の研究においても、公営と民営（墓地）との役割分担を指摘したが、その実現への重要性があらためて確認された。

③ 収集した公営墓地の使用規則（使用条例）を分類・整理した結果、「指針等」で示されている「墓地使用権型標準契約約款」と必ずしも整合性がとられていないことが認められた。公営墓地における使用権の発生は契約に拠るものではないが、その経営・管理の態様は、民営墓地と大きく変わるものではない。個々の地域における墓地ニーズを踏まえつつも、人口減少状態が今後も続くことを考慮すると、管理料は一括徴収など、今後取り組むべき課題は明らである。

④ 地方公共団体にヒアリング結果では、公営墓地の経営・管理において並行して考慮される民営墓地は、宗教法人による墓地や、公益法人による墓地ではなく、むしろ個人墓や集落・共同墓地の役割・存在感が大きい。これまで、個人墓や共同墓地に対する墓地行政は、「個人墓地の疑義について」（昭和27年10月25日衛発第1025号）等をはじめとして、一貫して抑制的な施策がなされてきた。

周辺地域における墓地設置に対する住民の意識からしても、個人墓や集落・共同墓地の存在を

前提とした合理的な行政施策の確立が求められる。

⑤ 平成25年度の厚生労働科学研究特別事業「地域における墓地埋葬行政をめぐる課題と地域と調和した対応に関する研究」において、特別区及び人口5万人以上の市を対象に（地方自治法の定めにある「市」の人口規模を根拠）、墓地行政に関わる規範（条例、規則）を収集した。今回の調査では、調査対象を広げた結果、条例、規則の制定する以前の、役所の内規のみによって墓地埋葬行政を行っている市が未だ存在することが推測される結果となった。これは墓埋法が墓地等の経営許可及びその他の指導・監督権限を都道府県知事から市長に委ねていることから、市長に広い裁量権が与えられているとの考え方が背景にあることが考えられる。

また、送付された事務取扱要領（要綱）には、他の市が定めている条例（簡潔なもの）や施行細則に近い内容を有するものも散見された。

墓地埋葬行政の公正さと公平性を担保するとの見地からは、墓埋法の施行のための準則が、地方議会の関与のもと、各方面の意見を集約したものであることが望ましく、許可要件が合理的かつ明確で、かつ、それが外部の者にも検証できることが行政の恣意的判断の抑制に資することにもなるわけであるから、今後は、より多くの市の墓地埋葬行政が、単なる内部準則にとどまらない公の規範によって運用されることが必要である。

しかしながら、上記の結果から判断すると、都道府県知事に代わって市長が墓地埋葬行政を行うことを念頭においた準則の制定が、未だになされていない市が、存在することも推測される。早急に、準則の整備が行われるべきである。

7-2 他の法令等との比較と地方分権化に伴う墓埋法運用の課題

① 墓地埋葬行政の機能不全の顕在化

今回の調査を踏まえると、墓地埋葬行政において、墓埋法が「市」が受け皿となることについての疑問は多い。

我が国では、これまで繰り返し、墓埋法関連の通知・通達で「墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則であり」ということが繰り返し述べられてきた¹。

それにもかかわらず、1/4から1/3の「市」が公営墓地を有してしないことが明らかとなった。

地方分権化は、公営墓地の整備を促すことにつながるのだろうか。

たとえば、「指針等」における、「2 墓地経営の許可に関する指針」の「(2) 墓地経営主体」について、「名義貸し」の防止に留意する必要性に関して、「(都道府県における) 宗教法人担当部局と連絡をとりながら、実際に当該宗教法人が墓地経営許可を行うことができるのかを十分に精査す

¹（「昭和12年12月17日付警保局警発甲第154通牒」「昭和21年9月3日付発警第85号」「昭和23年9月13日付厚生省発衛第9号」「昭和43年4月5日環衛第8058号」「昭和46年5月14日環衛第78号」「平成12年12月6日生衛発第1764号」等）

る必要がある」と述べている。

同「指針等」では、他の箇所でも、宗教法人からの報告徴収に関して、「宗教法人所管部局と連絡をとって、状況の把握に努めることも有効」と述べられている。

しかし、宗教法人を所管する文化庁、各都道府県では、宗教法人及びその関係者の信教の自由に配慮し、宗教法人に関する情報については厳格な管理が行われているため状況の把握がスムーズに行われていないという事例が報告されている。

本研究では、47都道府県における宗教法人所管部署に対する対応事例の調査までは踏み込んではいないが、今後は、「指針等」で述べられているように、宗教法人担当部局と連絡をとりながら、当該宗教法人に墓地経営許可を行うことができるのかを精査するために、行政庁間でのコンセンサスの確認が求められるところである。

② 「墓地計画標準」の非現実性

他にも様々な課題が残る。前述「指針等」においては「墓地計画標準」に対する言及がなされ、「参考にすることが適切」とされている。

然し、墓地埋葬行政が「市」単位となると、この「墓地計画標準」に見合う規模の墓地が、「市」で許可し得るのであろうか。

たとえば、人口5万の市を想定した場合、年間に必要とされる墓地及びこれに類する施設の数は100に満たない（「大阪府方式」_高橋理喜男-大阪府立大学及び「樹系図方式」_横田睦-東京工業大学などに拠る推計）。しかし、「墓地計画標準」においては、10万㎡以上、1～3万区画もの規模の墓地が想定されている。

近年ではこうした公営墓地が開設されることは極めて稀であり、民営墓地の場合であっても、1万㎡未満、3,000区画という規模が多い。さらに3000区画であっても、人口25万以上、年間に必要とされる墓地及びこれに類する施設のニーズが、毎年1,000以上生じる地方公共団体でなければ、墓地埋葬行政の実務担当が許可を行うことは難しいであろう²。

我が国には790の市があるが、この人口25万以上の規模を有するのは、僅か91市、残る9割近い市で、一体、どれほどの実現可能性があるのであろうか。

そうした市では、公営墓地が無い、あったとしても満杯であり、既存の寺院境内墓地の拡張等のみが許可される状況が続くようであれば、既存の寺院の信者ではない住民、無宗派を望む住民は新たな墓地を求めることは出来なくなるということも想定される。

現実的な対応方法として考えられるのは、既存の個人墓地、共同墓地等のうち、一定規模を有するものについて、その管理・運営に行政が積極的に関与し、そうした墓地内の整備や拡張など

² （昭和34年5月11日建設省発計第25号建設事務次官通知。現在では「地方六団体地方分権推進本部」より、平成12年5月1日付各都道府県地方分権担当部長（地方分権担当課・市町村担当課扱い）宛「『地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律』の施行に係る通達の見直し等に関する調査結果について」による、「本通知—「墓地計画標準」—の性格が整理されないと計画策定に支障を来す」ものとして支障事例に挙げられている）

を通し、実質的な公営墓地として機能させる方策。

その他、既存の寺院等、宗教法人がその敷地内に墓地を設ける、あるいは拡張する際に一定の割合で宗旨・宗派を問わず、当該法人に帰属せずとも墓地使用者となり得るものを設けることを許可条件とすることなどが考えられる³。

これらに加えて、市等への移管が現実化するに至った現在、分権化された墓地埋葬行政が実質的に有効となるよう、分権化を踏まえた広域行政化があげられる。

たとえば政令市においては、年に1度、各々の情報交換の場が設けられているおり、また、各都道府県単位、又は各都道府県を分割した単位とする広域火葬場防災コミュニティの例示として「関東甲信越静ブロックにおける広域火葬応援に係る覚書き」を挙げることが出来る。これは、関東甲信越静ブロック環境衛生主管課長会（以下「課長会」という）を構成する東京都、新潟県、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、神奈川県、山梨県、長野県、千葉県、静岡県、横浜市、川崎市及び千葉市（以下「都縣市」という）は、平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災における未曾有の人的被害への対応を教訓として、災害時における被災市町村の円滑な火葬計画の推進に必要な火葬場のあっせん等に係る迅速な広域的対応を確保するため、都縣市の連絡方法等について申し合わせている。

今後、より適切な墓地埋葬行政となるよう、その見直しは常なるものとして求められている。

³（こうした指導は、宗教法人側からは自身の信教の自由を阻害するものとしての権利衝突が生じることが予測されるが、近年の境内墓地と墓地使用者、使用権を巡る争いに係る判決では、宗教法人側の宗教的自由、権利より、墓地使用者の墓地使用権に重点を置く傾向がみられる。「福岡高裁判昭59・6・18判タ535・218」「東京地判平2・7・18判タ756・217」「東京高判平8・10・30判時1586・76」「宇都宮地判平24・2・15判タ1369・208」等）

謝 辞

まず、本研究に際して、資料等の照会の要請にお応えいただいた各地方公共団体、並びにヒアリングなど、貴重な時間を割き、御協力下さった各地方公共団体、御担当の方々に、心より御礼申し上げたい。

また、アンケートの施行に際しては、全国の市及び特別区における墓地行政に係る方々の御協力がなくては本研究事業の成果を得ることは出来なかった。併せて御礼申し上げる。

加えて、喜多村悦史（東京福祉大学）氏、小谷みどり（第一生命経済研究所）氏、泊瀬川 孚（日本環境斎苑協会）氏の各位におかれては、御多忙であるにもかかわらず、本研究事業を進めるにあたってのCOI（利益相反）委員の就任を御快諾いただき、研究事業が進捗する過程で、これを検証していただくことと併せて、適時、的確なアドバイスをいただいた。その他、多くの方々の御協力・御助力を得て、本報告書を取りまとめることが出来た。再三になるが、改めて御礼申し上げる次第である。

平成27年 3月

平成26年度厚生労働科学研究費補助金
「墓地埋葬行政をめぐる社会環境等への対応の在り方に関する研究」
研究者一同

関連資料

- ① 我が国における公営墓地使用条例・規則について
条例の規定研究

本研究の対象とした分析の条例

No.	県名	条例の名称	A. 市長の設置権の事項	B. 許可取消しの要件	C. 使用権の消滅規定	D. 無償改葬に関する事項	E. 使用料等の選付	F. 罰則	G. 特異な事項	
2	北海道	〇〇市墓園条例	4 墓園を使用しようとする者は、市の区域内に住所を有する者、ただし、市に特別の事由があると認められた者については、この限りでない。 16 市長は、使用者が原状回復義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。 18 市長は、墓園の管理上又は公益上特に必要があると認めるときは、墓地の使用権者に対し、改葬もしくは物件の移転を命ずることができ、その費用を補償する。 18 血前項の場合において市長が必要と認めるときは、その費用を補償する。	15(1)許可の目的以外に使用したとき (2)偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき (3)3年間管理料を納めないうとき (4)使用許可を私用したため設備を設けないとき (5)法令またはこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき	17 次の各号に該当するときは、墓地の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、相続人または親族等で祭祀をつかさどる者がいないとき (2)使用者の住所が10年以上明らかでないとき	17 前項の規定により使用権が消滅したときは、市長は、当該墳墓又はその他の物件を一定の場所に改葬し、もしくは移転することができる。	20 既納の使用料および管理料は、還付しない。ただし、墓地の使用権が使用許可を受けた後2年以内はその墓地を返還したときは、既納の使用料の5割の額を還付する。	22 次の各号の一に該当する者に対しては、5万円以下の過料を科す。 15 葬祭その他不正な行為により墓地の使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた額の5割に相当する金額以下の過料に処する。 II 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1)許可を授けずして墓地を使用し、又は既納した者 (2)許可を授けずして区域以外の墓地を使用した者		
3	北海道	〇〇市墓地及び火葬場条例	3 墓地及び火葬場は、市に居住する者その他市長が特に認める者が使用することができる。 8 市長は、特別の理由があると認めるときは、一般墓地の使用料を減免することができる。 9 市長は、墓地の使用につき、公益上又は管理上必要な条件を付し、又は制限を設けることができる。 11 市長は、公益上又は管理上必要な理由を以て、改葬又は地上物物の移転を命ずることができる。	12(1)墳墓の設置以外の目的に一般墓地を使用したとき (2)一般墓地を他に移転したとき (3)一般墓地の使用権者及びその親族が住所を明確にしない日か改葬が住所を明確にした日から放棄の年まで20年を経過したとき (4)墳墓等が祭祀をつかさどる者がいないとき	14(1)一般墓地の埋葬者がいない日かつ2年を経過したとき (2)一般墓地の使用権者及びその親族が住所を明確にした日から放棄の年まで20年を経過したとき	14(1)一般墓地の埋葬者がいない日かつ2年を経過したとき (2)一般墓地の使用権者及びその親族が住所を明確にした日から放棄の年まで20年を経過したとき	7 市長において墓地の返還を命じたとき、(同条第2項)による重使用の許可を授けずして、次の区分により使用料及び管理料を徴収する。 (1)表葬地のとき 既納使用料及び管理料全額 (2)既葬地のとき 既納使用料及び管理料の100分の70	18 許可を授けずして墓地を使用し、又は既納した者に対しては、5万円以下の過料を科すことができる。 18 許可を授けずして墓地を使用し、又は既納した者に対しては、5万円以下の過料を科すことができる。 (1)表葬地のとき 既納使用料及び管理料全額 (2)既葬地のとき 既納使用料及び管理料の100分の70		
4	北海道	〇〇市墓地条例	3 前項の許可を授けることができる者は、本市に住所を有する個人と認める。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 5 使用料及び管理料は、市長が特に認めるときは、減免することができる。 10 市長は、墓地における工作物その他の施設につき、必要な制限を付することができる。 12 墓地には、使用権者及びその親族のほかは、埋葬することを許さない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者で特に市長の許可を得たときは、この限りでない。 (1)使用権者又はその親族の親族であつて、他に埋葬する責任者がいないとき (2)使用権者の特別の縁故者で他に引受人がないとき (3)使用権者が義務を履行しないとき、これを催告してなお履行しないときは、市長が相当の措置をしてその費用を義務者から徴収する。	15(1)使用許可の目的以外に使用したとき (2)偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき (3)使用許可を私用したため設備を設けないとき (4)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき (5)公益上必要な理由が生じたとき	18(1)使用者が死亡し、相続人又は親族等で祭祀をつかさどる者がいないとき (2)使用者の住所が10年以上明らかでないとき	19 前項の規定により使用権が消滅したときは、市長は、工作物その他の物件を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。	7 使用者が、使用許可を受けた後、3年以内にその墓園を返還したとき又は合葬墓の生前予約の使用許可を受けた者が使用許可を受けた日から5年以内に墓園の使用権を他人に譲渡し、又は既納した者 (3)前条の規定に違反した者	23 次の各号の一に該当する者に対しては、5万円以下の過料を科す。 (1)許可を授けずして墓園を使用した者 (2)墓園の使用権を他人に譲渡し、又は既納した者 (3)前条の規定に違反した者		
5	北海道	〇〇市墓地及び火葬場条例	3 市長が管理上支障があると認めるときは、その使用を承認せず、若しくはその使用につき条件を付すことができる。 4 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。 5 墓地の使用権は、市長が特別の事情があると認めるときは、20坪メートル以内限り使用許可することができる。	7(1)墳墓の設置以外の目的に使用したとき (2)この条例に違反したとき (3)使用の承認後3年を経過しても使用しないとき	18(1)使用者が死亡し、相続人又は親族等で祭祀をつかさどる者がいないとき (2)使用者の住所が10年以上明らかでないとき	19 前項の規定により使用権が消滅したときは、市長は、工作物その他の物件を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。	7 使用者が、使用許可を受けた後、3年以内にその墓園を返還したとき又は合葬墓の生前予約の使用許可を受けた者が使用許可を受けた日から5年以内に墓園の使用権を他人に譲渡し、又は既納した者 (3)前条の規定に違反した者	4 合葬墓に対する市長の許可は、次の区分による。 (1)焼骨の埋蔵 (2)生前予約の使用		
6	北海道	〇〇市墓園条例	3 墓園を使用しようとする者は、市の区域内に住所を有する者でない限りはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 6 市長が特に必要と認めるときは、管理料を減免することができる。 9 市長は、墓園の使用権者に対し墓園の使用について管理上必要な制限を付し、若しくは必要な措置を命ずることができる。 17 使用者は、その場所を現状に回復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。 20 市長は、管理上又は公益上特に必要があると認めるときは、使用者に対し改葬もしくは物件の移転を命ずることができる。	11(1)使用許可を授けた日から3年以内で使用しないとき (2)この条例又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき (3)公益上の必要が生じたとき	10 墓園の使用権は、次の各号に該当するときは、消滅する。 (1)使用権者が死亡した日から3年を経過しても使用権を承継する者がいないとき (2)使用権者の所在が不明となつた日から10年を経過したとき	16 市長は、第10条の規定により使用権が消滅したときは、当該墳墓、埋蔵された死体、埋蔵された焼骨等を改葬し、移転することができる。	8 埋葬料の選付は、還付しない。 8 埋葬料の選付は、還付しない。	18 第3条の規定による許可を授けずして墓園を使用した者は、5万円以下の過料に処する。		3 墓地の使用は、出願の順に従い、同一場所につき2人以上以上同時申込みのあった場合は、墓をもつてその順を定める。 6 市長は、墓牌その他の設備に生じた損害について、その賠償を負わなければならない。
7	北海道	〇〇市墓地条例	4 墓所の使用の申込みをすることができるものは、本市に引き継ぎ6月以上居住し、本市の住民基本台帳に記載されている者 7 市長は、墓所における工作物等に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。	10 墓園の使用権は、次の各号に該当するときは、消滅する。 (1)使用権者が死亡した日から3年を経過しても使用権を承継する者がいないとき (2)使用権者の所在が不明となつた日から10年を経過したとき	16 市長は、第10条の規定により使用権が消滅したときは、当該墳墓、埋蔵された死体、埋蔵された焼骨等を改葬し、移転することができる。	8 埋葬料の選付は、還付しない。 8 埋葬料の選付は、還付しない。	18 第3条の規定による許可を授けずして墓園を使用した者は、5万円以下の過料に処する。	3 墓地の使用は、出願の順に従い、同一場所につき2人以上以上同時申込みのあった場合は、墓をもつてその順を定める。 6 市長は、墓牌その他の設備に生じた損害について、その賠償を負わなければならない。		
8	北海道	〇〇市墓地使用並びに使用料に関する条例	5 墓地使用料納付の滞りがない者は、市長においてこれを免除することができない。 6 市長は、使用者に対し使用場所の設備、又は維持につき、管理上必要な措置をとらせることができる。 9 市長は、境内地における工作物その他設備につき必要な制限を付すことができる。	7(1)許可を授けた目的以外の用に供したとき (2)使用権を得た後満1年を経過するも使用しないうとき (3)条例に違反し、墓地使用の権利を他人に譲渡したとき (4)この条例、又はこの条例の目的に違反したとき	16 市長は、第10条の規定により使用権が消滅したときは、当該墳墓、埋蔵された死体、埋蔵された焼骨等を改葬し、移転することができる。	8 埋葬料の選付は、還付しない。 8 埋葬料の選付は、還付しない。	18 第3条の規定による許可を授けずして墓園を使用した者は、5万円以下の過料に処する。	3 墓地の使用は、出願の順に従い、同一場所につき2人以上以上同時申込みのあった場合は、墓をもつてその順を定める。 6 市長は、墓牌その他の設備に生じた損害について、その賠償を負わなければならない。		

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁改葬に関する条項	E 使用料等の選付	F 罰則	G 特異な条項
9	北海道	〇〇市墓地条例	8 市長は、使用許可について墓所の管理上必要な条件を付すことができる。 11 市長は、墓地の管理上の必要があるときは、使用者に対し、墓所の使用について制限を課し、又は適当な措置を講ずることができる。 11 1 使用者が前項の措置を採らないう場合は、市長は自らこれを行い、その費用を当該使用者から徴収することができる。 13 市長が特に認められた場合は、返還に際して戻付に復することを要しない。 13 1 返還義務を有する者が返還しない場合は、市長は、当該措置に準じた費用を当該義務者から徴収することができる。 14 市長は、墓所の使用許可を取り消した場合は、法定手続に従って、墓所に埋設された棺体又は埋蔵された屍骨を他の場所に改葬し、当該墓所を原形に戻すことができる。 6 市長は、墓園使用者に対し管理上必要な制限又は条件を付することができる。 9 市長は、使用者が原状回復の義務を履行しないときは、使用者に代ってこれを行いその費用を使用者から徴収する。	12(1) 使用者が死亡し、又は所在が不明となり、かつ、承継者がいないとき (2) 使用許可を受けた目的以外に墓所を使用したとき (3) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき	8(1) 許可の目的以外に使用したとき (2) 許可の他の不正な手段により使用許可を受けたとき (3) 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき 11(1) 使用許可の日より3年以上経過して使用していないとき (2) 本条例に違反し報告しても尚之に反しないとき (3) 公益上必要が生じたとき。	13 無縁と認められる墓地及び墓所は市長が定めることにより、13 1 前項の処分の場合には、6ヶ月前にこれを公示しなければならぬ。	9 使用者が使用許可を受けた日から3年以内に墓所を返還したときは、墓所の使用料の2分の1に相当する額を返付する。 10 使用許可を取り消された以外の理由で墓園使用者が使用許可を受けた後3年以内にその墓園を返還したときは、当該使用料及び管理手数料の100分の50の額を返付する。 10 1 使用許可を存する墓地を返還しても既縁の使用料は返付しない。		
10	北海道	〇〇市墓園条例	6 使用料を納付する責力がなく認められる者に對しては、市長において減免することができる。 7 特別返還を除き特別の事情があるときは、総評数25平方メートル以内において1区画を超えて許可することができる。 3 市長が特別の理由があると認めるときは、市外に住所を有する者でも墓地を使用することができる。 8 2 墓地内における工物等は、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 11 使用者の原状回復がされない場合は、市長が代行し、その費用は使用者が負担するものとする。	8(1) 使用者が法令又はこの条例に違反したとき (2) 墓地使用の許可を受けた日から3年を経過しても墓地を使用せず又は墳墓として使用しないとき (3) 墳墓の設置以外の目的に使用したとき。					
11	北海道	〇〇市墓地条例	3 市長が特別の理由があると認めるときは、市外に住所を有する者でも墓地を使用することができる。 8 2 墓地内における工物等は、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 11 使用者の原状回復がされない場合は、市長が代行し、その費用は使用者が負担するものとする。	10(1) 使用者が法令又はこの条例に違反したとき (2) 墓地使用の許可を受けた日から3年を経過しても墓地を使用せず又は墳墓として使用しないとき (3) 墳墓の設置以外の目的に使用したとき。					
12	北海道	〇〇市墓地設置条例		2(1) 使用許可の日から5年以上経過して使用しないとき (2) 使用者の所在が不明になって10年を経過したとき (3) 公益上必要が生じたとき。					
15	北海道	〇〇市墓地使用条例	4 市長において墓園に使用料を納付できない者と認めるときは、免除することができる。 6 特別の事情がある者に対しては2区画に限り利用させることができる。 7 特別の事情があるものにして市長の許可を得た者は、名義を変更することができる。 4 1 墓地の使用は、本市に住所を有する者が認められなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 5 市長において墓園のために使用料を納付する責力がなく認められた者には、使用料を減免することができる。 6 特別の事情がある者は2区画に限り許可する。	9(1) 前3条の規定に違反したとき (2) 使用者が使用許可を受けた日から4年を経過しても何層使用しないとき又はその者の住所が不明となったとき。					
16	北海道	〇〇市墓地条例		2(1) 使用許可の日から5年以上経過して使用しないとき (2) 使用者の所在が不明になって10年を経過したとき (3) 公益上必要が生じたとき。					
17	北海道	〇〇市墓地使用条例	5 特別の理由があると認めるときは、市以外の市に居住する者に対しても使用料を納付することができる。 6 市長には使用料を納付した者の相続以外のものを埋葬してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。 10 1 使用者が前項の義務を履行しないときは、市が代ってこれを履行することができる。 13 市長は、市内に居住する者で特別の事情により必要があると認めるときは、市内に居住する者で特別の事情の一部又は全部を免除することができる。 5 申請者は、本市に住所を有する者でなければならぬ。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 4 1 申請者は、本市に住所を有する者で認めるときは、使用料を減免することができる。 4 1 申請者の墓地の埋葬所は市長が指定する。 4 1 市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。 5 市長は、墓地内における工物等その他の施設につき必要な制限を設けることができる。 10 市長において、墓地の管理上必要があると認めるときは、使用者に必要な措置を命ずる。	9(1) 使用許可を受けた日から3年を経過しても墓所として使用しないとき (2) 墓地以外の目的に使用したとき (3) 墓地を他に賃貸し又は譲渡したとき (4) 前各号に掲げるもののほか、この条例及びこの条例に基づく規則、命令に違反したとき					
18	北海道	〇〇市墓地の設置及び管理条例		14(1) 使用者が法令又はこの条例若しくはこれに基き認められた目的以外に使用したとき (2) 使用許可を受けた日から3年を経過して使用しないとき (3) 使用許可後3年を経過して墳墓としての施設を有しないとき (4) 墓地埋蔵その他公益上必要が生じたとき。					
19	北海道	〇〇市墓地条例		14(1) 使用許可を受けた日から3年を経過しても墓所として使用しないとき (2) 墓地以外の目的に使用したとき (3) 使用許可後3年を経過して墳墓としての施設を有しないとき (4) 墓地埋蔵その他公益上必要が生じたとき。					

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の事項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁改葬に関する事項	E 使用料等の選付	F 罰則	G 特異な事項
20	北海道	〇〇市霊園の設置及び管理に関する条例	5 墓地を使用しようとする者は、市の区域内に住所を有する者で、その期間が引き続く3年以上のものでなければならぬ。ただし、市長が特に認められた場合には、この限りでない。 9 市長は、公墓の維持管理上の必要又は施設保全に必要があるとき認めらるるときは、公墓の整理に對し、使用に制限又は条件を付け、若しくは必要な措置を講ずることが出来る。 13 市長は、必要があるとき、使用料及び管理料を減免することが出来る。 18 市長は、必要があるとき、使用料及び管理料を減免することが出来る。	13(1)許可の目的以外に使用したとき。 (2)偽りその他不正な手段により使用許可を得たとき。 (3)使用許可を受けた日から起算して3年を経過しても、墳墓が所在不明となつたとき。 (4)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づき(1)の条項に違反したとき。	14(1)使用者が死亡し使用の日から起算して9年を経過しても、祭祀従事者かさとる継承者がいないとき。 (2)使用者が所在不明となつた日から起算して10年を経過しても、所在が明らかにならぬとき。	19 使用料及び管理料は、次の各号に定める場合を除くほか、これを選付しない。 (1)使用者が使用許可を受けた後、3年以内その墓地を返還したときは、当該使用料の全部を返付する。 (2)墓地使用者が使用許可を受けた後、1年以内にその墓地を返還したときは、当該管理料の5割の額を返還する。			
21	北海道	〇〇市墓地条例	4 墓地を使用しようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でない限り、認められない。ただし、市長が特別の事由があるときは、この限りでない。 6 市長は、墓地の維持管理上の必要があるとき、使用者に對し、使用に制限若しくは条件を付け、又は必要な措置を講ずることが出来る。 9 11 使用者が原状回復義務を履行しないときは、市長は、特に必要があるとき、使用料及び管理料を減免することが出来る。 13 市長は、特に必要があるとき、使用料及び管理料を減免することが出来る。	8(1)使用許可の日から1年以内に使用しないとき。 (2)墓地以外の目的に使用したとき。 (3)この条例又はこれに基づき規則に違反したとき。	9 使用者の所在が不明になつて10年を経過したときは、使用権を失ふ。				
22	青森県	〇〇市霊園条例	6 市長は、霊園の管理に對し、墳墓及び埋葬施設の安全のために必要と認めるときは、必要と認めるときは、市長がこれをなす。ただし、市長は、霊園の整理又は改良事業の進行のためやむを得ないときは、使用者に對し、相当の期間内に従前使用権者の期満又は撤去がなされた後、墳墓の移転を命ずることが出来る。ただし、埋葬場所の移転を命ずる場合は、これに代つて、移転した埋葬場所の移転を命ずる場合は、移転を命ずる場合と同一と見做す。11 11 前項各号のいずれかに該当し、その権利を移転するには、あらかじめ市長に届出し、承認又は許可を受け、名義変更の手続きをとなさなければならない。 13 市長の承認を受けたときは現状のまま返還することが出来る。13 13 使用権者が原状回復の措置を行わない場合は、市長がこれをなし、その費用を徴収する。 16 16 市長が必要があるときは、管理料を減免することが出来る。 18 18 使用権者が原状回復の措置を行わない場合は、市長がこれをなし、その費用を徴収する。その場所の使用を許可することが出来る。	18(1)所在不明になつて10年を経過したとき。 (2)許可を受けた使用の目的以外の目的に使用したとき。 (3)使用権者が許可の目的以外に使用したとき。 (4)この条例又はこの条例に基づき規則に違反したとき。	13 埋葬場所の使用権者及びその継承者が所在不明となり又は継承者がなかつたとき、埋葬場所の使用権が消滅する。	15 15 前二項の使用料は、理由のいかんにかかわらず選付しない。	21 霊園内の土地、施設又は樹木を損傷し、若しくは許可なくして使用した者は、3万円以下の過料に処する。		
23	青森県	〇〇市霊園条例	7 市長が特別の理由があるときは、当市外に住所を有する者に對しても使用することを認めることができる。 11 11 市長は、霊園の整理に必要と認めるときは、使用者に對し、その使用に對し、使用に制限又は条件を付け、若しくは必要な措置を講ずることが出来る。11 11 市長は、霊園の整理に必要と認めるときは、使用者に對し、その使用に對し、使用に制限又は条件を付け、若しくは必要な措置を講ずることが出来る。 13 13 市長は、使用場所を管理するとき、墓地を指定し、かつ、移転に對し、埋葬場所の移転を命ずることが出来る。 17 17 市長は、特別の理由により必要があるときは、その申請により使用料又は管理料を減免することが出来る。 20 20 市長が特別の理由により原状回復の義務を免除したときは、この限りでない。 20 20 使用者が原状回復義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、使用者からその費用を徴収する。	18(1)所在不明になつて10年を経過したとき。 (2)許可を受けた使用の目的以外の目的に使用したとき。 (3)使用権者が許可の目的以外に使用したとき。 (4)この条例又はこの条例に基づき規則に違反したとき。	13 埋葬場所の使用権者及びその継承者が所在不明となり又は継承者がなかつたとき、埋葬場所の使用権が消滅する。	16 既納の使用料及び管理料は、私費により使用料の徴収を免れた者又は、同一の敷地を納めた金額が5倍に相当する金額以下の過料に処する。	22 詐偽その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者又は、同一の敷地を納めた金額が5倍に相当する金額以下の過料に処する。	15 15 管理料は、当該改定前二許可を受けた使用者にかかるとも、寄附にかつて改定する二にかかるとも、	
24	青森県	〇〇市霊園設置条例	6 市長は、墳墓の施設及び維持保全のために必要な制限を付し、又は必要と認めるとき、この限りでない。 6 11 市長は、霊園の整理に必要と認めるときは、この限りでない。ただし、埋葬場所の移転を命ずる場合は、これに代つて、埋葬場所の移転を命ずることが出来る。 12 12 市長の承認を受けたときは、現状のまま返還することが出来る。 15 15 市長が必要と認めるときは、管理料を減免し、又は免除することが出来る。	13 使用権者及びその家族が所在不明となり、又は使用権者がなかつたとき。 (1)使用権者が使用場所を転賃したとき。 (2)使用権者が許可の目的以外に使用したとき。 (3)前2号に掲げるもののほか、この条例又はこれに基づき規則に違反したとき。		14 14 使用料は、理由の如何にかかわらず選付しない。			
26	青森県	〇〇市墓地公園条例	4 墓地を使用しようとする者は、本市に住所又は本籍を有する者。ただし、市長が特別の理由があるとき認めるときは、この限りでない。 9 市長は、墓地の維持管理上の必要があるときは、その使用に對し、制限若しくは条件を付け、又は必要な措置を命ずることが出来る。 9 11 市長は、墓地の整理に必要と認めるときは、使用者に對し、その使用に對し、使用に制限又は条件を付け、若しくは必要な措置を講ずることが出来る。11 11 市長は、墓地の整理に必要と認めるときは、使用者に對し、その使用に對し、使用に制限又は条件を付け、若しくは必要な措置を講ずることが出来る。 14 市長の承認を受けたときは、現状のまま返還することが出来る。 15 15 使用権者が原状回復を行わないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。	15 11(1)使用権者が墓地を転賃したとき。 (2)使用権者が許可の目的以外に使用したとき。 (3)使用権者が管理手数料を5年前納付しないとき。 (4)この条例又はこの条例に基づき規則に違反したとき。	15 11(1)使用権者が住所不明又は生死不明となり、5年を経過したとき。 (2)使用権者が死亡し、2年を経過しても承継手続きがなされないとき。	10 10 前項の承代使用料は選付しない。			

No.	県名	条例の名称	A. 市長の裁量権の条項	B. 許可取消しの要件	C. 使用権の消滅規定	D. 無償改葬に関する条項	E. 使用料等の還付	F. 罰則	G. 特異な条項
27	青森県	〇〇市墓園条例	6 市長は、墓地公園の維持管理上必要と認めるときは、その使用に限り、制限なく使用を許可し、若しくは必要なら無償で貸与することができる。 6 II 市長は、墓地公園の経営上又は公益事業等進行のため、やむを得ないときは、使用権を、期間を定めて埋葬場所の移転を命ずることができる。ただし、埋葬場所の移転を命じた場合は、これに代わる埋葬場所を指定し、かつ、移転によって発生する損害を補償する者は、本市に住所を有する者であることとする。 8 墓地公園の埋葬場所を使用しようとする者は、本市に住所を有する者であることとする。市長が相当と認めるときは、この限りでない。 9 II 埋葬できない者を埋葬することはできない。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。 12 IV 使用権者が事故回復を行わないときは、市長がこれを行い、その費用を使用権者から徴収する。	12 II (1) 使用権者が許可を受けた日から10年を超えて、3年を経過したとき。 (2) 使用権者が埋葬場所を転賃したとき。 (3) 使用権者が許可の目的以外に使用したとき。 (4) その他この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。	12 使用権者が所在不明となり、10年を経過したときは、その使用権は消滅する。	16 使用権及びその専任者が所在不明となり、かつ、無償者がない場合において、その事業を市長が知った日から10年を経過した日以後、その墓地に係る使用権は消滅する。 14 (1) 墓地を目的以外に使用したとき (2) 使用権を譲渡し、又は転賃したとき (3) 使用権を放棄し、又は取り消すことのできる。	17 第9条第2項に該当する事由により、使用権の消滅し、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	19 公營墳墓の施設若しくは増築を補助し、又は許可又は使用料に前掲し、5万円以下の還料に処する。	
28	青森県	〇〇市公営共同墓地条例	10 市長は、公営墓地の管理上必要と認めるときは、墓地の使用に限り、制限なく使用を許可し、又は必要なら無償で貸与することができる。 10 II 市長は、必要と認めるときは、使用権を、期間を定めて埋葬場所の移転を命ずることができる。ただし、埋葬場所の移転を命じた場合は、これに代わる埋葬場所を指定し、かつ、移転によって発生する損害を補償する者は、本市に住所を有する者であることとする。市長が相当と認めるときは、この限りでない。 12 IV 使用権者が事故回復を行わないときは、市長がこれを行い、その費用を使用権者から徴収する。	15 II (1) 使用権者が目的以外に使用したとき。 (2) 使用権者が埋葬場所を転賃したとき。 (3) 使用権者が許可の目的以外に使用したとき。 (4) その他この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。	16 使用権及びその専任者が所在不明となり、かつ、無償者がない場合において、その事業を市長が知った日から10年を経過した日以後、その墓地に係る使用権は消滅する。 14 (1) 墓地を目的以外に使用したとき (2) 使用権を譲渡し、又は転賃したとき (3) 使用権を放棄し、又は取り消すことのできる。	17 第9条第2項に該当する事由により、使用権の消滅し、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。			
30	岩手県	〇〇市墓園条例	5 市長が相当の事由があると認めるときは、本市以外に住所を有する者でも使用を許可することができる。 10 現状のまま返還することについては市長の承認を受けた場合、市長は、墓地の使用権に限り、その使用について制限若しくは条件を付し、又は維持管理上必要な設備の設置その他適当な措置をとるよう命ずることができる。 13 市長は、墓園の管理その他事業執行上必要と認めるときは、使用に限り、制限なく使用を許可し、又は必要なら無償で貸与することができる。 16 市長は、墓園の管理上必要と認めるときは、使用権を、期間を定めて埋葬場所の移転を命ずることができる。ただし、埋葬場所の移転を命じた場合は、これに代わる埋葬場所を指定し、かつ、移転によって発生する損害を補償する者は、本市に住所を有する者であることとする。市長が相当と認めるときは、この限りでない。 12 IV 使用権者が事故回復を行わないときは、市長がこれを行い、その費用を使用権者から徴収する。	16 市長は、墓地を目的以外に使用したとき。 (1) 墓地を譲渡し、又は転賃したとき。 (2) 使用権を放棄し、又は取り消すことのできる。 (3) 第5条第2項に規定する期限内に墳墓を敷置しないとき。 (4) 第19条に規定する管理料の納付を怠ったとき。 (5) 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則、命令等に違反したとき。	17 第9条第2項に該当する事由により、使用権の消滅し、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	18 市長は、墓地の使用権を、期間を定めて埋葬場所の移転を命ずることができる。ただし、埋葬場所の移転を命じた場合は、これに代わる埋葬場所を指定し、かつ、移転によって発生する損害を補償する者は、本市に住所を有する者であることとする。市長が相当と認めるときは、この限りでない。 12 IV 使用権者が事故回復を行わないときは、市長がこれを行い、その費用を使用権者から徴収する。	19 次のものに対しては、50,000円以下の還料を科す。 (1) 許可を要しない墓地を埋めた者 (2) 許可の提出を怠った者 (3) 前条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者 19 II 許葬その他不正な行為により使用料又は管理料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた者に対しては、その徴収する金額以下の還料を科す。		
31	岩手県	〇〇市墓園条例	4 墓地を使用することができる者は、市の区域内に住所を有する者、ただし、規則で定める相当の理由があるとき、市長が認めるときは、この限りでない。 10 II 市長は、墓園の管理上必要と認めるときは、使用権を、期間を定めて埋葬場所の移転を命ずることができる。ただし、埋葬場所の移転を命じた場合は、これに代わる埋葬場所を指定し、かつ、移転によって発生する損害を補償する者は、本市に住所を有する者であることとする。市長が相当と認めるときは、この限りでない。 12 IV 使用権者が事故回復を行わないときは、市長がこれを行い、その費用を使用権者から徴収する。 17 市長は、必要と認めるときは、管理料を減免することができる。	13 (1) 墓地を墳墓以外の目的に使用したとき。 (2) 管理料を3年以上滞納したとき(次条第1項の規定に該当する場合を除く。) (3) この条例に基づく墓地の使用に違反したとき。 (4) 規則、命令等に違反したとき。	14 使用者の住所又は生年若しくは死亡の日が不明となり、かつ、3年を経過したとき、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	15 市長は、使用者が許可を受けた日から3年以内に墓地の全部または一部を返還したときは、当該返還した場所に係る使用料の半額を還付する。 15 II 市長は、使用者が墓地の全部または一部を返還したときは、規則で定めることにより、当該返還した場所に係る管理料の一部を還付する。			
34	岩手県	〇〇市墓園条例	5 市長が相当の事由があると認めるときは、本市以外に住所を有する者でも使用を許可することができる。 10 現状のまま返還することについては市長の承認を受けた場合、市長は、墓地の使用権に限り、その使用について制限若しくは条件を付し、又は維持管理上必要な設備の設置その他適当な措置をとるよう命ずることができる。 13 市長は、墓園の管理その他事業執行上必要と認めるときは、使用に限り、制限なく使用を許可し、又は必要なら無償で貸与することができる。 16 市長は、墓園の管理上必要と認めるときは、使用権を、期間を定めて埋葬場所の移転を命ずることができる。ただし、埋葬場所の移転を命じた場合は、これに代わる埋葬場所を指定し、かつ、移転によって発生する損害を補償する者は、本市に住所を有する者であることとする。市長が相当と認めるときは、この限りでない。 12 IV 使用権者が事故回復を行わないときは、市長がこれを行い、その費用を使用権者から徴収する。	16 市長は、墓地を目的以外に使用したとき。 (1) 墓地を譲渡し、又は転賃したとき。 (2) 使用権を放棄し、又は取り消すことのできる。 (3) 第5条第2項に規定する期限内に墳墓を敷置しないとき。 (4) 第19条に規定する管理料の納付を怠ったとき。 (5) 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則、命令等に違反したとき。	17 第9条第2項に該当する事由により、使用権の消滅し、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	18 市長は、墓地の使用権を、期間を定めて埋葬場所の移転を命ずることができる。ただし、埋葬場所の移転を命じた場合は、これに代わる埋葬場所を指定し、かつ、移転によって発生する損害を補償する者は、本市に住所を有する者であることとする。市長が相当と認めるときは、この限りでない。 12 IV 使用権者が事故回復を行わないときは、市長がこれを行い、その費用を使用権者から徴収する。	19 次のものに対しては、50,000円以下の還料を科す。 (1) 許可を要しない墓地を埋めた者 (2) 許可の提出を怠った者 (3) 前条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者 19 II 許葬その他不正な行為により使用料又は管理料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた者に対しては、その徴収する金額以下の還料を科す。		
36	宮城県	〇〇市墓園条例	5 市長が相当の事由があると認めるときは、本市以外に住所を有する者でも使用を許可することができる。 10 現状のまま返還することについては市長の承認を受けた場合、市長は、墓地の使用権に限り、その使用について制限若しくは条件を付し、又は維持管理上必要な設備の設置その他適当な措置をとるよう命ずることができる。 13 市長は、墓園の管理その他事業執行上必要と認めるときは、使用に限り、制限なく使用を許可し、又は必要なら無償で貸与することができる。 16 市長は、墓園の管理上必要と認めるときは、使用権を、期間を定めて埋葬場所の移転を命ずることができる。ただし、埋葬場所の移転を命じた場合は、これに代わる埋葬場所を指定し、かつ、移転によって発生する損害を補償する者は、本市に住所を有する者であることとする。市長が相当と認めるときは、この限りでない。 12 IV 使用権者が事故回復を行わないときは、市長がこれを行い、その費用を使用権者から徴収する。	16 市長は、墓地を目的以外に使用したとき。 (1) 墓地を譲渡し、又は転賃したとき。 (2) 使用権を放棄し、又は取り消すことのできる。 (3) 第5条第2項に規定する期限内に墳墓を敷置しないとき。 (4) 第19条に規定する管理料の納付を怠ったとき。 (5) 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則、命令等に違反したとき。	17 第9条第2項に該当する事由により、使用権の消滅し、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	18 市長は、墓地の使用権を、期間を定めて埋葬場所の移転を命ずることができる。ただし、埋葬場所の移転を命じた場合は、これに代わる埋葬場所を指定し、かつ、移転によって発生する損害を補償する者は、本市に住所を有する者であることとする。市長が相当と認めるときは、この限りでない。 12 IV 使用権者が事故回復を行わないときは、市長がこれを行い、その費用を使用権者から徴収する。	19 次のものに対しては、50,000円以下の還料を科す。 (1) 許可を要しない墓地を埋めた者 (2) 許可の提出を怠った者 (3) 前条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者 19 II 許葬その他不正な行為により使用料又は管理料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた者に対しては、その徴収する金額以下の還料を科す。		

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁故者に關する条項	E 使用料等の選付	F 罰則	G 補償条項
45	秋田県	〇〇市前編墓園条例	5 市長は、墓地の維持管理に必要と認めるときは、使用許可を授けた者に対し、制限若しくは条件を付し、又は必要な措置を命ずることができる。 7 やむを得ない事情により市長の承認を受けたときは、原状回復は不要 8 使用許可であつた者が原状回復を行わなかったときは、市長が代わつてこれを履行し、その費用をその者から徴収する。 13 市長は、必要と認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。	8(1)使用許可を授けた目的以外に墓地使用したとき。 (2)墓地の使用の権利を譲渡し、又は転賃したとき。 (3)使用者が死亡し、又は使用者である法人が解散した場合で、その祭祀を行う相続人若しくは親族又は縁故者がいないとき。 (4)偽りその他不正の手段により使用許可を得たとき。 (5)管理手数料を3年以上滞納したとき。 (6)この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。	9 使用者の住所又は使用者である者が不明となつた場合において、その不明となつた日を市長が知つた日から10年を経過した日にその墓地に係る墓地使用権は消滅する。 (1)使用者の住所又は使用者である者が不明となつたことを市長が知つた日から10年を経過した日にその墓地に係る墓地使用権は消滅する。 (2)墓地の使用の権利を譲渡し、又は転賃したとき。 (3)使用者が死亡し、又は使用者である法人が解散した場合で、その祭祀を行う相続人若しくは親族又は縁故者がいないとき。 (4)偽りその他不正の手段により使用許可を得たとき。 (5)この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。	10 既納の使用料は、選付しない。ただし、選付する墓地が未使用で、かつ、使用を許可した日から1年未満のときは、既納の使用料を返付することができる。	8 使用許可の取り消し (3)使用者が死亡し、又は使用者である法人が解散した場合で、その祭祀を行う相続人若しくは親族又は縁故者がいないとき。		
45	秋田県	〇〇市傾城墓園条例	5 市長は、墓地の維持管理に必要と認めるときは、使用許可を授けた者に対し、制限若しくは条件を付し、必要な措置を命ずることができる。 7 やむを得ない事情により市長の承認を受けたときは、原状回復は不要 8 使用許可であつた者が原状回復を行わなかったときは、市長が代わつてこれを履行し、その費用をその者から徴収する。 12 市長は、必要と認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。	8(1)使用許可を授けた目的以外に使用したとき。 (2)墓地の使用の権利を譲渡し、又は転賃したとき。 (3)使用者が死亡し、又は使用者である法人が解散した場合で、その祭祀を行う相続人若しくは親族又は縁故者がいないとき。 (4)偽りその他不正の手段により使用許可を得たとき。 (5)この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。	8(1)使用許可の取り消し (3)使用者が死亡し、又は使用者である法人が解散した場合で、その祭祀を行う相続人若しくは親族又は縁故者がいないとき。	9 既納の使用料は、選付しない。		8 使用許可の取り消し (3)使用者が死亡し、又は使用者である法人が解散した場合で、その祭祀を行う相続人若しくは親族又は縁故者がいないとき。	
45	秋田県	〇〇市十文字墓園条例	3 墓地を承継使用しようとする者は、本市に本籍又は住所を有する者、使用許可後市外に転籍し、若しくは転住した者又は市長が特に認められた者 5 市長は、墓地の維持管理に必要と認めるときは、使用許可を授けた者に対し、制限若しくは条件を付し、必要な措置を命ずることができる。 7 やむを得ない事情により市長の承認を受けたときは、原状回復は不要 8 使用許可であつた者が原状回復を行わなかったときは、市長が代わつてこれを履行し、その費用をその者から徴収する。 12 市長は、必要と認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。	8(1)使用許可を授けた目的以外に使用したとき。 (2)墓地の使用の権利を譲渡し、又は転賃したとき。 (3)使用者が死亡し、又は使用者である法人が解散した場合で、その祭祀を行う相続人若しくは親族又は縁故者がいないとき。 (4)偽りその他不正の手段により使用許可を得たとき。 (5)この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。	9 使用者の住所又は使用者である者が不明となつた場合において、その不明となつた日を市長が知つた日から10年を経過した日にその墓地に係る墓地使用権は消滅する。 (1)使用者の住所又は使用者である者が不明となつたことを市長が知つた日から10年を経過した日にその墓地に係る墓地使用権は消滅する。 (2)墓地の使用の権利を譲渡し、又は転賃したとき。 (3)使用者が死亡し、又は使用者である法人が解散した場合で、その祭祀を行う相続人若しくは親族又は縁故者がいないとき。 (4)偽りその他不正の手段により使用許可を得たとき。 (5)この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。	10 既納の使用料は、選付しない。ただし、選付する墓地が未使用で、かつ、使用を許可した日から1年未満のときは、既納の使用料を返付することができる。	9 使用許可の取り消し (3)使用者が死亡し、又は使用者である法人が解散した場合で、その祭祀を行う相続人若しくは親族又は縁故者がいないとき。		
45	秋田県	〇〇市本城墓園条例	5 市長は、墓地の維持管理に必要と認めるときは、使用許可を授けた者に対し、制限若しくは条件を付し、必要な措置を命ずることができる。 7 やむを得ない事情により市長の承認を受けたときは、原状回復は不要 8 使用許可であつた者が原状回復を行わなかったときは、市長が代わつてこれを履行し、その費用をその者から徴収する。 13 市長は、必要と認めるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。	8(1)使用許可を授けた目的以外に使用したとき。 (2)墓地の使用の権利を譲渡し、又は転賃したとき。 (3)使用者が死亡し、又は使用者である法人が解散した場合で、その祭祀を行う相続人若しくは親族又は縁故者がいないとき。 (4)偽りその他不正の手段により使用許可を得たとき。 (5)この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。	9 使用者の住所又は使用者である者が不明となつた場合において、その不明となつた日を市長が知つた日から10年を経過した日にその墓地に係る墓地使用権は消滅する。 (1)使用者の住所又は使用者である者が不明となつたことを市長が知つた日から10年を経過した日にその墓地に係る墓地使用権は消滅する。 (2)墓地の使用の権利を譲渡し、又は転賃したとき。 (3)使用者が死亡し、又は使用者である法人が解散した場合で、その祭祀を行う相続人若しくは親族又は縁故者がいないとき。 (4)偽りその他不正の手段により使用許可を得たとき。 (5)管理手数料を3年以上滞納したとき。 (6)この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。	10 既納の使用料は、選付しない。ただし、選付する墓地が未使用で、かつ、使用を許可した日から1年未満のときは、既納の使用料を返付することができる。	9 使用許可の取り消し (3)使用者が死亡し、又は使用者である法人が解散した場合で、その祭祀を行う相続人若しくは親族又は縁故者がいないとき。		
47	秋田県	〇〇市湯沢墓地公園条例	5 墓地を承継使用しようとする者は、本市に本籍又は住所を有する者で、使用許可後市外に転籍し、若しくは転住した者又は市長が特に認められた者 7 市長は、墓地の維持管理に必要と認めるときは、使用許可を授けた者に対し、制限若しくは条件を付し、又は必要な措置を命ずることができる。 9 やむを得ない事情により市長の承認を受けたときは、原状回復は不要 12 市長は、公園の管理、市の事業執行等のために墓地を使用する必要がある場合は、当該墓地に係る墳墓等の施設を他の墓地に移転させることができる。	10(1)使用許可を授けた目的以外に使用したとき。 (2)墓地の使用の権利を譲渡し、又は転賃したとき。 (3)死亡し、又は使用者である法人が解散した場合で、その祭祀を行う相続人若しくは親族又は縁故者がいないとき。 (4)偽りその他不正の手段により、使用許可を得たとき。 (5)管理手数料を3年以上滞納したとき。 (6)この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。	11 使用者の住所又は使用者である者が不明となつた場合において、その不明となつた日を市長が知つた日から5年を経過した日にその墓地に係る墓地使用権は消滅する。 16 次のいずれかに該当する時は、使用権は、消滅する。 (1)使用者が死亡し、かつ、承継人がいないとき。 (2)使用者が所在不明となり、かつ、承継人がいないとき。	10 既納の使用料は、選付しない。	10 使用許可の取り消し (3)死亡し、又は使用者である法人が解散した場合で、その祭祀を行う相続人若しくは親族又は縁故者がいないとき。		
52	山形県	〇〇市巨勢墓地の設置及び管理に関する条例	5 墓地を使用しようとする者は、本市に住所又は本籍を有する者、ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。 7 市長は、墓地の管理に必要と認めるときは、使用者に対し、使用の制限若しくは条件を付し、又は必要な措置を命ずることができる。 13 市長は、特に必要と認めるときは、管理料を減額し、又は免除することができる。 17 やむを得ない事情により市長の承認を得た場合は、原状回復は不要	12 既納の使用料、管理料及び手数料は、選付しない。ただし、使用者が焼骨等を埋蔵せず、かつ、工作物等を設けていない墓地であつて、使用の許可を受けた日から3年以内に当該墓地を返還したときは、使用料の一部を返付することができる。	12 既納の使用料、管理料及び手数料は、選付しない。ただし、使用者が焼骨等を埋蔵せず、かつ、工作物等を設けていない墓地であつて、使用の許可を受けた日から3年以内に当該墓地を返還したときは、使用料の一部を返付することができる。	12 既納の使用料、管理料及び手数料は、選付しない。ただし、使用者が焼骨等を埋蔵せず、かつ、工作物等を設けていない墓地であつて、使用の許可を受けたときは、使用料の一部を返付することができる。	12 既納の使用料、管理料及び手数料は、選付しない。ただし、使用者が焼骨等を埋蔵せず、かつ、工作物等を設けていない墓地であつて、使用の許可を受けたときは、使用料の一部を返付することができる。	12 既納の使用料、管理料及び手数料は、選付しない。ただし、使用者が焼骨等を埋蔵せず、かつ、工作物等を設けていない墓地であつて、使用の許可を受けたときは、使用料の一部を返付することができる。	

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の事項	B 許可取消し等の要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁状態に関する事項	E 使用料等の還付	F 罰則	G 特異な事項
53	山形県	〇〇市大平山みはらし園地条例	4 園地を使用しようとする者は、本市に本園地又は住所を有する者、市長が特別に認められた者。 6 市長は、園地の管理上必要と認めるときは、使用者に対し、使用の制限若しくは条件を付し、又は必要な措置を命ずることができ、 11 市長は、特に必要があると認めるときは、管理料を徴収又は免除することができる。 12 やむを得ない事情により市長の承認を受けたときは、原状回復不要。 13 使用者であつた者が原状回復を行わない場合は、市長が代わつてこれを行い、その費用をその者から徴収する。	13(1)使用許可を受けた目的以外に園地を使用した場合、 (2)使用権を譲渡し、又は転賃したとき。 (3)使用料を納付しないとき。 (4)他の不正の手段により使用の許可を得たとき。 (5)この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。	14 次の各号に該当する時は、使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡した後、承継人がいないとき。 (2)使用者が所在不明となり、かつ、承継人がいないとき。	8 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。 9 血族間の管理料は、還付しない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。 10 規則15条 還付する額は、次の各号に規定する園地の使用許可を受けた日から返還した日までの区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)1年以上2年未満 使用料の100分の90に相当する額。 (2)2年以上3年以内 使用料の100分の90に相当する額。 (3)3年以上 使用料の100分の90に相当する額。	14 正当の手續を経ないで園地を使用したものは、5万円以下の過料に処し、且つ規定の使用料金を過徴する。		
54	福島県	〇〇市墓地条例	6 墓地の使用はこれを無期限とする。但し管理上支障があると認めるときは、死体の埋葬を許可しない。 12 経済的理由により使用料を納付することができず、市長に於いてこれを免除することができる。 13 市長が公益上必要と認めるときは、使用の許可を取消し、且つ原形に復せしめて返却を命ずることができる。 9 市長は、墓所の管理上必要と認めるときは、使用許可をその者に付すことができる。 10 市長は、特に必要と認めるときは、管理料の全部もしくは一部を免除し、又はその徴収を命ずることができる。 11 市長は、管理上必要があるときは、使用者に対しその墓所を変更させることができる。 11 市長は、これに代わる墓所を指定し、かつ、移転によって通常発生する損失を補償する。 13 市長は、使用者が原状回復義務を履行しないときは、これを代行し、使用者からその費用を徴収する。	12(1)管理料を3年間納付しないとき。 (2)許可を受けた使用目的以外に使用したとき。 (3)使用権を譲渡し、又は転賃したとき。 (4)この条例又はこの条例に基づく規則若しくは使用許可の条件に違反したとき。	15 使用者が死亡し、又は所在不明となり、かつ、承継者がいないときは、使用権は消滅する。 16 使用者が死亡し、又は所在不明となり、かつ、承継者がいないときは、使用権は消滅する。 17 使用者が死亡し、又は所在不明となり、かつ、承継者がいないときは、使用権は消滅する。 18 使用者が死亡し、又は所在不明となり、かつ、承継者がいないときは、使用権は消滅する。	9 既納の使用料及び管理料は、返還しない。 10 市長は、前条の規定によりその使用権が消滅したとき、当該墓所に埋葬された遺骨を他の場所に移転することができる。	14 正当の手續を経ないで園地を使用したものは、5万円以下の過料に処し、且つ規定の使用料金を過徴する。	10の2 市長は次のいずれかに該当するときは、管理料に係る債権を放棄する。この限りでない。 (1)当該債権の消滅時効が完成し、かつ、債務者が時効の援用を主張する見込みがあるとき。 (2)債務者が死亡し、その債務について確定承認があった場合において、その相続財産の価額が、強制執行をした場合の費用及び他の優先して弁済を受ける債権の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。 (3)破産法その他の法令の規定により債務者が当該債権につき責任を免れたとき。	
54	福島県	〇〇市大塚山園地条例	5 墓所の使用は、1使用者につき1区画。ただし、市長が特別の理由があるとき認めるときは、この限りでない。 9 市長は、特に理由があるときは、規則で定めるところにより、管理料の全部もしくは一部を免除し、又はその徴収を命ずることができる。 11 市長は、墓地の管理上必要があると認めるときは、使用者に対しその使用料を減額させることができる。 13 市長は、使用者が原状回復義務を履行しないときは、これを代行し、使用者からその費用を徴収する。	12(1)管理料を3年間納付しないとき。 (2)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (3)墓所を使用する権利(以下「使用権」という)を譲渡し、又は転賃したとき。 (4)許可の目的又は条件に違反したとき。	15 使用者が死亡し、又は所在不明となり、かつ、承継者がいないときは、使用権は消滅する。 16 使用者が死亡し、又は所在不明となり、かつ、承継者がいないときは、使用権は消滅する。 17 使用者が死亡し、又は所在不明となり、かつ、承継者がいないときは、使用権は消滅する。 18 使用者が死亡し、又は所在不明となり、かつ、承継者がいないときは、使用権は消滅する。	16 市長は、前条の規定によりその使用権が消滅したとき、当該墓所に埋葬された遺骨を他の場所に移転することができる。 17 既納の使用料及び管理料は、返還しない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。	10の2 市長は次のいずれかに該当するときは、管理料に係る債権を放棄する。この限りでない。 【以下大塚山条例と同じ】		
56	福島県	〇〇市園地条例	6 市長は、利用者に対し、管理上必要と認めるときは、墓所及び工作物その他の施設に制限若しくは条件を付け、又は必要な設備その他の負担を負わせることができる。 12 市長は、園地の管理その他事業執行上必要があると認めるときは、墓所及び所在物件を移転させることができる。 16 利用者等が原形回復の義務を履行しないときは、市長は、これを代行し、その費用を義務者から徴収する。	13(1)第3条第2項又は第4条の規定に違反したとき。 (2)不正の行為により利用の許可を受けたことが判明したとき。 (3)管理手数料を納入せず、又は利用許可を受けた墓所の維持及び保護を怠らないうで、放置のまま5年を経過したとき。 (4)法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき。	14 次各号に該当するときは、その利用権は、消滅する。 (1)利用者死亡し、6年以内、相続人又は継承者がいないとき、かつ、利用権承継の申出がないとき。 (2)利用者が所在不明となり、10年を経過したとき。	15 市長は、前条の規定により利用権が消滅したとき、墓所若しくは継承者の建設及び供養の取組をしない限り、既に納めた使用料の半額を返還する。			
57	福島県	〇〇市墓地条例	5 市長が特に必要があると認めるときは、本市以外に住所を有する者についても使用許可をすることができる。 7 墓所の使用は、1使用者につき1区画とする。ただし、市長が特別の理由があるとき認めるときは、この限りでない。 10 市長は、特に必要があると認めるときは、墓所の使用に限り、制限若しくは条件を付し、又は必要な措置を行わせることができる。 13 市長は、使用者が前項の措置を行わない場合は、これを代行し、その費用を義務者から徴収する。 16 市長は、特に必要があると認めるときは、管理料を減免し、又はその徴収を命ずることができる。 17 市長は、墓地の管理上必要があると認めるときは、使用料を変更させることができる。 17 市長は、墓地の管理上必要があると認めるときは、使用料を減免し、かつ、移転によって通常発生する損失を補償しない。 19 市長が特別の理由があるときは、原状回復不要	18(1)管理料を3年間納入しないとき。 (2)許可を受けた使用目的以外に使用したとき。 (3)使用権を譲渡し、又は使用墓所を転賃したとき。 (4)この条例又はこの条例に基づく規則若しくは使用許可の条件に違反したとき。	21 使用者が死亡し、又は所在不明となり、かつ、承継者がいないときは、使用権は消滅する。 22 使用者が死亡し、又は所在不明となり、かつ、承継者がいないときは、使用権は消滅する。 23 使用者が死亡し、又は所在不明となり、かつ、承継者がいないときは、使用権は消滅する。 24 使用者が死亡し、又は所在不明となり、かつ、承継者がいないときは、使用権は消滅する。	15 既納の使用料及び管理料は還付しない。ただし、使用許可を受けた日から3年以内、当該墓所を使用する前に返還したときは、既に納めた使用料及び管理料の一部を返還する。	4 墓所は、墓所の建設及び供養の取組以外に使用してはならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 9 市長は、特に必要があると認めるときは、墓所の使用に限り、制限若しくは条件を付し、又は必要な措置を行わせることができる。 17 市長は、墓地の管理上必要があると認めるときは、使用料を変更させることができる。 17 市長は、墓地の管理上必要があると認めるときは、使用料を減免し、かつ、移転によって通常発生する損失を補償しない。 19 市長が特別の理由があるときは、原状回復不要		

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消し等の要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁改葬に関する条項	E 使用料等の選付	F 罰則	G 特異な条項
65	茨城県	〇〇市霊園墓地の設置及び管理に関する条例	5 市長はその使用について必要な制限若しくは条件を付し、又は場所等を指定することができる。 12 市長は、特別の理由があるとき認めるときは、管理料の全部または一部を免除することができる。 13 市長は、原状回復の措置を講じないときは、当該使用者に代わりこれを実施し、その費用を当該使用者から徴収する。	13(1)許可を受けた目的以外に使用したとき。 (2)使用者が死亡した日から起算して5年を経過しても使用権が承継されないとき。 (3)使用者が住所不明となつてから7年を経過したとき。 (4)使用者が3年間管理料を納付しなかったとき。 (5)前各号に定めるもののほかこの条例又はこれに基づき規則に違反したとき。	14 墓地の使用権は次に該当するときは消滅する。 (1)使用者が死亡した日から起算して5年を経過しても承継者がいないとき。 (2)使用者が住所不明となつて7年を経過したとき。	13 市長は、使用許可を取り消すときは、墳墓その他の物件を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。 16 市長は、使用者が原状回復の措置を講じない場合は、次の区別において、前条の規定により改葬し、又は移転することができる。 (1)許可1年以内(返還したときは、既納の使用料の全額) (2)許可1年を経過した日以後に返還したときは、既納の使用料の2分の1とがである。	11 使用許可を受けた日から3年以内に墓地を使用しなくなったことにより返還した場合(当該墓地を原状に回復し、かつ、費用を理取したことがない場合に限る。)には、既に納付された使用料の半額以内において返還することができる。	10 千葉県太田市以外に住所を有する者の使用料は、前項に定める使用料の3割増とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。	
66	茨城県	〇〇市霊園墓地の設置及び管理に関する条例	4 墓地を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1)本市に引き続き1年以上居住することになる者。 (2)祭祀を主宰する者。 6 市長は、墓地の管理に必要の制限若しくは条件を付し、又は場所等を指定することができる。 13 市長は、墓地の管理に必要の制限若しくは返還若しくは費用を自ら当該措置を講じ、当該措置に要した費用について、当該処分者に負担させる。 17 市長は、次に該当するときは、管理料を減額し、又は免除する。 (1)生活保護による生活扶助を受けているとき。 (2)市長が特別の理由があると認めるとき。	14 墓地の使用権は次に該当するときは消滅する。 (1)使用者が死亡した日から起算して5年を経過しても承継者がいないとき。 (2)使用者が住所不明となつて7年を経過したとき。	15 市長は、前条の規定により墓地の使用権が消滅したときは、当該区域に埋葬されたものを一定の場所へ改葬し、かつ、埋葬その他の物件を撤去することができる。	8 市長は、埋葬の管理料は、返還しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。 9 埋葬の管理料は、返還しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。	8 市長は、埋葬の管理料は、返還しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。	21 市長は、次の各号のいずれかに該当する者は、次に掲げる要件を満すものとする。市長が特別の理由があるときは、この限りでない。 (1)本市に1年以上住所を有し、世帯主又は戸籍の筆頭者若しくはその配偶者であること。 (2)祭祀を主宰する者であること。 (3)祭祀の高齢者がいること。 (4)費用を所帯していること。 (5)申請に係る費用が短期で定めらるる事件を満たしていること。	
69	茨城県	〇〇市霊園墓地の設置及び管理に関する条例	4 墓地の使用は、1 使用者について、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 4 II 市長は、墓地の使用については必要な制限若しくは条件を付し、又は場所等を指定することができる。 8 市長は、使用者が原状回復の措置を講じないときは、これを執行し、その費用を使用者から徴収する。 13 使用者は、墓地使用の必要がなくなくなったときは、その場所を原状に復し、市長に返還しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	8(1)管理料を5年間納付しないとき。 (2)の条例又はこの条例に基づき規則に違反したとき。	8 市長は、埋葬の管理料は、返還しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。	8 市長は、埋葬の管理料は、返還しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。	11 埋葬の管理料は、返還しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。	21 市長は、次の各号のいずれかに該当する者は、次に掲げる要件を満すものとする。市長が特別の理由があるときは、この限りでない。 (1)本市に1年以上住所を有し、世帯主又は戸籍の筆頭者若しくはその配偶者であること。 (2)祭祀を主宰する者であること。 (3)祭祀の高齢者がいること。 (4)費用を所帯していること。 (5)申請に係る費用が短期で定めらるる事件を満たしていること。	
70	茨城県	〇〇市霊園墓地の設置及び管理に関する条例	4 市長は、その使用について必要な制限若しくは条件を付し、又は場所等を指定することができる。 8 市長は、埋葬の管理料は、返還しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。	8(1)管理料を5年間納付しないとき。 (2)の条例又はこの条例に基づき規則に違反したとき。	8 市長は、埋葬の管理料は、返還しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。	8 市長は、埋葬の管理料は、返還しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。	11 埋葬の管理料は、返還しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。	21 市長は、次の各号のいずれかに該当する者は、次に掲げる要件を満すものとする。市長が特別の理由があるときは、この限りでない。 (1)本市に1年以上住所を有し、世帯主又は戸籍の筆頭者若しくはその配偶者であること。 (2)祭祀を主宰する者であること。 (3)祭祀の高齢者がいること。 (4)費用を所帯していること。 (5)申請に係る費用が短期で定めらるる事件を満たしていること。	
72	栃木県	〇〇市霊園墓地条例	4 市長は、その使用について必要な制限若しくは条件を付し、又は場所等を指定することができる。 8 市長は、埋葬の管理料は、返還しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。	8(1)管理料を5年間納付しないとき。 (2)の条例又はこの条例に基づき規則に違反したとき。	8 市長は、埋葬の管理料は、返還しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。	8 市長は、埋葬の管理料は、返還しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。	11 埋葬の管理料は、返還しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。	21 市長は、次の各号のいずれかに該当する者は、次に掲げる要件を満すものとする。市長が特別の理由があるときは、この限りでない。 (1)本市に1年以上住所を有し、世帯主又は戸籍の筆頭者若しくはその配偶者であること。 (2)祭祀を主宰する者であること。 (3)祭祀の高齢者がいること。 (4)費用を所帯していること。 (5)申請に係る費用が短期で定めらるる事件を満たしていること。	
73	栃木県	〇〇市景観条例	4 市長は、その使用について必要な制限若しくは条件を付し、又は場所等を指定することができる。 8 市長は、埋葬の管理料は、返還しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。	8(1)管理料を5年間納付しないとき。 (2)の条例又はこの条例に基づき規則に違反したとき。	8 市長は、埋葬の管理料は、返還しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。	8 市長は、埋葬の管理料は、返還しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。	11 埋葬の管理料は、返還しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。	21 市長は、次の各号のいずれかに該当する者は、次に掲げる要件を満すものとする。市長が特別の理由があるときは、この限りでない。 (1)本市に1年以上住所を有し、世帯主又は戸籍の筆頭者若しくはその配偶者であること。 (2)祭祀を主宰する者であること。 (3)祭祀の高齢者がいること。 (4)費用を所帯していること。 (5)申請に係る費用が短期で定めらるる事件を満たしていること。	
73	栃木県	〇〇市景観条例	4 市長は、その使用について必要な制限若しくは条件を付し、又は場所等を指定することができる。 8 市長は、埋葬の管理料は、返還しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。	8(1)管理料を5年間納付しないとき。 (2)の条例又はこの条例に基づき規則に違反したとき。	8 市長は、埋葬の管理料は、返還しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。	8 市長は、埋葬の管理料は、返還しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。	11 埋葬の管理料は、返還しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。	21 市長は、次の各号のいずれかに該当する者は、次に掲げる要件を満すものとする。市長が特別の理由があるときは、この限りでない。 (1)本市に1年以上住所を有し、世帯主又は戸籍の筆頭者若しくはその配偶者であること。 (2)祭祀を主宰する者であること。 (3)祭祀の高齢者がいること。 (4)費用を所帯していること。 (5)申請に係る費用が短期で定めらるる事件を満たしていること。	
73	栃木県	〇〇市霊園使用条例	3 墓地を使用しようとする者は、本市に引き続き6ヶ月以上住所を有する者。市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。市長は、使用者に対して、埋葬若しくは改葬し、又は埋葬管理に必要の設備の設置その他の適当な措置を執るべきことを命ずることができる。	7(1)第2条の規定に違反したとき。 (2)第3条の規定に違反したとき。 (3)この条例又はこれに基づき規則に違反したとき。	8 次の各号のいずれかに該当するときは、墓地の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡した日から起算して5年を経過しても承継者がいないとき。 (2)使用者が住所不明となつて7年を経過したとき。	8 市長は、埋葬の管理料は、返還しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。	11 埋葬の管理料は、返還しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。	21 市長は、次の各号のいずれかに該当する者は、次に掲げる要件を満すものとする。市長が特別の理由があるときは、この限りでない。 (1)本市に1年以上住所を有し、世帯主又は戸籍の筆頭者若しくはその配偶者であること。 (2)祭祀を主宰する者であること。 (3)祭祀の高齢者がいること。 (4)費用を所帯していること。 (5)申請に係る費用が短期で定めらるる事件を満たしていること。	

No.	県名	条例の名称	A. 首長の裁量権の事項	B. 許可取消しの要件	C. 使用権の消滅規定	D. 無縁状態に関する事項	E. 使用料等の選付	F. 罰則	G. 特異な事項
79	栃木県	〇〇市墓地条例	5 市長は、使用料に対し、その使用について制限若しくは条件を付し、又は維持管理に必要な設備の設置その他適當な措置をとるべきことを命ずることとができる。 5 埋葬を行うことを命ぜられた者が、これを履行しないときは、市長は、自らこれを執行し、その費用を当該使用者から徴収することができる。 9 墓地を使用しようとする者は、本市に引き続き3年以上住所を有する者でなければならぬ。ただし、市長が認めるときはこの限りでない。 10 埋葬業者が原状回復措置を行わないときは、市長は、自らこれを執行し、その費用を義務者から徴収することができる。	11(1)埋葬場所を目的外に使用したとき。 (2)使用権を譲渡し、又は転賃したとき。 (3)遺骨の埋葬又は埋葬工事の許可を失った日から1年を経過しても、遺骨の埋葬又は埋葬工事を行わないとき。 (4)法令、又はこの条例に違反したとき。	10(1)次に該当する事由があった場合は、使用権は、消滅する。 (1)埋葬場所の使用権及びその家族が住所不明となり、かつ、墓が放棄がなかつた10年を経過したとき。 (2)埋葬場所の使用権者が、これを返還したとき。	12 使用権の消滅した市営墓地の埋葬場所については、埋葬業者は、遺骨または遺骨の一部の場所を改葬し、その遺骨を撤去するものとする。	16 既に納付した使用料について、使用者が埋葬場所を返還したときは第11条の規定により使用権を取消された場合はその全部又は一部を返付することができる。 施行規則第19条、使用料の選付額は、別表第3に定める額とする。ただし、未使用の場合に限る。 使用許可を受けた日 から5年以上の 使用許可を受けた日 使用権を失った日 埋葬使用料の75% 埋葬使用料の50% 埋葬使用料の25% 埋葬使用料の25%		
80	群馬県	〇〇市墓地条例	3 首長は、埋葬場所を利用することができる者は、本市に居住し、その費用を当該使用者に負担させることができる。 4 市長は、前項の許可をする場合において、施設等の管理に必要があると認めるときは、条件を付することができる。 5 市長は、前項の許可をする場合において、施設等の管理に必要があると認めるときは、条件を付することができる。 10 市長は、必要と認めるときは、使用料又は管理料を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を延期し、若しくは滞りなく徴収することができる。 12 埋葬業者が、前項の義務を履行しないときは、市長は、自らこれを執行し、これに要した費用は、利用者の負担とする。 4 墓地を利用する者は、本市に居住し、市の住民基本台帳に記載されている者、または、市長が特別の理由があるとき、この限りでない。 8 市長は、管理上特に必要があると認めるときは、利用墓地を変更することとができる。 10 埋葬業者が原状回復措置を行わないときは、市長は、当該利用者に対してこれを執行し、これに要した費用は、利用者の負担とする。 14 市長は、次に該当するときは、墓地管理料を減額し、又は免除することができる。 (1)生活保護法による生活扶助を受けているとき。 (2)市長が特別の理由があるときと認めるとき。	7(1)利用者が許可を受けた目的以外に使用したとき。 (2)利用者が住所不明となつて7年を経過したとき。 (3)利用者が正當な理由なく7年を経過したとき。 (4)利用者が正當な理由なく3年以上管理料を納めなかったとき。 (5)前各号に掲げる場合のほか、管理上支障があるとき。	11 墓地の利用権は次の各号に該当するときは、消滅する。 (1)利用者が死亡した日から起算して3年を経過しても葬祭を承継する者がいないとき。 (2)利用者が住所不明となつて7年を経過したとき。	11 既に納付した使用料等は、選付しない。ただし、市長は、特別の理由があるときは、使用料の全部又は一部を返付することができる。			
81	埼玉県	〇〇市墓地及び納骨堂条例	12 埋葬場所を利用する者は、本市に居住し、市の住民基本台帳に記載されている者、または、市長が特別の理由があるとき、この限りでない。 31 市長は、必要と認めるときは、この限りにおいて規定する使用料、管理料又は手数料を減額し、又は免除することができる。 (1)生活保護法による生活扶助を受けているとき。 (2)市長が特別の理由があるときと認めるとき。	11(1)埋葬場所の利用権を譲渡し、又は転賃したとき。 (2)埋葬業者が3年間納付しないとき。 (3)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。	11 墓地の利用権は次の各号に該当するときは、消滅する。 (1)利用者が死亡した日から起算して3年を経過しても葬祭を承継する者がいないとき。 (2)利用者が住所不明となつて7年を経過したとき。	15 既納の使用料及び墓地管理料は、選付しない。ただし、市長は特別の理由があるときは、その全部又は一部を返付することができる。		22 合葬墓を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。22 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には限り、前項の許可を拒否することができる。 (1)墓所から改葬し、又は分葬するとき。 (2)合葬墓を利用するため墓所の利用を終るとき。 (3)その他市長が特に必要と認めるとき。	
83	埼玉県	〇〇市聖地公園条例	7(1)埋葬場所の利用に必要と認めるときは、市長が別に定めるところにより、市外に住所を有する者に対しても利用させることができる。 31 市長は、必要と認めるときは、この限りにおいて規定する使用料、管理料又は手数料を減額し、又は免除することができる。	17 次の各号に該当するときは、(1)埋葬場所は消滅する。 (2)利用権は消滅する。 (3)その市営墓地が死亡した日から起算して3年を経過しても葬祭を承継する者がいないとき。 (4)利用権が死亡した日から起算して3年を経過しても葬祭を承継する者がいないとき。 (5)埋葬業者が死亡した日から起算して3年を経過しても葬祭を承継する者がいないとき。 (6)埋葬業者が住所不明となつて10年を経過したとき。	17 次の各号に該当するときは、(1)埋葬場所は消滅する。 (2)利用権は消滅する。 (3)その市営墓地が死亡した日から起算して3年を経過しても葬祭を承継する者がいないとき。 (4)利用権が死亡した日から起算して3年を経過しても葬祭を承継する者がいないとき。 (5)埋葬業者が死亡した日から起算して3年を経過しても葬祭を承継する者がいないとき。 (6)埋葬業者が住所不明となつて10年を経過したとき。	19 市長は、使用者が死亡し、その地位を承継する者がいないとき又は使用者が取り消された場合は、市長が別に定める場所に改葬することができる。			
84	埼玉県	〇〇市公園設置及び管理条例	4 市長は、使用者が原状回復をしないときは、自らこれを執行し、その費用を当該使用者に負担させることができる。 5 市長の承認を受けたときは現状のまま返還することができる。	7(1)埋葬場所の使用権が死亡した日から起算し、2年を経過しても葬祭を承継する者がいないとき。 (2)埋葬場所の使用権者が死亡した日から起算し、2年を経過しても葬祭を承継する者がいないとき。 (3)埋葬場所の使用権者が死亡した日から起算し、2年を経過しても葬祭を承継する者がいないとき。 (4)埋葬場所の使用権者が死亡した日から起算し、2年を経過しても葬祭を承継する者がいないとき。 (5)埋葬場所の使用権者が死亡した日から起算し、2年を経過しても葬祭を承継する者がいないとき。 (6)この条例若しくはこれに基づく命令に違反したとき。	18(1)埋葬場所の使用権が死亡した日から起算し、2年を経過しても葬祭を承継する者がいないとき。 (2)埋葬場所の使用権者が死亡した日から起算し、2年を経過しても葬祭を承継する者がいないとき。 (3)埋葬場所の使用権者が死亡した日から起算し、2年を経過しても葬祭を承継する者がいないとき。 (4)埋葬場所の使用権者が死亡した日から起算し、2年を経過しても葬祭を承継する者がいないとき。 (5)埋葬場所の使用権者が死亡した日から起算し、2年を経過しても葬祭を承継する者がいないとき。 (6)この条例若しくはこれに基づく命令に違反したとき。	13 既納の使用料及び管理料は選付しない。ただし、埋葬場所の使用料の全部を返還したときは、既納の使用料の半額を返付する。			
85	埼玉県	〇〇市墓地条例	18 市長は、使用者が原状回復をしないときは、自らこれを執行し、その費用を当該使用者に負担させることができる。	15(1)墓地の整備のためやむを得ない必要が生じたとき。 (2)墓地の安全又は墓地の利用に著しい支障が生じたとき。 (3)前号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。 17 市長は、使用者が次の各号に該当するときは、墓所の使用料を取り消すことができる。 (1)墓所21条の管理料を5年間納付しないとき。 (2)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。	19 市長は、使用者が死亡し、その地位を承継する者がいないとき又は使用者が取り消された場合は、市長が別に定める場所に改葬することができる。	22 墓所の使用料の申し込みをするに該当する者は、次のいずれにも該当する者。 (1)引き続き3年以上市内に住所を有する者。 (2)本市条例第36条の2の規定に基づいて提出すべき申請書を提出し、又は正当な理由なく提出しない者でないこと。 (3)次に掲げる地方税等を規則で定めるところにより、滞納していない者であること。			

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の事項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無償改葬に関する事項	E 使用料等の選付	F 罰則	G 特異な事項
88	千葉県	〇〇市墓園条例	5 市長が、特別の理由があるとき、市外居住者にも許可することができる。 7 市長の承認を受けたときは、現状のまま返還することができる。 8 墓園の設置又は葬務執行上やむを得ないときは、市長は、使用場所の全容又は一部につき、変更又は返還を命ずることができる。 9 変更又は返還を命じたときは、墓地及び移転補償料を交付し、又は賦納金の使用料を返還することができる。 17 市長は、相当の理由があるとき、使用料及び管理料を減免することができる。	11(1)使用者が許可を受けた日以外に使用し、1年を超えて使用し、又は使用料を納期限までに使用料を納めないとき。 (2)使用者が3年間管理料を納めないとき。 (3)使用者が使用料を他人に譲渡し、又は使用料を転賃したとき。 (4)この条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき。 10(1)使用者が許可を受けた日以外に使用し、1年を超えて使用し、又は使用料を納期限までに使用料を納めないとき。 (2)使用者が3年間管理料を納めないとき。 (3)使用者が使用料を他人に譲渡し、又は使用料を転賃したとき。 (4)この条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき。	9 血使用権者が死亡した日から2年を超えても承継する者がいないとき又は使用権者が住所不明となつて5年を経過したときは、使用権は、消滅する。 12 次の各号に該当する場合は、墓園の使用権は、消滅する。 (1)使用者が死亡した日から2年を超えても承継する者がいないとき。 (2)使用者が住所不明となつて5年を経過したときは、使用権は、消滅する。 14 次の各号に該当するときは、消滅する。 (1)利用権者が死亡し、かつ、祭祀を主宰すべき地位を承継する者がいないとき。 (2)利用権者が死亡した後、特別の事情も、3年を経過しても前条第2項の規定による届出が行われないとき。	18 既納の使用料及び管理料は返付しない。ただし、市長が特別の理由があるとき、使用料の一部又は一部を返付することができる。		13 合葬墓に、1体用及び2体用の納骨壇を設けた納骨室及び合葬室を置く。	
89	千葉県	〇〇市墓園の設置等に関する条例	6 利用許可を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者。市長が特別の事情があるとき、この限りでない。 (1)本市に引き継ぎ1年以上住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記載されていること。 (2)世帯主であること。 (3)現に利用許可または合葬式墓地の利用の許可を受けていないこと。 12 市長は、市営墓園の管理その他事業執行上やむを得ないときは、利用者に対し、芝生墓地の位置の変更又は芝生墓地の返還を命ずることができる。	15(1)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2)使用料を納めた日から2年を超えても使用料を納めないとき。 (3)第9条第2項の規定する管理料を3年間納付しないとき。 15(1)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2)使用料を納めた日から2年を超えても使用料を納めないとき。 (3)第9条第2項の規定する管理料を3年間納付しないとき。 (4)この条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき。	29 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用権を改葬することができる。 (1)第14条の規定により利用権が消滅したとき。 (2)第15条第2項又は第28条第2項の規定する期日までに改葬の引き取りがされないと認められるとき。			16 合葬式墓地に、1体用及び2体用の納骨壇を設けた納骨室及び合葬室を置く。	
90	千葉県	〇〇市墓園の設置及び管理に関する条例	7 墓地の使用の申込みができる者は、本市に引き継ぎ1年以上住所を有する者。市長が特別の事情があるとき、この限りでない。 10 市長は、墓地公園の維持管理上必要と認めるときは、使用者に対し、その使用を制限し、若しくは条件を付し、又は必要な設備の設置その他適当な措置をとるべきことを命ずることができる。 10 墓地の設置その他措置を行うときは、市長は自らこれを執行し、その費用を当該使用者から徴収することができる。 22 市長は、特に必要と認めるときは、管理手数料を免除することができる。	15(1)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2)使用料を納めた日から2年を超えても使用料を納めないとき。 (3)第9条第2項の規定する管理料を3年間納付しないとき。 (4)この条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき。	29 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用権を改葬することができる。 (1)第14条の規定により利用権が消滅したとき。 (2)第15条第2項又は第28条第2項の規定する期日までに改葬の引き取りがされないと認められるとき。			16 合葬式墓地に、1体用及び2体用の納骨壇を設けた納骨室及び合葬室を置く。	
91	千葉県	〇〇市墓地公園の設置及び管理に関する条例	8 一般墓場を使用できる者は、各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特別の理由があるときは、この限りでない。 (1)本市に1年以上住所を有する者。 (2)市長は、使用者に対し、その使用を制限し、又は条件を付し、若しくは維持管理上必要な設備の設置その他適当な措置をとるべきことを命ずることができる。 16 血葬務者が原状回復の措置を行わなかったときは、市長は自らこれを執行し、その費用を当該墓務者から徴収することができる。 25 市長は、墓地使用料等の一部を減額することができる。	15(1)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2)使用料を納めた日から2年を超えても使用料を納めないとき。 (3)第9条第2項の規定する管理料を3年間納付しないとき。 (4)この条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき。	29 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用権を改葬することができる。 (1)第14条の規定により利用権が消滅したとき。 (2)第15条第2項又は第28条第2項の規定する期日までに改葬の引き取りがされないと認められるとき。			16 合葬式墓地に、1体用及び2体用の納骨壇を設けた納骨室及び合葬室を置く。	
92	千葉県	〇〇市墓園条例	5 墓地使用できる者は、次のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特別の理由があるときは、この限りでない。 (1)本市に1年以上住所を有する者。 (2)市長は、使用者に対し、その使用を制限し、又は条件を付し、若しくは維持管理上必要な設備の設置その他適当な措置をとるべきことを命ずることができる。 13 市長の承認を受けたときは、現状のまま返還することができる。 15 血葬務者が原状回復の措置を行わなかったときは、市長は自らこれを執行し、その費用を当該墓務者から徴収することができる。 23 市長は、使用料及び管理料の一部を減額することができる。	15(1)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2)使用料を納めた日から2年を超えても使用料を納めないとき。 (3)第9条第2項の規定する管理料を3年間納付しないとき。 (4)この条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき。	29 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用権を改葬することができる。 (1)第14条の規定により利用権が消滅したとき。 (2)第15条第2項又は第28条第2項の規定する期日までに改葬の引き取りがされないと認められるとき。			16 合葬式墓地に、1体用及び2体用の納骨壇を設けた納骨室及び合葬室を置く。	
93	千葉県	〇〇市墓園公園の設置及び管理に関する条例	5 墓地使用できる者は、次のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特別の理由があるときは、この限りでない。 (1)本市に1年以上住所を有する者。 (2)市長は、使用者に対し、その使用を制限し、又は条件を付し、若しくは維持管理上必要な設備の設置その他適当な措置をとるべきことを命ずることができる。 13 市長の承認を受けたときは、現状のまま返還することができる。 15 血葬務者が原状回復の措置を行わなかったときは、市長は自らこれを執行し、その費用を当該墓務者から徴収することができる。 23 市長は、使用料及び管理料の一部を減額することができる。	15(1)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2)使用料を納めた日から2年を超えても使用料を納めないとき。 (3)第9条第2項の規定する管理料を3年間納付しないとき。 (4)この条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき。	29 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用権を改葬することができる。 (1)第14条の規定により利用権が消滅したとき。 (2)第15条第2項又は第28条第2項の規定する期日までに改葬の引き取りがされないと認められるとき。			16 合葬式墓地に、1体用及び2体用の納骨壇を設けた納骨室及び合葬室を置く。	

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無断改葬に関する条項	E 使用料等の返付	F 罰則	G 神墓の家項
94	千葉県	〇〇地区埋葬施設構築事業推進条例の設置及び管理に関する条例	5 墓所の使用を申請しようとする者は、引き続く1年以上居住し、かつ、関係する住民基本台帳又は外国人登録原簿に記録又は登録されている者、管理責任者が、この限りでない。 8 管理者は、墓園の管理上必要があると認めるときは、制限又は条件を付することができる。 12 管理者は、墓園の管理又は事業執行上必要があるときは、使用料の全部又は一部について、変更又は返還を命ずることができる。	14(1) 使用料の許可を受けた墓所の目的以外に使用したとき。 (2) 虚偽の申請その他の不正の手段により、使用料の許可を受けたとき。 (3) 墓所の使用料を第三者に譲渡し、又は転売したとき。 (4) 管理料を3年以上納入しないとき。 (5) 使用料が死亡した日の翌日から起算して2年を経過しても祭祀を承継する者がいないとき。 (6) 使用料が死亡後、2年を経過しても使用料を更新しないとき。 (7) 法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき。	14(1) 使用料が死亡した日から起算し、2年を経過しても祭祀を承継する者がいないとき。 (2) 使用料が死亡後2年を経過しても所構している焼骨の埋蔵又は焼骨を納入しないとき。 (3) 2年間管理料を納入しないとき。 (4) 住所不明となつて6年を経過したとき。 (5) 墓地を転売し、又は譲渡したとき。 (7) この条例又はこれに基づく市規則に違反したとき。	14(1) 使用料が死亡した日から起算し、2年を経過しても祭祀を承継する者がいないとき。 (2) 使用料が死亡後2年を経過しても所構している焼骨の埋蔵又は焼骨を納入しないとき。 (3) 2年間管理料を納入しないとき。 (4) 住所不明となつて6年を経過したとき。 (5) 墓地を転売し、又は譲渡したとき。 (7) この条例又はこれに基づく市規則に違反したとき。	12 管理者は、変更又は返還を命じ、かつ、既に埋葬した者の遺体を移出し、又は、既に埋葬した者の遺体を移出することを命ずることができる。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。	18 市長は、第4条、第9条の多又は5 項の規定に違反した者は、5 万円以下の過料を科す。 22 市長は、許料その他不正 の行為により、管理料の徴収 を免れた者に対し、その徴 収を免れた金額の5割に相当 する金額以下の過料を科す る。	5 墓所の使用を申請しようとする者は、引き続く1年以上居住し、かつ、関係する住民基本台帳又は外国人登録原簿に記録又は登録されている者、管理責任者が、この限りでない。
96	東京都	〇〇市墓園条例	5 市長は、使用承認の際に、墓園の管理上必要な条件を付すことができる。 6 使用料の申込みをしようとする者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならぬ。 (1) 市内に引き続く1年以上住所を有していること。 (2) 祭祀の主事者としての資格を有していること。 (3) 埋葬等の使用料の許可、承認等を受けないこと。 15 市長は、管理料を減免し、使用料又は管理料を徴収し、若しくは納入させることができる。 16 市長は、管理料が原状回復の措置を行わなかったときは、使用者に代わってこれを執行することができる。	14(1) 使用料が死亡した日から起算し、2年を経過しても祭祀を承継する者がいないとき。 (2) 使用料が死亡後2年を経過しても所構している焼骨の埋蔵又は焼骨を納入しないとき。 (3) 2年間管理料を納入しないとき。 (4) 住所不明となつて6年を経過したとき。 (5) 墓地を転売し、又は譲渡したとき。 (7) この条例又はこれに基づく市規則に違反したとき。	17 市長は、墓地の使用料 を交付し、又は、その 墓の遺骨を無断に改葬 することができる。	12 管理者は、変更又は返還を命じ、かつ、既に埋葬した者の遺体を移出し、又は、既に埋葬した者の遺体を移出することを命ずることができる。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。	14 墓園の使用料は、返付しない、ただし、市長が特別の理由があるときは、使用料の一部を返還することができる。ただし、規則10条	18 市長は、第4条、第9条の多又は5 項の規定に違反した者は、5 万円以下の過料を科す。 22 市長は、許料その他不正 の行為により、管理料の徴収 を免れた者に対し、その徴 収を免れた金額の5割に相当 する金額以下の過料を科す る。	5 墓所の使用を申請しようとする者は、引き続く1年以上居住し、かつ、関係する住民基本台帳又は外国人登録原簿に記録又は登録されている者、管理責任者が、この限りでない。
101	東京都	〇〇市高島区墓園条例	4 墓地に使用しようとする者は、羽村市に住所を有する者、ただし、市長が相当の理由があるときを除くは、この限りでない。 7 市長は、使用者に対し管理上必要と認めるときは、使用場所並びに工作物の他の施設に制限又は条件を付け、若しくは必要設備その他の負担をさせることができる。 13 市長は、墓園の管理上、その他必要であると認めるときは、使用者に対しその使用場所を変更させることができる。 18 市長は、当該変更にかゝる経費を償還する。	14(1) 使用料が死亡した日から起算し、2年を経過しても祭祀を承継する者がいないとき。 (2) 使用料が死亡後2年を経過しても所構している焼骨の埋蔵又は焼骨を納入しないとき。 (3) 2年間管理料を納入しないとき。 (4) 住所不明となつて6年を経過したとき。 (5) 墓地を転売し、又は譲渡したとき。 (7) この条例又はこれに基づく市規則に違反したとき。	17 市長は、墓地の使用料 を交付し、又は、その 墓の遺骨を無断に改葬 することができる。	12 管理者は、変更又は返還を命じ、かつ、既に埋葬した者の遺体を移出し、又は、既に埋葬した者の遺体を移出することを命ずることができる。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。	14 墓園の使用料は、返付しない、ただし、市長が特別の理由があるときは、使用料の一部を返還することができる。ただし、規則10条	18 市長は、第4条、第9条の多又は5 項の規定に違反した者は、5 万円以下の過料を科す。 22 市長は、許料その他不正 の行為により、管理料の徴収 を免れた者に対し、その徴 収を免れた金額の5割に相当 する金額以下の過料を科す る。	5 墓所の使用を申請しようとする者は、引き続く1年以上居住し、かつ、関係する住民基本台帳又は外国人登録原簿に記録又は登録されている者、管理責任者が、この限りでない。
104	神奈川県	〇〇市公園墓地条例	8 市長が指定した墓所を使用することができない者は、規則で定める条件を具備していない者とする。市長は、この限りでない。 13 市長及び指定管理者は、墓所使用者に対し、その使用について制限又は条件を付することができる。 17 市長において(原状)回復できないときは、この限りでない。 17 埋葬所使用者等が原状回復の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を墓所使用者から徴収する。 21 市長は、特に必要があると認めるときは、管理料を減免することができる。	14(1) 使用料が死亡した日から起算し、2年を経過しても祭祀を承継する者がいないとき。 (2) 使用料が死亡後2年を経過しても所構している焼骨の埋蔵又は焼骨を納入しないとき。 (3) 2年間管理料を納入しないとき。 (4) 住所不明となつて6年を経過したとき。 (5) 墓地を転売し、又は譲渡したとき。 (7) この条例又はこれに基づく市規則に違反したとき。	17 市長は、墓地の使用料 を交付し、又は、その 墓の遺骨を無断に改葬 することができる。	12 管理者は、変更又は返還を命じ、かつ、既に埋葬した者の遺体を移出し、又は、既に埋葬した者の遺体を移出することを命ずることができる。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。	14 墓園の使用料は、返付しない、ただし、市長が特別の理由があるときは、使用料の一部を返還することができる。ただし、規則10条	18 市長は、第4条、第9条の多又は5 項の規定に違反した者は、5 万円以下の過料を科す。 22 市長は、許料その他不正 の行為により、管理料の徴収 を免れた者に対し、その徴 収を免れた金額の5割に相当 する金額以下の過料を科す る。	5 墓所の使用を申請しようとする者は、引き続く1年以上居住し、かつ、関係する住民基本台帳又は外国人登録原簿に記録又は登録されている者、管理責任者が、この限りでない。
105	神奈川県	〇〇市久喜墓園条例	4 墓地に使用しようとする者は、本市に住所を有する者、市長が相当の理由があるときは、この限りでない。 12 使用料を徴収する者は、本市に住所を有する者、市長が代わってこれを行ない、その費用を使用者から徴収する。 17 市長は、墓園の管理上、その他必要であると認めるときは、使用者に対しその使用場所を変更させることができる。 21 市長は、当該変更にかゝる経費を償還する。	14(1) 使用料が死亡した日から起算し、2年を経過しても祭祀を承継する者がいないとき。 (2) 使用料が死亡後2年を経過しても所構している焼骨の埋蔵又は焼骨を納入しないとき。 (3) 2年間管理料を納入しないとき。 (4) 住所不明となつて6年を経過したとき。 (5) 墓地を転売し、又は譲渡したとき。 (7) この条例又はこれに基づく市規則に違反したとき。	17 市長は、墓地の使用料 を交付し、又は、その 墓の遺骨を無断に改葬 することができる。	12 管理者は、変更又は返還を命じ、かつ、既に埋葬した者の遺体を移出し、又は、既に埋葬した者の遺体を移出することを命ずることができる。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。	14 墓園の使用料は、返付しない、ただし、市長が特別の理由があるときは、使用料の一部を返還することができる。ただし、規則10条	18 市長は、第4条、第9条の多又は5 項の規定に違反した者は、5 万円以下の過料を科す。 22 市長は、許料その他不正 の行為により、管理料の徴収 を免れた者に対し、その徴 収を免れた金額の5割に相当 する金額以下の過料を科す る。	5 墓所の使用を申請しようとする者は、引き続く1年以上居住し、かつ、関係する住民基本台帳又は外国人登録原簿に記録又は登録されている者、管理責任者が、この限りでない。
106	新潟県	〇〇市墓園条例	4 墓地に使用しようとする者は、本市に住所を有する者、市長が相当の理由があるときは、この限りでない。 12 使用料を徴収する者は、本市に住所を有する者、市長が代わってこれを行ない、その費用を使用者から徴収する。 17 市長は、墓園の管理上、その他必要であると認めるときは、使用者に対しその使用場所を変更させることができる。 21 市長は、当該変更にかゝる経費を償還する。	14(1) 使用料が死亡した日から起算し、2年を経過しても祭祀を承継する者がいないとき。 (2) 使用料が死亡後2年を経過しても所構している焼骨の埋蔵又は焼骨を納入しないとき。 (3) 2年間管理料を納入しないとき。 (4) 住所不明となつて6年を経過したとき。 (5) 墓地を転売し、又は譲渡したとき。 (7) この条例又はこれに基づく市規則に違反したとき。	17 市長は、墓地の使用料 を交付し、又は、その 墓の遺骨を無断に改葬 することができる。	12 管理者は、変更又は返還を命じ、かつ、既に埋葬した者の遺体を移出し、又は、既に埋葬した者の遺体を移出することを命ずることができる。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。	14 墓園の使用料は、返付しない、ただし、市長が特別の理由があるときは、使用料の一部を返還することができる。ただし、規則10条	18 市長は、第4条、第9条の多又は5 項の規定に違反した者は、5 万円以下の過料を科す。 22 市長は、許料その他不正 の行為により、管理料の徴収 を免れた者に対し、その徴 収を免れた金額の5割に相当 する金額以下の過料を科す る。	5 墓所の使用を申請しようとする者は、引き続く1年以上居住し、かつ、関係する住民基本台帳又は外国人登録原簿に記録又は登録されている者、管理責任者が、この限りでない。
107	新潟県	〇〇市墓園条例	4 墓地に使用しようとする者は、本市に住所を有する者、市長が相当の理由があるときは、この限りでない。 12 使用料を徴収する者は、本市に住所を有する者、市長が代わってこれを行ない、その費用を使用者から徴収する。 17 市長は、墓園の管理上、その他必要であると認めるときは、使用者に対しその使用場所を変更させることができる。 21 市長は、当該変更にかゝる経費を償還する。	14(1) 使用料が死亡した日から起算し、2年を経過しても祭祀を承継する者がいないとき。 (2) 使用料が死亡後2年を経過しても所構している焼骨の埋蔵又は焼骨を納入しないとき。 (3) 2年間管理料を納入しないとき。 (4) 住所不明となつて6年を経過したとき。 (5) 墓地を転売し、又は譲渡したとき。 (7) この条例又はこれに基づく市規則に違反したとき。	17 市長は、墓地の使用料 を交付し、又は、その 墓の遺骨を無断に改葬 することができる。	12 管理者は、変更又は返還を命じ、かつ、既に埋葬した者の遺体を移出し、又は、既に埋葬した者の遺体を移出することを命ずることができる。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。	14 墓園の使用料は、返付しない、ただし、市長が特別の理由があるときは、使用料の一部を返還することができる。ただし、規則10条	18 市長は、第4条、第9条の多又は5 項の規定に違反した者は、5 万円以下の過料を科す。 22 市長は、許料その他不正 の行為により、管理料の徴収 を免れた者に対し、その徴 収を免れた金額の5割に相当 する金額以下の過料を科す る。	5 墓所の使用を申請しようとする者は、引き続く1年以上居住し、かつ、関係する住民基本台帳又は外国人登録原簿に記録又は登録されている者、管理責任者が、この限りでない。

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁状態に関する条項	E 使用料等の選付	F 罰則	G 特異な条項
118	石川県	〇〇市墓塚公園条例	7 墓所の使用ができる者は、本市に住所又は本籍を有する者、ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。 9 II 市長は、使用料を減額し、又は免除することができる。 11 使用料が原状回復を行わない場合は、市長は、当該使用者に代わって執行し、その費用を徴収する。 12 II 市長は、使用料を減額することができる。	11(1) 使用者が墓所を譲渡したとき。 (2) 使用者が死亡し、承継人がいないとき。 (3) 使用者が許可を受けた目的以外に使用し、又は使用料を納付しなかったとき。 (4) 使用者が許可を受けた日から5年以内を経過したとき。 (5) 使用者が住所不明となり、20年を経過したとき。 (6) 使用者が住所不明となり、20年を経過したとき。 (7) その他その条例及びこれに基づく規則に違反したとき。	5 市長は、前項の規定により、使用料を減額するときは、墓地の使用権を消滅する。 11 墓地の使用権は、次の各号に掲げる事由が生じたとき、消滅する。 (1) 使用者が死亡し、承継人がいないとき。 (2) 使用者が住所不明となり、20年を経過したとき。 (3) 使用者が住所不明となり、20年を経過したとき。	13 市長は、第11条第1項第2号及び第6号の規定により、墓所の使用許可を取消したときは、墓その他の設備等を使用料の全部または一部を返付することができる。 規則12条			
118	石川県	〇〇市墓地条例	2 本市に居住する者は、本市に居住する者、ただし、市内に墓所を有する者、又は、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。 9 II 市長は、使用料を減額し、又は免除することができる。 10 市長は、墓地の使用料を減額し、又は免除することができる。 11 市長は、墓地の使用料を減額し、又は免除することができる。 12 市長は、墓地の使用料を減額し、又は免除することができる。	14(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 法令に違反する行為を行ったとき。 (3) 法令に違反する行為があったから2年間満了を認めないとき。 (4) 公益上又は管理上必要であると認めるとき。 10 〇〇市墓地条例の設置以外の目的に墓所を使用したとき。 (2) 墓所を他者に譲渡したとき。 (3) 墓所に関する法令又は条例若しくはこれに基づく規定等に違反したとき。	5 市長は、前項の規定により、使用料を減額するときは、墓地の使用権を消滅する。 11 市長は、前項の規定により、使用料を減額するときは、墓地の使用権を消滅する。 16 次の各号に掲げる事由が生じたとき、墓地の使用権は消滅する。 (1) 使用者が死亡し、承継人がいないとき。 (2) 使用者が住所不明となり、20年を経過したとき。 (3) 使用者が住所不明となり、20年を経過したとき。				
120	石川県	〇〇市霊苑条例	4 墓所を使用することができる者は、本市に住所を有する者、ただし、市内に墓所を有する者、又は、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。 9 II 市長は、使用料を減額し、又は免除することができる。 10 市長は、墓地の使用料を減額し、又は免除することができる。 11 市長は、墓地の使用料を減額し、又は免除することができる。 12 市長は、墓地の使用料を減額し、又は免除することができる。	15 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき、及び命令に違反したとき。	16 次の各号に掲げる事由が生じたとき、墓地の使用権は消滅する。 (1) 使用者が死亡し、承継人がいないとき。 (2) 使用者が住所不明となり、20年を経過したとき。 (3) 使用者が住所不明となり、20年を経過したとき。				
126	福井県	〇〇市墓山公園の設置及び管理に関する条例	5 墓所を使用することができる者は、本市に住所を有する者、又は、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。 10 市長は、許可した墓所の位置を変更し、若しくは返還させ、又は返還させることができる。 11 市長は、墓地の使用料を減額し、又は免除することができる。 12 市長は、墓地の使用料を減額し、又は免除することができる。	14(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 法令に違反する行為を行ったとき。 (3) 法令に違反する行為があったから2年間満了を認めないとき。 (4) 公益上又は管理上必要であると認めるとき。 10 〇〇市墓地条例の設置以外の目的に墓所を使用したとき。 (2) 墓所を他者に譲渡したとき。 (3) 墓所に関する法令又は条例若しくはこれに基づく規定等に違反したとき。	16 次の各号に掲げる事由が生じたとき、墓地の使用権は消滅する。 (1) 使用者が死亡し、承継人がいないとき。 (2) 使用者が住所不明となり、20年を経過したとき。 (3) 使用者が住所不明となり、20年を経過したとき。				
128	福井県	〇〇市後山墓園設置および管理規程	3 墓所を使用することができる者は、本市に住所を有する者、又は、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。 9 II 市長は、使用料を減額し、又は免除することができる。 10 市長は、墓地の使用料を減額し、又は免除することができる。 11 市長は、墓地の使用料を減額し、又は免除することができる。 12 市長は、墓地の使用料を減額し、又は免除することができる。	14(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 法令に違反する行為を行ったとき。 (3) 法令に違反する行為があったから2年間満了を認めないとき。 (4) 公益上又は管理上必要であると認めるとき。 10 〇〇市墓地条例の設置以外の目的に墓所を使用したとき。 (2) 墓所を他者に譲渡したとき。 (3) 墓所に関する法令又は条例若しくはこれに基づく規定等に違反したとき。	16 次の各号に掲げる事由が生じたとき、墓地の使用権は消滅する。 (1) 使用者が死亡し、承継人がいないとき。 (2) 使用者が住所不明となり、20年を経過したとき。 (3) 使用者が住所不明となり、20年を経過したとき。				
129	福井県	〇〇市墓地条例	7 墓所を使用することができる者は、本市に住所を有する者、又は、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。 9 II 市長は、使用料を減額し、又は免除することができる。 10 市長は、墓地の使用料を減額し、又は免除することができる。 11 市長は、墓地の使用料を減額し、又は免除することができる。 12 市長は、墓地の使用料を減額し、又は免除することができる。	14(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 法令に違反する行為を行ったとき。 (3) 法令に違反する行為があったから2年間満了を認めないとき。 (4) 公益上又は管理上必要であると認めるとき。 10 〇〇市墓地条例の設置以外の目的に墓所を使用したとき。 (2) 墓所を他者に譲渡したとき。 (3) 墓所に関する法令又は条例若しくはこれに基づく規定等に違反したとき。	16 次の各号に掲げる事由が生じたとき、墓地の使用権は消滅する。 (1) 使用者が死亡し、承継人がいないとき。 (2) 使用者が住所不明となり、20年を経過したとき。 (3) 使用者が住所不明となり、20年を経過したとき。				
130	山梨県	〇〇市墓地条例	7 墓所を使用することができる者は、本市に住所を有する者、又は、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。 9 II 市長は、使用料を減額し、又は免除することができる。 10 市長は、墓地の使用料を減額し、又は免除することができる。 11 市長は、墓地の使用料を減額し、又は免除することができる。 12 市長は、墓地の使用料を減額し、又は免除することができる。	14(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 法令に違反する行為を行ったとき。 (3) 法令に違反する行為があったから2年間満了を認めないとき。 (4) 公益上又は管理上必要であると認めるとき。 10 〇〇市墓地条例の設置以外の目的に墓所を使用したとき。 (2) 墓所を他者に譲渡したとき。 (3) 墓所に関する法令又は条例若しくはこれに基づく規定等に違反したとき。	16 次の各号に掲げる事由が生じたとき、墓地の使用権は消滅する。 (1) 使用者が死亡し、承継人がいないとき。 (2) 使用者が住所不明となり、20年を経過したとき。 (3) 使用者が住所不明となり、20年を経過したとき。				

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の委項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無償改葬に関する事項	E 使用料等の選付	F 罰則	G 特異な事項
156	静岡県	〇〇市営墓地条例	11 市長は、利用者に対し必要な措置をとることができる。 14 市長は、使用料又は管理料を徴収し、又は免除することができる。 15 賃料は、墓地の管理及び運営に必要なものと認めるときは、利用者に対し、改葬又は所在物件の移転を命ずることができる。 19 市長は、その旨を発生し、換地及び補償料を支拂ふ。	16(1)利用者が死の日の日から起算して9年を経過しても、当該利用者が代わり祭祀を主宰すべき者がいないとき (2)利用者が3年間管理料を納めないとき (3)利用者が許可の条件に違反したとき (4)利用者が法令、条例、規則に違反したとき (5)墓地の管理上必要があると認めるとき 15(1)限り又は不正の手段により使用許可を受けたとき (2)使用の権利を他人に譲渡し、又は転賃したとき (3)この条例又はこれに基づく規則に違反したとき (4)第10条第3項ただし書に規定する使用料の分割をしないとき (5)管理料を3年以上納付しないとき	19 墓所の使用権は、使用者の死亡の日から3年を経過したときも葬に要するに必要と認めるときは、埋葬の場を主要とする墓園内の一定の場所へ埋葬を改葬し、又は埋葬の場を移転し、若しくは処分することができる。 19 市長は、前項の規定により埋葬の場を主要とする墓園内の一定の場所へ埋葬を改葬し、又は埋葬の場を移転し、若しくは処分することができる。	14 市長は、前条第3項の規定により使用の承諾を受けた日から起算して2年以内に未使用のまま墓所を返還したときは、使用料の2分の1に相当する金額を返付する。 15 市長は、前条第3項の規定により使用の承諾を受けた日から起算して3年以内に未使用のまま墓所を返還したときは、使用料の2分の1に相当する金額を返付する。	22 墓園内の土地、施設物若しくは附帯を故意に損傷し又は許可なく使用した若しくは、2,000円以下の過料を科すことができる。		
159	静岡県	〇〇市営霊園条例	20 市長は、墓園の管理に必要と認めるときは、使用者に対し、他の埋葬所への埋葬の改葬又は埋葬の移転を命ずることができる。 21 市長は、使用者が埋葬の義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。	10(1)前2条の規定に違反したとき (2)第2条第2項の規定により行われた条件に違反したとき (3)偽りその他不正の手段により、その許可を受けたとき (4)前3項に掲げる場合のほか、墓所の管理上不適当と認めるとき 10 前項に定めるもののほか、市長は、公益のためやむを得ないとき	14 市長は、前条第3項の規定により使用の承諾を受けた日から起算して2年以内に未使用のまま墓所を返還したときは、使用料の2分の1に相当する金額を返付する。	11 墓所の使用料は、選付しない。ただし、市長は、使用許可の日から起算して3年以内に、未使用の墓所が返された場合においては、使用料の2割に相当する金額を返付することができる。			
160	静岡県	〇〇市霊園条例							
161	静岡県	〇〇市森林霊園条例	8 市長は、墓園の管理に必要と認めるときは、使用者に対し必要な措置をとることができる。	13(1)埋葬者が死亡し又は不正の手段により使用の承諾を受けたとき (2)埋葬者が5年間管理料を納めないとき (3)埋葬者が死亡し、祭祀を主宰すべき者がいないとき (4)埋葬者が法令又はこの条例の規定に基づき規則に違反したとき (5)その他市長が管理上必要と認めるとき	14 市長は、前条第3項の規定により使用の承諾を受けた日から起算して2年以内に未使用のまま墓所を返還したときは、使用料の2分の1に相当する金額を返付する。	12 墓所の使用料は、選付しない。ただし、市長は、使用許可の日から起算して2年以内に未使用のまま墓所を返還したときは、使用料の2分の1に相当する金額を返付する。			
163	静岡県	〇〇市営墓地条例	11 市長は、墓地の管理に必要と認めるときは、使用者に対し必要な措置をとることができる。	13(1)埋葬者が死亡し又は不正の手段により使用の承諾を受けたとき (2)埋葬者が5年間管理料を納めないとき (3)埋葬者が死亡し、祭祀を主宰すべき者がいないとき (4)埋葬者が法令又はこの条例の規定に基づき規則に違反したとき (5)その他市長が管理上必要と認めるとき	14 市長は、前条第3項の規定により使用の承諾を受けた日から起算して2年以内に未使用のまま墓所を返還したときは、使用料の2分の1に相当する金額を返付する。	12 墓所の使用料は、選付しない。ただし、市長は、使用許可の日から起算して2年以内に未使用のまま墓所を返還したときは、使用料の2分の1に相当する金額を返付する。			
164	静岡県	〇〇市墓園条例							
166	愛知県	〇〇市立霊園・斎場条例	5 墓地を使用しようとする者は、墓地を自己の死亡した親族の葬儀の用に供しようとする者であつて、本市に引き継ぎ5年以上住所を有する者 5 市長は、相当の事由があるとき、使用を許可することができる。 8 市長は、霊園使用者に対し、その使用について制限若しくは条件を附し、又は維持管理に必要と認められる地盤高の取置その他の措置をとるべきことを命ずることができる。	11(1)使用場所を許可を授けられた日以外に使用したとき (2)許可なく使用権を他人に譲渡し、又は使用場所を転賃したとき (3)使用者が死亡した日から起算して2年を経過しても、なお、当該墓地使用権の承継を市長に申告しないとき (4)埋葬者が死亡したとき (5)埋葬者が5年間管理料を納めないとき (6)使用料を支払った日から2年を経過しても、なお、当該墓地使用権の承継を市長に申告しないとき (7)墓地使用者が、住所不明となつて10年を経過したとき 13(1)使用したとき (2)市長の承認なく使用権を他人に譲渡し、又は使用場所を転賃したとき (3)法令又はこの条例(第16条の規定を除く。)若しくはこれに基づく命令に違反したとき (4)使用者が死亡した日から起算して2年を経過しても、なお、当該墓地使用権の承継を市長に申告しないとき (5)管理料を5年間納めないとき (6)使用許可を受けた日から2年を経過しても、なお、その許可に係る墓地を使用しないとき (7)使用者が、所在不明となつて10年を経過したとき	11 利用者又は、第9条の規定により使用の承諾を受けた日から起算して10年以上である者の場合は、市長は、既設の墓所に係る墳墓及び埋石等を移転することができる。 16 市長は、前条第1項の規定により使用の承諾を受けた日から起算して2年以内に未使用のまま墓所を返還したときは、使用料の2分の1に相当する金額を返付する。 19 市長は、前条第1項の規定により使用の承諾を受けた日から起算して2年以内に未使用のまま墓所を返還したときは、使用料の2分の1に相当する金額を返付する。	7 利用者又は、第9条の規定により使用の承諾を受けた日から起算して10年以上である者の場合は、市長は、既設の墓所に係る墳墓及び埋石等を移転することができる。 9 墓地使用者が、使用許可を受けた日から2年以内で、かつ、使用期間、使用場所の条件を返還したときは、既設の使用料の手当を返付する。		24 次の各号に該当する者に對しては1万円以下の過料を科す。 (1)園内の土地又は施設を故意に損傷し、又は許可なく使用した者 (2)第19条の規定に違反して同条第1項第2号に掲げる行為をした者	

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無償転貸に関する条項	E 使用料等の選付	F 罰則	G 特異な条項
167	愛知県	〇〇市春期墓苑条例	16 市長は、墓地の管理上特に必要があると認めるときは、使用権所を返還させ、又は増築等及び焼骨を移転させることができる。 18 市長は、使用料を減免することができる。	12(1)使用の許可を受けた日から3年以内に墳墓を設けず、又は使用権を維持管理をなさず、放任のまま5年を経過したとき (3)この条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき	13 使用権は、使用権者が死亡した日から6年以内に第10条の規定による承継となされるときは、消滅するものとする。 14 使用は、前条第2項の規定により移転した後10年を経過したときは、無償として墳墓等及び焼骨を処理することができるものとする。	13 II 市長は、使用権が消滅したとき、使用料は、特別に定められたとき、使用料は、特に必要があると認めるときは、墓地下水代使用料に限り、その全部又は一部を返還することができる。	17 前条第1号の条項は、選付しない。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、墓地下水代使用料に限り、その全部又は一部を返還することができる。		
168	愛知県	〇〇市墓苑条例	5 市長は、墓地の管理上支障があると認めるときは、使用を禁止し、又は制限することができる。 18 II 移転又は返還させたときは、換地料又は補償料を交付する。	11(1)使用権者が使用場所の許可を受けた目的以外に使用し、又は (2)市長の許可なく使用権を他人に譲渡し、又は使用場所を他に買戻したとき (3)法令又はこの条例に違反したとき (4)公益若しくは公共の理由により、市長が必要と認めるとき	21 第2条第1号及び第2号の事由が発生し、又は第5年を経過し、又は第3号に該当するにいてかつ、その墳墓又は碑石、形像類等を所定の場所に改葬又は移転することができる。 21 III 第1項の規定による改葬又は移転後10年を経過したときは、市長は無償として処理することができる。	16 第4条の規定に違反した者は、5万円以下の過料を科す。			
169	愛知県	〇〇市湖島塚平和公園条例	18 市長は、墓地の管理上必要があると認めるときは、使用権所を返還させ、又は増築等及び焼骨を移転させることができる。 18 II 移転又は返還させたときは、換地料又は補償料を交付する。	10 墓所の使用権が住所不明で10年を経過し、かつ、相続人又は親族若しくは縁故者等が遺失の祭主を主宰する者がいないとき (2)使用者である法人が解散したとき (3)使用者が住所不明となり10年を経過したとき	21 第2条第1号及び第2号の事由が発生し、又は第5年を経過し、又は第3号に該当するにいてかつ、その墳墓又は碑石、形像類等を所定の場所に改葬又は移転することができる。 21 III 第1項の規定による改葬又は移転後10年を経過したときは、市長は無償として処理することができる。				
171	愛知県	〇〇市墓地使用条例	9 市長は、墓地の管理上必要があると認めるときは、使用権所に必要な措置を講ずることができる。 14 II 使用権者が墳墓の復元を命じ、費用は葬務者から徴収する。 16 市長は次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し又は改葬を命ずることができる。 (1)使用権者が法令又はこの条例若しくはこれに基づいて発する規程らびに命令に違反したとき (2)墓地統廃その他公益上必要が生じたとき	11 墓所の使用権が住所不明で10年を経過し、かつ、相続人又は親族若しくは縁故者等が遺失の祭主を主宰する者がいないとき (2)使用者である法人が解散したとき (3)使用者が住所不明となり10年を経過したとき	16 II 前項第1号又は第2号の事由が発生し、又は第5年を経過し、又は第3号に該当するにいてかつ、その墳墓又は碑石、形像類等を所定の場所に改葬又は移転することができる。 21 III 第1項の規定による改葬又は移転後10年を経過したときは、市長は無償として処理することができる。			7 2号中の場所の範囲に増築、キリスト教その他の宗派別の区画を設ける。 7 II 前項の区画の範囲は市長が別にこれを定める。	
172	愛知県	〇〇市青山墓苑条例	18 市長は、墓地の管理上必要があると認めるときは、使用場所の返還又は移転を命ずることができる。 18 II 市長は、その旨を告示し、換地及び補償料を交付する。	19 次号の各号に該当するときは、墓所の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、祭祀を主宰すべき者又は縁故者等がいないとき (2)使用者が住所不明となり3年を経過したとき	20 市長は、前条の規定により使用権が消滅した日から5年を経過したときは、その墳墓等を一定の場所に改葬又は移転することができる。				8 II 小動物の死体を火葬し、又は身体の一部若しくは胞衣を焼却し、又は焼却したものは、本市に住所を有する者でなければ使用することができない。
174	愛知県	〇〇市高蔵墓園の設置及び管理に関する条例	6 市長は、墓所の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。	17 市長は、使用権が死亡又は住所若しくは生死不明となり10年を経過し、かつ、祖先の祭祀を主宰する者がいないときは、墓所の使用権を消滅させるものとする。	18 市長は、前条の規定により使用権が消滅したときは、無償として墳墓等を墓苑内に存在する墓苑等に移転することができる。				
175	愛知県	〇〇市川ヶ谷墓園の設置及び管理に関する条例	12 市長は、使用料又は管理料を減免することができる。 19 市長は、墓園の管理上必要があると認めるときは、使用場所を移転し、又は返還させることができる。	22 次号の各号に該当するときは、墓所の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、祭祀を主宰する者がいないとき (2)使用者が住所不明となり10年を経過したとき	23 前条第1号の事由が発生した日から5年を経過し、又は同条第2号に該当するにいてかつ、その墳墓又は碑石、形像類等を所定の場所に改葬又は移転することができる。				23 前条第1号の事由が発生した日から5年を経過し、又は同条第2号に該当するにいてかつ、その墳墓又は碑石、形像類等を所定の場所に改葬又は移転することができる。
178	愛知県	〇〇市墓園条例	6 II 市長は、墓所の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。	11 II 市長は、使用権が次の各号に該当するときは、墓所の使用権を消滅させるものとする。 (1)使用者が死亡し、墓所の祭祀を主宰する者がいないとき (2)使用者が住所又は生死不明となり5年を経過し、墓所の祭祀を主宰する者がいないとき	11 II 市長は、前条の規定により使用権が消滅したときは、無償として墳墓等を墓苑内に存在する墓苑等に移転することができる。				

No.	県名	条例の名称	A 首長の職掌の条項	B 許可取消目的の要件	C 使用権の消滅規定	D 無償継続に関する条項	E 使用料金の還付	F 罰則	G 特異な条項
192	滋賀県	〇〇墓地公園条例		9(1)許可を受けた目的以外に聖地を使用したとき (2)使用権を譲渡し、又は使用場所を転賃し、又は使用許可を得たとき (3)他人に譲渡する目的を持って使用許可を得たとき (4)管理料を3箇年滞り納付しなかつたとき (5)偽りその他不正な手段により使用料の徴収を求められたとき (6)この条例に違反したとき、又は市長の指示を不服させたとき	10 次の各号に該当するときは、 使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、相続人又は被相続人若しくは縁故者等祖先の祭祀を主宰する者がいないとき (2)使用者が住所不明となり5年を経過したとき	13 無償継続に関する条項 13 第10条第1項各号の理由が発生した日から5年を経過したときは、市長は、その墳墓、碑石、形像類等を一体的に改葬又は移転することができる。	9 Ⅱ前項の規定により使用料を取り消されたときは、既に輸入した使用料は還付しない。		
193	滋賀県	〇〇市墓地公園条例		16(1)虚偽の申請その他の不正の手段により、使用許可を受けたとき (2)許可を受けた目的以外に聖地を使用し、又は使用料を侵害したとき (3)使用権を承継人以外の人に譲渡し、又は転賃したとき (4)虚偽その他不正の手段により、使用料の徴収を求められたとき (5)法令又はこの条例の指示に従わなかつたとき	18 次の各号に該当するときは、 墓所の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、その他の事由により祖先の祭祀を主宰する者がいないとき (2)使用者が住所不明となり、7年を経過したとき	19 市長は、前条の規定により使用権が消滅したとき、 墓所、形像類及びその他の物件を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。	11 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者が墓所を使用することなく返還したときは、戻り使用料の日から起算して3年以内、既納の使用料の70%に相当する額を還付することができる。		
196	京都府	〇〇市墓地公園条例		14(1)許可を受けた目的以外に聖地を使用したとき (2)虚偽の申請その他の不正の手段により、使用許可を受けたとき (3)使用権を譲渡し、又は転賃したとき (4)法令又はこの条例の指示に従わなかつたとき	15 次の各号に該当するときは、 墓所の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、祭祀を主宰する者がいないとき (2)使用者が住所不明となり7年を経過したとき	16 市長は、前条の規定により使用権が消滅したとき、 墓所、形像類及びその他の物件を一定の場所に改葬し、移転することができる。	7 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があるとき認めるときは、この限りでない。 規則に定めなし		
197	京都府	〇〇市墓地の設置及び管理に関する条例		13(1)許可を受けた目的以外に聖地を使用したとき (2)虚偽の申請その他の不正の手段により、使用許可を受けたとき (3)使用権を譲渡し、又は転賃したとき (4)法令又はこの条例の指示に従わなかつたとき	15 次の各号に該当するときは、 墓所の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、祭祀を主宰する者がいないとき (2)使用者が住所不明となり7年を経過したとき	16 市長は、前条の規定により使用権が消滅したとき、 墓所、形像類及びその他の物件を一定の場所に改葬し、移転することができる。	9 Ⅱ既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特に必要があるとき認めるときは、墓所使用料の全部又は一部を還付することができる。		
198	京都府	〇〇市墓地公園条例		15(1)許可を受けた目的以外に聖地を使用したとき (2)虚偽の申請その他の不正の手段により、使用許可を受けたとき (3)使用権を譲渡し、又は転賃したとき (4)法令又はこの条例の指示に従わなかつたとき	17 市長は、前条の規定により使用権が消滅したとき、 墓所、形像類及びその他の物件を一定の場所に改葬し、移転することができる。	17 市長は、前条の規定により使用権が消滅したとき、 墓所、形像類及びその他の物件を一定の場所に改葬し、移転することができる。	9 Ⅱ既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特に必要があるとき認めるときは、墓所使用料の全部又は一部を還付することができる。		
199	京都府	〇〇市公共墓地設置及び使用に関する条例		7(1)許可を受けた目的以外に公共墓地を使用したとき (2)使用権を譲渡し、又は使用公共墓地を転賃し、又は公共墓地を転賃したとき (3)許可を受けた後2年を経過しても墳墓を設けなかつたとき	8 3 次の各号に該当するときは、 公共墓地の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、その他の事由により祖先の祭祀を主宰する者がいないとき (2)使用者が住所不明となり、5年を経過したとき (3)許可を受けた目的以外に公共墓地を使用したとき (4)虚偽その他不正の手段により、使用料の徴収を求められたとき (5)法令又はこの条例の指示に従わなかつたとき	11 市長は、前条の規定により使用権が消滅したとき、 公共墓地、形像類及びその他の物件を一定の場所に改葬し、移転することができる。	7 Ⅱ既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特に必要があるとき認めるときは、公共墓地使用料の全部又は一部を還付することができる。		
200	京都府	〇〇市墓地条例		16(1)許可を受けた目的以外に聖地を使用したとき (2)虚偽の申請その他の不正の手段により、使用許可を受けたとき (3)使用権を譲渡し、又は転賃したとき (4)法令又はこの条例の指示に従わなかつたとき	19 次の各号に該当するときは、 墳墓地の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、その他の事由により祖先の祭祀を主宰する者がいないとき (2)使用者が住所不明となり、2年を経過したとき (3)許可を受けた目的以外に墳墓地を使用したとき (4)虚偽その他不正の手段により、使用料の徴収を求められたとき	21 市長は、第19条に該当したときは、その墳墓を無償とし、一定の場所に改葬又は移転することができる。	9 Ⅱ既納の使用料は還付しない。ただし、許可を受けた日から3年以上以内、既納した使用料の全部又は一部を還付することができる。		

No.	条例の名称	県名	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消し目的の要件	C 使用権の消滅規定	D 無償改葬に関する条項	E 使用料等の選付	F 罰則	G 特異な条項
203	〇〇市墓地区条例	大阪府	13 市長は、墓苑の維持管理に必要と認められた場合は、墓苑の利用者に對してその使用を制限し、又は使用場所の設備若しくは維持に對して必要な措置をなすことができる。 13 市使用者が前項の措置に依る場合は、市長はこれを執行し、その費用を徴収することができる。	19(1)使用許可を受けた目的以外に墓苑を使用した場合、 (2)偽り、その他不正な行為により使用許可を受けたとき、 (3)使用権を譲渡し、又は使用場所を転賃し、その責を負ったとき、 (4)法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は市長の指示に違反したとき、 (5)使用許可を受けた日から3年を経過してなお使用せず、又は使用に必要な設備をしないとき	21 次の各号に該当する場合は、使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、相続人又は親族の内縁を主とするものがいないとき、 (2)使用者が住所不明となり20年を経過したとき	21 前項各号の規定により使用権が消滅した日から5年を経過したとき、市長はそれ以外の他の物件を一定の場所その他の物件を一定の場所にて改葬し、又は移転することができる。	26 第7条第1項又は第11条の規定に違反した者は、1万円以下の過料に処する。		
204	〇〇市有墓地条例	大阪府	3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことことができる。 (1)管理上やむを得ない事情があるとき (2)その他市長が不適当と認めるとき	14(1)許可を受けた目的以外に墓苑を使用した場合、 (2)許可を受けた後、目的の設備を損壊し、又は転賃し、その責を負ったとき、 (3)市長の許可なく使用権を譲渡し、又は転賃したとき、 (4)他人に譲渡する目的をもって使用権を取得したと認めるとき (5)法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき	16 市長は、前条の規定により墓苑の使用権が消滅したとき、 (1)使用者が死亡した日から5年を経過したとき、 (2)使用者が住所不明となり7年を経過したとき	5 埋葬の費用は、選付しない。ただし、許可を受けた日から以後3年以内に当該埋葬の費用の額を返還したときは、埋葬の費用の額の二分の一に相当する額を返付する。			
206	〇〇市公園墓地条例	大阪府	8 市長は、使用者に對し、その使用に對して制限し、又は条件を付し、若しくは維持管理に必要と認められた場合は、使用者に對して必要な措置を命ずることができる。 12 市長は、必要と認められたときは、使用者に對して墓苑その他の物件を一定の場所に改葬させ、又は移転させることができる。 12 市長は、あらかじめ、使用者にその旨を通知するとともに、これによつて発生する費用を補償しななければならない。 21 市長において使用料及び管理料を減額し、又は免除することができる。	14(1)許可を受けた目的以外に墓苑を使用した場合、 (2)許可を受けた後、目的の設備を損壊し、又は転賃し、その責を負ったとき、 (3)市長の許可なく使用権を譲渡し、又は転賃したとき、 (4)他人に譲渡する目的をもって使用権を取得したと認めるとき (5)法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき	16 市長は、前条の規定により墓苑の使用権が消滅したとき、 (1)使用者が死亡した日から5年を経過したとき、 (2)使用者が住所不明となり7年を経過したとき	5 埋葬の費用は、選付しない。ただし、許可を受けた日から以後3年以内に当該埋葬の費用の額を返還したときは、埋葬の費用の額の二分の一に相当する額を返付する。			
208	〇〇市墓地使用条例	大阪府	4 使用料の責力なしと認むるものは、市長において之を減免することができる。			9 無償と認むべき墓地及び7 Ⅱ 墓苑の面積に對する既納使用料の半額を返納するものとする。 9 Ⅱ 前項の処分は、其期日3ヶ月前之を公告する。		昭和23年2月7日 昭和23年4月1日施行	
210	〇〇市立墓園条例	大阪府	15 市長は、墓園の管理その他事業執行に必要と認めるときは、使用場所の改葬又は所在物件の移転を命ずることができる。	17(1)許可を受けた目的以外に使用したとき、 (2)許可を受けた日から10年を超えて使用したとき、 (3)維持料を納付しなかつたとき、 (4)使用権を譲渡する者以外に使用権を譲渡し、又は転賃したとき、 (5)他人に譲渡する目的をもって使用権を取得したと認められたとき、 (6)その使用が墓力面の利益になると認められたとき (7)法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき	18 次の各号に該当する場合は、使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡した日から起算して2年を経過しても祭席を主宰する者がいないとき、 (2)使用者が住所不明となり7年を経過したとき	13 既納の使用料は選付しない。ただし、使用許可を受けた後、当該使用場所の全部を返還したときは、別表第3の区分に依つて既納の使用料の一部を使用者に返す。 (1)第6条又は第7条第2項の規定に違反した者 (2)第14条に違反して同条各号に掲げる行為をした者 (3)第21条に違反して不正な手段により使用料の徴収を免れた者 又は、その徴収を免れた額の5倍に相当する額以下の過料を科す。	5 Ⅱ 市長は、その使用が墓力面による不当な行為の防止に關する法律に規定する墓力面の利益にかなうと認めるときは、使用を許可しない。 22 Ⅲ 法人の代表者又は法人若しくはその代理人、使用人その他の従業者が、その法人又はその業務に關し、前2項の違反行為をしたときは、その徴収を命ずるほか、その法人又は人に対して各項の過料を科す。		
211	〇〇市墓地区条例	大阪府	11 市長は、事業の執行に必要と認めるときは、使用者に對して墓苑その他の物件若しくはその物件の一部の移転を命ずることができる。 21 市長は、必要と認められた場合は、使用者に對して必要な措置を命ずることができる。 21 市長は、必要と認められた場合は、使用者に對して必要な措置を命ずることができる。 21 市長は、必要と認められた場合は、使用者に對して必要な措置を命ずることができる。	18 使用権が次の各号に該当するときは、使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡した日から起算して5年を経過しても祭席を主宰する者がいないとき、 (2)使用者が住所不明となり7年を経過したとき	15 市長は、前条各号の規定により使用権が消滅したとき、 (1)使用者が死亡した日から起算して5年を経過しても祭席を主宰する者がいないとき、 (2)使用者が住所不明となり7年を経過したとき	19 市長は、前条各号の規定により使用権が消滅したとき、 (1)使用者が死亡した日から起算して5年を経過しても祭席を主宰する者がいないとき、 (2)使用者が住所不明となり7年を経過したとき	19 市長は、前条各号の規定により使用権が消滅したとき、 (1)使用者が死亡した日から起算して5年を経過しても祭席を主宰する者がいないとき、 (2)使用者が住所不明となり7年を経過したとき	20 使用許可を受けた後、当該場所の全部を返還したときは、別表第2の区分に依つて既納の使用料及び管理料を使用者に返す。	

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消の要件	C 使用権の消滅規定	D 無効改正に関する条項	E 使用権者の選付	F 罰則	G 特異な条項
213	兵庫県	〇〇市墓園の設置及び管理に関する条例	6 市長は、墓地の管理に必要限度を超えて、前項の許可(使用許可)に条件を付すことができる。 25 市長は、当初使用料、年間使用料及び手数料を減免することができる。	22(1) 限りその不正の手段により使用許可を取消したとき (2) 使用許可を受けた目的以外に墓園を使用したとき (3) 使用許可の条件に違反したとき (4) 第12条第4項の規定に違反したとき (5) 年間使用料を算定して6年分以上滞料したとき (6) 法令、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例に基づき処分されたとき	24 市長は、次のいずれかの場合に、墓園の使用権を消滅させ、又は使用許可を得ず、又は使用許可を再行して使用することを禁止する。 (1) 使用者が死亡し、相続人又は相続権を継承する者がいないとき (2) 使用者が死亡し、相続人又は相続権を継承する者がいないとき (3) 使用者が死亡し、相続人又は相続権を継承する者がいないとき (4) 使用者が死亡し、相続人又は相続権を継承する者がいないとき (5) 使用者が死亡し、相続人又は相続権を継承する者がいないとき (6) 使用者が死亡し、相続人又は相続権を継承する者がいないとき	25 既納の当初使用料等は、選付しない、当該当初使用料に限り、規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。 規則第22条 条例第28条第2項ただし書の規則で定める特別の理由は、次のとおりとする。 (1) 使用予定者が墓地の使用を辞退する旨を市長に申し出たとき (2) 許可使用者が、同項に規定する行為に着手せず、当該墓地使用を返還したとき (3) 条例第23条第4項の規定に基づき、許可使用者が使用地を返還したとき (4) 天災地変その他の事由によるたが、当該墓地使用を返還したとき (5) 天災地変その他の事由によるたが、当該墓地使用を返還したとき (6) 天災地変その他の事由によるたが、当該墓地使用を返還したとき	18 次の各号に該当する場合には、選付しない、当該当初使用料に限り、規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。 (1) 第14条第1項第1号より第3号及び第6号の規定に該当する者 (2) 市長の許可を得ず墓園を使用した者	24 墓地の使用権は、市長が、墓地区、埋葬等に関する法律第5条に規定する改葬の許可を受けた時に消滅する。	
214	兵庫県	〇〇市墓園条例	4 市長は、墓園の使用権に対し使用場所の設備及び維持に必要と認めるときは、その申請により使用料及び管理料を3割以内において減額することができる。 13 事業執行上やむを得ない事由があるときは、市長は、使用場所の全部又は一部につき移転又は返還を命ずることができる。 13 市長は、墓園内の工作物その他の施設に関する事項を、必要と認めるときは、使用料を減免することができる。	14(1) 許可を受けた目的以外に墓園を使用したとき (2) 市長の許可なく使用権を譲渡し、又は使用場所を譲渡したとき (3) 他人に譲渡したとき (4) 他人の命じた使用場所の施設の維持及び保険をなすに任じた日から5年を経過したとき (5) 許可を受けた日から5年を経過したとき (6) 法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき	15 次の各号に該当するときは、墓園の使用権を消滅する。 (1) 使用者が死亡し、相続人又は相続権を継承する者がいないとき (2) 使用者が死亡し、相続人又は相続権を継承する者がいないとき (3) 使用者が死亡し、相続人又は相続権を継承する者がいないとき (4) 使用者が死亡し、相続人又は相続権を継承する者がいないとき (5) 使用者が死亡し、相続人又は相続権を継承する者がいないとき (6) 使用者が死亡し、相続人又は相続権を継承する者がいないとき	9 既納の使用料及び管理料は、選付しない、当該当初使用料に限り、規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。 規則第22条 条例第28条第2項ただし書の規則で定める特別の理由は、次のとおりとする。 (1) 使用予定者が墓地の使用を辞退する旨を市長に申し出たとき (2) 許可使用者が、同項に規定する行為に着手せず、当該墓地使用を返還したとき (3) 条例第23条第4項の規定に基づき、許可使用者が使用地を返還したとき (4) 天災地変その他の事由によるたが、当該墓地使用を返還したとき (5) 天災地変その他の事由によるたが、当該墓地使用を返還したとき (6) 天災地変その他の事由によるたが、当該墓地使用を返還したとき	18 次の各号に該当するときは、選付しない、当該当初使用料に限り、規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。 (1) 第14条第1項第1号より第3号及び第6号の規定に該当する者 (2) 市長の許可を得ず墓園を使用した者		
215	兵庫県	〇〇市墓園の設置及び管理に関する条例	8 市長は、管理上必要と認めるときは、使用者又は使用権継承者に対し、別表第一のとおりに使用料の制限又は条件を付すことができる。 13 市長が認めるときは、使用料を減免することができる。	14(1) 許可を受けた目的以外に墓園を使用したとき (2) 市長の許可なく使用権を譲渡し、又は使用場所を譲渡したとき (3) 他人に譲渡したとき (4) 他人の命じた使用場所の施設の維持及び保険をなすに任じた日から5年を経過したとき (5) 許可を受けた日から5年を経過したとき (6) 法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき	17 次の各号に該当するときは、墓園の使用権を消滅する。 (1) 使用者が死亡し、相続人又は相続権を継承する者がいないとき (2) 使用者が死亡し、相続人又は相続権を継承する者がいないとき (3) 使用者が死亡し、相続人又は相続権を継承する者がいないとき (4) 使用者が死亡し、相続人又は相続権を継承する者がいないとき (5) 使用者が死亡し、相続人又は相続権を継承する者がいないとき (6) 使用者が死亡し、相続人又は相続権を継承する者がいないとき	10 既納の使用料及び管理料は、選付しない、当該当初使用料に限り、規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。 規則第10条 既納の使用料又は管理料の選付ができるのは、次に掲げるとき限りである。 (1) 条例第12条の類型により墓地を返還させたとき (2) 市長が、使用場所を管理するに当たって、墓地を返還したとき (3) 市長が、使用場所を管理するに当たって、墓地を返還したとき (4) 市長が、使用場所を管理するに当たって、墓地を返還したとき (5) 市長が、使用場所を管理するに当たって、墓地を返還したとき (6) 市長が、使用場所を管理するに当たって、墓地を返還したとき	21 この条例に違反した行為が特つたときは、5万円以下の過料を科する。		
216	兵庫県	〇〇市墓園使用条例	2 市長は、管理上必要と認めるときは、使用者又は使用権継承者に対し、別表第一のとおりに使用料の制限又は条件を付すことができる。 12 市長は、墓園の使用権に対し、使用場所の設備及び維持について、管理上必要と認めるときは、使用料を減免することができる。 12 市長は、墓園内の工作物その他の施設に関する事項を、必要と認めるときは、使用料を減免することができる。	14(1) 許可を受けた目的以外に墓園を使用したとき (2) 市長の許可なく使用権を譲渡し、又は使用場所を譲渡したとき (3) 他人に譲渡したとき (4) 他人の命じた使用場所の施設の維持及び保険をなすに任じた日から5年を経過したとき (5) 許可を受けた日から5年を経過したとき (6) 法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき	16 次の各号に該当するときは、墓園の使用権を消滅する。 (1) 使用者が死亡し、相続人又は相続権を継承する者がいないとき (2) 使用者が死亡し、相続人又は相続権を継承する者がいないとき (3) 使用者が死亡し、相続人又は相続権を継承する者がいないとき (4) 使用者が死亡し、相続人又は相続権を継承する者がいないとき (5) 使用者が死亡し、相続人又は相続権を継承する者がいないとき (6) 使用者が死亡し、相続人又は相続権を継承する者がいないとき	10 既納の使用料及び管理料は、選付しない、当該当初使用料に限り、規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。 規則第10条 既納の使用料又は管理料の選付ができるのは、次に掲げるとき限りである。 (1) 条例第12条の類型により墓地を返還させたとき (2) 市長が、使用場所を管理するに当たって、墓地を返還したとき (3) 市長が、使用場所を管理するに当たって、墓地を返還したとき (4) 市長が、使用場所を管理するに当たって、墓地を返還したとき (5) 市長が、使用場所を管理するに当たって、墓地を返還したとき (6) 市長が、使用場所を管理するに当たって、墓地を返還したとき	21 この条例に違反した行為が特つたときは、5万円以下の過料を科する。		
218	兵庫県	〇〇市日光山墓園の設置及び管理に関する条例	8 市長は、墓園について必要と認めるときは、使用者又は使用権継承者に対し、別表第一のとおりに使用料の制限又は条件を付すことができる。 12 市長は、墓園の使用権に対し、使用場所の設備及び維持について、管理上必要と認めるときは、使用料を減免することができる。 12 市長は、墓園内の工作物その他の施設に関する事項を、必要と認めるときは、使用料を減免することができる。	14(1) 許可を受けた目的以外に墓園を使用したとき (2) 市長の許可なく使用権を譲渡し、又は使用場所を譲渡したとき (3) 他人に譲渡したとき (4) 他人の命じた使用場所の施設の維持及び保険をなすに任じた日から5年を経過したとき (5) 許可を受けた日から5年を経過したとき (6) 法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき	16 次の各号に該当するときは、墓園の使用権を消滅する。 (1) 使用者が死亡し、相続人又は相続権を継承する者がいないとき (2) 使用者が死亡し、相続人又は相続権を継承する者がいないとき (3) 使用者が死亡し、相続人又は相続権を継承する者がいないとき (4) 使用者が死亡し、相続人又は相続権を継承する者がいないとき (5) 使用者が死亡し、相続人又は相続権を継承する者がいないとき (6) 使用者が死亡し、相続人又は相続権を継承する者がいないとき	10 既納の使用料及び管理料は、選付しない、当該当初使用料に限り、規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。 規則第10条 既納の使用料又は管理料の選付ができるのは、次に掲げるとき限りである。 (1) 条例第12条の類型により墓地を返還させたとき (2) 市長が、使用場所を管理するに当たって、墓地を返還したとき (3) 市長が、使用場所を管理するに当たって、墓地を返還したとき (4) 市長が、使用場所を管理するに当たって、墓地を返還したとき (5) 市長が、使用場所を管理するに当たって、墓地を返還したとき (6) 市長が、使用場所を管理するに当たって、墓地を返還したとき			

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無償改葬に関する条項	E 使用料等の選付	F 罰則	G 特異な条項	
219	兵庫県	〇〇市高山墓園条例	7 市長は、使用者に対し管理上必要と認めるときは、使用場所並びに工作物その他の施設に制限又は条件をつけることができる。 13 事業執行上やむを得ない事由が保たれるときは、市長は、使用場所の全部又は一部につき移転又は築造を命ずることができる。	14(1)許可を受けた目的以外の墓所を使用したとき (2)市長の許可なく使用権を譲渡し、又は使用場所を転賃したとき (3)他人に譲渡したとき (4)他人に譲渡する目的をもって使用許可を得たと認められたとき (5)市長の指示した使用場所の施設の維持及び保護を怠り、5年を経過したとき (6)法令又はこの条例若しくはこれに基づき規則及び指示に違反したとき	15 次の各号に該当したときは、 (1)使用者が死亡し、相続人等が3年以内の使用権の承継の申請がないとき (2)使用者が住所不明となり年を経過したとき	16 市長は、前条の規定により使用権が消滅したときは、当該墓所の墳墓を一定の場所に改葬又は移転する。 16 II 改葬又は移転後5年を経過したときは、市長は、無償として処理することができる。	17 既納の使用料及び管理料は、選付しない。使用許可を受けた墓所を第12条の規定により返した場合には、規則の定めるところにより使用料及び管理料を返付する。 規則第13条 1. 使用許可を受けた日から1年以内 2. 使用許可を受けた日から1年を超え、2年以内 3. 使用許可を受けた日から2年を超え、3年以内 4. 使用許可を受けた日から3年を超え、5年以内 5. 使用許可を受けた日から5年を超え、10年以内 6. 使用許可を受けた日から10年を超え、20年以内 7. 使用許可を受けた日から20年を超え、30年以内 8. 使用許可を受けた日から30年を超え、40年以内 9. 使用許可を受けた日から40年を超え、50年以内 10. 使用許可を受けた日から50年を超え、60年以内 11. 使用許可を受けた日から60年を超え、70年以内 12. 使用許可を受けた日から70年を超え、80年以内 13. 使用許可を受けた日から80年を超え、90年以内 14. 使用許可を受けた日から90年を超え、100年以内	18 次の各号に該当する者に對しては、10,000円以下の過料を科す。 (1)第4条の規定に違反して墓所を使用した者 (2)許可を受けずに墓所を使用した者 (3)使用権を他人に譲渡し、又は転賃した者		
220	兵庫県	〇〇市公営墓地条例	10 市長は、使用料及び管理料を減額し、又は免除することができる。 15 市長は、必要があると認めるときは、利用場所の指定、移転又は返還を命ずることができる。	17(1)法令又はこの条例若しくはこれに基づき規則の規定に違反したとき (2)利用許可の制限に拘りがあったとき (3)利用許可の制限に拘りがないとき (4)所定の使用料及び管理料を納付しないとき (5)偽りその他不正な手段により使用料及び管理料の徴収を怠り、5年を経過したとき (6)市長の指示した利用場所の維持及び保護を怠り、5年を経過したとき (7)利用者が住所不明となり、3年を経過したとき (8)その他公営墓地の管理に関する市長の指示に従わないとき	17(1)法令又はこの条例若しくはこれに基づき規則の規定に違反したとき (2)利用許可の制限に拘りがあったとき (3)利用許可の制限に拘りがないとき (4)所定の使用料及び管理料を納付しないとき (5)偽りその他不正な手段により使用料及び管理料の徴収を怠り、5年を経過したとき (6)市長の指示した利用場所の維持及び保護を怠り、5年を経過したとき (7)利用者が住所不明となり、3年を経過したとき (8)その他公営墓地の管理に関する市長の指示に従わないとき	19 前条の事由が発生したときは、市長は、その墓石、碑石又は形像額を一定の場所に改葬又は移転することができる。 19 II 前項の規定による改葬又は移転後5年を経過したときは、市長は無償として処理することができる。	11 既納の使用料及び管理料は、選付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 管理規則第8条 選付の額は、次に定めるところによる。 (1)既納又は過納した場合は、当該既納又は過納の額を戻す。 (2)既納又は過納の額から6年以内の未利用の期間にわたって、既納の使用料の半額を返付する。 (3)利用許可の目的が5年を超え、6年以内の未利用で返還した場合は、既納の使用料の2割相当額			
222	兵庫県	〇〇市墓園管理条例	8 市長は、管理上必要と認めるときは、使用者に対し、使用場所並びに工作物その他の施設に制限又は条件をつける。若しくは必要な設備その他の費用を負担させることができる。 11 市長においては、使用料を減免することができる。 17 II 市長は、事業執行上必要があると認めるときは、使用場所又は所在物件を移転又は返還させることができる。 16 II 市長は、換地及び必要な経費を交付する。	17(1)許可を受けた目的以外の墓所に使用したとき (2)使用権を譲渡し、又は使用場所を転賃したとき (3)他人に譲渡する目的をもって使用許可を得たと認めるとき (4)市長の指示した使用場所の施設の維持及び保護を怠り、5年を経過したとき (5)許可を受けた日から使用設備をしない5年を経過したとき (6)偽りその他不正な手段により使用料の徴収を怠り、5年を経過したとき (7)法令又はこの条例若しくは規則または指示に違反したとき	18 次の各号に該当するときは、 (1)使用者が死亡し、相続人又は親族若しくは縁故者が5年以内の使用承継の申請がないとき (2)使用者が住所不明となり、10年を経過したとき	20 前条の事由が発生したときは、市長は、その墓石、碑石又は形像額を一定の場所に改葬又は移転することができる。 20 II 前項の規定による改葬又は移転後5年を経過したときは、市長は無償として処理することができる。	21 既納の使用料等は選付しない。ただし、使用許可を受けた墓石を第16条の規定により返還した場合には、規則の定めるところにより既納に納付した使用料を返付することができる。 規則第16条の2 使用料の選付は別表2別表2			
225	兵庫県	〇〇市公営墓地の設置及び管理に関する条例	10 市長は、使用者に対し、使用場所並びに工作物その他の施設に制限又は条件をつける。若しくは必要な設備その他の費用を負担させることができる。 13 市長は、必要と認めるときは、使用料を減免することができる。 17 市長は、事業執行上必要があると認めるときは、使用場所又は所在物件を移転又は返還させることができる。 17 II 市長は、換地及び必要な経費を交付する。	9(1)許可を受けた目的以外の墓所に使用したとき (2)使用権を第三者に譲渡し、又は使用場所を転賃したとき (3)所定の使用料を納付しないとき (4)使用者が住所不明となり、5年を経過したとき (5)法令又はこの条例若しくはこれに基づき規則に違反したとき	19 次の各号に該当するときは、 (1)使用者が死亡し、相続人又は親族若しくは縁故者が5年以内の使用承継の申請がないとき (2)使用者が住所不明となり、10年を経過したとき	22 前条の事由が発生したときは、市長は、その墓石、碑石又は形像額を一定の場所に改葬又は移転することができる。 22 II 前項の規定による改葬又は移転後5年を経過したときは、市長は無償として処理することができる。	23 既納の使用料等は選付しない。ただし、使用許可を受けた墓石を第16条の規定により返還した場合には、規則の定めるところにより既納に納付した使用料を返付することができる。 規則第16条の2 使用料の選付は別表2別表2			
226	兵庫県	〇〇市墓地条例	6 市長は、使用料を減免することができる。	9(1)許可を受けた目的以外の墓所に使用したとき (2)使用権を第三者に譲渡し、又は使用場所を転賃したとき (3)所定の使用料を納付しないとき (4)使用者が住所不明となり、5年を経過したとき (5)法令又はこの条例若しくはこれに基づき規則に違反したとき	12 使用者が死亡し、その死亡の日から5年以内の相続人又は縁故者が住所不明となり、5年を経過したときは、墓域の使用権は消滅する。	22 前条の事由が発生したときは、市長は、その墓石、碑石又は形像額を一定の場所に改葬又は移転することができる。 22 II 前項の規定による改葬又は移転後5年を経過したときは、市長は無償として処理することができる。	24 既納の使用料等は選付しない。ただし、使用許可を受けた墓石を第16条の規定により返還した場合には、規則の定めるところにより既納に納付した使用料を返付することができる。 規則第16条の2 使用料の選付は別表2別表2			
227	兵庫県	〇〇市公営墓地の設置及び管理条例		11(1)許可を受けた目的以外の墓所に使用したとき (2)使用権を譲渡し、又は転賃したとき (3)この条例又はこれに基づき規則及び指示に違反したとき	12 使用者が死亡し、その死亡の日から5年以内の相続人又は縁故者が住所不明となり、5年を経過したときは、墓域の使用権は消滅する。	23 既納の使用料等は選付しない。ただし、使用許可を受けた墓石を第16条の規定により返還した場合には、規則の定めるところにより既納に納付した使用料を返付することができる。 規則第16条の2 使用料の選付は別表2別表2	25 既納の使用料等は選付しない。ただし、使用許可を受けた墓石を第16条の規定により返還した場合には、規則の定めるところにより既納に納付した使用料を返付することができる。 規則第16条の2 使用料の選付は別表2別表2			

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の事項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁改葬に関する事項	E 使用料等の選付	F 罰則	G 特異な事項
228	兵庫県	〇〇市緑地法	8 市長は、管理上必要と認めるときは、使用者又は使用承継者に対し、使用についての制限又は条件を付すことができる。 13 市長は、使用料を減額し、又は免除することができる。	14(1)許可を受けた目的以外の目的に使用したとき (2)使用料を減額し、又は支払ったとき (3)条例又はこれに基づく規則及び指示に違反したとき	16 次の各号に該当するときは、使用権は消滅する。 (1)使用者又は使用承継者が死亡し、相続人又は継承者が指定されていないとき (2)使用者又は使用承継者が住所不明となり、10年を経過したとき	17 市長は、第15条の規定により使用権が消滅したとき、市長は、その跡地、形像等を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。 18 市長は、第15条の規定により使用権が消滅したとき、市長は、その跡地、形像等を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。	17 既納の使用料は、選付しない。ただし、当該各号に定める額の既納使用料を返すことができる。 (1)使用許可を受けた後、墓地を使用せし、1年以内にも墓地を返還した場合 既納使用料の9割相当額 (2)使用許可を受けた後、3年以内にも墓地を返還した場合 既納使用料の5割相当額		
232	奈良県	〇〇市墓園条例	32 市長は、管理料及び手数料を減額することができる。 33 市長は、必要と認められた場合は、使用者に使用場所を変更させ、又は返還させることができる。 34 市長は、必要と認められた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。	15(1)許可を受けた目的以外の目的に使用したとき (2)偽りその他不正な行為により使用許可を受けたとき (3)使用料を減額し、又は支払ったとき (4)年間管理料を納付しなかったとき (5)法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則若しくは他の条例の許可の条件に違反したとき	17 市長は、第15条の規定により使用権が消滅したとき、市長は、その跡地、形像等を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。 18 市長は、第15条の規定により使用権が消滅したとき、市長は、その跡地、形像等を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。	17 一般墓地に係る既納の使用料及び管理料は、選付しない。ただし、第14条又は第33条第1項の規定により一般墓地の返還を受けたときは、一般墓地に係る既納の使用料を別表第2により返すことができる。 別表第2 第14条の規定による返還 既納の使用料の6/10 未使用の場合 既納の使用料の2/10 第30条の規定による返還 既納の使用料の6/10 未使用の場合 既納の使用料の2/10 （個別安置期間に限り） 第33条第1項の規定による返還 既納の使用料の10/10			
234	奈良県	〇〇市墓園条例	12 市長は、必要と認めるときは、墓地の改葬又は所在物件の移転を命ずることができる。市長は、利用者にその旨を予告し、替地及び改葬又は移転に要する損失を補償する。 9 市長は、必要と認めるときは、利用者に使用場所を変更させ、又は返還させることができる。 11 市長は、管理料又は返還に係る損失を補償する。 17 市長は、管理料、管理料若しくは手数料を減額し、又は免除することができる。	13 (1)許可を受けた目的以外の目的に使用したとき (2)偽りその他不正な行為により使用許可を受けたとき (3)許可を受けた日から巻石を設置することなどを経過したとき (4)管理料を10年以上納付しなかったとき (5)法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は市長の指示に違反したとき	14 次の各号に該当するときは、墓地の使用権は消滅する。 (1)利用者が死亡し、相続人等から利用者にならなくなって埋葬の祭祀を主宰する者がいないとき (2)利用者が所在不明となり、7年を経過したとき	別表第2 第18条の規定により利用場所の返還を受けたときは、別表第2により算出した金額の使用料を返す。 別表第2 第18条の規定により利用場所の返還を受けた場合 既納の使用料の6/10 未使用の場合 既納の使用料の2/10 既納の使用料の10/10			
236	和歌山県	〇〇市墓園設置及び管理条例		10(1)許可を受けた目的以外の目的に使用したとき (2)偽りその他不正な行為により使用許可を受けたとき (3)使用料を減額し、又は支払ったとき (4)5年間管理料を納付しなかったとき (5)法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき	11 墳墓の利用権は、葬骨又はこのに準ずるもの埋葬後10年を経過し、利用者が死亡し、所在不明で、かつ、第8条第1項に規定する承継人がいないときは、消滅する。	11 墳墓の利用権は、葬骨又はこのに準ずるもの埋葬後10年を経過し、利用者が死亡し、所在不明で、かつ、第8条第1項に規定する承継人がいないときは、消滅する。	別表第3 第9条第1項の規定による返還 既納の使用料の10分の10 既納の使用料の10分の4 第21条の規定による返還 既納の使用料の10分の4 未使用の場合 既納の使用料の10分の4		
237	鳥取県	〇〇市墓園条例		11(1)使用者が、使用目的以外に使用したとき (2)使用者が、使用権を他に転讓し、転讓し、又は返還したとき (3)使用者が、許可を得ないで墓地内に建築物その他工造物を設置したとき (4)工造物の許可の日から1年以上、使用墓地に囲障等の施設を取らず、放置したとき (5)使用者が死亡し、使用権の承継者若しくは親族または縁故者から5年以内の承継者の届出がないとき (6)使用者が住所不明となり、10年経過したとき	15 使用者は、使用許可の取消しを受けたときは、選り取りの使用権を消滅し、又は返還し、又は移転した日から1年以内にも墓地を返還し、又は移転したことを市に通知し、又は埋葬等の費用を納付し、又は埋葬料を納付したとき	15 埋葬料は、各号のいずれか以下に該当する限り10万円以下の特典を料する。 (1)許可を受けた後、墓地を使用し、1年以内にも墓地を返還した場合 既納使用料の9割相当額 (2)使用許可を受けた後、3年以内にも墓地を返還した場合 既納使用料の5割相当額			
238	鳥取県	〇〇市墓園条例		15(1)既納の使用料は、使用許可の取消しを受けたときは、選り取りの使用権を消滅し、又は返還し、又は移転した日から1年以内にも墓地を返還し、又は移転したことを市に通知し、又は埋葬等の費用を納付し、又は埋葬料を納付したとき (2)この条例又は他の条例に基づき、使用許可を受けた目的以外の目的に使用したとき (3)既納の使用料を減額し、又は支払ったとき (4)年間管理料を納付しなかったとき (5)法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき	16 次の各号に該当するときは、使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、所在不明で、かつ、第8条第1項に規定する承継人がいないとき (2)使用者が死亡し、所在不明で、かつ、第8条第1項に規定する承継人がいないとき	17 市長は、前項の規定により使用権が消滅したとき、市長は、その跡地、形像等を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。	17 市長は、前項の規定により使用権が消滅したとき、市長は、その跡地、形像等を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。		
239	鳥取県	〇〇市墓園条例		16(1)許可を受けた目的以外の目的に使用したとき (2)偽りその他不正な行為により使用許可を受けたとき (3)許可を受けた日から巻石を設置することなどを経過したとき (4)管理料を10年以上納付しなかったとき (5)法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は市長の指示に違反したとき	16 市長は、前項の規定により使用権が消滅したとき、市長は、その跡地、形像等を一定の場所に改葬し、又は移転したことを市に通知し、又は埋葬等の費用を納付し、又は埋葬料を納付したとき	16 市長は、前項の規定により使用権が消滅したとき、市長は、その跡地、形像等を一定の場所に改葬し、又は移転したことを市に通知し、又は埋葬等の費用を納付し、又は埋葬料を納付したとき	17 市長は、前項の規定により使用権が消滅したとき、市長は、その跡地、形像等を一定の場所に改葬し、又は移転したことを市に通知し、又は埋葬等の費用を納付し、又は埋葬料を納付したとき		

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁改葬に関する条項	E 使用期間の選付	F 罰則	G 特異な条項
240	鳥根県	〇〇市墓に隣接する墓塚及び管理に関する条例	6 市長は、使用料の額を減額し、又は免除することができる。	13(1)第6条第1項又は第2項に違反したとき (2)使用料を指定期日まで未納したとき (3)管理料を納付しないとき (4)隣りその他不正な手段により使用料又は管理料の徴収を免れたとき (5)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則若しくは告示に違反したとき	15 次の各号に該当するときは、墓地の使用許可の効力が消滅する。 (1)使用者が死亡した日から起算して6年を経過してもなお第10条の規定による承継がないとき (2)使用者が行方不明となり10年を経過し、祭祀を継続する者の所在が不明のとき	16 前条の規定により使用許可の効力が消滅したときは、市長は、その墓地を無縁改葬し、工作物等を設置し、改葬することができる。	21 第11条の規定に基づいて、墓地を返還した者については、次の各号により既納使用料を返付する。 (1)許可を要しないとき (2)第5条の規定に違反して工作物等を墓地内に設置した者 (3)目的以外に墓地を使用した者 (4)使用墓地を他人に譲渡し、又は転賃した者 (5)隣りその他不正な手段により使用料又は管理料の徴収を免れた者	13 許可を要しない墓地を使用し、又は許可要件に違反して墓地を設置した者には、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(その金額が50,000円を超えないときは50,000円とする。)以下の過料を科する。	12 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
241	岡山県	〇〇市墓園条例	4 市長は、管理上必要な条件を付することができる。 12 市長は、必要があると認めるときは、使用者に対し使用場所及び所在物件を移転させることができる。	17(1)隣り又は不正な手段により使用許可を要したとき (2)許可を要した目的に違反して使用したとき (3)許可の条件に違反したとき (4)使用料の権利を他人に譲渡し、又は転賃したとき (5)使用料等を納付しないとき (6)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき	18 次の各号に該当するときは、墓地の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、祭祀の承継者がいないとき (2)使用者が住所不明となり7年を経過したとき	18 前項の規定により使用権が消滅したときは、墓所その他の所在物件を無縁とし、一定の場所に改葬し、又は移転することができる。	20 次の各号に該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1)目的以外に墓所を使用した者 (2)許可を要しない墓地を使用した者 (3)墓園の使用権を他人に譲渡し、又は転賃した者 (4)第14条の規定に違反して工作物等を墓所内に設置した者 (5)隣りその他不正な手段により使用料又は管理料の徴収を免れた者(当該過料に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。	20 次の各号に該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1)目的以外に墓所を使用した者 (2)許可を要しない墓地を使用した者 (3)墓園の使用権を他人に譲渡し、又は転賃した者 (4)第14条の規定に違反して工作物等を墓所内に設置した者 (5)隣りその他不正な手段により使用料又は管理料の徴収を免れた者(当該過料に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。	
242	岡山県	〇〇市相違墓園条例	5 市長は、管理上必要な条件を付することができる。	13(1)隣り又は不正な手段により使用許可を要したとき (2)許可を要した目的に違反して使用したとき (3)使用料及び管理料を納付しないとき (4)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき	14 墓所の使用権は、使用者が死亡又は住所不明となり7年を経過し、祭祀の承継者がいないときは、消滅するものとする。	14 前項の規定により使用権が消滅したときは、墓石その他の所在物件を無縁とし、一定の場所に改葬し、又は移転することができる。	9 既納の使用料及び管理料は、返付しない。ただし、市長が特別の理由があるときは、この限りでない。 規則第8条 次の各号に定めるところにより使用料及び管理料の選付を行うものとする。 (1)墓所を未使用かつ使用許可を得た日から1年未満で返還した場合は、ア使用料、納付の額の5割未満を返す。 (2)墓所の使用許可を得た日から1年以上で返還した場合、ア使用料、返付しない。		
243	岡山県	〇〇市相違墓園条例	6 市長は、使用上必要な条件を課することができる。	11(1)隣り又は不正な手段により使用許可を要したとき (2)許可を要した目的に違反して使用したとき (3)使用料及び管理料を納付しないとき (4)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき	13 次の各号に該当するときは、使用許可の効力が消滅する。 (1)使用者が死亡した日から起算して6年を経過してもなお第7条に規定する承継がないとき (2)使用者が住所不明となり10年を経過し、かつ、祭祀の承継をすべきものが明らかでないとき	14 市長は、前条の規定による許可の効力が消滅したときは、その墳墓又は碑石、形骸等を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。	9 既納の使用料及び管理料は、返付しない。ただし、市長が特別の理由があるときは、この限りでない。 規則第8条 次の各号に定めるところにより使用料及び管理料の選付を行うものとする。 (1)墓所を未使用かつ使用許可を得た日から1年未満で返還した場合は、ア使用料、納付の額の5割未満を返す。 (2)墓所の使用許可を得た日から1年以上で返還した場合、ア使用料、返付しない。		9 墓園の使用期間は、使用許可の日から承年とする。
244	岡山県	〇〇市墓園条例	4 市長は、使用上必要な条件を付すること 7 市長は、使用料及び管理料を減額し、又は免除することができる。	12(1)隣りその他不正な手段により、墓所の使用許可を要したことが明らかになったとき (2)墓所を使用目的以外に使用したとき (3)墓所を他人に譲渡し、又は転賃したとき (4)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき	15 次の各号に該当するときは、使用許可の効力が消滅する。 (1)使用者が死亡した日から起算して10年を経過してもなお第8条に規定する承継がないとき (2)使用者が住所不明となり10年を経過し、かつ、祭祀の承継をすべきものが明らかでないとき	15 市長は、前条の規定による許可の効力が消滅したときは、その墳墓、墓石、形骸等を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。	10 墓所の使用期間は、使用許可の日から承年とする。		

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 墓所に関する条項	E 使用料等の選付	F 罰則	G 特異な条項
246	岡山県	岡山県市営墓地条例	6 市長は、前項の許可について墓所の位置及びその面積を指定し、並びに管理上必要な条件を付することができる。 16 市長は、使用料を減額し、又は免除することができる。	14(1)墓所を使用目的以外に使用したとき。 (2)墓所の使用権を他に転賃し、又は譲渡したとき。 (3)設置の基準に従わないで墓所に工作物を設置し、なお市長の指示に従わないとき。 (4)法令又はこの条例に基づき市長の指示に違反したとき。 9(1)限り、その他不正な手段により墓園の使用許可を授けられたとき。 (2)許可を授けたことが明らかになつたとき。 (3)許可の条件に違反したとき。 (4)法令又はこの条例に基づき市長の指示に違反したとき。 17(1)限り又は不正な手段により使用許可を授けたとき。 (2)許可を授けた後、墓地にあっては、碑表その他の図像等を設けたときは、この限りでない。 (3)使用者が死亡した日から起算して6年を経過しても、なお第10条第2項の規定に基づき使用料を賦課し、又は使用料を減額したとき。 (4)使用者が住所不明となつたとき。 (5)使用料又は使用納付金を賦課したとき。 (6)法令又はこの条例に基づき市長の指示に違反したとき。	15 墓所の使用権は、次の各号のいずれかに該当する場合は消滅し、市長は、無縁墳墓として処理することができる。 (1)使用者が10年以上不明であるとき。 (2)使用者が死亡して10年以上経過しても、なお使用権の承継がないとき。 10 次の各号に該当するときは、墓園の使用許可の効力は消滅する。 (1)使用者が死亡した日から起算して6年を経過しても、なお第5条に規定する承継がないとき。 (2)使用者が住所不明となり10年を経過し、かつ、祭祀の承継者すべしもの明らかでないとき。 18 次の各号に該当するときは、墓園の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡した日から起算して6年を経過しても、なお第10条に規定する承継がないとき。 (2)使用者が住所不明となり10年を経過し、かつ、祭祀の承継者が明らかでないとき。	7 埋葬の費用は、遺付しない、ただし、市長において特別事由があると認めるときは、その全部又は一部を選付することができる。 4 埋葬の承代費用は、遺付しない、ただし、市長において特別事由があると認めるときは、その全部又は一部を選付することができる。 9 既納の使用料は、返還しない、ただし、市長において特別理由があると認めるときは、この限りでない。 規則12条		17 墓所の使用期間は、使用許可の日から永年とする。	
247	岡山県	〇〇市吉祥墓園設置条例							
249	岡山県	〇〇市営墓地条例	8 市長は、使用料又は管理料を減額し、又は免除することができる。						
250	広島県	〇〇市墓地及び納骨堂条例	7 市長は、墓地又は納骨堂の維持管理上必要であると認めるときは、使用者に対し、墓地又は納骨堂の使用について制限又は条件を付することができる。 9 市長は、必要であると認めるときは、使用地の全部若しくは一部又は使用納骨堂の全部を返還させることができる。 9 市長は、代葬地、代葬納骨堂若しくは補償料を交付し、又は既納の使用料の全部若しくは一部を選付する。 13 市長は、使用料及び管理料を減額することができる。	10(1)使用者が住所不明となつたとき。 (2)使用者が死亡した日から起算して6年を経過しても、なお第10条第2項の規定に基づき使用料を賦課し、又は使用料を減額したとき。 (3)使用者が住所不明となつたとき。 (4)使用者が死亡した日から起算して6年を経過しても、なお第10条第2項の規定に基づき使用料を賦課し、又は使用料を減額したとき。 (5)使用料又は使用納付金を賦課したとき。 (6)法令又はこの条例に基づき市長の指示に違反したとき。	16 市長は、墓地又は納骨堂の使用許可を取り消したときは、埋葬し、又は移転することができる。 13 市長は、次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、使用地の全部又は返還をさせることができる。 (1)公益上必要のあるとき。 (2)墓地の使用について法令又はこの条例の規定に違反したとき。 (3)使用者又は使用者の親族若しくは縁故者の所在が不明なとき。				
252	広島県	〇〇市墓地設置及び管理条例	4 市長は、管理上必要であると認めるときは、前項の許可(使用許可)を行つたに当たり条件を付することができる。 5 市長は、使用料を減額し、又は免除することができる。						
253	広島県	〇〇市墓地使用条例	7 市長は、使用料を減額し、又は免除することができる。 9 市長は、墓地の管理上必要と認めるときは、使用者に対し、以前に手続し、使用地の全部若しくは一部について、変更又は返還を命ずることができる。 9 市長は、使用料及び管理料を減額し、又は免除することができる。	8(1)法令、又は、この条例に違反したとき。 (2)許可を授けた後2年を経過しても使用しないとき、ただし、埋葬その他の図像等を設けたときはこの限りでない。 (3)使用者の住所が不明のまま10年を経過したとき。	11 埋葬の費用は、遺付しない、ただし、市長において特別事由があると認めるときは、その全部又は一部を選付することができる。 14 埋葬の費用は、遺付しない、ただし、市長において特別事由があると認めるときは、その全部又は一部を選付することができる。 15 許可を授けた後、墓園の使用権は、遺付しない、ただし、市長において特別事由があると認めるときは、その全部又は一部を選付することができる。 16 市長は、墓地又は納骨堂の使用許可を取り消したときは、埋葬し、又は移転することができる。 13 市長は、次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、使用地の全部又は返還をさせることができる。 (1)公益上必要のあるとき。 (2)墓地の使用について法令又はこの条例の規定に違反したとき。 (3)使用者又は使用者の親族若しくは縁故者の所在が不明なとき。				
254	広島県	〇〇市墓地設置及び管理条例	6 市の公共事業等のため又は墓地の管理上必要と認めるときは、使用者に対し、6か月以前に手続し、使用地の全部若しくは一部について変更を命ずることができる。 12 市長は、使用料及び管理料を減額し、又は免除することができる。	8(1)この条例に違反したとき。 (2)許可を授けた後2年を経過しても使用しないとき、ただし、埋葬その他の図像等を設けたときはこの限りでない。 (3)使用者の住所が不明のまま10年を経過したとき。 (4)使用者が死亡した日から起算して6年を経過しても、なお第10条第2項の規定に基づき使用料を賦課し、又は使用料を減額したとき。 (5)使用料又は使用納付金を賦課したとき。 (6)使用料を減額したとき。	14 市長は、新築葬儀及び1号の規定による墓地の使用権を消滅し、埋葬し、又は移転させることができる。 15 市長は、新築葬儀及び1号の規定による墓地の使用権を消滅し、埋葬し、又は移転させることができる。 16 市長は、新築葬儀及び1号の規定による墓地の使用権を消滅し、埋葬し、又は移転させることができる。 17 市長は、新築葬儀及び1号の規定による墓地の使用権を消滅し、埋葬し、又は移転させることができる。			15 許可を授けた後、墓園の使用権は、遺付しない、ただし、市長において特別事由があると認めるときは、その全部又は一部を選付することができる。	

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の事項	B 許可取消の要件	C 使用権の消滅規定	D 無効改葬に関する事項	E 使用料等の選付	F 罰則	G 特異な事項
255	山口県	〇〇市墓地区置及 び管理条例	5 市長は、墓地の利用を許可した者に対し、設備、工作物等について制限 又は条件を付することができる。	10(1)許可を受けた目的以外に利用したとき (2)使用の権利を譲渡し、又は転賃したとき (3)この条例又はこの条例に基づき規則に違反 したとき	11 次の各号に該当するときは、 墓地の利用の権利は、消滅する。 (1)利用者が死亡し、相続人又は 親族若しくは縁故者等祖先の祭 祀を主宰する者がいないとき (2)利用者の住所が不明となり10 年を経過したとき	18 前項の規定により、使 用の権利が消滅したときは、 墓所を無効とし、一定の場所 に改葬することができる。	17 前項の使用料及び管理料は、選付 しない。ただし、市長が特別の理由があ るとき、その市長において特別の事由 があるとき、使用料の全部又は 一部を選付することができる。	20 市長は、次の各号に該当 する者に対し、5万円以下の過 料を科する。 (1)第4条の規定による目的以 外に墓所を使用した者 (2)許可を受けていない墓所を使 用した者 (3)墓所の使用の権利を他人 に譲渡又は転賃した者	
256	山口県	〇〇市墓地区置及 び管理条例		8(1)許可を受けた目的以外に利用したとき (2)使用の権利を譲渡し、又は転賃したとき (3)他人に譲渡する目的をもって利用の許可を 得たと認めるとき (4)墓所の維持及び保護をしないとき (5)5年を経過したとき (6)法令又はこの条例若しくはこれに基づく規 則に違反したとき	18 使用者が、次の各号の一に 該当するときは、墓所の使用の権 利は消滅する。 (1)利用者が死亡し、相続人又は 親族等が祖先の祭祀を主宰す る者がいないとき (2)使用者が住所不明となり10 年を経過したとき	13 市長は、第9条第1項若 しくは第2号の理由が発生し た日から5年を経過し、又は 同条第3号に該当したとき は、その墳墓、碑石又は形 像等を一定の場所に改葬 又は転賃することができる。 13 埋葬の規定による改 葬又は転賃後10年を経過し たときは、市長は無効として 処理することができる。	13 墓所の使用料は、選付しな い。ただし、次の各号のいずれかに 該当するときは、それぞれ当該各号に定める 額を選付する。 (1)利用の許可を受けた後、利用しない 墓地を選付したとき (2)震災、風水害その他の自然災害によ り被害を受けた墓所を当該管理を受け たとき以後使用するに必要と認められた場 合 前号イによる (3)前2号の場合以外に墓所を返還した 場合 選付しない		
256	山口県	〇〇市墓地区置及 び管理条例	4 市長は、前項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、 条件を付することができる。 5 市長は、墓地の管理に必要があるときは、使用者に対し、制限 若しくは条件を付し、又は必要な措置をとることができる。 11 使用者が如理を行わなかったときは、市長において、前項に回復し、その 費用は、当該使用者から徴収する。	11(1)この条例若しくはこの条例に基づき規則に 違反したとき (2)許可を受けた目的以外に墓地をしようした とき (3)使用の権利を他人に譲渡し、又は転賃した とき (4)換りその他不正な手段により使用の許可を 受けたとき	12 次の各号に該当するときは、 墓地の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、祭祀の承継 人がいないとき (2)使用者が生死不明となり7 年を経過かつ、祭祀の承継人 がいないとき	9 次の各号に該当するときは、 墓地の利用の権利は、消滅する。 (1)利用者が死亡し、祭祀を承継 する者がいないとき (2)利用者が法人又は団体である ときは、当該法人又は団体が解 散したとき (3)利用者の住所が不明となり10 年を経過したとき	9 既納の使用料は、選付しない。た だし、特別の理由があるとき、使用料が認めら れるときは、別に定めるところにより使用料を 選付することができる。		
258	山口県	〇〇市墓地条例	4 市長は、前項の許可について必要な条件を付することができる。 1 1 市使用者が原状回復の如き処理を行わなかったときは、市長において原状に回 復し、その費用は当該使用者から徴収する。	11(1)許可を受けた目的以外に墓地をしようした とき (2)使用の権利を他人に譲渡し、又は転賃した とき (3)換り又は不正な手段により使用の許可を受 けたとき (4)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づ き規則に違反したとき	12 次項の各号に該当するときは、 墓地の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、祭祀の承継 人がいないとき (2)使用者が生死不明となり7 年を経過かつ、祭祀の承継人 がいないとき	12 埋葬の規定による改 葬又は転賃後10年を経過し たときは、市長は無効として 処理することができる。	9 既納の使用料は、選付しない。た だし、特別の理由があるとき、使用料が認めら れるときは、別に定めるところにより使用料を 選付することができる。		
259	山口県	〇〇市墓地条例							

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消の要件	C 使用権の消滅規定	D 無償改葬に関する条項	E 使用期間の選付	F 罰則	G 特異な条項
260	山口県	〇〇市墓園の設置及び管理に関する条例	16 市長は、使用者が原状回復義務を履行しないときは、これを行い、その差した費用を使用者から徴収することができる。	15(1)許可を受けた目的外に墓所を使用したとき (2)使用権を承継人以外の者に譲渡し、又は墓地を転賃したとき (3)使用許可を受けた日から、2年を経過しても墳墓を設け墓所を建設しないとき (4)この条例又はこれに基づく規則若しくは指示に違反したとき	18 次の各号のいずれかに該当するときは、墓地の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡した日から起算して、3年を経過してもなお前条第2項の承認を受けたことがないとき (2)使用者が住所不明となり、10年を経過したとき	19 市長は、前条により使用権が消滅したときは、墓所を整理し、墳墓を一定の場所に改葬することができる。	11 既納の使用料は、選付しないときは、市長が特別の理由があるときは、その全部又は一部を返付することができる。 12 前条ただし書に規定する使用料の全部または一部を返付することができる場合は、使用者が使用許可を受けた後、墳墓の設置又は墓所等の建設をしない、墓地の全部を返還したときとする。 12 Ⅱ 前項の使用料の還付の額は、次のとおりとする。 (1)許可を受けた日から2年以内 全額 (2)許可を受けた日から3年以上以内 既納使用料の10分の90 (3)許可を受けた日から4年以上以内 既納使用料の10分の80 (4)許可を受けた日から5年以上以内 既納使用料の10分の70 (5)許可を受けた日から6年以上以内 既納使用料の10分の50 (6)許可を受けた日から6年以上 既納使用料の10分の30	19 次の各号に該当する者は、5万円以下の過料に処す。 (1)許可を要しない墓地を使用した者 (2)墓所等の建設の目的以外に使用した者 (3)墓地の使用権を他人に譲渡し、又は転賃した者 13 市長は、この条例に違反した者に対し、直ちに墳墓の撤去を命ずるとともに、1万円以下の過料を科することができる。 11 第7条又は第9条の規定に違反した者は、1万円以下の過料に処す。	
261	山口県	〇〇市営墓地使用条例	8 市長は、使用者に対し、使用場所の設備、工作物等について制限又は条件を付けることができる。	11(1)使用者が許可を受けた目的以外に使用したとき (2)使用場所を転賃したとき (3)この条例及びこれに基づく規則に違反したとき (4)詐欺その他不正行為により使用許可を受けたとき	17 使用者又はその承継人が住所不明となり、10年を経過したときは、その使用権は、消滅する。 (1)使用者又はその承継人が住所不明となり、10年を経過したとき (2)使用権を承継人以外の者に譲渡し、又は墓地を転賃したとき (3)この条例又はこれに基づく規則に違反したとき		14 既納の使用料は、その使用を取消することがあってもこれを還付しない。ただし、使用者が使用許可の日から起算して、2年以内に未使用の墓地を返還したときは、既納の使用料を返付することができる。	19 Ⅱ 前項に納付した使用料は、選付しないときは、市長が特別の理由があるときは、その全部又は一部を返付することができる。	
262	山口県	〇〇市墓地区例	10 市長は、墓地区内における工作物その他の施設について必要な制限を設けることができる。 12 市長は、墓地区の維持管理上、必要があると認めるときは、使用者に対し特別な措置を命ずることができる。 12 Ⅱ 使用者が命ぜられた措置をしないときは、市長がこれを行い、その費用は、使用者の負担とする。	17 使用者又はその承継人が住所不明となり、10年を経過したときは、その使用権は、消滅する。 (1)使用者又はその承継人が住所不明となり、10年を経過したとき (2)使用権を承継人以外の者に譲渡し、又は墓地を転賃したとき (3)この条例又はこれに基づく規則に違反したとき			14 既納の使用料は、その使用を取消することがあってもこれを還付しない。ただし、使用者が使用許可の日から起算して、2年以内に未使用の墓地を返還したときは、既納の使用料を返付することができる。	19 次の各号に該当する者は、5万円以下の過料に処す。 (1)許可を要しない墓地を使用した者 (2)墓所等の建設の目的以外に使用した者 (3)墓地の使用権を他人に譲渡し、又は転賃した者 13 市長は、この条例に違反した者に対し、直ちに墳墓の撤去を命ずるとともに、1万円以下の過料を科することができる。 11 第7条又は第9条の規定に違反した者は、1万円以下の過料に処す。	
264	徳島県	〇〇市墓地区設置及び管理条例	7 市長は、墓地区の維持管理及び安全に支障があると認めるときは、墓地区の使用を許可しないことができる。				14 既納の使用料は、その使用を取消することがあってもこれを還付しない。ただし、使用者が使用許可の日から起算して、2年以内に未使用の墓地を返還したときは、既納の使用料を返付することができる。	19 次の各号に該当する者は、5万円以下の過料に処す。 (1)許可を要しない墓地を使用した者 (2)墓所等の建設の目的以外に使用した者 (3)墓地の使用権を他人に譲渡し、又は転賃した者 13 市長は、この条例に違反した者に対し、直ちに墳墓の撤去を命ずるとともに、1万円以下の過料を科することができる。 11 第7条又は第9条の規定に違反した者は、1万円以下の過料に処す。	
265	徳島県	〇〇市営墓地区例		15(1)許可を受けた目的外に墓所を使用したとき (2)使用の権利を他人に譲渡し、又は転賃したとき (3)偽り又は不正な手段により使用許可を受けたとき (4)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき	18 次の各号のいずれかに該当するときは、墓所の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、祭祀の承継人がいないとき (2)使用者が生死不明となり、7年を経過したとき (3)この条例又はこれに基づく規則に違反したとき	19 市長は、前条により使用権が消滅したときは、墓所を整理し、墳墓を一定の場所に改葬することができる。	11 既納の使用料は、選付しないときは、市長が特別の理由があるときは、その全部又は一部を返付することができる。 12 前条ただし書に規定する使用料の全部または一部を返付することができる場合は、使用者が使用許可を受けた後、墳墓の設置又は墓所等の建設をしない、墓地の全部を返還したときとする。 12 Ⅱ 前項の使用料の還付の額は、次のとおりとする。 (1)許可を受けた日から2年以内 全額 (2)許可を受けた日から3年以上以内 既納使用料の10分の90 (3)許可を受けた日から4年以上以内 既納使用料の10分の80 (4)許可を受けた日から5年以上以内 既納使用料の10分の70 (5)許可を受けた日から6年以上以内 既納使用料の10分の50 (6)許可を受けた日から6年以上 既納使用料の10分の30	19 次の各号に該当する者は、5万円以下の過料に処す。 (1)許可を要しない墓地を使用した者 (2)墓所等の建設の目的以外に使用した者 (3)墓地の使用権を他人に譲渡し、又は転賃した者 13 市長は、この条例に違反した者に対し、直ちに墳墓の撤去を命ずるとともに、1万円以下の過料を科することができる。 11 第7条又は第9条の規定に違反した者は、1万円以下の過料に処す。	
267	香川県	〇〇市営墓地に関する条例		15(1)使用許可を受けた目的外に使用したとき (2)使用権を譲渡し、転賃し、又は担保に供したとき (3)偽りその他の不正な手段により使用許可を受けたとき (4)市長が管理料を滞納し、その期間が3年を超え、かつ、その間に管理料を滞納し、その期間が3年を超え、かつ、その間に管理料を滞納し、その期間が3年を超え、かつ、その間に管理料を滞納したとき (5)その他のこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき	16 次の各号のいずれかに該当するときは、使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡した日から55年を経過しても主権者がいないとき (2)使用者が住所不明となり、10年を経過したとき	16 Ⅱ 前項の規定により使用権が消滅したときは、市長は、当該墳墓等を改葬し、又は移転する。その1月前までにその旨を告示しなければならない。	11 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があるときは、この限りでない。 12 前条ただし書に規定する使用料の全部または一部を返付することができる場合は、使用者が使用許可を受けた後、墳墓の設置又は墓所等の建設をしない、墓地の全部を返還したときとする。 12 Ⅱ 前項の使用料の還付の額は、次のとおりとする。 (1)許可を受けた日から2年以内 全額 (2)許可を受けた日から3年以上以内 既納使用料の10分の90 (3)許可を受けた日から4年以上以内 既納使用料の10分の80 (4)許可を受けた日から5年以上以内 既納使用料の10分の70 (5)許可を受けた日から6年以上以内 既納使用料の10分の50 (6)許可を受けた日から6年以上 既納使用料の10分の30	19 次の各号に該当する者は、5万円以下の過料に処す。 (1)許可を要しない墓地を使用した者 (2)墓所等の建設の目的以外に使用した者 (3)墓地の使用権を他人に譲渡し、又は転賃した者 13 市長は、この条例に違反した者に対し、直ちに墳墓の撤去を命ずるとともに、1万円以下の過料を科することができる。 11 第7条又は第9条の規定に違反した者は、1万円以下の過料に処す。	
268	香川県	〇〇市営墓地管理条例		15(1)使用許可を受けた目的外に使用したとき (2)使用権を譲渡し、転賃し、又は担保に供したとき (3)偽りその他の不正な手段により使用許可を受けたとき (4)市長が管理料を滞納し、その期間が3年を超え、かつ、その間に管理料を滞納し、その期間が3年を超え、かつ、その間に管理料を滞納したとき (5)その他のこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき	16 次の各号のいずれかに該当するときは、使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡した日から55年を経過しても主権者がいないとき (2)使用者が住所不明となり、10年を経過したとき	16 Ⅱ 前項の規定により使用権が消滅したときは、市長は、当該墳墓等を改葬し、又は移転する。その1月前までにその旨を告示しなければならない。	11 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があるときは、この限りでない。 12 前条ただし書に規定する使用料の全部または一部を返付することができる場合は、使用者が使用許可を受けた後、墳墓の設置又は墓所等の建設をしない、墓地の全部を返還したときとする。 12 Ⅱ 前項の使用料の還付の額は、次のとおりとする。 (1)許可を受けた日から2年以内 全額 (2)許可を受けた日から3年以上以内 既納使用料の10分の90 (3)許可を受けた日から4年以上以内 既納使用料の10分の80 (4)許可を受けた日から5年以上以内 既納使用料の10分の70 (5)許可を受けた日から6年以上以内 既納使用料の10分の50 (6)許可を受けた日から6年以上 既納使用料の10分の30	19 次の各号に該当する者は、5万円以下の過料に処す。 (1)許可を要しない墓地を使用した者 (2)墓所等の建設の目的以外に使用した者 (3)墓地の使用権を他人に譲渡し、又は転賃した者 13 市長は、この条例に違反した者に対し、直ちに墳墓の撤去を命ずるとともに、1万円以下の過料を科することができる。 11 第7条又は第9条の規定に違反した者は、1万円以下の過料に処す。	

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の事項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無償譲渡に関する事項	E 使用権等の選付	F 罰則	G 特異な事項
271	愛媛県	〇〇市墓地条例	5 市長は、使用の許可について、工作物その他の施設に制限又は条件を付すことができる。	14(1)墓地を遺骨の埋蔵以外の目的に使用したとき (2)墓地の使用権を監視し、又は市長の許可なくして譲渡したとき (3)前号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づき罰則に違反したとき	13 次の各号に該当するときは、墓地の使用権は消滅する。 (1)墓地の利用者が死亡し、相続人又は親族等、個人のみならず、家族等、個人でないとき (2)墓地の利用者が不明となり、市長において無縁墓地と認めるとき	13 市長は、前項の規定により使用権が消滅したとき、その遺骨を一定の場所に改葬することができる。	8 既に納付した使用料は、選付しない。ただし、市長において特別の事由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。 規則に定めなし		
272	愛媛県	〇〇市墓地条例	6 市長は、前項の許可について、使用場所及び工作物その他の施設に制限又は条件を付すことができる。	11 この条例又はこの条例に基づき罰則その他の指示事項に違反する者	14 次の各号に該当するときは、墓地の使用権は消滅する。 (1)利用者が死亡し、相続人又は親族等が故人のまつりごとをつかさどる者がいないとき (2)利用者が及びその代理人の住所が不明となり、市長において無縁墓地と認めるとき	9 墓地の利用者は、墓地が必要となつたときは、直ちに返還しなければならぬ。この場合において、既納の使用料は、選付しない。			
274	高知県	〇〇市立墓地公園条例	16 市長は、前項の許可に管理上必要な条件を付すことができる。 18 利用者が必要でないときは、市長において原状に復し、その費用は利用者から徴収する。	15(1)墓地の使用権を監視し、又は使用の許可なくして譲渡したとき (2)この条例又はこの条例に基づき罰則に違反したとき	14 市長は、前項の規定により使用権が消滅したとき、その遺骨を一定の場所に改葬することができる。	8 既に納付した使用料は、選付しない。ただし、市長において特別の事由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。 規則に定めなし			
276	高知県	〇〇市立墓地の設置及び管理に関する条例		14(1)限りその間不正な手続により、墓地の使用許可を受けたことが明らかになったとき (2)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく罰則に違反したとき	16 次の各号に該当する場合は、墓地の使用権は消滅する。 (1)墓地の利用者が死亡し、祭祀の承継者がいないとき (2)墓地の利用者及びその代理人が住所不明となり、かつ、7年を経過しても第11条に規定する承継者がいないとき	9 既に納付した使用料等は、選付しない。ただし、市長が特別の事由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。 規則に定めなし			
277	高知県	〇〇町墓地条例	4 町長は、前項の許可に管理上必要な条件を付すことができる。	8(1)この条例又はこの条例に基づき罰則に違反し、又は指示に従わないとき (2)他の不正な手続により許可を受けた事実が判明したとき	17 市長は、前項の規定により使用権が消滅したとき、その遺骨を一定の場所に改葬することができる。	16 町長に納付した使用料は、町長が特別の事由があるときは、認められない。 規則に定めなし			
278	福岡県	〇〇市都市公園、公園、駐車場の設置及び管理に関する条例	26 市長は、公園の管理又は都市計画事業その他の事業執行に必要があるときは、使用者に対し、その使用場所を変更し、又は変更させることができる。	22(1)利用者が死亡した日から起算し、2年を経過しても、祭祀を承継する者がいないとき (2)使用料である法人が解散したとき (3)使用の許可を受けた日から使用をなすに3年を経過したとき (4)使用者が住所不明となり3年を経過したとき (5)使用許可を受けた目的以外に使用したとき (6)使用場所を監視したとき (7)その地法令又はこの条例若しくはこれに基づく罰則その他の規定に違反したとき	25 市長は、第22条の規定により使用権が消滅したとき、その遺骨を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。				
279	福岡県	〇〇市立墓地条例	6 市長は、公園の維持管理に必要があるときは、利用者に対し特別の措置を命ずることができる。 6 利用者が従わらなかつた措置を行わない場合は、市長がこれを行い、その費用を利用者から徴収する。 9 利用者が必要でない場合は、市長がこれを行い、その費用を利用者から徴収する。	9(1)許可を交付した目的以外に利用したとき (2)利用権を譲渡した又は利用権を質したとき (3)第17条の規程による管理料を滞納し、その期間が3年を超えたとき (4)利用の許可を受けた日から3年を経過しても利用しないとき (5)この条例又はこれに基づき罰則に違反したとき	10 次の各号に該当するときは、墓地の利用権は消滅する。 (1)利用者が死亡し、又は利用者がある法人が解散した場合において、祭祀を承継する者がいないとき (2)墓地の利用者の住所が不明となり、7年を経過したとき	11 公園の利用の許可を交付した場合は、前条及び前条の項の規定により、使用料は、選付しない。ただし、利用者が特別の事由を認めるときは、既納の使用料の半額を還付する。			
281	佐賀県	〇〇市墓地公園条例	9 市長は、墓地公園の維持管理に必要があるときは、利用者に対し特別の措置を命ずることができる。 10 利用者が必要でない場合は、市長がこれを行い、その費用を利用者から徴収する。 11 市長は、墓地及び墓標を移転させることができる。	12(1)利用目的以外の目的に墓地を利用したとき (2)利用権を承継人以外の者に譲渡し、又は転貸ししたとき (3)墓標を埋められた日から3年を経過しても墓標を監視しないとき (4)管理料を滞納し、その期間が3年を超えたとき (5)この条例若しくはこれに基づき罰則又は市長の指示に違反したとき	15 市長は、前項の規定により利用権が消滅したとき、その遺骨を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。	10 既に納付した使用料及び管理料は、選付しない。ただし、市長が特別の理由があるときは、この限りでない。 施行規則第9条 使用料を還付するときは、その還付率は、次の各号に定めるとおりとする。 (1)次に掲げる年数以内に墓地の利用をすることなく、墓地を返還したとき ア 1年以内 50% イ 2年以内 25% ウ 3年以内 10%			
283	長崎県	〇〇市有墓地条例	11 利用者が必要でない場合は、市長が代わって行い、その費用を利用者から徴収する。	10 市長は、利用者が必要でない場合は、市長が代わって行い、その費用を利用者から徴収する。 (1)墓地の利用の許可を受けた日から2年を経過しても、これを利用しないとき。ただし、墓碑その他の地面碑を設けたときは、この限りでない。 (2)第7条又は前条の規定に違反したとき	16 市長は、前項の規定により利用権が消滅したとき、その遺骨を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。	16 町長に納付した使用料は、町長が特別の事由があるときは、認められない。 規則に定めなし			

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無償改葬に関する条項	E 使用料等の還付	F 罰則	G 特異な条項												
284	長崎県	〇〇市霊園条例	15 市長は、事業執行上必要があるとき、使用者に使用場所、所在物件の移転又は返還を命ずることができる。 15.1 移転又は返還を命ずるときは、あらかじめ使用者に通知し、換地及び改葬又は移転に要する損失を補償するものとする。 17 市は、事業執行上必要があるとき、使用者に使用場所、所在物件の移転又は返還を命ずるときは、あらかじめ使用者に通知し、換地及び改葬又は移転に要する損失を補償するものとする。 17.1 市は、事業執行上必要があるとき、使用者に使用場所、所在物件の移転又は返還を命ずるときは、あらかじめ使用者に通知し、換地及び改葬又は移転に要する損失を補償するものとする。	17(1) 墓地の使用権が許可を受けた目的以外に使用したとき (2) 墓地の使用権が許可を受けた日から3年を経過しても墳墓、墓標を築き、又は使用のために設備を設けず3年を経過したとき (3) 使用権が墓地を譲渡し、又は転賃したとき (4) 第10条の規定による年額使用料を滞納し、その期間が3年を超えるとき (5) その他この条例又はこれに基づく規則及び許可に付した条例に違反したとき	18 次の各号に該当する場合は、墓地の使用権は消滅する。 (1) 使用者が死亡した場合において、相続人又は親族若しくは被相続人等が5年を経過しても祭祀を継承する者がいないとき (2) 使用者の住所が不明となり7年を経過したとき	19 市長は、第17項の改葬を命ずるときは、墓地、埋葬等に関する法律施行規則第3条の規定により処理するものとする。	20 使用料等の取消し又は前条による使用権の消滅後5年を経過した場合において、市長は、その墓標及び焼骨等を一定の場所に改葬することができる。 20.1 市長は、第17項の改葬を命ずるときは、墓地、埋葬等に関する法律施行規則第3条の規定により処理するものとする。	21 許可を受けた後、3年以内に場所の全部を明け渡さず、又は市長において特別の理由があるときは、使用料の一部を還付することができる。 規則第16条 即納使用料を還付する場合の還付率は、次表に掲げるとおりとする。 <table border="1"> <tr> <td>使用料を返付した額(1年以内)</td> <td>墓地の全部</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>使用料を返付した額(1年以上1年以内)</td> <td>墓地の全部</td> <td>2割6分</td> </tr> <tr> <td>使用料を返付した額(1年以上1年以内)</td> <td>墓地の一部</td> <td>1割</td> </tr> <tr> <td>使用料を返付した額(1年以上1年以内)</td> <td>墓地の一部</td> <td>0割</td> </tr> </table>	使用料を返付した額(1年以内)	墓地の全部	5割	使用料を返付した額(1年以上1年以内)	墓地の全部	2割6分	使用料を返付した額(1年以上1年以内)	墓地の一部	1割	使用料を返付した額(1年以上1年以内)	墓地の一部	0割	
使用料を返付した額(1年以内)	墓地の全部	5割																			
使用料を返付した額(1年以上1年以内)	墓地の全部	2割6分																			
使用料を返付した額(1年以上1年以内)	墓地の一部	1割																			
使用料を返付した額(1年以上1年以内)	墓地の一部	0割																			
286	長崎県	〇〇市福壽園の設置及び管理に関する条例	16 市長は、事業執行上必要があるとき、使用者に、使用場所、所在物件の移転又は返還を命ずることができる。 16.1 移転又は返還を命ずるときは、あらかじめ使用者に通知し、換地及び改葬又は移転に要する損失を補償するものとする。 18 市は、事業執行上必要があるとき、使用者に使用場所、所在物件の移転又は返還を命ずるときは、あらかじめ使用者に通知し、換地及び改葬又は移転に要する損失を補償するものとする。	18(1) 限りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき (2) 利用の許可の内容又は利用の許可に付された条件に違反したとき (3) 第9条各号のいずれかに該当するに至ったとき (4) この条例に違反したとき	19 次の各号に該当する場合は、墓地の使用権は消滅する。 (1) 使用者が死亡した場合において、相続人又は親族若しくは被相続人等が5年を経過しても祭祀を継承する者がいないとき (2) 使用者の住所が不明となり7年を経過したとき	20 市長は、前条の規定により使用権が消滅し、又は使用権が消滅した後に、墓地に埋葬し、又は改葬することを命ずるときは、その旨を告示しなければならない。 16.1 市長は、第17項の規定による移転又は改葬をしたときは、これを無償譲渡とみなし処理することができる。	21 許可された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、罰則を定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。 規則第5条 使用料の交付は、利用者が利用許可を受けた後、5年以内に墓標等の建設を怠り、又は墓地の全部を返還した場合に、次の区分に応じ、定める率を乗じて得た額について行う。 (1) 1年以内 100分の80 (2) 2年以内 100分の50 (3) 3年以内 100分の40 (4) 4年以内 100分の30 (5) 5年以内 100分の20	22 次の各号に該当する場合は、5万円以下の過料に処する。 (1) 許可を受けずに墓園を使用した者 (2) 第19条各号のいずれかに該当する行為をした者													
287	長崎県	〇〇市岐宿墓地条例	13 市は、事業執行上必要があるとき、使用者に、使用場所、所在物件の移転又は返還を命ずることができる。 13.1 移転又は返還を命ずるときは、あらかじめ使用者に通知し、換地及び改葬又は移転に要する損失を補償するものとする。 15 市長は、事業執行上必要があるとき、使用者に使用場所、所在物件の移転又は返還を命ずるときは、あらかじめ使用者に通知し、換地及び改葬又は移転に要する損失を補償するものとする。	12(1) 限りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき (2) 利用の許可の内容又は利用の許可に付された条件に違反したとき (3) 第9条各号のいずれかに該当するに至ったとき (4) この条例に違反したとき	15 次の各号に該当する場合は、墓地の使用権は消滅する。 (1) 使用者が死亡した場合において、相続人又は親族若しくは被相続人等が5年を経過しても祭祀を継承する者がいないとき (2) 使用者の住所が不明となり7年を経過したとき	16 市長は、前条の規定により使用権が消滅し、又は使用権が消滅した後に、墓地に埋葬し、又は改葬することを命ずるときは、その旨を告示しなければならない。 16.1 市長は、第17項の規定による移転又は改葬をしたときは、これを無償譲渡とみなし処理することができる。	17 市長は、次の各号に該当する場合は、使用料を返還する。 (1) 使用料を返還した日の翌日から起算して3年以内 (2) 使用料を返還した日の翌日から起算して3年以上5年以内 (3) 使用料を返還した日の翌日から起算して5年以上10年以内 (4) 使用料を返還した日の翌日から起算して10年以上	18 許可された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、罰則を定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。 規則第5条 使用料の交付は、利用者が利用許可を受けた後、5年以内に墓標等の建設を怠り、又は墓地の全部を返還した場合に、次の区分に応じ、定める率を乗じて得た額について行う。 (1) 1年以内 100分の80 (2) 2年以内 100分の50 (3) 3年以内 100分の40 (4) 4年以内 100分の30 (5) 5年以内 100分の20	23 次の各号に該当する場合は、5万円以下の過料に処する。 (1) 許可を受けずに墓園を使用した者 (2) 第19条各号のいずれかに該当する行為をした者												
289	熊本県	〇〇市霊園条例	13 市長は、事業執行上必要があるとき、使用者に、使用場所、所在物件の移転又は返還を命ずることができる。 13.1 移転又は返還を命ずるときは、あらかじめ使用者に通知し、換地及び改葬又は移転に要する損失を補償するものとする。 15 市長は、事業執行上必要があるとき、使用者に使用場所、所在物件の移転又は返還を命ずるときは、あらかじめ使用者に通知し、換地及び改葬又は移転に要する損失を補償するものとする。	12(1) 限りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき (2) 利用の許可の内容又は利用の許可に付された条件に違反したとき (3) 第9条各号のいずれかに該当するに至ったとき (4) この条例に違反したとき	15 次の各号に該当する場合は、墓地の使用権は消滅する。 (1) 使用者が死亡した場合において、相続人又は親族若しくは被相続人等が5年を経過しても祭祀を継承する者がいないとき (2) 使用者の住所が不明となり7年を経過したとき	16 市長は、前条の規定により使用権が消滅し、又は使用権が消滅した後に、墓地に埋葬し、又は改葬することを命ずるときは、その旨を告示しなければならない。 16.1 市長は、第17項の規定による移転又は改葬をしたときは、これを無償譲渡とみなし処理することができる。	17 市長は、次の各号に該当する場合は、使用料を返還する。 (1) 使用料を返還した日の翌日から起算して3年以内 (2) 使用料を返還した日の翌日から起算して3年以上5年以内 (3) 使用料を返還した日の翌日から起算して5年以上10年以内 (4) 使用料を返還した日の翌日から起算して10年以上	18 許可された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、罰則を定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。 規則第5条 使用料の交付は、利用者が利用許可を受けた後、5年以内に墓標等の建設を怠り、又は墓地の全部を返還した場合に、次の区分に応じ、定める率を乗じて得た額について行う。 (1) 1年以内 100分の80 (2) 2年以内 100分の50 (3) 3年以内 100分の40 (4) 4年以内 100分の30 (5) 5年以内 100分の20	23 次の各号に該当する場合は、5万円以下の過料に処する。 (1) 許可を受けずに墓園を使用した者 (2) 第19条各号のいずれかに該当する行為をした者												

No.	県名	条例の名称	A 首長の数量権の条項 13 市長は、墓地の利用者(使用者を含む。)に對して、墓地の管理上必要な措置を命ずることができる。	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁葬に関する条項 12 市長は、第10条第1項第6号又は第7号の規定に基づき使用許可を取り消したときは、当該取り消した使用許可に依る墳墓等を無縁墳墓として整理法第5条第1項の許可を得て、一定の場所に改葬し、又は移転することができる。 12IV第1項の措置を採った日から20年間、使用者又は承継人から申出がなされないときは、市長は、当該墳墓等を処置することができる。	E 使用料等の選付 16 既納の使用料は、選付しない。ただし、市長が特別の理由があるときは、この限りでない。 規則第7条 市長は、使用者が使用許可を受けた日から3年を経過する日までの間に使用区画を使用しないときは、既納の使用料の2分の1を選付することができる。	F 罰則	G 特異な条項 10 市長は、使用者が次の各号に該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、又は改葬若しくは物件の移転を命ずることができる。 (1)使用の目的が墓地の設置の趣旨に適合しないと認められるとき (2)使用の権利を譲渡し、又は転賃したとき (3)使用の許可を受けた日から使用区画を使用しないで3年を経過したとき (4)第10条第1項の規定に基づく指図の命令に違反する5年を経過したとき (5)墓地の埋葬等に関する法律(以下「埋葬法」という。)第10条(以下「埋葬法第10条」という。)の条項若しくはこの条例若しくはこの条例に基づき規則に違反したとき (6)使用者が死亡した日から5年間、その承継人から第6条第2項の規定による届出がなされないとき (7)使用者の所在が不明となり10年を経過したとき (8)市長が公益上又は管理上特に必要があると認めるとき 9 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、又は改葬若しくは物件の移転を命ずることができる。 (1)使用の目的が墓地の設置の趣旨に適合しないと認められるとき (2)使用の権利を譲渡し、又は転賃したとき (3)使用の許可を受けた日から使用区画を使用しないで3年を経過したとき (4)第13条第1項の規定に基づく指図の命令に違反する5年を経過したとき (5)整理法、同法施行規則又はこの条例若しくはこの条例に基づき規則に違反したとき (6)使用者が死亡した日から5年間、その承継人から第6条第2項の規定による届出がなされないとき (7)使用者の所在が不明となり10年を経過したとき (8)市長が公益上又は管理上特に必要があると認めるとき
293	大分県	〇〇市墓地条例	13 市長は、墓地の利用者(使用者を含む。)に對して、墓地の管理上必要な措置を命ずることができる。	11 市長は、第9条第1項第6号又は第7号の規定に基づき使用許可を取り消したときは、当該取り消した使用許可に依る墳墓等を無縁墳墓として整理法第5条第1項の許可を得て、一定の場所に改葬し、又は移転することができる。 11V第1項の措置を採った日から20年間、使用者又は承継人から申出がなされないときは、市長は、当該墳墓等を処置することができる。	11 市長は、第9条第1項第6号又は第7号の規定に基づき使用許可を取り消したときは、当該取り消した使用許可に依る墳墓等を無縁墳墓として整理法第5条第1項の許可を得て、一定の場所に改葬し、又は移転することができる。 11V第1項の措置を採った日から20年間、使用者又は承継人から申出がなされないときは、市長は、当該墳墓等を処置することができる。	12 市長は、第10条第1項第6号又は第7号の規定に基づき使用許可を取り消したときは、当該取り消した使用許可に依る墳墓等を無縁墳墓として整理法第5条第1項の許可を得て、一定の場所に改葬し、又は移転することができる。 12IV第1項の措置を採った日から20年間、使用者又は承継人から申出がなされないときは、市長は、当該墳墓等を処置することができる。	16 既納の使用料は、選付しない。ただし、市長が特別の理由があるときは、この限りでない。 規則第7条 市長は、使用者が使用許可を受けた日から3年を経過する日までの間に使用区画を使用しないときは、既納の使用料の2分の1を選付することができる。		
294	大分県	〇〇市非面墓地の管理に関する条例	11 市長は、墓地の使用に當つては、管理上必要な条件を付し、若しくは制限を設けることができる。 15 使用者の許可を取り消したときは、市長がこれを行ひ、その費用の全部を使用者から徴収する。	15(1)許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき (2)使用権を譲渡し、又は使用場所を転賃したとき (3)使用の許可を受けた後1年を経過してもなおこれを適用しないとき (4)第13条の選葬請求に反しないとき (5)前各号のほか、この条例に違反したとき	16 次の各号に該当するときは、墓地の使用権は、消滅する。 (1)使用者が死亡し、相続人から5年以内の使用承継の申出がないとき (2)使用者が住所不明となり、10年を経過したとき	17 市長は、前条の規定に該当する者がいるときは、その墳墓又は墓標、碑石、形像等を一定の場所に改葬又は移転することができる。 17IV第1項の改葬又は移転は、市長は、無縁として処置することができる。	19 既納の使用料は、選付しない。		
295	大分県	〇〇市墓地の設置及び管理に関する条例	6 市長は、墓地の使用に當つては、その区画を指定するとともに管理上必要な条件を付すことができる。 15 使用者が許可を取り消したときは、市長においてこれを履行し、その費用を義務者から徴収する。	14(1)許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき (2)使用権を譲渡し、又は転賃したとき (3)使用の許可を受けた後1年を経過してもなおこれを適用しないとき (4)前各号のほか、この条例に違反したとき	16 次の各号に該当するときは、墓地の使用権は、消滅する。 (1)使用者が死亡し、相続人から5年以内の使用承継の申出がないとき (2)使用者が住所不明となり、10年を経過したとき	17 市長は、前条の規定に該当する者がいるときは、その墳墓又は墓標、碑石、形像等を一定の場所に改葬又は移転することができる。 17IV第1項の改葬又は移転は、市長は、無縁として処置することができる。			
298	大分県	〇〇市墓地条例	3 市長は、前項の使用の許可を付するにあつては、管理上必要な条件を付すことができる。	5(1)この条例又はこの条例に基づき規則の規定に違反したとき (2)他の不正な行為により使用の許可を受けたとき (3)使用権を譲渡して納付しないとき (4)使用の許可の条件又は関係職員の指示に反したとき (5)目的外に使用したとき (6)使用権を譲渡し、又は転賃したとき (7)使用の許可を受けた後1年を経過してもなおこれを適用しないとき	16 次の各号に該当するときは、墓地の使用権は、消滅する。 (1)使用者が死亡し、相続人から5年以内の使用承継の申出がないとき (2)使用者が住所不明となり、10年を経過したとき	17 市長は、前条の規定に該当する者がいるときは、その墳墓又は墓標、碑石、形像等を一定の場所に改葬又は移転することができる。 17IV第1項の改葬又は移転は、市長は、無縁として処置することができる。	9 既納の使用料は、選付しない。ただし、市長が特別の理由があるときは、この限りでない。 (1)使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなつたとき (2)使用しようとする日(前7日まで)に使用の取消しの申出があつたとき		

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁葬に関する条項	E 使用料等の選付	F 罰則	G 特異な条項
299	大分県	〇〇市営墓地条例	9 埋葬の許可を取消された者が原状回復の措置を行わないときは、市長は、その費用の全額を利用者から徴収する。	9(1)目的外に利用したとき (2)利用権を譲渡し、又は転貸したとき (3)前2号に掲げる場合のほか、この条例に違反したとき	13 次の際前に該当するときは、墓地の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、相続人又は親族等が承諾を主とする者がいないとき (2)使用者の住所が10年以上不在であるとき (3)改葬又は施設等の移転をすることを要する者がいないとき	13 市長は、次の各号に掲げるときは、無縁葬として行うことができる。 (1)利用者が死亡し、相続人又は管理者がいないとき (2)利用者が住所不明となり、10年を経過し、かつ、管理人がいないとき			
301	大分県	〇〇市瀬戸田墓地条例	3 市長は、墓地の管理上必要があると認めるときは、公益上又は管理上必要な条件を付し、又は制限を設けることができる。 14 埋葬者が原状回復の措置を行わないときは、市長が当該措置を行うことができる。当該措置に要した費用は、使用者から徴収する。	13(1)許可を受けた目的外に墓地を使用したとき (2)墓地の使用権を譲渡し、又は転貸したとき (3)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき	14 次の際前に該当するときは、墓地の利用権は消滅する。 (1)利用者が死亡し、当該利用権を管理する者がいないとき (2)利用者の住所が10年以上不在であるとき	6 既納の使用料は、選付しない。ただし、市長が特別の理由があるときは、この限りでない。 規定に定めなし	26 市長は、許状その他不正の行為により使用料の徴収を求めたとき、3月以内に使用者に予告し、使用区域の返還を求めることができる。		
302	宮崎県	〇〇市墓地条例	4 市長は、前項の使用許可に際し、使用区域を指定するとともに、管理上必要な条件を付することができる。	16(1)使用許可を受けた日から3年を経過しても、これを使用しないとき (2)管理料を、納入の通知があった日から3年以上に納入しないとき (3)使用区域を著しく荒廃させたとき (4)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき	14 次の際前に該当するときは、墓地の利用権は消滅する。 (1)利用者が死亡し、当該利用権を管理する者がいないとき (2)利用者の住所が10年以上不在であるとき	7 既に納入した使用料は、選付しない。ただし、市長が特別の理由があるとき、3月以内に使用者に予告し、使用区域の返還を求めることができる。 20 前項に定めらるる手数料は、返還した者に、1万円以下の過剰料に処する。	28 市長は、許状その他不正の行為により使用料の徴収を求めたとき、3月以内に使用者に予告し、使用区域の返還を求めることができる。		
304	宮崎県	〇〇市墓地条例	2 墓地名利用しようとする者は、本市に住所を有する者。ただし、市長において特別の事情があるとき、この限りでない。 13 市長は、墓地の管理上又は公益上必要があると認めるときは、利用者に対し、改葬又は墓頭等の移転を命ずることができる。 132 市長は、あらかじめ利用者に対しこれを通知しなければならない。 133 市長は、あらかじめ利用者に対しこれを通知し、補償金を交付する。	11(1)利用許可を交付した日から起算して3年を経過してもなおこれを利用しないとき (2)売買、譲渡又は転貸したとき (3)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき	14 前項の規定により利用権が消滅したときは、市長は、改葬又は墓頭等の移転をすることができる。 規則第7条、使用料を交付する場合は、墓地を全く利用せず返還するときは、この場合において、次に定める基準により使用料の一部を返還するものとする。 (1)許可後1年以内で返還したとき 8割 (2)許可後1年を超え3年以内で返還したとき 5割	5 墓地の使用料については、別に条例で定める。 規則第7条、使用料を交付する場合は、墓地を全く利用せず返還するときは、この場合において、次に定める基準により使用料の一部を返還するものとする。 (1)許可後1年以内で返還したとき 8割 (2)許可後1年を超え3年以内で返還したとき 5割			
305	宮崎県	〇〇市墓地条例	5 市長は、使用許可を付けた者に対し、使用場所について条件を付け、又は埋葬者等に当該墓地の地の負担を負わせることができる。 17 市長は、あらかじめ埋葬者に対しこれを通知しなければならない。 17 埋葬者は、必要と認めるときは、補償金を交付する。	10(1)墓所を前条の目的外に使用したとき (2)売買、譲渡又は転貸したとき (3)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき	14 次の際前に該当する場合は、墓地の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、9年を経過し、かつ、その承継者がいないとき (2)使用者が住所不明となり10年を経過しても、その承継者が承継使用の申請がないとき	9 市長は、墓園の管理上必要があるときは、使用者の同意を得て、墓所の位置を変更又は返還させること 10 市長は、使用者は、使用者に対し、他の墓所及び移転に要する経費を交付する。			
307	宮崎県	〇〇市墓地条例	12 墓地設置又は市の事業施行上、必要と認めるときは、市長は6月以前にこの旨を使用者に予告し、使用墓地の全部又は一部の返還を命ずることができる。 18 市長は、正当な理由がある場合には、使用者に対し使用墓地の全部又は一部の返還を命ずることができる。 19 市長は、返還を命ぜられた使用者に対し、換地を交付し、又は既納の使用料を交付し、及び相当と認められる移転料を補償しなければならない。	16 次の際前に該当するときは、墓地の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、相続人又は親族等が承諾を主とする者がいないとき (2)使用者の住所が10年以上不在であるとき	16 次の際前に該当する場合は、墓地の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、相続人又は親族等が承諾を主とする者がいないとき (2)使用者の住所が10年以上不在であるとき	6 既納の使用料は選付しない。ただし、使用者が墓地の使用許可を交付した日から起算して3年以内で返還し、市長が特別の理由があるときは、この限りでない。 15 既納の使用料は、第12条の場合及びひつ可を要しない墓地を使用した場合に限り、市長は使用者により500,000円以下の過剰料を交付する。 21 第3条又は第13条の規定に違反した者は、5万円以下の過剰料に処する。			
308	鹿児島県	〇〇市営墓地条例	4 墓地の使用は、本市に本籍又は住所を有する世帯主。市長がやむを得ない事情があるとき、この限りでない。 18 市長は、正当な理由がある場合には、使用者に対し使用墓地の全部又は一部の返還を命ずることができる。 19 市長は、返還を命ぜられた使用者に対し、換地を交付し、又は既納の使用料を交付し、及び相当と認められる移転料を補償しなければならない。	14(1)使用許可を受けた日から3年経過後に使用しないとき (2)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき	16 次の際前に該当するときは、墓地の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、相続人又は親族等が承諾を主とする者がいないとき (2)使用者の住所が10年以上不在であるとき	6 既納の使用料は選付しない。ただし、使用者が特別の理由があるときは、この限りでない。 15 既納の使用料は、第12条の場合及びひつ可を要しない墓地を使用した場合に限り、市長は使用者により500,000円以下の過剰料を交付する。 21 第3条又は第13条の規定に違反した者は、5万円以下の過剰料に処する。			
309	鹿児島県	〇〇市墓地条例	4 墓地の使用は、本市に本籍又は住所を有する世帯主。市長がやむを得ない事情があるとき、この限りでない。 18 市長は、正当な理由がある場合には、使用者に対し使用墓地の全部又は一部の返還を命ずることができる。 19 市長は、返還を命ぜられた使用者に対し、換地を交付し、又は既納の使用料を交付し、及び相当と認められる移転料を補償しなければならない。	17(1)許可目的以外に墓地を使用したとき (2)使用許可を受けた日から5年を経過して使用を開始しないとき (3)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき	19 既納の使用料は、第16条の規定に違反した場合は、5万円以下の過剰料に処する。 規則に定めなし	16 許可を要しない墓地を使用した場合に限り、市長は使用者により500,000円以下の過剰料を交付する。 21 第3条又は第13条の規定に違反した者は、5万円以下の過剰料に処する。			
310	鹿児島県	〇〇市営墓地の設置及び管理に関する条例	15 市長は、墓地設置又は市の事業施行上、必要と認めるときは、3か月以前にこの旨を使用者に通知し、使用墓地の全部又は一部の返還を命ずることができる。 15 市長は、換地を交付し、かつ、相当と認められる移転料を補償しなければならない。	16(1)使用目的以外に墓地を使用したとき (2)使用許可を受けてから5か年間使用しないとき (3)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき	18 既納の使用料は、第16条の規定に違反した場合は、5万円以下の過剰料に処する。 規則に定めなし	8 既納の使用料は、選付しない。ただし、市長が特別の理由があるとき、この限りでない。 規則に定めなし	17 市長は、許可なく墓地を使用した場合に限り、市長は使用者により500,000円以下の過剰料を交付する。 21 第3条又は第13条の規定に違反した者は、5万円以下の過剰料に処する。	7 墓地の使用料は、1件につき年額300円とする。	

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁改葬に関する条項	E 使用料等の選付	F 罰則	G 特異な条項
311	鹿児島県	鹿児島市営墓地の設置及び管理に関する条例	7 市長は、当該市営墓地の維持管理上必要と認めるときは、使用者に対し必要な措置を命ずることができる。この場合において生じ、経費は、使用者の負担とする。 12 市営墓地の経営若しくは管理上その他特に正当な理由がある場合、市長は使用者に対し、使用地の全部又は一部について当該使用地の変更又は12 変更又は返還しようとするときは6ヶ月前までに使用者にこの旨を通知し、補償をする。 12 市長は、既納の永代使用料を選付する。	16(1) 使用者が第4条の規定に反し墓地を使用したとき (2) 使用許可を受けてから6年以内使用しないとき (3) 使用権を売買若しくは譲渡または転賃したとき (4) 第三者にわたつて墓地を使用していないとき (5) 他りその他不正な手段により第3条及び第9条許可を受けたとき (6) 法令又はこの条例に違反したとき			12 市営墓地の経営若しくは管理上その他特に正当な理由がある場合、市長は使用者に対し使用地の全部又は一部について当該使用地の変更又は返還を命ずることができる。 12 市長は、既納の永代使用料を選付する。	17 許可なく市営墓地を使用した者は、10,000円以下の過料を科する。	
313	鹿児島県	鹿児島市営墓地の設置及び管理に関する条例	16 墓地経営又は市の事業執行上、やむを得ないときは、市長は、6箇月以前にこの旨を使用者に通知し、使用墓地の全部または一部の返還を命ずることができる。 19 市長は、墓地を譲渡する。 19 市長は、墓地を譲渡する。	17(1) 許可目的以外に墓地を使用したとき (2) 使用許可を受けてから10箇年以内使用しないとき (3) 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく個別に違反したとき			19 既納の使用料は、第16条に規定する及び市長が特に必要と認めた場合に限り、返付しない。 規則に定めなし	21 市長は、許可なく墓地を使用したものは、5万円以下の過料を科する。	
315	鹿児島県	鹿児島市営墓地条例	11 市の事業執行上必要のあるときは、市長は、3か月前にこの旨を利用者に通知し、利用墓地の全部または一部の返還を命ずることができる。 11 市長は、墓地を指定して相対と認められる形骸を補償する。	12(1) 許可目的以外に利用したとき (2) 利用許可を受けてから4年を経過しても利用しないとき (3) 法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき				14 市長の許可を受けずに墓地を利用した者は、相当たり1万円以下の過料に処する。	
317	沖縄県	沖縄市営墓地の設置及び管理に関する条例	B 管理者は、墓園の維持管理上必要と認められた場合は、墓地の所有者に対し、特別の措置を命ずることができる。 C 墓地所有者が申し込んだ措置を行わない場合は、管理者がこれを行い、その費用を墓地所有者から徴収できるものとする。	9(1) 許可を交付した目的以外に利用した場合 (2) この基準に違反した場合					

② X市Y市Z市の担当者とのヒアリング概要

X市

研究班：私どもは墓地・埋葬行政のあり方について調査・研究しています。特色のある取り組みをしている各市町村にうかがい話を聞いております。すでに「貴市における墓地等に関する『遺（焼）骨にかかわる施設』の現況調査票」のアンケートでご回答いただきましたが、補足する形でしょうかっていきます。大都市において墓地不足の問題がある一方で、地方都市などでは墓地の無縁化といいますか、墓地を継ぐ人の担い手不足などがあり、地域によって両極端の現状があります。今回は地方の担い手不足などに焦点を当てています。アンケートでは、X市ではどこの市営墓地も無縁処理をしたことはないとなっていますが、無縁となっている状況は過去と比較して顕著な部分がありますか。無縁処理をしないにしても、お墓が荒れているところが目立つなどの変化は感じになりますか。

市役所：目視ですが、現状では無縁のお墓は多少増えていると感じています。ただ、それ以前と比べ増えているかというデータはありません。

研究班：アンケートのご回答の中で、使用料として4万3,000円や15万円、その他4万7,000円、5万円として「永代使用料」となっていますが、これは1度払えばそのままずっと借りられる形なのでしょうか。毎年、管理費用が発生はしないということでしょうか。

市役所：そうです。市としては取っておりません。

研究班：そうすると、個々の墓所の状況の把握がしにくい状況ですね。

市役所：おっしゃるとおりです。使用者の申請には市として対応をさせていただいておりますが、こちらからお声掛けとか、まだ使用されますかという確認等はしていません。

研究班：昔のデータなどはどうされているのでしょうか。

市役所：墓地使用者の台帳ですが、古い墓地の方は未記名などで連絡が取れない台帳も残っています。今はXX（地名）の第一墓地の調査を始めたところです。具体的には、台帳で住所を確認できた方に文書を送付し、住所が確認できない方は、墓地にプレートを設置して連絡を待つという形にしております。

研究班：今は、1年ぐらい現地に立て札を置き、官報に公告を掲載し、そこで連絡がつかない場合に無縁化と判断し、その墓を改葬した上で別の利用者に貸し出すという形になってはいますが、そういう手続きをやられるのでしょうか。それともまずは確認にとどめ、無縁化で改葬することまでは考えていないということでしょうか。

市役所：基本的にはその区画の方の把握をするということです。連絡がつけば承継改葬、または返還までの流れなどを直接お話ができればと考えています。

研究班：例えば改葬した場合、新しい墓地の需要というのはどの程度あると判断されていますか。

市役所：多少ですが、あると考えています。

研究班：そうすると、需要は当然あるということですね。

市役所：そうです。無縁墓地について利用できないかという話もあります。それも含めて今回調査を開始して、まずは無縁墓地となる墓地があるかどうかプレートを設置して調査し、さらに目安をつけるために台帳整理もきっちり行うことを始めているところです。

研究班：なるほど。もう一つの課題として、市から転出するので墓守をする人がいないや、承継

者がいないということで「市でどうにかしてもらいたい」という相談はありますか。

市役所：月に1件程度、年間で12件ほどあります。独居の高齢者で、息子さん、娘さんが遠方で承継できないということで、お寺さんに永代供養にしたいと相談したという話も聞きます。このあたりの数は把握していませんが。

研究班：息子さん娘さんが、自分たちの住まいの近くにお墓を改葬したいという動きはどうでしょうか。

市役所：ございます。市営墓地に限れば、平成23年度は返還墓地が4区画、平成24年度が8区画、平成25年度が18区画と年々増えています。平成26年度は11月末現在で11区画となっています。こういったこともあり、新しい墓地の造成は必要ないと考えています。

研究班：いわゆる「みなし公営墓地」というのはこちらには多いでしょうか。これはおそらく、昔の集落有財産として持っていたようなもので、現在は実質的に市が管理して市営墓地という名前になっている場所だろうと思います。

市役所：「みなし」の定義というのは昭和23年の墓理法ができる前に許可を受けたものと考えています。

研究班：正確に言いますと、「みなし墓地」ではなく「みなし公営墓地」です。お話がありましたように過去の様々な経緯から、市の公有地になった土地のうち、かつてはその集落が管理していたであろう墓地であったものが、名目上、あるいは条例上、帳簿上などX市営墓地となっているものです。しかし、X市はその墓地を直接管理しているのかというと、そこは昔からの慣習で地縁や血縁の住民によって管理され、X市営墓地といいながらも、実質的には市がマネジメントできていないという状況に陥っているものです。

市役所：当市の解釈では、「みなし」というよりも「ポツダム政令」でその当時の村、町の土地になっているものについて、市としてはどちらかという共同墓地としています。

研究班：それは、市の方で台帳などを作って管理をしているのですか。

市役所：していません。

研究班：そのまま任せている状態ですか。

市役所：昭和25年代に、合併する前の村から一応リストをもらってある程度把握していますが、許可も管理も市がしてない墓地となっています。管理などについて住民から問い合わせがあった場合、下地は公有地ですが、実質上は無料で使っている状態なので、申し訳ないけれども管理など草刈りはそちらでお願いしますと回答しています。

研究班：所有権上は市の土地ということですから、整理してほしいという話はないでしょうか。

市役所：古くから住む住民は、それが先祖代々の墓ということで使っているのも、明らかに山墓地で崩れたりしているところ以外は、通常の墓地ということで使っているのが現状です。今そこまで苦情は入っていません。

研究班：仕様を変えたいという話はないということですね。

市役所：そうです。どちらかという、坂道の草木が邪魔になるからどけてほしいとか、道がちよっと崩れているといった程度の話で、今のところ根本的な話は市には届いていません。

研究班：今おっしゃっていた中の山墓地といいますか、山の中が荒れてしまって、いわゆる状況としてはあまりよろしくないという場所がありますか。

市役所：そこまで全て把握してないというのが正直なところです。

研究班：つい最近でも近隣の県ではかなりの大雨というか風水害がありました。全域ではなく、同じ県内でも被害があったところと被害がなかったところなどグラデーションがあるわけです。こちらでは先般の風水害でみなし公営墓地などで土砂崩れがあったとか、地盤が崩れたなどの被害はなかったのでしょうか。仮にそれがあった場合、土地の所有者は市ですから、崩れてきた残土を取り払って整地するのは所有者である市がやることになるのではないのでしょうか。通常の墓地の管理業務として草刈りまでは私たちでできるけれども、そこまでの管理になると、市に頼らざるを得ないから何とかしてくださいという話になったらどうなりますか。

市役所：実際に県内でもそういう事例があって、ある市が困っているという話を聞いたことがあります。ただ、正直に言いますと、その状況になってから市としてどう判断するかということになると思います。そういったことになったら困るというのが実際のところです。

研究班：個別の事案で被害の程度も様々でしょうから、スパッと切れない部分だとは思いますが。

市役所：大規模になれば法律上せざるを得ないのかなと思いますが、これも起こってみたいと分かりません。そういった事例が今までありませんので。

研究班：現在把握している共同墓地で、もともとは村落、集落で持っていたものを市が抱えてしまったものはどのくらいですか、おおよその数は把握されていますか。

市役所：一度点在している墓地がどのくらいあるか共同墓地調査をしたところ、大体 100 ぐらいでした。ある程度お墓の数があるものについてです。

研究班：家の中にある個人墓地もこちらの方はありますか。

市役所：山側や島側の方に行けば若干見られますが、1 軒に 1 個はないと思います。

研究班：こちらは島も市域の中にあるわけですが、こういうところはほとんど過疎になり廃村みたいになったところのお墓もあるのでしょうか。

市役所：当市は市域が大きくないので、住宅からほとんど人がいなくなった集落はありません。

研究班：さきほど言った市営墓地の中で現実に管理してない方がいるようだという話は別として、墓地に関して大きな問題はないということでしょうか。とすると墓地行政で今何が一番問題なのでしょう。

市役所：無縁墓地がこれから増えてくると思っています。少なくとも行政墓地については、台帳管理の調査を随時行っていきます。ある程度、常に連絡が取れるようにしてないと無縁につながっていくと考えていますので、これが今は一番問題と考えています。

研究班：これは政策的な問題で、非常に難しい問題です。例えば、管理者が誰かということや、管理されている状態がどうかということを知りやすくするには、年間の管理料を取っていくというやり方が必要です。東京都の霊園などもそうですけれども、名目的な金額でもいいわけです。いくらかでも管理料を納めることで管理者をトレースしていくとか、追いかけていく、あるいは管理していくとか、このように毎年確認するというお考えではないのでしょうか。

市役所：管理料を取れば、管理しやすいという話はよくお聞きしています。それにはメリット、デメリットがあります。まず問題になるのが滞納した人の整理です。その管理にさらに人が取られてしまいます。また、大都市部にある市のように規模の大きな墓地で一体的に管理できるところは管理もしやすいと思いますが、当市は狭い地域で 13 カ所に分かれていて、さらに墓地形態も

代替地としての墓地であったり、山の中にも点在し管理が非常に難しいという部分があります。ということで返還墓地を利用して、それを管理料に充てた方がいいのではないかと考えています。管理料の徴収という部分に関しては、市の内部や議員さんからの提案としては以前からあります。

研究班：先ほども言いましたが、管理料をもって墓地管理の費用に充てるというところもあります。あくまでも管理料は名目で、負担にならない程度の金額を設定します。管理するためというよりは、納めてもらうことによって、人を把握するというものです。長期にわたって納めていない場合、この墓地は管理者がいなくなった、お祀りする人がなくなった、という部分をチェックするための手段です。

市役所：確かに重要だと思います。それを始めるにしても、今まで全く調査をしてなかったのが、今回調査をしてある程度管理する状態になってからの話だと思っています。現段階では連絡が取れないところが多いものですから。

研究班：市の予算として墓地管理の経費はどの程度なのでしょう。

市役所：私が持っている資料ですが、ここ数年の墓園管理費は電気、水道、補修工事や近隣の木の伐採を含めた額は、平成 18 年度決算は 390 万円、平成 19 年度は 500 万円、平成 20 年度が 520 万円、平成 21 年度は工事などが少なかったのが 380 万円、平成 22 年度が 820 万円、平成 23 年度が 990 万円、平成 24 年度が 650 万円、平成 25 年度が 780 万円となっています。当市では納骨堂を運営していますから、そちらが古くなって費用がかさむ状況になっています。

研究班：納骨堂ではどのぐらいの焼骨を保管していますか。

市役所：194 です。効率が悪い造りでして、本来はもっと納められると考えています。

研究班：納めておく期限はあるのですか。

市役所：ありません。

研究班：古いものは本当に古いのですか。

市役所：はい。

研究班：拝見させていただいている資料では確かに 194 区画になっていますが、納骨にはいろいろな形式があるようですね。仏壇のような形式を 1 つとカウントしていますから、その中に骨壺 6 体ぐらい納まっていると仮定すると、骨壺は 1,000 以上管理していることになります。194 というのはあくまでも管理している骨壺の数でしょうか。

市役所：納骨堂の造りですが、一般的には 3 段ぐらいの棚になっていますが、当市では 1 段のところのところに小型の墓を建てるようなスタイルになっています。その中は空間が広いので、例えば一族を入れるのであれば骨壺が 5~6 体入れることもできますが、実際に中の数までは把握していません。

研究班：昭和 40 年代に建てられたわけですが、斬新ですね。

市役所：確かにそう言われます。ただ管理に困っていますし、今後耐震性の問題も出てきています。

研究班：ところで墓埋法では決まりがありますが、共同墓地で墓地管理者は決めていますか。

市役所：全く決めています。

研究班：例えばこの地区の人が近隣の県などに越した場合、墓地を移すときに改葬の手続きをしますが、その許可というのはどなたがされているのでしょうか。

市役所：共同墓地は管理者がいないので、檀家さんであればお寺さんの証明書をもって納骨証明ということで対応しています。

研究班：ちょっと気になったのですが、平成 16 年に造られたときも同じ考え方を取っていたわけですか。例えば、管理料を取るというのは、平成 16 年や平成 20 年ですよ。こういうとき管理料を取るというのは、なかなか簡単ではないでしょうけど。

市役所：当時の方はそういう考え方は持っていませんでした。新しいものに随時変更するのが正しいと考えています。他の市町村では行っているところがありますし、本来はやるべきだったと思います。

研究班：これだと造成したときの割った費用という感じですね。

市役所：まさにそれで算出しています。

研究班：基本的な話ですけど、墓地の経営許可は市では出されていますか。

市役所：平成 24 年度からは権限委譲で当市から出しています。部署はこちらです。

研究班：市では条例に載っている墓地しか管理されていないということで、共同墓地については一切何もしてないということですが、土地の所管はどこになるのですか。いわゆる市有地ということになると管財の部局になりますか。

市役所：合併する前の区域で許可を出しているところについては行政財産として出ていますが、それ以外は普通財産という形を取っています。管財からは、こちらで見るべきではないかという意見はあります。基本的には管財で、行政財産についてはこちらの環境推進課が持っています。

研究班：先ほど墓地の数は 13 とお話をしましたが、14 が正しいわけですね。市内の墓地は新しいものもあり、平成 20 年に開設されたものもありました。14 カ所一つ一つを見ていくと、区画数が 100 ぐらいから 400 と、規模として小さな墓地が点在しています。一般的な公営墓地のイメージは、何万区画もの規模のものを造って効率的にマネジメントとするというイメージですが、理由があって 14 の墓地に点在しているのでしょうか。集計している事務担当者と議論になって、区画の数も少ないしこれはみなし公営墓地のことではないかと思いました。

市役所：確かに他の市町村の場合は大規模なものを造ると思いますが、うちの場合は最後の〇〇第 1、第 2 期以外は基本的に開発のための墓地となります。当市では団地や国道、高校を造るときに、共同墓地を移動させ新しい市営墓地を造成します。例えば XX 墓地というのは、団地を造るときに出てきた墓地を整理するために造りました。開発を進めていった結果、小さな墓地が点在するようになったわけです。

研究班：大都市圏で何万区画の公営墓地をつくるのとは違い、ある意味で共同墓地のへその緒がついたままというか、尻尾がついた形でそれを移設する受け皿として公営墓地を造ったという経緯なのですね。

市役所：そういうことです。

研究班：非常によく分かりました。集計の際、14 の墓地があつてしかも区画数が非常に小さく、造っている年次も比較的ばらばらに分かれていたので、何故だろうと思っていました。市の墓地の需要は、おおむね充足しているということでしょうか。

市役所：特に調べたわけではないのですが、基本的に古くから住む住民は皆さん墓地を持っていると考えられます。ただ現在の共同墓地よりも市営墓地の方が将来的に安心ということで、市営

墓地に入りたいという方が多いです。また外から仕事でこちらに越されてきた方たちは、墓地が必要になっています。

研究班：移動するとその共同墓地が空いてしまうわけですが、その整理の方法はいかがなさるのですか。

市役所：空いていく形になります。そこに入ってくるかということ、おそらく入らずにどんどん小さくなり、そのまま潰れていく共同墓地もあります。

研究班：資料を見ると個々のお墓の面積が 4.5 m²から 3~4 m²になるなど、小さくなっていますが、これは需要が多いから区画を小さくして、より多くの方にとという考えがあるのでしょうか。

市役所：考え方として昔みたいに立派な門があって、灯籠があってという大きなお墓は必要なくなっているのだと思います。本家などが少なくなってきましたから、家の体を保つための立派な墓をつくる人が少なくなってきました。個人的には 2.7 m²でも大きいと思っていますし、実際に造るとなればもっと小さくなります。それとここにあるお墓はほとんど従来型というか、墓石がある普通の形のお墓です。特に規格でこういう形というのは決まっていますが、皆さんは石材店との話し合いで造られています。こちらでも若干洋風が出てきていますが、9割ほどは従来型になっていると思います。

研究班：ところでお墓に納める時は、お骨は壺のままですか、それとも出されますか。

市役所：壺のままで入れる形だと思います。火葬の際のお骨上げの時に全てのお骨を壺には入れません。骨壺も昔に比べれば最近では小さくなったという話は聞いています。直径 20~25cm の壺だと思います。

研究班：東京などでは全部納めますから、直径 7 寸ぐらいが一般的です。

市役所：今でも全部を集めるのですか。東京ほど小さいと思いました。

研究班：日本の世帯員数がどんどん小さくなっています。今は平均で 2.5 人ぐらいでしょうか。東京は若干増えているとの統計があります。世帯員数が少なくなっているということで、合葬型といいますが、後の人がお墓の面倒を見なくていい施設の整備状況はどうなっていますか。

市役所：今回も市議会、一般質問で、将来のニーズに応えた墓地についてという質問がありました。ここ最近はそのような質問が増えています。最終的には墓地は公が管理し、世代交代が必要ない管理型の合葬納骨堂がよりよいと考えています。個人的には利用する人たちの管理も草刈りも必要ない墓地が望ましいです。今の段階では、墓地の返還の数と使用者の数が一緒であれば、当面はそのままと考えています。

研究班：市の人口は増える傾向なのでしょうか。

市役所：商店街などが新たに形成されていますので、当市の人口は若干増えています。

研究班：世帯の規模（世帯員数）が少なくなったときに、いわゆる本家筋からのお墓ではなく、小さな世帯で分かれて別途のお墓を持ちたいという話がありますか。

市役所：そういう部分もあります。それと先ほど言ったように、共同墓地から市営墓地に移りたいというものです。こちらからお聞きしますが、こういう場合はやはり合葬墓や納骨堂を設ける市町村が多いのですか。また使用期限などはどうなっているのでしょうか。

研究班：納骨堂は 30 年後という基準が一つあって、30 年後に引き継いでいく者はそのときに使用料を払えばいいという形です。一時、30 年とか 10 年という数字がいろいろ飛び交ったのです

が…。また最近では新聞やテレビなどでもよく取り上げられますが、墓石の代わりに樹木を墓碑にする合祀型の墓地などもあります。近年の自然志向に伴って申し込む方も増えています。

市役所：増えているといっても、実際どのくらいあるのですか。

研究班：倍率で 30 倍ぐらいです。ある市で、平成 19 年に造成し 24 年には満杯になって終了しました。これは同じ募集枠でも、生前の申し込みの募集枠設けたためです。すでにお骨があって申し込んでこられる倍率は 0.7 倍とか、高くても 2.4 倍ぐらいです。ところが生前の申込みは 30 倍前後もあります。こうした合葬式墓所は帳簿上では、満杯なのに実際に施設の中は空きだらけです。これは大変な話です。70 歳、80 歳の高齢のご夫婦がお墓を持ってないから申し込んでいます。この部分の高齢化もすごいのです。結局継ぐ人がいないということもあり、生前で申し込んでいる人たちも若いわけではなく、年配の人が多くいます。普通なら 50 歳や 60 歳で考えるとと思いますが、70 歳、80 歳になって「2 人だけなので何とか当ててくれませんか」という切実な状況の人がいるのは確かです。

というのも、日本の高度経済成長期に地方から出てきて、田舎には兄の墓はあるが、そちらに入れないということです。疎遠になっていることも一因かも知れません。また高齢化ということで、焼骨の管理や法要する期間についても、今は日本人の平均余命は 80 歳とか、女性だと 90 歳近くになります。そうすると、その息子さんたちは 70 歳、若くても 60 歳ぐらいです。我々の感覚だとお骨の吊り上げは 33 年は管理しなくてはいけないと思いますが、実質的に 70 歳の方が 90 歳の方のお骨を納めたら、できても 17 回忌が精一杯です。20 年法要をやれるかどうか怪しいです。下手をすると 10 年で目一杯かもしれません。お寺さんはみんな口を揃えて、今は 33 回忌までやるような人はいませんと言います。そういう意味では、使用料を有期限としている公営墓地は昔から 30 年間管理しますと謳うところが多いですが、再検討が求められるのではないのでしょうか。それともう一つ、市の条例ないし施行規則の中で、墓地の設置基準や施行基準はどう定めておられますか。

市役所：うちは条例や要綱は作っていませんが、書類を出させています。10 条の 2 項です。使用許可を受けた墓地に碑石、形像類を建立するときにはあらかじめ市長に申請し、その承認を得なければならない。具体的には、立面図を出してもらいます。

市役所：期限付きの使用許可は何年程度が適切だと思いますか。先ほどは 10 年ぐらいで 30 年は長いと。

研究班：おおむね 30 年です。合葬系のものは地下 2 階建てにして、20 年間だけ骨壺で保管をして、そのあとは合祀するという形。ですから、20 年が正しいかどうか分からないですが、一時は 10 年間でまた見直すべきではないかという議論もありました。先程も言いましたように、90 歳を 70 歳が見れば 10 年とか 20 年になるので、改めて方法も見直す必要があるかもしれません。今後変わっていくと思います。

市役所：こちらでは他のものを参考にしながら、何年がいいかいろいろと考えています。長いところでおおむね 20 年から、せいぜい 30 年ですね。

研究班：確かに次の世代の人たちが 80 歳で、60 歳で見ると、20 年ぐらいなのかもしれません。それらを考えていく時代になってきたかもしれません。ですから管理料を何らかの形でうまく取り入れていかないと、これからますます絡みにくくなる可能性はあります。無縁化などを防ぐた

めの管理料ということです。たぶん 1 割近く払わない方はいると思うのですが、9 割は徴収できます。たとえ、1,000 円の管理料であっても、その徴収を通じて、使用者の所在が掴めると考えると、それをしなかったことで発生する費用を考えても、相当のプラスなと思います。例えば葉書きを出して届いていれば管理者はいるはずですし、葉書が戻ってきたらこれは無縁になりつつあると考えられます。

市役所：調査が終わった 1 カ所の墓地ごとに、5 年経ったら葉書を出そうかと考えています。それぐらいでしたら経費もそんなに掛かりませんから。それで駄目であれば管理費を取らなければいけないかなと思っています。ただ管理料が 1 万円とか 10 万円となると、いただくのは厳しいところでは。

研究班：どうもありがとうございました。

Y市

研究班：私どもは墓地・埋葬行政のあり方について調査・研究していきまして、特色のある取り組みをしている各市にうかがいお話を聞いております。すでに「貴市における墓地等に関する『遺（焼）骨にかかわる施設』の現況調査票」のアンケートでご回答いただきましたが、補足する形でうかがっていきます。大都市において墓地不足の問題がある一方で、地方都市などでは墓地の無縁化といいますか、墓地を継ぐ人の担い手不足などがあり、地域によって両極端な現状があります。今回は地方の墓地の担い手不足などに焦点を当てています。アンケートでご回答いただきましたが、33万円と金額が高いものがある、その後に管理料1万2,000円とありますが、この33万円は使用料ということでしょうか。

市役所：新しい墓地を造成するときに必要な土地取得代金や造成にかかる費用を使用料として、1㎡当たり33万円に設定しています。どの墓地も全て同様に2㎡や3㎡についても33万円を掛けた金額が使用料となり、最初に頂戴しています。これに加え12万8,000円を永代管理料として一括していただく形です。

研究班：それ以外に何かの名目で徴収しているもの、あるいは毎年の管理料はないのですか。

市役所：ございません。

研究班：Y市からの転出や承継者がいないということで、お墓が返還される件数はどのくらいですか。

市役所：年間で2～3件あるかないかで、そのうち1～2件が承継者がいない、もしくは引っ越し先で管理したいという方です。その時には改葬許可証をお出ししています。他の改葬の理由としては、今後承継者がいなくなる（かもしれない）から永代供養にしたいという方や、隣の岡山などで仕事をしているから移したいという方などが、どちらかというといふようです。

研究班：将来的にお墓を守る人がいなくなりそうだから、「何かいい方法はないですか」という相談は市のほうにありますか。

市役所：時々あります。市営墓地の使用者から、ご主人が亡くなれば奥さんが継がれるのですが、子供がいなくての相談も先ごろありました。ずっと市営墓地を使っていきたいという思いがある方には、兄弟やその子供さんも含め管理してもらえる人を見つけていただくようお願いしています。市としてはあくまでも、承継者は血縁の方を前提に探してほしいと考えています。

研究班：知り合いに使わせてあげるといふのではだめなのではないでしょうか。

市役所：それはお断りしています。あくまでもこの墳墓を使い、後々も納骨してもらい、継いでいただける方ということ。具体的に何親等までとは決めてはいませんが、基本的には配偶者もしくは子どもに継いでいただくようお願いしています。いらっしやらない場合は3親等よりも遠い方も認める可能性はありますが、実際にはあまり経験していません。

研究班：市営墓地全体の状況についてお聞きします。市営墓地の中には市で造成された墓地と、それ以外の墓地も存在していると思います。新しい市営墓地の中には、都市計画を進めるために旧来の共同墓地や村落墓地をまとめて一つの墓地にしていっていったところもあるようですが、高速道路計画時の移転墓地というのはどのようなものなのでしょうか。

市役所：都市計画といいますか、道路計画や開発に伴う移転墓地としてM墓地がありまして、S墓地というのは高速道路の移転に伴った墓地で、もともと村落墓地だったものを市営墓地にまと

めたものです。このS墓地は、底地（下地）は市所有の土地でしたが、上の墓地は地元の管理組合に任せていました。ただ資金繰りとかさまざまな面で管理が難しくなったので、移転を契機に市が引き受け市営墓地にしました。

研究班：S墓地は市が全体を管理しているということですね。それ以外、いわゆる集落や財産区が持っていた墓地、あるいは土地の所有がはっきりしない共有入会地にある墓地などで、結果的に市に移管され市有地になってしまったいわゆる「みなし市営墓地」といいますか、そのような形態の墓地はどのくらいあるのでしょうか。

市役所：条例によって公の施設として位置付けられている墓地は18カ所あります。今回のアンケートでお答えさせていただいたのは7カ所ですが、これは市で直接管理している墓地です。平成15年と17年に合併があり、合併前の当市には5カ所に地元で管理していた墓地がありました。さらに西側には主要幹線自動車道が東西に通っていき、この道路工事に関連して移転した墓地が5カ所あります。もう一つは地元で出資した地元管理という、同じような形のものが1カ所あります。こうした墓地は地元が管理していて、当市はノータッチという状況です。一部ですが、市が地元の管理組合と委託契約を交わしているところもあります。

名義としては当市なのですが、実際の運用は全て地元ということですから、条例には使用料や管理料の規定はあるのですが、実態としていくら徴収しているかというのは把握してない状況です。

研究班：このような「みなし市営墓地」というのは、移転などをしたとしても結局は従来の成り立ちのままでやっているわけですね。このような墓地に関しては荒れているというか、もっと進んで墳墓自体もなくなり、どなたが埋まっているかもよく分からない状態になっているのでしょうか。

市役所：情報自体ほとんど入ってこない状況で把握しきれいていません。ただ、組合の方の高齢化が進んでいますから、中には毎年相談に来られる組合もあります。その時には台帳は整理してくださいなど、一定の助言はしているのですが、高齢になっているためなかなか台帳整理も難しいようでした、市で引き取ってほしいというところもあります。そもそも土地の所有者は市ですから、悩みの部分でもあります。市が引き取るというのも一つの手だと思いますが、地元というか、地縁団体などにあらためて許可を下ろすということも考えています。地元にはなかなか受けてはもらえないと思いますが…。

研究班：先般、豪雨による土石流で大災害が起りましたが、場所によっては斜面にある墓地も珍しくないと思います。墓地が荒れているというより、墓地の地盤自体が危険状態になっているという話はありませんか。

市役所：先ほど説明した移転墓地で、そのような問い合わせがありました。恐らく過去の地震などの影響で擁壁がずれ砂が流出してしまっていて、墓地が傾いてきたので市で何とか見てもらえないかという相談でした。それについては当市ではすでに一定の方針を示しています。「墓地の管理委託をする中で、激甚災害が指定される規模の被害であれば市として対応し、それ以外は地元お願いします」としています。これは過去に生じた地盤崩落の時の意見交換を踏まえ、それに準じた対応となっています。

研究班：Y市の人口は現在どのくらいですか。

市役所：12万人弱です。最後の市営墓地の造成は平成11年頃で、それ以来、新設や拡張工事はありません。現在は毎年30区画ずつ募集をしています。応募者数は年によって変わります。

少ない年は 21～23 人ほどで、今年は多く 30 人の応募でした。応募者数がさほどの数にならない理由は、年に 1 回しか募集していないというのもあるので、タイムリーに供給できないという事情もあるかと思います。お問い合わせは今年度途中でもいただくのですが、毎年 5 月に募集しているので、それまで待てない方は別の墓地などに行かれる様です。

研究班：まだ造成できる余地はあるのですか。

市役所：そうです。現在 120 数基分あるので、毎年 30 区画ほどなくなると 4 年で満杯になります。造成するとしたらその後になります。

研究班：市営墓地の中で、無縁になっているところは把握されていないようですが、年間の管理料はないわけですね。そうすると現実に使用者の状況などは申告に任せていることになりまますから、状況はよく分からないと思いますが。

関西圏にある大都市の市の公営墓地の事例ですが、以前は同じように永代管理料、当時は「掃除料」と言っていましたが、昭和 54 年に新たな公営墓地を設けた際、受益者負担で全部賄うことにしました。そのときに永代管理料制度だった既存の公営墓地についても 54 年以降の使用者には管理料を徴収する形に変えたので、管理料を取らない人と取る人に分かれています。

そのため名義の書き換えなど、管理者の承継があったときに旧来の墓地でも取れるようにならないのか検討したそうです。法的な解釈の余地はあると思いますが、実務上や現実問題としては旧来のものには取りにくいと思います。Y 市では従来市の営墓地の中で、使用者が管理しているかをチェックしていくお考えではあります。昨日うかがった X 市では、試験的に葉書を出して、その返事の状況によって全域調査をやってみようということでした。すでに 1 カ所の市営墓地で調査をスタートさせ、5 年後ぐらいには葉書を出して確認したいとのことでした。出した葉書が戻ってきたらそこに住んでいないということで、管理されていない可能性が高いわけです。そのような動きはないのでしょうか。

市役所：具体的な動きまでは至っていませんが、私どももそのあたりは考えています。次に造成する墓地の形態がどのようになるかは分かりませんが、新たな墓地に関しては年間で管理料をいただくなどして使用者との関係を保ちたいと考えています。

しかし当初の永代管理料というものは、当時の状況としてそれなりの理由があったのだと思っています。先に永代でいただくことで、その部分の資金の回収に手間がかからないなどのメリットがあるからです。今は誰が管理しているのかをつかんでいかないと、年が経てば経つほど分からなくなりますので、何らかの照会の必要性が出てきました。

研究班：X 市でもありましたが、始めに区画を造るときの造成費用はどうか回収しなくてはならないということで、ある程度高くなったとのことでした。市営墓地の年間管理費が 700 万円ぐらいと話していましたが、植栽の伐採や草取り、病虫害の除去、山道の整備などもあります。こちらではどのぐらいかかるのですか。

市役所：年間ではおよそ 200 万円ほどです。光熱費や除草、灯籠の除去、剪定代も含めています。

研究班：公営墓地の諸経費の組み込みの難しさを言うのは釈迦に説法ですが、現場の仕事だけでなく庁舎の窓口での納骨の事務手続きを管理運営費にカウントしていくか、また 1 件処理したらどのくらいの人件費がかかるのかを積算している自治体もあれば、分からないということでネグレクトしてしまう自治体などさまざまなようです。

市役所：そうですね。墓地事業は特別会計でやっているのですが、人件費はついていませんが、一人

役あれば付けてもいいということになってはいますが、そこまではいかないのです。うちの部署は環境政策課環境衛生係で職員一人が墓地と火葬場を担当しています。

研究班：いわゆる墓地埋葬法に関わる行政をやっている、この法律の中でこれはおかしいのではないか、これには困っているという問題はありますか。

市役所：一つは個人墓への対応があります。

研究班：個人墓はどのぐらいありますか。

市役所：うちは過去の許可件数でいけば 650 ほどですが、警察が所管していた昭和 23 年以前の台帳ではほぼ 500 以上ありました。ただし地区名は全部変更され、その台帳では場所もよく分からない状況です。

研究班：そういう個人墓の使用者から、埋葬、火葬許可証、あるいは改葬許可証が欲しいと言う申し出はありますか。そもそも全てが墓地としての許可を取っているか、という問題がありますが。

市役所：そうです。おそらく無届けぐらいだろうしか分かりません。

研究班：そうした墓は無許可でも、遺体を火葬するには許可証が必要ですね。つまり、火葬の許可証をもらって火葬し、後はどうなっているか分からないということですね。地縁、血縁のある集落の中で、あそこにお墓があったらいいと造ろうとすれば本当にできてしまう。法務局の土地登記簿や公図上から墓地かどうかは把握できませんか。

市役所：地目が墓地となっていればできますが、個人墓のほとんどは雑種地などとなっています。確かに、公営とかの規模になれば事情は違うのかもかもしれません。今は条例で個人墓を認めないようになっているのですが、合併前は個人墓が認められていた地域があります。そのあたりでうまく調整できてないところがあり、認めることも必要になってくると思っています。個人墓では承継はさせていませんので、亡くなったらまた新規で許可をするなど、把握が難しいところがあり、個人墓を認めるに当たって踏み切りにくい部分です。

研究班：自分のところにお墓を造りたいということはあるのですか。

市役所：相談はありますが、認めていません。相談した人がその後どうされているかは分かりません。

研究班：自分の地所の畑や山林に許可なくお墓を造るということはあるのですか。

市役所：おそらく、あると思います。

研究班：こちらはそういう形態のお墓は多いのですか。

市役所：多いです。沿岸部は少ないですけど、一つ山を入ったあたりはかなり多いです。議会の一般質問にも出ましたが、個人墓が山の中や高いところにあるのが多いので、自宅のそばに移したいという人もいます。当市では個人墓は認めていませんが、同じ県内の他市で認めているところもあるようです。そこを緩和してもらえないかという一般質問をされました。また、これは実務上の問題というか、課題なのですが、市営墓地の無縁改葬を行う場合、どこまで調査すべきなのか、先祖代々というのはどこまで調べられるかという、明治以前の方はまず戸籍でも分かりません。

研究班：附票でいいのではないのでしょうか。

市役所：ただ、それに意味があるのかどうかという疑問があります。実際には骨自体がないこともあると思いますし、ずっと昔に土葬をしたものは土に還っています。そもそも、どこに埋まっ

ていたかも知れない状況です。

研究班：先ほど話した関西圏の市の場合、昔は永代管理料で取っていて、その場合届出主義なので、使用者から住所変更や名義の承継の届出がない限りそのままです。関西では公営墓地でも市街地から電車で1時間ぐらい離れると人気がありません。市内には造成の余地は全くなく、返還墓地などを募集しています。議会からはもっと調査をして、返還や無縁を探しなさいと、そんな状況です。

いずれこちらでも、そういうことになるかもしれません。山麓など新規でお墓を造る余地はまだあると思いますが、それが遠い場所になってしまうと、近くにお墓があるので使わせてくださいという方が出てくると思います。そういう調査も早いうちにやっておいた方が、先々いいのではないかと思います。

市役所：当市ではお墓に刻まれている名前や戒名などの調査を、昨年から外注で実施しています。実際の利用者がすでに亡くなっている場合もあるかと思いますが、その辺については来年度ぐらいにでも照会できればと考えています。

研究班：一番確実な方法は、測量をしてお墓1カ所ずつに番号を打ち、墓碑調査ということで何を書いてあるかを全部書き留めておきます。お盆やお彼岸のときに現地で利用者調査をやっていますということで受け付けをして、その墓のところへ行ったら何番のお墓かという住所と名前を確認します。あとは無縁改葬の手続きではないのですが、個々の墳墓に立て札を据え付け、「連絡してください」というふうな調査をやっていきます。今は本籍地だけではなく戸籍の筆頭者を確認しておいた方がいいと思います。というのは、後で調べる際、他の地方公共団体に公用照会を行うと、「戸籍の筆頭者が分からないと答えられない」という回答が結構あります。関東にある大きな公営墓地では何千という単位の数で、「公用照会」されていますが、やはりそうしたことが起こっています。

市役所：調べるにもコツとポイントがありますね。

研究班：ところで先ほど個人墓で承継がないと言われていたのは、お墓を継ぐということはないという意味ですか。

市役所：例えば私が許可をもらって墓を建てて、私の死後、子供が継ぐと言ったときにもまた新規から入らないといけないということです。

研究班：結局そういう慣習があるのではないですか。私のお墓はこれ、子供のお墓はこれ、父親のお墓はこれというように、承継をさせないからお骨を入れるために沢山のお墓を建てる必要が生じてしまっている。個人墓にお話を戻しますが、個人として使用許可も出しているけれども、その人の子供が継ぐということについて、それは新しい許可申請をしろということだから難しいということでしょうか。

市役所：はい。

研究班：個人墓は認められているけれども、個人墓を承継させないということですか。

市役所：はい。

研究班：そうしたことが合理的なのか不合理なのか分かりませんが、存在しているならしょうがないですよね。けれども、整理しろと言われて市営に移してくれといっても、移せる場所がないなら仕方ないのではありませんか。人口は少なくなっているのでしょうか。

市役所：ここ数年はちょっと下がっています。

研究班：合葬墓の問い合わせはありますか。

市役所：あります。市営墓地で合葬はないのかという相談はあります。市内で大々的に合葬をやっている民間業者さんが少ないということと、宗派を問わない市営がいいということもあるようです。

研究班：実は公営墓地の実態調査についてはもうデータを入力しています。全国にある市 850 前後ですが、全部にアンケートを取りほぼ半分の市から回答をいただくことができました。回答をいただいた半数のうち、少なくとも 4 分の 1 以上の市では、公営墓地がないという回答がありました。町村なら何となく分かる気もしますが、それらの市の住民は一体どうやって対応しているのだろうかと思いました。近隣市町村などから市営墓地に入れてくれないかという話がありますか。

市役所：時々あります。

研究班：どう対応されているのですか。

市役所：使用条件として市内在住者、住民登録されている方、もしくは亡くなった方の最終の住民登録地が Y 市となっています。申込者には本籍地も書いてもらっています。

研究班：私も火葬場の全国組織の役員をしていますが、火葬場の場合、多くの自治体では、市民以外の方を受け入れる場合には割高にしています。そこで墓地も同様に、Y 市に縁もゆかりもないけれど相当程度の差をつけて受け入れることもあっていいのかなとは思っています。

市役所：そうですね。墓地が余っているわけではありませんし、あと 4 年で埋まってしまう計算です。

研究班：返還墓地の再貸し付けという部分はいかがでしょう。

市役所：返還があれば、それも合わせて募集をしています。実際には 2~3 区画ぐらひは混ぜて募集しています。その費用は全く同じで 33 万円ですが、中には前に使っているのを嫌がる方もいらっしゃるるので、そのあたりはきちんと説明し募集しています。

研究班：改葬した場合は原状回復を義務付けているのですか。

市役所：そうです。返還する場合は原状回復した上で、更地にしていただきます。

研究班：出ていくとなるとお墓をそのまま残してしまい、Y 市が整地するという事はないですか。

市役所：そういうことはありません。

研究班：話は変わりますが、散骨の要望、あるいは散骨の許可について問い合わせはありますか。

市役所：年に 2~3 件相談を受けます。法的にもグレーゾーンの中で抜け道になっていますので、やめてもらっています。所有地で、近所には迷惑をかけないという方もいますが、遠慮してくださいと話します。

研究班：例えば個人墓を使っていたという方が、よそに移したいので改葬許可を求めてきた場合、墓地管理者の埋蔵証明が取れないということはありませんか。

市役所：基本は取ってもらうしかありません。

研究班：関東地方にある公営墓地で募集では、地方から出てきて関東に住むことになり、お墓は個人墓に近いような共同墓地を利用して、管理者が分からず埋蔵証明を出してくれないから何とかしてくれという相談が結構あります。みなしのお墓のような形で実際に許可はしてないので、市の墓地台帳には何も載っていないのですが、土地台帳には載っているということもありま

す。確かに墓理法の施行規則第2条の尚書き規定では、「埋蔵証明書がなければ必要と認める書類を用意すればいい」と述べられてはいますが、あくまでもこれは尚書き規定なので、あまり濫用したくありません。個人墓であっても檀徒になっている場合、そのお寺が個人墓の墓地管理となっているのであれば、出してくれるのではないのでしょうか。

市役所：最近寄せられた相談ですが、「自分の遠い親戚なのは間違いないお墓があつて、それを移したい。ただ、他にも参っている人がいるかもしれない」というものでした。結局、行政書士の専門家がに入って、1年ぐらい立て札を立て「お参りに来たら連絡をください」という形でやりたいという相談がありました。

研究班：四国かどこかでは埋蔵証明は出せませんが、その代わり改葬許可証は出しますというところもありました。埋蔵証明については墓地管理者が分からないので出せないが、改葬許可証を出すことはありますか。

市役所：担当として考える部分です。個人墓を認める、認めないという話にもあつたと思いますが、結局うちが個人墓の許可をして、それが誰も管理できなくてよく分からないお墓になったときに、例えば合葬墓に移すという条例ができるのかどうなのだと思います。

研究班：市有地であれば、無縁化してしまった後は市有地に戻し、その後は合葬するという形は取れないのですか。そのような条例を作り、無縁墓については市営墓地で合葬するというシステムなり、受け皿、手続きを作った上で、例えば個人墓というか、下の土地が市有地でなければしょうがないでしょう。

市役所：そうです。恐らく個人墓であれば立ててないでしょう。

研究班：墓理法の施行規則では、通常の改葬の場合、その改葬許可の申請者は死体が埋蔵されている墳墓の使用者であるか、改葬する亡くなった方の故人の関係者という、申請者の適格性が施行規則の中で書かれ、誰でも改葬許可の申請が出来るとはなっていません。

ただ、無縁改葬については申請者の制約も定めてないので、要するに誰でも申請ができるということです。だから、数多の「無縁改葬の官報の公告」をまとめて見ると、まさしく土地改良事業というほど大げさではないですが、どこかの山を買ったという不動産関連の土建屋さんが無縁改葬許可の申請を出したり、官報公告で申請者の連絡先は何々工務店というのがちょこちょこあります。そういう意味で言えば個人墓で本当に縁もゆかりもなくなって、個人墓付きで土地を買ったとなつたときに、ここに納めている骨はY市の合葬墓に移したいとなつたら、直接は縁もゆかりもないけれど、無縁改葬の手続き自体はその土地所有者なり、あるいは墓地付きで販売はできないでしょうから、その土地を購入した不動産業者がやるなどとしています。実際に官報に載っています。ただ、今言っているのは私の土地だから市としては手が出せないということですよね。

市役所：そうです。それを前提とした許可は本当に難しいし、苦慮しています。

研究班：行政区から移管されたみなし市営墓地と称するものは行政財産ですか、普通財産で処理していますか。一般の市営墓地は行政財産ですね。今まで財産区などの土地であつた場合はもともと共有地か、あるいは入会地みたいなものなのでしょうから、それを移行すると普通財産のまま入っているかもしれませんが、その部分はどうなっていますか。

市役所：普通財産はないですから、行政財産です。

研究班：X市の担当者の話では、行政財産の部分もあるし普通財産の部分もあり、半々だと記憶しています。ですから、「行政財産は所管しています、普通財産は管財が土地を持っています」と

言っていました。市としては普通財産ということで、それをお墓が建立されていても、その土地は墓地として認めてないわけです。行政上何も使用目的のない土地があるということです。X市は14あったところ以外にもまだたくさん名目上というか、市有地での墓地は抱えているはずで、もう少し具体的に申せば、いわゆる条例に載っている墓地とそうではない墓地で、たぶんここに回答されているのは条例上の墓地で、それ以外に行政財産になっている墓地や普通財産の墓地が別にあると思います。

例えば横浜市の場合には、みなし公営墓地を全部条例の中に入れてあります。横浜市にはこんなにたくさん市営墓地があるというので、この墓地に申込みはできないのかと問い合わせをすると、一般的な市営墓地とは違いますという話がたまにあるらしいです。大阪市も64カ所市営墓地がありますが、このうちの54カ所はいわゆる地元の村墓地で、大阪市に土地を寄付されたものを条例に載せています。それ以外に財産区もあります。編入してきた土地がどういう経緯で引き継がれたかということに関わっています。結局、行きがかり上、土地を持ってしまったというところがたくさんあるようです。

Z市

研究班：私どもが今日お伺いしたいのは、現在の墓地埋葬行政の在り方について調査、研究をするということでいろいろな関係市町村の情報を集めています。その一環として、本日もうかがってZ市における墓地行政が現在どうなっているのかをお聞きします。すでに「貴市における墓地等に関する『遺（焼）骨にかかわる施設』の現況調査票」を研究班からお送りして、そのアンケートに答えていただいたわけですが、これを基にして補足的にうかがっていきます。

市役所：当市にはたくさんの墓地が存在していますが、市営墓地として市が管理しているものは4カ所しかございません。

研究班：4カ所の市営墓地の中で無縁となっているというか、使用者、墳墓、墓所区画を管理する方がいないような状況は把握されていますでしょうか。

市役所：無縁が増えているという感じはありません。毎年ではありませんが、随時所有者の住民記録を参照させていただき、使用者がお亡くなりになりましたら手続き等をお願いしますという通知をさせていただいている状況です。

研究班：墓地の使用料70万円と回答いただいています。これは最初にお墓を持つときに1回払えばいいということでしょうか。

市役所：はい。最初にいただく費用です。

研究班：実際には造成費用の対価というものになるのでしょうか。「管理料はゼロ」という回答ですが、名目的にも徴収していないということですか。

市役所：取っていません。

研究班：無縁はほとんどないとおっしゃっていましたが、調べた結果承継者がいない、あるいは承継者から返事がない、しかし住民台帳上は墓地の管理簿にある名前の方は亡くなっているということはないでしょうか。

市役所：過去からの墓地管理の経緯をちょっとお話しさせていただきますと、ずっとこの環境整備課が持っているわけではなく、部署がいろいろと変わってきた経緯があります。もともとは県の方で墓地の使用に関する許可権限を持っていた関係もあり、こちらの方できちっとした管理がされてなかった状況がありました。環境整備課に移り、その後は各市営墓地の使用状況をきっちり調査させていただいております。それ以後は適正に管理するような形で運営されていると思っております。

研究班：住民票をチェックした時に連絡して返事がないところで、その後名乗り出てくれないというものはありませんか。

市役所：徹底調査をした時に住んでいるところや継承者、相続対象者の方を追いかけさせていただき、ほとんどの方から回答をいただいている状況です。加えて、それ以後に関してはそういった特段の問題は今現在聞いておりません。

研究班：調査は県からの行政移管があったときに1回やられたということですか。

市役所：所管する課が変わった時に、当市においては6年前の2008年になりますが、一斉調査を実施しております。これ以降は徹底調査というわけではなく、1年ごとぐらいにお亡くなりになった方などのチェックはさせていただいております。

研究班：今は市営墓地の全区画数はどれぐらいありますか。

市役所：118 区画、77 区画、105 区画、388 区画の全部で 600 区画ぐらいです。

研究班：例えば、市からの転出や、あるいは承継者が高齢になり子どもがいないということで将来的に管理できなくなるといった相談はあるのでしょうか。

市役所：市営墓地に関しては年に 1 件、2 件ぐらいです。今は核家族化ということで、お子さんが都会に働きに出られ、最近のいわゆる「墓じまい」をどうすればいいかという相談があります。その場合、改葬の手続きをしてお返しいただくという流れをご説明しています。

研究班：聞きに来る方は、こういうところに持っていきたいというお話があるのですか。

市役所：具体的に決めた上でご相談に来られているケースが多いです。逆に言うと、具体的にこうしたらいいという回答はしておりません。

研究班：よく分かりました。ところで、いわゆる「みなし市営墓地」といいますか、昔から村落共同体や財産区などで持っていた墓地で、最終的には名義上は市所有の土地になって、管理は昔ながらの集落、村落でやっている、または名目的に市が管理に入ったというものはどのくらいあるのでしょうか。

市役所：大きいところでは市街地の中に 2 カ所あります。山際の方には 10～20 区画の小規模な墓地を合わせるとかなりの数があります。また底地が市ではないものも含めると相当あります。

研究班：そのような墓地に関しては墓籍簿といえますか、台帳を整理、管理なさっていますか。

市役所：全くしていません。底地が市の所有になった経緯を考えた場合、そのあたりはもともと集落の墓地だった部分で、誰の土地か分からないまま墓地が形成されたわけです。形作られる過程を考えると、結局ここは誰の土地だったのかとなって、納める形で結局は公共で持ちなさいということが推測できます。そういう経緯もあり、管理する義務まではこちらでは持っておりません。ですから共同墓地というか、個人墓地というか、管理団体があればその管理団体でしていただき、それがなければ個人でしていただくという認識でおります。

研究班：台帳も何もないというと、行政財産ではなく普通財産として扱っているということですか。

市役所：市営墓地と共同墓地が一緒のところもあり、その区切りで行政財産という形では分けてなくて、墓地全体として行政財産となっています。

研究班：小さいところは完全に把握してないということ、結果的には行政財産でも、登記されてなくても普通財産みたいなものになっている可能性があるということですね。「この土地は市が持っているから、実質的には市営墓地ではないのか」というトラブルはありませんか。

市役所：そうした形でのトラブルは、環境整備課で所管をしてからは特に聞いていません。

研究班：そのような「みなし墓地」や個人墓からの改葬許可の際には問題は起きないのですか。

市役所：改葬に関しても、申請者の方に納骨されている方の証明などをしていただく形で書面としては出させていただいております。具体的には、親族の誰々がこちらに納骨されていますということを申請者の方に一筆書いていただきます。本市としては、証明書や許可証自体を受理していない、取ってない市町さんも多々あるとお聞きしているので、こちらもそこまで求めるか、求めないのかということも含めて今後の課題と考えています。

研究班：みなし公営墓地等における埋蔵、改葬等の手続きについてはよく分かりました。別の角度からご質問させていただきます。土地自体が市の所有ということで、管理者がどうであろうと、たとえば、大雨などで地盤がゆるみさまざまな形で危険が憂慮されるなどで、ここを改修してほ

しいなどという申し立てはないでしょうか。

市役所：今回の広島の高雨災害で、市営墓地が土砂を被ったということがありました。その市営墓地に隣接し共同墓地がありまして、横に砂防河川がありその氾濫で川に面する通路が崩壊しましたが、土木課で里道という扱いで補修をしています。

研究班：先ほど管理料は徴収してないということでしたが、最初の使用料の中に管理経費まで含めているという判断ですか。

市役所：一応の管理経費として、共同で使われる部分の管理料も含めての永代使用料という考え方にしています。ちなみに当市が市制を引いた昭和 29 年ですが、市営墓地の管理は当初からそういう状況でした。最近、墓地の整理をして使用料だけで管理料は取らない形にしたのではありません。確か U 墓地が一番古いはずですから、それ以前の町や村が持っていた墓地というのが果たして町営だったか村営だったか今となっては分からない状況なので、今のところ公営として管理しているのは市営墓地 4 カ所で、その 4 カ所に関しては管理料も含めた使用料体系であると思います。

研究班：とはいえ、時代を経るに従って変化している点もあるのではないのでしょうか。お墓は年々小さい面積になっていますが、それは何か理由があるのでしょうか。基本的には 3 m² や 4 m² ぐらいが普通のお墓ということですか。

市役所：一区画当たりの面積が一番新しい T 墓苑というところが特に狭くなっていると思います。その時点で要望調査をし、相当数の区画が必要ということで、墓地として造成できる面積で最大に取れる区画数が考慮され、現行の面積を弾き出しました。

研究班：この 4 カ所の墓地はまだ分譲できる場所はありますか。また、募集はどのようにされているのでしょうか。

市役所：例えば T 墓苑は 35 区画空いています。募集に関しては、T 墓苑に関しては随時受け付けをしています。その他の墓苑、K の 2 箇所に関してはほとんど空きがない状態ですので、空きが出たら再整備をして分譲募集をかけます。U 墓地は施設が古いものですから、回りのブロックなどの補修をして、そうした工事の上で年に数カ所の募集をかけさせていただいている状況です。

研究班：その年に数カ所古い墓地で募集できるというのは、そこはいわゆる返還というか、使用权を返す方が多いということですか。

市役所：返還を受けた区画もあるにはありますが、それ以前からの空き区画もあり、今は十数区画空いています。ただ墓地内がかなり朽ちておりますので、新たに整備する必要もあるかもしれません。そこには返還の話も含まれます。今年は特に多かったです。

研究班：地域からの転出でしょうか、あるいは、高齢でさっき言った「墓じまい」という形なのではないでしょうか。

市役所：これは個人的な見解ですが、悩んでいた方はたぶん今までもずっとおられたと思います。最近ではテレビで墓の関係の話題を取り上げていますので、それで「こういう方法はありませんか」ということで相談があり、返還して別のところではないかと思っております。将来、これから増える可能性があるのか、それとも一過性なのか経緯を見守っていきます。

研究班：ちょっとうかがいますが、先ほど所管が移ったということですが環境整備課の以前はどこが担当していたのですか。

市役所：保健課がやっていました。

研究班：なぜ移ったのですか。

市役所：おそらくその当時、具体的には平成 18 年、19 年あたりですが、環境に配慮した町づくりということで「生活環境」という言葉が出てきまして、その頃に同じくして狂犬病の業務など、生活衛生関係はこちらに全部移管されました。

研究班：一昨年の平成 24 年に県から墓地の許可権限が全部移管されたということでしたが、それ以前の段階でも、確か地方自治法 252 条の規定で、知事は自分の権限を移管することができることになりました。具体的に挙げると、静岡県や埼玉県は平成 24 年の第二次地方分権推進法に基づかず、地方自治法 252 条に基づき全部分権化したという経緯がありました。しかし、こちら Z 市の場合、墓地の許可権限についてはそういう話はなく、市営墓地が移管したというのも、今お話に出た生活環境という概念から出てきたからということなのですね。

市役所：そうだと思います。

研究班：市営墓地については分かりました。では、墓地の経営許可を担当しているのはどの部署ですか。

市役所：経営許可も 24 年度に県からこちらに下りてきました。市営墓地のマネジメント、つまり管理・運営もしながら墓地の許可もするということです。

研究班：行政運営上両またぎになるわけですが、特に民営のお寺などから許可の申請を受ける際、市営墓地のマネジメントも頭の隅に置きながら、これ以上はんこを突いてしまうと市営墓地に集まらなくなってしまうとか、もしくは書類に多少の不備はあるけれども認めてしまわないと市営墓地は満杯になってしまうなどの、政策調整みたいなことはありますか。

市役所：おっしゃることはよく分かりますが、権限委譲を受けてから今のところ使用許可をまだ 1 件も与えてない状態です。経営の許可申請も相談が 1 件あった程度、それはかなりそぐわないという内容でしたので、許可はしませんでした。それ以降、もう丸 2 年ぐらい経ちますが、許可の申請は出てない状況ですので、そういった判断が働く余地が今のところない状況です。

研究班：先ほど質問につながる点であと 2 つ質問させていただきます。個人墓地の場合ですが例えば、「うちの父親を埋めたのは間違いない」と、改葬許可の申請がなされた場合、その改葬許可申請書とは別に、埋蔵証明書は自己申告で書かせるのですか。それとも書類の雛型が用意されているのですか。

市役所：申請としての様式は一応作っております。納骨されている方のお骨の名前と墓地の所在を書いていただきます。具体的に申せば「自分の庭先の墓地と書く」ということになります。そこに埋まっていることを「自己申告します」と署名し、押印していただき、それを提出してもらいます。

研究班：埋蔵証明書の雛形もお作りになっているのですか。

市役所：別紙で用意してあります。改葬許可申請証は法律でそのままだったと思います。

研究班：もう一つの質問ですが、市営墓地の管理や墓地の経営許可を環境整備課でやっていて、改装許可証とか火葬許可証は戸籍係になるのですか。

市役所：火葬許可証は戸籍住民係がやっておりまして、改葬許可はこちらで出しています。埋蔵証明書の雛形も含めて、改葬に関する書類ということで一式お渡ししています。

研究班：先ほどの質問に重複しますが、みなし公営墓地は、基本的には市営墓地と称していながら、実質上過去の経緯があって地元の方々のマネジメントに任せておられる。すると、先般の集

中豪雨などで土砂崩れとかが起きてしまうとそこの集落住民が草をむしるのとは訳が違い、そこにかなりのお金ないし腕力が必要になってくるとなれば市がやらざるを得ません。先ほどは見なし公営墓地に隣接している共同墓地は里道という扱いとありましたが。

研究班：みなし墓地ではなく市営墓地です。市営墓地に隣接する共同墓地です。

研究班：そこの里道というのはどういう概念になりますか。

市役所：もともと登記されている法務局にあるいわゆる「赤道」です。ですから、墓地の通路という概念ではなく、赤道の補修ということで対応していただいています。

研究班：直接管理している市営墓地ですが、都市部にいるものからすると規模が比較的小さい感じがします。たとえば、関東圏の大きな公営墓地、8つの霊園で30万区画ありますが、500区画ほどの霊園がぼつぼつできるのは何か理由があるのでしょうか。

市役所：墓地を造成した時代に墓地行政を担当しておりませんが、状況から考えますと墓地の要望が出たときに市営墓地で何とかしてほしいという話になり、墓地として適当な場所を探すときに、適地となると山の斜面を切り開くしかないため、大規模な墓苑はなかなか造りにくかったのだと思います。

山の上に平らな住宅地、今回造成して分譲させていただいていますが、実は市営墓地として大きな規模で造ろうという計画はありました。実現していたら一番規模の大きな墓苑になっていたと思います。

研究班：今回の調査結果については、来年3月（昨年時点）に報告書をまとめます。今回のアンケートですが、800以上ある市の中で半分からご協力いただきました。そのうちの50%の4分の1以上の市には公営墓地がないと回答しています。例えば500人ぐらいしか住民かいない村であれば、公営墓地は無くても共同墓地でいいではないかと分かるのですが、これだけの市で公営墓地がないことがよく理解できません。市の担当者としてどう思われますか。

市役所：想像というか、先ほどからお話に出ているみなし市営墓地という形で持っている、というところもあると思います。ただ、それを公営の墓苑だと認定するかどうかという、さじ加減なのではないでしょうか。

研究班：墓理法以前からずっとある墓地を抱えていない市町村はないでしょうか。Z市さんは財産区の墓地はありますか。

市役所：財産区所有の墓地というのは今はありません。財産区というのは名目上、合併後は公共で取れるものは公共に所管は変わっているはずですがけれども、その中に墓地ということでこちらの方に移管されたものはございません。いわゆる公営という形で明確にあったものはないのではないと思っています。

研究班：関西圏の大きな市の公営墓地では、財産区の墓地を施設霊園と言っているのですが、それには該当してきません。そこは政令市なので行政区の区長が特別地方公共団体なので管理者になっていて、うちの所管ではないということでこのアンケートにも回答はしていません。ただ、土地を旧の村なりが市域拡張のときに底地だけ大阪市に寄付された分については条例にのせていますので、それは施設霊園となります。ただ、管理は地元がやっている形になります。

ところで、我々は墓理法行政について今何が問題になるかということで、厚労省もこの研究課題を受け入れてくれました。現在の墓理法行政について、実情に即さないのではないかという認識を持っていますが、墓地行政に携わる市担当として何か問題点を感じますでしょうか。

市役所：私有墓地として完全に土地まで区切った 100 区画くらいのところがありまして、それが砂防事業に当たっています。その移設に関して市営墓地を受け皿として造ろうという話になっていますが、その際に使用申請をする部署と使用許可をする部署が一緒になっていて、果たしてこのあたりはどのようなのでしょうか。こちらも別のところで許可申請だけは上げてもらいたいという本音があります。

研究班：今回のヒアリングの主旨からは脱線しますが、平成 24 年の地域の自主と自立を促進するための法律整備に関する法律で、例えば厚生労働省所管の法律だけでも墓理法だけではなく、理容業法、旅館業法、公衆浴場法など 15 ぐらいの法令が市に下りたのですが、それは全部そちらがマネジメントする法令になりますか。

市役所：現状はうちが移管を受けているのは墓理法だけです。

研究班：旅館業法などは他の部署ですか。

市役所：まだ県の所管になっています。そういった生活関係法に関して、もし権限がこちらへ下りてくるということになれば間違いなくここが所管課になると思います。

研究班：県がまだ他の法令に関してはグリップしているのですか。

市役所：そうです。具体的には旅館も公衆浴場もほとんどない状態ですし、ビル管が適用されるようなビルもない状態です。あとは理容業法になるのでしょうか。これらは県が担当しています。

研究班：そういう裁量が県に認められているのですか。

市役所：平成 24 年に全ての市に下りたのが墓理法だけですが、理美容や旅館業法は保健所設置市には下りています。現在の許認可行政のなかには、戦前に内務省が持っていた権限は強大で、それが戦後に分かれたものがまたまとまり、地方自治体に下りてきています。個人的な思いですが、そうした結果による手続き的な面が一つの問題だと思います。

研究班：そういうことは普遍的なものではないのでしょうか。結果、個人墓地の管理に関してなど、市が全く関与しないところもありますけれども。

市役所：個人墓地や共同墓地といったところで、草が生えたりして管理されてないので何とかしてくれないかという相談があったりしますが、それに関してはこちらで指導はできない問題ですとしかお答えできません。

研究班：既存の個人墓地はそうですが、個人墓地を造れと言っても、今はご存じの通り厚労省の通達で地方公共団体、そして民営では公益財団等の法人か、あるいは宗教法人ということになってしまっています。とはいえ一般市民からは個人墓地を造らせてほしいという要望はありませんか。

市役所：こちらが事務を受けてから 1 件ありましたが断らせていただきました。その時に相談に来られた方と真剣に話をさせていただきました。近くに共同墓地を持たれている方で、それをその方の地所に持ってきたいという話だったので、それはちょっとご勘弁をということになりました。

研究班：関東圏内にある大きな規模の公営墓地で募集をしていると、公募の選考に当選された際、書類審査の段階で埋蔵証明を出せということになります。まだ使用許可を下ろす前なので改葬許可までの段階ではないですが、埋蔵証明を出せというときに、地元の共同墓地のようなところについてはその管理者が許可をして押印し、それを市の方で保管しなさいという形でやっています。そうすると、市としてはこのお墓を墓地として許可したわけではないので、それまで保管で

きないという話があります。東京都側として、それはわがままだからやるべきではないということであれば、我々も考えなければ駄目だと思います。ただ、そういうところから相談があると、結果的には改葬許可申請をさせるという形でやっているのが現実です。そこまでやるべきだという話があれば我々も考えていかなければと思います。

市役所：先日も墓埋法所管の市町の担当者会議でそういった話も出ました。個人墓地やそういった形での許認可の問題では、認めてしまうとその墓地も認めるのではないかと、設置届けはたぶん以前に出されているので廃止届けが出てきてそれを受理すると、その墓地は市が認めた墓地になるのではないかとということで、どうすればいいのだろうという話題も出ました。結局のところ、廃止に関しては素知らぬ顔でやってくださいと言うしかない、雑談でしか終わりはなかったのですが。

研究班：今の市町村の会議というお話ですが、差し支えなければ正式名称やどういう形で開かれているか教えてください。

市役所：生活環境衛生事務担当者会議西部部会です。県で一団体あり、地区別に部会があります。

研究班：それは県がマネジメントして、西部地区の関係部署が集まって議論しろということですか。

市役所：そうです。段取り自体は県の食品生活衛生課の方がして、あとは集まった各市町の担当者の持ち回りで幹事をやっている状況です。墓埋法だけではなく、先ほどおっしゃった生活衛生法関係を持っている部門が全部集まります。当市は墓埋法だけになるのですが、そちらに参加させていただいていろいろと情報を聞かせていただいております。

研究班：そういう会議があればなおのこと、うちの市には公営墓地と言われるものがなく、市民から造れと言われているが地形の問題で造れる状況にもありません、他の皆さんはどう対応していますかというのは出たケースはないのですか。

市役所：出ません。具体的に、その会議の中では生活六法のうちの一つの部門でしかないので、なかなか墓埋法に特化した会議はしづらい状況です。大きな課題としては、工場などの工業環境や大気、水、騒音公害関係、廃棄物の関係もあります。

研究班：整備係としてはやはり同じですか。

市役所：整備係が工場の公害関係と生活衛生関係です。もう一つリサイクルセンターというところが廃棄物の関係を持っています。

研究班：この中でこの墓地に関わる事務はどのぐらいのウエートを占めますか。1日8時間業務のうちどのぐらいでしょうか。週5日のうちでもいいです。

市役所：単純に市営墓地の管理やそういった申請許可業務だけであれば2割に満たないぐらいだと思います。もっとも、特に調査をする年になると、当然、そのウエートは跳ね上がります。いつ調査をするのかと言えば、こちらの空き時間の状況によります。たとえば、今年は手空きだからちょっとやろうか、といった感じでしか着手できません。スパンを決めては当たれてない状況で、平たく申せば、隙間をかくぐるようになっている感じです。

研究班：墓地の整備として、植栽の手入れやいろいろな補修などの年間予算はどのぐらいでしょうか。

市役所：植栽の関係で言いますと、年間が24万円の3回で80万円ぐらいです。

研究班：管理費は最初に取り、その後は取っていないとのことですが、予算的には困らないのです

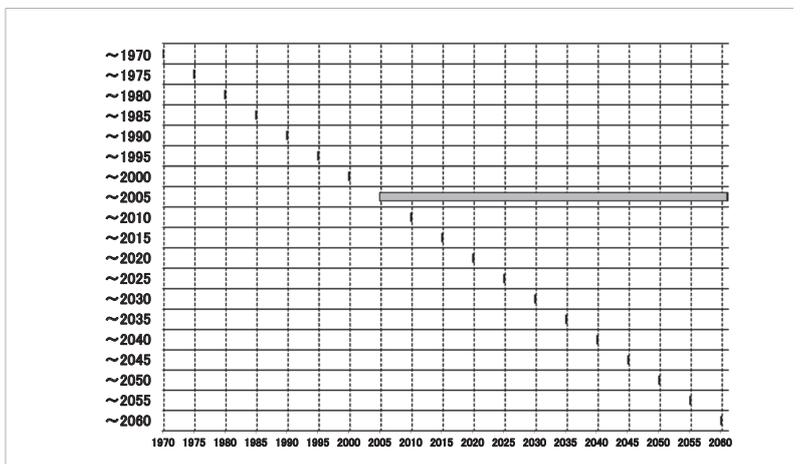
- ③ 47 都道府県別の人口が最も少ない市を
対象とした将来推計結果(大阪式 + 森岡式)

北海道歌志内市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	5,221	46.0000	46	0.774	0.183	7	0.170	6	7	3
2010～2015	4,390	0.0102	45	0.774	0.183	6	0.170	6	6	3
2015～2020	3,937	0.0118	46	0.774	0.183	7	0.170	6	7	3
2020～2025	3,709	0.0134	50	0.774	0.183	7	0.170	7	7	3
2025～2030	3,494	0.0148	52	0.774	0.183	7	0.170	7	7	3
2030～2035	3,292	0.0161	53	0.774	0.183	8	0.170	7	8	3
2035～2040	3,101	0.0171	53	0.774	0.183	8	0.170	7	8	3
2040～2045	2,921	0.0178	52	0.774	0.183	7	0.170	7	7	3
2045～2050	2,752	0.0182	50	0.774	0.183	7	0.170	7	7	3
2050～2055	2,593	0.0187	48	0.774	0.183	7	0.170	6	7	3
2055～2060	2,443	0.0196	48	0.774	0.183	7	0.170	6	7	3
<参考値>										
2060	2,302	0.0205	47	0.774	0.183	7	0.170	6	7	3

北海道歌志内市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	5,528		3.50	0.0062	45.3	0
1975	3,881	-1,647	3.03	0.0058	56.8	-29
1980	3,647	-234	2.79	0.0058	61.8	-4
1985	3,612	-35	2.66	0.0060	62.6	-1
1990	3,180	-432	2.60	0.0065	59.1	-7
1995	2,778	-402	2.47	0.0072	56.2	-7
2000	2,579	-199	2.30	0.0077	56.4	-4
2005	2,768	189	1.89	0.0089	59.6	3
2010	2,407	-361	1.82	0.0102	53.8	-7
2015	2,190	-217	1.80	0.0118	47.1	-5
2020	2,098	-92	1.77	0.0134	42.2	-2
2025	2,010	-88	1.74	0.0148	38.8	-2
2030	1,926	-84	1.71	0.0161	36.3	-2
2035	1,845	-81	1.68	0.0171	34.8	-2
2040	1,768	-77	1.65	0.0178	34.0	-2
2045	1,694	-74	1.62	0.0182	33.9	-2
2050	1,623	-71	1.60	0.0187	33.4	-2
2055	1,555	-68	1.57	0.0196	32.5	-2
2060	1,490	-65	1.54	0.0205	31.7	-2



北海道歌志内市における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
3 墳墓
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
3 墳墓
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
3 墳墓
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
3 墳墓
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
3 墳墓
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
3 墳墓

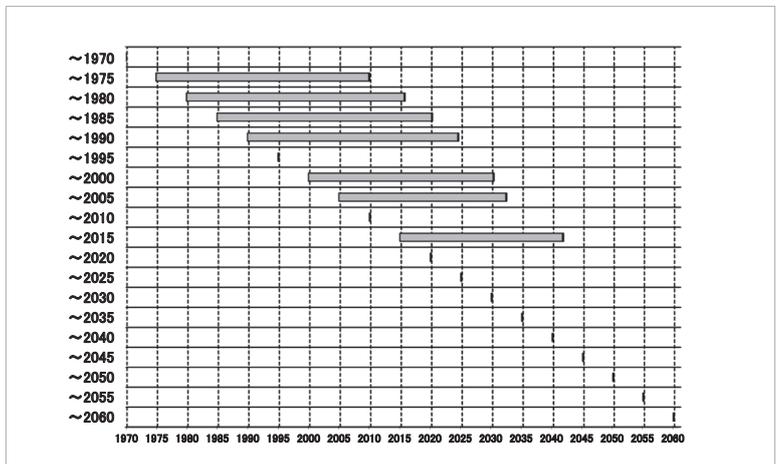
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
3 墳墓
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
3 墳墓
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
3 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
3 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
3 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
3 墳墓

青森県平川市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	35,336	0.0104	367	0.774	0.183	52	0.170	48	50	52
2010～2015	33,779	0.0119	402	0.774	0.183	57	0.170	53	55	40
2015～2020	31,583	0.0138	436	0.774	0.183	62	0.170	57	60	99
2020～2025	29,530	0.0157	464	0.774	0.183	66	0.170	61	64	88
2025～2030	27,611	0.0173	478	0.774	0.183	68	0.170	63	66	78
2030～2035	25,816	0.0188	485	0.774	0.183	69	0.170	64	67	78
2035～2040	24,138	0.0200	483	0.774	0.183	68	0.170	64	66	59
2040～2045	22,569	0.0208	469	0.774	0.183	66	0.170	62	64	59
2045～2050	21,102	0.0213	449	0.774	0.183	64	0.170	59	62	0
2050～2055	19,731	0.0219	432	0.774	0.183	61	0.170	57	59	0
2055～2060	18,448	0.0230	424	0.774	0.183	60	0.170	56	58	0
<参考値>										
2060	17,249	0.0241	416	0.774	0.183	59	0.170	55	57	0

青森県平川市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	8,400		4.69	0.0068	36.2	0
1975	8,805	405	4.41	0.0065	34.9	12
1980	9,192	387	4.24	0.0066	35.7	11
1985	9,449	257	4.12	0.0069	35.2	7
1990	9,556	107	3.97	0.0073	34.5	3
1995	9,533	-23	3.87	0.0085	30.4	-1
2000	9,826	293	3.71	0.0089	30.3	10
2005	10,074	248	3.51	0.0104	27.4	9
2010	10,063	-11	3.36	0.0119	25.0	0
2015	11,638	1,575	2.71	0.0138	26.7	59
2020	11,138	-500	2.65	0.0157	24.0	-21
2025	10,659	-479	2.59	0.0173	22.3	-21
2030	10,201	-458	2.53	0.0188	21.0	-22
2035	9,762	-439	2.47	0.0200	20.2	-22
2040	9,342	-420	2.42	0.0208	19.9	-21
2045	8,940	-402	2.36	0.0213	19.9	-20
2050	8,556	-384	2.31	0.0219	19.8	-19
2055	8,188	-368	2.25	0.0230	19.3	-19
2060	7,836	-352	2.20	0.0241	18.9	-19



青森県平川市における年間必要墳墓数の推移

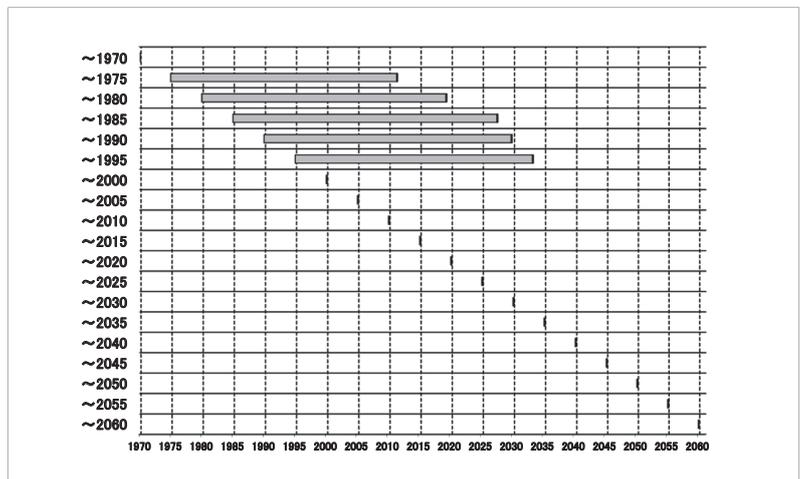
- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
52 墳墓 (=12+11+7+3+10+9)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
40 墳墓 (=11+7+3+10+9)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
99 墳墓 (=11+7+3+10+9+59)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
88 墳墓 (=7+3+10+9+59)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
78 墳墓 (=10+9+59)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
78 墳墓 (=10+9+59)
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
59 墳墓
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
59 墳墓
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

岩手県陸前高田市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	24,709	0.0106	262	0.774	0.183	37	0.170	34	36	31
2010～2015	23,302	0.0121	282	0.774	0.183	40	0.170	37	39	31
2015～2020	21,911	0.0140	307	0.774	0.183	43	0.170	40	42	20
2020～2025	20,603	0.0159	328	0.774	0.183	46	0.170	43	45	10
2025～2030	19,373	0.0176	341	0.774	0.183	48	0.170	45	47	10
2030～2035	18,216	0.0191	348	0.774	0.183	49	0.170	46	48	3
2035～2040	17,129	0.0203	348	0.774	0.183	49	0.170	46	48	0
2040～2045	16,106	0.0211	340	0.774	0.183	48	0.170	45	47	0
2045～2050	15,144	0.0216	327	0.774	0.183	46	0.170	43	45	0
2050～2055	14,240	0.0222	316	0.774	0.183	45	0.170	42	44	0
2055～2060	13,390	0.0233	312	0.774	0.183	44	0.170	41	43	0
<参考値>										
2060	12,591	0.0244	307	0.774	0.183	43	0.170	40	42	0

岩手県陸前高田市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	7,303		4.15	0.0077	31.3	0
1975	7,686	383	3.83	0.0072	36.3	11
1980	8,065	378	3.64	0.0070	39.2	10
1985	8,305	240	3.42	0.0069	42.4	6
1990	8,331	26	3.27	0.0077	39.7	1
1995	8,456	125	3.09	0.0085	38.1	3
2000	8,180	-276	2.98	0.0089	37.7	-7
2005	7,888	-292	2.89	0.0106	32.6	-9
2010	7,607	-281	2.78	0.0121	29.7	-9
2015	7,326	-281	2.71	0.0140	26.4	-11
2020	7,055	-271	2.65	0.0159	23.7	-11
2025	6,794	-261	2.58	0.0176	22.0	-12
2030	6,543	-251	2.54	0.0191	20.6	-12
2035	6,301	-242	2.48	0.0203	19.9	-12
2040	6,068	-233	2.42	0.0211	19.6	-12
2045	5,843	-225	2.36	0.0216	19.6	-11
2050	5,627	-216	2.31	0.0222	19.5	-11
2055	5,419	-208	2.25	0.0233	19.1	-11
2060	5,218	-201	2.20	0.0244	18.6	-11



岩手県陸前高田市における年間必要墳墓数の推移

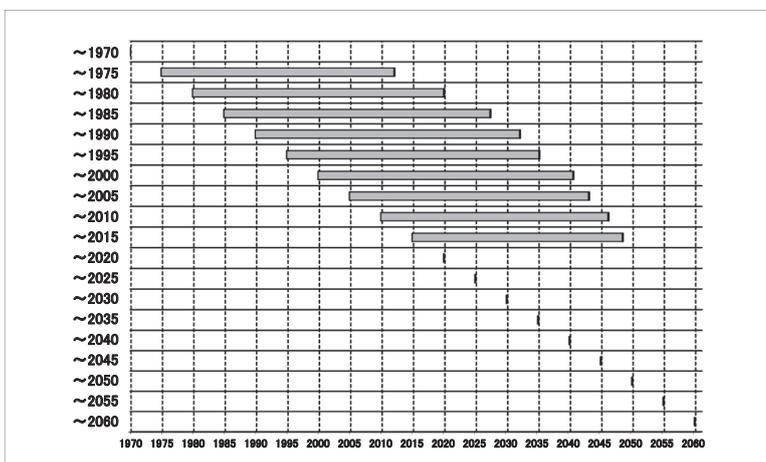
- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
31 墳墓 (=11+10+6+1+3)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
31 墳墓 (=11+10+6+1+3)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
20 墳墓 (=10+6+1+3)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
10 墳墓 (=6+1+3)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
10 墳墓 (=6+1+3)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
3 墳墓
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

宮城県角田市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	24,709	0.0084	262	0.774	0.183	37	0.170	34	36	99
2010～2015	23,302	0.0096	282	0.774	0.183	40	0.170	37	39	106
2015～2020	21,911	0.0111	307	0.774	0.183	43	0.170	40	42	94
2020～2025	20,603	0.0126	328	0.774	0.183	46	0.170	43	45	74
2025～2030	19,373	0.0139	341	0.774	0.183	48	0.170	45	47	74
2030～2035	18,216	0.0151	348	0.774	0.183	49	0.170	46	48	61
2035～2040	17,129	0.0160	348	0.774	0.183	49	0.170	46	48	61
2040～2045	16,106	0.0167	340	0.774	0.183	48	0.170	45	47	36
2045～2050	15,144	0.0171	327	0.774	0.183	46	0.170	43	45	15
2050～2055	14,240	0.0176	316	0.774	0.183	45	0.170	42	44	0
2055～2060	13,390	0.0184	312	0.774	0.183	44	0.170	41	43	0
<参考値>										
2060	12591	0.0193	307	0.774	0.183	43	0.170	40	42	0

宮城県角田市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	6,687		4.66	0.0068	35.4	0
1975	7,420	733	4.34	0.0062	37.1	20
1980	8,231	811	4.10	0.0061	40.0	20
1985	8,788	557	4.00	0.0059	42.4	13
1990	9,255	467	3.83	0.0062	42.1	11
1995	9,802	547	3.60	0.0069	40.2	14
2000	10,184	382	3.37	0.0073	40.6	9
2005	10,631	447	3.12	0.0084	38.1	12
2010	10,881	250	2.88	0.0096	36.2	7
2015	11,138	257	2.69	0.0111	33.5	8
2020	10,893	-245	2.63	0.0126	30.2	-8
2025	10,653	-240	2.57	0.0139	28.0	-9
2030	10,419	-234	2.51	0.0151	26.4	-9
2035	10,190	-229	2.45	0.0160	25.5	-9
2040	9,966	-224	2.39	0.0167	25.0	-9
2045	9,747	-219	2.34	0.0171	25.0	-9
2050	9,533	-214	2.29	0.0176	24.9	-9
2055	9,323	-210	2.23	0.0184	24.3	-9
2060	9,118	-205	2.18	0.0193	23.7	-9



宮城県角田市における年間必要墳墓数の推移

(1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数

99 墳墓(=20+20+13+11+14+9+12)

(2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数

106 墳墓(=20+20+13+11+14+9+12+7)

(3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数

94 墳墓(=20+13+11+14+9+12+7+8)

(4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数

74 墳墓(=13+11+14+9+12+7+8)

(5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数

74 墳墓(=13+11+14+9+12+7+8)

(6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数

61 墳墓(=11+14+9+12+7+8)

(7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数

50 墳墓(=14+9+12+7+8)

(8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数

36 墳墓(=9+12+7+8)

(9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数

15 墳墓(=7+8)

(10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(参考値)2060年の年間必要墳墓数

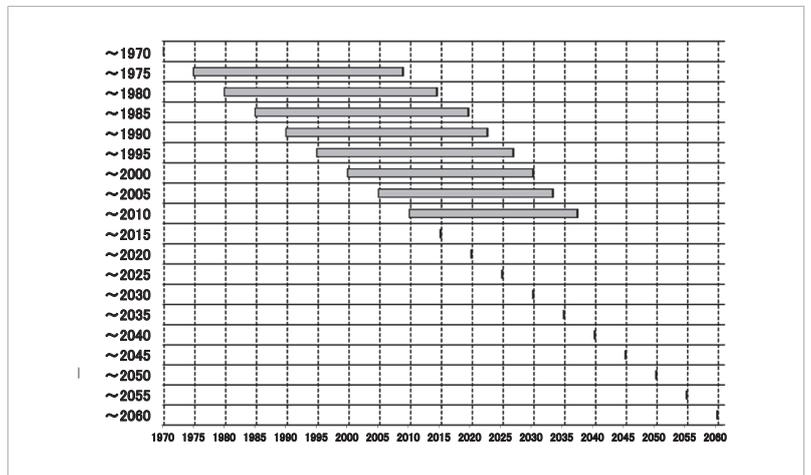
0 墳墓

秋田県にかほ市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	28,972	0.0114	330	0.774	0.183	47	0.170	43	45	67
2010～2015	26,782	0.0131	351	0.774	0.183	50	0.170	46	48	64
2015～2020	26,632	0.0152	405	0.774	0.183	57	0.170	53	55	51
2020～2025	24,619	0.0173	426	0.774	0.183	60	0.170	56	58	43
2025～2030	22,758	0.0191	435	0.774	0.183	62	0.170	57	60	36
2030～2035	21,037	0.0208	438	0.774	0.183	62	0.170	58	60	13
2035～2040	19,447	0.0221	430	0.774	0.183	61	0.170	57	59	9
2040～2045	17,977	0.0230	413	0.774	0.183	58	0.170	54	56	0
2045～2050	16,618	0.0235	391	0.774	0.183	55	0.170	51	53	0
2050～2055	15,362	0.0241	370	0.774	0.183	52	0.170	49	51	0
2055～2060	14,201	0.0253	359	0.774	0.183	51	0.170	47	49	0
<参考値>										
2060	13,127	0.0265	348	0.774	0.183	49	0.170	46	48	0

秋田県にかほ市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	7,136		4.28	0.0077	31.1	0
1975	7,547	411	3.99	0.0074	33.9	12
1980	8,005	458	3.93	0.0074	34.4	13
1985	8,285	280	3.87	0.0075	34.5	8
1990	8,505	220	3.74	0.0082	32.6	7
1995	8,878	373	3.53	0.0089	31.8	12
2000	9,204	326	3.30	0.0101	30.0	11
2005	9,316	112	3.11	0.0114	28.2	4
2010	9,557	241	2.80	0.0131	27.2	9
2015	9,487	-70	2.81	0.0152	23.4	-3
2020	9,003	-484	2.73	0.0173	21.1	-23
2025	8,544	-459	2.66	0.0191	19.7	-23
2030	8,108	-436	2.59	0.0208	18.5	-24
2035	7,694	-414	2.53	0.0221	17.9	-23
2040	7,302	-392	2.46	0.0230	17.7	-22
2045	6,930	-372	2.40	0.0235	17.7	-21
2050	6,577	-353	2.34	0.0241	17.8	-20
2055	6,242	-335	2.28	0.0253	17.4	-19
2060	5,924	-318	2.22	0.0265	17.0	-19



秋田県にかほ市における年間必要墳墓数の推移

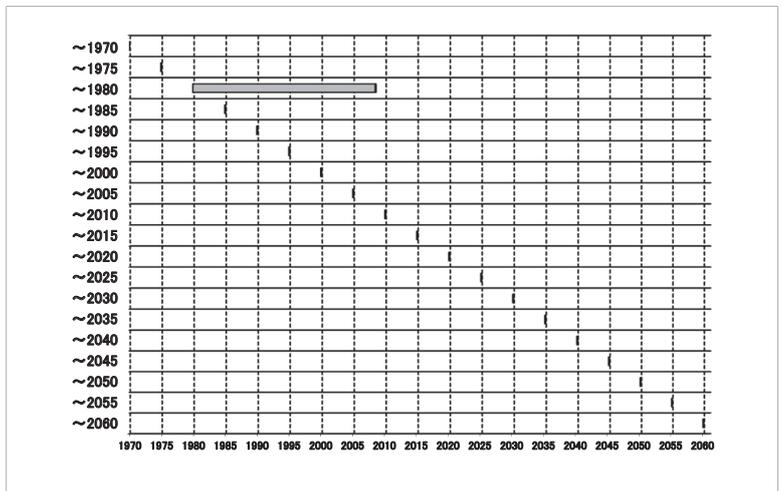
- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
67 墳墓 (= 12+13+8+7+12+11+4)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
64 墳墓 (= 13+8+7+12+11+4+9)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
51 墳墓 (= 8+7+12+11+4+9)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
43 墳墓 (= 7+12+11+4+9)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
36 墳墓 (= 12+11+4+9)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
13 墳墓 (= 4+9)
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
9 墳墓
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

山形県尾花沢市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	20,695	0.0109	226	0.774	0.183	32	0.170	30	31	4
2010～2015	18,961	0.0125	237	0.774	0.183	34	0.170	31	33	0
2015～2020	17,918	0.0145	260	0.774	0.183	37	0.170	34	36	0
2020～2025	16,933	0.0165	279	0.774	0.183	40	0.170	37	39	0
2025～2030	16,001	0.0182	291	0.774	0.183	41	0.170	38	40	0
2030～2035	15,121	0.0198	299	0.774	0.183	42	0.170	39	41	0
2035～2040	14,290	0.0210	300	0.774	0.183	42	0.170	39	41	0
2040～2045	13,504	0.0219	296	0.774	0.183	42	0.170	39	41	0
2045～2050	12,761	0.0224	286	0.774	0.183	41	0.170	38	40	0
2050～2055	12,059	0.0230	277	0.774	0.183	39	0.170	36	38	0
2055～2060	11,396	0.0241	275	0.774	0.183	39	0.170	36	38	0
<参考値>										
2060	10,769	0.0253	272	0.774	0.183	39	0.170	36	38	0

山形県尾花沢市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	5,684		4.78	0.0084	27.7	0
1975	5,637	-47	4.50	0.0079	28.1	-2
1980	5,744	107	4.39	0.0080	28.5	4
1985	5,746	2	4.32	0.0078	29.7	0
1990	5,579	-167	4.29	0.0083	28.1	-6
1995	5,575	-4	4.15	0.0090	26.8	0
2000	5,562	-13	3.96	0.0096	26.3	0
2005	5,545	-17	3.73	0.0109	24.6	-1
2010	5,332	-213	3.56	0.0125	22.5	-9
2015	5,188	-144	3.45	0.0145	20.0	-7
2020	5,048	-140	3.35	0.0165	18.1	-8
2025	4,912	-136	3.26	0.0182	16.9	-8
2030	4,779	-133	3.16	0.0198	16.0	-8
2035	4,650	-129	3.07	0.0210	15.5	-8
2040	4,524	-126	2.98	0.0219	15.3	-8
2045	4,402	-122	2.90	0.0224	15.4	-8
2050	4,283	-119	2.82	0.0230	15.4	-8
2055	4,167	-116	2.73	0.0241	15.2	-8
2060	4,054	-113	2.66	0.0253	14.9	-8



山形県尾花沢市における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
4 墳墓
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓

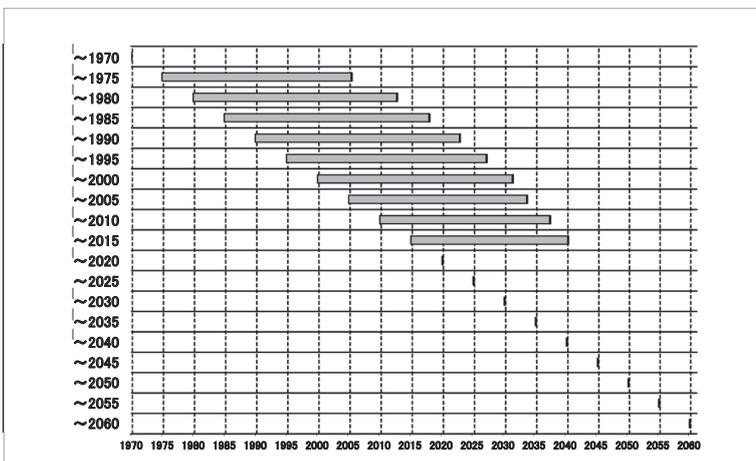
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

福島県本宮市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	31,367	0.0101	317	0.774	0.183	45	0.170	42	44	109
2010～2015	30,501	0.0116	354	0.774	0.183	50	0.170	47	49	115
2015～2020	28,955	0.0134	388	0.774	0.183	55	0.170	51	53	105
2020～2025	27,487	0.0152	418	0.774	0.183	59	0.170	55	57	98
2025～2030	26,093	0.0168	438	0.774	0.183	62	0.170	58	60	88
2030～2035	24,770	0.0183	453	0.774	0.183	64	0.170	60	62	57
2035～2040	23,514	0.0194	456	0.774	0.183	65	0.170	60	63	27
2040～2045	22,322	0.0202	451	0.774	0.183	64	0.170	59	62	5
2045～2050	21,190	0.0207	439	0.774	0.183	62	0.170	58	60	0
2050～2055	20,116	0.0213	428	0.774	0.183	61	0.170	56	59	0
2055～2060	19,096	0.0223	426	0.774	0.183	60	0.170	56	58	0
<参考値>										
2060	18,128	0.0234	424	0.774	0.183	60	0.170	56	58	0

福島県本宮市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	5,622		4,72	0.0081	29.1	0
1975	6,121	499	4,39	0.0075	30.4	16
1980	6,617	496	4,19	0.0073	32.7	15
1985	6,842	225	4,17	0.0073	32.9	7
1990	7,170	328	4,06	0.0075	32.8	10
1995	8,162	992	3,76	0.0083	32.1	31
2000	8,680	518	3,63	0.0088	31.3	17
2005	9,056	376	3,46	0.0101	28.6	13
2010	9,656	600	3,16	0.0116	27.3	22
2015	9,791	135	2,96	0.0134	25.2	5
2020	9,536	-255	2,88	0.0152	22.8	-11
2025	9,288	-248	2,81	0.0168	21.2	-12
2030	9,047	-241	2,74	0.0183	20.0	-12
2035	8,812	-235	2,67	0.0194	19.3	-12
2040	8,583	-229	2,60	0.0202	19.0	-12
2045	8,360	-223	2,53	0.0207	19.1	-12
2050	8,143	-217	2,47	0.0213	19.0	-11
2055	7,931	-212	2,41	0.0223	18.6	-11
2060	7,725	-206	2,35	0.0234	18.2	-11



福島県本宮市における年間必要墳墓数の推移

(1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数

109 墳墓 (= 16+15+7+10+31+17+13)

(2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数

115 墳墓 (= 15+7+10+31+17+13+22)

(3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数

105 墳墓 (= 7+10+31+17+13+22+5)

(4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数

98 墳墓 (= 10+31+17+13+22+5)

(5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数

88 墳墓 (= 31+17+13+22+5)

(6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数

57 墳墓 (= 17+13+22+5)

(7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数

27 墳墓 (= 22+5)

(8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数

5 墳墓

(9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(参考値)2060年の年間必要墳墓数

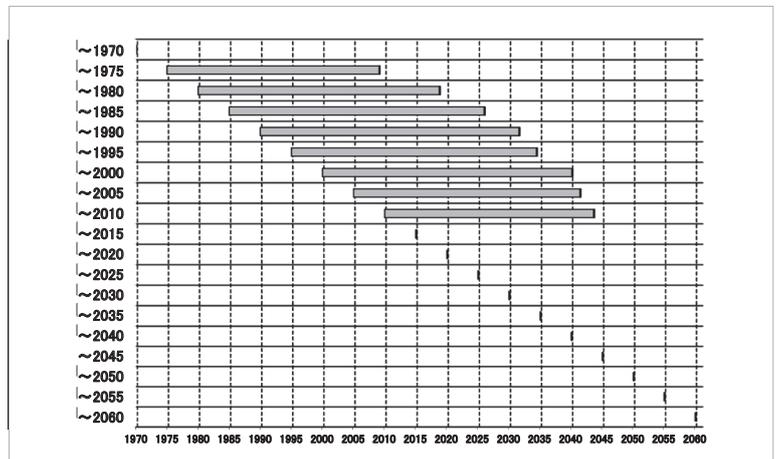
0 墳墓

茨城県潮来市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	31,524	0.0088	277	0.774	0.183	39	0.170	36	38	115
2010～2015	30,558	0.0101	309	0.774	0.183	44	0.170	41	43	92
2015～2020	29,061	0.0117	340	0.774	0.183	48	0.170	45	47	92
2020～2025	27,637	0.0133	368	0.774	0.183	52	0.170	48	50	74
2025～2030	26,283	0.0147	386	0.774	0.183	55	0.170	51	53	74
2030～2035	24,995	0.0160	400	0.774	0.183	57	0.170	53	55	61
2035～2040	23,770	0.0170	404	0.774	0.183	57	0.170	53	55	27
2040～2045	22,605	0.0177	400	0.774	0.183	57	0.170	53	55	27
2045～2050	21,497	0.0181	389	0.774	0.183	55	0.170	51	53	0
2050～2055	20,444	0.0186	380	0.774	0.183	54	0.170	50	52	0
2055～2060	19,442	0.0195	379	0.774	0.183	54	0.170	50	52	0
<参考値>										
2060	18,489	0.0204	377	0.774	0.183	53	0.170	50	52	0

茨城県潮来市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	5,669		4.41	0.0081	22.4	0
1975	6,754	1,085	4.07	0.0072	34.1	32
1980	7,454	700	3.90	0.0066	38.8	18
1985	7,979	525	3.81	0.0064	41.0	13
1990	8,612	633	3.58	0.0067	41.6	15
1995	9,374	762	3.43	0.0074	39.4	19
2000	9,862	488	3.24	0.0077	40.1	12
2005	10,086	224	3.13	0.0088	36.4	6
2010	10,384	298	2.94	0.0101	33.6	9
2015	10,135	-249	2.87	0.0117	29.8	-8
2020	9,892	-243	2.79	0.0133	26.9	-9
2025	9,655	-237	2.72	0.0147	25.0	-9
2030	9,423	-232	2.65	0.0160	23.6	-10
2035	9,197	-226	2.58	0.0170	22.8	-10
2040	8,976	-221	2.52	0.0177	22.4	-10
2045	8,761	-215	2.45	0.0181	22.5	-10
2050	8,551	-210	2.39	0.0186	22.5	-9
2055	8,346	-205	2.33	0.0195	22.0	-9
2060	8,146	-200	2.27	0.0204	21.6	-9



茨城県潮来市における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
115 墳墓(=32+18+13+15+19+12+6)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
92 墳墓(=18+13+15+19+12+6+9)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
92 墳墓(=18+13+15+19+12+6+9)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
74 墳墓(=13+15+19+12+6+9)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
74 墳墓(=13+15+19+12+6+9)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
61 墳墓(=15+19+12+6+9)

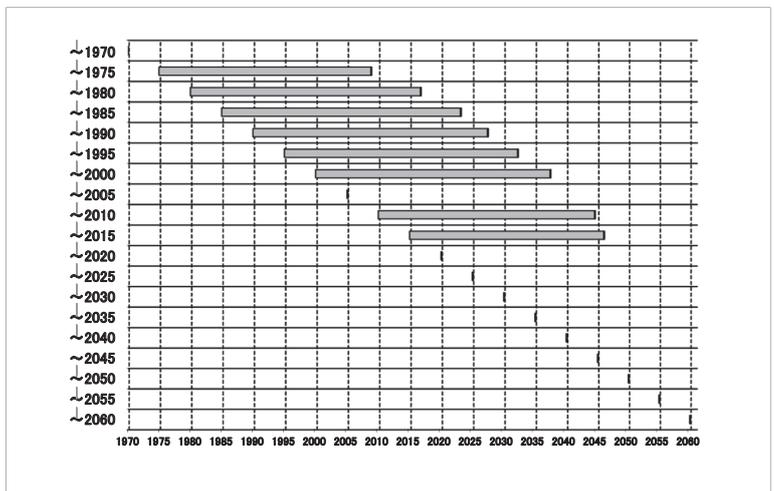
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
27 墳墓(=12+6+9)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
27 墳墓(=12+6+9)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

栃木県那須烏山市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	31,152	0.0091	283	0.774	0.183	40	0.170	37	39	55
2010～2015	29,177	0.0104	303	0.774	0.183	43	0.170	40	42	71
2015～2020	28,646	0.0120	344	0.774	0.183	49	0.170	45	47	76
2020～2025	27,500	0.0136	374	0.774	0.183	53	0.170	49	51	65
2025～2030	26,400	0.0150	396	0.774	0.183	56	0.170	52	54	61
2030～2035	25,344	0.0163	413	0.774	0.183	58	0.170	54	56	50
2035～2040	24,330	0.0173	421	0.774	0.183	60	0.170	55	58	39
2040～2045	23,357	0.0180	420	0.774	0.183	59	0.170	55	57	31
2045～2050	22,423	0.0184	413	0.774	0.183	58	0.170	54	56	5
2050～2055	21,526	0.0189	407	0.774	0.183	58	0.170	54	56	0
2055～2060	20,665	0.0198	409	0.774	0.183	58	0.170	54	56	0
<参考値>										
2060	19,838	0.0208	413	0.774	0.183	58	0.170	54	56	0

栃木県那須烏山市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	7,651		4.38	0.0080	30.1	0
1975	7,980	329	4.17	0.0071	33.8	10
1980	8,379	399	4.01	0.0068	36.7	11
1985	8,519	140	3.97	0.0066	38.1	4
1990	8,940	421	3.77	0.0071	37.4	11
1995	9,363	423	3.58	0.0075	37.2	11
2000	9,680	317	3.39	0.0079	37.4	8
2005	9,586	-94	3.25	0.0091	33.8	-3
2010	10,479	893	2.78	0.0104	34.5	26
2015	10,646	167	2.69	0.0120	31.0	5
2020	10,508	-138	2.62	0.0136	28.1	-5
2025	10,371	-137	2.55	0.0150	26.2	-5
2030	10,236	-135	2.48	0.0163	24.8	-5
2035	10,103	-133	2.41	0.0173	24.0	-6
2040	9,972	-131	2.34	0.0180	23.7	-6
2045	9,842	-130	2.28	0.0184	23.9	-5
2050	9,714	-128	2.22	0.0189	23.9	-5
2055	9,588	-126	2.16	0.0198	23.4	-5
2060	9,463	-125	2.10	0.0208	22.9	-5



栃木県那須烏山市における年間必要墳墓数の推移

(1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数

55 墳墓 (=10+11+4+11+11+8)

(2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数

71 墳墓 (=11+4+11+11+8+26)

(3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数

76 墳墓 (=11+4+11+11+8+26+5)

(4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数

65 墳墓 (=4+11+11+8+26+5)

(5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数

61 墳墓 (=11+11+8+26+5)

(6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数

50 墳墓 (=11+8+26+5)

(7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数

39 墳墓 (=8+26+5)

(8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数

31 墳墓 (=26+5)

(9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数

5 墳墓

(10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(参考値)2060年の年間必要墳墓数

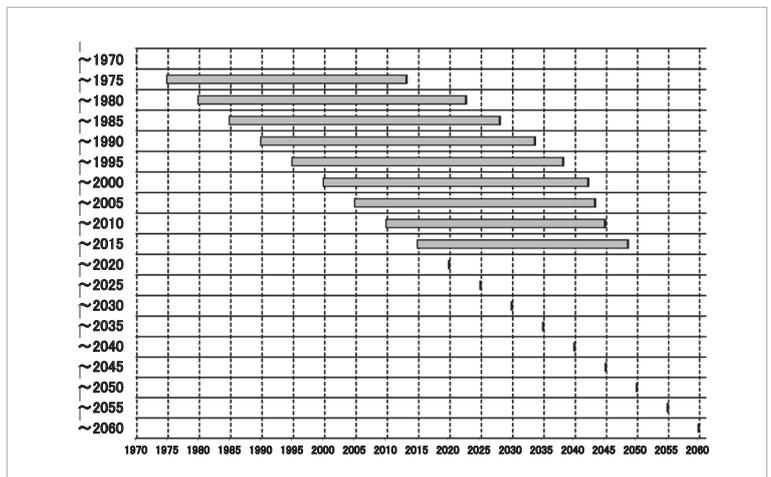
0 墳墓

群馬県-沼田市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	53,177	0.0093	495	0.774	0.183	70	0.170	65	68	128
2010～2015	51,310	0.0107	549	0.774	0.183	78	0.170	72	75	134
2015～2020	49,104	0.0124	609	0.774	0.183	86	0.170	80	83	143
2020～2025	46,992	0.0141	663	0.774	0.183	94	0.170	87	91	143
2025～2030	44,972	0.0156	702	0.774	0.183	99	0.170	92	96	106
2030～2035	43,038	0.0170	732	0.774	0.183	104	0.170	96	100	105
2035～2040	41,187	0.0181	745	0.774	0.183	106	0.170	98	102	86
2040～2045	39,416	0.0188	741	0.774	0.183	105	0.170	98	102	55
2045～2050	37,721	0.0192	724	0.774	0.183	103	0.170	95	99	39
2050～2055	36,099	0.0197	711	0.774	0.183	101	0.170	94	98	0
2055～2060	34,547	0.0206	712	0.774	0.183	101	0.170	94	98	0
<参考値>										
2060	33,061	0.0216	714	0.774	0.183	101	0.170	94	98	0

群馬県沼田市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	13,531		4.01	0.0078	31.6	0
1975	14,676	1,145	3.74	0.0070	38.2	30
1980	16,275	1,599	3.49	0.0067	42.7	37
1985	16,328	53	3.46	0.0067	43.1	1
1990	17,142	814	3.27	0.0070	43.7	19
1995	18,494	1,352	3.05	0.0076	43.2	31
2000	18,884	390	2.93	0.0081	42.2	9
2005	18,922	38	2.81	0.0093	38.3	1
2010	19,148	226	2.68	0.0107	34.9	6
2015	20,462	1,314	2.40	0.0124	33.6	39
2020	20,012	-450	2.35	0.0141	30.2	-15
2025	19,572	-440	2.30	0.0156	27.9	-16
2030	19,141	-431	2.25	0.0170	26.2	-16
2035	18,720	-421	2.20	0.0181	25.1	-17
2040	18,308	-412	2.15	0.0188	24.7	-17
2045	17,905	-403	2.11	0.0192	24.7	-16
2050	17,511	-394	2.06	0.0197	24.6	-16
2055	17,126	-385	2.02	0.0206	24.1	-16
2060	16,749	-377	1.97	0.0216	23.5	-16



群馬県沼田市における年間必要墳墓数の推移

(1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数

128 墳墓 (=30+37+1+19+31+9+1)

(2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数

134 墳墓 (=30+37+1+19+31+9+1+6)

(3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数

143 墳墓 (=37+1+19+31+9+1+6+39)

(4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数

143 墳墓 (=37+1+19+31+9+1+6+39)

(5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数

106 墳墓 (=1+19+31+9+1+6+39)

(6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数

105 墳墓 (=19+31+9+1+6+39)

(7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数

86 墳墓 (=31+9+1+6+39)

(8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数

55 墳墓 (=9+1+6+39)

(9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数

39 墳墓

(10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(参考値)2060年の年間必要墳墓数

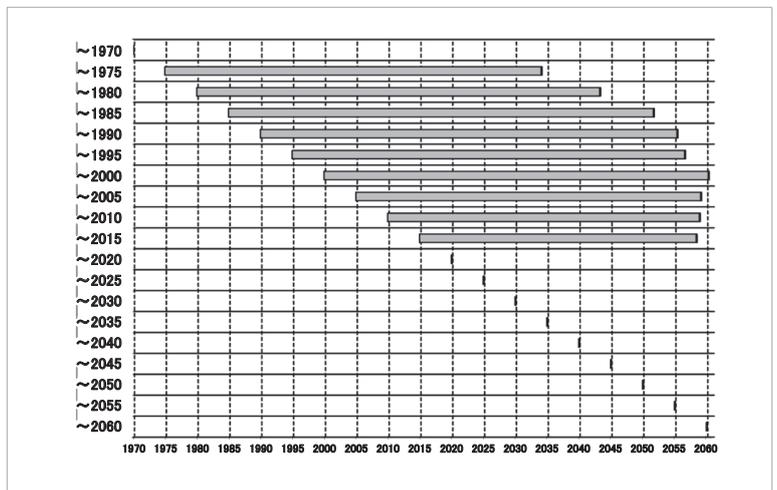
0 墳墓

埼玉県白岡市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	48,389	0.0069	334	0.774	0.183	47	0.170	44	46	182
2010～2015	50,271	0.0079	397	0.774	0.183	56	0.170	52	54	217
2015～2020	48,210	0.0091	439	0.774	0.183	62	0.170	58	60	256
2020～2025	46,233	0.0103	476	0.774	0.183	67	0.170	63	65	256
2025～2030	44,338	0.0114	505	0.774	0.183	72	0.170	66	69	256
2030～2035	42,520	0.0124	527	0.774	0.183	75	0.170	69	72	256
2035～2040	40,777	0.0132	538	0.774	0.183	76	0.170	71	74	225
2040～2045	39,105	0.0137	536	0.774	0.183	76	0.170	71	74	225
2045～2050	37,501	0.0140	525	0.774	0.183	74	0.170	69	72	204
2050～2055	35,964	0.0144	518	0.774	0.183	73	0.170	68	71	204
2055～2060	34,489	0.0151	521	0.774	0.183	74	0.170	69	72	191
<参考値>										
2060	33,075	0.0158	523	0.774	0.183	74	0.170	69	72	33

埼玉県白岡市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	5,050		4.35	0.0057	45.8	0
1975	6,853	1,803	4.04	0.0047	59.1	31
1980	8,157	1,304	3.88	0.0045	63.3	21
1985	9,054	897	3.77	0.0045	66.7	13
1990	10,609	1,555	3.61	0.0049	65.4	24
1995	12,810	2,201	3.37	0.0055	61.6	36
2000	14,822	2,012	3.17	0.0059	60.3	33
2005	16,135	1,313	3.00	0.0069	54.1	24
2010	17,869	1,734	2.81	0.0079	48.9	35
2015	19,574	1,705	2.46	0.0091	43.4	39
2020	19,202	-372	2.41	0.0103	39.1	-10
2025	18,837	-365	2.35	0.0114	36.0	-10
2030	18,479	-358	2.30	0.0124	33.6	-11
2035	18,128	-351	2.25	0.0132	31.6	-11
2040	17,784	-344	2.20	0.0137	30.3	-11
2045	17,446	-338	2.15	0.0140	29.6	-11
2050	17,115	-331	2.10	0.0144	28.8	-11
2055	16,790	-325	2.05	0.0151	27.5	-12
2060	16,471	-319	2.01	0.0158	26.2	-12



埼玉県白岡市における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
182 墳墓 (=31+21+13+24+36+33+24)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
217 墳墓 (=31+21+13+24+36+33+24+35)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
256 墳墓 (=31+21+13+24+36+33+24+35+39)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
256 墳墓 (=31+21+13+24+36+33+24+35+39)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
256 墳墓 (=31+21+13+24+36+33+24+35+39)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
256 墳墓 (=31+21+13+24+36+33+24+35+39)

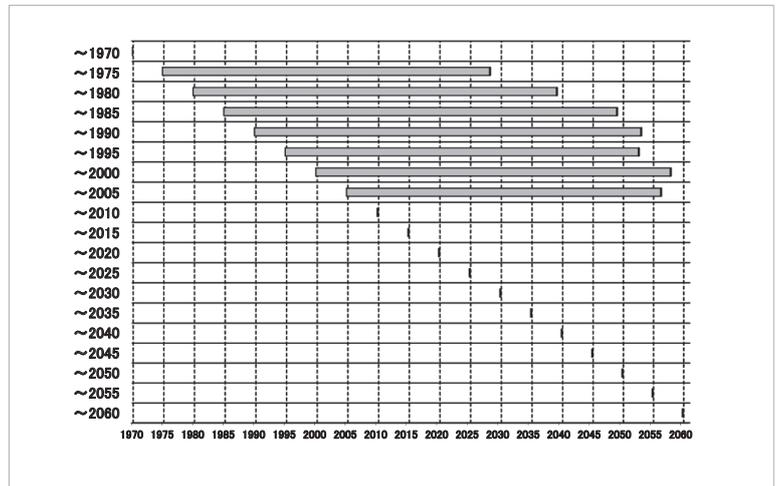
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
225 墳墓 (=21+13+24+36+33+24+35+39)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
225 墳墓 (=21+13+24+36+33+24+35+39)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
204 墳墓 (=13+24+36+33+24+35+39)
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
204 墳墓 (=13+24+36+33+24+35+39)
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
191 墳墓 (=24+36+33+24+35+39)
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
33 墳墓

千葉県勝浦市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	22,198	0.0074	164	0.774	0.183	23	0.170	22	23	56
2010～2015	20,797	0.0085	177	0.774	0.183	25	0.170	23	24	56
2015～2020	20,038	0.0098	196	0.774	0.183	28	0.170	26	27	56
2020～2025	19,307	0.0111	214	0.774	0.183	30	0.170	28	29	56
2025～2030	18,602	0.0123	229	0.774	0.183	32	0.170	30	31	56
2030～2035	17,923	0.0134	240	0.774	0.183	34	0.170	32	33	49
2035～2040	17,269	0.0142	245	0.774	0.183	35	0.170	32	34	49
2040～2045	16,639	0.0148	246	0.774	0.183	35	0.170	32	34	45
2045～2050	16,032	0.0151	242	0.774	0.183	34	0.170	32	33	45
2050～2055	15,447	0.0155	239	0.774	0.183	34	0.170	31	33	29
2055～2060	14,883	0.0162	241	0.774	0.183	34	0.170	32	33	8
<参考値>										
2060	14,340	0.0170	244	0.774	0.183	35	0.170	32	34	0

千葉県必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	6,455		4.35	0.0063	42.1	
1975	6,805	350	3.93	0.0053	53.3	7
1980	7,015	210	3.63	0.0049	59.2	4
1985	8,028	1,013	3.13	0.0048	64.1	16
1990	9,124	1,096	2.78	0.0052	63.1	17
1995	9,353	229	2.60	0.0060	57.7	4
2000	9,498	145	2.45	0.0063	58.0	3
2005	9,762	264	2.27	0.0074	51.4	5
2010	9,290	-472	2.24	0.0085	46.2	-10
2015	9,123	-167	2.20	0.0098	40.7	-4
2020	8,959	-164	2.16	0.0111	36.5	-4
2025	8,798	-161	2.11	0.0123	33.6	-5
2030	8,640	-158	2.07	0.0134	31.2	-5
2035	8,484	-156	2.04	0.0142	29.2	-5
2040	8,331	-153	2.00	0.0148	27.9	-5
2045	8,181	-150	1.96	0.0151	27.2	-6
2050	8,034	-147	1.92	0.0155	26.3	-6
2055	7,889	-145	1.89	0.0162	24.9	-6
2060	7,747	-142	1.85	0.0170	23.6	-6



千葉県勝浦市における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
56 墳墓(=7+4+16+17+4+3+5)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
56 墳墓(=7+4+16+17+4+3+5)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
56 墳墓(=7+4+16+17+4+3+5)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
56 墳墓(=7+4+16+17+4+3+5)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
56 墳墓(=7+4+16+17+4+3+5)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
49 墳墓(=4+16+17+4+3+5)

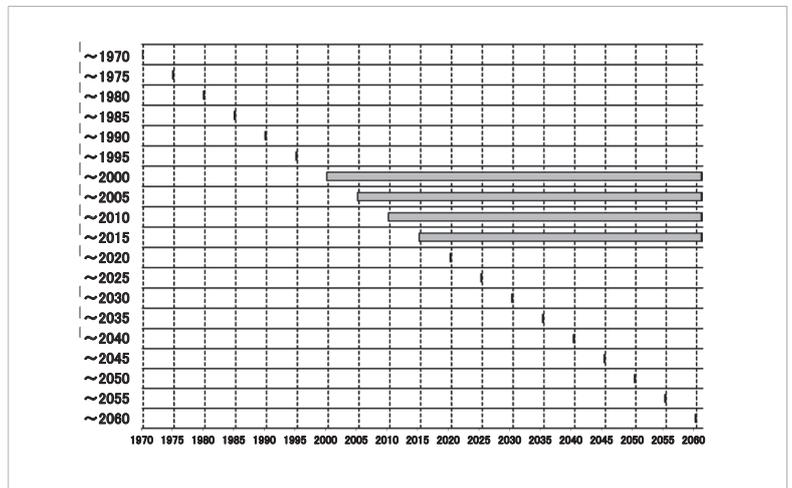
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
49 墳墓(=4+16+17+4+3+5)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
45 墳墓(=16+17+4+3+5)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
45 墳墓(=16+17+4+3+5)
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
29 墳墓(=17+4+3+5)
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
8 墳墓(=3+5)
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

東京都千代田区必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	41,178	0.0076	313	0.774	0.183	44	0.170	41	43	52
2010～2015	47,174	0.0087	410	0.774	0.183	58	0.170	54	56	111
2015～2020	46,410	0.0101	469	0.774	0.183	66	0.170	62	64	173
2020～2025	45,658	0.0115	525	0.774	0.183	74	0.170	69	72	173
2025～2030	44,918	0.0127	570	0.774	0.183	81	0.170	75	78	173
2030～2035	44,191	0.0138	610	0.774	0.183	86	0.170	80	83	173
2035～2040	43,475	0.0147	639	0.774	0.183	91	0.170	84	88	173
2040～2045	42,770	0.0153	654	0.774	0.183	93	0.170	86	90	173
2045～2050	42,078	0.0156	656	0.774	0.183	93	0.170	86	90	173
2050～2055	41,396	0.0160	662	0.774	0.183	94	0.170	87	91	173
2055～2060	40,725	0.0168	684	0.774	0.183	97	0.170	90	94	173
<参考値>										
2060	40,066	0.0176	705	0.774	0.183	100	0.170	93	97	173

東京都千代田区必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	39,065		1.90	0.0050	63.5	0
1975	29,530	-9,535	2.09	0.0048	99.8	-96
1980	25,373	-4,157	2.16	0.0051	90.8	-46
1985	24,556	-817	2.06	0.0053	91.8	-9
1990	20,948	-3,608	1.88	0.0060	88.5	-41
1995	18,474	-2,474	1.88	0.0068	78.1	-32
2000	18,654	180	1.93	0.0071	72.9	2
2005	22,186	3,532	1.86	0.0076	70.9	50
2010	25,914	3,728	1.82	0.0087	63.1	59
2015	29,834	3,920	1.56	0.0101	63.6	62
2020	29,744	-90	1.54	0.0115	56.6	-2
2025	29,655	-89	1.51	0.0127	52.0	-2
2030	29,566	-89	1.49	0.0138	48.5	-2
2035	29,477	-89	1.47	0.0147	46.1	-2
2040	29,389	-88	1.46	0.0153	44.9	-2
2045	29,301	-88	1.44	0.0156	44.6	-2
2050	29,213	-88	1.42	0.0160	44.1	-2
2055	29,125	-88	1.40	0.0168	42.6	-2
2060	29,038	-87	1.38	0.0176	41.2	-2



東京都千代田区における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
52 墳墓(=2+50)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
111 墳墓(=59+2+50)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
173 墳墓(=62+59+2+50)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
173 墳墓(=62+59+2+50)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
173 墳墓(=62+59+2+50)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
173 墳墓(=62+59+2+50)

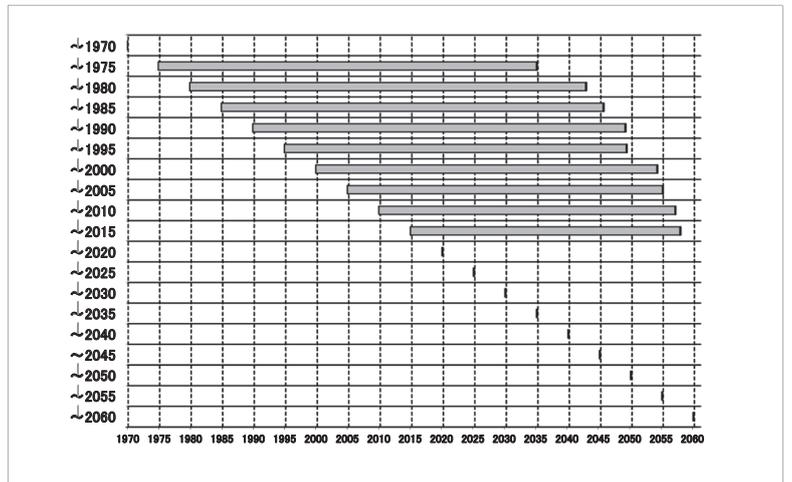
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
173 墳墓(=62+59+2+50)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
173 墳墓(=62+59+2+50)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
173 墳墓(=62+59+2+50)
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
173 墳墓(=62+59+2+50)
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
173 墳墓(=62+59+2+50)
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
173 墳墓(=62+59+2+50)

神奈川県南足柄市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	44,134	0.0068	300	0.774	0.183	42	0.170	39	41	109
2010～2015	43,196	0.0078	337	0.774	0.183	48	0.170	44	46	127
2015～2020	42,159	0.0090	379	0.774	0.183	54	0.170	50	52	137
2020～2025	41,147	0.0102	420	0.774	0.183	59	0.170	55	57	137
2025～2030	40,160	0.0113	454	0.774	0.183	64	0.170	60	62	137
2030～2035	39,196	0.0123	482	0.774	0.183	68	0.170	63	66	137
2035～2040	38,255	0.0131	501	0.774	0.183	71	0.170	66	69	124
2040～2045	37,337	0.0136	508	0.774	0.183	72	0.170	67	70	124
2045～2050	36,441	0.0139	507	0.774	0.183	72	0.170	67	70	104
2050～2055	35,567	0.0143	509	0.774	0.183	72	0.170	67	70	57
2055～2060	34,713	0.0150	521	0.774	0.183	74	0.170	69	72	41
<参考値>										
2060	33,880	0.0157	532	0.774	0.183	75	0.170	70	73	0

神奈川県南足柄市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	8,764		3.45	0.0047	61.5	0
1975	9,526	762	3.88	0.0043	60.0	13
1980	10,788	1,262	3.70	0.0043	62.8	20
1985	11,629	841	3.59	0.0046	60.6	14
1990	12,590	961	3.38	0.0050	59.1	16
1995	13,497	907	3.23	0.0057	54.3	17
2000	14,347	850	3.08	0.0060	54.2	16
2005	15,023	676	2.94	0.0068	50.1	13
2010	15,873	850	2.72	0.0078	47.1	18
2015	16,288	415	2.59	0.0090	42.9	10
2020	16,158	-130	2.55	0.0102	38.5	-3
2025	16,029	-129	2.51	0.0113	35.3	-4
2030	15,901	-128	2.47	0.0123	33.0	-4
2035	15,774	-127	2.43	0.0131	31.5	-4
2040	15,648	-126	2.39	0.0136	30.8	-4
2045	15,523	-125	2.35	0.0139	30.6	-4
2050	15,399	-124	2.31	0.0143	30.3	-4
2055	15,276	-123	2.27	0.0150	29.3	-4
2060	15,154	-122	2.24	0.0157	28.5	-4



神奈川県南足柄市における年間必要墳墓数の推移

(1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数

109 墳墓(=13+20+14+16+17+16+13)

(2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数

127 墳墓(=13+20+14+16+17+16+13+18)

(3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数

137 墳墓(=13+20+14+16+17+16+13+18+10)

(4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数

137 墳墓(=13+20+14+16+17+16+13+18+10)

(5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数

137 墳墓(=13+20+14+16+17+16+13+18+10)

(6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数

137 墳墓(=13+20+14+16+17+16+13+18+10)

(7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数

124 墳墓(=20+14+16+17+16+13+18+10)

(8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数

124 墳墓(=20+14+16+17+16+13+18+10)

(9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数

104 墳墓(=14+16+17+16+13+18+10)

(10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数

57 墳墓(=16+13+18+10)

(11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数

41 墳墓(=13+18+10)

(参考値)2060年の年間必要墳墓数

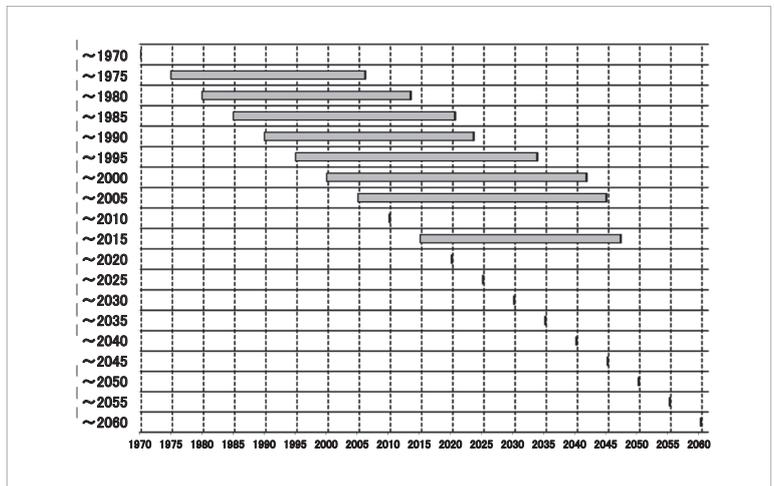
0 墳墓

山梨県上野原市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	27,107	0.0095	258	0.774	0.183	37	0.170	34	36	97
2010～2015	25,950	0.0109	283	0.774	0.183	40	0.170	37	39	92
2015～2020	24,842	0.0126	313	0.774	0.183	44	0.170	41	43	83
2020～2025	23,781	0.0143	340	0.774	0.183	48	0.170	45	47	83
2025～2030	22,766	0.0158	360	0.774	0.183	51	0.170	47	49	61
2030～2035	21,794	0.0172	375	0.774	0.183	53	0.170	49	51	61
2035～2040	20,863	0.0183	382	0.774	0.183	54	0.170	50	52	18
2040～2045	19,972	0.0190	379	0.774	0.183	54	0.170	50	52	18
2045～2050	19,119	0.0194	371	0.774	0.183	53	0.170	49	51	1
2050～2055	18,303	0.0199	364	0.774	0.183	52	0.170	48	50	0
2055～2060	17,521	0.0209	366	0.774	0.183	52	0.170	48	50	0
<参考値>										
2060	16,773	0.0219	367	0.774	0.183	52	0.170	48	50	0

山梨県上野原市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	6,649		4.26	0.0085	29.7	0
1975	6,812	163	4.17	0.0077	31.1	5
1980	7,137	325	3.89	0.0077	33.4	10
1985	7,398	261	3.76	0.0075	35.5	7
1990	7,897	499	3.83	0.0078	33.5	15
1995	9,562	1,665	3.15	0.0082	38.7	43
2000	10,012	450	2.90	0.0083	41.6	11
2005	10,262	250	2.64	0.0095	39.8	6
2010	10,032	-230	2.59	0.0109	35.5	-6
2015	10,051	19	2.47	0.0126	32.1	1
2020	9,810	-241	2.42	0.0143	28.8	-8
2025	9,575	-235	2.38	0.0158	26.6	-9
2030	9,345	-230	2.33	0.0172	24.9	-9
2035	9,121	-224	2.29	0.0183	23.9	-9
2040	8,902	-219	2.24	0.0190	23.5	-9
2045	8,688	-214	2.20	0.0194	23.4	-9
2050	8,479	-209	2.16	0.0199	23.3	-9
2055	8,276	-203	2.12	0.0209	22.6	-9
2060	8,077	-199	2.08	0.0219	22.0	-9



山梨県上野原市における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
97 墳墓(=5+10+7+15+43+11+6)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
92 墳墓(=10+7+15+43+11+6)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
83 墳墓(=7+15+43+11+6+1)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
83 墳墓(=7+15+43+11+6+1)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
61 墳墓(=43+11+6+1)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
61 墳墓(=43+11+6+1)

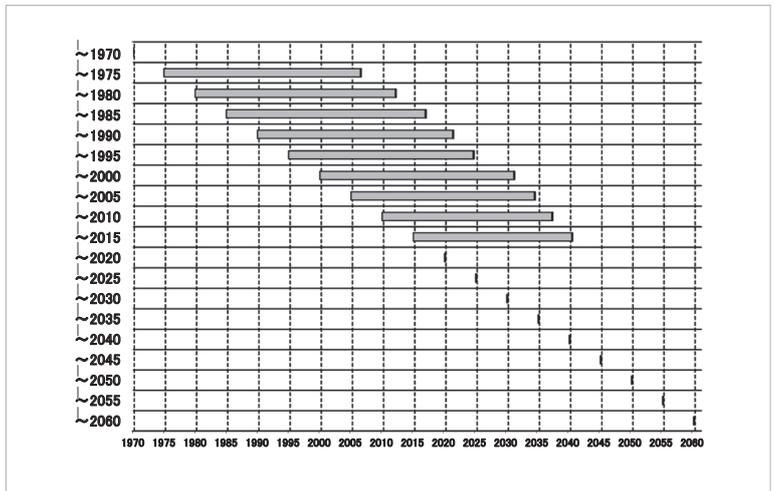
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
18 墳墓(=11+6+1)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
18 墳墓(=11+6+1)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
1 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

富山県小矢部市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	33,533	0.0099	332	0.774	0.183	47	0.170	44	46	61
2010～2015	32,078	0.0113	362	0.774	0.183	51	0.170	48	50	54
2015～2020	30,384	0.0131	398	0.774	0.183	56	0.170	52	54	57
2020～2025	28,780	0.0149	429	0.774	0.183	61	0.170	56	59	50
2025～2030	27,260	0.0165	450	0.774	0.183	64	0.170	59	62	38
2030～2035	25,821	0.0179	462	0.774	0.183	65	0.170	61	63	38
2035～2040	24,458	0.0190	465	0.774	0.183	66	0.170	61	64	14
2040～2045	23,166	0.0198	459	0.774	0.183	65	0.170	60	63	10
2045～2050	21,943	0.0202	443	0.774	0.183	63	0.170	58	61	0
2050～2055	20,785	0.0208	432	0.774	0.183	61	0.170	57	59	0
2055～2060	19,687	0.0218	429	0.774	0.183	61	0.170	56	59	0
<参考値>										
2060	18,648	0.0228	425	0.774	0.183	60	0.170	56	58	0

富山県小矢部市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	7,890		4.48	0.0080	30.4	0
1975	8,225	335	4.35	0.0073	31.5	11
1980	8,446	221	4.32	0.0072	32.1	7
1985	8,658	212	4.24	0.0074	31.9	7
1990	8,762	104	4.15	0.0077	31.3	3
1995	9,018	256	3.97	0.0085	29.6	9
2000	9,375	357	3.69	0.0087	31.1	11
2005	9,745	370	3.44	0.0099	29.4	13
2010	9,848	103	3.26	0.0113	27.2	4
2015	10,102	254	3.01	0.0131	25.4	10
2020	9,819	-283	2.93	0.0149	22.9	-12
2025	9,544	-275	2.86	0.0165	21.2	-13
2030	9,277	-267	2.78	0.0179	20.1	-13
2035	9,017	-260	2.71	0.0190	19.4	-13
2040	8,765	-252	2.64	0.0198	19.1	-13
2045	8,520	-245	2.58	0.0202	19.2	-13
2050	8,281	-239	2.51	0.0208	19.2	-12
2055	8,049	-232	2.45	0.0218	18.8	-12
2060	7,824	-225	2.38	0.0228	18.4	-12



富山県小矢部市における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
61 墳墓(=11+7+7+3+9+11+13)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
54 墳墓(=7+7+3+9+11+13+4)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
57 墳墓(=7+3+9+11+13+4+10)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
50 墳墓(=3+9+11+13+4+10)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
38 墳墓(=11+13+4+10)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
38 墳墓(=11+13+4+10)

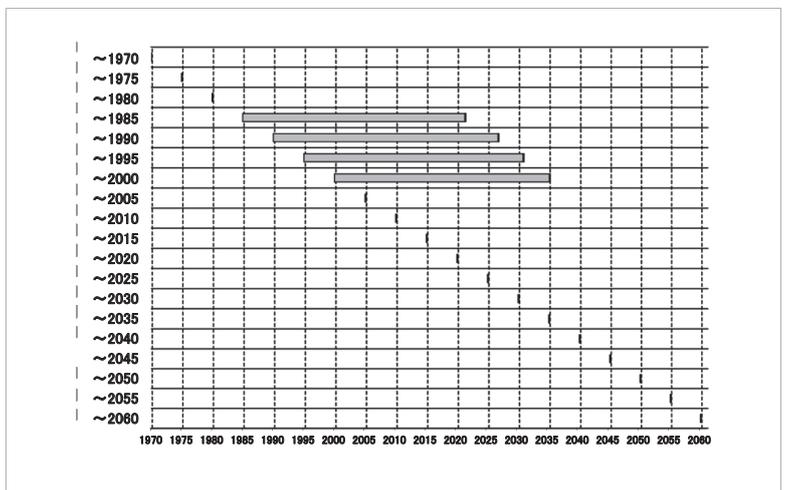
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
14 墳墓(=4+10)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
10 墳墓
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

長野県飯山市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	24,960	0.0099	247	0.774	0.183	35	0.170	33	34	14
2010～2015	23,548	0.0113	266	0.774	0.183	38	0.170	35	37	14
2015～2020	22,432	0.0131	294	0.774	0.183	42	0.170	39	41	14
2020～2025	21,369	0.0149	318	0.774	0.183	45	0.170	42	44	14
2025～2030	20,356	0.0165	336	0.774	0.183	48	0.170	44	46	13
2030～2035	19,391	0.0179	347	0.774	0.183	49	0.170	46	48	9
2035～2040	18,472	0.0190	351	0.774	0.183	50	0.170	46	48	3
2040～2045	17,596	0.0198	348	0.774	0.183	49	0.170	46	48	0
2045～2050	16,762	0.0202	339	0.774	0.183	48	0.170	45	47	0
2050～2055	15,967	0.0208	332	0.774	0.183	47	0.170	44	46	0
2055～2060	15,210	0.0218	332	0.774	0.183	47	0.170	44	46	0
<参考値>										
2060	14,489	0.0228	330	0.774	0.183	47	0.170	43	45	0

長野県飯山市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	8,225		3.91	0.0085	30.1	0
1975	7,994	-231	3.71	0.0078	34.6	-7
1980	7,784	-210	3.86	0.0076	34.1	-6
1985	7,805	21	3.72	0.0074	36.3	1
1990	7,944	139	3.54	0.0077	36.7	4
1995	8,151	207	3.36	0.0083	35.8	6
2000	8,252	101	3.20	0.0089	35.1	3
2005	8,179	-73	3.05	0.0099	33.1	-2
2010	7,694	-485	3.06	0.0113	28.9	-17
2015	7,548	-146	2.97	0.0131	25.7	-6
2020	7,344	-204	2.91	0.0149	23.1	-9
2025	7,146	-198	2.85	0.0165	21.3	-9
2030	6,953	-193	2.79	0.0179	20.0	-10
2035	6,765	-188	2.73	0.0190	19.3	-10
2040	6,582	-183	2.67	0.0198	18.9	-10
2045	6,404	-178	2.62	0.0202	18.9	-9
2050	6,231	-173	2.56	0.0208	18.8	-9
2055	6,063	-168	2.51	0.0218	18.3	-9
2060	5,899	-164	2.46	0.0228	17.9	-9



長野県飯山市における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
14 墳墓(=1+4+6+3)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
14 墳墓(=1+4+6+3)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
14 墳墓(=1+4+6+3)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
14 墳墓(=1+4+6+3)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
13 墳墓(=4+6+3)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
9 墳墓(=6+3)

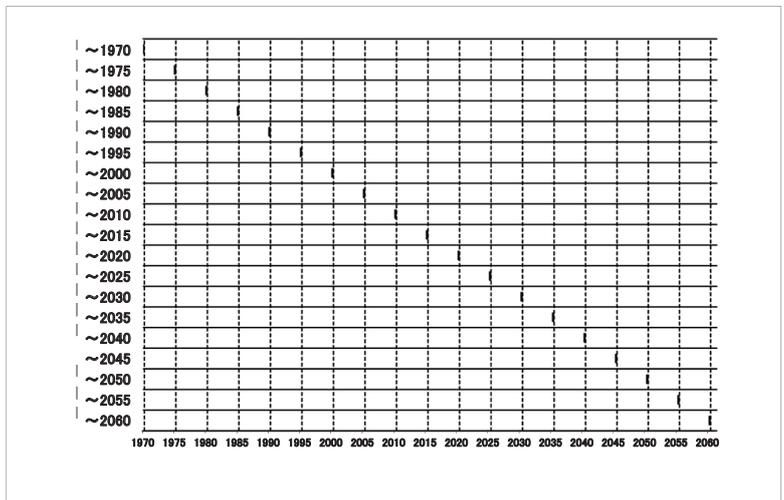
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
3 墳墓
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

石川県珠洲市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	17,098	0.0089	152	0.774	0.183	22	0.170	20	21	0
2010～2015	16,299	0.0102	166	0.774	0.183	24	0.170	22	23	0
2015～2020	14,862	0.0118	175	0.774	0.183	25	0.170	23	24	0
2020～2025	14,134	0.0134	189	0.774	0.183	27	0.170	25	26	0
2025～2030	13,441	0.0148	199	0.774	0.183	28	0.170	26	27	0
2030～2035	12,782	0.0161	206	0.774	0.183	29	0.170	27	28	0
2035～2040	12,156	0.0171	208	0.774	0.183	29	0.170	27	28	0
2040～2045	11,560	0.0178	206	0.774	0.183	29	0.170	27	28	0
2045～2050	10,994	0.0182	200	0.774	0.183	28	0.170	26	27	0
2050～2055	10,455	0.0187	196	0.774	0.183	28	0.170	26	27	0
2055～2060	9,943	0.0196	195	0.774	0.183	28	0.170	26	27	0
<参考値>										
2060	9,456	0.0205	194	0.774	0.183	27	0.170	26	27	0

石川県珠洲市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	7,328		3.26	0.0078	39.3	0
1975	7,328	0	3.11	0.0072	44.7	0
1980	7,278	-50	2.98	0.0069	48.6	-1
1985	7,257	-21	2.85	0.0066	53.1	0
1990	7,200	-57	2.74	0.0071	51.4	-1
1995	7,027	-173	2.68	0.0078	47.9	-4
2000	6,900	-127	2.60	0.0080	48.1	-3
2005	6,732	-168	2.54	0.0089	44.2	-4
2010	6,535	-197	2.49	0.0102	39.3	-5
2015	6,450	-85	2.30	0.0118	36.8	-2
2020	6,269	-181	2.25	0.0134	33.1	-5
2025	6,093	-176	2.21	0.0148	30.6	-6
2030	5,922	-171	2.16	0.0161	28.8	-6
2035	5,756	-166	2.11	0.0171	27.7	-6
2040	5,595	-161	2.07	0.0178	27.2	-6
2045	5,438	-157	2.02	0.0182	27.2	-6
2050	5,286	-152	1.98	0.0187	27.0	-6
2055	5,138	-148	1.94	0.0196	26.4	-6
2060	4,994	-144	1.89	0.0205	25.8	-6



石川県珠洲市における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓

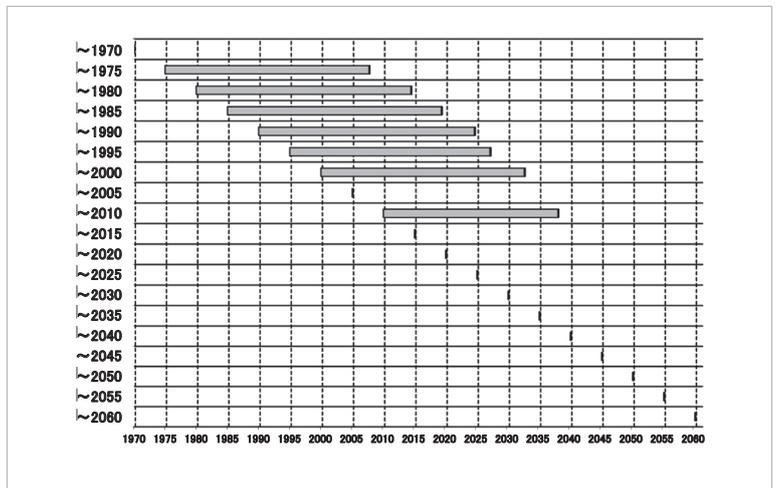
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

新潟県加茂市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	31,482	0.0101	318	0.774	0.183	45	0.170	42	44	29
2010～2015	29,768	0.0116	345	0.774	0.183	49	0.170	45	47	22
2015～2020	28,101	0.0134	377	0.774	0.183	53	0.170	50	52	19
2020～2025	26,527	0.0152	403	0.774	0.183	57	0.170	53	55	18
2025～2030	25,041	0.0168	421	0.774	0.183	60	0.170	55	58	17
2030～2035	23,639	0.0183	433	0.774	0.183	61	0.170	57	59	12
2035～2040	22,315	0.0194	433	0.774	0.183	61	0.170	57	59	3
2040～2045	21,065	0.0202	426	0.774	0.183	60	0.170	56	58	0
2045～2050	19,885	0.0207	412	0.774	0.183	58	0.170	54	56	0
2050～2055	18,771	0.0213	400	0.774	0.183	57	0.170	53	55	0
2055～2060	17,720	0.0223	395	0.774	0.183	56	0.170	52	54	0
<参考値>										
2060	16728	0.0234	391	0.774	0.183	55	0.170	51	53	0

新潟県加茂市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	8,659		4.38	0.0081	29.1	0
1975	8,974	315	4.13	0.0074	32.7	10
1980	9,091	117	4.04	0.0072	34.4	3
1985	9,128	37	3.94	0.0074	34.3	1
1990	9,158	30	3.81	0.0076	34.6	1
1995	9,325	167	3.62	0.0086	32.1	5
2000	9,613	288	3.44	0.0089	32.6	9
2005	9,587	-26	3.28	0.0101	30.2	-1
2010	9,677	90	3.08	0.0116	28.0	3
2015	9,387	-290	2.99	0.0134	24.9	-12
2020	9,105	-282	2.91	0.0152	22.6	-12
2025	8,832	-273	2.84	0.0168	21.0	-13
2030	8,567	-265	2.76	0.0183	19.8	-13
2035	8,310	-257	2.69	0.0194	19.2	-13
2040	8,061	-249	2.61	0.0202	18.9	-13
2045	7,819	-242	2.54	0.0207	19.0	-13
2050	7,584	-235	2.48	0.0213	19.0	-12
2055	7,356	-228	2.41	0.0223	18.6	-12
2060	7,135	-221	2.34	0.0234	18.2	-12



新潟県加茂市における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
29 墳墓(=10+3+1+1+5+9)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
22 墳墓(=3+1+1+5+9+3)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
19 墳墓(=1+1+5+9+3)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
18 墳墓(=1+5+9+3)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
17 墳墓(=5+9+3)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
12 墳墓(=9+3)

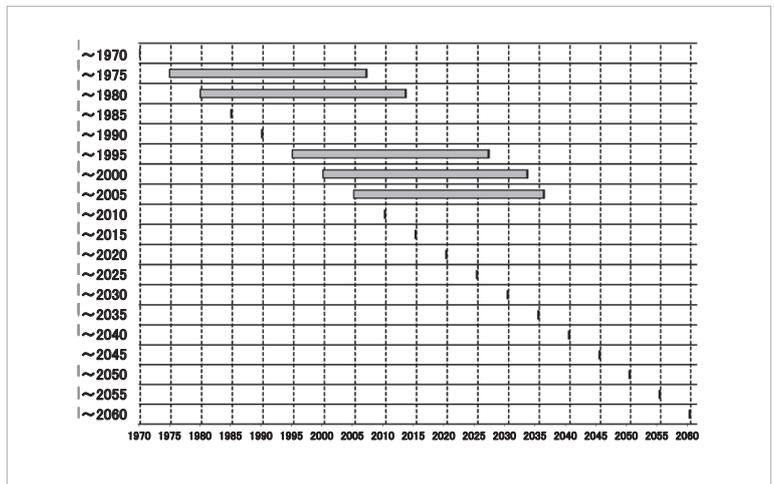
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
3 墳墓
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

福井県勝山市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	26,961	0.0096	259	0.774	0.183	37	0.170	34	36	15
2010～2015	25,471	0.0110	280	0.774	0.183	40	0.170	37	39	11
2015～2020	24,355	0.0127	309	0.774	0.183	44	0.170	41	43	9
2020～2025	23,288	0.0144	335	0.774	0.183	47	0.170	44	46	9
2025～2030	22,268	0.0159	354	0.774	0.183	50	0.170	47	49	9
2030～2035	21,293	0.0173	368	0.774	0.183	52	0.170	48	50	8
2035～2040	20,360	0.0184	375	0.774	0.183	53	0.170	49	51	2
2040～2045	19,468	0.0192	374	0.774	0.183	53	0.170	49	51	0
2045～2050	18,615	0.0196	365	0.774	0.183	52	0.170	48	50	0
2050～2055	17,800	0.0201	358	0.774	0.183	51	0.170	47	49	0
2055～2060	17,020	0.0211	359	0.774	0.183	51	0.170	47	49	0
<参考値>										
2060	16,275	0.0221	360	0.774	0.183	51	0.170	47	49	0

福井県勝山市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	7,532		4.34	0.0082	30.3	0
1975	7,652	120	4.05	0.0077	32.0	4
1980	7,731	79	3.99	0.0075	33.4	2
1985	7,718	-13	3.94	0.0073	34.8	0
1990	7,701	-17	3.87	0.0076	34.0	-1
1995	7,733	32	3.77	0.0083	31.9	1
2000	7,942	209	3.54	0.0085	33.2	6
2005	7,990	48	3.37	0.0096	30.9	2
2010	7,773	-217	3.28	0.0110	27.7	-8
2015	7,625	-148	3.19	0.0127	24.7	-6
2020	7,480	-145	3.11	0.0144	22.3	-7
2025	7,338	-142	3.03	0.0159	20.7	-7
2030	7,199	-139	2.96	0.0173	19.5	-7
2035	7,062	-137	2.88	0.0184	18.9	-7
2040	6,928	-134	2.81	0.0192	18.5	-7
2045	6,796	-132	2.74	0.0196	18.6	-7
2050	6,667	-129	2.67	0.0201	18.6	-7
2055	6,540	-127	2.60	0.0211	18.2	-7
2060	6,416	-124	2.54	0.0221	17.8	-7



福井県勝山市における年間必要墳墓数の推移

(1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数

15 墳墓 (=4+2+1+6+2)

(2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数

11 墳墓 (=2+1+6+2)

(3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数

9 墳墓 (=1+6+2)

(4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数

9 墳墓 (=1+6+2)

(5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数

9 墳墓 (=1+6+2)

(6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数

8 墳墓 (=6+2)

(7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数

2 墳墓 (=206+266+195+73)

(8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(参考値)2060年の年間必要墳墓数

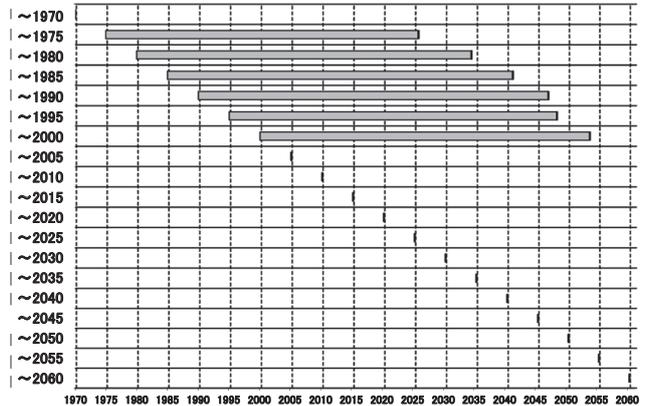
0 墳墓

静岡県下田市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	26,557	0.0085	226	0.774	0.183	32	0.170	30	31	52
2010～2015	25,013	0.0097	243	0.774	0.183	34	0.170	32	33	52
2015～2020	23,962	0.0112	268	0.774	0.183	38	0.170	35	37	52
2020～2025	22,956	0.0127	292	0.774	0.183	41	0.170	38	40	52
2025～2030	21,992	0.0140	308	0.774	0.183	44	0.170	41	43	52
2030～2035	21,068	0.0152	320	0.774	0.183	45	0.170	42	44	31
2035～2040	20,183	0.0161	325	0.774	0.183	46	0.170	43	45	23
2040～2045	19,335	0.0168	325	0.774	0.183	46	0.170	43	45	23
2045～2050	18,523	0.0172	319	0.774	0.183	45	0.170	42	44	22
2050～2055	17,745	0.0177	314	0.774	0.183	44	0.170	41	43	4
2055～2060	17,000	0.0186	316	0.774	0.183	45	0.170	42	44	0
<参考値>										
2060	16286	0.0195	318	0.774	0.183	45	0.170	42	44	0

静岡県下田市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	8,546		3.55	0.0066	37.6	0
1975	9,621	1,075	3.29	0.0060	50.6	21
1980	10,075	454	3.08	0.0060	54.2	8
1985	10,134	59	2.98	0.0060	55.9	1
1990	10,911	777	2.76	0.0064	56.7	14
1995	11,118	207	2.62	0.0072	53.1	4
2000	11,309	191	2.46	0.0076	53.5	4
2005	11,105	-204	2.39	0.0085	49.2	-4
2010	10,905	-200	2.29	0.0097	44.9	-4
2015	10,709	-196	2.24	0.0112	39.9	-5
2020	8,829	-1,880	2.60	0.0127	30.3	-62
2025	8,658	-171	2.54	0.0140	28.1	-6
2030	8,461	-197	2.49	0.0152	26.4	-7
2035	8,306	-155	2.43	0.0161	25.6	-6
2040	8,158	-148	2.37	0.0168	25.1	-6
2045	8,019	-140	2.31	0.0172	25.2	-6
2050	7,852	-167	2.26	0.0177	25.0	-7
2055	7,727	-124	2.20	0.0186	24.4	-5
2060	7,575	-152	2.15	0.0195	23.9	-6



静岡県下田市における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
52 墳墓(=21+8+1+14+4+4)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
52 墳墓(=21+8+1+14+4+4)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
52 墳墓(=21+8+1+14+4+4)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
52 墳墓(=21+8+1+14+4+4)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
52 墳墓(=21+8+1+14+4+4)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
31 墳墓(=8+1+14+4+4)

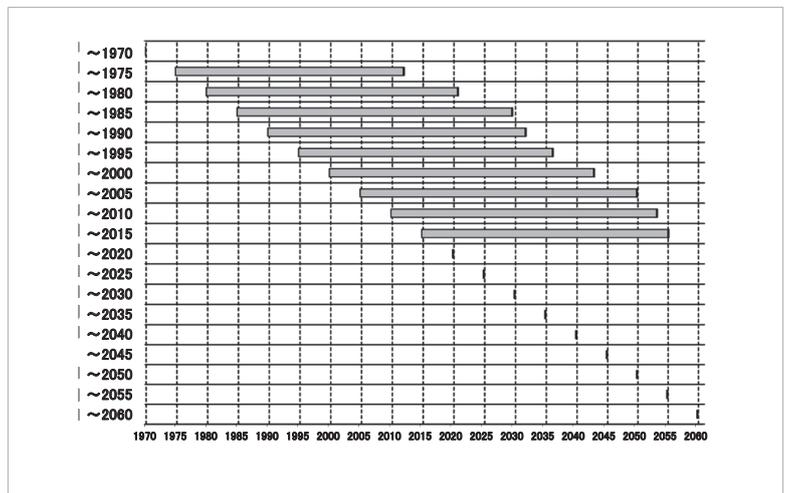
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
23 墳墓(=1+14+4+4)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
23 墳墓(=1+14+4+4)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
22 墳墓(14+4+4)
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
4 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

愛知県弥富市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	42,575	0.0074	315	0.774	0.183	45	0.170	41	43	221
2010～2015	43,280	0.0085	368	0.774	0.183	52	0.170	48	50	261
2015～2020	42,302	0.0098	415	0.774	0.183	59	0.170	55	57	238
2020～2025	41,346	0.0111	459	0.774	0.183	65	0.170	60	63	238
2025～2030	40,411	0.0123	497	0.774	0.183	70	0.170	65	68	209
2030～2035	39,498	0.0134	529	0.774	0.183	75	0.170	70	73	188
2035～2040	38,605	0.0142	548	0.774	0.183	78	0.170	72	75	171
2040～2045	37,733	0.0148	558	0.774	0.183	79	0.170	73	76	136
2045～2050	36,880	0.0151	557	0.774	0.183	79	0.170	73	76	108
2050～2055	36,047	0.0155	559	0.774	0.183	79	0.170	74	77	58
2055～2060	35,232	0.0162	571	0.774	0.183	81	0.170	75	78	18
<参考値>										
2060	34,436	0.0170	585	0.774	0.183	83	0.170	77	80	0

愛知県弥富市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	4,903		5.57	0.0057	46.5	0
1975	6,411	1,508	5.10	0.0053	37.0	41
1980	7,592	1,181	4.80	0.0051	40.8	29
1985	8,549	957	4.40	0.0051	44.6	21
1990	9,276	727	4.20	0.0057	41.8	17
1995	10,732	1,456	3.85	0.0063	41.2	35
2000	11,932	1,200	3.53	0.0066	42.9	28
2005	14,192	2,260	3.00	0.0074	45.0	50
2010	15,919	1,727	2.72	0.0085	43.3	40
2015	16,642	723	2.54	0.0098	40.2	18
2020	16,605	-37	2.49	0.0111	36.2	-1
2025	16,562	-43	2.44	0.0123	33.3	-1
2030	16,389	-173	2.41	0.0134	31.0	-6
2035	16,358	-31	2.36	0.0142	29.8	-1
2040	16,335	-24	2.31	0.0148	29.3	-1
2045	16,319	-16	2.26	0.0151	29.3	-1
2050	16,237	-81	2.22	0.0155	29.1	-3
2055	16,236	-1	2.17	0.0162	28.4	0
2060	16,167	-69	2.13	0.0170	27.6	-2



愛知県弥富市における年間必要墳墓数の推移

(1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数

221 墳墓 (=41+29+21+17+35+28+50)

(2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数

261 墳墓 (=41+29+21+17+35+28+50+40)

(3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数

238 墳墓 (=29+21+17+35+28+50+40+18)

(4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数

238 墳墓 (=29+21+17+35+28+50+40+18)

(5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数

209 墳墓 (=21+17+35+28+50+40+18)

(6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数

188 墳墓 (=17+35+28+50+40+18)

(7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数

171 墳墓 (=35+28+50+40+18)

(8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数

136 墳墓 (=28+50+40+18)

(9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数

108 墳墓 (=50+40+18)

(10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数

58 墳墓 (=40+18)

(11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数

18 墳墓

(参考値)2060年の年間必要墳墓数

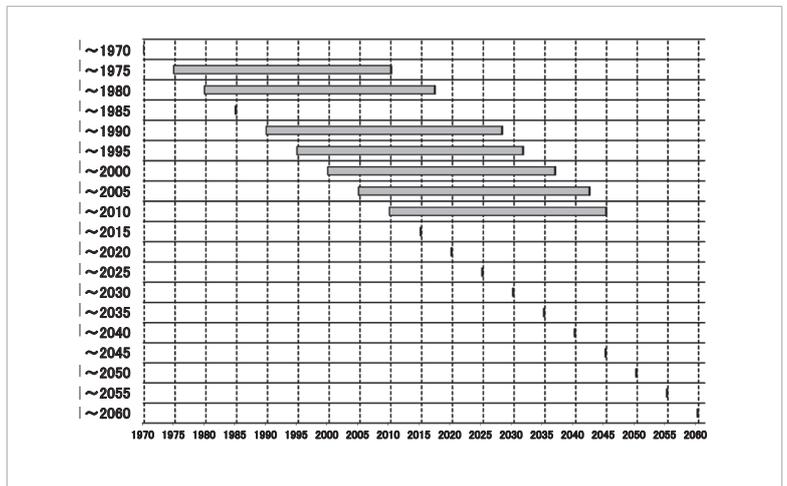
0 墳墓

岐阜県美濃市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	23,390	0.0089	208	0.774	0.183	29	0.170	27	28	46
2010～2015	22,628	0.0102	231	0.774	0.183	33	0.170	30	32	55
2015～2020	21,632	0.0118	255	0.774	0.183	36	0.170	34	35	44
2020～2025	20,680	0.0134	277	0.774	0.183	39	0.170	36	38	38
2025～2030	19,770	0.0148	293	0.774	0.183	42	0.170	39	41	38
2030～2035	18,900	0.0161	304	0.774	0.183	43	0.170	40	42	36
2035～2040	18,068	0.0171	309	0.774	0.183	44	0.170	41	43	24
2040～2045	17,273	0.0178	307	0.774	0.183	43	0.170	40	42	23
2045～2050	16,513	0.0182	301	0.774	0.183	43	0.170	40	42	9
2050～2055	15,786	0.0187	295	0.774	0.183	42	0.170	39	41	0
2055～2060	15,091	0.0196	296	0.774	0.183	42	0.170	39	41	0
<参考値>										
2060	14,427	0.0205	296	0.774	0.183	42	0.170	39	41	0

岐阜県美濃市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	6,114		4.32	0.0074	33.8	0
1975	6,498	384	4.12	0.0069	35.2	11
1980	6,712	214	4.00	0.0067	37.3	6
1985	6,704	-8	4.02	0.0065	38.3	0
1990	6,762	58	3.85	0.0068	38.2	2
1995	7,219	457	3.60	0.0076	36.6	12
2000	7,251	32	3.40	0.0080	36.8	1
2005	7,792	541	3.00	0.0089	37.4	14
2010	8,103	311	2.79	0.0102	35.1	9
2015	8,070	-33	2.68	0.0118	31.6	-1
2020	7,909	-161	2.61	0.0134	28.5	-6
2025	7,751	-158	2.55	0.0148	26.5	-6
2030	7,596	-155	2.49	0.0161	25.0	-6
2035	7,444	-152	2.43	0.0171	24.1	-6
2040	7,295	-149	2.37	0.0178	23.7	-6
2045	7,149	-146	2.31	0.0182	23.8	-6
2050	7,006	-143	2.25	0.0187	23.7	-6
2055	6,866	-140	2.20	0.0196	23.2	-6
2060	6,729	-137	2.14	0.0205	22.8	-6



岐阜県美濃市における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
46 墳墓(=11+6+2+12+1+14)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
55 墳墓(=11+6+2+12+1+14+9)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
44 墳墓(=6+2+12+1+14+9)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
38 墳墓(=2+12+1+14+9)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
38 墳墓(=2+12+1+14+9)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
36 墳墓(=12+1+14+9)

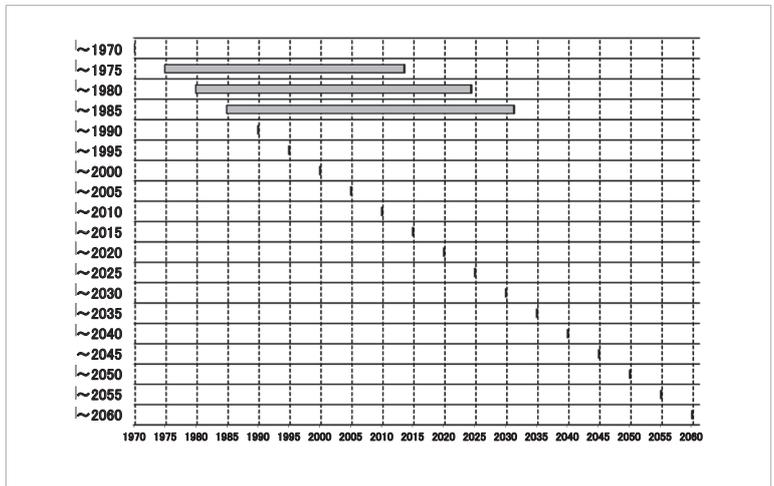
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
24 墳墓(=1+14+9)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
23 墳墓(=14+9)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
9 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

三重県熊野市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	21,230	0.0094	200	0.774	0.183	28	0.170	26	27	13
2010～2015	19,675	0.0108	212	0.774	0.183	30	0.170	28	29	13
2015～2020	18,413	0.0125	230	0.774	0.183	33	0.170	30	32	6
2020～2025	17,676	0.0142	251	0.774	0.183	36	0.170	33	35	6
2025～2030	16,969	0.0157	266	0.774	0.183	38	0.170	35	37	2
2030～2035	16,291	0.0171	279	0.774	0.183	40	0.170	37	39	2
2035～2040	15,639	0.0182	285	0.774	0.183	40	0.170	38	39	0
2040～2045	15,013	0.0189	284	0.774	0.183	40	0.170	37	39	0
2045～2050	14,413	0.0193	278	0.774	0.183	39	0.170	37	38	0
2050～2055	13,836	0.0198	274	0.774	0.183	39	0.170	36	38	0
2055～2060	13,283	0.0208	276	0.774	0.183	39	0.170	36	38	0
<参考値>										
2060	12,752	0.0218	278	0.774	0.183	39	0.170	37	38	0

三重県熊野市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	8,742		3.76	0.0083	31.1	0
1975	8,994	252	3.41	0.0076	38.6	7
1980	9,171	177	3.13	0.0072	44.4	4
1985	9,284	113	2.96	0.0073	46.3	2
1990	9,094	-190	2.84	0.0076	46.4	-4
1995	9,075	-19	2.65	0.0083	45.4	0
2000	8,859	-216	2.56	0.0083	47.1	-5
2005	8,691	-168	2.44	0.0094	43.6	-4
2010	8,526	-165	2.31	0.0108	40.1	-4
2015	8,364	-162	2.20	0.0125	36.3	-4
2020	8,205	-159	2.15	0.0142	32.7	-5
2025	8,049	-156	2.11	0.0157	30.2	-5
2030	7,896	-153	2.06	0.0171	28.3	-5
2035	7,746	-150	2.02	0.0182	27.2	-6
2040	7,599	-147	1.98	0.0189	26.8	-5
2045	7,455	-144	1.93	0.0193	26.8	-5
2050	7,313	-142	1.89	0.0198	26.7	-5
2055	7,174	-139	1.85	0.0208	26.0	-5
2060	7,038	-136	1.81	0.0218	25.3	-5



三重県熊野市における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
13 墳墓(=7+4+2)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
13 墳墓(=7+4+2)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
6 墳墓(=4+2)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
6 墳墓(=4+2)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
2 墳墓
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
2 墳墓

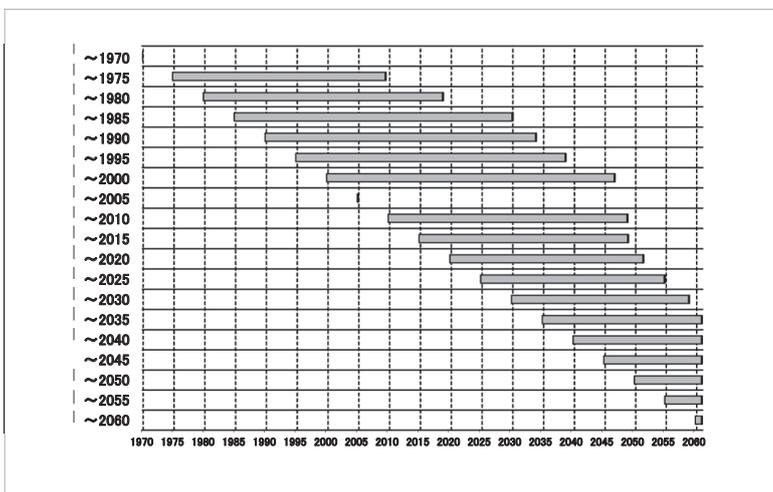
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

滋賀県米原市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	41,009	0.0077	316	0.774	0.183	45	0.170	42	44	89
2010～2015	40,059	0.0088	353	0.774	0.183	50	0.170	46	48	104
2015～2020	40,279	0.0102	411	0.774	0.183	58	0.170	54	56	112
2020～2025	39,473	0.0116	458	0.774	0.183	65	0.170	60	63	119
2025～2030	38,684	0.0128	495	0.774	0.183	70	0.170	65	68	133
2030～2035	37,910	0.0139	527	0.774	0.183	75	0.170	69	72	148
2035～2040	37,152	0.0148	550	0.774	0.183	78	0.170	72	75	139
2040～2045	36,409	0.0154	561	0.774	0.183	79	0.170	74	77	134
2045～2050	35,681	0.0157	560	0.774	0.183	79	0.170	74	77	150
2050～2055	34,967	0.0161	563	0.774	0.183	80	0.170	74	77	106
2055～2060	34,268	0.0169	579	0.774	0.183	82	0.170	76	79	96
<参考値>										
2060	33,583	0.0177	594	0.774	0.183	84	0.170	78	81	98

滋賀県米原市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	9,661		4.05	0.0085	29.0	0
1975	10,148	487	3.87	0.0075	34.5	14
1980	10,379	231	3.79	0.0068	38.8	6
1985	11,100	722	3.58	0.0062	45.1	16
1990	11,478	378	3.45	0.0066	43.9	9
1995	12,403	924	3.27	0.0070	43.7	21
2000	13,481	1,078	3.06	0.0070	46.7	23
2005	12,559	3	3.27	0.0077	39.8	0
2010	13,678	1,119	2.93	0.0088	38.8	29
2015	13,947	269	2.89	0.0102	33.9	8
2020	14,365	418	2.74	0.0116	31.4	13
2025	14,796	431	2.61	0.0128	29.9	14
2030	15,240	444	2.49	0.0139	28.9	15
2035	15,697	457	2.37	0.0148	28.5	16
2040	16,168	471	2.25	0.0154	28.8	16
2045	16,653	485	2.14	0.0157	29.7	16
2050	17,153	500	2.04	0.0161	30.5	16
2055	17,668	515	1.94	0.0169	30.5	17
2060	18,198	530	1.85	0.0177	30.6	17



滋賀県米原市における年間必要墳墓数の推移

(1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数

89 墳墓 (=14+6+16+9+21+23)

(2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数

104 墳墓 (=6+16+9+21+23+29)

(3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数

112 墳墓 (=6+16+9+21+23+29+8)

(4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数

119 墳墓 (=16+9+21+23+29+8+13)

(5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数

133 墳墓 (=16+9+21+23+29+8+13+14)

(6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数

148 墳墓 (=16+9+21+23+29+8+13+14+15)

(7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数

139 墳墓 (=21+23+29+8+13+14+15+16)

(8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数

134 墳墓 (=23+29+8+13+14+15+16+16)

(9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数

150 墳墓 (=23+29+8+13+14+15+16+16+16)

(10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数

106 墳墓 (=13+14+15+16+16+16+16)

(11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数

96 墳墓 (=15+16+16+16+16+17)

(参考値)2060年の年間必要墳墓数

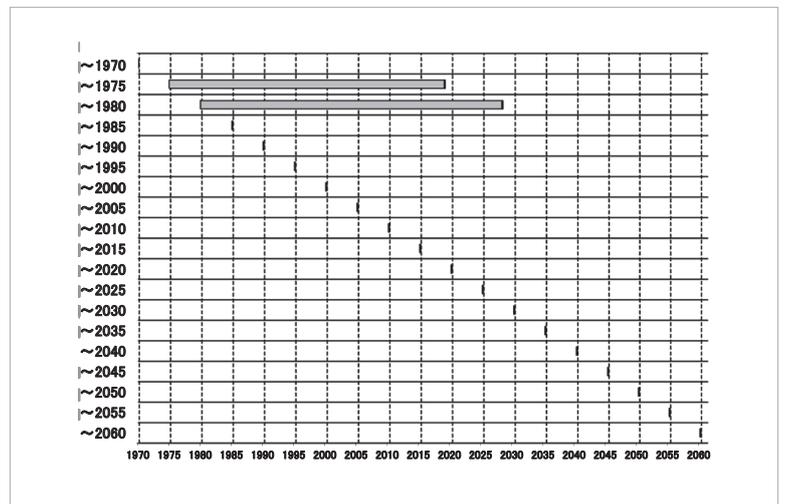
98 墳墓 (=16+16+16+16+17+17)

京都府宮津市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	21,512	0.0085	183	0.774	0.183	26	0.170	24	25	9
2010～2015	19,953	0.0097	194	0.774	0.183	27	0.170	26	27	9
2015～2020	19,135	0.0112	214	0.774	0.183	30	0.170	28	29	9
2020～2025	18,350	0.0127	233	0.774	0.183	33	0.170	31	32	8
2025～2030	17,598	0.0140	246	0.774	0.183	35	0.170	32	34	8
2030～2035	16,876	0.0152	257	0.774	0.183	36	0.170	34	35	0
2035～2040	16,184	0.0161	261	0.774	0.183	37	0.170	34	36	0
2040～2045	15,520	0.0168	261	0.774	0.183	37	0.170	34	36	0
2045～2050	14,884	0.0172	256	0.774	0.183	36	0.170	34	35	0
2050～2055	14,274	0.0177	253	0.774	0.183	36	0.170	33	35	0
2055～2060	13,689	0.0186	255	0.774	0.183	36	0.170	34	35	0
<参考値>										
2060	13,128	0.0195	256	0.774	0.183	36	0.170	34	35	0

京都府宮津市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	8,550		3.70	0.0070	39.7	0
1975	8,615	65	3.50	0.0065	43.9	1
1980	9,023	408	3.20	0.0065	48.1	8
1985	8,897	-126	3.14	0.0066	48.3	-3
1990	8,831	-66	3.00	0.0071	47.0	-1
1995	8,783	-48	2.84	0.0075	47.0	-1
2000	8,706	-77	2.67	0.0078	48.0	-2
2005	8,360	-346	2.57	0.0085	45.7	-8
2010	8,180	-180	2.44	0.0097	42.3	-4
2015	7,959	-221	2.40	0.0112	37.1	-6
2020	7,744	-215	2.37	0.0127	33.2	-6
2025	7,535	-209	2.34	0.0140	30.6	-7
2030	7,332	-203	2.30	0.0152	28.6	-7
2035	7,134	-198	2.27	0.0161	27.4	-7
2040	6,941	-193	2.24	0.0168	26.6	-7
2045	6,754	-187	2.20	0.0172	26.4	-7
2050	6,572	-182	2.17	0.0177	26.0	-7
2055	6,395	-177	2.14	0.0186	25.1	-7
2060	6,222	-173	2.11	0.0195	24.3	-7



京都府宮津市における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
9 墳墓 (=1+8)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
9 墳墓 (=1+8)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
9 墳墓 (=1+8)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
8 墳墓
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
8 墳墓
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓

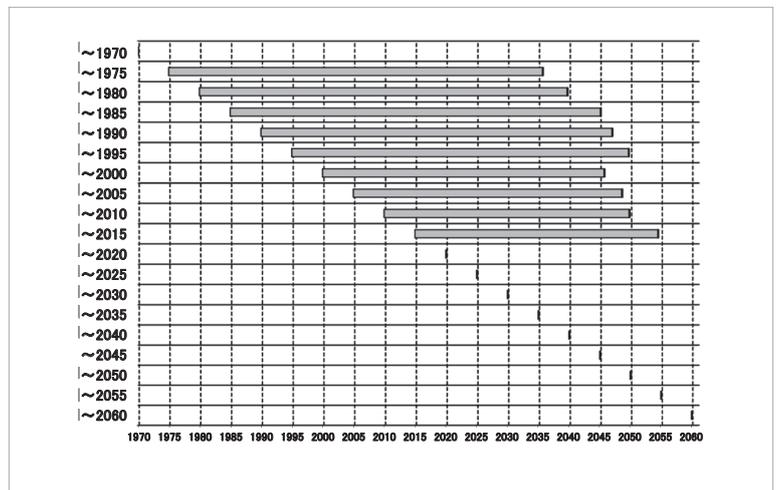
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

大阪府阪南市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	57,616	0.0079	455	0.774	0.183	64	0.170	60	62	232
2010～2015	56,663	0.0091	516	0.774	0.183	73	0.170	68	71	248
2015～2020	57,070	0.0105	599	0.774	0.183	85	0.170	79	82	329
2020～2025	54,388	0.0119	647	0.774	0.183	92	0.170	85	89	329
2025～2030	51,831	0.0131	679	0.774	0.183	96	0.170	89	93	329
2030～2035	49,395	0.0143	706	0.774	0.183	100	0.170	93	97	329
2035～2040	47,074	0.0152	716	0.774	0.183	101	0.170	94	98	329
2040～2045	44,861	0.0158	709	0.774	0.183	100	0.170	93	97	247
2045～2050	42,753	0.0162	693	0.774	0.183	98	0.170	91	95	247
2050～2055	40,743	0.0166	676	0.774	0.183	96	0.170	89	93	81
2055～2060	38,829	0.0174	676	0.774	0.183	96	0.170	89	93	0
<参考値>										
2060	37,004	0.0182	673	0.774	0.183	95	0.170	89	92	0

大阪府阪南市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	7,026		3,40	0.0054	54.5	0
1975	10,091	3,065	3,23	0.0051	60.7	50
1980	12,012	1,921	3,16	0.0053	59.7	32
1985	14,051	2,039	2,97	0.0056	60.1	34
1990	15,862	1,811	2,83	0.0062	57.0	32
1995	16,973	1,111	2,69	0.0068	54.7	20
2000	18,906	1,933	3,08	0.0071	45.7	42
2005	19,844	938	2,90	0.0079	43.6	22
2010	20,500	656	2,76	0.0091	39.8	16
2015	23,692	3,192	2,41	0.0105	39.5	81
2020	22,910	-782	2,37	0.0119	35.5	-22
2025	22,154	-756	2,34	0.0131	32.6	-23
2030	21,423	-731	2,31	0.0143	30.3	-24
2035	20,716	-707	2,27	0.0152	29.0	-24
2040	20,032	-684	2,24	0.0158	28.3	-24
2045	19,371	-661	2,21	0.0162	27.9	-24
2050	18,732	-639	2,18	0.0166	27.6	-23
2055	18,114	-618	2,14	0.0174	26.9	-23
2060	17,516	-598	2,11	0.0182	26.0	-23



大阪府阪南市における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
232 墳墓(=50+32+34+32+20+42+22)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
248 墳墓(=50+32+34+32+20+42+22+16)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
329 墳墓(=50+32+34+32+20+42+22+16+81)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
329 墳墓(=50+32+34+32+20+42+22+16+81)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
329 墳墓(=50+32+34+32+20+42+22+16+81)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
329 墳墓(=50+32+34+32+20+42+22+16+81)

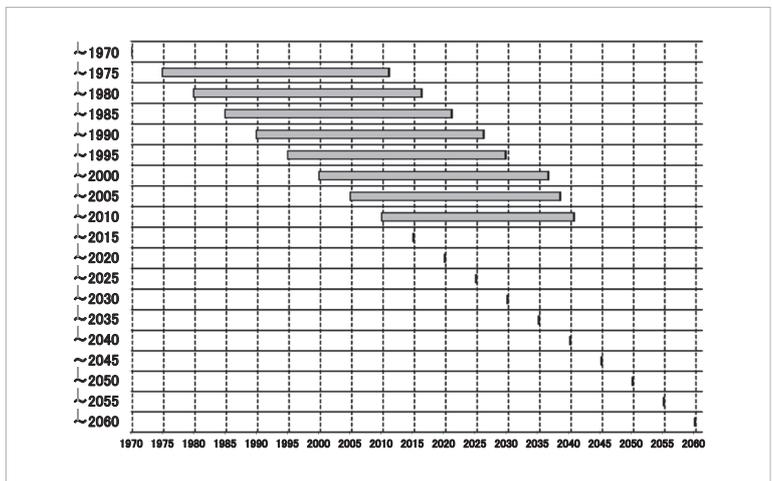
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
329 墳墓(=50+32+34+32+20+42+22+16+81)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
247 墳墓(=34+32+20+42+22+16+81)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
247 墳墓(=34+32+20+42+22+16+81)
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
81 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

和歌山県御坊市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	27,053	0.0109	295	0.774	0.183	42	0.170	39	41	41
2010～2015	26,106	0.0125	326	0.774	0.183	46	0.170	43	45	45
2015～2020	24,305	0.0145	352	0.774	0.183	50	0.170	46	48	38
2020～2025	22,628	0.0165	373	0.774	0.183	53	0.170	49	51	30
2025～2030	21,067	0.0182	383	0.774	0.183	54	0.170	50	52	28
2030～2035	19,613	0.0198	388	0.774	0.183	55	0.170	51	53	20
2035～2040	18,260	0.0210	383	0.774	0.183	54	0.170	50	52	20
2040～2045	17,000	0.0219	372	0.774	0.183	53	0.170	49	51	4
2045～2050	15,827	0.0224	355	0.774	0.183	50	0.170	47	49	0
2050～2055	14,735	0.0230	339	0.774	0.183	48	0.170	45	47	0
2055～2060	13,718	0.0241	331	0.774	0.183	47	0.170	44	46	0
<参考値>										
2060	12,771	0.0253	323	0.774	0.183	46	0.170	43	45	0

和歌山県御坊市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	8,368		3.65	0.0085	32.6	0
1975	8,632	264	3.51	0.0079	36.1	7
1980	8,933	301	3.40	0.0081	36.3	8
1985	9,015	82	3.38	0.0082	36.1	2
1990	9,179	164	3.17	0.0087	36.2	5
1995	9,286	107	3.07	0.0094	34.7	3
2000	9,833	547	2.85	0.0096	36.5	15
2005	9,856	23	2.74	0.0109	33.4	1
2010	9,993	137	2.61	0.0125	30.6	4
2015	9,493	-500	2.56	0.0145	26.9	-19
2020	9,018	-475	2.51	0.0165	24.2	-20
2025	8,567	-451	2.46	0.0182	22.3	-20
2030	8,139	-428	2.41	0.0198	21.0	-20
2035	7,732	-407	2.36	0.0210	20.2	-20
2040	7,345	-387	2.31	0.0219	19.7	-20
2045	6,978	-367	2.27	0.0224	19.7	-19
2050	6,629	-349	2.22	0.0230	19.6	-18
2055	6,298	-331	2.18	0.0241	19.0	-17
2060	5,983	-315	2.13	0.0253	18.5	-17



和歌山県御坊市における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
41 墳墓 (=7+8+2+5+3+15+1)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
45 墳墓 (=7+8+2+5+3+15+1+4)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
38 墳墓 (=8+2+5+3+15+1+4)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
30 墳墓 (=2+5+3+15+1+4)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
28 墳墓 (=5+3+15+1+4)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
20 墳墓 (=15+1+4)

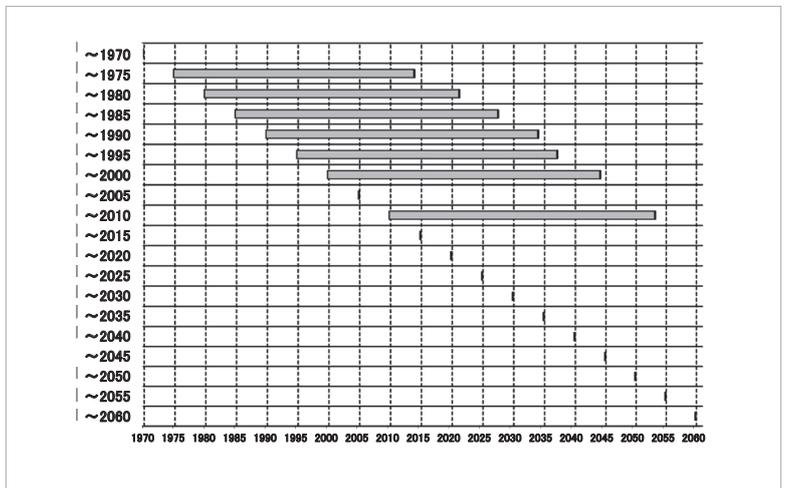
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
20 墳墓 (=15+1+4)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
4 墳墓
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

奈良県御所市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	32,273	0.0084	271	0.774	0.183	38	0.170	36	37	54
2010～2015	30,293	0.0096	291	0.774	0.183	41	0.170	38	40	94
2015～2020	28,463	0.0111	316	0.774	0.183	45	0.170	42	44	72
2020～2025	26,744	0.0126	337	0.774	0.183	48	0.170	44	46	72
2025～2030	25,129	0.0139	349	0.774	0.183	49	0.170	46	48	70
2030～2035	23,611	0.0151	357	0.774	0.183	51	0.170	47	49	64
2035～2040	22,185	0.0160	355	0.774	0.183	50	0.170	47	49	52
2040～2045	20,845	0.0167	348	0.774	0.183	49	0.170	46	48	45
2045～2050	19,586	0.0171	335	0.774	0.183	47	0.170	44	46	40
2050～2055	18,403	0.0176	324	0.774	0.183	46	0.170	43	45	40
2055～2060	17,291	0.0184	318	0.774	0.183	45	0.170	42	44	0
<参考値>										
2060	16,247	0.0193	314	0.774	0.183	44	0.170	41	43	0

奈良県御所市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	8,780		4.10	0.0074	34.7	0
1975	9,656	876	3.89	0.0066	39.0	22
1980	9,731	75	3.84	0.0063	41.3	2
1985	9,995	264	3.67	0.0064	42.6	6
1990	10,510	515	3.49	0.0065	44.1	12
1995	10,824	314	3.34	0.0071	42.2	7
2000	11,041	217	3.14	0.0072	44.2	5
2005	10,861	-180	2.97	0.0084	40.1	-4
2010	12,597	1,736	2.40	0.0096	43.3	40
2015	12,238	-359	2.33	0.0111	38.7	-9
2020	11,748	-490	2.28	0.0126	34.9	-14
2025	11,278	-470	2.23	0.0139	32.3	-15
2030	10,827	-451	2.18	0.0151	30.4	-15
2035	10,394	-433	2.13	0.0160	29.3	-15
2040	9,978	-416	2.09	0.0167	28.7	-14
2045	9,579	-399	2.04	0.0171	28.6	-14
2050	9,196	-383	2.00	0.0176	28.4	-13
2055	8,828	-368	1.96	0.0184	27.7	-13
2060	8,475	-353	1.92	0.0193	27.0	-13



奈良県御所市における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
54 墳墓(=22+2+6+12+7+5)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
94 墳墓(=22+2+6+12+7+5+40)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
72 墳墓(=2+6+12+7+5+40)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
72 墳墓(=2+6+12+7+5+40)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
70 墳墓(=6+12+7+5+40)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
64 墳墓(=12+7+5+40)

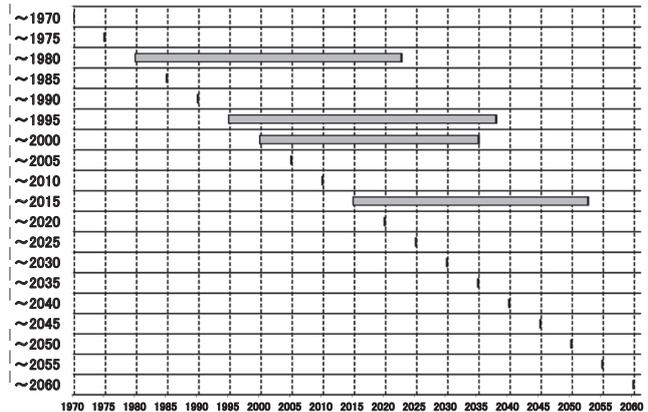
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
52 墳墓(=7+5+40)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
45 墳墓(=5+40)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
40 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
40 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

兵庫県養父市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	28,306	0.0076	215	0.774	0.183	30	0.170	28	29	11
2010～2015	26,509	0.0087	231	0.774	0.183	33	0.170	30	32	11
2015～2020	25,408	0.0101	257	0.774	0.183	36	0.170	34	35	27
2020～2025	24,352	0.0115	280	0.774	0.183	40	0.170	37	39	27
2025～2030	23,340	0.0127	296	0.774	0.183	42	0.170	39	41	23
2030～2035	22,370	0.0138	309	0.774	0.183	44	0.170	41	43	23
2035～2040	21,441	0.0147	315	0.774	0.183	45	0.170	41	43	23
2040～2045	20,550	0.0153	314	0.774	0.183	44	0.170	41	43	16
2045～2050	19,696	0.0156	307	0.774	0.183	43	0.170	40	42	16
2050～2055	18,878	0.0160	302	0.774	0.183	43	0.170	40	42	16
2055～2060	18,093	0.0168	304	0.774	0.183	43	0.170	40	42	0
<参考値>										
2060	17,342	0.0176	305	0.774	0.183	43	0.170	40	42	0

兵庫県養父市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	9,122		4.02	0.0066	42.1	0
1975	9,116	-6	3.83	0.0062	42.1	0
1980	9,275	159	3.66	0.0064	42.7	4
1985	9,193	-82	3.65	0.0064	42.8	-2
1990	9,005	-188	3.56	0.0062	45.3	-4
1995	9,252	247	3.38	0.0069	42.9	6
2000	9,298	46	3.24	0.0088	35.1	1
2005	9,212	-86	3.07	0.0076	42.8	-2
2010	9,062	-150	2.93	0.0087	39.3	-4
2015	9,673	611	2.63	0.0101	37.7	16
2020	9,441	-232	2.58	0.0115	33.7	-7
2025	9,214	-227	2.53	0.0127	31.1	-7
2030	8,993	-221	2.49	0.0138	29.1	-8
2035	8,777	-216	2.44	0.0147	27.8	-8
2040	8,566	-211	2.40	0.0153	27.2	-8
2045	8,360	-206	2.36	0.0156	27.2	-8
2050	8,159	-201	2.31	0.0160	27.0	-7
2055	7,963	-196	2.27	0.0168	26.2	-7
2060	7,772	-191	2.23	0.0176	25.5	-7



兵庫県養父市における年間必要墳墓数の推移

(1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数

11 墳墓(=4+6+1)

(2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数

11 墳墓(=4+6+1)

(3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数

27 墳墓(=4+6+1+16)

(4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数

27 墳墓(=4+6+1+16)

(5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数

23 墳墓(=6+1+16)

(6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数

23 墳墓(=6+1+16)

(7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数

23 墳墓(=6+1+16)

(8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数

16 墳墓

(9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数

16 墳墓

(10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数

16 墳墓

(11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(参考値)2060年の年間必要墳墓数

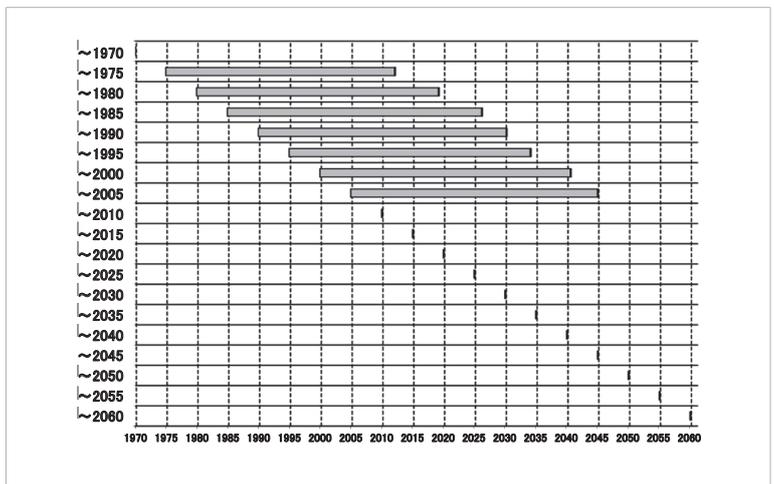
0 墳墓

岡山県美作市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	32,479	0.0095	309	0.774	0.183	44	0.170	41	43	34
2010～2015	30,504	0.0109	332	0.774	0.183	47	0.170	44	46	34
2015～2020	29,284	0.0126	369	0.774	0.183	52	0.170	49	51	31
2020～2025	28,113	0.0143	402	0.774	0.183	57	0.170	53	55	25
2025～2030	26,988	0.0158	426	0.774	0.183	60	0.170	56	58	25
2030～2035	25,908	0.0172	446	0.774	0.183	63	0.170	59	61	12
2035～2040	24,872	0.0183	455	0.774	0.183	64	0.170	60	62	8
2040～2045	23,877	0.0190	454	0.774	0.183	64	0.170	60	62	8
2045～2050	22,922	0.0194	445	0.774	0.183	63	0.170	59	61	0
2050～2055	22,005	0.0199	438	0.774	0.183	62	0.170	58	60	0
2055～2060	21,125	0.0209	442	0.774	0.183	63	0.170	58	61	0
<参考値>										
2060	20,280	0.0219	444	0.774	0.183	63	0.170	58	61	0

岡山県美作市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	10,979		3.71	0.0082	32.9	0
1975	11,084	105	3.50	0.0077	37.1	3
1980	11,303	219	3.40	0.0075	39.2	6
1985	11,824	521	3.24	0.0075	41.2	13
1990	11,878	55	3.11	0.0080	40.2	1
1995	12,000	122	3.01	0.0085	39.1	3
2000	12,205	205	2.83	0.0087	40.6	5
2005	12,344	139	2.63	0.0095	40.0	3
2010	11,205	-1,139	2.72	0.0109	33.7	-34
2015	10,970	-235	2.67	0.0126	29.7	-8
2020	10,740	-230	2.62	0.0143	26.7	-9
2025	10,514	-226	2.57	0.0158	24.7	-9
2030	10,293	-221	2.52	0.0172	23.1	-10
2035	10,077	-216	2.47	0.0183	22.1	-10
2040	9,865	-212	2.42	0.0190	21.7	-10
2045	9,658	-207	2.37	0.0194	21.7	-10
2050	9,455	-203	2.33	0.0199	21.6	-9
2055	9,256	-199	2.28	0.0209	21.0	-9
2060	9,062	-194	2.24	0.0219	20.4	-10



岡山県美作市における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
34 墳墓(=3+6+13+1+3+5+3)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
34 墳墓(=3+6+13+1+3+5+3)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
31 墳墓(=6+13+1+3+5+3)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
25 墳墓(=13+1+3+5+3)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
25 墳墓(=13+1+3+5+3)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
12 墳墓(=1+3+5+3)

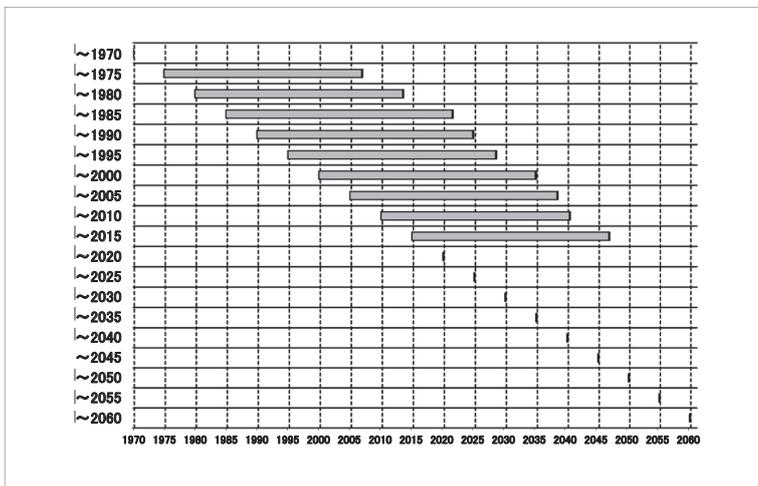
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
8 墳墓(=5+3)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
8 墳墓(=5+3)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

鳥取県境港市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	36,459	0.0105	383	0.774	0.183	54	0.170	50	52	100
2010～2015	35,219	0.0120	423	0.774	0.183	60	0.170	56	58	80
2015～2020	33,669	0.0139	468	0.774	0.183	66	0.170	62	64	125
2020～2025	32,188	0.0158	509	0.774	0.183	72	0.170	67	70	125
2025～2030	30,772	0.0175	539	0.774	0.183	76	0.170	71	74	110
2030～2035	29,418	0.0190	559	0.774	0.183	79	0.170	74	77	89
2035～2040	28,123	0.0202	568	0.774	0.183	80	0.170	75	78	74
2040～2045	26,886	0.0210	565	0.774	0.183	80	0.170	74	77	65
2045～2050	25,703	0.0215	553	0.774	0.183	78	0.170	73	76	63
2050～2055	24,572	0.0221	543	0.774	0.183	77	0.170	71	74	0
2055～2060	23,491	0.0232	545	0.774	0.183	77	0.170	72	75	0
<参考値>										
2060	22,457	0.0243	546	0.774	0.183	77	0.170	72	75	0

鳥取県境港市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	9,440		3.93	0.0092	27.7	0
1975	10,149	709	3.69	0.0085	31.9	22
1980	10,753	604	3.60	0.0083	33.5	18
1985	10,978	225	3.51	0.0078	36.5	6
1990	11,308	330	3.38	0.0085	34.8	9
1995	11,995	687	3.18	0.0094	33.5	21
2000	12,505	510	2.95	0.0097	34.9	15
2005	12,798	293	2.85	0.0105	33.4	9
2010	12,870	72	2.74	0.0120	30.4	2
2015	14,882	2,012	2.26	0.0139	31.8	63
2020	14,555	-327	2.21	0.0158	28.6	-11
2025	14,235	-320	2.16	0.0175	26.5	-12
2030	13,922	-313	2.11	0.0190	24.9	-13
2035	13,616	-306	2.07	0.0202	23.9	-13
2040	13,316	-300	2.02	0.0210	23.6	-13
2045	13,023	-293	1.97	0.0215	23.6	-12
2050	12,736	-287	1.93	0.0221	23.4	-12
2055	12,456	-280	1.89	0.0232	22.8	-12
2060	12,182	-274	1.84	0.0243	22.4	-12



鳥取県境港市における年間必要墳墓数の推移

(1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数

100 墳墓 (=22+18+6+9+21+15+9)

(2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数

80 墳墓 (=18+6+9+21+15+9+2)

(3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数

125 墳墓 (=6+9+21+15+9+2+63)

(4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数

125 墳墓 (=6+9+21+15+9+2+63)

(5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数

110 墳墓 (=21+15+9+2+63)

(6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数

89 墳墓 (=15+9+2+63)

(7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数

74 墳墓 (=9+2+63)

(8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数

65 墳墓 (=2+63)

(9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数

63 墳墓

(10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(参考値)2060年の年間必要墳墓数

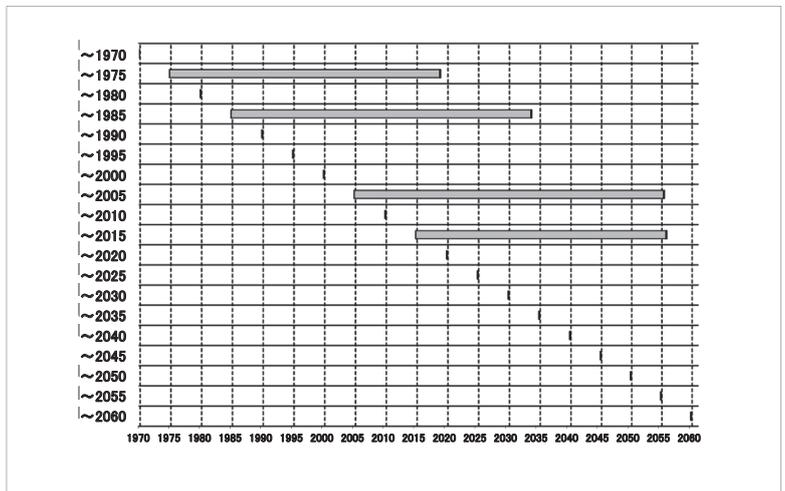
0 墳墓

広島県江田島市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	29,939	0.0090	269	0.774	0.183	38	0.170	35	37	29
2010～2015	27,018	0.0103	278	0.774	0.183	39	0.170	37	38	29
2015～2020	25,769	0.0119	307	0.774	0.183	43	0.170	40	42	56
2020～2025	24,578	0.0135	332	0.774	0.183	47	0.170	44	46	51
2025～2030	23,442	0.0149	349	0.774	0.183	49	0.170	46	48	51
2030～2035	22,358	0.0162	362	0.774	0.183	51	0.170	48	50	51
2035～2040	21,324	0.0172	367	0.774	0.183	52	0.170	48	50	47
2040～2045	20,338	0.0179	364	0.774	0.183	52	0.170	48	50	47
2045～2050	19,398	0.0183	355	0.774	0.183	50	0.170	47	49	47
2050～2055	18,501	0.0188	348	0.774	0.183	49	0.170	46	48	47
2055～2060	17,646	0.0197	348	0.774	0.183	49	0.170	46	48	47
<参考値>										
2060	16,830	0.0206	347	0.774	0.183	49	0.170	46	48	0

広島県江田島市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	12,953		3.46	0.0076	38.0	0
1975	13,175	221	3.30	0.0069	43.9	5
1980	13,132	-43	3.19	0.0067	46.8	-1
1985	13,350	218	3.02	0.0068	48.7	4
1990	12,982	-368	2.87	0.0072	48.4	-8
1995	12,936	-46	2.70	0.0079	47.0	-1
2000	12,613	-323	2.56	0.0081	48.2	-7
2005	13,599	986	2.20	0.0090	50.5	20
2010	11,451	-2,148	2.36	0.0103	41.1	-52
2015	12,553	1,102	2.05	0.0119	40.9	27
2020	12,176	-377	2.02	0.0135	36.7	-10
2025	11,811	-365	1.98	0.0149	33.8	-11
2030	11,457	-354	1.95	0.0162	31.6	-11
2035	11,113	-344	1.92	0.0172	30.3	-11
2040	10,780	-333	1.89	0.0179	29.6	-11
2045	10,457	-323	1.86	0.0183	29.5	-11
2050	10,143	-314	1.82	0.0188	29.2	-11
2055	9,839	-304	1.79	0.0197	28.3	-11
2060	9,544	-295	1.76	0.0206	27.5	-11



広島県江田島市における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
29 墳墓(=5+4+20)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
29 墳墓(=5+4+20)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
56 墳墓(=5+4+20+27)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
51 墳墓(=4+20+27)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
51 墳墓(=4+20+27)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
51 墳墓(=4+20+27)

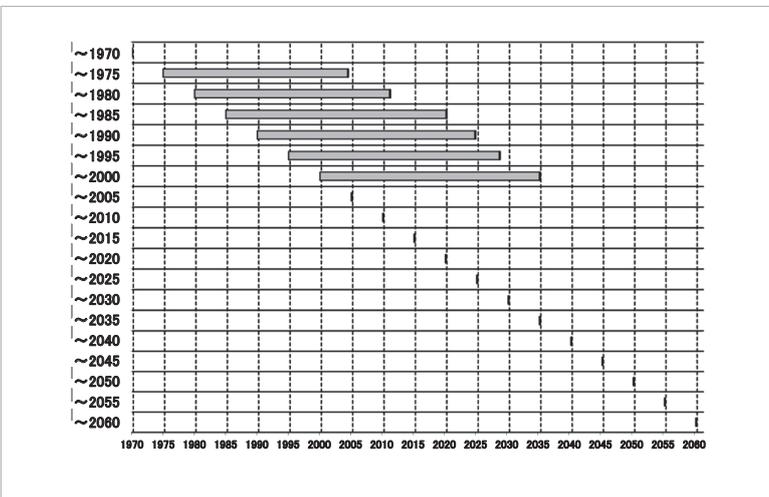
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
47 墳墓(=20+27)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
47 墳墓(=20+27)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
47 墳墓(=20+27)
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
47 墳墓(=20+27)
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
47 墳墓(=20+27)
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

島根県江津市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	27,774	0.0116	322	0.774	0.183	46	0.170	42	44	41
2010～2015	25,782	0.0133	343	0.774	0.183	49	0.170	45	47	41
2015～2020	24,292	0.0154	374	0.774	0.183	53	0.170	49	51	35
2020～2025	22,888	0.0175	401	0.774	0.183	57	0.170	53	55	35
2025～2030	21,565	0.0193	416	0.774	0.183	59	0.170	55	57	13
2030～2035	20,319	0.0210	427	0.774	0.183	60	0.170	56	58	4
2035～2040	19,145	0.0223	427	0.774	0.183	60	0.170	56	58	0
2040～2045	18,038	0.0232	418	0.774	0.183	59	0.170	55	57	0
2045～2050	16,995	0.0237	403	0.774	0.183	57	0.170	53	55	0
2050～2055	16,013	0.0244	391	0.774	0.183	55	0.170	51	53	0
2055～2060	15,087	0.0256	386	0.774	0.183	55	0.170	51	53	0
<参考値>										
2060	14,215	0.0268	381	0.774	0.183	54	0.170	50	52	0

島根県江津市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	8,573		3.91	0.0101	25.9	0
1975	9,106	533	3.62	0.0094	29.4	18
1980	9,286	180	3.53	0.0091	31.1	6
1985	9,589	303	3.43	0.0083	35.1	9
1990	10,024	435	3.17	0.0091	34.7	13
1995	10,342	318	2.97	0.0100	33.6	9
2000	10,476	134	2.80	0.0102	35.0	4
2005	10,365	-111	2.68	0.0116	32.2	-3
2010	10,240	-125	2.52	0.0133	29.9	-4
2015	9,830	-410	2.47	0.0154	26.3	-16
2020	9,437	-393	2.43	0.0175	23.6	-17
2025	9,060	-377	2.38	0.0193	21.8	-17
2030	8,698	-362	2.34	0.0210	20.4	-18
2035	8,350	-348	2.29	0.0223	19.6	-18
2040	8,016	-334	2.25	0.0232	19.2	-17
2045	7,695	-321	2.21	0.0237	19.1	-17
2050	7,387	-308	2.17	0.0244	18.9	-16
2055	7,092	-295	2.13	0.0256	18.4	-16
2060	6,808	-284	2.09	0.0268	17.9	-16



島根県江津市における年間必要墳墓数の推移

(1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数

41 墳墓(=6+9+13+9+4)

(2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数

41 墳墓(=6+9+13+9+4)

(3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数

35 墳墓(=9+13+9+4)

(4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数

35 墳墓(=9+13+9+4)

(5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数

13 墳墓(=9+4)

(6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数

4 墳墓

(7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(参考値)2060年の年間必要墳墓数

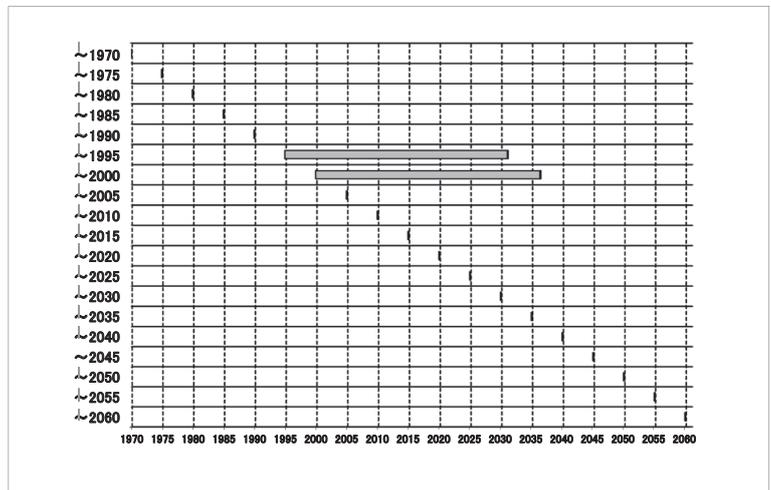
0 墳墓

山口県美祢市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	35,929	0.0112	366	0.774	0.183	52	0.170	48	50	20
2010～2015	33,625	0.0128	393	0.774	0.183	56	0.170	52	54	20
2015～2020	31,877	0.0148	430	0.774	0.183	61	0.170	57	59	20
2020～2025	30,219	0.0168	462	0.774	0.183	65	0.170	61	63	20
2025～2030	28,648	0.0186	484	0.774	0.183	69	0.170	64	67	20
2030～2035	27,158	0.0202	500	0.774	0.183	71	0.170	66	69	20
2035～2040	25,746	0.0215	502	0.774	0.183	71	0.170	66	69	13
2040～2045	24,407	0.0224	495	0.774	0.183	70	0.170	65	68	0
2045～2050	23,138	0.0229	481	0.774	0.183	68	0.170	63	66	0
2050～2055	21,935	0.0235	469	0.774	0.183	66	0.170	62	64	0
2055～2060	20,794	0.0246	466	0.774	0.183	66	0.170	61	64	0
<参考値>										
2060	19,713	0.0258	463	0.774	0.183	66	0.170	61	64	0

山口県美祢市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	12,287		3.56	0.0085	33.0	0
1975	11,278	-1,008	3.34	0.0077	38.9	-26
1980	10,843	-435	3.40	0.0079	37.2	-12
1985	10,773	-70	3.32	0.0077	39.2	-2
1990	10,767	-6	3.11	0.0085	37.8	0
1995	11,004	237	2.94	0.0094	36.1	7
2000	11,485	481	2.75	0.0100	36.4	13
2005	11,470	-15	2.60	0.0112	34.3	0
2010	10,557	-913	2.71	0.0128	28.8	-32
2015	10,040	-517	2.67	0.0148	25.3	-20
2020	9,548	-492	2.63	0.0168	22.6	-22
2025	9,080	-468	2.59	0.0186	20.8	-23
2030	8,635	-445	2.55	0.0202	19.4	-23
2035	8,212	-423	2.51	0.0215	18.6	-23
2040	7,810	-402	2.47	0.0224	18.1	-22
2045	7,427	-383	2.43	0.0229	18.0	-21
2050	7,063	-364	2.39	0.0235	17.8	-20
2055	6,717	-346	2.35	0.0246	17.3	-20
2060	6,388	-329	2.31	0.0258	16.7	-20



山口県美祢市における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
20 墳墓(=7+13)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
20 墳墓(=7+13)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
20 墳墓(=7+13)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
20 墳墓(=7+13)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
20 墳墓(=7+13)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
20 墳墓(=7+13)

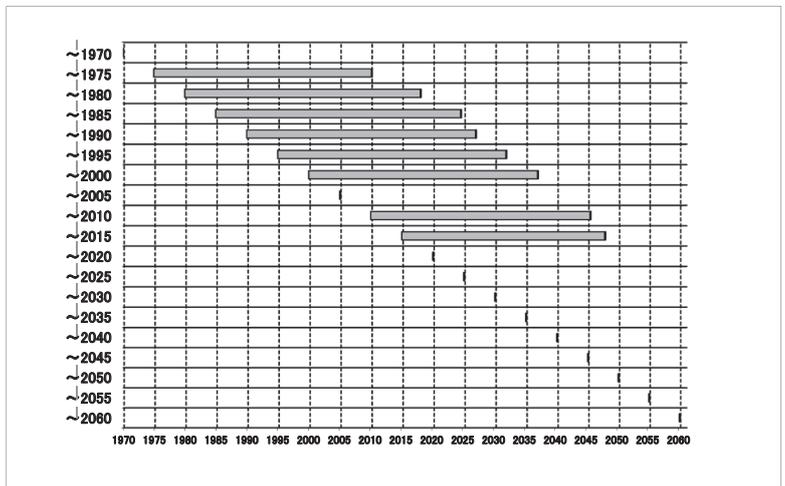
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
13 墳墓
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

香川県東かがわ市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	35,929	0.0102	366	0.774	0.183	52	0.170	48	50	54
2010～2015	33,625	0.0117	393	0.774	0.183	56	0.170	52	54	82
2015～2020	31,877	0.0135	430	0.774	0.183	61	0.170	57	59	73
2020～2025	30,219	0.0153	462	0.774	0.183	65	0.170	61	63	57
2025～2030	28,648	0.0169	484	0.774	0.183	69	0.170	64	67	54
2030～2035	27,158	0.0184	500	0.774	0.183	71	0.170	66	69	51
2035～2040	25,746	0.0195	502	0.774	0.183	71	0.170	66	69	46
2040～2045	24,407	0.0203	495	0.774	0.183	70	0.170	65	68	35
2045～2050	23,138	0.0208	481	0.774	0.183	68	0.170	63	66	35
2050～2055	21,935	0.0214	469	0.774	0.183	66	0.170	62	64	0
2055～2060	20,794	0.0224	466	0.774	0.183	66	0.170	61	64	0
<参考値>										
2060	19,713	0.0235	463	0.774	0.183	66	0.170	61	64	0

香川県東かがわ市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	10,935		3,89	0.0084	32.1	0
1975	11,491	556	3,75	0.0076	35.1	16
1980	12,111	620	3,56	0.0074	38.0	16
1985	12,240	129	3,47	0.0073	39.5	3
1990	12,369	129	3,30	0.0082	36.9	3
1995	12,558	189	3,12	0.0087	36.8	5
2000	12,964	406	2,91	0.0093	36.9	11
2005	12,917	-47	2,78	0.0102	35.2	-1
2010	13,910	993	2,42	0.0117	35.4	28
2015	14,128	218	2,26	0.0135	32.8	7
2020	13,648	-480	2,21	0.0153	29.5	-16
2025	13,184	-464	2,17	0.0169	27.2	-17
2030	12,736	-448	2,13	0.0184	25.5	-18
2035	12,303	-433	2,09	0.0195	24.5	-18
2040	11,885	-418	2,05	0.0203	24.0	-17
2045	11,481	-404	2,02	0.0208	23.9	-17
2050	11,091	-390	1,98	0.0214	23.6	-17
2055	10,714	-377	1,94	0.0224	23.0	-16
2060	10,350	-364	1,90	0.0235	22.3	-16



香川県東かがわ市における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
54 墳墓(=16+16+3+3+5+11)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
82 墳墓(=16+16+3+3+5+11+28)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
73 墳墓(=16+3+3+5+11+28+7)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
57 墳墓(=3+3+5+11+28+7)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
54 墳墓(=3+5+11+28+7)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
51 墳墓(=5+11+28+7)

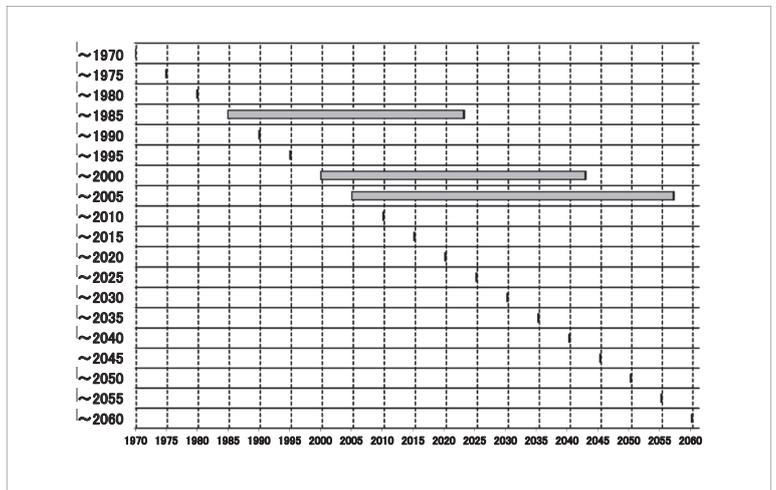
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
46 墳墓(=11+28+7)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
35 墳墓(=28+7)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
35 墳墓(=28+7)
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

徳島県三好市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	34,103	0.0107	365	0.774	0.183	52	0.170	48	50	145
2010～2015	29,963	0.0123	369	0.774	0.183	52	0.170	49	51	145
2015～2020	29,252	0.0142	415	0.774	0.183	59	0.170	55	57	145
2020～2025	27,611	0.0161	445	0.774	0.183	63	0.170	59	61	145
2025～2030	26,062	0.0178	464	0.774	0.183	66	0.170	61	64	143
2030～2035	24,600	0.0194	477	0.774	0.183	68	0.170	63	66	143
2035～2040	23,220	0.0206	478	0.774	0.183	68	0.170	63	66	143
2040～2045	21,917	0.0214	469	0.774	0.183	66	0.170	62	64	143
2045～2050	20,687	0.0219	453	0.774	0.183	64	0.170	60	62	68
2050～2055	19,526	0.0225	439	0.774	0.183	62	0.170	58	60	68
2055～2060	18,431	0.0236	435	0.774	0.183	62	0.170	57	60	68
<参考値>										
2060	17,397	0.0247	430	0.774	0.183	61	0.170	57	59	0

徳島県三好市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	14,577		3.81	0.0095	27.6	0
1975	14,079	-498	3.56	0.0087	32.3	-15
1980	13,719	-360	3.43	0.0085	34.3	-10
1985	13,781	62	3.29	0.0080	38.0	2
1990	13,446	-336	3.14	0.0087	36.6	-9
1995	12,214	-1,232	2.98	0.0092	36.5	-34
2000	15,429	3,215	2.42	0.0097	42.6	75
2005	18,975	3,546	1.80	0.0107	52.0	68
2010	13,736	-5,239	2.18	0.0123	37.3	-140
2015	13,464	-272	2.17	0.0142	32.4	-8
2020	12,979	-485	2.13	0.0161	29.2	-17
2025	12,512	-467	2.08	0.0178	27.0	-17
2030	12,062	-450	2.04	0.0194	25.3	-18
2035	11,628	-434	2.00	0.0206	24.3	-18
2040	11,209	-419	1.96	0.0214	23.9	-18
2045	10,805	-404	1.91	0.0219	23.8	-17
2050	10,416	-389	1.87	0.0225	23.7	-16
2055	10,041	-375	1.84	0.0236	23.1	-16
2060	9,680	-361	1.80	0.0247	22.5	-16



徳島県三好市における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
145 墳墓(=2+75+68)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
145 墳墓(=2+75+68)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
145 墳墓(=2+75+68)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
145 墳墓(=2+75+68)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
143 墳墓(=75+68)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
143 墳墓(=75+68)

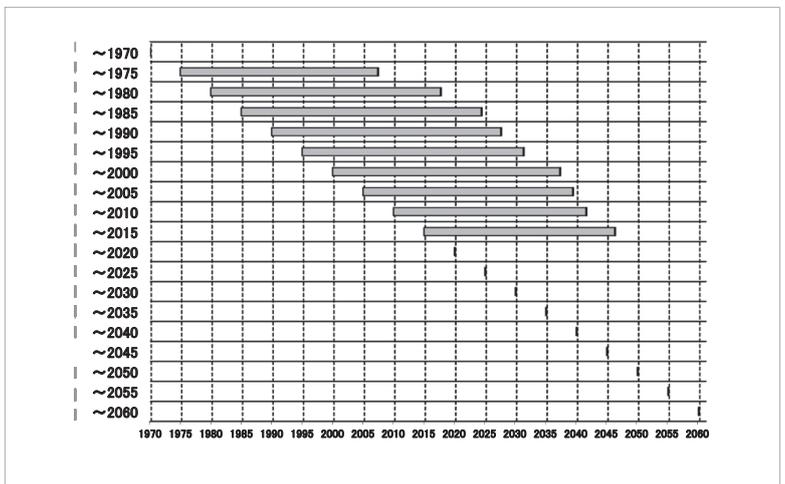
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
143 墳墓(=75+68)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
143 墳墓(=75+68)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
68 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
68 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
68 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

愛媛県東温市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	35,278	0.0106	374	0.774	0.183	53	0.170	49	51	197
2010～2015	35,280	0.0121	427	0.774	0.183	60	0.170	56	58	180
2015～2020	33,269	0.0140	466	0.774	0.183	66	0.170	61	64	214
2020～2025	31,373	0.0159	499	0.774	0.183	71	0.170	66	69	177
2025～2030	29,584	0.0176	521	0.774	0.183	74	0.170	69	72	153
2030～2035	27,898	0.0191	533	0.774	0.183	75	0.170	70	73	139
2035～2040	26,308	0.0203	534	0.774	0.183	76	0.170	70	73	111
2040～2045	24,808	0.0211	523	0.774	0.183	74	0.170	69	72	54
2045～2050	23,394	0.0216	505	0.774	0.183	72	0.170	66	69	34
2050～2055	22,061	0.0222	490	0.774	0.183	69	0.170	64	67	0
2055～2060	20,803	0.0233	485	0.774	0.183	69	0.170	64	67	0
<参考値>										
2060	19,618	0.0244	479	0.774	0.183	68	0.170	63	66	0

愛媛県東温市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	5,701		4.10	0.0087	32.0	0
1975	6,896	1,195	3.86	0.0080	32.4	37
1980	8,284	1,388	3.53	0.0075	37.7	37
1985	9,248	964	3.39	0.0075	39.4	24
1990	9,779	531	3.25	0.0082	37.6	14
1995	10,801	1,022	3.06	0.0090	36.3	28
2000	11,921	1,120	2.91	0.0092	37.3	30
2005	12,861	940	2.74	0.0106	34.4	27
2010	13,490	629	2.62	0.0121	31.6	20
2015	14,563	1,073	2.28	0.0140	31.3	34
2020	13,966	-597	2.25	0.0159	28.0	-21
2025	13,393	-573	2.21	0.0176	25.7	-22
2030	12,844	-549	2.17	0.0191	24.1	-23
2035	12,317	-527	2.14	0.0203	23.0	-23
2040	11,812	-505	2.10	0.0211	22.6	-22
2045	11,328	-484	2.07	0.0216	22.4	-22
2050	10,864	-464	2.03	0.0222	22.2	-21
2055	10,419	-445	2.00	0.0233	21.5	-21
2060	9,992	-427	1.96	0.0244	20.9	-20



愛媛県東温市における年間必要墳墓数の推移

(1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数

197 墳墓(=37+37+24+14+28+30+27)

(2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数

180 墳墓(=37+24+14+28+30+27+20)

(3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数

214 墳墓(=37+24+14+28+30+27+20+34)

(4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数

177 墳墓(=24+14+28+30+27+20+34)

(5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数

153 墳墓(=14+28+30+27+20+34)

(6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数

139 墳墓(=28+30+27+20+34)

(7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数

111 墳墓(=30+27+20+34)

(8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数

54 墳墓(=20+34)

(9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数

34 墳墓

(10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(参考値)2060年の年間必要墳墓数

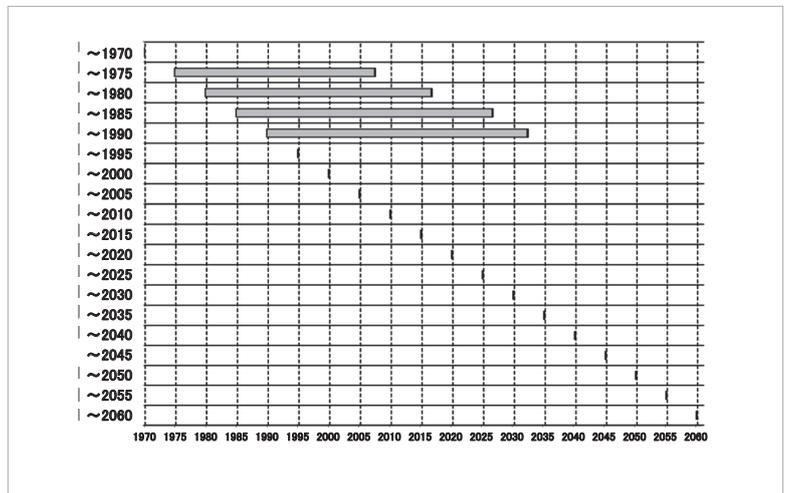
0 墳墓

高知県室戸市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	17,490	0.0115	201	0.774	0.183	28	0.170	26	27	23
2010～2015	15,210	0.0132	201	0.774	0.183	28	0.170	26	27	20
2015～2020	15,035	0.0153	230	0.774	0.183	33	0.170	30	32	20
2020～2025	14,133	0.0174	246	0.774	0.183	35	0.170	32	34	14
2025～2030	13,285	0.0192	255	0.774	0.183	36	0.170	34	35	14
2030～2035	12,488	0.0209	261	0.774	0.183	37	0.170	34	36	1
2035～2040	11,739	0.0222	261	0.774	0.183	37	0.170	34	36	0
2040～2045	11,034	0.0231	255	0.774	0.183	36	0.170	34	35	0
2045～2050	10,372	0.0236	245	0.774	0.183	35	0.170	32	34	0
2050～2055	9,750	0.0242	236	0.774	0.183	33	0.170	31	32	0
2055～2060	9,165	0.0254	233	0.774	0.183	33	0.170	31	32	0
<参考値>										
2060	8,615	0.0266	229	0.774	0.183	32	0.170	30	31	0

高知県室戸市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	8,290		3.31	0.0108	28.1	0
1975	8,398	108	3.17	0.0097	32.5	3
1980	8,620	222	3.03	0.0090	36.7	6
1985	9,153	533	2.77	0.0087	41.6	13
1990	9,175	22	2.54	0.0093	42.3	1
1995	8,955	-220	2.39	0.0099	42.2	-5
2000	8,758	-197	2.22	0.0102	44.1	-4
2005	8,640	-118	2.02	0.0115	43.0	-3
2010	8,312	-328	1.83	0.0132	41.4	-8
2015	7,945	-367	1.89	0.0153	34.5	-11
2020	7,603	-342	1.86	0.0174	30.9	-11
2025	7,276	-327	1.83	0.0192	28.5	-11
2030	6,963	-313	1.79	0.0209	26.7	-12
2035	6,664	-299	1.76	0.0222	25.6	-12
2040	6,377	-287	1.73	0.0231	25.0	-11
2045	6,103	-274	1.70	0.0236	24.9	-11
2050	5,841	-262	1.67	0.0242	24.8	-11
2055	5,590	-251	1.64	0.0254	24.0	-10
2060	5,350	-240	1.61	0.0266	23.3	-10



高知県室戸市における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
23 墳墓(=3+6+13+1)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
20 墳墓(=6+13+1)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
20 墳墓(=6+13+1)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
14 墳墓(=13+1)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
14 墳墓(=13+1)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
1 墳墓

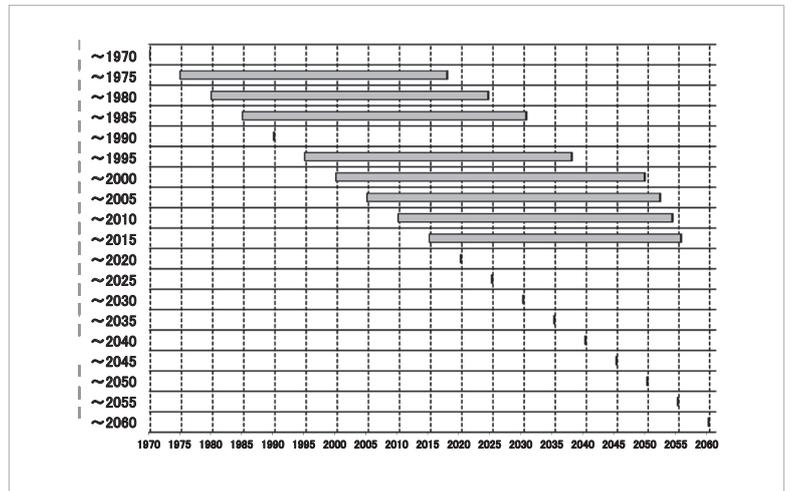
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

福岡県豊前市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	28,104	0.0085	239	0.774	0.183	34	0.170	31	33	66
2010～2015	27,051	0.0097	262	0.774	0.183	37	0.170	34	36	73
2015～2020	26,059	0.0112	292	0.774	0.183	41	0.170	38	40	79
2020～2025	25,103	0.0127	319	0.774	0.183	45	0.170	42	44	70
2025～2030	24,183	0.0140	339	0.774	0.183	48	0.170	45	47	59
2030～2035	23,296	0.0152	354	0.774	0.183	50	0.170	47	49	59
2035～2040	22,442	0.0161	361	0.774	0.183	51	0.170	48	50	52
2040～2045	21,619	0.0168	363	0.774	0.183	51	0.170	48	50	46
2045～2050	20,826	0.0172	358	0.774	0.183	51	0.170	47	49	46
2050～2055	20,062	0.0177	355	0.774	0.183	50	0.170	47	49	16
2055～2060	19,326	0.0186	359	0.774	0.183	51	0.170	47	49	6
<参考値>										
2060	18,617	0.0195	363	0.774	0.183	51	0.170	48	50	0

福岡県豊前市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	8,294		3.86	0.0070	38.9	0
1975	8,679	385	3.60	0.0065	42.8	9
1980	9,146	467	3.47	0.0065	44.4	11
1985	9,464	318	3.38	0.0065	45.5	7
1990	9,418	-46	3.30	0.0070	43.3	-1
1995	9,660	242	3.08	0.0076	42.8	6
2000	11,127	1,467	2.62	0.0077	49.6	30
2005	11,254	127	2.50	0.0085	47.1	3
2010	11,573	319	2.34	0.0097	44.1	7
2015	11,823	250	2.20	0.0112	40.5	6
2020	11,575	-248	2.17	0.0127	36.3	-7
2025	11,332	-243	2.13	0.0140	33.5	-7
2030	11,094	-238	2.10	0.0152	31.3	-8
2035	10,861	-233	2.07	0.0161	30.1	-8
2040	10,633	-228	2.03	0.0168	29.3	-8
2045	10,410	-223	2.00	0.0172	29.1	-8
2050	10,191	-219	1.97	0.0177	28.7	-8
2055	9,977	-214	1.94	0.0186	27.8	-8
2060	9,767	-210	1.91	0.0195	26.9	-8



福岡県豊前市における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
66 墳墓(=9+11+7+6+30+3)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
73 墳墓(=9+11+7+6+30+3+7)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
79 墳墓(=9+11+7+6+30+3+7+6)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
70 墳墓(=11+7+6+30+3+7+6)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
59 墳墓(=7+6+30+3+7+6)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
59 墳墓(=7+6+30+3+7+6)

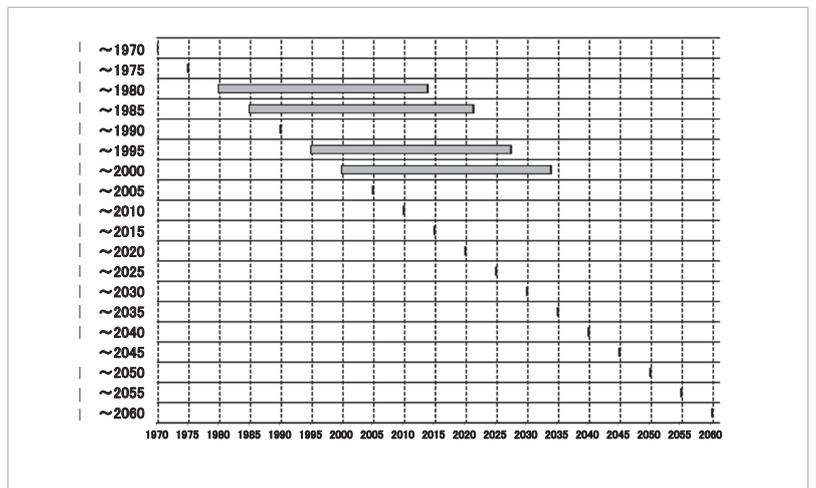
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
52 墳墓(=6+30+3+7+6)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
46 墳墓(=30+3+7+6)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
46 墳墓(=30+3+7+6)
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
16 墳墓(=3+7+6)
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
6 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

佐賀県多久市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	uj
2005～2010	22,739	0.0099	225	0.774	0.183	32	0.170	30	31	17
2010～2015	21,412	0.0113	242	0.774	0.183	34	0.170	32	33	17
2015～2020	20,491	0.0131	268	0.774	0.183	38	0.170	35	37	13
2020～2025	19,610	0.0149	292	0.774	0.183	41	0.170	38	40	13
2025～2030	18,767	0.0165	310	0.774	0.183	44	0.170	41	43	8
2030～2035	17,960	0.0179	321	0.774	0.183	45	0.170	42	44	5
2035～2040	17,188	0.0190	327	0.774	0.183	46	0.170	43	45	0
2040～2045	16,449	0.0198	326	0.774	0.183	46	0.170	43	45	0
2045～2050	15,742	0.0202	318	0.774	0.183	45	0.170	42	44	0
2050～2055	15,065	0.0208	313	0.774	0.183	44	0.170	41	43	0
2055～2060	14,417	0.0218	314	0.774	0.183	44	0.170	41	43	0
<参考値>										
2060	13,797	0.0228	315	0.774	0.183	45	0.170	41	43	0

佐賀県多久市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	6,819		3.93	0.0085	28.1	0
1975	6,833	14	3.74	0.0080	33.4	0
1980	6,955	122	3.69	0.0080	33.9	4
1985	7,123	168	3.63	0.0076	36.3	5
1990	7,047	-76	3.57	0.0083	33.7	-2
1995	7,151	104	3.43	0.0090	32.4	3
2000	7,305	154	3.28	0.0090	33.9	5
2005	7,166	-139	3.17	0.0099	31.8	-4
2010	7,100	-66	3.02	0.0113	29.3	-2
2015	6,958	-142	2.94	0.0131	25.9	-5
2020	6,819	-139	2.88	0.0149	23.3	-6
2025	6,683	-136	2.81	0.0165	21.6	-6
2030	6,549	-134	2.74	0.0179	20.4	-7
2035	6,418	-131	2.68	0.0190	19.7	-7
2040	6,290	-128	2.62	0.0198	19.3	-7
2045	6,164	-126	2.55	0.0202	19.4	-6
2050	6,041	-123	2.49	0.0208	19.3	-6
2055	5,920	-121	2.44	0.0218	18.8	-6
2060	5,802	-118	2.38	0.0228	18.4	-6



佐賀県多久市における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
17 墳墓 (=4+5+3+5)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
17 墳墓 (=4+5+3+5)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
13 墳墓 (=5+3+5)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
13 墳墓 (=5+3+5)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
8 墳墓 (=3+5)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
5 墳墓

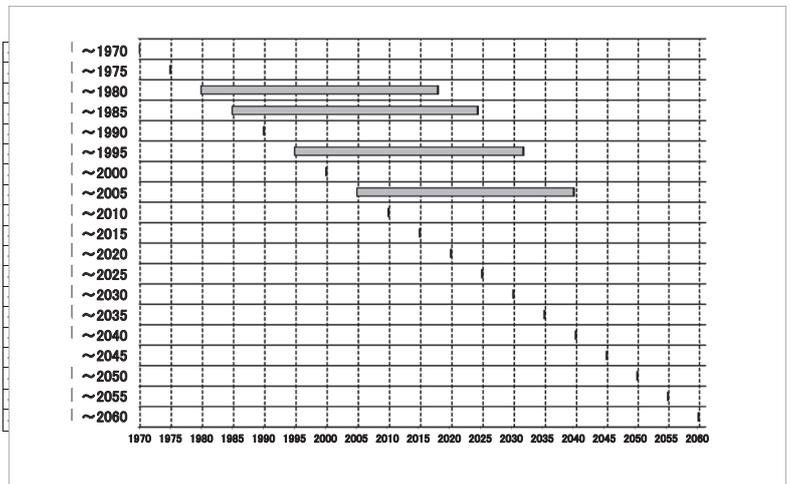
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

長崎県松浦市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	26,993	0.0101	273	0.774	0.183	39	0.170	36	38	27
2010～2015	25,158	0.0116	292	0.774	0.183	41	0.170	38	40	27
2015～2020	23,674	0.0134	317	0.774	0.183	45	0.170	42	44	27
2020～2025	22,277	0.0152	339	0.774	0.183	48	0.170	45	47	19
2025～2030	20,963	0.0168	352	0.774	0.183	50	0.170	46	48	11
2030～2035	19,726	0.0183	361	0.774	0.183	51	0.170	48	50	11
2035～2040	18,562	0.0194	360	0.774	0.183	51	0.170	47	49	2
2040～2045	17,467	0.0202	353	0.774	0.183	50	0.170	46	48	0
2045～2050	16,436	0.0207	340	0.774	0.183	48	0.170	45	47	0
2050～2055	15,466	0.0213	329	0.774	0.183	47	0.170	43	45	0
2055～2060	14,554	0.0223	325	0.774	0.183	46	0.170	43	45	0
<参考値>										
2060	13,695	0.0234	320	0.774	0.183	45	0.170	42	44	0

長崎県松浦市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	9,430		3.88	0.0084	30.7	0
1975	8,907	-523	3.71	0.0076	35.5	-15
1980	9,221	314	3.52	0.0075	37.9	8
1985	9,517	296	3.40	0.0075	39.3	8
1990	9,504	-13	3.29	0.0080	38.0	0
1995	9,824	320	3.10	0.0088	36.6	9
2000	9,382	-442	3.02	0.0089	37.2	-12
2005	9,462	80	2.85	0.0101	34.7	2
2010	9,214	-248	2.73	0.0116	31.6	-8
2015	8,836	-378	2.68	0.0134	27.9	-14
2020	8,474	-362	2.63	0.0152	25.0	-14
2025	8,127	-347	2.58	0.0168	23.1	-15
2030	7,794	-333	2.53	0.0183	21.6	-15
2035	7,474	-320	2.48	0.0194	20.8	-15
2040	7,168	-306	2.44	0.0202	20.3	-15
2045	6,874	-294	2.39	0.0207	20.2	-15
2050	6,592	-282	2.35	0.0213	20.0	-14
2055	6,322	-270	2.30	0.0223	19.5	-14
2060	6,063	-259	2.26	0.0234	18.9	-14



長崎県松浦市における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
27 墳墓(=8+8+9+2)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
27 墳墓(=8+8+9+2)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
27 墳墓(=8+8+9+2)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
19 墳墓(=8+9+2)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
11 墳墓(=9+2)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
11 墳墓(=9+2)

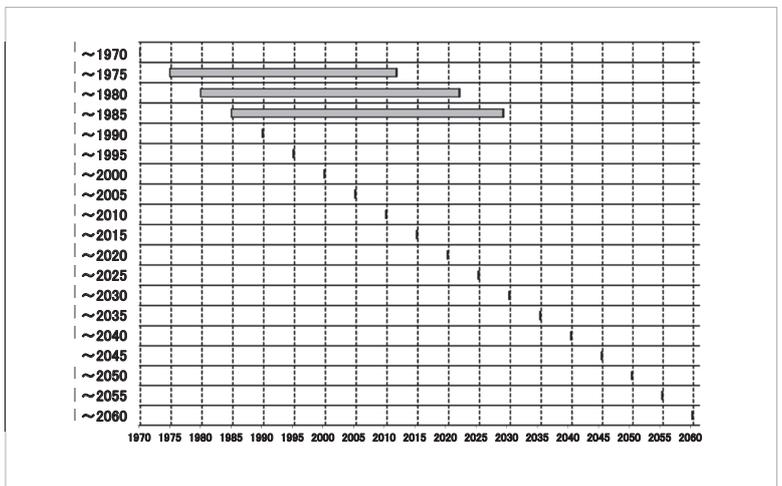
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
2 墳墓
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

熊本県水俣市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	29,120	0.0098	285	0.774	0.183	40	0.170	38	39	33
2010～2015	26,986	0.0112	302	0.774	0.183	43	0.170	40	42	33
2015～2020	25,758	0.0130	335	0.774	0.183	47	0.170	44	46	26
2020～2025	24,586	0.0148	364	0.774	0.183	52	0.170	48	50	26
2025～2030	23,467	0.0163	383	0.774	0.183	54	0.170	50	52	5
2030～2035	22,399	0.0177	396	0.774	0.183	56	0.170	52	54	0
2035～2040	21,380	0.0188	402	0.774	0.183	57	0.170	53	55	0
2040～2045	20,407	0.0196	400	0.774	0.183	57	0.170	53	55	0
2045～2050	19,478	0.0200	390	0.774	0.183	55	0.170	51	53	0
2050～2055	18,592	0.0205	381	0.774	0.183	54	0.170	50	52	0
2055～2060	17,746	0.0215	382	0.774	0.183	54	0.170	50	52	0
<参考値>										
2060	16,938	0.0225	381	0.774	0.183	54	0.170	50	52	0

熊本県水俣市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	10,690		3.56	0.0088	29.1	0
1975	10,930	240	3.37	0.0081	36.7	7
1980	11,819	889	3.14	0.0076	41.9	21
1985	12,043	224	3.03	0.0075	44.0	5
1990	11,770	-273	2.94	0.0079	43.1	-6
1995	11,675	-95	2.81	0.0083	42.8	-2
2000	11,651	-24	2.67	0.0086	43.5	-1
2005	11,363	-288	2.56	0.0098	39.8	-7
2010	10,893	-470	2.48	0.0112	36.0	-13
2015	10,599	-294	2.43	0.0130	31.7	-9
2020	10,313	-286	2.38	0.0148	28.3	-10
2025	10,035	-278	2.34	0.0163	26.2	-11
2030	9,764	-271	2.29	0.0177	24.6	-11
2035	9,500	-264	2.25	0.0188	23.6	-11
2040	9,244	-256	2.21	0.0196	23.1	-11
2045	8,994	-250	2.17	0.0200	23.1	-11
2050	8,751	-243	2.12	0.0205	23.0	-11
2055	8,515	-236	2.08	0.0215	22.3	-11
2060	8,285	-230	2.04	0.0225	21.7	-11



熊本県水俣市における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
33 墳墓(=7+21+5)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
33 墳墓(=7+21+5)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
26 墳墓(=21+5)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
26 墳墓(=21+5)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
5 墳墓
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓

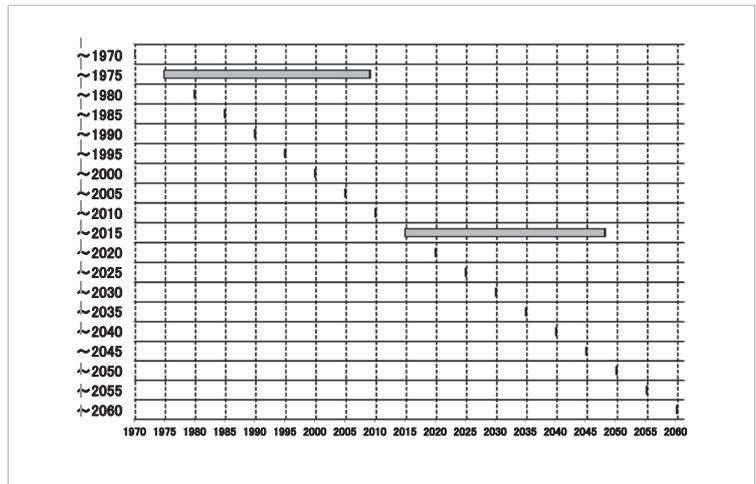
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

大分県津久見市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	21,456	0.0101	217	0.774	0.183	31	0.170	29	30	4
2010～2015	19,919	0.0116	231	0.774	0.183	33	0.170	30	32	0
2015～2020	19,441	0.0134	261	0.774	0.183	37	0.170	34	36	19
2020～2025	18,469	0.0152	281	0.774	0.183	40	0.170	37	39	19
2025～2030	17,546	0.0168	295	0.774	0.183	42	0.170	39	41	19
2030～2035	16,668	0.0183	305	0.774	0.183	43	0.170	40	42	19
2035～2040	15,835	0.0194	307	0.774	0.183	43	0.170	40	42	19
2040～2045	15,043	0.0202	304	0.774	0.183	43	0.170	40	42	19
2045～2050	14,291	0.0207	296	0.774	0.183	42	0.170	39	41	19
2050～2055	13,576	0.0213	289	0.774	0.183	41	0.170	38	40	0
2055～2060	12,898	0.0223	288	0.774	0.183	41	0.170	38	40	0
<参考値>										
2060	12,253	0.0234	287	0.774	0.183	41	0.170	38	40	0

大分県津久見市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	8,883		3.83	0.0090	29.8	0
1975	9,035	152	3.53	0.0083	34.1	4
1980	8,961	-74	3.40	0.0080	36.8	-2
1985	8,792	-169	3.28	0.0078	39.1	-4
1990	8,675	-117	3.09	0.0083	39.0	-3
1995	8,566	-109	2.90	0.0089	38.7	-3
2000	8,387	-179	2.76	0.0093	38.9	-5
2005	8,249	-138	2.60	0.0101	38.1	-4
2010	7,978	-271	2.50	0.0116	34.5	-8
2015	8,622	644	2.25	0.0134	33.1	19
2020	8,329	-293	2.22	0.0152	29.7	-10
2025	8,046	-283	2.18	0.0168	27.3	-10
2030	7,772	-274	2.14	0.0183	25.5	-11
2035	7,508	-264	2.11	0.0194	24.4	-11
2040	7,253	-255	2.07	0.0202	23.9	-11
2045	7,006	-247	2.04	0.0207	23.7	-10
2050	6,768	-238	2.01	0.0213	23.4	-10
2055	6,538	-230	1.97	0.0223	22.7	-10
2060	6,316	-222	1.94	0.0234	22.0	-10



大分県津久見市における年間必要墳墓数の推移

(1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数

4 墳墓

(2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数

19 墳墓

(4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数

19 墳墓

(5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数

19 墳墓

(6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数

19 墳墓

(7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数

19 墳墓

(8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数

19 墳墓

(9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数

19 墳墓

(10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数

0 墳墓

(参考値)2060年の年間必要墳墓数

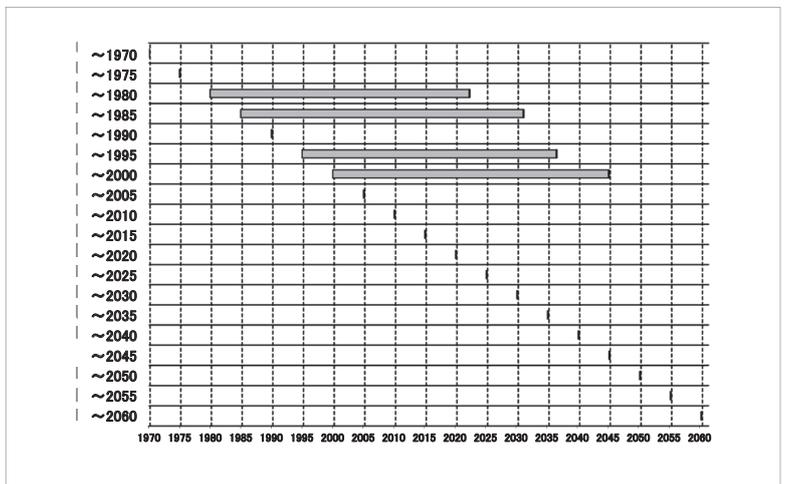
0 墳墓

宮崎県串間市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	19,267	0.0097	187	0.774	0.183	26	0.170	25	26	21
2010～2015	20,457	0.0111	227	0.774	0.183	32	0.170	30	31	21
2015～2020	19,393	0.0128	248	0.774	0.183	35	0.170	33	34	21
2020～2025	18,385	0.0145	267	0.774	0.183	38	0.170	35	37	21
2025～2030	17,429	0.0160	279	0.774	0.183	40	0.170	37	39	11
2030～2035	16,523	0.0174	288	0.774	0.183	41	0.170	38	40	11
2035～2040	15,664	0.0185	290	0.774	0.183	41	0.170	38	40	7
2040～2045	14,849	0.0193	287	0.774	0.183	41	0.170	38	40	6
2045～2050	14,077	0.0197	277	0.774	0.183	39	0.170	36	38	0
2050～2055	13,345	0.0202	270	0.774	0.183	38	0.170	36	37	0
2055～2060	12,651	0.0212	268	0.774	0.183	38	0.170	35	37	0
<参考値>										
2060	11,993	0.0222	266	0.774	0.183	38	0.170	35	37	0

宮崎県串間市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	8,714		3.64	0.0083	33.0	0
1975	8,649	-65	3.47	0.0076	37.9	-2
1980	9,064	415	3.25	0.0073	42.2	10
1985	9,242	178	3.07	0.0071	46.0	4
1990	8,741	-501	3.06	0.0076	43.0	-12
1995	8,774	33	2.88	0.0084	41.4	1
2000	9,024	250	2.62	0.0085	44.9	6
2005	8,700	-324	2.21	0.0097	46.6	-7
2010	8,417	-283	2.43	0.0111	37.1	-8
2015	8,290	-127	2.34	0.0128	33.4	-4
2020	7,975	-315	2.31	0.0145	29.9	-11
2025	7,672	-303	2.27	0.0160	27.5	-11
2030	7,380	-292	2.24	0.0174	25.7	-11
2035	7,100	-280	2.21	0.0185	24.5	-11
2040	6,830	-270	2.17	0.0193	23.8	-11
2045	6,570	-260	2.14	0.0197	23.7	-11
2050	6,320	-250	2.11	0.0202	23.4	-11
2055	6,080	-240	2.08	0.0212	22.7	-11
2060	5,849	-231	2.05	0.0222	22.0	-11



宮崎県串間市における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
21 墳墓(=10+4+1+6)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
21 墳墓(=10+4+1+6)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
21 墳墓(=10+4+1+6)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
21 墳墓(=10+4+1+6)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
11 墳墓(=4+1+6)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
11 墳墓(=4+1+6)

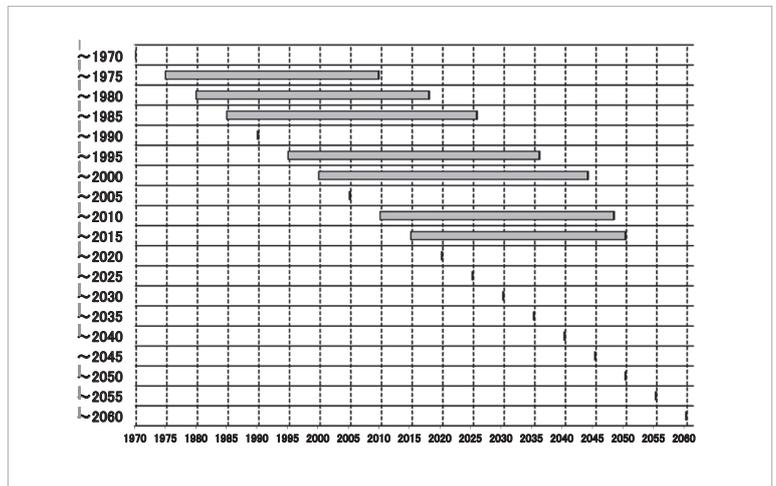
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
7 墳墓(=1+6)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
6 墳墓
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

鹿児島県西之表市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	倍系世帯率	倍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	18,198	0.0109	198	0.774	0.183	28	0.170	26	27	16
2010～2015	16,948	0.0125	212	0.774	0.183	30	0.170	28	29	20
2015～2020	16,123	0.0145	234	0.774	0.183	33	0.170	31	32	23
2020～2025	15,337	0.0165	253	0.774	0.183	36	0.170	33	35	16
2025～2030	14,591	0.0182	266	0.774	0.183	38	0.170	35	37	16
2030～2035	13,880	0.0198	275	0.774	0.183	39	0.170	36	38	14
2035～2040	13,204	0.0210	277	0.774	0.183	39	0.170	36	38	14
2040～2045	12,561	0.0219	275	0.774	0.183	39	0.170	36	38	13
2045～2050	11,949	0.0224	268	0.774	0.183	38	0.170	35	37	11
2050～2055	11,367	0.0230	261	0.774	0.183	37	0.170	34	36	0
2055～2060	10,814	0.0241	261	0.774	0.183	37	0.170	34	36	0
<参考値>										
2060	10,287	0.0253	260	0.774	0.183	37	0.170	34	36	0

鹿児島県西之表市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	7,367		3.56	0.0094	31.6	0
1975	7,493	126	3.24	0.0089	34.7	4
1980	7,754	261	3.04	0.0087	37.9	7
1985	7,844	90	2.89	0.0085	40.7	2
1990	7,734	-110	2.71	0.0088	41.9	-3
1995	7,775	41	2.55	0.0096	40.9	1
2000	7,847	72	2.40	0.0095	43.8	2
2005	7,786	-61	2.34	0.0109	39.3	-2
2010	8,082	296	2.10	0.0125	38.1	8
2015	8,192	110	1.97	0.0145	35.0	3
2020	7,864	-328	1.95	0.0165	31.1	-11
2025	7,549	-315	1.93	0.0182	28.4	-11
2030	7,247	-302	1.92	0.0198	26.4	-11
2035	6,957	-290	1.90	0.0210	25.1	-12
2040	6,679	-278	1.88	0.0219	24.3	-11
2045	6,412	-267	1.86	0.0224	24.0	-11
2050	6,156	-256	1.85	0.0230	23.5	-11
2055	5,910	-246	1.83	0.0241	22.7	-11
2060	5,674	-236	1.81	0.0253	21.8	-11



鹿児島県西之表市における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
16 墳墓(=4+7+2+1+2)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
20 墳墓(=7+2+1+2+8)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
23 墳墓(=7+2+1+2+8+3)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
16 墳墓(=2+1+2+8+3)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
16 墳墓(=2+1+2+8+3)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
14 墳墓(=1+2+8+3)

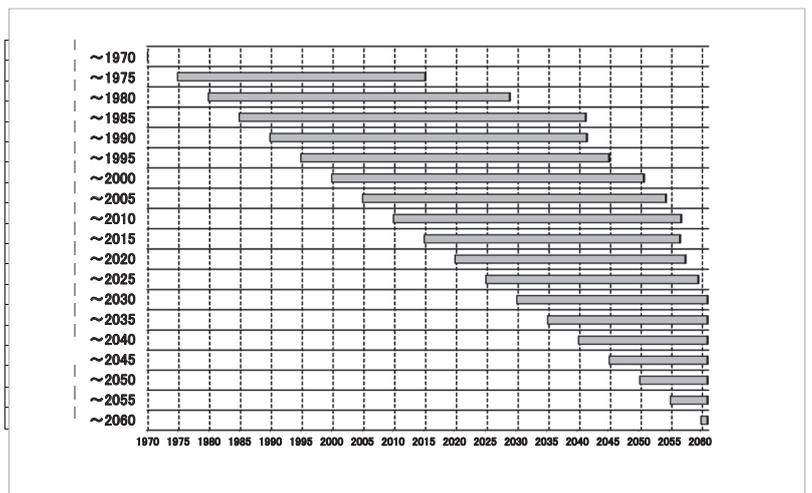
- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
14 墳墓(=1+2+8+3)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
13 墳墓(=2+8+3)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
11 墳墓(=8+3)
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
0 墳墓
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
0 墳墓

沖縄県南城市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	倍率 世帯率	倍率 世帯数	取得希望 世帯率	取得希望 世帯数	墳墓 需要数	森岡 需要数
2005～2010	39,651	0.0067	266	0.774	0.183	38	0.170	35	37	147
2010～2015	39,779	0.0077	306	0.774	0.183	43	0.170	40	42	174
2015～2020	42,005	0.0089	374	0.774	0.183	53	0.170	49	51	203
2020～2025	41,740	0.0101	422	0.774	0.183	60	0.170	56	58	187
2025～2030	41,477	0.0112	465	0.774	0.183	66	0.170	61	64	195
2030～2035	41,216	0.0122	503	0.774	0.183	71	0.170	66	69	175
2035～2040	40,956	0.0130	532	0.774	0.183	75	0.170	70	73	184
2040～2045	40,698	0.0135	549	0.774	0.183	78	0.170	72	75	193
2045～2050	40,442	0.0138	558	0.774	0.183	79	0.170	73	76	147
2050～2055	40,187	0.0142	571	0.774	0.183	81	0.170	75	78	157
2055～2060	39,934	0.0149	595	0.774	0.183	84	0.170	78	81	126
<参考値>										
2060	39,682	0.0156	619	0.774	0.183	88	0.170	81	85	65

沖縄県南城市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加 世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現 期間	単年度あた りの需要数
1970	5,873		4.96	0.0055	42.1	0
1975	6,806	933	4.54	0.0055	40.1	23
1980	8,157	1,351	4.18	0.0049	48.8	28
1985	9,109	952	3.96	0.0045	56.1	17
1990	10,022	913	3.68	0.0053	51.3	18
1995	11,041	1,019	3.46	0.0058	49.9	20
2000	12,079	1,038	3.24	0.0061	50.6	21
2005	13,075	996	3.03	0.0067	49.2	20
2010	14,317	1,242	2.78	0.0077	46.7	27
2015	15,516	1,199	2.71	0.0089	41.5	29
2020	15,780	264	2.65	0.0101	37.4	7
2025	16,048	268	2.58	0.0112	34.5	8
2030	16,321	273	2.53	0.0122	32.5	8
2035	16,598	277	2.47	0.0130	31.2	9
2040	16,880	282	2.41	0.0135	30.7	9
2045	17,167	287	2.36	0.0138	30.8	9
2050	17,459	292	2.30	0.0142	30.6	10
2055	17,756	297	2.25	0.0149	29.8	10
2060	18,058	302	2.20	0.0156	29.2	10



沖縄県南城市における年間必要墳墓数の推移

- (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数
147 墳墓(=23+28+17+18+20+21+20)
- (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数
174 墳墓(=23+28+17+18+20+21+20+27)
- (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数
203 墳墓(=23+28+17+18+20+21+20+27+29)
- (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数
187 墳墓(=28+17+18+20+21+20+27+29+7)
- (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数
195 墳墓(=28+17+18+20+21+20+27+29+7+8)
- (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数
175 墳墓(=17+18+20+21+20+27+29+7+8+8)

- (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数
184 墳墓(=17+18+20+21+20+27+29+7+8+8+9)
- (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数
193 墳墓(=17+18+20+21+20+27+29+7+8+8+9+9)
- (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数
147 墳墓(=21+20+27+29+7+8+8+9+9+9)
- (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数
157 墳墓(=21+20+27+29+7+8+8+9+9+9+10)
- (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数
126 墳墓(=27+29+7+8+8+9+9+10+10)
- (参考値)2060年の年間必要墳墓数
65 墳墓(=8+9+9+9+10+10+10)

